

近世多摩川流域の史的研究

1993年

多 仁 照 廣

多摩川流域史研究会

目次

『近世多摩川流域の史的研究』

(第二次研究報告) について

代表研究者 多仁 照廣

- 一、研究の目的 一
- 二、研究の経過 一
- 三、『研究報告』(第二次) について 二
- 四、今後の計画 二

第一章 多摩地域の支配と経済

◎寛政期の「取締役」制について

―多摩地域を中心に― 小松 修

- はじめに 五
 - 一、寛政五年の「取締役」設置 六
 - 二、寛政十年の「取締役」設置 一
 - おわりに 一五
- ◎関東郡代の再興と組合村 牛米 努
- はじめに 一九
 - 一、代官の在陣化と関東郡代の再興 二〇

二、関東直轄領における農兵制 三一

三、御料所最寄替と多摩の反対運動 四六

おわりに 五七

◎神奈川県近代五人組制度

安藤 陽子

- はじめに 五九
- 一、新政府の方針 五九
- 二、維新期の五人組 六〇
- 三、五人組の諸事例 六二
- 四、区・番組制と五人組 六三
- 五、一八八四年の地方制度改正と五人組の復活 六四
- 六、伍長の役割 六五

◎武州騒動の主体層について

―熊川村新蔵から見た一断面― 落合 功

- はじめに 六九
- 一、武州騒動の原因と質屋渡世 六九
- 二、近世後期における質屋渡世の展開 七一
- 三、熊川村の新蔵について 七四
- 四、武州騒動の展開と新蔵 七五
- 五、質屋渡世の展開と新蔵 七六
- おわりに 七七

第二章 多摩地域の社会と文化

◎近世村落における耕地の保有形態について

―特に伊奈村を中心とした―

秋留台地の開発を例として―

宮田 満

はじめに 九一

一、研究対象としての多摩郡伊奈村 九一

二、慶長九年伊奈之郷名寄帳 九六

三、寛文検地帳と宝曆地所改帳 一〇一

四、近世の伊奈村の耕地の様相 一一六

五、保有耕地の分布とその特徴 一三九

六、伊奈村の組と名主 二六二

おわりに 二八一

◎近世の村における庭場と組

桜井 昭男

はじめに 二八七

一、熊川村の場合 二八八

二、福生村の場合 二八九

三、大久野村の場合 二九三

四、平井村の場合 二九八

五、伊奈村の場合 三〇〇

まとめ 三〇三

◎多摩郡大久野村の組について

―幕末・明治初期を中心に―

池田 昇

はじめに 三〇七

一、大久野村の概況と分郷 三〇八

二、大久野村の組 三二三

三、組をめぐる諸問題 三二三

おわりに 三三四

◎明治期養蚕社会の技術伝播の主体

―東京府西多摩郡の

成進社を中心に―

鈴木 芳行

はじめに 三三九

一、老農下田伊左衛門 三三九

二、宗寿館の創立背景 三四三

三、成進社の目的 三四六

四、成進社の飼育法 三五〇

五、成進社の重役と社員 三五三

六、成進社蚕業講習所 三五六

七、成進社の養蚕教師 三五九

むすびに 三六一

◎近世後期における村方騒動の史料論的考察

―武蔵国多摩郡蓮光寺村を

岩橋 清美

事例として―

はじめに 三六五

一、蓮光寺村名主富澤本家について 三六五

二、村方騒動の経過 三六七

三、村方騒動の史料論的考察 三六九

おわりに 三八六

◎俳諧から俳句へ

―東京府西多摩郡西多摩村の

多田 仁一

『玉汀』と下田閑聲子―

はじめに 三九一

一、俳諧から俳句へ 三九二

二、俳句誌『玉汀』 三九六

三、西多摩実業補習夜学校と下田閑聲子 四〇五

四、『玉汀』と青年会 四〇六

おわりに 四一四

多摩川流域史研究会会員名簿と近業紹介 四二四

『近世多摩川流域の史的研究』

(第二次研究報告) について

代表研究者 多仁照廣

一、研究の目的

我々多摩川流域史研究会では、とうきゅう環境浄化財団の助成により、一九八九年一二月、研究会の第一次研究報告として、『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究』を発行した。この第一次研究報告では、秋川市小川の森田家文書と福生市熊川の石川家文書を中心に、多摩川・秋川の合流地域の歴史を考えた。今次の研究では、第一次の研究を進展させるために、多摩川・秋川合流地域を中心に、多摩川流域について第一次よりも広汎に史料を検討し、研究を深化させることに目的があった。

二、研究の経過

個々の研究経過については省略するが、今次の研究会の共通調査は、福生市域を中心に開始され、東村山市の内野家里正日誌、日野市の富沢家日記(国立史料館所蔵)などの、多摩地域に広くかわり、地域の歴史を考えるうえで柱となる史料をマイクロフィルムによって収集した。

さらに、多摩地域の歴史を考える場合に、主要な史料を提供してくれ

る家々の史料を見ていくと、幕府、殊に江川代官との関係に地域として特別なものがあつたことが考えられるようになった。そこで、伊豆斐山の江川代官所に残された江川家文書も調査を行なった。また、福生市の田村家と、江川代官の手代であつた柏木家(斐山)とが関わりがあり、江川代官の政策遂行の事情を知るに重要な史料が残されていることがわかつたので、これも調査した。

以上の史料調査を基礎に、国分寺市本多公民館を会場に研究会員の研究報告を一九九一年五月から再開した。

研究報告一覧

九一／五月例会 多仁照廣 成木村の希望の碑と教育立村

池田 昇 多摩郡大久野村の「組」について

六月例会 落合 功 幕末期における質屋渡世について

八月例会 桜井昭男 福生市域の庭場について

田淵正和 幕府の河川支配について

牛米 努 幕末期の多摩の御料支配について

九月例会 小松 修 多摩の農兵

十月例会 鈴木芳行 羽村の成進社について

米崎清実 多摩郡における近世村方文書の特質

十一月例会 宮田 満 秋留台地の開発と耕地の所有形態

安藤陽子 伍組について

九二／一月例会 北村澄江 コト八日の伝承について

多田仁一 俳諧から俳句へ

二月例会 関 雅子 福生の年貢について

三月例会 岩橋清美 近世後期における村落の変容と家意識

三、「研究報告」(第二次)について

今次の研究報告には、次の諸論を載せた。

第一章 多摩地域の支配と経済

寛政・享和期の「取締役」制について

小松 修

文政取締改革組合村以前の、寛政・享和期の取締組合の存在について検討した。

関東郡代の再興と組合村

牛米 努

元治元年に再興された関東郡代と江川代官による農兵取り立てを、幕府直轄領の再編成から検討した。

神奈川県の五人組

安藤 陽子

神奈川県における五人組について、県の行政組織の変遷との関わりで検討した。

武州騒動の主体層について

落合 功

慶応二年に起きた武州騒動について、その主体勢力を、農間質屋への質草の出し入れから分析した。

第二章 多摩地域の社会と文化

近世村落における耕地の保有形態について

宮田 満

多摩郡伊奈村について、寛文検地帳を基に、宝暦・明治の三時点を比較することにより、保有耕地から村を構成する家の秩序を検討した。

近世の村における庭場と組

桜井 昭男

西多摩地域に特徴的に存在する「庭場」について、支配機構と共同体機構の両面から検討した。

多摩郡大久野村の組について

池田 昇

多摩郡大久野村の組について、幕末・明治初期の支配分郷による変遷と、組の機能について検討した。

明治期養蚕社会の技術主体

鈴木 芳行

羽村の下田伊左衛門が創立した養蚕伝修所宗寿館と成進社の成立と、養蚕教師の実態から、養蚕技術の主体層を検討した。

近世後期における村方騒動の史料論的考察

岩橋 清美

村方騒動の史料を検討するにあたっての、史料論からの問題点を、多摩地域を取り上げて検討した。

俳諧から俳句へ

多田 仁一

羽村の俳人下田閑聲子を検討することにより、村落指導者に支えられた近世俳諧が、近代の「青年」層にまで広がる俳句に変遷する事の意味を検討した。

四、今後の計画

第一次の研究報告書および今次の研究報告書によって、多摩川流域史研究会としての到達目標である、多摩川の流域史という、流域の歴史像の構築に大分近づきつゝある。それぞれの研究が広がり、深化しながら、お互いに有機的な関係が見え始めたのが今次の研究成果であろう。この成果を基礎に、いわばまとめの作業段階が、再開される第三次研究会の課題と目標である。

第一章 多摩地域の支配と経済

寛政期の「取締役」制について

— 多摩地域を中心に —

小松 修

はじめに

寛政期の関東農村は、江戸地廻り経済圏の発展にともなって貨幣経済の影響を受ける一方、天明期に頻発した天災・飢饉により、農業経営を維持することができない瀆百姓が続出した。彼らは遊民となって江戸などの都市へ流入したため、農業労働力が極度に減少して、荒地・手余り地が増加し本百姓体制は崩れていったのである。この頃には年貢増徴に反対する百姓一揆や打ちこわしも多発したため、領主の年貢収入は減少し、幕府財政も逼迫していった。

幕府は荒廢した農村を復興させるため、心学などを通して農民を教化することによって間引きを防止し、また旧里帰農令を發布して江戸に流出した農民を呼び戻すなど、農村人口の増加を図った。そして夫食・種代・農具代の貸与や荒地起返・小児養育手当貸付金などの公金貸付を行ない、天災・飢饉に備えるために困米制度なども確立したのであった。このほかに幕領支配にあたり、不正を働いた代官を処罰し、新たに有能な代官を登用するなど地方支配機構の再編・強化もしている⁽¹⁾。

このように寛政期には改革などもあり、本百姓経営を維持させるため

のさまざまな農政が展開されているが、寛政一〇年（一七九八）三月に、関東において「博奕賭之勝負」の取締りを強化するために、幕領・私領の区別なく、中間支配機構として「取締役」が設置されたことが注目される。岩田浩太郎氏は、同六年（一七九四）三月に公事方御定書の「博奕御仕置」に関する規定を改正した「仕置御改革」の重要性を指摘し、

この刑事裁判体系の変更を基軸に、同一〇年に関八州の幕領・大名領・旗本領・寺社領の村役人や「身元宜者」から「取締役」が選任されたと述べられている⁽²⁾。そして「取締役」の具体的な活動として、「博奕賭之勝負」の取締り以外にも、風俗匡正・帰農奨励・農村復興策の建言、取集穀代金御貸付仕法の窓口機関、広域闘争の展開の阻止、都市下層民と江戸周辺農民との分断、米方御用達による米価調節・米穀流通掌握策や江戸湾防備政策などに関わっていたことを指摘されている⁽³⁾。

また澤登寛聡氏は、享和元年（一八一〇）三月に代官菅沼安十郎が葛西領（現東京都葛飾区・江戸川区・墨田区・江東区）において、「在方風俗取締役」を通じて実施した休日調査を紹介されている⁽⁴⁾。

そして最近牛米努氏は、岩田氏が指摘している寛政一〇年よりも早い同五年（一七九三）一二月に、すでに代官伊奈友之助支配下においては、幕領・私領の取締りのために、「郡中取締役」が任命されていることを紹介された⁽⁵⁾。

このほかの研究においても、中間支配機構・組合村制論などとの関連で、寛政一〇年に「取締役」が任命されたことが述べられているが、まだ研究は少なく不明確な点も多い。本稿は、このような研究状況であるので、「取締役」制について本格的に論じようとしたものではなく、多摩地域の史料を中心に呈示し、若干の検討を加えようとしたものである。

一、寛政五年の「取締役」設置

従来、幕領・私領を含めて風俗などの取締活動を命じられた「取締役」は、寛政一〇年（一七九八）三月に設置が命ぜられたことが知られているが、前述したように牛米氏によって、同五年（一七九三）一二月に伊奈友之助支配下で「郡中取締役」が任命されていることが指摘された。表1はこの時に任命された「郡中取締役」を、同氏の研究から転載させていたものである。

伊奈友之助は、寛政四年（一七九二）三月に関東郡代伊奈忠尊が失脚した後に、大貫次右衛門・篠山十兵衛・三河口太忠・菅沼安十郎とともに、伊奈氏の支配していた三〇万石余の幕領を分割して支配を命じられた代官の一人である。友之助は五万石余を支配したが、表1の村々は、高麗高倉新田と高麗久保村が高麗郡に属するほかは、すべて多摩郡に属し、「郡中取締役」の合計人数は二一名である。その内の一人に多摩郡熊川村名主弥八郎が任命されている。熊川村は幕領と旗本田沢・長塩の二氏による三給の村であったが、弥八郎は幕領の名主であった。

弥八郎が同役に任じられた際に、同村の新田百姓らが提出している「請書」が、次の「史料①」である。⁽⁶⁾

表1 寛政五年「郡中取締役」一覧

氏名	氏名	現市町村名
上高井戸村名主	三左衛門	杉並区
仙川村名主	□右衛門	調布・三鷹市
粕谷村名主	吉郎兵衛	世田谷区
中野村名主	卯右衛門	中野区
下布田村名主	市左衛門	調布市
下石原村名主	善右衛門	調布市
小川村名主	弥次郎	小平市
榎戸新田名主	源蔵	国分寺市
内藤新田名主	政右衛門	国分寺・府中市
柴崎村	弥惣次	立川市
柴崎村	次郎兵衛	立川市
熊川村名主	弥八郎	福生市
羽村名主	織部	羽村市
下高月村名主	新蔵	八王子市
八王子横山宿名主	市郎右衛門	八王子市
八王子八日市宿名主	郡蔵	八王子市
河辺村名主	宗兵衛	青梅市
檜原村名主	郡次	檜原村
丹三郎村名主	丹次右衛門	奥多摩町
高麗高倉新田名主	長三郎	鶴ヶ島村
高麗久保村名主	兵蔵	日高町

牛米努「明治維新と石川家」（多仁照広編『多満自慢石川酒造文書』第五卷 解説）より転載、一部加筆訂正

〔史料①〕

差上申一札之事

一、博奕并賭之諸勝負前以御法度之処、尚又嚴鋪御触度々有之候得共、今以不相止候段、村方制止方不行届趣達御聞ニ、当年至再応被仰触有之、其上今般郡中取締り之もの所々江被仰付、時々見廻り有之、山林川原非人小屋迄御吟味ニ候間、急度相慎可申旨組限ニ相改候様御申渡奉畏候、以来右類之義ニ携候ものハ、御用捨なく被仰立候旨承知仕、決而右体ニ拘り申間敷候、仍而為取締一札入置申処如件

寛政五丑年二月

熊川村

(中略)

新田

百姓

太兵衛

(他二八名略)

名主

弥八郎殿

この史料の内容は、「博奕並賭之勝負」は前々から禁止しているが、現在も行われている。当年になって再び出された御触では、所々に「郡中取締役」を任命し、彼らが時々見廻り、山林・川原・非人小屋まで吟味するので、急度博奕などを慎むるようにせよ、というものである。

すでに幕府は明和四年(一七六七)⁽⁷⁾に博奕の取締を強化し、関東・甲

州の風俗の悪さを指摘しているが、寛政五年一〇月には「博奕並賭之諸勝負」の取締りについて、代官に自分の支配所のみならず、私領の村々へも踏み込んで博徒らを召し捕らえることを命じている。⁽⁸⁾「郡中取締

役」の設置は、この時期の「博奕並賭之勝負」の流行を、幕府が深刻に受け止め、個別の村の規制に依存するのではなく、有力農民を中心に広域的な取締りを具体的にこなすものであった。

ところで、「郡中取締役」に關すると思われる史料は、現在のところ数点しか発見できていないが、以下それを示すことにする。

〔史料②〕

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡下師岡村名主幸左衛門奉申上候、今般被 仰渡候取締隱密役之儀、難有委細承知奉畏候、然所、八十有余ニ相成候祖母并母有之候、右両人之者共精々私江申間候儀ハ、其方不行届者ニ御座候得者、役儀大切ニ相守御役所様御用向不埒無之様可相勤よし申之、両母共常々心勞ニ存罷有候、此度被 仰付候 御用向之趣逸々両母江申間候処、御上意難有候儀与奉存候得共、不行届其方身分として、殊ニ近來不女意ニ罷成候得者、中々御用向相勤兼可申旨、両母共甚心勞仕候ニ付、此段御勤弁被成下置、何卒右 御用御免被成下候様奉願上候、尤両母江右 御用之趣及相談ニ、其上御請可仕与存候得共、重キ御上意与奉存候ニ付、先奉御請候得共、両母意存之儀も敷ケ敷奉存候ニ付、不得止事乍恐書付を以 御免被成下様奉願上候、何卒 御慈悲を以願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政七卯年二月

多摩郡

下師岡村

名主

幸左衛門

伊奈友之助様

御役所

〔史料②〕⁽⁹⁾は、多摩郡下師岡村名主幸左衛門が、寛政七年（一七九五）二月に伊奈友之助役所より任命された「取締隠密役」の辞退を申し出たものである。その理由は、幸左衛門の「不行届」な性格を、祖母と母が心配するので、「取締隠密役」を勤弁して欲しいというものである。これは名目であって本当の理由は、別のところにあった可能性がある。これを検討するには当該期の有力農民を農政の支配機構に取り込もうとする幕府の政策と、「惣代」をめぐる地域の動向などを考慮する必要がある。

さて、この時に幸左衛門が任命された「取締隠密役」であるが、これは寛政五年（一七九三）に任命された「郡中取締役」と同じ役目であると考えられる。というのは、次に紹介する「史料③」に幸左衛門とともに連名している羽村名主織部と河辺村名主宗兵衛は、表1で示されているように「郡中取締役」だからである。また表1に幸左衛門の名前がみられないのは、「此度被仰付候取締隠密役之儀」というように、彼は同七年（一七九五）二月に初めて任命されたものと推定できるからである。なお、同年十一月の「史料③」に幸左衛門の名前が連名されていることから、「取締隠密役」を辞退したいという願書は認められなかったと思われる。

「郡中取締役」は、「史料①」が示しているように博奕の取締りなどが主な任務であるが、このほかにはどのように機能しているのであろうか。

次の「史料③」を見ていただきたい。⁽¹⁰⁾

〔史料③〕

乍恐以書付奉申上候

武州多摩郡下師岡村・羽村・河辺村三ヶ村奉申上候、今般私共組合村々之内、隠酒造人有之哉有無書付を以可申上旨被 仰渡奉畏候、依之組合村々相札候処、干ヶ瀬村組頭政右衛門倅藤兵衛、去冬中々濁酒造相初、助情仕罷有候儀故、隠酒造之儀者、前々々御法度之儀ニ御座候得ハ、猶又今般嚴重之被 仰渡御座候ニ付、同人村役人共江被仰渡之趣逸々為申聞、濁酒造相止メ、酒造道具為相片付、已来濁酒造たりとゆふ共、決而為致申間敷、其旨村役人共々、私共方江書付取之、此上疑敷酒造仕候ハ、其段早速御届可申上候、依之私共連印書付差上申候、以上

寛政七卯年十一月

多摩郡

下師岡村

名主

幸左衛門

羽村

名主

織部

河辺村

名主

宗兵衛

伊奈友之助様

御役所

この史料は、下師岡村名主幸左衛門・羽村名主織部・河辺村名主宗兵衛が自分たちの管轄する組合村の隠酒造人の有無を調査することを命じられ、去冬より濁酒造を始めていた千ヶ瀬村組頭政右衛門の伴藤兵衛を摘発し、伊奈友之助役所に報告したものである。

このように「史料③」から、「郡中取締役」が「博奕並賭之勝負」の取締りのみならず、隠酒造人の摘発も行なっていたことを知ることができ

また史料中に「今般私共組合村々之内」とあるように「郡中取締役」を中心に組合村が存在していることを指摘できる。寛政一〇年（一七九八）に設置された「取締役」を中心に管轄村々として組合村が編成されている場合もあるが、この段階ですでに組合村が存在しているのである。

このような、「郡中取締役」による取締りの基盤となっている組合村は、どのように形成されたものなのであろうか。次の「史料④」は、下師岡・河辺村など八ヶ村が寛政六年（一七九四）二月に取り交した「議定」である。⁽¹¹⁾

〔史料④〕

議定書

左之八ヶ村之儀者、古来々組合ニ有之候得共、仕来候規矩も無之ニ付、今般相談之上、御用向ハ勿論臨時用共相互に申合せ、已来村々一同之御用向にて、御出役執レ之村方江御止宿被 仰付候共、御伝馬并御宿賄人足賃有之候節、八ヶ村割合之筈、其外ハ、応其変組合相談之上助合

候筈、右条割合之儀者、年々二月十月村順ニ其年当番村より会合触いたし、無高下割合出銭可致候、依之組合名主年寄百姓代連印いたし、為取替置申候、以上

寛政六寅年二月

多摩郡千ヶ瀬村

名主 幸右衛門 印

同 政次郎 印

百姓代 清助 印

川辺村

名主 宗兵衛 印

年寄 長兵衛 印

百姓代 利右衛門 印

駒木野村

名主 卯兵衛 印

年寄 孫左衛門 印

百姓代 六助 印

柚木村

名主 源左衛門 印

年寄 辰之助 印

百姓代 弥兵衛 印

根ヶ布村

名主 栄蔵 印

年寄 茂八 印

百姓代 伊兵衛 印

上師岡村

名主 善兵衛 ㊦

年寄 忠兵衛 ㊦

百姓代 伊助 ㊦

下師岡村

名主 幸左衛門 ㊦

年寄 主助 ㊦

百姓代 金蔵 ㊦

日向和田村

名主 長兵衛 ㊦

年寄 太郎左衛門 ㊦

百姓代 四郎左衛門 ㊦

この史料は、八ヶ村は従来よりの組合村であるが、今まで規則のようなものは作成していない。そこで今回相談し、村々全体に関する御用向であったならば、出役がいずれの村方へ止宿しようとも、「御伝馬並御宿賄人足賃」は八ヶ村の割合とする。そのほか、場合に依じて相談の上で助け合い、その割合は二月と一〇月に行ない高下なく出銭する、という「議定」である。

この組合村はすべて三田領に属し、この時期は幕領であった、千ヶ瀬村・河辺村・駒木野村・柚木村・根ヶ布村・上師岡村・下師岡村・日向和田村の八ヶ村である。この内下師岡村には、後北条氏滅亡後の天正一八年（一五九〇）に、在地土豪であった吉野織部之助が土着し、新町村を新田村落として開発している。彼は土豪的農民として周辺地域に影響

力を持ち、元和二年（一六一六）には、関東一八代官の一人で武州西北部一帯を支配する高室金兵衛より、川辺村の肝煎に任じられるなど、隣村の支配にも深く関わっていたのである。⁽¹²⁾

近世初頭の幕領支配は、在地性の強い代官のもとで、吉野織部之助のような土豪的農民を通じて行なわれ、地域秩序も郷を単位とする郷村制的なものであった。やがて寛文検地から国絵図・郷帳を作成した元禄期にかけて、村を単位とする組合村的な地域秩序に変動する。⁽¹³⁾ この八ヶ村は、三田領内の郷は別であるが、郷村的な地域秩序から組合村的な地域秩序へ変動する過程で、近隣であったため組合村としての関係を持つようになり、「郡中取締役」の設置が契機となつて、組合村の「議定」を作成するなどして、その結合基盤を再編成したものと考えられる。

以上述べてきたように、「郡中取締役」の設置は、寛政一〇年（一七九八）に関東全域に設置された「取締役」の前段階として重要な意義を持つものである。しかし、表一の「郡中取締役」の一覧は、「支配所三百ヶ村程ヨリ御見立二預り被仰付候也」とあることら、伊奈友之助の支配下の多摩郡と高麗郡の一部のみと考えられる。したがって、両郡以外の伊奈氏の支配地にも設置されているのか、またほかの関東の代官支配地にも設置されたのかなど、今のところ明らかではない点が多い。

二、寛政一〇年の「取締役」設置

近世中期頃から関東の村々において、無宿・博徒などが長脇差を帶し、子分を従えて頻繁に横行したので、このような治安の悪化に対して風俗を取締るため、寛政一〇年（一七九四）三月に幕領・私領の別なく「取締役」の設置を命じている。

次に示す「史料⑤」は、同年六月に伊奈友之助が任命した「取締役」の請書である。⁽¹⁵⁾

〔史料⑤〕

差上申一札之事

関東在方において同類を集め通り者と与唱、身持不埒之者を子分杯与号し抱置、或者長脇差を帶し、目立衣服を着し、不屈之仕業ニおよび候者有之由被及御聞候、右者畢竟角力渡世之者杯、在方ニおいて右躰之風俗いたし候者有之候ゆへ、おのつから押移候哉ニも候間、是又同様之風俗不相成旨被仰付候、依之以来前文之風俗ニ而徘徊いたし候者并百姓共之内、風俗不宜もの、又者無商売ニ而不宜所業をなし候もの、其外往還船着場等ニ不相成ニ家作いたし、召仕ニも無之出所不慥男女等差置候類、何事ニよらず、都而村方之ためニ不相成もの共有之者、其始末早速御訴可申上旨、此度被仰触候ニ付、私共へ別段取締被仰付候間、御支配所内者勿論、万石以下御知行所并寺社領之内ニも、前文之風俗致し候者捕置、御訴申上、其外都而村方之ためニ不相成儀ハ、其始末早速御訴可申上旨被仰渡候段、且万石以上御領分并重キ御役人様方御知行之村々江者、差綺申間敷旨、是又被仰渡一同承知奉畏候、

仍御請証文差上申所如件

寛政十年年六月

八王子横山宿

名主 七郎兵衛

(以下四名略)

伊奈友之助様

御役所

この「請書」に連名している伊奈友之助支配下の「取締役」は表2の通りである。表1の寛政五年（一七九三）の「郡中取締役」の地域よりも広域で多摩郡を中心に、橘樹・高麗・足立郡に及び、人数も四五名である。

また、八王子横山宿七郎兵衛、檜原村軍次、下石原村善右衛門、丹三郎村丹次右衛門、河辺村宗兵衛、中野村卯右衛門、上高井戸村三左衛門、八日市宿郡蔵、榎戸新田源蔵など九名が「郡中取締役」に任命されている者と重複している。

「取締役」の任務は、村内部の「博奕並賭之勝負」の取締りだけでなく、寛政一〇年（一七九八）になると、より広域的な風俗の取締りが対象となってくるのである。

伊奈友之助支配下の「取締役」の具体的な活動は現在あきらかにできない。周辺の代官について見ると、早川八郎左衛門は、寛政一〇年より少し遅れた時期であるが、享和元年（一八〇一）八月に「取締役」から次のような請書を取っている。⁽¹⁶⁾

表2 寛政一〇年六月「取締役」一覽

氏名	現市町村名
八王子横山宿	八王子市
檜原村	檜原村
下石原村	調布市
吉祥寺村	武蔵野市
氷川村	奥多摩町
久保村	日高町
伊藤谷村	足立区
五兵衛新田	足立区
丹三郎村	奥多摩町
中野島村	川崎市
羽村	羽村町
鶴間村	町田市
河辺村	青梅市
上川口村	八王子市
箱根ヶ崎村	瑞穂町
上柵田村	八王子市
中藤村	武蔵村山市
白丸村	奥多摩町
北見方村	川崎市
子母口村	川崎市
上作延村	川崎市
北網島村	横浜市
大曾根村	横浜市
金町村	葛飾区

氏名	現市町村名
河内村	奥多摩町
原村	奥多摩町
中野村	中野区
馬橋村	杉並区
上荻窪村	杉並区
駒木野村	青梅市
柴崎村	立川市
五兵衛新田	立川区
華又村	足立区
押立村	府中市
上高井戸村	杉並区
溝口村	川崎市
上石原村	調布市
下祖師ヶ谷村	世田谷区
上布田村	調布市
金子村	調布市
八日市宿	八王子市
榎戸新田	国分寺市
上成木村上分	青梅市
上成木村下分	青梅市
下師岡村	青梅市

吉野禎次家文書「寛政六年六月差上申一札之事（風俗取締二付）」東京都教育委員会『旧武蔵国多摩郡下師岡村名主吉野家文書調査報告』目録番号A支配一四七より作成

〔史料⑥〕

差上申御請書之事

私共勤方区々旨被為及 御聴、此上取締役動向心得之趣、御書付を以被仰渡逐一承知奉畏候、以来右御書付之趣急度相守、一同出情相動候様可仕候、依而御請印形差上候処如件

享和元年

酉八月

武州多摩郡

府中宿之内

新宿

取締役并是政村五郎

右衛門持場当分兼

名主

七右衛門

日野本郷

取締役

名主

彦右衛門

下小金井村

同

名主

八郎兵衛

砂川村

同

名主

源五右衛門

後ヶ谷村

同

名主

勘左衛門

早川八郎左衛門様

御役所

この史料中に「此上取締役向心得之趣、御書付を以被仰渡逐一承知奉畏候」とあるが、「御書付」が確認できないため、「取締役向心得」の内容を知ることができないが、早川八郎左衛門支配下の府中宿名主七右衛門・日野本郷名主彦右衛門・下小金井村名主八郎兵衛・砂川村名主源五右衛門・後ヶ谷村名主勘左衛門の五名が「取締役」に任命されていることを知ることができる。

また、早川八郎左衛門支配下の「取締役」の動向を知ることができる史料として、以下の二点がある。⁽¹⁷⁾

〔史料⑦〕

此度種^{シノ}植付被仰付候二付、右植付候而も生立候地所も支配所内ニ有之候哉否、早々相糺可申候旨被仰渡候間、其方共居村ハ勿論組合村々承合、否書付相認可成丈早速可差出候、尤格別違方并新田少村之場所者相残候而も不苦候、此廻状相廻し留り可相返候、以上

早川八郎左衛門

役所

(享和二)

戊五月十七日

六月十六日二廻ル

後ヶ谷村

取締役

勘左衛門

砂川村

同

源五右衛門

小金井村

同

八郎兵衛

府中新宿

同

七右衛門

日野本郷

彦右衛門

(享和二年)

戌十一月十一日

多摩郡府中宿

七右衛門

日野本郷

彦右衛門

砂川村

源五右衛門

後ヶ谷村

勘左衛門

〔史料⑦〕の内容は、早川八郎左衛門が「取締役」に対して、自分たちの居住する村と管轄する組合村の中に、樟を植付けても成長する場所があるかどうかの調査を命じたものである。

〔史料⑧〕の内容は、宝暦一〇年（一七六〇）より明和六年（一七六九）までの割付を見合のため、村々の割付を集める。村々が各自持参していたのでは、数ヶ村であるので遅引に及び、また小村は難儀であるから、最寄村々の分を「取締役」が集めるように命じたものである。

以上、わずかな史料であるが、早川八郎左衛門支配下での「取締役」の活動は治安取締りばかりでなく、農政にも関わっていることを示している。

〔史料⑧〕

追而申合名々最寄宜村々引請可取集候、以上

此度村々宝暦十辰年月明和六丑年迄割附見合之義有之二付、別紙廻状遣候間可得其意候、尤村々銘々持参候而者、数ヶ村之儀二付及遅引、或者小村等者難儀之筋二付、最寄村々之分其方共江取集申付候間、村々失費無之様取計御免之義二付、早々取集可差出候、以上

早川八郎左衛門

役所

おわりに

以上、本稿は、多摩地域を中心に寛政五年（一七九三）から享和元年（一八〇一）にかけての「取締役」制について、史料を紹介しつつ述べてきた。

「取締役」の活動は、岩田氏が指摘されたように地域によって差はあるが、さまざまな活動を行なっており、当該地域においても「博奕並賭之勝負」の取締りばかりでなく、「史料③」・「史料⑦」・「史料⑧」で示したように、農政に関わっていることを知ることができる。このことから「取締役」制は、幕領・私領においては治安取締りを行いながら同時に、農政に関わる機構として関東に統一的な組織を、幕領を中心に構築しようとして意図していたものと考えられる。しかし、「はじめに」で述べたようにこの研究は途上のものであり、多くの課題を残しているので、以下今後の展望も含めて述べてみたい。

まず、寛政五年の「郡中取締役」と寛政一〇年の「取締役」との関連である。「郡中取締役」が伊奈友之助支配下に設置されたのか。関東全域に設置されたものなのか。伊奈友之助支配下のみならば、その理由はなぜか。この時期は寛政四年（一七九二）に関東郡代伊奈忠尊が失脚⁽¹⁸⁾、北関東では陣屋が相次いで設置されている。また、寛政から享和期にかけて、関東郡代附勘定組頭らや町奉行根岸肥前守配下の者が多摩地方の廻村を行ない、休日・博奕・祭祀礼事など民衆の日常生活を取り締まる⁽¹⁹⁾など、幕領支配にとって重要な転換期であった。この点を踏まえながら今後検討する必要がある。

次に、享和期以降の「取締役」の活動を明らかにし、改革組合村への継続の過程を検討することである。宝暦・天明期頃から関東各地で、治安維持のための組合村が編成されているが、多摩地域でも、文化・文政期に浪人者取締組合が結成されている⁽²⁰⁾。このような組織は「取締役」制とどのように関係しているのだろうか。寛政期以降は、「取締役」制が治安取締りに十分に機能していれば、必要がなかったとも考えられるのである。

そして、改革組合村が編成された後の幕領支配との関連である。江川太郎左衛門の支配下であった幕末期の多摩地域では、農兵や兵賦の取り立ては改革組合村内の幕領村々を単位としているが、幕領の農政全般はどのように行なわれていたのだろうか。他地域の例について見ると、上野国岩鼻陣屋支配下の村々では文化期に「郡中取締役」が設置され、文政一〇年（一八二七）に「改革組合」編成された後は「郡中取締役」と併存して機能している⁽²²⁾。また下総国の幕領においては、弘化元年（一八四四）に農政全般を行なうために勤農組合村が編成され、ここでも改革組合村と併存して機能している⁽²³⁾。このように上野・下総の事例では、寛政期に幕府が意図した統一的な関東の支配方式は、その後、幕領・私領を含めた主に治安取締りを行なう支配機構（幕領・私領による「改革組合村」制）と、幕領の農政全般を行なう支配機構（個別代官所による支配体制）とが相補いながらも別個に存在しているのである。

以上のような点について、今後当該地域の「取締役」設置以前の地域状況、そして「取締役」制から「改革組合村」制を経て、幕末期に至る過程を、個別領主権や個別代官所の支配権の問題、地域の対応などを考慮しながら検討したい。

- (1) 津田秀夫「寛政改革」(旧版岩波講座『日本歴史12近世4』、一九六三年)、北島正元「寛政改革」(同氏編『体系日本史叢書』政治史Ⅱ、一九六五年)、竹内誠「寛政改革」(新版岩波講座『日本歴史12近世4』、一九七六年)、須永(阿部)昭「寛政期における幕府代官の地方支配の展開」(『栃木県史研究』一六・一七合併号、一九七九年)、柏村哲博「寛政改革と代官」(『図書刊行会』一九八五年)など。
- (2) 岩田浩太郎「寛政六年『仕置御改革』の政策的意義」(『史海』第二九号、一九八二年)。
- (3) 岩田浩太郎「寛政改革と『取締役』設置」(『近世史研究』へ東京学芸大学近世史研究会)第三号、一九八一年)。なお同氏は近刊予定の『川崎市史』通史編2近世においても、「取締役」の関係を担当されており、詳しく論述されることと思う。
- (4) 澤登寛聡「東・西葛西領の休日調査に関する基礎史料―江戸近郊地域の人々の日常生活史の理解のために―」(東京都葛飾区教育委員会議『プラネタリウム・郷土資料館調査報告書』一九八六年)。
- (5) 牛米努「明治維新と石川家」(多仁照広編『多満自慢石川酒造文書』第五巻解説、一九九〇年)。
- (6) 『福生市史』資料編近世1、八六号文書。
- (7) 『徳川禁令考』前集第四、二二二九号文書。
- (8) 註(2) 岩田『史海』論文、荒井顕道編集・滝川政次郎校訂『牧民金鑑』下巻七五九頁。
- (9) 吉野禎二家文書、史料番号A支配一四七。なお同家の文書目録は、

東京都教育委員会『旧武蔵国多摩郡下師岡村名主吉野家文書調査報告』(一九八八年)に収録されている。また、この「史料②」と次に提示する「史料③」については、すでに田淵正和氏が「取締隠密役」をめぐる(『吉野家文書勉強会』一九八六年九月二六日)というテーマでの口頭発表で紹介している。

(10) 吉野禎二家文書、史料番号J農業・諸産業四三。

(11) 吉野禎二家文書、史料番号G社会・文化五四。

(12) 馬場憲一「近世前期世襲代官の支配とその終焉―江戸幕府高室代官の事例を中心に―」(『法政史学』第四〇号、一九八八年)。なお、吉野織部之助の新田開発については、村井益男「吉野織部之助と村づくり」(北島正元編『日本人物史大系』第三巻、朝倉書店、一九五九年)、武田庸二郎「近世初期、武州多摩郡新町村の開発について」(東京都教育委員会『東京都古文書集』第二巻、一九八四年)などがある。

(13) 澤登寛聡「近世前期における三田『領』の町村構成と領主支配」(東京都教育委員会『東京都古文書集』第三巻、一九八五年)。なお、地域の変動に関しては、組合村などの研究史を中心にまとめられている、渡辺尚志「日本近世における地域」(『歴史科学と教育』第一〇号、一九九一年)を参照していただきたい。

(14) 註(5)五三五―五三七頁の掲載史料。

(15) 吉野禎二家文書、史料番号A一四七。

(16) 比留間一郎家文書。同家の文書の閲覧に関しては、比留間一郎氏に大変お世話いただいた。記して感謝したい。

(17) 比留間一郎家文書「享和二年五月御用留」、史料目録番号九五。

- (18) この点については、竹内誠「関東郡代伊奈忠尊の失脚とその歴史の意義」(『徳川林政史研究所「研究紀要」昭和四一年度)、根崎光男「伊奈忠尊失脚後の関東郡代」(『日本歴史』第五二二号、一九九一年)などを参照していただきたい。
- (19) 吉岡孝「寛政期多摩地方における在地調査と寺社」(『関東近世史研究会月例会報告要旨』(『関東近世史研究』第二九号、一九九〇年)。
- (20) 文政元年(一八一八)に熊川村、拝島村、田中村、上河原村、大神村、築地村、中神村、福島村、柴崎村の九ヶ村が、浪人取締の「議定書」を作成している(内野英雄家文書「議定書」(『福生市史編さん室所蔵マイクロフィルム写真版』)。また文政四年(一八二二)には、関戸村を中心に日野領・小宮領・由井領・柚木領に属する村々が「浪人もの取締組合」を結成している「米崎清美」「浪人もの取締組合」の結成と展開―武蔵国多摩郡関戸村外二十ヶ村組合の場合―(『法政史論』第一一号、一九八四年)。
- (21) 熊澤徹「幕末維新期の動乱と田無―民衆の軍事動員との関わりで―」(『市史研究たなしの歴史』二、一九九〇年)。
- (22) 井出徹「近世後期北関東における農村支配機構―上州の『郡中取締』制を中心に―」(『群馬歴史民俗』第九号、一九八七年)。
- (23) 拙稿「幕末期下総国幕領の勸農組合村―結城・猿島・岡田郡を中心に―」(『関東近世史研究』第二九号、一九九〇年)。

関東郡代の再興と組合村

牛米 努

はじめに

幕末維新期の政治情勢のなかで、文久期は、幕府の大政奉還への政治的ルートを生みだす転換期と位置付けられている。文久期の幕政改革は、幕府の職制改革や軍制改革、それに参勤交代制の緩和等を打ち出した。とくに参勤交代制の緩和は、諸大名の財政負担を軽減することを目的としたが、結果的に大名統制を緩和したことにより幕府の崩壊を早めることになったとされている。⁽¹⁾これは直接には西南雄藩の政治的な台頭を指すが、譜代の諸藩と幕府との関係においても従来とは異なった状況を生み出すことになる。文久期以降、政治の舞台は京都の朝廷に移り、攘夷運動も勢力を増していく。このようななかで幕府の関東支配はより一層の強化が図られていくが、軍事的には非力な代官支配地における治安維持が大きな課題となる。従来は、代官支配地は近隣諸藩の軍事力により防衛されることになっていたが、諸藩の財政負担の増大と諸大名の統制緩和により、幕府直轄領の治安は幕府の手で維持せざるをえなくなっていくのである。

このようななか、幕府は膝元である関東の治安強化を目的に、元治元年に関東郡代の再興をはかった。⁽²⁾関東郡代の設置は、支配機構の集権化と、錯綜する入り組み支配の一元化を目指したもので、勘定奉行・関東郡代・代官・関東取締出役の職制上の不統一を是正するため、慶応三年

には関東在方掛へと変化していったことが明らかにされている。しかし関東郡代制の研究は少なく、幕末期の関東の直轄領支配のなかでの位置付けが十分になされているとはいえない。

本稿の課題は、関東郡代制の展開過程を、多摩地域を中心に分析することにある。とくに多摩の農兵と関東郡代制との関係、そして郡代支配と関東の幕府直轄領支配について考察するものである。近年、多摩の農兵については組合村の構造との関係から研究がなされているが、幕府直轄領における農兵制の位置付けはなされていない。また、郡代制や農兵制の採用は、幕府直轄領の再編成の問題とも深く関わっており、⁽³⁾この点についても多摩地域の村々の動向を中心に考察するものである。⁽⁴⁾

註

(1) 井上光貞他編『日本歴史大系4』近代I(大久保利謙執筆分)(山川出版社、一九八七年)。

(2) 高橋実「『徳川絶対主義』形成の志向と挫折」(津田秀夫編『解體期の農村社会と支配』校倉書房、一九七八年)、同「『新規関東郡代』制の成立と展開」および村上直「近世後期、関東幕領の支配体制」(いずれも村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、昭和五九年)。飯島千秋「幕末期幕府の関東支配」(津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂、一九八九年)。とくに飯島論文は、「長坂氏記録」や「江戸城多間櫓文書」など、これまで利用されていなかった勘定所関係史料をもとに構成されており、本稿の関東郡代および関東在方掛の理解も基本的には飯島論文に依っている。

(3) 茂木陽一「幕末期幕領農兵組織の成立と展開」(『歴史学研究』

四六四、一九七九年一月）、森安彦「文政改革と関東農村」（前掲『論集関東近世史の研究』）。

(4) 幕府直轄領の再編成を考える場合、具体的には各代官の支配地域の変遷を明らかにする必要があるのだが、基本的な史料の欠如により困難な作業とならざるをえない。幸い本稿で対象とする江川代官支配地については、『葦山町史』第六卷上（葦山町史刊行委員会、平成四年）により、個別的な村名の把握が可能になった。

一、代官の在陣化と関東郡代の再興

文久年間、政治の舞台が京都に移り、朝廷を中心に展開する時期である。関東においても、水戸藩を中心とした攘夷運動が勢いを増していた。こうした情勢にたいして、幕府は、文久元（一八六一）年二月朔日に、「此頃近在所々江浪人又は無宿鉢之ものとも徘徊いたし、無心ケ間敷事共申掛、及不法候者も有之哉二相聞」、今後これらの者どもが立ち回った場合容赦なく捕縛すること、もし手に余った場合は殺害してもよいとの触を、三奉行を通じて関八州に通達した。⁽¹⁾ そのさい鉄砲の使用を許可するとともに、隣接する領主が相互に加勢することも明記されている。さらに小身の旗本知行所へは最寄りの大名や陣屋から人数を出すと、代官所領と寺社領の取締は最寄りの大名が注意することとされていた。こうした措置は、水戸藩領内に集合する攘夷派浪士への対応策であった。また、翌文久二年十二月には、来春の將軍上洛に備えて、関八州の村々に留守中の取締と出訴の抑制を命じる触も出されている。⁽²⁾

文久三年三月、関東に大きな衝撃が走った。生麦事件の賠償を要求するイギリス軍艦四隻が、江戸湾に侵入したのである。幕府は、交渉の成り行きによっては、開戦という事態もありうると判断し、その旨を諸侯・旗本・御家人へ内々に通知した。「戦争」が現実のものとして眼前に迫ってきたのである。武士はもとより、江戸の町人達も妻子や老人などの疎開の準備を開始した。江戸では、「耆嫗婦幼をして遠陬の僻地へ去らしめ、資材雑具は郊外の親戚知己の許へ預くるとて、これを運送しける」という有様であった。⁽³⁾ 江戸周辺に知行地を持つ旗本は自分の知行地へ、諸藩でも縁故のある村へ疎開先を求めている。多摩の代官所領の村々へは、代官所および寺社の触頭から、それぞれ疎開先となるような広い部屋の所有者や寺院名の調査が指示されている。ちなみに拝島宿組合の村は、江戸の町人と鷹場の関係から尾張藩家中の疎開先となっていた。⁽⁴⁾ このような事例は、多摩地域の村々には事欠かない。

また関東代官にたいしては、兵糧米の買上も命じられている。各支配所内の百姓売米を、五万石を目当てに買い付けることとし、それぞれに千両が前金として渡されている。⁽⁵⁾ そして非常の節は、各屯所の焚出し御用として手附・手代を派遣する手筈になっていた。しかし戦争の危機は去り、こうした騒動も四月には鎮静化した。

文久三年（一八六三）七月六日、支配所内に陣屋をもつ代官にたいして在陣が命じられた。これは治安対策と年貢の確保を目的としたもので、在陣化にあたっては、陣屋を防衛するための武力として農兵の取り立てが検討されていた。農兵取り立てが浮上する契機となった、文久元年に提出された江川代官による農兵取り立て建白については、次の章で改めて検討する。同年八月十日、幕府直轄領における農兵の取り立てが、老

中松平豊前守信義の内諾するところとなり、「土地人民共難渋不相成、御警衛向行届候様主法勤弁之上」、各支配所ごとに見込みの提出が命ぜられた。しかし代官の反応は、積極的に設置を望むものと、農兵の弊害を指摘するものとに二分されていた。積極論には、嘉永年間から二代にわたって農兵設置願いを出していた江川代官や、摂津・河内・播磨三か国の代官羽田十左衛門正見などがある。羽田は、従来は御料所の海岸警備は諸藩に命じてきたが、鎖港攘夷の朝命により全国の海岸防禦を強化しなければならなくなった。そのため手薄になる国内の治安維持のために、御料所に農兵を取り立てて非常の場合に備えたいとの意見を述べている⁽⁶⁾。慎重論を唱えた代表的な人物は、後の関東郡代木村敬蔵勝教である。木村はこのとき勘定組頭で、武蔵国の代官を兼帯している。文久三年八月に提出された木村敬蔵の上申書は、以下のとおりである。

御料所農兵之儀ニ付見込之趣申上候書付

木村敬蔵

御料所村々農兵之儀松豊前守殿江御伺之処、土地人民共難渋不相成、御警衛向行届候様主法勤弁之上、猶可相伺旨被仰渡候間、銘々支配所之地勢ニ応し見込之趣早々取調可申上、先般農兵之見込申上候者共ハ、此度申上候ニ不及旨をも被仰渡候

此儀愚案ニハ、俄ニ一般農兵御取立之事ニ相成候ハ、却而害を生し可申哉ニ奉存候、第一是迄之御制度、御代官は悪克者有之候得ハ召捕御仕置をも相伺候得共、素々農事を勤め農民を撫育いたし候儀主事ニ而、非常之防禦等迄小身之御代官纔之手附手代ニ而可心得と之御趣意ニハ有之間敷、右故前々御代官役所ニ別段非常之御備も無之、万一之節ハ最寄大名江御固被 仰付候間、手附手代相抱候ニハ

勿論御代官被 仰付候ニも、武事ニ違候者も可被 仰付と之御人撰いまた不相伺候、且又百姓共武芸も御制禁ニ而、尤近年ハ鍛術修行杯と号し諸藩士或ハ浪人等在々立廻り、百姓共右之風儀を学候者多く、一昧兵士ハ分限之大小将之度量ニも寄候哉ニ承り候間、分限不相応又ハ度量外之人数ハ遣かたく可有之、畢竟御代官之分限多人數之兵士ハ養ひかたく、公迎おゐて御代官陣屋々江多く兵士を被為附候ニハ御人費莫大故、便利ニまかせ農兵之儀を人々論し候得共、家来ハ勿論附属之手附手代も纔ニ而、平日宛行をも不遣百姓共を兵士ニ仕立、土地人民之難儀ニ不相成、御警衛向行届候様なる都合よき事ハ所詮有之間敷候間、仮令百姓を兵士之代りニいたし外ニ弊ハ無之ものニ候とも、弥右様いたし候ニハ分限相応之者支配いたし、土地之広狭に應し首尾之釣合よろしき様、多く役々をも御設無之候而ハ難相成、然ルを当時之姿ニ而容易ニ農兵御取立有之候ハ、逆も心得方之教諭等ハ不行届、忽ち百姓共気かさに相成、必御代官之指揮ニハ不随、右之中剛氣之もの頭取様ニ相成、下々ニ而党を組 公迎をも不憚様に成行可申哉ニ奉存候

一、前書之通存候得共、御代官中ニハ度量拔群之者有之、小身ニ而多く之農兵を仕立、弊をも生せざる様取計候者も可有之候得共、夫ハ其者限之儀、殊ニ御料所おゐて農兵御取立有之候上ハ、万石以上ハ勿論以下ニ而も不相成とハ難申、一般御差免被成候様ニ可成行、左候得ハ関内之分ハ暫く差置、遠国知行ニ而別段家来をも不差置、百姓共之中身元之者を家来名目ニいたし知行所を任せ置候類之中ニハ、幸ニ存諸藩士等を滞留為致武芸を学ひ、遂ニハ右之方ニ因ミ地頭之申付を不相用様ニ成行大害を生し可申、其節ニ至如何とも取計方有

之間敷哉二奉存候

右之通二御座候間、農兵之儀一ト通弁利ニハ候得共、當時之姿ニ而百姓共一般武芸を免し、勝手次第二修行為致候儀等ハ尤不可然処、既ニ不差免候とも追々右之勢ひニ成行候哉ニ而、何と歎御取締無之候而ハ難相成、乍然右を今更禁し候儀ハ容易ニ不行届、且元来 御治世ニ而公辺御役所又ハ御用と申候得ハ、諸家ニおゐても大切ニ心得候故、小給之御代官并手附手代等纒之人数ニ而、拾万石余之場所をも支配いたし事なく済来候得共、当時之人氣ニ至候而ハ、西国中国筋ハ申迄も無之、関内ニ而も場所ニ寄安心いたし陣ハ成かたく候間、容易ニ農兵を仕立却而害ニ相成候迪被捨置候ハ、品ニ寄在陣之者追々苦情可申立、勿論遠国在陣之分最寄之大名離叛之色を顕し、人数差向候杯ハ迪も防留候儀相成間敷候得共、右次第ニも不至して御代官陣屋江乱妨および候様之儀有之候而ハ、御外聞ニ拘り可申間、何と歎御主法を立平日之取締をもいたし、容易ニ党を結び陣屋江対し右様之儀ハ難出来程之用意ハ有之度ものニ而、乍然俄ニ身代相応之もの被 仰付候ハ、諸事不案内平常之儀ニ不都合も可有之間、只今迄之御代官分限を士以上之もの七八人も召仕候程ニいたし、手附手代之外ニ小給之御家人或ハ子弟厄介等之内、相応ニ武術出来いたし候者を六七人ツ、も講武所内ハ御人撰、槍劔炮術取交御代官陣屋江被差遣、右陣屋支配所中身元宜もの并右子弟等ニ而実直之者共之中ニ而、武芸を好ミ候もの百人も相撰、何と歎名目を附 事柄ハ替候得共、前々手代下役と申、名目有之候間、右名目ニ而も可然候 少々ツ、も被下勤中帯刀差免し、右を割合平日ハ式拾人ツ、交替ニ而相詰させ、右之者共其外御代官家来ハ勿論手附手代等も御用透見斗ひ稽古為致、其余郡中村々を六七ヶ村或ハ拾ヶ村位ツ、地勢ニ応し関

内取締組合之如く組合を立取締之儀心得させ、本文之通申上候得共、石州杯ハ地役人并同心名目之者も有之哉ニ承り、よひ候間、其場所々模様次第勤弁取捨可致儀、勿論之儀と存候 右村役人共之内格別ニ公儀を重し、実直ニ而身元宜者共ハ帯刀をも差免し、右之もの共武術執心ニ候ハ、陣屋江罷出修行いたさせ、尤宅おゐても右之もの共限り試合等いたし候儀ハ差免、折々講武所之出役見廻り候様ニいたし、他所之者を止宿為致、宅ニおゐて稽古いたし候儀ハ堅く相禁し、何事も支配役所之差配を受不致候而ハ難成事と申様ニ仕向候ハ、武芸いたし候者共人心一致いたし、平日陣屋詰之者共も大抵五六拾人ツ、ハ可有之、且炮術ハ少くも鉄炮五六拾挺程ハ玉葉とも陣屋江貯置、近村之もの共農業之間ニハ何人ニ而も稽古為致、非常之節ハ駈附候様ニ申渡置候方可然、而も先ツハ害ニ不相成候間、本文之通取斗可然哉ニ候得共、陣屋ニ相応之人数無之候得ハ、無奪取間敷ものニ無 右様いたし候得ハ火急之儀ハ陣屋詰之者共ニ而相防ぎ、少しく間合有之候得ハ追々駈附候者も有之候間、大抵之徒党狼藉ハ防キ留可申、兎角右躰之御主法御設有之候ニも、其根本を手堅くいたし、人心帰服團結いたし候様ニ仕向候儀第一ニ付、御代官附属之者少く、殊ニ武事之嗜ミも薄きもの共而已ニいたし置、農兵而已多く仕立、或ハ農民之心得方教諭不行届候得ハ、前書之通必害を生し可申筋ニ付、何程之良法有之候とも幾重ニも上下軽重之釣合且御代官分限ニ而可行届哉否之所、得と御勤弁御座候様仕度、尤土地之模様仕来等ニも可寄儀ニ付差極候而ハ難申上候得共、大体之処いつれニも根本之御代官分限不相応之儀ハ却而害を生し可申と奉存候

但、本文之御主法相立候ニも、場所ニ寄修行人等を激し却而禍を招キ候様なる場所も可有之、右様之懸念有之場所ハ当分之中(一)模寄大名

より御固を附置、可也主法も整ひ人心居合候頃を見斗ひ人数為引弘可然哉と奉存候

一、関内之儀素より同様之筋ニハ候得共、文化度も関東取締組合出来、取締出役共奉行衆御直差配ニ而廻村いたし、組合村々大小惣代を始村役人共都而右ニ附属いたし居候間、其上江猶又御代官銘々支配所限別段主法相立取締等いたし候ハ、混雜を生し可申間、一鉢ハ関東那代御再興、御代官并取締出役とも都而那代之附属ニ定メ一筋二いたし候得ハ、御主法も立易く候得共、右ハ不容易儀、殊ニ兼而御評議も被為在候儀ニ付暫く差置、外ニ簡易二いたし可也差向候狼藉等取鎮候主法勤弁いたし候得共、矢張関外之御主法ニ准し陣屋有之分在陣ハ勿論之儀、馬喰町三分并地廻り御代官も場所見斗ひ出張陣屋取建、附属之もの共詰させ置、江戸表往来諸世話いたし候外ハ無之、乍然取締筋之儀ハ前書之通文化以来年久敷御法も相立、奉行衆ニ而直ニ御差配、御料私領之無差別組合相立、都而取締出役共重ニ引受候仕来ニ相成候を引分、御料之分ハ其支配々ニ而専ら世話いたし候様ニも難相成候間、右等ハ都而是迄之通据置、御代官支配所限之取締ハ右之差障不相成様取斗、取締出役共不行届所を捕ひ或ハ勲方之正邪を心附候ハ、取締出役共ハ勿論惣代道案内等之不正も少く、殊ニ在陣場所も多く相成候間、自然取締夫丈行届可申哉と奉存候但、本文之通相成候ハ、取締組合大小惣代等之中ニも、人物次第帯刀差免候而も可然、且又右之通相成主法行届候ハ、是迄道案内と唱候もの共も自然左而巳多くハ入申間敷哉、左候ハ、右之内不宜もの共を嚴重相糺可成丈人数を減し、其余火附盜賊改組之者在出等も、事實御府内を追込候者之外ハ捕もの不相成様二いた

し候ハ、新規在陣之場所等出来いたし候とも、却而村々入費も相省ケ可申哉ニ奉存候

右ハ銘々支配所之地勢ニ応し見込之趣可申上と之儀ニ付、支配所外之儀を申上候ハ如何ニ候得共、関内之儀ハ前書之通関東取締御主法ニ而御料私領組合之御法ニ相成居候間、支配限之主法ハ逆も難相立、関外之儀ハ素々強而申上候ニハ無之候得共、元来農兵之儀ハ根本之御代官陣屋手薄ニ而ハ難立筋大体を申上候儀ニ而、左候逆当時之形勢にて其儘被差置候得ハ、必農民共藩士修行人等之門人ニ相成、勝手次第武芸相学、右ニ因ミ在陣之御代官は余所もの之様ニ成行可申哉ニ付、何ら歟御主法相立候様仕度儀と奉存候、以上

亥八月

木村敬蔵

(「長坂氏記録」京都大学文学部所蔵)

この木村の上申書は、農兵が許可された背景を窺い知る興味深い史料である。①そもそも代官は勸農撫育を職務とする牧民官であり、代官所人員の構成もこれに基づいていること。非常のさいの防備は最寄りの諸藩に命ずることになっており、現状のままでの農兵取り立ては弊害が多いこと。②多人数の農兵を管轄するには、代官の分限では小身であり、農兵が党を結んで指揮に従わない事態が予測される。③御料所一般に農兵を認めれば、万石以下の知行地にも認めざるをえず、遠国の家臣を置かないような知行所では、武芸指南の諸藩士等の影響力が大きくなり、地頭の言うことを聞かなくなるなど、弊害が大きい。④しかしながら、このままでは西国・中国筋はもとより、関東においても場所によっては代官の在陣化そのものが危ぶまれる。大名に攻め込まれた場合の防禦はもとより不可能であるが、徒党狼藉にたいする平常の陣屋の警備は必要

である。⑤そこで代官の分限を引き上げ、小給の御家人やその子弟・厄介などのうち、武芸のできるものを講武所から人選して陣屋詰とする。

⑥農兵は関東の取締組合のような組合を組織して、身元直しき者やその子弟など百人程で編成する。⑦農兵には扶持をあたえ、勤中の帯刀を許可し、平日は二十名を交替で警備にあたらせる。⑧関八州は取締組合をそのまま利用せざるをえず、関東郡代を再興して代官と取締出役をともに郡代に附属させることが必要である。しかし当分は、出張陣屋を設置して手附手代を在陣させ、江戸と陣屋を往復して取締にあたらせる。

ここで注目したいのは、この時期すでに、関東においてさえも代官の在陣化が危ぶまれる状況にあったということである。平時における代官陣屋の警備体制の強化策として、代官の分限を引き上げて御家人などを陣屋詰とし、農兵組合を編成して警備にあたらせることが必要とされたのである。しかも関東の場合、旗本や寺社などの領地をふくむ改革組合村を取締の基礎に置かざるをえなかったため、直轄領以外の支配との関係で、関東郡代の再興が提起されていることである。木村は、代官の分限ということは何度も強調しており、代官自体の分限を引き上げるとともに、代官の上位にさらに郡代を置き、関東代官と勘定奉行に直属する取締出役を統括させようとしたのである。しかもこれまでに、既に関東郡代の再興問題は評議に上っていたことも窺えるのである。一言でいえば、代官の在陣化は、陣屋警備の観点から農兵取り立て問題となり、更に関東郡代の再興が検討されているのである。このような代官の在陣・農兵取り立て・関東郡代の再興という問題は、木村の危惧したものが現実のものとなったことにより、急速に具体化されていくのである。

農兵取り立てが検討されていた文久三年八月、孝明天皇の大和行幸を

機に挙兵した天誅組により、大和国五条代官所が襲撃され、代官鈴木源内が殺害された。いわゆる天誅組の乱である。ついで十月、天誅組に呼応した生野の変により、但馬国生野代官所が占拠された。代官川上猪太郎は不在で難を免れたとはいえ、五条代官所と同様の事態が引き続いて発生したことは、幕府に大きな衝撃を与えた。しかも生野では、尊攘派による農兵の編成がなされており、まさに木村がその弊害を強調したことが現実のものとなったのである。勘定所内には、依然農兵取り立ての是非についての対立があり、まだ代官からの農兵取り立ての見込みも出揃ってはいなかった。しかし「当時之形成二至り候而ハ、海岸防禦筋よりハ内地之御警衛却而心配仕候」という状況認識のもと、木村の見込みを基本にした取締政策が採用されることになるのである。

同年十月十一日に勘定吟味役に就任したばかりの木村は、翌日には関東の御料所取締について代官と協議する「重立取扱」に任命された。そして勘定所は、代官の分限の引き上げと代官陣屋の嚴重警備を条件に、全国の御料所における農兵取り立て実施を決定したのである。また万石以下総体の土着については、知行地の割替え等の困難性から実現を見合わせ、とりあえず千石以上の旗本から人選して代官陣屋の最寄りへ土着させることとした。だいたい二千石以上の者は二人、以下のものは四〜五人程度とし、御料所に倣って農兵を取り立てることになった。また、これ以外にも、海岸および主要な街道や渡船場等に追々土着させて、御府内への出入りを取り締まることが考えられている。⁽⁸⁾

こうして文久三年十一月六日、代官江川太郎左衛門英武に、支配所限りの農兵銃隊の取り立てが許可され、次いで同月十五日には、関東代官一〇名にたいして、御料所取締についての申渡がなされた。その内容は、

以下の十項目に要約できる。①今後、関東御料所の取締は、「関東支配いたし候もの不残二而申合」、取締出役は各代官より二名つつ差し出すこと。②陣屋を持たない代官は、陣屋取り建ての上在陣すること。③馬喰町詰および地廻りの分は、手近の場所に出張陣屋を設置し、必要に応じて出張すること。④代官は、取締出役を指揮して取締向きを第一に世話し、自身でも手軽に廻村すること。⑤それぞれの陣屋を中心に持場を定め、支配所はもとより、他支配および私領の取締をも世話すること。⑥取締出役については、誰の手附・手代に拘らず指揮し、持場についても同様とすること。⑦陣屋に稽古場を設置し、大小惣代や身元宜しき者へ剣術・槍術を許可すること。⑧稽古人の内、身元宜しき者の厄介等で農業の妨げにならない者二十人程度を陣屋詰とし、手当てを支給すること。⑨旗本や御家人の厄介などで武術の心得のある者一〜三名を陣屋へ付属させ、稽古人の指導に当たらせる。他所人の門人となったり、内々に他所人のもとで修行することは厳禁とする。⑩陣屋の警備体制が整ったら、鉄砲・火薬等を支給するので、農間を見計らい稽古させること。ただし、隠鉄砲は嚴重に取り締まること。

関東の取締が、従来の代官所ごとの取締体制から、関東全体を代官陣屋を中心とする持場制とし、取締出役をもふくむ関東代官による共同取締体制へと転換していることがわかる。この申渡にたいして、関東代官からは連名で次のような伺書が出されている。⁽⁹⁾①取締出役の勤方および手当ては、従来どおりでよいか。②支配所内の取締は、その取締出役が中心になって行うので、広狭により出役の人員は一律には定め難い。③在陣の代官の、出府および帰陣の届け方。④持場の設定や取締方の申し合わせは、陣屋地が決定するまでは従来どおりとする。⑤陣屋地の決定

にあたっては、御府内の警備および関東の取締上の地理的な問題はもとより、最寄りに土着する者の有無、土着見込みの者の姓名・村名・陣屋よりの距離などの調査が必要である。⑥稽古場設置の本来の趣意は、悪徒の横行を取り締まり百姓が難儀しないためのものであるが、先ずは陣屋の警備が「専務」である。そのため稽古場の設置費用や稽古道具を郡中村々に割り当てるのは、時節柄どのようなものか。⑦稽古人には「身薄之者」は除外するとあるが、実地に見定めたくうえで適宜に判断したい。⑧平日に陣屋詰となるものへは、勤中の苗字帯刀を許可し、手当てを支給したい。⑨稽古人へ教授する者は、これまで内々に武術修行を行い、かなりの腕前の百姓もいるので、武術優秀で篤実の者を選挙してほしい。⑩陣屋附の鉄砲は、風雨でも使用できるゲベル銃にしてほしい。⑪陣屋の位置はなるべく支配所の中央に設置するが、遠方の場所は、槍・剣術の稽古場を身元宜しき者の家に設置し、村役人に監督させるとともに手附・手代を廻村させて取り締まりたい。以上、各代官ごとに、準備ができた段階でそれぞれ伺いの上着手したい。

このように、幕府が構想した関東代官による共同取締体制は、まず各代官がそれぞれに陣屋を設定し、支配所内での農兵取り立てに努力することを前提としたものであった。そしてそれは、各代官所の管内の事情によって左右されるものでもあった。この点で江川代官は、農兵取り立てを建白したというだけでなく、現実的な対応においても他の関東代官とは異なった有利な条件の下にあったといえる。

この時期の関東には、上野国岩鼻の出張陣屋と下野国真岡陣屋の二か所にしか陣屋が設置されていない。⁽¹⁰⁾農兵の取り立ても、その基本は陣屋警備にあり、あくまでも陣屋設置がその前提となっている。そこで十一

月十七日、関東代官にたいして表1のような陣屋および出張陣屋の設置場所が申し渡された。道中筋の場合は、少し脇道へ陣屋を設置するとの指示もなされている。

表1 代官陣屋および出張陣屋位置

代官名	位 置
木村 董 平	多摩川手前丸子渡辺
江川太郎左衛門	甲州道中府中宿最寄
佐々井半十郎	今井渡、松戸・市川手前
松村 忠 四郎	中山道上尾宿西手村々の内
福田所左衛門	日光道中栗橋宿最寄
今川 要 作	上総国八幡宿最寄
北条平次郎	水戸道中我孫子宿最寄
地廻り(代官)	武州徳丸最寄

(江川文庫所蔵「元治元年御用留」)

関東における取締体制の強化は、代官陣屋の設置を軸に着手されることとなったが、その矢先に起こったのが天狗党の乱である。文久四年三月に筑波山で挙兵した尊攘派は、北関東を席捲する勢いとなり、幕府の膝元である関東は警戒体制に入った。そのため前年十一月の陣屋設置等の申渡による、取締改革への着手は一旦見送られることになった。同年五月、関東代官に取締のための出張が命ぜられ、表2のように出張場所と援兵を差し出す諸藩の割り当てが指示された。さらに各組合村には、先のイギリス軍艦来航時と同様に、竹槍で武装した人足を待機させ、代官の指示で出動できる体制を整えることが命じられている。

表2 元治元年6月 関東代官出張場所および各藩援兵割当一覽

代官名	出 張 先	援 兵 割 当
屋代増之助	武州田無村辺	川越藩 岩槻藩
江川太郎左衛門	同 八王子辺	八王子千人同心
木村 董 平	同 草加宿・越谷宿辺	彦根藩世田谷陣屋
佐々井半十郎	下総松戸宿・市川村・行徳村辺	田中藩
松村 忠 四郎	武州浦和宿辺	忍藩
福田所左衛門	同 幸手宿・栗橋宿辺	関宿藩
小笠原甫三郎	下総佐原村・神崎村辺	佐倉藩
今川 要 作	上総八幡宿	福島藩 一宮藩 佐貫藩
北条平次郎	下総諸川町・仁連町辺	土浦藩 関宿藩 下妻藩 下館藩
中山 誠 一郎	上州岩鼻陣屋	川越藩 高崎藩 沼田藩 安中藩
山内源七郎	野州真岡陣屋	笠間藩

(江川文庫所蔵「元治元年御用留」)

このとき江川代官には八王子周辺への出張が命じられ、とくに多摩地域には近隣に有力な藩が存在しないこともあり、川越藩と岩槻藩、それに八王子千人同心に援兵が割り当てられた。しかし江川代官は、武相両州に支配所を持つ代官であると同時に、伊豆・駿河を支配する代官である。江川代官所がある豆州葦山は、非常時の援兵は沼津藩の担当であった。しかし沼津藩は、駿府警備を命じられたことを理由に葦山警備の免除を許可されており、当時葦山は江川代官が自力で警備しなければならぬ状態に置かれていた。そこへ八王子への出張が命じられたのであるから、江川代官所の危機感は相当なものであった。そこで江川代官は、八王子周辺への出張を代官屋代増之助に依頼し、葦山をはじめ豆駿両国

の支配地の警備にあたることになった。⁽¹¹⁾ 一方、屋代代官が兼帯した多摩地域の方をみると、八王子千人同心は、筑波勢が八王子千人同心が警備を担当している日光山へと移動していることもあり、場合によっては彦根藩世田谷陣屋から援兵を出すこととされていた。彦根藩世田谷陣屋へは、代官の廻村時に田無村周辺に兵力を出すよう命じられている。しかし六月十日に、彦根藩から勘定奉行並木村甲斐守勝教へあて、藩主が帰国中で在京の藩士の数が少ないこと、堺および京都の警備を命じられていること、筑波勢が立て籠もる太平山の近くには彦根藩の佐野陣屋があり、こちらの警備も強化しなければならないことを掲げ、援兵の免除を願う上申書が提出されるなど、必ずしも勘定所の思いどおりには事は進んでいない。⁽¹²⁾ こうした幕府直轄領の警備に兵力を出すことに消極的な姿勢は、彦根藩ばかりでなく、他のすべての藩に共通の本音であったと考えられる。領内の取締強化が優先することは勿論であるが、幕府直轄領の警備は新たな財政負担に外ならないからである。これは八王子千人同心にしても同様であったといえよう。こうした近隣諸藩の消極的な態度により、別に代官廻村時の援兵差し出しかたが、旗本へも命じられている。表3は、六月九日に老中より申し渡された旗本の援兵割り当てである。いずれも四〜五千石以上の大身の旗本ばかりである。割り当ての仕方、関東に知行地を持っていない者もいるので、とくに知行地との関係はないようである。しかし、この内、近藤登助と石川伊予守の両名は、翌六月十日に真岡代官所の警備を命じられ、それぞれ百名と二百名の兵力を派遣していることが確認できる。⁽¹³⁾

表3 元治元年6月 旗本援兵割当一覽

代官名	旗本名
北条 平次郎	本多 修理 宇津 汎之助
松村 忠四郎	石川 伊予守 近藤 登助
福田 一所左衛門	近藤 石見守 戸田 銑五郎
屋代 増之助	小笠原 六五郎 三枝 宗四郎

(内閣文庫所蔵「元治元年御書付留」14)

このようななか江川代官は、支配地が隣接していることを理由に、武州へは川越藩、相州へは小田原藩の援兵を強く求めた。しかし実際の代官の廻村をみると、川越藩の協力は得られなかったようである。この時の代官の廻村範囲は、組合村単位で設定されており、江川代官の取締範囲は、武州は八王子宿、日野宿、拜島宿、小仏・駒木野宿、五日市村、檜原村、青梅村、水川村、相州は日連村、中野村、磯部村、深谷村、一之宮村、藤沢宿、厚木町、伊勢原村、曾屋村、田村、山西村、雪之下村、戸塚宿の二十一か組合であった。拜島宿組合では、江川代官所の指示により、村高百石につき三名の割合で人足を出すことが決められ、各人竹槍を用意して出動できる体制が整えられた。そして六月十五日、代官屋代増之助を筆頭に、小笠原六五郎の人数二十三名、三枝宗四郎の人数十二名、関東取締出役関口斧四郎と付属人数十四・五名、それに江川代官所の手附柏木総蔵以下八十名が、田無村を皮切りに各組合村を廻村したのである。代官の廻村には、組合村の大惣代等も付き添っている。

天狗党の乱は、幕府の兵力による鎮圧が開始されることにより、関東代官の役割も焚き出しや荷物の運送などの後方支援に従事する体制に変

化していく。しかし関東の幕府直轄領の警備は、これまでのような近隣の諸大名に依存する体制から、幕府自身の手で行わなければならない状態へと推移してきていた。旗本の援兵も一時的なものであり、結局幕府直轄領は代官が自前で警備しなければならないことが明白になった。ここに組合村を基盤とする農兵の編成が必然化する原因があったのである。

元治元（一八六四）年九月二十六日、幕府は関東郡代の設置と在陣化を打ち出した。これによれば、「御代官之面々小高二而は自然守衛向も行届間敷候間、関内之分相応高柄之もの一四名を郡代に任命し、二か国づつを支配させれば「一際御取締も相立可申」となっており、勘定奉行にその仕法の取り調べが命じられた。⁽¹⁴⁾これにより勘定奉行根岸肥前守衛奮と有馬出雲守則篤が提出した関東郡代仕法は、①関東の直轄領約一〇〇万石を四分割し、支配所内に陣屋を設置する。②郡代が「勤馴候迄」は、代官を郡代附として存置するが、人数は減員する。③郡代の配下として、三百俵位の者一人・百俵位の者三人・五十俵位の者十人程度を配置し、代官廃止後は増員する。④当面は下総・常陸と上野・下野、それに安房・上総に三人の郡代を置き、武威・相模は勘定奉行が兼帯する。

⑤支配国内の公事出入等は御料・私領・寺社領の区別なく郡代役所で取り扱う、という内容であった。⁽¹⁵⁾寛政期の関東郡代は、勘定奉行が兼帯し、郡代附代官五名が配置されていた。これにたいして元治期の関東郡代は、陣屋を設置して私領をも含めた支配国全体の公事等を取り扱う点で大きく異なっていた。そして関東代官も、将来は廃止することが打ち出されている。文久三年段階で構想されていた代官の在陣化は、この時点で関東郡代の在陣化へと変更されたのである。

表 4 元治 2 年 3 月 16 日 関東代官所領最寄替一覽

支配代官名	国名	石高	元支配代官名
江川太郎左衛門	武蔵・相模	50,000石余	木村・松村
木村(同当分預所)	武蔵・武蔵	43,000石余	松村・今川、木村別廉当分預所
松村(同当分預所)	武蔵・武蔵	20,000石余	江川・松村・今川
佐々井半十郎	武蔵・武蔵	67,000石余	今川・福田・中山、中山・松村当分預所、松村別廉当分預所
今川(同当分預所)	武蔵・武蔵	11,000石余	今川・福田
福田(同当分預所)	武蔵・武蔵	55,000石余	木村、木村当分預所、木村別廉当分預所
小笠原(同当分預所)	武蔵・武蔵	21,000石余	佐々井
大竹(同当分預所)	武蔵・武蔵	53,000石余	木村・松村・福田、木村別廉当分預所、今川・松村当分預所
北条(同当分預所)	武蔵・武蔵	7,000石余	今川
中山(同当分預所)	下総・常陸	24,000石余	佐々井・大竹・今川当分預所、北条
山内(同当分預所)	下総・常陸	3,000石余	佐々井
山内(同当分預所)	下総・常陸	5,000石余	大竹、大竹当分預所
小川(同当分預所)	下総・常陸	61,000石余	大草別廉当分預所
小川(別廉当分預所)	下総・常陸	2,000石余	大草別廉当分預所
小川(別廉当分預所)	下総・常陸	300石余	大草別廉当分預所
小川(別廉当分預所)	下総・常陸	9,000石余	今川当分預所、山内
小川(別廉当分預所)	下総・常陸	11,000石余	今川当分預所、山内
小川(別廉当分預所)	上野・下野	4,000石余	中山別廉当分預所
小川(別廉当分預所)	上野・下野	22,000石余	福田・中山
小川(別廉当分預所)	上野・下野	11,000石余	山内当分預所
小川(別廉当分預所)	上野・下野	24,000石余	福田・山内、福田当分預所
小川(別廉当分預所)	上野・下野	4,000石余	福田
小川(別廉当分預所)	安房・上総	52,000石余	大竹
	合計	559,300石余	

註) 江川文庫所蔵「慶応元年御用留」より作成。元支配の内、代官の名前だけの分は、その代官の本領である。また大草代官は、大草太郎左衛門である。

元治元年十一月二十二日、武蔵・相模に松平対馬守正之、安房・上総に花房胤之丞職補、下総・常陸に杉浦牧家郎正伊の三名の関東郡代が任命された。⁽¹⁶⁾ 松平対馬守正之は勘定奉行と兼帯である。これにともない八名の関東郡代官が関東郡代附代官となった。⁽¹⁷⁾ そして翌元治二(一八六五)

年三月十六日、表4のような関東を中心とした大規模な御料所の最寄替が通達されるのである。この最寄替は、関東郡代の設置を前提に考えられたものと推測できる。関東の幕府直轄領は約一〇〇万石といわれており、越後国の約七万石分を除外したとしても、その半数近くが最寄替の対象となっているのである。しかもこの時の最寄替は、別の史料で信濃国も対象となっていたことがわかっており、もっと大規模なものだったのである。最寄替は、同じ代官所領の中でも、本来の支配地や当分預所・当分廉預所といった区分の移動が行われており、代官所領の再編成が試みられているのである。郷村の請渡しの期日は五月とされたが、代官からは日光法会で多用であることを理由に、一か月の猶予願いが出さ⁽¹⁸⁾れている。もっとも日光法会に直接関係がない江川・大草両代官は期日通りとされた。しかし第三章でも述べるように、江川代官所管轄の多摩地域では、最寄替反対運動がおこっており、容易に実施できる状態ではなかった。

表5は、郷村請渡しの期日とされた、慶応元(一八六五)年五月二日に通達された最寄替の一覧である。これによれば大規模な最寄替は、武蔵国を中心とした小規模なものに変更されていることがわかる。この前日、江川代官の武蔵・相模両国の支配地が関東郡代附となり、新たに代官四名が関東郡代附となっている。

同年五月十五日、木村甲斐守勝教が進発供奉中の武蔵・相模両国の関

表5 慶応元年5月2日 関東代官所領最寄替一覧

支配代官名	国名	石高	元支配代官名
江川太郎左衛門	武蔵国	九、〇〇〇石余	木村当分預所
木村董平	相模国	二、〇〇〇石余	江川
(同当分預所)	武蔵国	二、〇〇〇石余	木村当分預所
(別廉当分預所)	武蔵国	四、〇〇〇石余	江川
佐々井半十郎	武蔵国	九、〇〇〇石余	佐々井当分預所
(同当分預所)	武蔵・下総国	一、〇〇〇石余	佐々井・福田・今川
今川要作	武蔵国	一、〇〇〇石余	佐々井
福田所左衛門	下総国	九、〇〇〇石余	佐々井当分預所
		三八、九〇〇石余	

(註) 表4に同じ。

東郡代御用を命じられた。⁽¹⁹⁾ 木村甲斐守は、関東御料所取締の重立取扱であった木村敬蔵そのひとである。木村は、同年九月に上野国と武蔵国の一部の支配を命じられ、十二月には岩鼻陣屋へと出発している。⁽²⁰⁾ 関東郡代は、陣屋を設置して在陣することになっていたが、陣屋地の設定や建設に時間を要するため、とりあえず管内の寺院へ出張し、支配国内の最寄領主と取締向きを打ち合わせることが指示された。これは関東郡代の在陣と並行して計画されていた、千石以上の大身の旗本を土着させる計

画が、かえって「土着のため百姓難儀ニ及び、可生混雜輩出来」との理由で断念され、見切り発車したことを物語っている。ただ、木村が赴任した岩鼻陣屋は、代官所をそのまま郡代役所に使用することにしたため、最初の在陣の関東郡代となったのである。木村の岩鼻在陣により、「関東郡代岩鼻附御料所」として合計九万石余が最寄りの代官所領から支配替えになっている。

関東郡代附御料所の設定は、一面で郡代に代官と同様な性格を付与することになった。飯島氏が指摘するように、郡代は職制上は勘定奉行と同様の老中支配にありながら、直支配地をもつことにより勘定奉行の支配をうける代官の一面をも持つことになったのである。また同じ勘定奉行支配にある関東取締出役との関係も複雑であった。関東郡代制のもとでは、代官と関東取締出役とともに郡代に附属させる一手支配が見込まれていた。関東取締出役は、身分は代官の手附・手代でありながら、職掌上は勘定奉行の支配である。こうした勘定奉行と関東郡代、それに代官と関東取締出役の職制上の不整合が、再興された関東郡代制の矛盾となっていたのである。

慶応三（一八六七）年二月、関東郡代の役名が廃止となった。そして同二月二十日、上京した木村飛騨守勝教と河津撰津守祐邦から提出された関東在方掛の見込みが徳川慶喜の承認を得た。老中板倉周防守康直からは、木村と河津の両名へ、同役の小栗上野介忠順と小栗下総守政寧と相談の上取り計らうよう申し渡しがなされた。関東在方掛の見込みの内容は不明であるが、関東在方掛は勘定奉行並となり、関東郡代制の職制上の不備の修正が意図されていた。関東在方掛制のもとでも在陣化は維持され、下総国相馬郡布佐村（千葉県我孫子市）と武蔵国多摩郡八王子

宿にそれぞれ陣屋建設が試みられた。八王子陣屋については後述するが、布佐陣屋には慶応三年十二月には河津の後任である岡田安房守忠義が在陣したようで、安房・上総・下総・常陸の四か国を管轄した。また岩鼻陣屋の木村は、同年に武蔵国町場村と羽生村に陣屋を設置している。こうして関東在方掛は支配国内での統一的な支配強化を目指しつつ、管轄内での農兵銃隊の取り立てに着手するが、村々の反対運動や藩および旗本の領主権に阻まれて失敗し、慶応四年二月には廃止に迫られたのである。

註

- (1) 「文久元年御書付留」一一（内閣文庫所蔵）。
- (2) 『日本財政経済史料』第八巻。
- (3) 斎藤月岑『増訂武江年表』2（東洋文庫）。
- (4) 『福生市史』上巻（福生市、平成五年）で、当該期の武州拝嶋宿組合の動向について述べておいたので参照されたい。
- (5) 『革政録』文久三年・二（東京大学史料編纂所所蔵）。
- (6) 大山敷太郎『農兵論』（東洋堂、昭和一七年）。農兵について、初めて長坂氏記録を利用した研究である。
- (7) ・(8) 「長坂氏記録」（京都大学文学部所蔵マイクロフィルム版）。
- (9) 「文久三年農兵御用留」（静岡県田方郡韭山町 柏木俊孝氏所蔵史料No.三七一四）。
- (10) 村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料―県令集覧―』（吉川弘文館、昭和五〇年）。

- (11) 江川文庫所蔵「元治元年御用留」。
- (12) 柏木俊孝氏所蔵史料No.三六二八。
- (13) 真岡市史編さん委員会『真岡市史』第三卷・近世史料編(真岡市、昭和六〇年)。
- (14) 「甲子御書付留」一四(内閣文庫所蔵)。
- (15) 前掲「長坂氏記録」。なお同史料は、未配架のため原史料の閲覧が停止されているので、飯島前掲論文(全文が掲載されている)を利用した。

- (16) ・(19) 『徳川禁令考』四。
- (17) 江川文庫所蔵「慶応元年御用留」。
- (18) 江川文庫所蔵史料No.一三五二―一三六。
- (20) 「江戸城多聞櫓文書」No.三三六三七。
- (21) 前掲「長坂氏記録」。
- (22) 前掲飯島論文。
- (23) 「慶応三年御書付留」一六(内閣文庫所蔵)。
- (24) 前掲「革政録」慶応三年・一一。
- (25) 前掲「革政録」慶応三年・一二。

二、関東直轄領における農兵制

幕府直轄領の農兵では、江川代官によるいわゆる江川農兵がよく知られており、近代の国民皆兵制の端緒と評価されている。江川代官は、英龍・英敏の二代にわたり農兵取り立て建白を提出しており、文久三年の

英武の時に許可をえている。しかし農兵取り立ての直接的な契機となつた文久年間の英敏による建白は、意外にもほとんど紹介されたことがない。そこで長文であるが、文久元年の英敏の農兵設置建白を以下に紹介しておく⁽¹⁾。

農兵御取立之儀ニ付申上候書付

外寇防禦筋先前御配慮被為在、去ル丑年亞墨利加国使節船渡来之頃よりは別而之儀、既内海御台場御築立大砲類御鑄造御据付を始として、講武所又は越中島并新銭座大小砲習練場御取建、和蘭を熟練之もの御呼寄於長崎表伝習被 仰付、御軍艦御買上海陸軍之御世話、随而御入途辻も夥敷御儀ニ可有御座、誠以奉恐入候儀ニ而、乍去御全国を警衛最不容易御大業之御儀ニ候得は、乍恐今以御充備共申上兼、第一浦賀内海咽喉之要路々之御台場も御手薄ニ而、尤猶此上増御台場御取建、右を以防禦相届候様罷成候ハ、浦賀外海房相豆州或は大島辺ニおいて、東西之廻船通路を差拒候は必然之理、左候得は不戦して御府内之震動鼎沸実ニ制すへからず、又其虚ニ乘し何様之変生し間敷ものニも無御座、殊更四周海之御国柄、何れ江近寄侵掠可仕故も難斗、素より蒸気船之自由なるを以勝手儘ニ乗廻し、自ら戦之権彼レニ有之候のみならず、御懸念之沿海は悉御手配終ニは奔走ニも勞れ可申、依之御台場而巳ニ而は御勝算如何可有之哉、右様之節は御軍艦ニあらされは臨機応変十分之御指揮難相成、就而は尚内海江増御台場御取建は勿論、大坂其外之要地々江御備筋御取設、御軍艦御買上又は御製造之上、是又夫々江御配置且御艦困港、并万一之節諸廻船通路御府内入津米等之儀迄、亡父日夜寢食を忘れ心痛仕居候廉々之内ニは、定而存生中人御聴置候儀も可有御座哉、

何卒亡父之心底を見継微意之趣建白も仕度奉存候処、如何にも若輩之嗚呼ケ間敷次第は不及奉申上、御賢慮之程も恐懼畏縮仕、且は近頃相伺候得は、御軍艦御製造為御用役々長崎表江被差遣、亜国其外江も御注文被 仰付候由、内海其他之御台場等も御取調中二而、弥以海陸御備立操練士氣御引立等之御世話、不日御盛大二可被為成哉之趣、誠に恐悦至極之御趣意、然ル上は猶更と差控、亡父遺志之内農兵御取立之一事而已左二奉申上候

一、百姓町人共武芸不相成段は先前御触之趣も御座候処、其頃と方今之御時勢も相違、且外寇之儀は士農工商之無差別挙而患と仕候儀二而、其上前書二申上候通、万一の節は御国中沿海夫々江之御軍配は勿論、固持衆始大小名各不被命して自領をも相固候次第二至リ候間、自然と御膝元之御警衛御手薄可相成哉も難斗、何れ二も夥敷御人数無御座候而は御差支可相成、殊二敵船近寄上陸仕候ハ、速ニ御決戦も出来候得共、無左或は近寄或は遠沖二船懸、或は夫是江と自在二乗廻し、徒らニ永対陣と相成候得は、兵士退屈懈怠も生し自ら御警衛も相弛可申哉、左様之節は別而可成丈土着之人数を御用ひ相成候ハ、御軍用御入途も相減旁可然哉、右ニ付而は農兵御取立被置、事二臨ミ御当地江御呼寄相成候共、又は最寄沿海防禦御人数之内江被差加候共、時宜次第御所置被為在候様仕度、然ル上は必一廉之御用ニ相立可申見込ニ御座候、乍併御時勢之变革其他無御抛御場合農兵御取立相成候儀二候共、先前御触之趣も御座候儀、且は実々百姓町人共武芸稽古仕候得は、仮令無手二而も其覚あるを以、動もすれハ気荒かさつ之振舞仕出し、又は修行者等二突合候より不知々々身分高上二構ひ、農業を嫌ひ

武家奉公等之志を発し、甚敷ニ至候而は無頼博徒之交をもいたし、終ニは家を失ひ身を亡し候族も出来、却而其身之害を促し候楷梯とも相成候間、先ツ炮術之内小銃打方之一術ニ限御差免し御仕込相成候様仕度、左候得は先前之御触全御廢と申二も有御座間敷哉、扱又砲術之儀は第一二火薬製造を始として、大小砲之打方彈道之意味会得、大小砲器械之製作築城其外手広、中々一朝一夕之修行ニ無御座候得共、素より農民之儀砲術ニ関係之事件悉稽古ニは勿論不及申、小銃之打方も銃隊又は撤兵訓練為仕候迄二而十分之儀、玉詰必至と稽古為仕候ハ、纒之日数二而可也御用立候様可相成

〔朱書〕
一、八王子千人同心江銃隊稽古被仰付候節私江入門、先組々与頭兩人ツ、出府三十日程逗留、稽古手前其外一ト通相弁候上帰郷

其もの共々同心共江夫々伝達、是又一ト通り相弁候後、伺之上私御鉄砲方附之もの三人差遣、日数十日之間二ケ成運動も出来候様罷成、既ニ其後私檢見廻村之序訓練一覽仕候儀も御座候程之儀、尤近頃打絶稽古無之様子ニ付当今は如何可有之哉、右様之儀ニ付いづれニも仕法次第、手輕稽古相整候儀ニ御座候

外芸術方覚易、加之如法隊伍を整、夫々之隊長進退懸引指揮ニ応し放発為仕候儀ニ候得は、過誤も無数、其もの之強弱老少ニ不拘一放は一放、數百歩之外ニ功を奏し候良器に而

〔朱書〕
一、尋常之ゲヘール銃之玉着は三百歩三丁五十、是より以上相成候

而は弾力追々相減し難用立候得共、近頃發明之ミニエヘール

之方は、千式百歩七丁二、或は千三百歩八町之遠距離ニ而も猶

能く命中仕候由ニ御座候

殊更劍柔術等心懸候ものと違ひ、砲術は何程珂瑳熟達といへとも、

其器械を不携ニおいてハ更ニ不嗜ものも同様、少しも其身江残候弊無之、平常小銃御引上被置候と歟、御仕法次第ニ而何様ニも御取締相立、旁以農民江御仕立相成最上之芸術ニ有之、尤御國中惣体ニ而は不容易候間、関八州并伊豆国は准関東之儀、且駿遠三三ヶ国は素方 御由緒之国柄ニ而既ニ今以弓術御免ニも相成居候由、旁先ツ右都合拾式ヶ国御料宿村々人物御精選之上御仕立相成、

下ヶ札

其余国ニは其時宜次第追而之御沙汰可然奉存候

(朱書)

一、近頃無宿浪人等党を結び、帯刀は勿論鉄砲鎗等携歩行及乱

妨、別而去三月以来は浪士共差押方之儀ニ付度々被仰渡之趣も有之、関八州御取締出役等夫々手配之節、其場所ニ寄宿村ニ獵師鉄砲又は猪鹿威しニ季打四季打鉄砲所持之百姓共大勢相集、手配人数ニ差加候段は、事実無拠取斗ニは御座候得共、聊御不体裁ニ無之とも難申、内実迷惑難渋仕候哉之趣ニも相聞、扱右百姓共事ニ臨ミ鉄砲相用候得は、則仮之農兵ニ相当リ、然ル時は猶更真之農兵御取立相成候共、敢而御不都合之儀も被為在間敷哉、殊ニ弥其御設ニ相成居、右体大手配之節杯ニも為御用候ハ、御便利は勿論、出役先ニおいて最寄諸侯陣屋等江人数出等不及通達候共、何様ニも手配相整可申哉、然ル上は弥御威光も相立、且は農兵共ニおいても是又御奉公筋而已ならず、実地修行ニも相成、而全之儀ニ奉存候

一、銃隊一小隊三拾八人、内小隊司令士壹人、半隊司令士壹人、下
有司壹人、押伍式人ノ五人、隊長平卒三拾式人、鼓手壹人、右を
関東御取締出役寄場組合之主法ニ做ひ、其宿村々民口ニ応し或は
拾ヶ村或は拾五ヶ村と為組合、其組合限胴服江合印を附、非常御

用は勿論、稽古之節々他組と混雜不致様取締差配為仕可然哉、尤御取締寄場組合は御料私領人同居候得共、農兵組合は私領ハ申上候迄も無之相除、御料も御代官銘々支配限ニ取極置候方と奉存候但、関東宿村々之内、御拵場并御鷹捉飼場等は差支可相成哉、是等は其期ニ至リ猶取調申上候様可仕候

一、其土地ニ寄少高ニ而人員多も有之、又相反し大高少人数も御座候事ニ付、高百石ニ付何人又は民口百人ニ付何人と歟一定も仕兼候哉ニ候得共、凡其御取極無之候而は差当取調方差支可相成、尤一時多人数ニ相当候而は自然難儀も難斗、左候而は永続無覚束奉存候間、先ツ民口百人ニ付壯年之もの壹両人位、其土地柄をも合考取調、且譬ハ拾ヶ村組合一小隊三拾八人を御軍役と相定、病氣其外差支候節之為猶三拾八人を予備隊といたし、来戊年ノ寅年迄五ヶ年、六ヶ年目卯年ニ至リ本御軍役之もの御差免、只今迄之予備隊三拾八人を御軍役江御線上、又新夕ニ予備隊三拾八人を御取立、其後は右次第を追ひ候得は、初発御軍役相動候ものは五ヶ年夫方後之ものハ予備隊五ヶ年御軍役五ヶ年、都合十ヶ年之勤役ニ而全御差免、勿論進而勤続相願候ものは任望継年被 仰付、御取極之通季明御差免相成候ものは、後見同様平常稽古等之諸世話為仕置候様仕度、左候得は一旦御軍役相動候規模も相立、当勤予備隊之外ニも不意之人数御設被置候も同様之姿ニ相成、旁可然哉奉

存候

(朱書)

一、当時私御代官所七万式千石余、当分御預所壹万四千石余、別
廉当分御預所壹万四千石余、ノ高拾万石余、男人別七万九千式
百人余有之、先ツ百人ニ付壹人之割合ニ仕候得は、農兵七百九

拾式人、前頭拾式ケ国凡高百万石と見積、男人別七拾九万式千人、此農兵七千九百式拾人と相成申候

一、漢土歴代又は西洋諸州亜国辺ニも農兵有之、取分魯亜両国は夥敷事之由、其法は各大同小異ニ御座候」

一、農兵進退之儀、其支配御代官は勿論ニ候得共、関八州之分は右御取締出役之ものも、常々取締其外心附稽古向等之諸世話もいたし、且非常之期ニ臨ミ候而も、其時宜ニ寄支配御代官江相断候迄ニ而、指揮御用弁取斗候様被 仰付可然奉存候

一、農兵共非常并稽古之節ニ限、隊長五人は苗字帯刀、平卒は苗字一刀御免被仰付候様仕度奉存候

一、農兵御取立ニ付而は、差当御入用も相懸候筋ニ御座候得共、右は身元之もの江御趣意柄篤と申論候ハ、御国恩之冥加相弁上金等可仕哉と奉存候、然ル上ハ右を以御貸渡可相成小筒并附属之品御買上代金等御支払、残金御貸附被仰付、利金之内6年々農兵稽古入用等御下ケ被成遣候様仕度、右申論方ニ寄存外進而上金相願候様可罷成哉、何れニも御仕法立次第ニ而、往々農兵御取立ニ付而一卜廉之別段御備金も御出来可相成見込ニ御座候

一、右申論方取調向等之儀、関東は八州御取締出役重立掛之内耆人、関西は御普請役之内耆人、右各正路潔白人望之もの御選廻村被仰付、御代官方江も精々被仰渡、元ノ手附手代之内耆人人物相選、支配所限右御取締出役・御普請役等廻村之節立合、俱々教諭仕候様被仰付可然哉と奉存候

一、銃隊稽古之仕法、小筒御貸渡方取締向等惣而巨細之儀は、右取調出役被仰付候もの之見込も可有之、旁打合猶追而取調申上候様

可仕候
(朱書)
一、如何敷儀入 御聽候様ニ御座候得共、当年之儀は諸国豊作之趣、随而自然と心弛ミ候より、神事祭祀等ニ事寄、手踊芝居狂

言興行等之人寄ケ間敷次第相企候哉之風聞も有之、兎角右様之儀ニは、身分を忘れ入用をも不厭は凡庸下情之習ひニ而、其実は無益之金錢手隙間を費し候而已ならず、果は喧嘩口論又は不
宜弊風を遣し、良民之害と罷成候間、夫々取締向等申渡置候儀
ニ有之、右等をも勘弁仕候得は、農兵之御世話被為在、夫是厚
御教諭被成遣候ハ、次第ニ質朴ニ復シ却而勸農之一助ニも可
罷成哉と奉存候」

右は、私支配所之内豆州は三面海之國、就中下田は東海第一之大港
ニ而、既亡父江御備向引受被仰付、大砲御据附方御備場役人御抱人、
農兵御取立等之廉々伺之通被仰付候後、同所之儀奉行江御委任相成、
又近頃以前之通私支配所ニ被仰付、右ニ付而は猶御備筋之儀見込取
調、追而申上候品も可有御座候哉、就而も農兵之儀は当今之御時勢
旁何れニも早々御取立相成可然哉と、亡父之遺志彼是重々恐懼之次
第をも不顧此段申上候、以上

西

十月

江川太郎左衛門

○下ケ札

農兵御取立之儀、先ツ本文拾式ケ国と申上置候得共、御採用
相成候儀ニ候ハ、甲斐・信濃・越後国をも同時ニ御取立相
成候様仕度、此段下ケ札を以申上候

(柏木俊孝家所蔵「文久三年農兵御用留」)

文久元年十月の英敏による農兵取り立て建白は、実際には手附の柏木総蔵が先代の英龍の遺志を継承して立案したものであるといわれている。

この建白は、当時の幕府の軍制改革や海岸防備体制などとの関連で検討すべき重要な史料であると考えるが、ここではとりあえず建白の要点として以下の点を確認しておきたい。①ペリーの来航時と比較すると改善されてきているとはいえ、まだまだ海防策は十分とはいえないこと。②とくに、江戸への物資の搬入路の確保など、江戸を孤立化させない防備体制の確立が必要であること。③しかし今回は、亡父英龍の遺志のうち、農兵取り立てについて特に建白すること。④幕府の膝元の警備を補強するために農兵を取り立てること。⑤欧米では盛んに農兵の取り立てがなされていること。⑥農民を兵士にすると、身分上の問題や勸農上の問題が危惧されるが、小銃の打ち方と銃隊訓練くらいなら、銃器の管理をしつかりすれば取締上特に問題とはならないこと。⑦まずは関八州と伊豆・駿河・近江・三河の十二か国の幕府直轄領で農兵を取り立て、また甲斐・信濃・越後の三か国でも同時に実施すること。⑧農兵取り立てについては、代官支配所ごとに組合村を設定し、人別百人につき壮年男子一〜二人の割合とすること（たとえば、一組合で一小队とする）。⑨農兵銃隊は一小隊三十八名とし、小队司令以下幹部四名・鼓手一名を置く。⑩農兵は五年を年期とし、同人数の予備隊を編成し、本役が終了すれば予備隊が本役となり、新たな予備隊を編成する。⑪農兵の取締には、代官と関東取締出役があたり、出動や稽古のさいは隊長以下幹部五名には苗字帯刀、平卒には苗字一刀を許可する。⑫農兵取り立て入用は、身元の者より出金させ、貸渡す小銃や玉葉代などとし、残金を貸し付けてその利子を稽古入用にあてること。⑬出金にあたっては、関東は取締出役

重立掛から一名、関西は普請役から一名、清廉潔白な者を選して廻村教諭させる。

文久元年の江川英敏の農兵取り立て建白は、海岸防備体制および海軍の充実強化に主眼が置かれており、相対的に手薄となる国内の警備を農兵で補完しようとするものであった。しかし水戸藩領を中心に北関東で活動する攘夷派浪士対策として、軍事力が貧弱な代官所領の取締には、近隣諸藩から援兵を求めることになっていった。実際に緊急の場合には鉄砲の使用も許可されていたから、猟師鉄砲や威鉄砲を集めて警備を強化するなどということも行われている。この点でも、農兵取り立てにより、いわば「自前の鉄砲隊」を編成することができれば、幕府の「弥御威光も相立」、代官所領の警備は実地の修行となると位置付けられている。江川代官は、農兵を幕府直轄領の「軍役」と位置付けており、そのために農兵へ苗字帯刀を許可することは必要な要件になっている。

この江川代官の農兵取り立て建白は、前述のような経緯を経て、文久三年十月六日に江川代官所領に限って許可された。⁽²⁾しかし農兵への苗字帯刀は許可されなかった。もともと幕府の農兵取り立て政策は、代官の在陣化にとまなう陣屋の警備と、支配領内の治安維持を目的としており、当面は前者を優先する形で進められた。しかし農兵取り立てにたいする木村勝教の伺いがあったように、兵士として農民を取り立てるだけでなく、その費用も村方の負担とするのであるから、実施が容易でないことは明白であった。江川代官が、農兵への苗字帯刀を再三願ひ出るのは、「農」を「土」として遇することが村方の協力を得る最良のものと判断していたからである。

農兵取り立て建白の許可を得た江川代官は、文久三年十月農兵取り立

てについての具体的な伺書を提出した。⁽³⁾伊豆韭山陣屋最寄りの村々の有志による砲術稽古の許可願である。大和五条陣屋の襲撃を例にとり、村々有志からゲベル銃の拝借と稽古願いが出されているので、これを許可して万一の場合の陣屋警備に備えたいというものである。玉葉などの諸人費はすべて村々の有志が負担し、教授方は鉄砲方である江川代官と家来をはじめ、大砲鑄造のため韭山の反射炉に出役している講武所砲術教授方が行うとしている。

江川代官所から農兵取り立ての具体的な願書が出されたのはこれが最初ではない。文久三年三月のイギリス軍艦の来航時に、すでに同様の願書が提出されていたのである。このとき江川代官所は、非常に興味深い動きをみせている。この韭山陣屋最寄りの農兵取り立てもそのひとつであるが、もうひとつは、多摩地域の支配所の有力者に宛て、有事の際にともに戦う同志を募っているのである。以下が、その文面である。

御揃弥御平安欣喜之至、陳は追々御承知可有之、此程横浜江英国軍艦數艘渡来、昨年之生麦一条二付不容易儀共申立、既応接之次第二寄去ル八九日頃兵端可相開之形勢夫々御触之趣も候処、少しく居り合八日と十四日と歟日延相成候由、此上如何可成行哉難計、自然有事二臨候ハ、奮発血戦之覚悟は勿論二候得共、御鉄砲方附之ものハ御上洛御供皆留守、如何とも術計無之、左候逆万一之節手をつかね傍観罷在候も口惜遺憾千万、何卒有志之もの申合一ト手段いたし度、就而は何様之もの二而も不苦、報国之赤心を相顕し度と之もの有之間敷哉、御心当も候ハ、極密御周旋有之度、尤未日合も候間、縦令有志之もの候とも直二御差越しニハ不及申、先ツ其名前書御遣し、弥治定申進候上にて御差越可被下、鉄砲并玉葉之用意ハ十分相整居

候、并鉄砲は不馴と申事二候ハ、各得もの持参二而可然候、其内還御後之事二も罷成候ハ、当手之ものも罷帰り候間、一手と成猶更勇々敷働も出来可致哉、兎二角御勘考、若し御不承知二候ハ、無御斟酌御断り可被下、勿論御配慮は堅御無用、仍右迄取急ぎ、匈々已上

三月九日

柏木総蔵

日野 彦五郎様

同 芳三郎様

横山 七郎兵衛様

八日市 勘右衛門様

恩方 仙助様

(柏木俊孝氏所蔵史料No.二二一六)

差出人の柏木総蔵は、さきに紹介した文久元年十月の江川英敏の農兵設置建白を立案した人物である。建白者の英敏は前年に急死し、その跡を十七歳で相続したばかりの英武にかわり、江川農兵の取り立てに中心的な役割を果たした人物である。柏木総蔵が、有事の際に行動をとともにする有志を募った相手は、いずれも多摩地域の江川代官領の中心的な豪農商である。なかでも日野宿の佐藤彦五郎は、後に日野宿組合の江川農兵を率いて武州世直し一揆の鎮庄にあたり、戊辰戦争においては甲陽鎮武隊とともに甲州まで転戦したことで知られる人物である。柏木は、イギリスと戦争になった場合、江川代官の手附や手代のなかから募った同志とともに、上陸してくるイギリス軍にゲリラ戦を挑むことを盟約しており、その同志を支配所の有志に募ったのである。同日、ほぼ同文の書状が、日野宿組合の大惣代鈴木平九郎と拝島宿組合の大惣代田

村十兵衛に宛て出されている。こちらの書状では、江戸屋敷の同志の妻子の避難所を田無村の下田半兵衛に依頼したことが付記されている。代官の手附が、イギリス軍との交戦に備えて管内から言わば「私兵」を募るといふ事態は、將軍の進発により人員が不足していたとはいえず、江川代官所の対外的な危機感を如実に示しているといえよう。もともと江川代官の支配所は、重要な海路に面した伊豆・駿河と、勝元である武州・相州に展開している。そのことが他の代官とは異なる海防への危機感を生んでいると評価できるが、その背景に柏木総蔵等江川代官所役人と多摩の豪農商達の攘夷意識の強さを指摘することができる。

こうしたなか、同年三月、拜島宿組合二十二か村と田無宿組合二十か村から、相次いで村方取締のためのゲベル銃一〇〇挺の拝借願いが提出されている。願書では、近年悪党が横行し、なかには鉄砲を携帯するものもあって取締方に苦慮している。この度、イギリス軍艦の渡来により多摩地域に荷物を疎開させる者も多く、取締は鉄砲によるしか外に術がない状態である。玉葉や稽古の諸人用はもとより、小銃の代金までも村方で負担する用意があるので、代官所の指図で稽古させたい、となっている。「海防より国内の治安対策が優先する」状況は、村方において深刻さを増していたのである。江川代官の農兵取り立ての背景には、こうした管内の村々における、自力で村方を防衛しなければならぬという危機感があつたのである。こうした動きは、拜島宿や田無宿組合だけのものではなかった。同じ多摩郡の林部善太左衛門代官支配所の国分寺村外四か村からは、規模は小さいが同様の理由で、二季打ちの猪鹿鉄砲を四季打ち鉄砲とし、非常の場合の備えとしたいという願書が提出されている。⁽⁵⁾この願書の後には、拜島宿組合の小銃拝借願書が写し取られて

おり、互いに他村の動向を踏まえながら願書を提出していることがわかる。このことは、村方の防備が、この時期の多摩地域の村方に共通の問題となっていたことを示している。それが村方から費用と人員を出させるといふ江川農兵の原形となつたのである。

しかし農兵取り立ての前提条件ができたとはいえず、陣屋警備や非常の際の軍事力として農兵を位置付ける幕府および江川代官の意図と、村方の自力防備を目的とする意図との間に、大きな隔たりがあることはいうまでもない。とくに人員と費用の両方を村方に差し出させるといふ農兵取り立て方法が、幕府の意図どおりにすんなり実施できないことは、当の江川代官においても十分に認識されていたであろう。農兵への手当ての支給や苗字帯刀の許可を江川代官が主張するのは、こうした点を考慮したものと見える。

さて、農兵取り立ての許可を得た江川代官所は、韭山陣屋警備の農兵取り立てを出願するとともに、具体的な実施方法の取り調べに着手した。担当者は、立案者である柏木総蔵と手代の三浦剛蔵である。相模国津久井県の分は、相州荒川番所詰の手代である山田頼助が担当した。三浦は、先のイギリス軍艦来航のときの柏木の同志の一人でもある。柏木は、「無座只置之上之議論仕法而已二而は、下々難義差支之程も難計」として、管内の寄場役人や重立ちの者へ農兵取り立ての仕法を教諭し、彼等の見込みや意見を聴取するために三浦とともに八王子宿に出役した。出役前に他の手附衆にあてた書簡のなかで柏木は、「素より農兵之御配慮は、上は 國家之御為、下は万一之節宿村憂患を御防、無難ニ生産宮相成候様ニと之事」ではあるが、「万一不服のないように、「上之御失費なく、下々之痛不相成」「両全之良法」を打ち立てたいとしている。「国

家」(幕府)のため、「生産」(村および家)のためという二つの理念は、これ以降繰り返して使用されることになる。

柏木と三浦の両名が、管内全域への布告に先だつて意見を求めたのは、先に登場した鈴木平九郎と田村十兵衛である。⁽⁶⁾田村十兵衛は、農兵取り立てにあたっては、組合村の役人達によく主旨を説明し、役人達の意見を聞いた上で仕法を決定し、それから各組合村々へ説明させること。また、農兵取り立てが江川代官所の管内だけで、他の代官領でも実施されないならば村方は納得しないこと、の二点を指摘して慎重な対応を求めている。次いで柏木達は、八王子横山宿の間屋兼名主の川口七郎兵衛、日野宿名主の佐藤彦五郎と佐藤芳三郎にも個人的に見込みを提出させている。これらの者達は、いずれも柏木が同志と目する、先の書簡に登場する多摩の豪農商たちである。彼等は、農兵取り立てに賛意を示すとともに、農兵の人選や費用の捻出などの具体的な見込みを提出している。また田無村の下田半兵衛と上柵田村の安兵衛からも、直接に江戸の江川屋敷へ農兵取り立てについて伺いが出されている。こうした江川支配所内の豪農達への事前の説明は、かなり広範囲に行われているようで、蔵敷村名主内野左衛門と上新井村名主市右衛門へも、「国家御為内実心配罷在候有志之向」を内密に取り調べ名前を報告するよう申し渡されている。⁽⁷⁾このとき両名へは、所沢組合のうち江川支配地の多摩郡の村を分離して上新井村組合とし、今後御用筋は田無村の下田半兵衛より指示を受けることも併せて申し渡されている。なお上新井村組合は、後に支配替えにより蔵敷組合となる。

このように、農兵取り立ての下調べとして、柏木と三浦が、多摩地域における同志として信頼する豪農達に内々で相談している事実は、大変

に興味深いものである。このことは、多摩における江川農兵の取り立てが、柏木等多摩の豪農達との特別な関係に支えられて実現していることを示している。江川代官が世襲であり、長年多摩地域を支配してきたことが、こうした支配地域の村々と代官(もしくは柏木個人)の親密な関係を生み出したといえる。このことは、江川代官と他の関東代官との大きな違いであり、江川農兵が早期に実現した大きな要因でもあったのである。

しかし多摩の豪農と柏木との間に親密な関係があったからといって、江川農兵が幕府の考えるような直轄軍隊を補完するものとして組織されたわけではない。多摩の村々に出された「農兵御取立二付宿村口達覚書」では、幕府直轄領すべてに農兵取り立てが行われるとして、「東照神祖」(家康)以来の三百年の泰平を強調し、上は国家のため、下は産業と子孫の繁栄のためと、農兵の取り立ては位置付けられていた。幕府では「国家」に力点を、組合村では村および家に力点を置いていることは当然であろう。しかし柏木は、多摩の有力な豪農たちへの説明のなかでは、後者に力点をおいている。これは農兵取り立てを実施するための方便ではなかった。つまり村方からの献金や農兵の任につくことそのものが「国家」への「奉恩」なのであり、直接に幕府軍隊を軍事的に補完することが意図されていたのではないのである。慶応期の江川農兵は、將軍による訓練上覧の後、江戸の警備(実際には勤務は中止となった)や相州観音崎の台場警備に動員されることになる。このとき村方からは反対の動きがでてくるが、柏木はこうした勤務は本意ではないとして、先例とはしないこと、それに短期間で終了することを約束しているのである。⁽⁸⁾

伊豆葦山陣屋最寄りと武・相両州での農兵取り立てに着手した江川代官所は、元治元年八月に伊豆国全体の警備体制についての意見書を作成した。作成者は柏木相蔵である。当時伊豆国には警備を担当する大名が置かれておらず、江川代官所は大名の築城を求めていた。これにたいして幕府は、特に農兵の取り立てが許可されていることを理由に、諸侯の援兵に頼らない警備体制が可能かどうか見込みを上申するよう求めている。江川代官所は、農兵のみによる管轄内の警備について、まず葦山陣屋の警備を特に「葦山屋敷御用達場」とし、陣屋付近の金谷村等六か村から農兵一〇〇名を取り立てることとした。この御用達場警備の農兵は、他の農兵の取り立て基準とは異なり、男一〇〇人に付農兵十人の割合とし、別に二十人を夜間の陣屋詰としている。武相両国と御用達場以外の豆駿両国は、男一〇〇人に付農兵一〇二人を一応の基準とし、願いにより人数を増加することとした。一〇〇人に付農兵一人として、全部で七九二人の農兵取り立てが見込まれている。江川代官所では、最終的には一〇〇〇人程度の農兵取り立てを計画していたようで、伊豆国については小給所や伊豆諸島での農兵取り立ても考えられていた。こうした江川代官所領全域での農兵取り立て見込みを作成しつつも、江川代官所ではなお伊豆国警備の援兵を求めている。江川代官やその家臣の武名は広く流布しているが、鉄砲教授方から陸・海軍へ転役となるものも多く、残りも鉄砲方に附属しているため江戸詰となり、葦山陣屋の方が手薄になっているというのが理由のひとつに掲げられている。こうしてみると江川代官所がもっとも求めていたのは、管轄する武相豆駿四か国の内、とくに葦山陣屋御用達場と伊豆国内の警備強化であったことがわかる。この点は、江川農兵を考える上で重要な視点であると考ええる。

さて、こうした江川農兵の取り立ては、管内の組合村単位で進められ、農兵に関する献金および農兵の人選が行われた。表6は、元治元年十二月段階での武相両国からの農兵献金の一覧である。これに豆駿両国からの献金が五、〇二五両あり、献金の合計は一万二八〇〇両余に上っている。この費用を元に農兵取り立てがなされたのであるが、実際に貸し渡された農兵銃は、表7のとおりである。当初からは農兵全員分の小銃の調達に間に合わず、段階的に小銃の貸し渡しが行なわれたのである。最初に農兵銃の貸し渡しが行なわれた元治二年三月段階の組合村別の農兵人員は、村方に残されている諸史料とも合致しているが、以後段階的に農兵人員は増加していく。慶応元年九月の武相両州の農兵は五五〇人余であるが、最終的には農兵銃の合計と同じ六九九人が農兵の実数であったと考えてよからう。

なお表7をみると、農兵の調練（武相両国は芝新銭座の調練場）が進み、実際に農兵銃の貸し渡しが行なわれる直前に、大規模な関東御料の最寄替えが発令されたことがわかる。元治二年三月の最寄替については江川代官所領の具体相については次章で述べるとして、ここでは農兵取り立て見込みの変更についてだけ述べておきたい。元治二年三月の最寄替の発令により、武州多摩郡田無村外二十五か村が江川代官所領から木村董平代官所領へ最寄替となることになった。これらの村高は九五〇〇石余で、農兵五十五人と農兵献金六五三両分がこれらの村々から出されていた。この時点では江川代官所領以外での農兵取り立ては許可されていないので、農兵貸し渡し小銃の引き上げは勿論、農兵献金も下戻されなければならなかった。しかしこの最寄替は、組合村々の反対により大幅な規模の縮小となったため、当初の農兵取り立て計画にそれほど支

障はなかったのである。武相両州の農兵には、慶応二年二月の段階で六四九挺の農兵銃が配備されている。配備された農兵銃は大部分がゲベール銃で、ヤーゲル銃とミニエール銃が一部含まれている。

表7 武相両州江川農兵への小銃貸渡一覧

組 合 名		元治2年3月		慶応2年2月		慶応3年8月		合 計	
		農 兵	農兵銃	農兵銃	農兵銃	農兵銃	農兵銃	農兵銃	農兵銃
武 州	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	38人	19挺	32挺	30挺	81挺			
	組 組 組 組 組 組 組 組 組 組	39人	19挺	46挺	—	65挺			
	無 野 子 子 子 子 子 子 子 子	50人	24挺	50挺	—	75挺			
	田 日 八 小 駒 青 五 洋 水 槍 蔵 木	25人	12挺	26挺	—	38挺			
	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	25人	12挺	26挺	—	38挺			
	組 組 組 組 組 組 組 組 組 組	25人	12挺	24挺	—	36挺			
	木 梅 日 島 川 原 敷 曾	64人	32挺	74挺	—	106挺			
	組 組 組 組 組 組 組 組 組 組	12人	6挺	12挺	—	18挺			
	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	6人	3挺	6挺	—	9挺			
	組 組 組 組 組 組 組 組 組 組	25人	10挺	25挺	—	35挺			
相 州	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	12人	6挺	19挺	—	25挺			
	組 組 組 組 組 組 組 組 組 組	50人	24挺	67挺	—	91挺			
	新 野 組 新 野 組 新 野 組 新 野 組 新 野 組 新 野 組 新 野 組 新 野 組	3人	2挺	—	—	2挺			
	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	25人	12挺	27挺	—	39挺			
	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	15人	7挺	15挺	—	22挺			
	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	1人	—	—	—	20挺			
合 計	415人	200挺	449挺	50挺	699挺				

註) 柏木俊孝氏所蔵「文久三年農兵御用留」による。なお慶応3年分の内、田無村へ実際に引き渡されたのは9月1日である。

こうして武相両州での実戦演習が開始されることになるが、両州の場合実戦演習を行うに際してクリアールしておかなければならない問題がひとつあった。それは尾張家の鷹場の問題であった。農兵による火入稽古は、農兵銃の配備が終了した元治二年の春から実施される予定であった。もともと鷹場内の村々には、威鉄砲の使用は勿論、案山子を立てることなど様々な規制が敷かれていた。そのため江川代官所は、元治元年十二月に、鷹場内での火入稽古の実施を通告し、幕府および尾張藩に許可を求めた。鷹場内の村々で火入稽古を行うが、鳥の殺生は行わないよう厳しく申し渡してあるとの内容である。これにたいして幕府の鷹方役人からは、支障のない旨の回答がすぐに寄せられた。江川農兵は、勘定所は勿論、老中の採可を得たものであるから、御鷹方もまたその決定に従ったが、尾張家の場合は別であった。江川代官所は尾張家にたいして、江戸役所を通じて藩の許可を求めたが、尾張家からは火入稽古を実施する村名や農兵教授方の氏名・身分、それに農兵銃の取扱方等細かな問い合わせがなされている。表8は、火入稽古を行う訓練場の村名の一覧である。尾張家は、幕府の鷹場ではなく尾張家の鷹場内でのみ火入稽古を実施することを理由に、二代將軍秀忠以来の由緒を楯に幕府の鷹場と同様の取扱を求めてきた。尾張家は、農兵稽古を拒否したのである。江川代官所領の多摩郡の村々は、尾張家の鷹場と重なる村が多く、尾張家の反発は江川農兵の実戦演習の大きな障害となったのである。幕府の鷹場内の村々を管轄する代官所では、まだ農兵取り立ては実施されておらず、結果的に幕府の鷹場を除外して尾張家の鷹場だけを対象とすると論難されることになったのであるが、尾張家の言い分は一応筋の立つものである。鷹場についての江川代官所と尾張家の掛け合いは、慶応元年十一月

表8 元治2年2月 江川農兵訓練場設置場所一覽

村名	
武州多摩郡	田無村 小川新田 箱根ヶ崎村 青梅村
	氷川村 檜原村 中清戸村 野口村 砂川村
	福生村 拜嶋村 中藤村 三ツ木村 山田村
	柴崎村 上谷保村 本町田村 日野宿
	八王子宿 駒木野・小仏宿
相州高座郡	小山村 藤沢宿 瀬谷之新田(藤沢宿の内)
相州大住郡	寺山村
相州津久井県	日連村 中野村

(柏木俊孝氏所蔵「文久三年農兵御用留」)

まで続いており、その時点では決着が着いていない。江川農兵の訓練は、農閑期に実施することになっていたため、尾張家との掛け合いが長引くことは、農兵の訓練そのものに大きな影響を及ぼすことになる。そのため江川代官所は、尾張家の意向に関わりなく、日野宿組合を手始めに、農兵教授方が回村して組合村単位での農兵訓練に踏み切っていたのである。

こうした鷹場をめぐる問題は、慶応二年十二月に鳥見役が廃止され、鷹場の取締りが代官に任されることにより決着した。正式に鷹場が廃止となるのは、翌年四月のことである。鷹場が廃止となる理由については、幕末の情勢が鷹狩りどころではなくなつたため、とされているようである。しかし、幕府直轄領を含め、領主支配とは異なる論理の下にある鷹場制が、江川農兵の実施に対して大きな障害となつたことが、鷹場制廃止の最大の要因であつたと考えられる。農兵問題を契機に鷹場制が幕府

直轄領の一円支配の障害と認識されることになつたのである。農兵取り立ては全国の代官にたいして指令されることになる。

慶応期の江川農兵は、同二年六月の武州世直し一揆鎮圧に大きな役割を果たした。このため藩や旗本領においても農兵取り立てが実施されるようになる。幕府勘定所は、慶応二年七月に江川代官に管内での農兵取り立て仕法を提出させ、これに倣つた幕府直轄領における農兵取り立てに着手した。このとき江川農兵の仕法をまとめたのは、手附の柏木総蔵である。柏木はこのなかで農兵と旗本の兵賦との相違を強調し、兵賦が旗本に課せられた軍役であるのたいして、農兵は万一の場合に「専ら其宿村之損害を未然ニ御手配可被成置と之御儀」によるものであるとされている。そして全国の直轄領に農兵が設置され、年月を経て訓練が行き届くようになれば、御府内への動員も可能となり、また農兵から有志を精選しておけば、「御扱次第第二而抛身命を何国迄も罷出御用可相勤旨申立候もの」も出てくるだろうと答えている。また柏木は、兵賦人のなかには無頼の徒もいるが、五年間も訓練すれば実地の戦争に役立つだろう。これに反して農兵は、産業を営みながら稽古をし、有事の際に役に立つというものであると答えている。この柏木の上申からだけでは断定できないが、勘定所内に、不十分な旗本の兵賦人に替えて御領所農兵を幕府軍隊として編成・動員しようとする意向があつたのではないだろうか。だからこそ柏木は、農兵はあくまで村々の産業の維持を基本とするものであると強調したのだと考えられる。専業の軍隊とは別の、民兵というわけである。

こうした勘定所の意向とは関わりなく、農兵取り立ては容易に実施される状況にはなかつた。たとえば、川越藩でも武州一揆後に農兵取り立

てが指合されているが、負担の増大に反対する村々の声は大きく、容易には実施されていない。武州一揆を経験しているこれらの村の反対理由に、「大家物持欲深之者之為ニ農兵防方致し候⁽¹⁰⁾」と小前層が理解しているところあるのは興味深い。武州一揆で打毀しの対象となったのは、欲深で不実の商売をし、小前層の困窮にも助成をしなかつた者達であり、彼等を守るための農兵の負担には応じられないというのが小前層の意見であった。

このような村々の動向は、幕府直轄領においても同様であつたらう。

慶応二年八月、農兵取り立ての見込み提出を命じられた関東代官松村忠四郎と今川要作の両名から、次のような伺いが出されている⁽¹¹⁾。両名には、江川代官所の方式にならつて農兵を取り立てることが申し渡されているが、江川代官所の場合とは異なり、最寄万石以下の私領をも組込んだ農兵取り立てが沙汰されていた。今川代官の管内では、武州橋樹郡の村々から私領を組込んだ農兵取り立て願いが出されていた。しかし松村代官の管内では、農兵取り立て願いは僅か数か村から出されているに過ぎず、村方の説得に手間取っていると報告されている。この中で両代官は、関東代官の支配所全てに農兵取り立ての沙汰がなされたが、関東代官が足並みを揃えなければ、農兵取り立てを願う村々の「氣先を折キ候」ことにもなりかねない。そのため他の関東代官の支配所村々でも、一斉に農兵取り立ての取り調べを行うよう求めている。こうして慶応二年十一月、勘定奉行と関東郡代の連名で、全国の幕府直轄領の代官にたいして農兵取り立てが発令され、それぞれ取り立て仕法の取り調べが命じられたのである⁽¹²⁾。これにより関東ばかりでなく、各地の幕府直轄領（旗本や寺社領を含む）において、規模や目的を異にしつつも農兵取り立ての動きが

出てくるようになる。

関東の幕府直轄領においては、先の伺いにもあつたように今川代官所領の一部において農兵取り立て願いが提出されている。表9は、慶応二年九月および同年十二月に今川代官へ提出された農兵取り立て願いから作成した、武州橋樹郡と荏原郡における農兵の一覧である⁽¹³⁾。八月段階では、武州橋樹郡のみであつたのが、荏原郡の村にまで拡大していることがわかる。これら川崎領（橋樹郡）および六郷領（荏原郡）の農兵は、農兵二十人を小隊とし、一小隊に農兵世話役五人、それに取締掛五人を配置する構成になつており、各領毎に一小隊づつ組織する計画であつたことがわかる。これらの村々は、直接的には武州世直し一揆の洗礼は受けていない。しかし領内でも川崎宿の借家人や八幡塚村の困窮人による米銭要求などが起こつており、こうした危機感が農兵取り立て願いとなつたのである。取締掛や世話役には村役人が就任しており、農兵も村役人やその伴、それに「身元之者」によつて占められていた。

これらの村々の農兵取り立ては、慶応三年の代官の支配替にともない、当初の計画を基本としつつも、若干の変更をともなつて実現したようである。今川代官交替後に立合支配となつた大竹左馬太郎・佐々井半十郎の両代官へ宛てた六月の願書では、東海寺領の安方村と小林村が抜けており、松村忠四郎代官への十一月の小銃の貸渡しの請書には、川崎領十五か村が記されているだけである。これによれば、川崎領十五か村の農兵は、世話役五人・農兵二十人・手代り三十一人・鼓手七人・兵隊附医師一人の総勢六十四人となつている。農兵は勿論、手代り人にも小銃が貸与されている。川崎領十五か村以外の六郷領などの他の村々も、支配替により松村代官支配になつていようであるが、実際に農兵銃の貸し

表9 慶応2年 武州橘樹・荏原両郡農兵の編成

	村名	村高 (石)	戸数 (戸)	男 (人)	女 (人)	領主	取締掛 (人)	世話役 (人)	農兵 (人)
武州橘樹郡	川崎宿	1,321.387	592	1,216	1,659	1	1		2
	市場村	727.746	128	343	379	3	1		3
	菅沢村	211.729	25	81	67	1			
	潮田村	898.129	242	632	629	1		1	1
	下新田村	122.142	23	69	59	1			
	小田村	809.513	147	397	377	4	1	1	1
	渡田村	845.486	135	376	371	1		1	1
	大島村	654.028	149	409	370	1		1	2
	池上新田	62.170	25	82	66	1	1		
	稻荷新田 (七左衛門組)	795.876	215	570	516	1		1	1
	稻荷新田 (六郎左衛門組)	784.489	167	364	388	1			3
	大師河原村	801.454	262	711	705	1			2
	川中島村	223.474	69	156	196	1	1		1
	中島村	248.373	36	104	107	1			
	堀之内村	328.180	41	87	108	1			1
	南河原村	649.950	104	281	252	1			2
	小倉村	682.597	92	236	230	1			
	江ヶ崎村	174.900	26	56	57	1			1
	矢向村	543.121	99	293	265	3			1
	19か村 小計	10,884.744	2,577	6,463	6,801		5	5	22
武州荏原郡	東大森村	645.525	504	1,452	1,462	1	1		1
	西大森村	438.608	327	1,032	1,010	1			1
	北大森村	479.654	286	822	830	1	1		1
	不入斗村	572.124	207	515	523	2			1
	嶺村	838.923	120	325	312	1			
	市之倉村	162.400	33	84	82	1		1	
	堤方村	74.363	10	21	30	1			
	女塚村	198.468	29	88	87	2			1
	道塚村	211.567	38	95	90	2			
	八幡塚村	739.616	205	460	479	1		1	1
	原村	253.950	31	90	76	1		1	
	古市場村	319.449	80	234	235	1			1
	矢口村	436.458	70	164	195	1			1
	下丸子村	266.917	67	190	188	1			
	鶺鴒木村	335.037	61	187	150	1			1
	古川村	119.705	17	58	49	1			
	町屋村	216.565	43	114	107	1	1		1
	高畑村	290.363	46	139	129	1			1
	雑色村	268.246	83	212	202	1			1
	樺谷村	683.173	158	426	422	1			1
	羽田村	444.704	391	1,021	964	1		1	1
	羽田獵師町	66.571	354	1,072	1,000	2			
	鈴木新田	133.360	95	298	244	1	1		1
	萩中村	262.536	35	94	117	1		1	
	北蒲田村	786.407	137	373	382	1	1		1
	蒲田新宿村	600.000	110	273	338	1			2
	浜竹村	43.591	13	27	33	1			
	安方村	222.534	20	58	55	1			
	小林村	270.750	26	69	63	1			
	御園村	61.549	12	33	27	1			
	下袋村	302.500	70	185	203	1			
新井宿村	936.709	122	372	343	1			1	
今泉村	233.047	28	97	76	3				
久ヶ原村	373.990	58	169	156	9				
	34か村 小計	12,289.359	3,886	10,849	10,659		5	5	20
	53か村 合計	23,174.103	6,463	17,312	17,460		10	10	42

註) 掲掲「添田茂樹家文書」より作成。村高は合以下は切り捨てた。

渡しまでいったかどうかは不明である。また、先の表9以外の村でも、同じ松村代官支配の武州橋樹郡綱島村組合には、慶応三年二月に小銃の貸し渡しが行われていることが確認できる。

このような関東における農兵取り立ては、武州一揆後の幕府直轄領への全般的な農兵取り立て指令に基づくもので、江川農兵とは異なり、近隣の私領をも組み合わせているところに特徴がある。農兵取り立てを負担と感ずる村々を実施するには、他の幕領一般での農兵取り立ての実施ばかりでなく、同じ組合村に属する私領をも含まなければならなかったのである。こうして武州一揆後の農兵取り立ては、代官支配地全域ではなく、武州橋樹郡のように基本的には組合単位での局地的な取り立てに終わったのである。

この時期の関東における農兵取り立て失敗の事例としては、慶応四年一月の関東在方掛木村飛驒守支配の岩鼻陣屋における銃隊取り立ての例がある。⁽¹⁴⁾ 岩鼻陣屋の場合は、幕府直轄領と旗本・寺社領はもとより、藩領までも含んだ関東在方掛木村の管轄区域全体にたいして指令が出されており、藩領分については事実上すぐに撤回された。旗本領についても知行地農民の反対と旗本の非協力により頓挫している。残りの関東在方掛領においても、農兵取り立てを強行した関東取締出役渋谷鷲郎への反発は強く、渋谷の指示で農兵取り立てに動いた大小惣代の罷免にまで事態は発展し、結局中止に迫込まれている。

関東以外の幕府直轄領の動向については、ここではほとんど明らかにすることができない。しかし信州佐久郡の松本直一郎支配の御影代官所領では、慶応三年十一月に、「御陣屋御備郡中警護」のための農兵取り立てが私領へも命じられており、村々から農兵取り立て費用が上納され

ている。⁽¹⁵⁾ 農兵取り立ての理由は、「今般物価騰貴之折柄、無宿無頼之も共党を結暴行いたし、不成容易所業および候哉も難斗」というものであった。ただ、時期的に実際の農兵取り立てまでには至らなかったようである。こうした各地における農兵取り立ての実相については、農兵取り立て失敗の例を含めて今後の課題とせざるをえない。

註

(1) この建白書と同文の史料は、『神奈川県史』史料編10にも収録されている。しかし写しであり、本文で紹介する柏木家所蔵史料と若干文面に違いもみられる。

(2) 以下、とくに断らないかぎり、前掲柏木家所蔵「文久三年農兵御用留」および「附属書」による。

(3) 柏木俊孝氏所蔵史料No.三〇二八。

(4) 『小金井市誌編纂史料』第一八編(鈴木英男家文書二)。

(5) 前掲『福生市史』上巻。

(6) 東京都東大和市内野家文書「里正日誌」文久元年。

(7) 『福生市史資料編』近世3(福生市、平成三年)。

(8) 文久三年段階での幕府直轄領における農兵取り立て計画については、青木美智男「幕末における農民闘争と農兵制」(『日本史研究』第九七号、一九六八年四月)が、羽州村山郡の寒河江・柴橋代官所

支配地の分析をしている。村山郡では、農兵取り立て計画に対して管内の豪農層の対応が分かれ、農兵反対運動は代官の罷免運動に発展している。このため代官の交代とともに農兵取り立て計画は中止となっている。また同郡では、慶応二年に「強壯人」の取り立てが

なされており、翌年から活動していることも明らかにされている。

(9) 鷹場については、本間清利『御鷹場』(埼玉新聞社、昭和五六年)

および村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』(雄山閣、

一九八五年)を参照した。また、とくに尾張家鷹場については、多

摩文化資料室『多摩のあゆみ』第五〇号・第五一号(多摩中央信用

金庫、昭和六三年)の諸論文も参照した。

(10) 大井町史料第六集『川越藩における農兵取り立て一件資料』(大

井町教育委員会、昭和五五年)。

(11) 前掲「革政録」慶応二年・八。同史料は、前掲『神奈川県史』資

料編10にも収録されている。

(12) 「自慶応元年至同二年御書付留」一五(内閣文庫所蔵)。

(13) 以下、橘樹・荏原郡の農兵については、すべて添田茂樹家文書

(横浜開港資料館の複製版)による。

(14) 中島明「西上州世直し一揆覚書」(『信濃』第二五巻第一号、昭

和四八年一月)。

(15) 長野県南佐久郡小海町 藤嶋光明家所蔵史料。

三、御料所最寄替と多摩の反対運動

この項では、文久年間以降の代官の在陣・農兵取り立て・関東郡代の再興という相互に密接な連関をもつ改革にたいして、組合村を中心とする多摩の村々がどのような対応をみせたのかを、改革そのものを規定する御料所の編成替えを軸に明らかにしていきたい。

文久年間以降の史料をみると、まず多摩の村々では、文久二年の江川

代官所領からの管轄替え反対の動きがある。これは文久二(一八六一)

年八月、英龍の跡を相続した英敏が病死し、ことによれば江川代官所領

の村が管轄替えになるという風聞がながれたことに端を発している⁽¹⁾。多

摩郡小川村・芋久保村・蔵敷分・奈良橋村・高木村・宅部村・後ヶ谷村

・廻り田村・野口村の九か村は、九月二十一日、江川太郎左衛門に宛て

永支配を願う願書を提出した⁽²⁾。願書の内容は、数年来の江川代官の支配

により、取締も行き届いて村柄も立直ってきたので、たとえ管轄替えと

なっても九か村はこれまでどおり支配所に据え置いてほしいというもの

である。この小川村外八か村は、蔵敷村名主内野左衛門と野口村名主

鈴木勘左衛門を惣代として出府させ、まず江川代官所の江戸屋敷に願書

を提出した。内野と鈴木は、いずれも所沢組合の小惣代である。そして

翌日の夜、勝手掛勘定奉行川勝丹波守広運・同津田近江守正路・同竹内

下野守保徳の屋敷の門柱へ、同内容の張訴を行ったのである。さらに同

年十月十六日、この九か村のうち小川村を除く八か村と、清水新田・日

比田村・条川村・南秋津村・野塩村・堀兼新田・神谷村新田・北野新田

・三ヶ島新田・三ヶ島堀之内村・北秋津村・三ヶ島村・城村・坂ノ下村

・南永井村・大袋村・下安松村・北永井村・久米村・平塚新田・本郷村

(多摩郡)、所沢村・上新井村・北田新田・中北野新田・氷川村・上安

松村・打越村・町谷村・岩岡新田・菩提木村・山口堀之内村・北野村

(入間郡)の、併せて四十一か村の村役人が、所沢村名主倉片助右衛門

宅に集会した。ここで各村の三役連印の願書が作成され、老中および勝

手方勘定奉行への駕籠訴が決定した。そして同月二十一日惣代八名が出

府し、同月二十四日登城中を待って駕籠訴を行ったのである。駕籠訴の

役人と惣代の分担は表10のとおりである。惣代八名は、翌日江川役所に引き渡され、公事方手附元ノ根本慎蔵より今後は越訴を禁する旨の申し渡しがなされた。しかし「御代官様ニは御満足ニ被思召候段被仰聞」、二十七日には帰村している。同様な支配替反対の動きは、田無村組合でも起こっており、この情報はすぐに田無村組合の小川村から伝えられていた。十月の駕籠訴は、田無村組合の動向を事前に知った上で行われたのである。結局、江川代官は英敏から英武へと相続が行われ、旧支配地もそのまま英武に引き継がれた。

表10 文久2年10月 駕籠訴分担

駕籠訴先	惣	代
老中 板倉周防守勝静	所沢村名主 上新井村名主	倉片助右衛門 市右衛門
老中 松平豊前守信義	下安松村名主 三ヶ島村名主	新助 次郎左衛門
老中 井上河内守正直	蔵敷村名主 岩岡新田名主	内野李左衛門 岩岡民右衛門
勝手方勘定奉行 川勝丹波守広運	北永井村名主 野口村名主	船津重右衛門 鈴木勘左衛門

(註) 内野家文書「文久里正日誌」元年より作成。
板倉は伊賀守の誤り。

このような村々の支配替反対運動は、これ以前にも行われている。しかし幕末期の関東御料所の再編成という幕府の政治課題への村側の対応という点で、この時期固有の意味をもっていると考えられる。こうした支配替反対の動きを通観する研究はないが、おそらく回数や運動形態の面でもこの時期の反対運動は際立っていると推測できる。本稿でとりあ

げる武州多摩郡蔵敷村が関与した、幕末期における支配替反対運動についても、張訴から駕籠訴、駈込訴へと闘争形態もエスカレートしている。こうした背景として、幕末期における訴訟の多さが指摘できるようにおもわれる。文久二年十二月には、「関八州之儀風俗不宣、聊之儀をも申募奉行所江訴出候類多く有之」として、⁽³⁾ 將軍上落中の訴願を慎むよう触が出されており、村々からの訴訟の多さに幕府が対応に苦慮していることが窺える。また文久三年八月には、代官屋敷や代官陣屋等への捨訴や張訴の取扱について、勘定奉行から次のような指示が出されている。

これらは従来は、勘定所の指示により焼き捨て、その旨を門前に掲示することになっていた。しかし勘定所への伺いに時間がかかり、「及指図迄之間、不埒之訴いたし候もの共申立之趣意其筋江貫徹いたし候品と心得違いたす間敷とも難申、自然取締ニも拘り候間」、以来は代官自身が確認して、宛先違いや子細があるものは勘定所に伺い、その他は代官が焼き捨てて門前に掲示することが許可されたのである。この指示は、関東ばかりでなく全国の代官にたいして出されたもので、合法的な訴願に加えて非合法的の訴願が増加していることがわかる。このような訴願の取扱は、一面では勘定所による代官統制の緩和といえる。これは代官の在陣が指示されたことに伴う措置と考えられ、支配国単位の公事訴訟を取り扱う関東郡代が設置されるにいたる最大の要因といえる。幕府は勘定所の公事方機能を分化して、裁判の迅速化をはからざるをえなかったのである。

さて、冒頭の文久二年の多摩の村々の支配替反対運動は、実はその前史ともいえる動きをもっている。まずは、この点について述べていくことにする。

安政四（一八五七）年七月、熊本藩は相州御備場御用のため、増預所願いを老中に提出した。ペリー来航後、熊本藩は嘉永六（一八五三）年十一月に江戸湾防備を命じられ、武州・相州の村々を預所とすることに⁽⁴⁾なった。しかし警備の人足等が不足したため、さらに一万石の増預所を願い出たのである。このとき熊本藩の増預所となったのが、文久二年の支配替反対運動を行った多摩の村々であった。これらの村々は、いずれも江川代官所領および同当分預所領である。

これにたいして安政四年七月二十日、江川代官所へ次のような願書が提出された。⁽⁵⁾内容は、江川代官支配の村々は、永く江川代官の支配を受けることを望んでいること。熊本藩の預所となると、陣屋が相州三浦郡の大津陣屋となるので、遠距離であり不便であること。また出張陣屋を多摩の村に設置されるのも「難渋」するから、御用は熊本藩の江戸屋敷で取り扱ってほしい旨、江川代官所から熊本藩へ掛け合ってほしいというものであった。願書を受け取った江川代官所からは、熊本藩へ掛け合う旨の申渡しがあつた。これらの村々は九月に熊本藩へ引き渡されたが、江戸役所での取扱を求める多摩の村々の嘆願は続いている。しかし安政六（一八五九）年二月には、熊本藩の預所替により、再び江川代官所領になった。この時、多摩の村々は、熊本藩から江川代官所への支配替反対運動を展開しているのである。

安政六年二月十四日、同十二日に管轄替の沙汰があつた旨の書状が村々に届き、早速小川村にて評議が行われた。⁽⁶⁾そこで小川九一郎（小川村名主）・杉本平重郎（後ヶ谷村名主）・内野左衛門（蔵敷村名主）・当麻弥左衛門（大沼田新田名主）の四名を惣代として、熊本藩預所据置嘆願書を提出することが決定した。惣代の四名は、いずれも熊本藩から

人足差配役を命じられ、勤中の苗字帯刀を許された、いわば熊本藩預所支配の要に位置する者たちであった。表11は、熊本藩預所の人足差配役

表11 安政5年11月 熊本藩預所人足差配役

村名	名前
多摩郡後ヶ谷村	杉本平重郎
同郡能ヶ谷村	神倉嘉一郎
同郡小川村	小川九一郎
同郡大沼田新田	当麻弥左衛門
同郡蔵敷村	内野左衛門
都築郡山田村	男金左十郎
同郡川島村	中田藤蔵
同郡今宿村	鈴木浅右衛門
同郡上川井村	足立又次郎

（内野家文書「安政里正日誌」五年）

の一覧である。嘆願の内容は、預所となって以来取締向も「御領分同様」となり「難有仕合」である。については異船渡来の節の人夫は、指図どおり「抛身命相勤」める覚悟であるので、引き続き熊本藩の預所に据え置いてほしいというものであつた。熊本藩は願書を許可しなかったため、惣代達は、このままでは「小前もの共騒立強訴等仕候は眼前之儀」と同二十日に再度嘆願書を提出した。嘆願書は二十二日にも提出されており、そこでは熊本藩への「順当」な嘆願が聞き入れられない場合は、「何方迄も罷出可申嘆願決心」であることが記されていた。そこで熊本

藩では、翌日惣代達を呼び事情聴取を行っている。その席で惣代達は、庄内藩の領地替が領民の反対で中止になったこと、また延享年間に伊奈半左衛門支配の村々が支配替に反対して元の支配に復したことを挙げて、嘆願の許可を求めた。伊奈支配云々の文言を加筆した嘆願書は、その翌日熊本藩留守居宛に提出された。嘆願書は一旦受理され、あらためて申し渡しがなされることとなった。最初の嘆願書が下戻された十八日、村々ではあくまで嘆願を継続することを決定し、訴訟費用の割当てと惣代留守中の急用の取扱を定めた一札を惣代に提出している。もともこの書面には、野口村・廻田村・廻田新田と後ヶ谷村の一部が調印しておらず、全ての村が同調したわけではなかった。結局熊本藩からの申し渡しは前回と同様で、嘆願は受け入れられなかった。

しかしあくまでも管轄替反対を求める村々は、幕閣への駕籠訴を決定していったのである。駕籠訴状をみると、多摩郡二十一か村と相州都築郡二十一か村の合計四十二か村の連名となっている。惣代は、都築郡が山田村名主男金佐十郎と川島村名主中田藤蔵、多摩郡は内野左衛門と杉本平重郎、それに下里村年寄四郎左衛門の五名である。運動が嘆願から駕籠訴へとエスカレートするなかで、多摩郡の一部に不参加の村が出てきたかわりに、都築郡の村が新たに加わっているのは興味深い。都築郡の村からは、嘆願の当初から山田村名主の男金佐十郎が出府して多摩郡の村々と協議にあたっていた。駕籠訴は三月二日、二手に分けて実行された。杉本平重郎が筆頭老中太田備後守資始、中田藤蔵が勝手方勘定奉行土岐下野守（豊前守朝昌の間違いと思われる）である。両名は越訴の理由で宿預けとなり、吟味の後熊本藩へ引き渡されて一件は決着した。そしてこれら多摩郡の村々も、同年四月二十八日に江川代官所へ引き渡

されたのである。

近年、江戸湾防備を目的とする大名の預所支配の研究が進められていく⁽⁷⁾。そこでは預所支配のなかで、旧来の支配のありかたが変化していくことが指摘されている。しかし本稿のような支配替の観点からの研究はなされておらず、とくに預所支配における人足役負担の拡大といったような問題からは、それが役負担の増大のみを意味するものであるなら、多摩の村々の反対運動の理由を導きだすことはできない。この点、多摩地域における熊本藩預所支配について分析した伊藤好一氏は、この熊本藩からの支配替運動について、「支配替りに当って村々が引続き支配を嘆願するのは、それは単なる儀礼的なものであつたらうか」と結んでいる。ここでは、多摩の村々が熊本藩預所となるに際して、江川代官支配の永続希望をちらつかせながら、遠方の大津陣屋支配ではなく江戸役所支配を求めたように、「儀礼的」というよりはむしろ「新支配者への牽制」と考えておきたい。代官の交代に際して、とりあえず訴訟を起こし、それを新代官の力量をはかる試金石としたような例もあるからである。⁽⁸⁾

文久期以降の管轄替反対運動の前史として、安政六年の熊本藩預所からの管轄替反対運動を詳しく見てきたのは、この間僅か三年間の出来事であるというだけでなく、その運動過程にも共通点が多いことによる。まず、発端の情報が郷宿から提供され、願書の作成や遠隔地の村との連絡役等、重要な役割を果たしていること。次に、運動の中核を構成しているのが改革組合村の小組合であること。さらに駕籠訴等にまで発展する場合、組合村や郡ごとにも惣代を選定していること。しかも訴状の内容は、あくまでも現在の支配に留まりたいというものであることなどである。また駕籠訴というのは非合法的な越訴であるが、訴人は関係役所へ

引き渡されて「急度叱」程度の軽微な罪に問われるだけなので、近世においては頻繁に行われた行為である。⁽⁹⁾ 安政六年の場合、熊本藩預けとなっても、訴状の内容が熊本藩の治政を慕つての据え置き願ひであるから、とくに罰せられる理由はなく、教諭で済んでいる。しかしこうした動きが村々に広がることにより、幕府の御料所替の計画は変更を余儀なくされていったのである。

文久三年には、全国の幕府直轄領を対象にした私領渡差障有無の取り調べが行われており、その雛型や村からの書上げの控が多摩の村々にも多く残されている。この調査は、前述のように、旗本の土着化をも含む直轄領の再編成の問題に対処するためのものと考えられる。しかし、いずれも自村の事情を述べて、私領渡しへの支障を訴えている。拜島宿組合では、同年四月に組合の村々で相談をしながら書き上げがなされているが、この調査を契機とする支配据え置き願書を五月に提出した多摩郡の村もある。留原村と高尾村である。両村は五日市村組合に属する江川代官所領の村である。願書の内容は、江川代官の新銭座大小砲習練場の普請にあたり、嘉永六年以来無償で献木に協力してきた実績を揚げ、小前の強い要請もあって永支配を望むというものである。⁽¹⁰⁾ 支配替そのものが村々にとって重大な受けとめ方をされていることがわかる。文久三年十一月には、拜島宿組合の大惣代にたいして、最寄十里四方の私領小給所の領主および村高調査が内密に指示されている。⁽¹¹⁾ こうした調査は、十一月十五日に代官の在陣化を軸とした御料所取締が具体的に指示されたことによる、関東における幕府直轄領再編成への具体的な動きといえる。

表12 元治2年3月 代官所最寄替の村名一覧

管轄替	村名
松村代官→江川代官 武蔵国多摩郡 (4,399石48800)	鈴木新田 内藤新田 戸倉新田 関野新田 上小金井村(二組) 下小金井村 国分寺村 貫井村 貫井新田 恋ヶ窪村(二組) 本多新田 境村 梶野新田 下小金井新田
木村代官→江川代官 相模国鎌倉郡 (2,608石89744)	戸塚宿 吉田村 矢部町 瀬谷村新田 長沼村 田谷村新田 永谷上村
合計	7,008石38544
江川代官→木村代官 武蔵国多摩郡 (9,569石96370)	田無村 田無新田 神山村 小川村 廻り田村 廻り田新田(二組) 奈良橋村(三組) 高木村 高木村新田 後ヶ谷村 野口村(二組) 野口新田(二組) 野塩村(二組) 日比田村 大沼田新田 下里村 下里新田 上清戸村 上清戸新田 中清戸村 中清戸新田 柳窪村 柳窪新田 前沢新田 宅部村 南沢新田 落合新田 清戸下宿 下清戸村 小山村 南秋津新田 南秋津村 叡川村 叡川新田 清水新田 小川新田
江川代官→松村代官 武蔵国入間郡 (4,711石62000)	村名不明
合計	14,281石58370

(江川文庫所蔵「慶応元年御用留」をもとに、同「松村忠四郎引継郷村請取目録并御高帳写」①、同「木村重平引継郷村請取目録并御高帳写」②により作成した。なお、江川代官から木村代官へ移管される村高が、②の史料では、9,572石10570になっている。)

そして元治二（一八六五）年三月十六日、前年の関東郡代設置にともなう、関東および信濃・越後の大規模な御料所の最寄替が発表されたのである。江川代官領に関する支配替の対象となった村は表12のとおりである。これを多摩地域について概観すれば、府中宿組合の村が新たに江川支配となり、田無村・所沢宿組合の村が木村代官の支配に管轄替となっている。これにたいして、江川支配を離れることになった多摩郡の村々は、田無村および蔵敷村を中心に反対運動を展開した。

元治二年三月二十八日、田無村外十九か村は、勝手掛勘定奉行兼関東郡代の松平対馬守正之と勘定吟味役岡田安房守忠養へ駕籠訴を決行したのである。岡田は、のちに関東在方掛として下総布佐陣屋に在陣することになる人物である。次の史料は、下里村組頭吉左衛門と野中新田組頭権兵衛を惣代として、勘定吟味役岡田忠養へ提出した駕籠訴状の全文である。⁽¹²⁾

乍恐以書付御愁訴奉上候

江川太郎左衛門御代官所武州多摩郡左之村々役人共一同奉申上候、私共村々之儀往昔御料所ニ而、当拾六ヶ年前戊辰今年迄同御支配受、第一御取締向を始め衣食住其外質素節儉之儀嚴重之御趣意被仰出、厚き御余光ヲ以村々人氣相和公事出入御訴詔事も絶而無之様成行、右二準シ村入用は格外相減シ追々村柄立直り、老若男女二至迄難有御儀と奉存候、然ル処旧冬中御支配村々江農兵御取建之御沙汰有之ニ付、尚更以一同難有御儀之旨奉承伏、私共組合式拾壹ヶ村ニおゐて合金七百八拾両余献納仕、高島流小筒其外附屬之品共夫々御渡罷成、殊ニ田無村は寄場親村ニ而悉弁理ニ候故、炮術御習練場同村江見立地平均いたし、小川新田江も同様御習練場見立、旧冬已

来農業手透之もの共右場所ニ相集り稽古仕居候程之儀、既二当二月中旬より御支配御役所御出役御附添教示方御越被遊専ら稽古相励罷在、然ルニ今般私共組合之内田無村外三拾ヶ村御支配替相成候趣⁽¹³⁾祖及承り、実以村々驚嘆当惑至極申候、依之不取敢出府御伺奉申上候処、去ル十六日御模様替相成候ニ相違無之旨被仰渡一同奉恐縮右は前段奉申上候通、農兵御取建ニ付而は厚き御仕法被下置、尚村々ニおゐてハ余慶之失脚不相掛様品々申合候儀も有之、旁以往々御趣意貫き候様仕度心底り、村柄身分不似合過分之農兵金をも相進ミ上納罷在候ものとも多く有之、然ルニ御支配所村々引分れ候而は万端差支、農兵仕立方ニ不限自然御趣意相弛ミ候而已不成、折角之丹精空敷相成候は眼前ニ有之、殊更於村々農兵為相学候もの共ハ、何れも血氣盛之若者共悉差はまり出精稽古相励、一ト小隊又は式組と定人数取極有之内引離れ候而は成就間敷候連、一同悲歎罷在、是迄丹精仕候農兵相休候様成行候而は実以歎ヶ敷、依而は村々大小之百姓は勿論、村役人ニおゐて何様ニも右之趣申立、是迄之通同御支配所ニ御居被置、厚き御趣意貫き候様仕度心底り、不顧恐多一同奉聞召詔、私共村々は迄之御支配ニ御居被置候様、御憐愍之御沙汰偏ニ奉願上候、以上

江川太郎左衛門御代官所

武州多摩郡清戸下宿

元治二五年三月

名主	友右衛門	㊦
組頭	勘右衛門	㊧
百姓代	定右衛門	㊨

同 御代官所

同州同郡廻田新田

名主 忠 輔 ④

組頭 庄兵衛 ④

百姓代 四郎左衛門 ④

同 御代官所

同州同郡小川新田

名主 弥一郎 ④

組頭 喜左衛門 ④

百姓代 徳兵衛 ④

同 御代官所

同州同郡野中新田

与左衛門組

名主 定右衛門 ④

組頭 権兵衛 ④

百姓代 利兵衛 ④

同 御代官所

同州同郡神山村

名主 伝三郎 ④

組頭 久兵衛 ④

百姓代 戸右衛門 ④

同 御代官所

同州同郡南沢新田

名主 市郎右衛門 ④

同 御代官所

同州同郡小川村

名主 九一郎 ④

組頭 半蔵 ④

百姓代 弥七 ④

同 御代官所

同州同郡野中新田

善左衛門組

名主代 藤右衛門 ④

年寄 儀兵衛 ④

百姓代 善蔵 ④

同 御代官所

同州同郡野中新田

六左衛門組

名主後見 六郎右衛門 ④

組頭 幸次郎 ④

百姓代 甚之助 ④

同 御代官所

同州同郡榎戸新田

名主榎戸源蔵代

組頭 万五郎 ④

百姓代 清五郎 ④

同 御代官所

同州同郡柳窪村

名主 七郎右衛門 ㊦

組頭 卯兵衛 ㊦

御代官所

同州同郡大沼田新田

名主 弥左衛門 ㊦

組頭 伝兵衛 ㊦

百姓代 半兵衛 ㊦

御代官所

同州同郡柳窪新田

名主 惣七 ㊦

組頭 彦八 ㊦

百姓代 弥五郎 ㊦

御代官所

同州同郡下里村

名主代 吉左衛門 ㊦

組頭 半左衛門 ㊦

百姓代 庄兵衛 ㊦

御代官所

同州同郡小山村

名主 郷右衛門 ㊦

組頭 勘右衛門 ㊦

百姓代 市郎兵衛 ㊦

同 御代官所

同州同郡前沢新田

名主 新五郎 ㊦

組頭 卯左衛門 ㊦

百姓代 平左衛門 ㊦

御代官所

同州同郡上清戸村

名主 善兵衛 ㊦

組頭 久次郎 ㊦

百姓代 弥次郎 ㊦

御代官所

同州同郡中清戸村

名主 龍蔵 ㊦

組頭 六右衛門 ㊦

百姓代 文七 ㊦

御代官所

同州同郡下清戸村

名主 長太郎 ㊦

組頭 文次郎 ㊦

百姓代 金右衛門 ㊦

御代官所

同州同郡田無村

名主 下田半兵衛 ㊦

年寄 太郎右衛門 ㊦

百姓代 権左衛門 ㊦
右式拾ヶ村惣代

下里村

組頭 吉左衛門 ㊦

野中新田

組頭 権兵衛 ㊦

岡田安房守様

田無村組合の村は、嘉永三年に江川代官の当分預所となっており、以来取締も行届き、出入等の訴訟も少なく、「村柄」も立直ってきたと、江川代官所支配の恩恵を列挙している。しかし主張の中心は、支配替によりこれまで準備してきた農兵取り立てに支障をきたすことに置かれていた。元治二年三月の支配替えが、文久三年以降準備してきた農兵が現実のものとなる時期であったことは前述のとおりである。このような訴状の内容は、さきに見た蔵敷村等の安政六年の嘆願書と驚くほど類似しているといわなければならない。異国船警備の人夫を農兵に置き換えただけといってもよい。

駕籠訴におよんだ惣代は、越訴の規定により翌日江川代官所へ引き渡された。⁽¹²⁾田無村組合が駕籠訴を執行した同じ日、田無村名主下田半兵衛から木村代官所への支配替の情報を得た蔵敷村組合でも、支配替え反対の決定がなされた。四月一日、十三か村の惣代として、蔵敷村内野左左衛門と野口村鈴木勘左衛門の両名が願書を持って出府し、郷宿から田無村組合の駕籠訴を知らされている。江川役所から郷宿へは、万一蔵敷村組合から越訴の問い合わせがあった場合は、取り押さえるようにとの内々の沙汰が下されていた。そこで蔵敷村組合の惣代は、元々根本慎蔵へ

相談に及んでいる。根本は、田無村組合が駕籠訴を行っているので、駕籠訴ではなく張訴とするよう内意を明かした。そして根本は、張訴先として勝手掛勘定奉行松平備中守康正・同松平対馬守正之・勘定吟味役岡田安房守忠養・勘定組頭星野録三郎成美の四名の役宅を示した。そこで蔵敷村組合惣代は、持参した願書を根本に提出し、葦山陣屋の江川代官へ届けるとともに、改めて張訴状を作成した。張訴状には、田無村組合が既に駕籠訴を行っているので、このうえ駕籠訴に及んでは厳しい咎めもあるが、やむを得ず張訴に及んだとの文言が加えられている。蔵敷村組合の四か所への張訴は、四月六日夜に決行された。

こうした田無村組合と蔵敷村組合の動きに合わせて、江川代官から勘定所へ直接これらの願書が提出されている。担当したのは岡田忠養で、勘定所で評議が開かれた。その結果、四月二十九日、代官と元々にたいして最寄替中止の申し渡しがなされた。両組合の願いがかなったのである。五月二日両組合へ最寄替中止の内意が申し渡され、内野左左衛門・下田半兵衛・小川弥一郎（小川新田名主）の三名がお礼のため出府している。

元治二年三月の大規模な最寄替は、江川代官については、組合村々の駕籠訴や張訴によって中止となった。訴状の中心に据えられた農兵取り立て問題は、江川代官所においても実現すべきものであったことは言うまでもない。そのため蔵敷村組合の張訴の経緯のように、組合村間の連携だけでなく江川代官所との連携が可能であり、そのことによって最寄替の中止も実現できたのである。関東の取締強化を目的とする代官の在陣化と関東郡代の設置構想は、その前提となる関東御料所の再編成が代官による農兵取り立てを理由に中止されたのである。このことは、関東

郡代制が関東代官の廃止を折り込んで併せ、郡代と代官との
 庄躰を象徴するものといえよう。

慶応三（一八六七）年十二月、関東在方掛岡田安房守忠養に布佐陣屋
 への在陣が命じられ、上京中の小栗下総守政寧に代わって武・相両国の
 支配が小栗上野介忠順に命じられた。⁽¹³⁾そして八王子への出張陣屋の設置
 が決定した。これに先立つ十一月、江川代官の手附柏木総蔵から拜島宿
 組合大惣代の田村半十郎にあてて、出張陣屋の設置場所についての意見
 聴取がなされている。⁽¹⁴⁾田村半十郎は青梅村を候補地に揚げたようである
 が、柏木は青梅では位置的に片寄り過ぎているため、五日市村や伊奈村
 を候補地としてはどうかとの意見を寄せている。そしてこれらの村々の
 最寄りの私領の調査が内々で行われている。こうした意見聴取は、田村
 半十郎以外にも行われていると推測されるが、十一月中には八王子に出
 張陣屋を設置する旨が各組合村に指令された。

在方掛の出張陣屋設置により、周辺の代官所領が在方掛の支配地とな
 るため、対象となる組合村はすぐに反対運動を開始した。陣屋設置反対
 運動は、江川代官所支配への据え置き運動として展開されたのである。⁽¹⁵⁾

実は、組合村では、十月には出張陣屋設置の情報を掴んでいた。⁽¹⁶⁾十月
 七日、所沢村へ浪人者八名がやってきて、旗本への半高召上げの措置に
 抗議し將軍家へ嘆願するため出府するので、八百人程を無賃で止宿させ
 るようにとの申し入れがなされた。同時に継立て人足四百人を用意する
 よう強要されたため、八王子に出張中の勘定方役人および関東取締出役
 へ訴え出た。そこで在方掛の八王子出張陣屋の設置と、管轄する組合村
 名を知らされたのである。支配替えの対象となる組合村は、所沢・扇町
 谷・飯能・直竹・毛呂本郷・越生今市・青梅・氷川・檜原・五日市・拜

島・駒木野小仏・八王子・日野・府中・小野路・木曾（武州）、津久井
 県中野・日連（相州）の十九か組合である。

表13 慶応3年12月勘定方への駆込訴の役割

氏名	役職	宿所	訴願者氏名
小栗上野介	勘定奉行・在方掛	駿河台	日野宿 名主
岡田安房守	勘定奉行並・在方掛	牛込早稲田	五日市村 名主
小野友五郎	(勘定組頭)	両国浜町	藏敷村 名主
斎藤辰吉	勘定組頭頭取	下谷和泉橋通	寸沢嵐村 名主
			福生村 名主
			四ツ谷村 名主
			(箱根ヶ崎村 名主)
			新原村 名主
			名主
			組頭 為(一郎)
			重兵衛
			平兵衛
			李左衛門
			文右衛門

(「福生市史」上巻より転載した)

十二月八日、江戸の郷宿和泉屋健蔵から、蔵敷組合の内野左衛門へ、
 明日支配替反対の嘆願書を提出するので至急出府するよう書状が届いた。⁽¹⁷⁾
 差出人には、日野宿名主佐藤芳三郎と相州名倉村名主源十郎が連名し、
 すでに拜島宿組合の田村重兵衛も出立しているとの内容であった。病中
 の内野左衛門は、急遽十日に出府する旨を回答している。すでに江戸
 では、佐藤芳三郎と源十郎により、表13のような駆込訴の役割分担が決
 定していた。こうして十二月十一日、武州一一九か村、相州十六か村の
 合計一三五か村は、同時に駆込訴を決定したのである。訴状の内容は、
 八王子陣屋が設置されなくても支障がないこと、武州世直し一揆を鎮圧
 した農兵が無になること、陣屋設置により諸経費の負担が増すことの三
 点が強調されている。別の史料によれば、この駆込訴の訴状は、勘定組
 頭頭取斎藤辰吉が受取を拒んだ以外は、一日受け付けられたようである。⁽¹⁸⁾
 惣代たちはいずれも宿預けとなり、十三日に評定所の取り調べを受けた
 が、決定まで一時帰村が許されている。江川代官所へは事前に願書が出

されており、今回も代官所から勘定所へとその願書は回されていると考えられるが、元治二年のときのような江川代官所との連携は確認できない。しかし惣代が帰村を許された十五日に、農兵を江戸新銭座の江川御用屋敷の警備に動員することを申し渡して(19)おり、武州・相州の村々を在方掛領とすることに反対であったと考えられる。

この駆込訴に連名している村々は、所沢・青梅・氷川・檜原・五日市・拝島・木曾・日野・府中・小野路・中野・日連の各組合に属しており、多摩郡・津久井県以外の組合村の動向は不明である。しかし十二月十五日、府中宿組合二十二か村から、八王子陣屋での取扱いから除外してほしい旨、それが不可能ならば陣屋を府中宿に設置してほしいとの嘆願書が提出された。(20)府中宿には、かつて三代將軍の御殿もあり、その跡へ陣屋を設置して寛延年間まで周辺各村々の廻米を集め、玉川を使って廻送していたこと。また慶応元年中に陣屋建設を願いでいることを理由に揚げている。先の駆込訴の訴状には、府中宿組合から、上谷保村・下谷保村・青柳村・四ツ谷村の四か村が連名しており、惣代に上谷保村の佐伯弥左衛門の名前も見える。この四ヶ村は、江川代官領という共通点から駆込訴の訴状に連署しており、以後は組合村々と足並みを揃える一札をとられている。(21)多摩郡の村々の足並みは、同じ組合でも支配が異なれば必ずしも揃ってはいなかったのである。

こうして関東在方掛の八王子出張陣屋設置は、翌慶応四年一月十五日に小栗上野介忠順が失脚して罷免されたこともあり、立ち消えとなった。また在方掛そのものも二月には廃止となり、他の在方掛領は代官所領に編入された。

註

(1) 仲田正之『江川担庵』(吉川弘文館、昭和六〇年)。

(2) 内野家文書「文久里正日誌」元年。

(3) 以下は、江川文庫所蔵「御用留」。なお、同文の史料が『日本財政経済史料』第八巻に収録されているが、誤読の箇所がある。

(4) 熊本藩の預所支配については、伊藤好一「大津海岸警備肥後細川家の預所支配」(『三浦古文化』第二号、一九七七年一月)、

浅倉有子「熊本藩の相州警備と預地支配」一・二(『同上』第三六号・第三八号、一九八四年一月・一九八五年一月)に依っている。

(5) 内野家文書「安政里正日誌」四年。

(6) 以下の記述は、杉本家文書(国立史料館所蔵)および内野家文書「安政里正日誌」六年・上による。

(7) たとえば、関東近世史研究会一九九〇年度大会報告は、海防を契機とする支配の変化に、地域民衆がどう対応していったかをテーマに掲げている。(『関東近世史研究』第三〇号・第三一号、一九九一年六月・一〇月)。

(8) 前掲『江川担庵』参照。

(9) 大平祐一「近世の非合法的『訴訟』」一・二・三(『立命館法学』第一八三・一八四合併号・第一九四号・第二一一号、一九八六年三月・一九八七年二月・一九九〇年一〇月)。

(10) 柏木家俊孝氏所蔵史料No.二五六。

(11) 前掲『福生市史』上巻。

(12) 江川文庫所蔵史料。同史料および同文庫所蔵史料については、仲

田正之氏の御教示を得た。

(13) 内野家文書「慶応里正日誌」二元年。

(14) 「革政録」慶応三年・十一。

(15) 『福生市史資料編』近世³。

(16) この八王子陣屋設置反対運動については、「世直し」の観点から、

藤田昭造「幕末期における領主支配と村役人の対応」(『歴史論』

第六号、一九七九年八月)の研究がある。

(17) 内野家文書「慶応里正日誌」二年・下。

(18) 内野家文書「慶応里正日誌」三年。

(19) 萩原家文書No.四―二二九(五日市町郷土館所蔵)。

(20) 内野家文書「慶応里正日誌」三年、森田家文書「慶応三年御用

留」(五日市郷土館所蔵)。

(21) 内野家文書「慶応里正日誌」三年。

(22) 村上直・馬場憲一「史料紹介・近世府中・八王子関係史料」(府

中市教育委員会『府中市立郷土館紀要』第2号、昭和五一年)。同

史料については、会員でもある小松修氏よりの御教示を得た。

おわりに

文久三年以降、対外的な危機を上回って深刻化する国内的な危機は、幕府をして全国の幕府直轄領の防衛策をとらせた。全代官の在陣化により、年貢の確保と管内の治安維持を図ることが企図されたのである。しかしともともと牧民官である代官には、在陣化を保障するための武力はな

く、近隣への大身の旗本の土着化が計画された。こうした背景には、代官所の防衛にさいして、近隣の大名への援兵が財政上の理由から困難になりつつあったことがあげられる。そのため直属の軍事力である旗本や御家人を動員する必要に迫られたのである。しかし支配替えは個別領主

権が極枯となり、代官の在陣化も容易に実施できる状態にはなかった。このようななかで浮上してきたのが、江川代官の建白にかかる農兵取り立てであった。管内から費用と人員を差し出させる江川農兵の方法は、

代官の在陣化を実現するための方策として採用されていたのである。こうした江川式農兵取り立ての方法は、その端緒がイギリス軍艦との競争が危惧された文久三年三月の、対外的な危機が国内的な危機に転化した時点で求められるように、村方における対外的な危機感をも内在したものであった。農兵取り立てが、「国家」への報恩であるとする認識は、

このような意味において理解すべきものといえよう。このことは、江川農兵が、江川代官所(とくに柏木総蔵たち)が同志と目する豪農たちにより推進されていたことと深く関わっている。

また代官の在陣化は、農兵とともに、関東郡代の再興をも浮上させることになる。陣屋の防衛と農兵の稽古にあたる人数を代官所に配置し、農兵をも指揮するには、代官の分限では不十分であると認識されていた。そのため取締の強化を目的に、関東郡代の再興が企図されたのである。

関東郡代の再興は、関東の取締が、私領をも含む組合村単位とならざるをえなかったことから要請されたものであった。こうしてみれば、関東における幕府直轄領の取締強化とは、旗本などの知行地をも含んでいるといってもよいだろう。しかし旗本は幕臣ではあっても領主であり、幕府による一円支配の動きとは摩擦を生じる存在でもあった。そのため

関東郡代の設置による支配替えは、代官所領の最寄替えとならざるをえなかったのである。このような一円支配の動きは、明治維新による旗本知行地と寺社領の上知が実現する、直轄府県制下において具体化されることになる。

このような代官の在陣化を基本とする、幕府直轄領における農兵取り立てと関東郡代の再興策は、勘定所の内部での賛否にもかかわらず、天狗党の乱にみられる関東の情勢の悪化により、見切り発車的に実施されていった。農兵取り立てに対して慎重論を展開した木村勝教が、以後の関東における取締強化の中心人物となり、関東郡代として在陣したことは象徴的な出来事といわねばならない。

一方、幕府の直轄領支配の転換にさいして、地域の民衆は組合村を単位とする支配替え反対運動を展開していった。これらの運動は、農兵取り立てに中心的な役割を果たした豪農たちによって組織されたもので、「世直し」と同一に論じることができない性格のものである。とくに元治二年三月と慶応三年十二月の反対運動は、関東郡代および関東在方掛制の展開に大きな影響力を及ぼした。元治二年の大規模な最寄替えの全体像を明らかにすることができないのは残念であるが、幕府直轄領再編成の具体的な手掛かりであり、地域民衆の動向も併せて説明していく必要があろう。また幕府直轄領における農兵についても、武州一揆後、全代官に命じられた農兵取り立てについてはほとんど研究がなされていない。この点での当面の課題は、全国の代官所における事例研究の蓄積であらう。

神奈川県近代五人組制度

安藤 陽子

はじめに

近世の五人組については戦前から穂積陳重・重遠⁽¹⁾、野村兼太郎⁽²⁾氏らの研究蓄積があり、また戦後においても煎本増夫氏の十人組・五人組の研究⁽³⁾や川村優氏の郷五人組などの研究⁽⁴⁾があるが、近代以降の五人組についての研究はまことに乏しい状況にある。しかもその多くは地方制度史研究に関連して、わずかに記述されるにとどまっている。

こうした状況の中で、近代の五人組制度を正面から取り上げた論考に福田アジオ「明治初年地方制度の展開と近隣組織―五人組から伍長組へ」⁽⁵⁾がある。氏は近代の五人組を単に近世五人組の遺制、あるいは再編とせず、実態をとらえ直す必要性があると提起した。

また地方の五人組制度に言及したものは、大石嘉一郎『日本地方行政史序説』が福島県、福島正夫・利谷信義『明治前期の地方体制と戸籍制度』や大島真理夫『近世農民支配と家族・共同体』が山梨県の事例を取り上げている。竹内利美『村落社会と協同慣行』（竹内利美著作集¹）は民俗学の観点から近隣組織にふれている。

しかし各地方における近代五人組制度の実態把握は依然として今後の課題であろう。

小論では神奈川県（一八九三年三月までは多摩郡を含む）のケースを取り上げてみたい。

竹内氏の前掲書（八三ページ）によれば、近代の五人組は地域によって五伍組、伍長組、五戸組、五人組、組合、十戸組、十人組、什長組、十軒組などと称されていたという。

神奈川県では後述するように、特に五人組に関する規則等を制定していないため、県内でも村によって五人組、伍組、伍人組などのほか、単に組合とも称されている。また五人組頭についても、伍長、伍頭、組合長などと呼ばれ、一定していないが、概して伍長とする村が多かったようである。その選出方法には「一同人選」によるものや、村役人が相談の上、決定するものがあった。⁽⁶⁾

一、新政府の方針

一八六八年七月、京都市は「町組五人組仕法」と「告諭」を頒布した。「告諭」は五人組について、「従来の出入等は互に打捨、古町・新町・枝町・離町の差別なく」仕法書の通り町々が申合せて速に組合せ、「永々親疎なく相交り、各職業を出精せしむへ」と述べている。政府は翌月、これらの布達と京都市職制を他の府藩県にも示して、意見を上陳させた。⁽⁷⁾

同年一〇月、京都市はさらに「市中戸籍仕法」「郡中戸籍仕法」⁽⁸⁾を頒布したが、この中では五人組は「伍組」と表記されている。

また翌六九年三月には「市中制法」「郡中制法」⁽⁹⁾を定めているが、これは近世の五人組帳前書とほとんど性格を同じくするものといっている。

これらの戸籍仕法や市中制法等は同年六月に他府県にも頒布された。⁽¹⁰⁾こうした京都市の諸制度の制定には京都市御用掛広沢真臣が深く関与

していた。六九年二月に政府は府県施政順序を布告しているが、広沢が作成した府県施政順序案には「戸籍編製、伍戸組立の事」の項目が設けられ、「伍戸を相組は衆庶和睦親懇せしむるの根源たり」とされている。この趣旨はほぼそのまま採用され、布告されたものには「戸籍を編制、戸伍組立の事」として、「戸伍」を組むのは「衆庶協和本」とあって、京都の制度に倣うようにとされたのである。

品川県では京都府の郡中戸籍仕法を若干改め、また郡中制法はそのままに近い形で、六九年暮に管下に布達した。⁽¹³⁾ 発令年月には訂正を加えていないため、それぞれ六八年・六九年三月のままとなっている。⁽¹⁴⁾

しかし他府県がすべて京都府の郡中制法等を管下に布達したわけではない。韭山県は六九年五月に五人組帳前書改正の布達を出しているが、⁽¹⁵⁾ その後郡中制法を頒布した形跡はない。

神奈川県でも郡中制法は頒布していないようであるが、後述のように戸籍仕法に倣った「戸籍編製規則」は制定している。県によって対応はまちまちであったようである。

政府はこの郡中制法等の頒布以降、ほとんど五人組に関する方針を明らかにしておらず、七一年の戸籍法でもほとんどふれていない。⁽¹⁶⁾

七三年六月、東京府知事大久保一翁は府下に「伍組之制」を設けたいと伺書を提出している。⁽¹⁷⁾ これに対して政府は「伺之趣、不被及御沙汰候事」と指令した。文意が取りにくいのが、五人組の設置については政府は介入せず、各地方官の判断に任せるということであろうか。

神奈川県では七〇年一〇月に木版刷の「戸籍編製規則并雛形」を頒布し、この中で初めて伍組（五人組）についてふれている。同規則には京都府の郡中戸籍仕法ときわめて類似した項目が数項あることから、神奈

川県がこれを参考として、さらに詳しい戸籍の編成要綱を作成していることがわかる。この規則に基づいて作成された平民族戸籍は五人組を単位として編成されており、五人組ごとに伍長と戸主一同が連印することになっていた。しかし同規則には五人組に関する詳しい規定があるわけではなく、五人組も同じ法令の中で「伍組」あるいは「五人組」とあって、名称すら曖昧である。

七三年一月、第八区の正副区長は神奈川県に対し「急務伺」を提出しているが、⁽¹⁸⁾ その第三項目は伍組に関する伺となっている。すなわち村々の戸長・副戸長は退役したのちも伍組に編入されるのを厭い、そのままに打ち過ぎるといふ旧慣があつて不都合であるので、以後は区長、士族、神官、僧侶といえども伍組に編入したいが、差支えはないか、また正副戸長が退役し、従前の伍長に代わって新たに伍長となる時には区会所へ届け出ることとし、特に県庁へ届け出る必要はないかどうかというものであった。この伺に対して県側は、伍組等の設置は申合せにより適宜に取りはからうようにとのみ指令している。

山梨県などのように、五人組に関する規則を制定し、これを整備していく県もあるが、神奈川県の場合には五人組を存続させてはいるもの、とりたてて積極的にこれを整備、活用しようとする姿勢は見出せない。

二、維新时期の五人組

一八六八年以降の史料に、五人組はどのような形であられるだろうか。

まず五人組帳であるが、青山孝慈氏が一九七〇年に、神奈川県関係の史料目録から採集した五人組帳は三六七点あり、このうち一八六八年以降のものは五一点(多摩郡のものは除いてあるが、足柄東域のものなどは含まれている)、最も年代が新しいものは一八八四年である。

現在では自治体史の編さん等が進み、史料目録なども順次刊行されつつあるので、確認できる五人組帳の数も増えているものと思われるが、それらもおそらくは八四年頃までのものであろう。

神奈川県では七七年にいったん廃止した五人組を八四年に復活させており、その際に五人組帳が作成されることがあった。しかし県側が特に五人組帳の提出を求めていることもあり、以後はほとんど作成されなかつたようである。したがって県に提出するために作成された公文書としての五人組帳は七〇年頃までと見てよいであろう。

神奈川県では五人組帳前書の雛形を示していないため、同じ神奈川県宛てに出された五人組帳でも前書は異なっている。維新期の五人組帳前書は近世のものをほとんどそのまま踏襲したものであったと見られる。そのほかの史料には五人組はどのようにあらわれるだろうか。

*一八六九年正月、多摩郡森野村の「御請書連印帳」に五人組頭が組合内の博奕等を監視するとの条項がある。

*六九年八月、「耕作を猥に取荒し候もの」の取締りに関する「村方規定連印帳」(高座郡福田村)に五人組が連署し、心得違いがないうよう相互に申合せるとしている。

*七〇年一二月、村内取締り等に関する触書に、村役人・伍頭が「其組合限り末々迄、不洩落申論」すこととある(大住郡真田村「御触書請印帳」)。

*七二年正月、神奈川県管下第二八区の「誓則書」に、忌中は伍組等で助け合うとの一項がある。

五人組が冠婚葬祭や村内の取締りに関わっていたことを示す史料はほかにも多いが、こうした姿は近世と変らないものであろう。

また以下のような土地関係の証書類や借用証文などにも五人組の者が連署している。

*六九年一二月、田地譲渡証文(多摩郡落合村)⁽²⁴⁾

*七〇年八月、借用証文(多摩郡大丸村・坂浜村)⁽²⁵⁾

*七二年八月、地所返り証文(多摩郡小川新田)⁽²⁶⁾

*七三年一月、質地流証文(多摩郡新町村)⁽²⁷⁾

そのほか詫状や始末書の類(たとえば出火やけんか、心得違いなど)、願(家出人の帰住願など)・届(欠落など)等の提出書類にも五人組の者がしばしば連署しているが、証書類への連署も含め、これらは近世以来の慣習を踏襲しているものであろう。このような例は維新期には頻出するが、以後次第に減少する。

また維新期に神奈川県へ提出されている宗門人別改帳にもキリシタンの存在が露顕した際には名主、五人組等は「如何様之曲事にも可被仰付候」などあり、近世の宗門人別帳と変らない。

神奈川県では七〇年に戸籍が作成され、翌七一年には戸籍法の制定によって全国的に戸籍(いわゆる壬申戸籍)が作成されることになったため、宗門人別帳は七一年以降は提出されていないようである。

以上のような例を見ると、維新期の五人組は、連帯責任や相互監視を強制された近世以来の五人組の慣習を引き継いだままの五人組であったと思われる。

三、五人組の諸事例

七一年に制定された戸籍法は五人組にはほとんどふれておらず、それまで五人組を存続させる姿勢をとってきた政府の方針変更を感じさせるが、しかしその他の法令で、特に五人組を廃止しているわけではない。各県が独自に五人組を存続、活用する分には差支えがなかった。前掲の福田論文にはいくつかの県の事例が紹介されている。

神奈川県では七七年八月一八日、甲第八九号達をもって代議人・小前総代・五人組を廃止している⁽²⁹⁾が、八四年六月一八日の甲第五一号達での甲第八九号達を廃止している⁽³⁰⁾。すなわち七七年まで五人組は存置され、いったん廃止されたものの、八四年に復活させているのである。しかし五人組の取扱い方に関しては県の指示が特になく、各地域の裁量に任されていた。したがってそのありようは一律ではなく、地域によって異なっていた。以下にいくつかの事例を掲げてみたい。

七〇年一二月、津久井郡三ヶ木村⁽³¹⁾(?)のある五人組では起請文を作成している。冒頭には「此度御一新に付、五人組御改に相成」とあるが、以下法令の遵守や農業出精、相互扶助などを誓ったもので、近世の五人組帳前書などと比べて、特に目新しいことを述べているわけではない。

⁽³²⁾翌七一年二月、多摩郡野津田村では「伍長新選議定書」を作成している。冒頭には「人民御保全のため、戸籍御編製被仰出、五人組之義、家並最寄を以組合せ、伍長相立可申御趣意之旨被仰渡、承知奉畏候」とあり、おそらくは前述の「戸籍編製規則」を受けて作成されたものである。議定は八か条あって、末尾に五人組が連署している。

伍長に関しては「総て取継候義、可成丈伍長にて取扱、埒明可申候」などがあるが、そのほか下草刈りなど従来の村議定に反する行為の相互監視、借入金返済トラブルの回避などの項目は五人組一般に関わる申合せであり、伍長の具体的な役割については、この議定書には必ずしも明示されていない。

次に鎌倉郡西村の「伍長規則証」⁽³³⁾(七一年五月)について見てみたい。この規則証は伍長に関して四か条の取決めを行っている。これによれば、伍長はその伍組に関することはすべて「其身に預り」、伍組の戸主は伍長の指図に従うこととされ、布達や公用向のことは村役人↓伍長↓伍組内の戸主↓店借人の順に伝達されることになっている。また伍長は伍組内の出生・死失、その他の出入等を村役人に届け出ることとされ、行政や戸籍に関わる事務の一端を伍長が担うことになっていた。

前二者の史料に対して、後者の史料は伍長の役割を比較的明示したものととなっている。

七二年三月、政府は名主など旧来の村役人を廃止し、戸長・副戸長を設置することとした⁽³⁴⁾。神奈川県各村々でも正副戸長の人選が行われるが、その過程で作成された村議定にも五人組ないしは伍長に関する取決めが盛り込まれることがあった。

たとえば七二年六月、多摩郡鶴間村の「議定連印」⁽³⁵⁾には、伍長は「組下取計向」に関しては百姓代へ申し出、副戸長へ問合せの上、指図することなどが規定されている。また百姓代は「村役人同様」であるので袴を着用することとされ、正副戸長と百姓代までが村役人と認識されている。伍長はその下に位置付けられ、伍長までは「袴着用之事」とされた。村役人ではないにしても、その次席とされたのである。

同年九月、多摩郡蔵敷村では名主内野左衛門を戸長にしようとしたが、同人が「老衰」を理由に辞退したため、その長男で名主見習の嘉一郎を戸長、組頭のうち鈴木重蔵を副戸長とし、五人の組頭は伍長と改称、⁽³⁶⁾「都て従前之通、不相替諸向御取扱被下候様」と小前一同が依頼している。梶側は正副戸長の人選にあたって、村役人の減員方針を強く打ち出しており、蔵敷村も名主一名・名主見習一名・組頭五名の体制から正副戸長各一名へと減員を余儀なくされているが、実際には組頭を伍長と改称⁽³⁷⁾することによって、従来通りの体制を維持しようとしているのである。蔵敷村の伍長は実質的には名を変えた村役人であった。

維新期の五人組は近世的色彩がなお濃い状態であったが、福田氏の指摘のように、次第に伍長の任務が明確化し、伍長が末端の行政事務担当者へと変貌しつづけることがうかがわれる。

四、区・番組制と五人組

神奈川県では七三年五月に従来の戸籍区を大幅に改正して、区・番組制を施行した⁽³⁸⁾。区には正副区長が置かれ、村々の正副戸長はこれまで通りとされた。しかしその後番組には正副戸長、村には村用掛が置かれることとなり、村々の正副戸長や百姓代などは廃止された⁽³⁹⁾。村役人の人数はさらに減少した。

七四年六月、区・番組は他県の一般的呼称に合せて、大区・小区と改称されているが、この区・番組（大区・小区）制期の史料には五人組はどのような形であらわれるだろうか。

七四年の蔵敷村の布達綴を見ると、村用掛は布達類をまず伍長へ達し、

「御披見之上、伍下限り御説諭被成、且御受印之上、御順達」云々とあって、伍長が「伍下」への順達、説諭にあたっていることがわかる⁽⁴⁰⁾。

また同年一月、第八区の区会（戸長会議）では、伍組が割当を決めて道路・橋梁の修繕を行うこと、布告類の通達が不徹底なことも多いので、今後は伍長が回達し、村用掛などからも説諭して、もれなく通達すること、また番組の村々が会議の節、村中へ談判したいことがあるような場合に、村用掛がその一存で決定してしまい、「衆心」に反することも少なくなないので、今後は伍長や重立った者のうち一兩名を惣代として出席させることなどを決定している⁽⁴¹⁾。

伍長は布達の徹底などに努める一方で、「衆心」の代弁者たりうるとも見なされていたのである。

七六年二月、一一大区一〇小区の代議人会決議には伍長の給料に関する項目があり、各戸から徴収した金銭を伍長に配分するとしている⁽⁴²⁾。これに対して戸長はクレームを付けているようであるが、その後の経過は不明である。

前述のように、区・番組（大区・小区）制期には村役人がさらに減員されたため、伍長が村政に関与する比重が高まり、月給支払が議題にも上るようになったのではあるまいか。

七七年八月一八日、県は甲第八九号達により代議人・小前総代・五人組を廃止し、町村総代人兼小区会議員を選出させた。五人組などの廃止の理由については特に明記されていないが、「衆心」の代弁者としての伍長の機能は、この町村総代人兼小区会議員に吸収されることになった。

翌年には三新法が發布され、大区・小区制は廃止された。五人組についても廃止されたままであったが、実際には、五人組や伍長を存続させ

た地域は少なくなかった。たとえば八一年五月、津久井郡根小屋村では「村内組分取定め伍長連印長」⁽⁴³⁾を作成している。

⁽⁴⁴⁾同年九月、久良岐郡富岡村でも五人組は従来通り組合うこととしてい

⁽⁴⁵⁾八四年三月、高座郡磯部村では消防のことなどを定めた「村内非常確定書」を村会議員・伍長らで作成している。

このように地域の必要性に応じて五人組や伍長はなお廃止されていないのである。県側も強圧的に五人組を廃止させるということはなく、七七年九月に八大区の区戸長が五人組の廃止は「時勢のしからしむる訳に候」としつつも、当分の間五人組を存置したいと願い出たのに対して、「旧慣に仍り、人民協議の上、適宜組合等を立置候儀は不苦」と指令している。⁽⁴⁶⁾

八四年五月、内務大書記官村田保は「町村法草案」を内務卿山県有朋へ提出した。⁽⁴⁷⁾これは前任の内務卿山田顕義の指示を受けて前年より調査に着手し、翌年に至って脱稿したものであった。その第三章は五人組に関する規定となっており、村田は「千有余年の慣行法は成るべく之を採取施行するを以て善とす」と述べている。しかしこの草案は結局山県の容れるところとはならなかった。ところが神奈川県ではこの八四年に五人組を復活させているのである。

五、一八八四年の地方制度改正と五人組の復活

八四年六月一八日、神奈川県では甲第五一号達をもって七七年八月の甲第八九号達を廃止し、五人組を復活させた。

県令冲守固は同年七月一日付の訓示の中で、この五人組の復活について、七七年に五人組を廃止したのは名称を廃止したまでで、古来の慣行を廃止したわけではない、五人組は「艱難相保助する古格」であるので、⁽⁴⁸⁾復旧させるようにと述べている。

これらの布達や訓示を受けて、各地で改めて五人組が組織され、伍長などが選出された。

三浦郡三崎八か町外四か村戸長役場では「伍人組合編制心得書」などを管内に達した。⁽⁴⁹⁾これによれば、五戸以上一〇戸未満を適宜組合せて一組とし、その組合中の申合せにより伍長一名を取決め、数組合の伍長のうちより組長一名を選出することとしている。

さらに今般戸長役場の管轄区域が広がったが、町村用掛等は設置されないため、「布告・布達の伝達は勿論、人民自ら処分す可き年中の行事迄戸長自ら周旋するは至難の事に付、依て伍長・組長を置き候」と述べている。しかし伍長や組長は「従前の用掛等と同視す可からず」とも断わっている。また納税なども役場から遠い所は組合で申合せ、伍長等が代理上納してもよいとしている。

多摩郡森野村でも「惣村集会」を開いて、「旧組合」を復活させ、一組に一名の組合長を選定して「組合中之事務」を担当させることとした。⁽⁵⁰⁾また村の戸長が廃止され、「爾来村限り之事務扱上差支も有之」ため、協議の上、組合長の中から一名を選んで村務を担当させることとし、本年中は渋谷由右衛門方にて取りはからうと決定している。

以上のような例を見ると、五人組の復活は八四年の地方制度改正と密接な関連があることがわかる。

八四年、自由民権運動の激化や農村の深刻な不況の中で、政府は町村

の立て直しをはかるため、戸長の官選化や戸長役場管轄区域の拡大などを行った。戸長役場は平均五町村、五〇〇戸を標準とする区域に設置された⁽⁵¹⁾。神奈川県でも二七六町村に二二一の戸長役場が設置されることとなった⁽⁵²⁾。ほぼ六町村に一戸長役場の割合となっている。

政府の説明するところでは、管轄区域の拡大は、その財政能力を高めることによって戸長の給与を改善し、有能な戸長を登用しやすくするための措置であったという。

しかしこのような大幅な管轄区域の拡大は、町村事務の渋滞が容易に予想された。先の県令の訓示でも「戸長役場所轄区域数町村を管理し、随ふて事務繁劇を加へ、自然事務渋滞、人民不便を醸すであらうと述べている。しかし「毎町村へ総代等の名義のものを設け、戸長職務に属する事件を取扱せ候如き不都合無之様、篤く注意」すべしと指示し、制度改正の趣旨を骨抜きにするような総代等の設置は禁止しているのである。

この訓示と同時に出されたものと思われる「戸長所轄区域其他改正に付、心得方演説覚書」⁽⁵³⁾も「従前の用掛を廃し、俄に慣行を離れしむるときは、實際差支有之やも難計」と認め、そこで「組合を復旧し、其長をして徳義上の周旋をなさしめんと旨趣」により、七七年甲第八九号達を廃止したと述べている。

三崎八か町外四か村戸長役場の「伍人組合編制心得書」が伍長・組長は「従前の用掛等」とは異なるとあえて断わっているのも、政府の制度改正趣旨に違反しないためであるが、実際には伍長や組長が「従前の用掛等」の機能を担うことになるのである。

津久井郡牧野村の伍長佐藤四朗吾の「役場五長会議控」(一八八六

年)などを見ると、伍長が会議を開いて村の諸事務について協議していたようである⁽⁵⁴⁾。

このように村内の諸問題について伍長らが会議を行っている例はほかにも見られ、減少した村役人の穴埋めに伍長が使われていたことがわかる。

六、伍長の役割

五人組の役割は時期によっても、地域によっても異なるが、概して冠婚葬祭などに関わるほか、伍長の任務としては布達の徹底、戸籍・徴税・消防・衛生などの諸事務への関与等があげられよう。これらの任務の中で、特に注目されるのは徴税事務への関わりである。

毎口銭取立帳などが五人組を単位として作成されている例はしばしば見られる⁽⁵⁵⁾。また津久井郡根小屋村では八一年に伍長を取決めた際、戸長役場への届出に、租税その他とも日限に相違なく取立てて上納すると明記している⁽⁵⁶⁾。

多摩郡蔵敷村でも「戸数割税、各伍長をして徴集せしめ」ている⁽⁵⁷⁾(三年)。

久良岐郡磯子村外五か村の「戸長役場事務上に付上申書」(八五年四月)によれば、杉田村外二か村ではやはり五人組で租税を徴収し、数組で一人の代理人を決めて上納していることがわかる⁽⁵⁸⁾。

さらに後の時期の史料を見ると、伍長が納税奨励に動員されていることがうかがわれる。

たとえば一九一三年、愛甲郡小鮎村役場では優良納税者表彰について

「伍長へ通知し、「各組下へ示達」するよう申し入れていた。また二年四月の伍長宛ての通知も納税者表彰の奨励に関わるもので、表彰者をなるべく増やすよう依頼している。⁽⁵⁹⁾

一四年二月、足柄上郡北足柄村の「納税奨励規程」⁽⁶⁰⁾でも、「完納の実を上」げた伍長組合は表彰するとしている。

こうした事例は神奈川県に限らない。東京府北多摩郡神代村では一八九四年一月、村会議員と五人組長を招集し、納税義務の遂行について組合中へ注意方を依頼したところ、「議員諸氏・五人組長之御尽力にて、納税を怠たる等の習慣を一洗」し、役場吏員の手数が省けたとしている。⁽⁶¹⁾

また一九三二年に始まる農山漁村経済更生運動の過程で、山形県では五人組の設置、整備が推進されるが、その理由のひとつには、恐慌の影響にあえぐ農村の中で、納税率が高いのは五人組が組織されている地域という認識があったからであるという。⁽⁶²⁾

このように伍長に期待される役割の中でも、納税奨励は特に重視されていくのである。

神奈川県でも経済更生運動に際して「隣保共助共同融和の精神と自奮更生の熱意」が強調され、⁽⁶³⁾また国家総動員体制下では五人組を模した「隣組」が全国規模で組織されるが、これらに関する検討は後日を期したい。

なお、本稿では史料の引用にあたって、変体がなやかタカナ等はすべてひらがなとした。

註

(1) 穂積陳重『五人組制度論』、『五人組法規集』など。穂積重遠『五人組法規集』続編上・下など。

(2) 野村兼太郎編著『五人組帳の研究』。

(3) 煎本増夫『幕藩体制成立史の研究』、『江戸時代農村の『組合』について』(『地方史研究』二七)、『五人組と近世村落』(『駿台史学』三一)、『十人組の成立』(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』所収)など。

(4) 川村優『郷五人組考』(『日本歴史』三五六)、『近世後期の上総国市原郡新堀村の三人組について』(『市原地方史研究』一〇)、『旗本知行所の研究』など。

(5) 『社会伝承研究』IV(近隣組織の構成と展開)。

(6) 前者の例は津久井郡根小屋村(津久井町小室正朗家文書八「村内組分取定め伍長連印長」、神奈川県立公文書館所蔵神奈川県史収集資料〔近現代〕)、後者の例は多摩郡野津田村(『町田市史料集』第九集、八六ページ)。

(7) 『法令全書』(一八六八年)。

(8) (9) 京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』一。

(10) (11) 『法令全書』(一八六九年)。

(12) 広沢真臣関係文書七五―三一(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

この史料は佐々木克「版籍奉還の思想―広沢真臣を中心に」(小西四郎他編『明治国家の権力と思想』所収)に紹介されている。広沢は京都府御用掛に任命された六八年五月に京都府民政に関する施政方針書「民政下手要旨書」を作成しているが、これにも

「五人組之事」という一項を設け、「但、吉凶相救ひ人情軽薄ならさらしむる事を要す、徒に潜伏を明にする為め而みならす」と述べている（佐々木克「維新政権の官僚と政治―広沢真臣について」、京都大学人文科学研究所「人文学報」四七）。このような方針が府県施政順序案にも引継がれているものと思われる。

- (13) 『品川県史料』（『品川区史』資料編別冊第一）二五二ページ。
- (14) 同右 一七五―一七九・一八三―一八五ページ。
- (15) 『明治里正日誌』二年己巳三冊二（東大和市内野家文書）。
- (16) 『法令全書』（一八七一年）。
- (17) 「東京府伺」乾（国立公文書館所蔵「公文録」）。大久保利通関係文書六二（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (18) 石阪昌孝文書（東京大学法学部所蔵「吉野文庫」二六七）。
- (19) 青山孝慈「神奈川県下の五人組帳」(1)(2)（「神奈川県史研究」七―八）。
- (20) 『町田市史料集』第七集、四〇ページ以下。
- (21) 『大和市史』5、九九ページ以下。
- (22) 『平塚市史』5、七四ページ以下。
- (23) 『町田市史料集』第九集、九一ページ以下。
- (24) 佐伯弘次編『小山晶家文書』（三）、四二ページ。
- (25) 稲城市加藤貞二家文書七七。
- (26) 小平市滝島家文書A五―一〇（小平市中央図書館で複写を所蔵）。
- (27) 『東京都古文書集』第一巻（吉野家文書(1)）一〇三ページ。
- (28) たとえば愛甲郡金田村の「宗門人別御改帳」（一八六九年三月、『厚木市史料集』(7)、九七ページ以下）、大住郡戸田村の「宗

門人別御改帳」（一八六九年三月、同書三〇一ページ以下）、多摩郡上巻分方村の「宗門人別書上帳」（一八七〇年三月、神奈川県立公文書館所蔵内田家文書D一七）など。

- (29) 『神奈川県史』資料編11、一〇八ページ。
- (30) 神奈川県公報（一八八四年、神奈川県立公文書館所蔵マイクロフィルム）。
- (31) 津久井町田倉五左衛門家文書三―二八（神奈川県史収集資料〔近世〕、神奈川県立公文書館所蔵）。この史料には村名が記されていない。
- (32) 『町田市史料集』第九集、八六ページ以下。
- (33) 藤沢市青木四郎家文書三（神奈川県史収集資料〔近現代〕）。「藤沢市史」第六卷二三ページ以下にも紹介されている。
- (34) 『東京都古文書集』第五卷（吉野家文書(5)）一四六ページ。『法令全書』（一八七二年）では四月九日付である。
- (35) 『町田市史料集』第九集、九九ページ以下。
- (36) 『明治公文編年集』式（東大和市内野家文書）。伊藤好一「神奈川県における大小区制の施行過程」（『駿台史学』一七）にも紹介されている。
- (37) 蔵敷村では従来村内を五組に分け、それぞれの組から組頭一名を選出していた。この場合の組はいわゆる年貢徴収の単位などになった組であろうと思われる。一方一八七〇年の五人組帳（『明治里正日誌』三年庚午四冊一）を見ると、同村には五人組が一二組あったようである。したがって同村の伍長は五人組頭ではなく、旧村役人である組頭の系譜を引くものであろう。ただし年貢徴収

の単位である組と五人組が一致する村もある(前掲煎本増夫「江戸時代農村の『組合』について」)ので、伍長の系譜の問題については今後の課題としたい。

(38) 『神奈川県史』資料編11、三三ページ以下。

(39) 同右 四三ページ。

(40) 武蔵国多摩郡蔵敷村鈴木家文書四四八(国文学研究資料館史料館所蔵)。

(41) 『町田市史料集』第九集、一四五ページ以下。第一区の会議条目(七四年三月、『田無市史』第二巻、一六九ページ以下)にも道路等の修繕や布達の徹底、事宜により「衆心」の代表として伍長惣代を番組村々の会議に出席させるなどの項がある。第八区とよく似た項目があるのは、八区の区長石阪昌孝が一一区の区長を兼務していたためであろう。

(42) 伊藤好一前掲論文二八ページの注(5)。

(43) 津久井町小室正朗家文書八(神奈川県史収集資料〔近現代〕)。

(44) 佐藤孝「三新法体制下の地方状況―武蔵国久良岐郡南部を中心に―(「横浜開港資料館紀要」二) 六六ページ。

(45) 『相模原市史』第六巻、五九六―五九七ページ。

(46) 「神奈川県日誌」一八七七年第二六号(東大和市内野家文書)

(47) 亀卦川浩『自治五十年史』七七ページ以下。

(48) 『神奈川県史』資料編11、一三九ページ。

(49) 三浦市役所所蔵文書六「諸願届綴」(神奈川県史収集資料〔近現代〕)。

(50) 『町田市史料集』第七集、一八二―一八三ページ。

(51) 一八八四年の地方制度改正については大島美津子「明治前期地方

制度の考察―特に村を中心として」(原口宗久編『論集日本歴史』

9所収)、山中永之佑「明治前期における地方制度の展開―幕藩

体制下の村から明治一七年の改正まで」(山中永之佑監修『近代

日本地方自治立法資料集成』1所収)などを参照。

(52) 『神奈川県史』通史編4、五〇一ページ。

(53) 佐藤孝前掲論文に収録されている(六七ページ以下)。

(54) 藤野町神原武男家文書三(神奈川県史収集資料〔近現代〕)。

(55) たとえば多摩郡平井村の「毎口銭取立伍長組々人員簿」(一八七

七年、東京都西多摩郡日の出町三宅茂家文書二―一二六)など。

(56) 津久井町小室正朗家文書八「村内組分取定め伍長連印長」(神奈

川県史収集資料〔近現代〕)。

(57) 「懐中日記」一八八三年一月二〇日条より引用(東大和市内野

家文書)。

(58) 武蔵国久良岐郡森公田村資料 縦冊の部Y六「当用書綴込」(神

奈川県立公文書館保管)。

(59) 相模国愛甲郡飯山村石川家文書一五請取一八および一〇状一七五

(神奈川県立公文書館所蔵)。

(60) 『南足柄市史』4、二四一ページ以下。

(61) 『行政史料に見る調布の近代』(調布市史研究資料V)二三二ペ

ージ。

(62) 岩本由輝『村と土地の社会史』一二六ページ以下。

(63) 『神奈川県史』資料編12、六ページ。

武州騒動の主体層について

—熊川村新蔵から見た一断面—

落合 功

はじめに

慶応二年（一八六六）六月十三日に武州名栗村において蜂起した武州騒動は、同月十九日の壊滅までの七日間に二百カ村、五百二十軒以上の豪農・村役人の家屋を打ち壊した。この武州騒動の展開は、小前貧農・半プロレタリアート層が自らの権威¹⁾「世直し」を確立して、豪農の支配²⁾収奪を解体させ、平等で「天下泰平」な世界を希求したものと位置付けられる。その意味で、他に見られる騒動の性格とも異質なもの³⁾とされ、「世直し」騒動とも呼ばれていた。

一九六〇年代から七〇年代にかけて、歴史変革の主要因を階級闘争の中に求め、多くの研究成果を生むことができた。特に近世史の場合、一揆と騒動を基本的に分け、近世後期の中心的運動形態を、騒動として理解し検討が進められてきている。

幕末に展開されたこの武州騒動は、一般的には畑作生産を基盤とする諸々の商品生産物を自己の掌中に収め、没落した農民を小作経営に組みこみながら成長したところの豪農経営に規定された、貧農・半プロの闘争として位置付けられている。そして、幕末の世直しは、基本的に階層

分化の問題と開国の影響にも関係した生糸の問題を主たる要因として明らかにしている⁽¹⁾。

こうした武州騒動の問題は、開国の問題・商品生産の展開の問題、近世後期における農村構造の多様な問題点を内包したものであることから、多くの研究が見られる。

これらの一連の議論・研究について、筆者は基本的に批判するものではないが、一〇万人以上の結集を見たときとされる武州騒動の大衆的運動の要因について、豪農と貧農・半プロとの対抗関係のみの理解で収斂するのではなく、個別事例の中で武州騒動の実態を明らかにしていくことが必要と考える。かかる視点にたち、史料制約が多く見られるが、本論では武州騒動に関係した熊川村新蔵を題材に、武州騒動前後の状況を主に品質の出し入れの中で検討することが目的である。

一、武州騒動の原因と質屋渡世

先述した通り、武州騒動は一〇万以上の結集を見る大衆的な運動を示した。これは、歴史的には幕藩制の矛盾を露呈し、「世直し」を展望したものと位置付けられるが、一方、民衆個々の立場としては、個人によって異なる社会矛盾を包摂しつつ運動が展開したということができる。こうした異なる社会矛盾を収斂させた運動形態が「世直し」であり、その内容は、具体的運動の中で明らかにされる。また騒動は、一揆に見られるような階級間の矛盾の展開の中で登場する運動ではなく、村落あるいは地域間の階層間に見られる矛盾から表われる運動である。そ

う考えると、武州騒動に対する対応は、組合村あるいは村に求められるのである。この点具体的には、取締議定書の中で明らかにすることが可能である。福生村・熊川村などを始めとして構成された、⁽²⁾ 拜島村外二十三ヶ村の組合村議定書を史料として掲げる。

〈史料1〉

今般打毀一件二付組合村村々取締議定書

一今般多摩郡村々暴民共蜂起いたし世直与相唱愚民を為迷何渡世不論有徳之者を家財其外不残打毀甚々しき二付候而者家作迄も引潰又者質者無銭二而相返し商者元方不相応之安売可致旨中談加之村々人足為差出若差出ざる二於而者焼払候杯申威し候二付一時危難を為免が人足差出亦者戸障子に安直段書出し候を心得違之向者有之質物無銭二而不差戻米穀其外安売不致迎及強談候積茂有之哉之趣以之外之儀二付以来右様之者有之候ハ、頭取同様之儀二付村役人より寄場役人大小惣代之内に申出候様取計夫より御取締御出役御廻村先に相願厳重御調候様可致事

一窮民扱方之儀者組合村々巷村限り村役人并二有徳之者申合極窮不陥様精々いたし扱方行届候様可致候事

一商物者時之相場二而売買致候儀二候得共可成丈致出精直安二売出し候様可致事

一質物之儀者是迄通り金壹両に付八拾文之利足何品二不寄平等いたし錢質者巷朱より相詰高金之品者格別金壹両位より以下之分者可成丈ケ出精いたし融通二相成ル様可致事

一右之通り此度組合内申合候二付村々小前末々迄厚申諭萬一不取用族も有之候ハ、右之段早々申出べく事

尤小高之村々二而者人用等厭見合之義も可有之候得共組合村惣高江相掛り候間右等之儀無斟酌取計御取締向嚴重相定候様可致候以上

慶応式年寅年

七月

拜島寄場

村々連印

この取締議定書は、拜島組合だけではなく他の地域においても同じ時期に同様の議定書が取交わされている。⁽³⁾ このことから、武州騒動に対する多摩地域の村・組合村の理解について、以下の様にまとめることができる。

①世直し騒動では、有徳の者の家財その他を打ち毀した。

②民衆側は、質物の無銭での返済、商物の不相応の安売り、村々の騒動への人足差出などが主たる運動対象であった。

③打ち毀しが終り、今後再発を防ぐための未然の策として、商物は、その時々々の相場に対応して販売し、できるだけ安価に販売すること。質物は、従来通り金一両に付八拾文の利足で対応すること。

この議定書が武州騒動の反省の上に立ち、今後の対応として作成されたものであるならば、以上の三点が、世直し騒動に対する、組合村側の理解として位置付けられる。組合村側としては、世直し騒動の直接原因は、物価高騰によるところが大きいという理解であったが、同時に、質入れの問題も大きく取り上げられている点に注目することができよう。このことから、幕末期において農村の質屋が重要な位置を有し、農民の質入れの問題が、世直し騒動を誘発する直接原因の一つとなったことがここに指摘することができるのである。

二、近世後期における質屋渡世の展開

熊川村で組頭役を勤めていた次郎兵衛家は、農間渡世として質屋渡世を行っていた。以前筆者は、農村における質屋渡世について、この次郎兵衛家の「質物帳」を題材に「幕末期における質屋渡世について」⁽⁴⁾として、その実態を明らかにしてきたことがある。ここでは、多くの点を明らかにしたが、必要な点を簡条書で述べると、以下の様にまとめられる。

①、農村の質屋と質人人との関係は、請人の存在は居るものの、一對一の関係であることから、非常に安易に利用できる金融の場であった。また、この農村質屋渡世は、農村への貨幣経済の浸透が基本的な成立要件であり、近世後期になるにつれ農村の質屋渡世が増加した。

②、質屋は、盗品の質入れの場としての危険性があるばかりではなく、質入れの利足などで物価高騰を誘発する社会問題の原因となることから、組合村による掌握が見られる。同時に領主的には農村での商業行為が原則的に認められていないことから、農間質屋渡世として位置付けられていたのである。

③、質屋は、金子の貸借の場として基本的に位置付けられるが、蚊帳など質物の保管する場としても重要な意味を有していた。

以上、質屋渡世の性格について、三つの点を指摘したが、この様に、近世後期の農村において、質屋渡世は、重要な意味を有するが、一方、いくつかの社会問題を誘発する原因となったのである。

また、世直し騒動後の事例であるが、質入れについて興味深い史料がある。この史料をも掲載しつつ、紹介してみたい。⁽⁵⁾

〈史料2〉

一卯十三日、天氣、弥七むせバニ而九ツ時寝ル、しん・宮沢之僕老人召連福生三行、八ツ時新田竹五郎女房参り、只今私村方江何者力式三人参り、夫々之者江申候ニは、扨当節所々質屋相休居候ニ付、我等共は熊川村江罷越質物取具候様致度候得共、此御村方ニも多人数熊川村江質入いたし候者も有之候様承候得共如何ニ候哉、我等共道同ニ而罷越質物取具候様相願候而は如何ニ候哉、御思召も候ハ、早々武蔵野江出張、其上篤与相談可致与申去候ト隣家之者より承り候間、此段不取敢申上候と申来候、猶又内出より右之段申来候、尤拾四五人ニ相成候様子ニ付、此段しん方江急夫ヲ以申遣し候、又牛浜七兵衛参り、私共方は触繼ニ而こわれ橋江男之分不残出張いたし候様と之事故、如何之事故相分り不申候ニ付、此段伺申上候ト申来候其後隣清三郎扇町より帰宅致候ニ、念仏橋江通掛り候処、最早鍋ヶ谷戸・牛浜之者ニ而三四拾人ニ相成居候ト之事、右人数追々相減、夜九ツ時頃は不残逃去候・・・

この史料については、すでに牛米努氏が、「明治維新と石川家」において、質物騒動として以下の様に紹介している。⁽⁶⁾

「石川家日記の慶応四年四月五日の条には、拜島組合の集会で、徒党の者の防ぎ方、質物の利息を七分五厘とすること、御料の兵賦納入について相談がなされていることが記されている。世上は戦争の影響で不況となっており、治安の悪化もあって金融は閉塞状況にあった。このような熊川村では、同年四月十三日、質屋へ集団で押しかけるため、村人が武蔵野に屯集するという事件が起こっている。

新田の竹五郎の女房の話では、村方に二、三人の者がやってきて、

このところ近辺の質屋が休業して難儀しているので、熊川村へ行って質物を取ってもらうように頼みに行くつもりである。ついでに相談のため武蔵野へ集ってほしいという要請があったというのである。内出にも同様の理由で十四、五人が来たという。牛浜には男は残らず念仏橋へ集合するようにとの触次が回っている。隣家の清三郎の話では、鍋ヶ谷戸、牛浜の者が三、四十人も集ったという。しかしこの人数は時間と共に減少し、夜には何事もなく解散している。この騒ぎの発端は、質屋が希望どおりの金額を貸してくれなかったことに腹を立てた男が、二、三の仲間と相談して勝手に村方に動員をかけたことにある。事情を知らない村人がその呼び出しに応じたものの、結局は大した騒動にはならず解散となったのである。」

と質物騒動の内容を説明し、この点を「徳川幕府の崩壊から維新政府による事態の掌握までの権力の空白期、関東各地では一揆や騒動が頻発している。熊川村での出来事は、大した騒動には至らなかったものの、村次によって村方に動員がかけられるなど、秩序維持の機能が逆に利用された点で重要な意味を持つ事件であった。」と指摘している。

牛米氏の指摘の中で、この質物騒動の原因が質物の貸借という点に求めている点に若干の疑問が残るものの、①質屋が休業し質入れできないことが問題となった点、②騒動にまで至らなかったものの、質入れが円滑に行われないことの原因として、三・四十人が集り不穏な状況となったという二点を指摘することができる。つまり、幕末期農村において質屋が必要不可欠な存在で、質入れを通じて生活が成り立っていた地域民衆が少なからず存在したことを指摘できる。同時にこの史料からは、質屋において質入れの対象地域は、熊川村Ⅱ村内を基本としていたことが

判明する。

また、次郎兵衛家の質物帳によると、農村において質屋が如何に利用されたかという点についても、文久元年（一八六一）から明治六年（一八七三）の間に、のべ一四八一名の質入れが行われ、最も多く質入れした新蔵となると、〈表1〉に見られるように一五七回の質入れが行われている。

本論において課題とする地域において、特に言及すると〈表2〉になる。

質入れ回数は、〈表1〉と同じ、文久元年（一八六一）から明治六年（一八七三）の間に質入れが行われた回数のことである。また、石高は天保十四年（一八四三）の「宗門人別帳」を参照したものである。幕末期ということも含めて勘案すると、土地の変動が多くあると考えられ、その意味では、文久段階とは大きく相違が見られるかとは思いますが、参考の意味で掲載した。また、身分および年齢については、安政五年（一八五八）三月に作成された「宗門人別書上帳」を参考とした。石高・身分・年齢などの記載がないものも多く見られるが、これは安政五年（一八五八）から文久期の間、名前を変えたものと推測できる。

ここで注目できる点は、一つに石高の少ない零細な階層に多く質入れがなされている点である。また、質入れを行っている人が、次男・三男などではなく、名請していたものが質入れを行っていることが判明する。いずれにせよ、新蔵・半兵衛などにとって、質屋渡世は生活に必要な存在であったことがわかる。

表1 文久元年〜明治六年、次郎兵衛家の質屋へ質入れ回数

名前	質入数	名前	質入数	名前	質入数
新藏	一五七	市五郎	一二	梅太郎	三
半兵衛	一二五	宮本	一一	七右衛門	三
幸七	一四	又右衛門	一〇	松太郎	三
利助	九三	四郎右衛門	九	半治郎	二
平六	八二	作次郎	九	八右衛門	二
仙吉	七九	藤四郎	九	忠八	二
龍藏院	七八	龜三郎	八	李右衛門	二
久次郎	六五	丑太郎	八	政五郎	二
兼吉	五九	忠右衛門	七	留藏	二
庄八	五五	弥三郎	七	太兵衛	一
十右衛門	五三	権右衛門	七	徳右衛門	一
与兵衛	四八	常八	七	藤藏	一
郡次郎	三八	惣右衛門	六	与定	一
半定	三八	久吉	六	熊次郎	一
榎太郎	三六	政次郎	五	友右衛門	一
里次郎	二九	久五郎	五	半藏	一
仲次郎	二二	長次郎	五	又吉	一
惣五郎	二二	林藏	五	文左衛門	一
作右衛門	一九	留次郎	五	吉五郎	一
半平	一八	直次郎	四	弥十郎	一
房右衛門	一五	喜兵衛	四	太郎	一
林右衛門	一三	留吉	四	平	一
信藏	一三	新八	三	源太郎	一
源五郎	一三	重太郎	三	不明	一

表2 長塩知行下の質入人の状況

名前	質入回数	石高	状況
新藏	一五七	二石八五三二	百姓 二三才
半兵衛	一二五	六石九九三六	百姓 三三才
平六	八二	二石五七六三	百姓 二七才
仙吉	七九	七石七七四三	年寄 六三才
龍藏院	七八	〇石九八三九	修験
与兵衛	四八		
半定	三八		
半平	一八	二石三一八六	百姓 三六才
源五郎	一三	四石八四四三	百姓 四三才
林右衛門	一三		
信藏	一三		
藤四郎	九	一石八四五六	百姓 三七才
忠右衛門	七	六石一〇七六	組頭 四七才
権右衛門	七		
林藏	五	六石三三二一	百姓 四一才
久吉	五		
梅太郎	三		
政五郎	二		
又吉	一	二石三八一六	百姓 二五才
徳右衛門	一		
弥十郎	一		
源太郎	一		

三、熊川村の新蔵について

熊川村の新蔵は、次郎兵衛家の質入れ回数が最も多く、さらに後述するように、世直し騒動にも参加した人物として注目できる。しかしながら、新蔵に関した史料は、次郎兵衛家の質物帳と世直し騒動に関連して散見できる程度であり、他の史料で唯一知りうることのできる史料は、宗門人別帳である。この宗門人別帳を通じて、新蔵の姿をかいまみることにしたい。

内出英雄家文書の、天保十四年(一八四三)の「宗門人別書上帳」によると、⁽⁷⁾〈史料3〉のとおりである。

〈史料3〉

一高式石八斗五升三合式勺

百姓	虎次郎	①
女房	とみ	①
父	兵蔵	①
弟	好蔵	①
倅	新蔵	①
幸蔵	娘	①
	きの	①
	八才	①
	五才	①

女式人

と記載されている。これによると、天保期に虎次郎の長男として生れたことがわかる。石高だけで判断するのは、安易ではあるが零細な経営であることがわかる。熊川村の場合、天保七年に書かれた「村高并四品渡世書上」(石川弥八郎文書)によると、三割以上が農間渡世を行なっていることが判明する。つまり、天保十四年の熊川村の「村方明細帳下書」を参照すると、男性は「御年真地之内ニ而薪取・駄賃」として、女性には「青梅嶋・黒八丈織」として農間渡世が行なわれていることが判明する。このことを勘案すると、新蔵一家も農間渡世として織物が行なわれていたと考えられよう。

また、弘化三年(一八四六)三月に作成された「宗門人別書上帳」の新蔵の書上では、以下の様に記載されている。⁽⁸⁾

〈史料4〉

一同寺檀那(真言宗真福寺旦那)

百姓	虎次郎	①
妻	とみ	①
父	兵蔵	①
弟	好蔵	①
倅	新蔵	①
幸蔵	同	①
	拾七才	①
	拾七才	①
	幸蔵	①

六人内 男四人

勝五郎 式才
四才 娘 きの ⑩
八才

七人内男五人

女式人

(括弧内筆者)

最後に、安政五年(一八五八)三月に作成された「宗門人別書上帳」⁽⁹⁾では、以下の様に記載されている。

〈史料5〉

一同寺檀那

百姓	新蔵 ⑩
母	とみ ⑩
叔父	好蔵 ⑩
子廿一才	三拾九才
弟	勝五郎 ⑩
子式才	拾才
妹	きの ⑩
	式拾才

五人内男三人

女式人

安政五年(一八五八)になると、新蔵の父の虎次郎の名前が姿を消し、新蔵自身が百姓身分を有していることがわかる。恐らく、弘化三年(一八四六)から安政五年(一八五八)の十二年の間に新蔵の父虎次郎

は亡くなり、新蔵が名請人として一家を支えていく大黒柱となったのである。それは新蔵にとっては十一才から二十三才の間のことであった。

四、武州騒動の展開と新蔵

慶応二年(一八六六)六月、武州世直し騒動が起こると、新蔵はこの騒動に参加した。十万以上の結集が見られるとされる世直しの参加者から見た場合、この新蔵の騒動参加も特別な理由があったとは言い難い。

また立場、武州騒動を積極的に策動した立場でもなく、新蔵の動向が詳細に把握することも必ずしもできない。しかし、逆に述べると、まさに新蔵は武州騒動の参加者において、いわゆる「その他大勢」の一人であり、武州騒動参加者の主体層として位置付けられるのである。本項では、『武州世直し一揆史料』(一)、(二)の中で摘出できる、⁽¹⁰⁾

世直し騒動における新蔵について、可能な限り描きだすことにしたい。

「打毀乱妨人八王子宿手当ニ而築地川原ニ而召捕名前覚」の中に熊川村の新蔵の名前が掲載されている。慶応二年(一八六六)六月十六日に新蔵は、召し捕らわれたのである。その後、六月二十三日江川太郎左衛門の手附の石川政之進へ引渡され、その後〈史料6〉に見られるように八月に帰村している。⁽¹¹⁾

〈史料6〉

乍恐以書付奉申上候

一御知行所武州多摩郡熊川村百姓新蔵義今般都築但馬守様御掛りニ而昨九日手鎖御宥免之上於御評定所ニ追而御沙汰迄村御預ケ帰村被仰

附候二付此度御届ケ奉申上候以上

慶応貳寅年八月日

右熊川村

差添人組頭 勘六

百姓代 庄太郎

年寄 勘六

御地頭所様御用人中様

そして、慶応三年（一八六七）十一月には以下の様に裁許された。⁽¹²⁾

〈史料7〉

慶応二寅六月一件 同三卯十一月廿七日

打毀一件御裁許御受証文写

差上申一札之事

武州二俣尾村楨次郎其外之もの共徒党いたし及狼藉候一件、再応御吟味之上上之通被仰渡候

一万蔵 林蔵 弥左衛門 松五郎 福蔵 弥三郎 富八 文五郎

権次郎 鉄五郎 与兵衛 勘兵衛 佐佐衛門 八左衛門 初五郎

留吉 源三郎 直次郎 要左衛門 助五郎 竹次郎 五郎兵衛

惣次郎 庄助 権之丞 平郎左衛門 音松 林次郎 武左衛門

悴松五郎 久蔵 万右衛門 記助 亀五郎 次郎左衛門同居初五郎

佐右衛門 善太郎 善蔵 熊吉 吉五郎 勘次郎 儀右衛門 惣太郎

丑五郎 清三郎 徳左衛門 小三郎 留蔵 松吉 政次郎 寅吉

茂兵衛 新蔵 辰五郎義、

米価其外諸色共追々高値相成貧民共及難儀候由二而、村々之もの共徒党いたし所々人家等打毀及乱妨候もの共二、右党江加わらず候ハ、可打殺杯強勢申候二銘々怖敷存候迎、無余義右之もの共任申樺切等携又

者弁当持等二相成附添歩行候内、自然人氣二被誘引面白く相成又者酒等振舞受熟酔之余、重立候もの共任差図所々家宅等打毀及狼藉候始末、一同不埒二付過料銭式拾貫文被仰付候

（後略）

裁許として新蔵に課せられた刑は、式拾貫文の過料であった。武州騒動の際の刑として過料は、一般的であるものの、式拾貫文の過料は必ずしも軽い刑とは言えないものであった。

五、質屋渡世の展開と新蔵

本項では、質屋渡世に関与した新蔵について具体的に検討してみることにしたい。素材は、以前、筆者が検討したのと同じ、熊川村で組頭役を勤めていた次郎兵衛家の「質物帳」⁽¹⁾を題材としたい。よって、幕末期には熊川村内にも質屋はいくつか存在していることから、必ずしもこれだけで言いうる事が可能かは疑問が残るが、一つの素材として提示しておきたい。

〈表3〉から〈表11〉までが、野島家文書の「質物帳」の中で万延元年（一八六〇）から明治元年（一八六八）に至るまでの新蔵の質品の出し入れの状況を明らかにしたものである。特に説明することも無いと思うが、マイナスは質品の返却されたことでの額である。決算は、質入れの額が総計でいくらくらいであったかを記載した額である。その意味で、質品に対する金利の計算等は不明であるので、留意する必要がある。また、質入れ期間が「〇月」となっているのは、質入れた月と同じ月

に質品を質戻していることを意味している。

万延二年（一八六一）三月から質入れが始まるが、質入れの累積額は増加していく。基本的に質品は、半年ぐらいで戻されているが、八月二十四日に見られるように、質品を受け戻すために、他の質入れを見る事ができる。文久期になると、質品の質入れ期間は一年以上のものが見られるようになり、質入れ累積額も徐々に高くなっていくことが判明する。質品の請け戻しもそれなりに行っているものの、請け戻しの為に質入れを行ない、必要に応じて質入れが行なわれるという、悪循環が見られる。新蔵一家の生活の状況について、具体的には不明であるが、質入れが質入れを呼ぶという、いわば「質入れの雪だるま現象」を生んでしまったのである。そして、最も質入れの累積額が高いのが、慶応二年（一八六六）五月十七日であり、まさに武州世直し騒動前夜であったのである。新蔵の参加は、質入れ額の高いことだけが騒動参加の理由ではないだろうが、大きな要因の一つであったとすることができる。質入れ自体は、その後も行なわれているが、累積質入れ額が減少していることから、家計確保を目的とした質入れは行なわれなくなってきたといえよう。

おわりに

以上、熊川村新蔵を題材に、質物帳の中から武州騒動参加の要因について検討してきた。無論、筆者自身本論で武州騒動の主体層の動向などを全面的に展開できたとは思っていない。武州騒動主体層である新蔵が

騒動前後の性格が如何なるものであったかという点について、一断面を提示しえたにすぎない。最後に、新蔵について簡単にまとめて終りたい。

武州騒動の主体層として、結局貳拾貫文もの過料を受けることになった新蔵は、年若くして名請人となった。必ずしも豊かであったとは言いがたい。新蔵一家は、その時々、金子を調達するため、質屋へ通ったのである。

新蔵は、質入れをすることで質品を返却してもらうなど、徐々に質入れの金額はふくれあがったのである。そして慶応二年（一八六六）、最も大きく質入れの金額はふくれあがったのである。こういう時、武州世直し騒動が始まったのである。新蔵に見られるような民衆の武州騒動への参加は、騒動への強制的参加もあるが、新蔵の参加の背景にはこうした点を念頭に据える必要がある。少なくとも新蔵にとって武州騒動への参加は、質物の無銭返却に見られる極めて実利的な点が大きかったと思われる。なお新蔵は、武州騒動の後、質の出し入れは見られるが、質入れの累積金額の上昇は見られない。つまり、貨幣入手方法を質入れに求めていないことの表われとして指摘できよう。

註

- (1) 世直し騒動関係の論文・著書は多く見られる。ここでは主要な研究を挙げておくにとどめたい。大館右喜氏『幕末社会の基礎構造』（一九八一年埼玉新聞社）佐々木潤之助氏「『世直し』と民衆の要求」（『文化評論』一九七六年11月号）、「幕末社会情勢と世直し」（『岩波講座日本歴史』13、一九七七年、同氏『世直し』一

- 九七九年、同氏『幕末社会論』（一九六九年）、田村栄太郎氏『世直し』（一九六〇年）、武蔵野地方史研究会「武州一揆について」（『歴史評論』95）、一九五八年、森安彦氏「幕末をどうとらえるか」（『リサーチ・歴史』29）、一九七三年、同氏「武州世直し一揆の展開過程」（『近世封建支配と民衆社会』弘文堂）、同氏「世直しとは何か」（『多摩のあゆみ』45、一九八六年）、近世村落史研究会「幕末の社会変動と民衆意識」（『歴史学研究』458、一九七八年）、茂木陽一氏「幕末期幕領農兵組織の成立と展望」（『歴史学研究』464）、一九七九年、同氏「武州世直し一揆と農兵」（『多摩のあゆみ』45）、一九八六年、齐藤洋一氏「武州世直し一揆における打ちこわしの様相」（『学習院史学』16）、一九八〇年、柴田武雄氏「幕末維新世直し騒動の一考察」（雄山閣）、山中清孝氏「武州世直し一揆の一考察」（『多摩のあゆみ』45、一九八六年）、同氏「幕藩制崩壊期における武州世直し一揆の歴史的意義」（『歴史学研究』一九七四年度歴史学研究会大会報告）一九七四年）
- (2) 「内出英雄家関係文書」福生市内、慶応二年武州一揆関係資料『福生市郷土資料室年報V』、一九八五年
- (3) 「中野村外四拾ヶ村慶問質屋仲間議定連印帳」多摩文化史研究会編『山崎家文書』二、一九九三年
- (4) 『みずくらいどー福生市史研究』一三三号、一九九一年
- (5) 多仁照廣氏編『多満自慢石川酒造文書』第五卷、一九九〇年
- (6) 多仁照廣氏編『多満自慢石川酒造文書』第五卷、一九九〇年
- (7) 「内出英雄家文書」
- (8) 「内出英雄家文書」
- (9) 「内出英雄家文書」
- (10) 近世村落史研究会編『武州世直し一揆史料』一九七一年、同一巻、一九七四年
- (11) 「内出英雄家文書」『福生市史資料編』近世I、一九八九年
- (12) 「桜井家文書」『武州世直し一揆史料』二九五頁
- (13) 「野島家文書」

表3 新蔵の質入・質戻状況(万延2年3月~8月)

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
万延2年3月1日	2月	2朱		2朱	半兵衛	しぼり切2丈5尺
万延2年3月3日	6月	1分2朱		2分	半兵衛	立縮女綿入1
万延2年3月21日	2月	3朱		2分3朱	ひさ	黒女帯1筋
万延2年4月8日	5月	3朱		3分3朱	郡次郎	格子袷女1
	1月	1朱	200文		郡次郎	六八かや1
万延2年4月23日	5月	3朱		1両 2朱	郡次郎	立縮男袷1
万延2年5月2日		-1朱	-200文	1両 1朱	郡次郎	六八かや1
万延2年5月14日		-3朱		1両 1朱		黒女帯1筋
	1月	3朱			仙吉	兜羅綿女帯1
万延2年5月16日		-2朱		3分3朱		しぼり切2丈5尺
万延2年6月6日	2月	3朱		1両 2朱	仙吉	川和立嶋半てん1
万延2年6月14日		-3朱		3分3朱		兜羅綿女帯1
万延2年6月18日	1月	3朱		1両 2朱	仙吉	兜羅綿女帯1
万延2年7月14日		-3朱		3分3朱		兜羅綿女帯1
万延2年8月1日	0月	2分		1両1分3朱	仙吉	染糸155匁
万延2年8月2日	1月	1両		3両3分3朱	仙吉	かうし単物2 縮立縞単物1 黒八丈女帯1
	1月	1分			仙吉	小純子はら合女帯1
	10月	3分			仙吉	立嶋単物女2 白地立縞単物1
	0月	2分			仙吉	かうし単物女1 みじん夏羽織1 小紋半てん1
万延2年8月3日		-2分		3両1分3朱		染糸155匁
万延2年8月8日	3月	3分		4両 3朱	仙吉	糸110匁
万延2年8月14日		-1両		3両 3朱		かうし単物2 縮立縞単物1 黒八丈女帯1
		-2分				かうし単物女1 みじん夏羽織1 小紋半てん1
		-3朱				川和立嶋半てん1
	0月	2分			仙吉	染糸70目
	0月	3朱			仙吉	木綿切8尺 しけ30目
万延2年8月24日		-2分		3両 3朱		染糸70目
		-3朱				木綿切8尺 しけ30目
	7月	2分			仙吉	立嶋単物1 八丈女帯1
	1月	3朱			仙吉	川和半てん1

表4 新蔵の質入・質戻状況(万延2年9月～文久2年3月)

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
万延2年9月17日		-3朱		3両		格子袷女1
万延2年9月18日		-3朱		2両3分1朱		立縮男袷1
万延2年9月19日		-1分		3両 3朱		小純子はら合女帯1
		-1分2朱				立縮女綿入1
		-3朱				川和半てん1
	1月	3分1朱			仙吉	糸105匁
	7月	1分2朱			仙吉	六八蚊帳1
万延2年9月21日	3月	1分2朱		4両	仙吉	立縮袷女1
	9月	1分			仙吉	小純子女帯1
	0月	3朱			仙吉	川和半てん1
万延2年9月23日	5月	3朱		4両 3朱	仙吉	しげ60目 じばん1
万延2年9月28日		-3朱		4両		川和半てん1
万延2年10月16日		-3分1朱		3両 3朱		糸105匁
万延2年10月25日	2月	3朱		3両1分2朱	仙吉	小立立縮袷1
万延2年11月3日	1月	2分		3両3分2朱	仙吉	万筋袷男1 あいみじん羽織1
万延2年11月26日	6月	2朱		4両	仙吉	むきこき1丁
万延2年11月27日		-3分		3両1分		糸110匁
万延2年12月晦日		-1分2朱		3両1分3朱		立縮袷女1
		-2分				万筋袷男1 あいみじん羽織1
		-3朱				小立立縮袷1
	1月	1両1分			軍次郎	立縮綿入女1
文久2年正月11日	1月	1分		3両2分3朱	仙吉	兜羅縮女帯1
文久2年正月27日		-1両1分		3両1分3朱		立縮綿入女1
	1月	1両			仙吉	上田立縮反物1反
文久2年2月3日		-1分		2両1分2朱		兜羅縮女帯1
		-3朱				しげ60目 じばん1
		-1両				上田立縮1反
	0月	1分2朱			仙吉	上田反物1反 玉糸60目
文久2年2月10日		-1分2朱		2両3分		上田反物1 玉糸60目
	11月	3分			仙吉	上田反物1
文久2年3月3日	1年4月	1両 2朱		3両2分2朱	仙吉	小純子女帯1 こし帯1
	0月	1分			仙吉	かうし単物女1
		-2分				立嶋単物1 八丈女帯1
文久2年3月10日		-1分		4両2分		かうし単物女1
	1月	2分2朱			仙吉	かうし袷女1 川和縮三ツ身袷1 紺羽織1
	3月	2分			仙吉	かうし単物女1 小純子女帯1

表5 新蔵の質入・質戻状況(文久2年4月～文久2年8月)

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
文久2年4月3日	2年6月	1分		4両3分	仙吉	玉糸50目 あいせん50目 太織50目
文久2年4月7日	6月	1分		4両3分	仙吉	黒羽織1 小立衿1
		-2分2朱				かうし衿女1 川和縞三ツ身衿1 紺羽織1
	1月	1分2朱			仙吉	もくさ単物1 立縞単物1
文久2年4月17日		-1分2朱		4両1分2朱		六八蚊帳1
文久2年5月3日		-1分2朱		4両1分1朱		もくさ単物1 立縞単物1
	5月	1分1朱			仙吉	万筋衿男1 三ツ身衿1
文久2年5月24日		-2朱		4両3朱		むきこき1
文久2年6月3日	2月	1両2分		5両3分1朱	仙吉	糸210匁
	1月	2朱			仙吉	しぼりじばん1
文久2年6月13日	1年	2分		7両1朱	仙吉	立縞単物女2
	0月	2分			仙吉	染糸180目
	1月	1分			仙吉	子供女帯1
文久2年6月14日		-2分		5両2分1朱		かうし単物女1 小純子女帯1 小純子女帯1 立嶋単物女2 白地立嶋単物1
		-1分				
		-3分				
文久2年6月20日	4月	1両		6両2分1朱	仙吉	糸115匁
文久2年6月25日		-2分		7両1分1朱	仙吉	染糸180目
	7月	1両			仙吉	糸130匁
	1年	1分			仙吉	小純子女帯1
文久2年7月3日	2月	2朱		7両1分1朱	仙吉	じばん女1
		-2朱				しぼりじばん1
文久2年7月13日	0月	1分		7両2分1朱	仙吉	まい8升
文久2年7月16日		-1分		7両2分		子供女帯1
		3朱			仙吉	兜羅綿女帯1
文久2年7月24日	1年4月	1分1朱		7両2分1朱	仙吉	糸45匁
		-1分				まい8升
文久2年8月24日		-3朱		7両2分1朱		兜羅綿女帯1
	1月	3朱			仙吉	黒染糸60目

表6 新蔵の質入・質戻状況(文久2年閏8月~12月)

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
文久2閏8月3日		-3朱		7両1分2朱		黒染糸60目
文久2閏8月8日	2年2月	3朱		7両2分1朱	仙吉	玉糸60目
文久2閏8月21日		-2朱		7両2分1朱		じばん女1
	1月	2朱			軍治	しぼりじばん女1
文久2閏8月27日		-1両2分		6両 1朱		糸210匁
文久2年9月3日	2年8月	1分2朱		6両1分3朱	仙吉	下着女1 小純子帯地1
文久2年9月18日		-2朱		6両3分3朱		しぼりじばん女1
		-1分1朱				万筋袷男1 三ツ身袷1
		-1分				黒羽織1 小立袷1
	8月	1分2朱			仙吉	もぐさ単物男1 染縞単物女1 小立単物1
	3月	1分2朱			仙吉	玉糸80目 しけ105匁
	0月	1分			仙吉	糸40目
	流	3朱			仙吉	万筋袷男1
文久2年9月21日		-1分		6両2分3朱		糸40目
文久2年10月3日		-1両		5両2分3朱		糸115匁
文久2年10月17日	3月	1分1朱		6両	仙吉	立縞半てん女1
文久2年12月4日		-1分2朱		5両2分2朱		玉糸80目 しけ105匁
文久2年12月13日		-1両		3両3分2朱		糸130匁
		-3分				上田反物1反
文久2年12月28日	2月	3分		4両2分2朱	仙吉	黒糸95匁

表7 新蔵の質入・質戻状況 (文久3年1月~12月)

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
文久3年1月13日		-1分1朱		4両2分1朱		立縞半てん女1
	3月	1分			仙吉	紺染玉糸30目
文久3年2月23日		-3分		3両3分1朱		黒染95匁
文久3年3月3日	7月	3分2朱		4両2分3朱	仙吉	万筋反物2反
文久3年4月2日	6月	1分		4両3分3朱	仙吉	川和立縞半てん女1
文久3年4月3日		-1分		4両2分3朱		紺染玉糸30目
文久3年4月12日	5月	2分		5両0分3朱	仙吉	立嶋拾女2
文久3年5月4日		-1分2朱		4両3分1朱		もぐさ単物男1 染縞単物女1 小立単物1
文久3年6月3日	5月	2両		6両1朱	仙吉	糸220匁
		-2分				立縞単物女2
		-1分				小純子女帯1
文久3年6月12日	5月	1両2分		7両2分1朱	仙吉	糸173匁
文久3年7月3日		-1両0分2朱		6両1分3朱		小純子女帯1 こし帯1
文久3年8月29日	1月	2両		8両1分3朱	仙吉	小純子女帯1 縮単物女1 六八かや1
文久3年9月3日		-2分		7両3分3朱		立嶋拾女2
文久3年9月9日		-2両		6両2分3朱		小純子女帯1 縮単物女1 六八かや1
	8月	1分3朱			仙吉	六八かや1
	10月	1分1朱			仙吉	さん単物男1
文久3年10月朔日		-3分2朱		6両3分1朱		万筋反物2反
	0月	1両			仙吉	川和綿入女1
文久3年10月18日		-1両		6両3分1朱		川和綿入女1
		-1分				川和立縞半てん女1
	6月	1両			仙吉	上田綿入女1
	1月	1分			仙吉	川和半てん女1
文久3年11月3日		-1両2分		5両1分1朱		糸173匁
文久3年11月12日		-2両		3両1分1朱		糸220匁
文久3年11月23日		-1分		3両1分1朱		川和半てん女1
	1年11月	1分			市五郎	糸22匁
文久3年11月27日		-1分1朱		4両1分1朱		糸45匁
	1月	1両1分1朱			仙吉	立縞拾男1 糸83匁
文久3年12月13日		-1両1分1朱		4両3分1朱	仙吉	立縞拾男1 糸83匁
	1月	3分1朱			仙吉	糸83匁
	1月	1両			仙吉	あいみじん拾男2

表8 新蔵の質入・質戻状況(元治元年1月~12月)

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
元治元年1月29日		-3分1朱		4両		糸83匁
		-1両				あいみじん拾男2
	1月	1両			仙吉	あいみじん拾男2
元治元年2月17日		-1両		4両		あいみじん拾男2
	1月	1両			仙吉	あいみじん拾男2
元治元年3月27日		-1両		3両2分		あいみじん拾男2
	1月	2分			仙吉	あいみじん拾男1
元治元年4月2日		-2分		4両		あいみじん拾男1
	1月	1両			仙吉	あいみじん拾男1
元治元年4月23日		-1両		3両		あいみじん拾男1
		-1両				上田綿入女1
	5月	1両			仙吉	あいみじん拾男2
元治元年5月3日		-1分3朱		3両		六八かや1
	4月	1分3朱			軍次郎	立縞反物1反
元治元年6月25日	5月	1両2分		5両2朱	軍次郎	糸145匁
	4月	2分2朱			仙吉	立縞拾男1
元治元年7月12日		-1分1朱		6両		さん単物男1
	4月	1両0分3朱			仙吉	糸125匁
元治元年7月28日	5月	1両1分		7両1分	仙吉	あいみじん拾男1
						八丈立縞拾女1
元治元年9月3日		-1分3朱		7両1分	軍次郎	立縞反物1反
	8月	1分3朱			仙吉	六八かや1
元治元年9月12日		-1両		6両3分		あいみじん拾男2
	3月	2分			仙吉	あいみじん拾1
元治元年9月18日	11月	3朱		6両3分3朱	仙吉	立縞切八尺
						八丈切六尺
元治元年10月3日		-2分2朱		7両3朱		立縞拾男1
		-3朱				玉糸60目
	0月	2分2朱			仙吉	立縞拾男1
	7月	2分			仙吉	立縞単物女1
						かすり単物男1
		-1分				玉糸50目
						あいせん50目
						太織50目
	5月	3朱			仙吉	玉ねり糸60目
元治元年10月23日		-2分2朱		6両2分1朱		立縞拾男1
元治元年11月21日		-1両0分3朱		3両3分2朱		糸125匁
		-1両2分				糸145匁
元治元年12月28日		-1両1分		2両2分2朱		あいみじん拾男1
						八丈立縞拾女1
元治元年12月29日		-2分		4両3分2朱		あいみじん拾1
	1月	3分2朱			仙吉	黒染糸105匁
	5月	3分2朱			仙吉	はかたはら合女帯1

表9 新蔵の質入・質戻状況（慶応元年1月～12月）

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
慶応1年1月24日		-3分2朱		4両2分		黒染糸105匁
	4月	2分			仙吉	立縞単物男1 みじん夏羽織1
慶応1年2月1日	2月	2分		5両	仙吉	あいみじん衿男1
慶応1年3月7日	1月	1両		6両	仙吉	立縞衿女1 かうし半てん1 紫呉呂服はら合女帯1
慶応1年3月23日	3月	2分2朱		6両2分2朱	仙吉	紺単物1
慶応1年4月1日	流	3朱		7両1分3朱	仙吉	玉ねり糸60目
	流	2分2朱			仙吉	立縞衿男1
慶応1年4月7日		-1両		6両1分3朱		立縞衿女1 かうし半てん1 紫呉呂服はら合女帯1
慶応1年4月11日		-2分		6両1分3朱		あいみじん衿男1
	1月	2分			仙吉	紺単物男1
慶応1年4月13日	5月	1両		7両1分3朱	仙吉	立縞衿女1 かうし半てん1 紫呉呂服はら合女帯1
慶応1年5月2日		-2分		6両3分3朱		紺単物男1
慶応1年5月3日		-2分		5両2分1朱		立縞単物男1 みじん夏羽織1
		-1分2朱				下着女1 小純子帯地1
		-2分				立縞単物女1 かすり単物男1
慶応1年5月7日		-3分2朱		5両3分1朱		はかたはら合女帯1
	1月	1両0分2朱			仙吉	小純子はら合女帯1
慶応1年5月14日		-1分3朱		5両3分1朱		六八かや1
	4月	1分3朱			仙吉	みじん羽織1 合巾鉄色羽織1
慶応1年6月5日	2月	3両2分		9両1分1朱	仙吉	糸260目
慶応1年6月12日		-1両0分2朱		9両1分1朱	仙吉	小純子はら合女帯1
	3月	1両0分2朱			仙吉	しけ200目
慶応1年6月14日		-2分2朱		8両2分3朱		紺単物1
慶応1年7月9日	1月	2両2分		11両0分3朱	仙吉	糸160目

慶応1年8月3日		- 2両2分		5両0分3朱		糸160目
		- 3両2分				糸260目
慶応1年8月24日		- 3朱		5両		立縞切八尺
						八丈切六尺
慶応1年9月3日		- 1両0分2朱		4両 3朱		しけ200目
		- 1分3朱				みじん羽織 1
						合巾鉄色羽織 1
	8月	3分			仙 吉	もくさ単物男 1
						立縞単物男 1
慶応1年9月18日		- 1両		3両2分1朱		立縞袷女 1
						かうし半てん 1
						紫呉呂服はら合女帯 1
	7月	1分2朱			仙 吉	立縞単物女 1
						上田切5尺
慶応1年9月22日	3月	1分3朱		4両	仙 吉	立縞袷男 1
慶応1年10月1日		- 1分		3両3分	市五郎	糸22匁
慶応1年10月3日	11月	3分		4両2分3朱	仙 吉	万筋袷男 1
						呉呂服はら合女帯 1
	6月	3朱	200文		仙 吉	立縞単物男 1
慶応1年12月6日	0月	2分2朱		5両1分1朱	仙 吉	みじん袷男 1
慶応1年12月29日		- 1分3朱		4両3分2朱		立縞袷男 1
慶応1年12月29日		- 2分2朱		4両1分		みじん袷男 1

表10 新蔵の質入・質戻状況（慶応2年1月～慶応3年3月）

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
慶応2年1月24日	3月	1分		4両2分	仙吉	かうし単物女1
慶応2年2月18日	4月	2分2朱		5両 2朱	仙吉	あいみじん衿男1
慶応2年2月18日	10月	1分3朱		5両2分1朱	仙吉	瀧縞衿男1
慶応2年3月2日	4年7月	2分1朱		6両 2朱	仙吉	茶万筋衿男1
慶応2年3月15日	6年7月	1両3分		7両3分2朱	仙吉	下着女1
						川和立縞綿入女1
						八丈半てん1
						呉呂服女帯1
	4月	3分		8両2分2朱	仙吉	木綿縮単物女1
						みじん夏羽織1
	11月	3分		9両1分2朱	仙吉	白太織1反
慶応2年3月21日	9月	2分2朱		10両	仙吉	あいみじん衿男1
慶応2年4月3日		-1分		10両2分1朱		かうし単物女1
	1年8月	2分1朱			仙吉	立縞衿女1
	1年5月	1分			仙吉	縮綿50目
						めいせん糸25匁
慶応2年4月5日	1年5月	1両2分2朱		12両 3朱	仙吉	染形単物女1
						立縞反物1反
						ぼと立縞反物1反
慶応2年4月18日		-3朱	-200文	11両3分3朱		立縞単物男1
		-1分2朱				立嶋単物女1反
						上田切5尺
	流	1分1朱	200文		仙吉	かうし半てん女1
						上田ノ切五尺
慶応2年5月3日	1年8月	1両		12両3分3朱	仙吉	ぼとあい万筋衿1
慶応2年5月6日		-3分		12両1分3朱		もくさ単物男1
						立縞単物男1
	6月	1分			仙吉	太織半てん1
慶応2年5月17日	4月	3分		13両 3朱	仙吉	あいみじん衿女1
						しけ70目
慶応2年6月2日		-2分2朱		12両2分1朱		あいみじん衿男1
慶応2年7月10日		-3分		11両3分1朱		木綿縮単物女1
						みじん夏羽織1
慶応2年9月18日		-3分		11両 1朱		あいみじん衿女1
						しけ70目
慶応2年9月22日	1年	3分		11両3分1朱	仙吉	立嶋単物女1
						しけ50目
慶応2年11月29日		-1分		11両3分1朱		太織半てん1
	7年	1分			仙吉	木綿55匁
						縮綿17匁
慶応2年12月晦日		2分2朱		10両3分		あいみじん衿男1
		-1分3朱				瀧縞衿男1
慶応3年2月1日	1月	2分2朱		11両3分1朱	仙吉	あいみじん衿男1
	9月	1分3朱			仙吉	立嶋衿男1
慶応3年2月6日		-3分		11両 1朱		白太織1反
慶応3年3月13日		-2分2朱		11両 1朱		あいみじん衿男1
	6月	2分2朱			軍次郎	あいみじん衿男1

表11 新蔵の質入・質戻状況（慶応3年9月～明治元年9月）

年月日	質入期間	金貨	銭	累積質入額	証人	質品
慶応3年9月3日		- 2分2朱		10両2分1朱		あいみじん袷男1
		- 3分				万筋袷男1
						呉呂服はら合女帯1
	0月	1分			勘六	呉呂はら合女帯1筋
	9月	2分2朱			勘六	縮めん単物男1
慶応3年9月19日		- 1分		10両1分1朱		呉呂はら合女帯1筋
慶応3年9月21日		- 3分		10両 1朱		立嶋単物女1
						しけ50目
	3月	2分			仙吉	しけ80目
						染糸30目
慶応3年9月23日	流	2分1朱		10両3分2朱	仙吉	立縞袷女1
	流	1分			仙吉	呉呂服はら合女帯1筋
慶応3年9月29日		- 1両2分2朱		9両1分		染形単物女1
						立縞反物1反
						ぼと立縞反物1反
慶応3年11月25日		- 1分3朱		9両1分		立嶋袷男1
	1月	1分3朱			仙吉	もぐさ単物1
						立縞単物1
慶応3年12月2日		- 1分3朱		9両 2朱		もぐさ単物1
						立縞単物1
		- 2分				しけ80目
						染糸30目
	2年9月	1分2朱			仙吉	しけ30目
						染糸80目
	0月	1分3朱			仙吉	立縞袷男1
慶応3年12月晦日		- 1分3朱		9両 2朱		立縞袷男1
	1月	1分3朱			仙吉	立縞袷男1
明治元年1月27日		- 1両		8両 2朱		ぼとあい万筋袷1
明治元年1月29日		- 1分3朱		8両 2朱		立縞袷男1
	8月	1分3朱			仙吉	立縞袷男1
明治元年6月15日		- 2分2朱		7両2分		縮めん単物男1
明治元年8月4日	1月	2分2朱		8両 2朱	仙吉	木綿縮単物男1
						太織半てん1
明治元年9月3日	8月	2分2朱		8両 2朱	仙吉	壱ツ身単物1
						三ツ身単物1
						木綿縮単物男1
		- 2分2朱				木綿縮単物男1
						太織半てん1
明治元年9月28日	9月	1分3朱		8両2分1朱	仙吉	立縞単物男1

第二章 多摩地域の社会と文化

近世村落における耕地の保有形態について

―特に伊奈村を中心とした秋留台地の

開発を例として―

宮田 満

はじめに

私はかつて、近世村落内の不文律の慣行の中から、複雑な社会関係の様相を抽出する試みを行った。(「近世末期における伊奈村の村落構造試論」⁽¹⁾)。それは、家を村落構成の基本単位とする幕藩制下の村落において、家の安定、存続と村落共同体の自治、維持に機能した原理を現実的に把握することを目的としたものであった。この分析によって、村落内部にはさまざまな家集団が複雑に絡み合い、重なりあって家の再生産活動を基底で支え、家の安定と存続、そして村落共同体の自治と維持に機能していた実態を少しく明らかにしたつもりである。

しかし、この研究では多くの課題が残されており、そのひとつに家格制にとまなう家集団の存在があげられる。いいかえれば、幕藩制領主支配を村落の段階で支える家の集団、つまり世俗的支配者である領主から、年貢村請制の最終責任者として村役人に任じられた家の集団の存在のことである。伊奈村においてこの家集団は、さらに宗教的支配者である寺院から、村落内の他の家々と葬送墓制をはじめ様々な寺院内の式法で特権的な格を設けられ、家格制が正当化されていた⁽²⁾のである。

この家集団を構成する家々は、近世初頭、慶長期の名寄帳に現れる名請人の系譜をひくものであり、また、寛文検地の道案内をつとめた者達の系譜をひくものである。彼らは、耕地の保有量も多く、家の経営を安定的に維持していたが、家経営の基盤であるこの耕地の保有のありかたには、家格制にとまなう村落内身分序列の歴史が如実に反映されているのではなからうか。

ところで、徳川氏が施行した寛文検地によって武蔵国各地の耕地はくまなく測量され、耕地の反別と石高が確定し、小農民の自立が達成⁽³⁾された。ここに農村の近世的秩序が形成されたのであるが、この検地によって把握された小農民の経営が、はたして維持されていたか否かは、安定的に再生産しうる保有耕地の多寡とその耕地の生産力の高低を第一の前提として決定されていたといえよう。そのなかで、この小農民の経営基盤である耕地の保有形態には、近世の村と家の成立状況や村落内の階層性等が、色濃く反映されていると思われるのである。

そこで、本稿は、武蔵国西南部の畑作村落、多摩郡伊奈村の耕地保有の実態を寛文七年の検地帳を基本として、宝暦期、そして明治期の三時点を把握し、そこから近世幕藩制社会下における村落構造の特質の一端などを解明しようとするものである。

一、研究対象としての多摩郡伊奈村

伊奈村(現東京都西多摩郡五日市町に属す)のその大体の位置は、東京の中心部から西へ四〇数kmいったところで、多摩川の支流秋川が、西

の山間部から東の秋留台地へ流れ出す溪口部辺りである。近世においては武蔵国多摩郡に属したが、近世初期より幕府直轄領であり、代官天野三郎兵衛、ついで大久保長安の管轄とされていた。その後、寛永から寛文、さらに貞享にかけては代官岡上甚右衛門、同次郎兵衛に支配されるところであった。その後、延享四年（一七四七）に御三卿の一つ田安家領となったが、天保三年（一八三二）に至って再び幕府直轄領となり、やがて明治維新を迎えている。

村落は、秋川北岸河岸段丘上やや南に傾斜した秋留台地の端の平坦地に展開している。村の北側は奥多摩の山地から続く低い丘陵で限られ、南側は西北から東南へ流下する秋川に遮られているが、東は秋留台地へと続いている。この秋留台地は、支流の秋川と平井川にはさまれた台地で、その規模は東西の延長約七・五km、南北の幅約三km、面積は約二二・五平方kmである。秋留台地の主要部は通称「秋留っ原」と呼ばれる段丘面が占めているが、この面は、一m以下のゆるやかな起伏でほとんど平坦である。標高は西端で一八六m、東端で一三八mを示す。秋留台地は、多摩川の東部に展開している武蔵野台地と同じように洪積台地で、関東ローム層が台地表面をおおっているため、集落は、地下水（井戸水）が得やすい台地周縁部に立地しており、地下水が得にくい平坦な台地の大部分には、上水道が敷設されるまで集落はなかった。【図1】

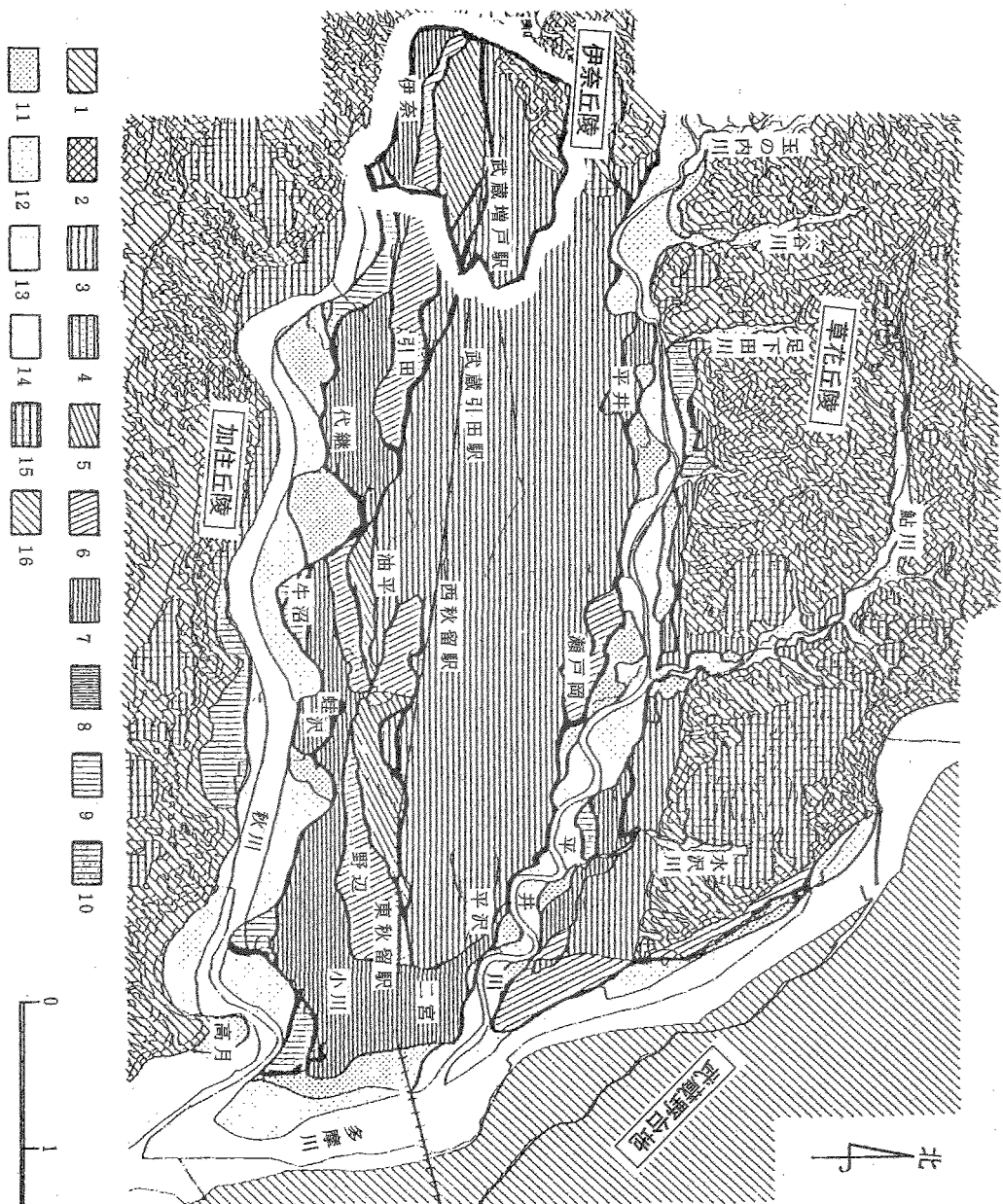
伊奈村は、いわゆる中世以来の古村である。村名の由来としては、⁽⁵⁾「近衛天皇ノ仁平二年壬申□月、信濃国伊奈郡ヨリ石工十二人、此地ニ来リ秋留ノ原ヲ開拓シテ一村ヲ開キ、其ノ故郷ノ郡名ヲ取テ号ツケタリト云ヘリ」とあるように伊奈村の北側の山地から産出する「伊奈石」と称する石材を用いて墓石や石臼等に加工する石工が、信濃国伊那より移

住して開村したという伝承が残されている。

伊奈村は中世においては伊奈郷と呼ばれ、北条氏照が大石氏の支配権を奪取し、八王子領支配を確立した永禄五年（一五六二）六月には北条氏により伝馬役が課せられている。平井、伊奈両郷が隔番で勤めた伝馬役は、伊奈郷が北の秩父、青梅地域から南の八王子、相模、小田原へ至る情報連絡上の要衝の地であったため宿駅が設けられたものである。また、北条氏は伊奈郷の東に広がる原野「秋留っ原」の開発を目的として伊奈郷に新宿を設置したとおもわれる。そのため伊奈郷は、伝馬の宿駅としての機能を有するばかりでなく、未開の秋留台地開発の拠点、また、六斎市（伊奈、平井両郷は市の開催日数を三斎、つつ分け合っていたものと思われる）を開催する市場、等々の機能を有する秋川筋の最も有力な郷村として発展したものである。【図2】

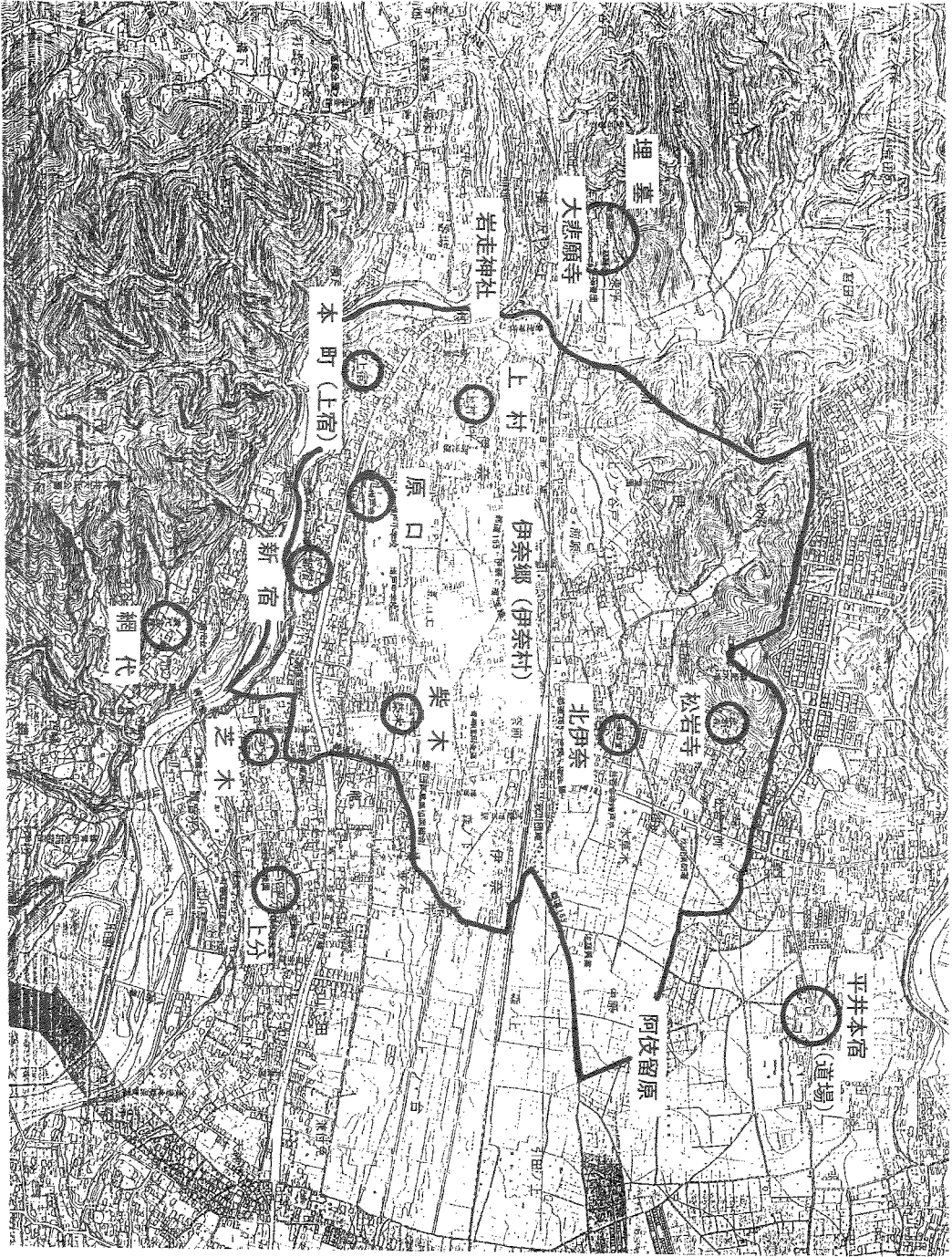
その後、天正十八年（一五九〇）、北条氏に替わって徳川氏が武蔵国へ入国すると、伊奈村は直ちに代官天野三郎兵衛に六斎市の開催を願い出て許され、⁽¹⁰⁾「御入国之寅年山之根筋天野三郎兵衛様 御代官被成候其時に伊奈之者共罷出市之儀申上候二付而朔日六日此六さいの市申請取候」炭薪の取引を中心とする市場町として引き続き賑わいをみせた。それまで伊奈郷は、南北の交通の要衝に位置し、物資流通の宿駅として発展してきたのであるが、北条氏に替わって新たに徳川氏が江戸へ開府してからは、秋川上流の山方より江戸へ向かう東西の交通の要衝の地⁽¹¹⁾（「伊奈ハ江戸筋之順道よく駄ちん次もよく御座候□山里より人も相談致毎日日出合取引仕候」として地の利を得て、北条氏の支配期に平井村と三斎つつ分け合って開催してきた六斎の市の開催日すべてを伊奈村が独占するようになったようである。

【図1 秋留台地および周辺地域の地形区分図（原図・角田清美氏作成）】



1. 山地および丘陵地
2. 秋川南岸の河岸段丘
3. 秋留原面
4. 新井面
5. 横吹面
6. 野辺面
7. 小川面
8. 寺坂面
9. 牛沼面
10. 南郷面
11. 屋城面
12. 沓瀧面
13. 現河床および河川敷
14. 段丘崖
15. 人工改変地（埋立地・盛土地）
16. 多摩川東岸（左岸）の河岸段丘

【図2 伊奈村の地名】



しかし、その後、寛永十年（一六三三）に至り、隣村平井村は再び市を伊奈村から取り戻し開催することを代官高室金兵衛に願ひ出ている。

この結果、平井村に市の開催が許されたため伊奈村は平井村へ絹、綿の売買を中心とした市の開催日を三日譲り、再び炭木の売買を主とした三齋市となった。⁽¹²⁾（「伊奈村之市を絹綿之売買を三度わけ遣わせ申様にと之為仰付候二付伊奈村より御訴訟申上候様わ先規より六度宛立来り申古キ市をわけ遣わせ申義□恐ニ奉存候段申上候得者岩見様被仰候わ平井之義わ絹綿之売買計仕り伊奈村にてハ先規之通炭木売買可仕由被為仰付候」）。この伊奈村の市における主力商品であった炭は、「伊奈炭」として江戸城御台所へ上納される御用炭でもあった。⁽¹³⁾（「伊奈村と申わ武州炭之初り之市ニ御座候就夫御吉例として今ニ至迄伊奈炭を御台所へ差上ケ申幾久御用相勤申所ニ而御座候」）。

ところが、その後、承応年間に秋川上流に位置する五日市村が炭の売買を中心とした新市を立てたため、「武州炭」はじまりの市と自負していた伊奈村は⁽¹⁴⁾（「福村長右衛門様御支配之時節五ヶ市村にて新市立申二付伊奈村より御訴訟申上候所ニ御公儀様より新市御法度之旨被為仰付つふし置申所ニ過し此より又我儘仕日野原谷々之炭□買留致申候御公儀様御證文有之またわ御代官様御下知なと、大分之偽り申古キ伊奈市を一切につぶし申儀ニ御座候」）、五日市村との間に炭の流通をめぐる市争いを起こした。秋川上流、檜原村を中心とした山方の出荷する炭荷の集荷は上流に位置する五日市村が立地上有利なうえ、伊奈村の市日である「六」の日の一日前の「五」の日に市を開き、炭を買い占めてしまう等々のことから次第に伊奈村の市況は下降したようである。そして、延宝七年⁽¹⁵⁾（一六七九）に奉行所は、五日市村の六齋市開催を認め伊奈村の

主張を退ける裁決を下した。その後、明和七年（一七七〇）、寛政元年（一七八九）に伊奈村は市の再興願いを代官所へ提出するが、この両度の訴訟でも伊奈村は不利な裁決をうけ全く炭市は立たなくなつてまった。伊奈村の内部は、一定の地域社会である「庭場」によって内部区分されているが、庭場は地域を基礎的単位とする内部区分組織で、社会学及び民俗学で定義されている村組にあたり、伊奈村は上村庭場、上宿（本町）庭場、新宿（新町）庭場、北郷（北伊奈、松岩寺）庭場の四つの庭場に区分されている。上村庭場は村の西方を占めているが、庭場を構成する家々の配置は不規則で自然発生的である。一方、上宿庭場は上村庭場の南側に位置する。家々は往還（古くは伊奈道、後に五日市街道と称す）の両側に並び、屋敷地は短冊状に区画され、人為的に形成された集落であることを窺わせる。さらに、新宿庭場は上宿庭場の東側に位置しており、往還の両側に家々がならんでいることは上宿同様であり、人為的に形成された集落であると思われる。この三つの庭場から距離をおいて村の北東にあたる辺りが北郷庭場である。北郷と称されるのは近世後期で、以前は北伊奈と呼ばれていた庭場である。家々の配置は上村庭場同様、自然発生的である。そして、上宿庭場と新宿庭場の接している辺りは「原口」と呼ばれ、また、伊奈村世襲名主石川家は新宿庭場に屋敷を構えている。

これらの庭場は、地縁的結合集団（同族団が解消し、地縁集団に変化したのであろう）で、庭場内の家々をもれなく組織し、様々な村落慣行において結合がみられる。そして、さらに庭場内部は地域区分されており、村落の内部は各種の社会関係が複雑に、あるいは重層的にからみあって構成されていた。

二、慶長九年伊奈之郷名寄帳

秋留台地周辺に現存する最も古い検地帳は、慶長三年（一五九八）十一月の檜原村『御水帳』⁽¹⁶⁾と『武州多西郡小宮領草花郷御地詰帳』⁽¹⁷⁾である。その他、秋留台地周辺で検地帳に限定せず、近世初期の耕地の状況を知られることが出来る現存する史料としては、台地東端の小川村⁽¹⁸⁾に元和二年

（一六一六）の『小川村本田之帳』、『小川村新田之帳』、『屋敷覚帳』がある。また、小川村の西に位置する雨間村では寛永六年（一六二九）十一月に、雨間村甚左衛門組の検地が行われているが、寛永十八年（一六四一）には、雨間村の西隣、油平村で上給のため設楽長兵衛によって検地が実施され『武州多西郡小宮領内油平村内藤与惣兵衛上給検地帳』⁽¹⁹⁾三冊が残されている。

徳川氏は武蔵国に対し、入国した天正十八年（一五九〇）九月に早くも検地を実施している。しかし、この検地は武蔵国の全村落に施行されたものではなかった。検地は、その後、文禄検地をへて慶長検地、寛永検地、そして寛文、延宝検地、貞享検地、元禄検地をもって終わったが、徳川氏の検地基準が完成したといわれる慶長検地は、慶長元年から十九年⁽²⁰⁾にいたるまで、八年を除き毎年いずれかの地域で検地を行っていたといわれている。特に、慶長二年と三年に「武州山之根筋」と呼ばれる村々は大部分検地が実施⁽²¹⁾され、慶長三年には小宮領の村が検地を受けている。

ところで、秋留台地周辺、特に伊奈村及びその周辺の村々では、寛文検地以前にはたして検地が実施されたのか確証がもてないのであるが、そのなかで、伊奈村に伝えられる慶長九年（一六〇四）の『伊奈之郷辰

名寄帳』⁽²²⁾は、寛文検地に先立って伊奈村と周辺の村に慶長検地が施行されていた可能性を伝える貴重な史料である。この慶長九年『伊奈之郷辰名寄帳』の存在は大館右喜氏の論考⁽²³⁾を嚆矢として、さらに北島正元氏の著作⁽²⁴⁾に引用されてその存在は広く知られてはいるが、『五日市町史』⁽²⁵⁾にも取り上げられておらず、未だ詳細な分析はもとよりその全文の紹介も行われていない。

この名寄帳は、五日市町伊奈の大福本久氏所蔵文書の一つである。大福家は、中世の在地小土豪に出自を遡ると思われる旧家⁽²⁶⁾で、近世後期に伊奈村が年番名主制に変革すると、年番で名主を勤める数家のうちの一の家となっている。さて、名寄帳は二点現存するが、一点は後年（近世）に至って筆写されたものと推定される。そして、原本（写本）と思われる一点の形状は、横半帳で、表紙を除き、墨付き十三枚に書き記されている。後年の写しと思われる一点は、同じく横半帳であるが、表紙を除くと墨付き十七枚である。原本と推定されるものには見せ消しが多々みられるが、後年の写しとみられるものには見せ消しはみられない。また、表紙に記されている文言も少し異なる。原本（写本）と思われるものには「伊奈之郷辰名寄帳」と記されているが、後年の写しと思われるものには「伊奈郷辰 清兵衛」と書かれている。

この名寄帳は、年貢の定納高を記したもので、各名請人の保有する耕地の反別は記されていない。そして、村高は貫文制による永高で表示され、一一五貫七九二文とされ、さらに一定の免率を掛けてだした一貫二一九文を加えて、実際の納高は一七貫十一文と記されている。他に、現物納として、綿が二貫四四〇匁、紬が三三反、苧が拾二俵、漆が二七三盃賦課されている。ところが、苧及び漆は金納されており、苧十二俵

に対し永八四〇文、漆二七三孟に対し永三八貫二二〇文となっている。

名請人は、五貫一二八文の年貢定納高を有する四郎右衛門他二九名の分付主と普門寺、龍止寺、成就院の三箇寺の他、四郎右衛門の分付百姓与五郎以下六三名の分付百姓を数える。なお、この名請人の中には隣村平井村の八名が含まれている。各分付主の持高を、平井村の与兵衛他八人と惣右衛門、三九郎の二人を除き、四郎右衛門他十九人とみると、彦右衛門の五貫六七八文を最多として、久兵衛の四貫七七七文までの間にある。これを平均すると五貫一二七文の持高となり、分付主間の持高の大小の差が非常に小さいことがわかる。一方、この分付主たちの手作地の持高をみると四郎兵衛の四貫七九四文を最多として、最少の弥左衛門の九八一文まであり、分付主の手作地の平均持高は、一貫九六文である。この数値は、被分付百姓たちの持高を含めた数値よりも持高の大小の幅に大きな開きがあることがわかる。また、被分付百姓の持高をみると、彦右衛門の被分付百姓善兵衛の持高二貫一〇四文など、分付主の手作地の平均持高を上回る者も多くみられるのである。このような状況をみると伊奈村の被分付百姓たちがかならずしも分付主の隷属農民であるとはみることができない。この名寄帳に見られる「分」は、いわゆる名主給人層の経営内部の隷属小農民を分附として把握したものと異なるものかもしれない。

この名寄帳にみられる四郎右衛門他の分付主は、後北条氏の支配時代以来の在地小土豪層に出自をもち、経済的に優位にある土豪的百姓であると思われるが、商人としても力を有する者達が少なくなかったと思われる。というのは、伊奈郷は、伝馬宿駅として、また、六斎市を開設し、当地域における生産物の換金市場として発展したが、商人化した土豪的

百姓は、多摩郡関戸郷の有山源右衛門のように問屋商人として郷の商業活動を主導したものであろう。

慶長九年より四半世紀を経た寛永十一年に平井衆との市争いに際して伊奈郷が代官所へ差し出した申上書の案文が残っているが（【史料3】参照）、差出人は庄兵衛他八人からなり、一人を除く七人の名は名寄帳に見い出すことができる。差出人筆頭の庄兵衛は、主作地五貫一〇五文を所持する分付主である。孫兵衛は主作地一貫一九四文を有するこれも分付主である。長兵衛は分付主作十郎の被分付百姓で被分付地は五六六文である。四郎右衛門は分付主の一人で主作地は五貫七七七文である。次に、三九郎は主作地一貫五八二文の分付主である。清左衛門であるが、名寄帳にみられる分付主北伊奈清左衛門は、北伊奈の地理的位置を考えると商人とは考えにくく、別人物と思われる。ちなみに北伊奈清左衛門の主作地は二貫六二二文である。五右衛門は主作地二貫一九二文の分付主に比定できる。

徳川氏はこれらの土豪的百姓で商業を営む者達を年貢諸役確保を目的として利用し、彼らに年貢のとりまとめと納入を均等に割り当てた台帳がこの名寄帳ではなからうか。いわば、この名寄帳に記された四郎右衛門他の分付主たちは、近世の伊奈村で年貢収納にあたって機能した貢租組の各組頭（寛文期には二三人の組頭から構成される）と言い換えてみることができないであろうか。その場合、「分」とは四郎右衛門が割り当てられている年貢収納額の総額であって、普門寺、与五郎、小右衛門、助十郎との隷属関係をあらわすものではないものと考えられる。

名寄帳を分付主別に整理して次表を作成した。

【表1 伊奈之郷慶長辰之名寄帳名請人別定納高】

名請人	定納高	綿	漆	紬	荏
四郎右衛門分	五二二八 貫 (五一文引)	奴	孟	反	斗
四郎右衛門	五〇七七	四六		二	一九〇
普門寺	二二五〇				
与五郎	(六五〇)				
小右衛門	(一四〇)				
助十郎	(二一六四)	四六	三		
五右衛門分	(一〇二四)		五		
五右衛門	五二二七	二〇三	一三	二	一八五
彦三	二二九二	九〇	五		
八郎左衛門	二二八四	四〇	四		
彦次郎	九三八	七三	二		
神三	二三八				
善兵衛かち	一九五		二		
作十郎分	二九〇				
作十郎	五二二五	六五	一三	二	二二五
長兵衛	二九九一	二〇	九		
庄左衛門	五六六				
六右衛門					
新兵衛	二二三		二		

名請人	定納高	綿	漆	紬	荏
三右衛門	六九六 貫	二三	孟	反	斗
仁兵衛かち	六三九	二三	一		
郷左衛門分	五一〇六	七〇	七	二	一八〇
郷左衛門	二二〇五	一七	三		
龍正寺	四三〇				
兵庫	五六九	五三	一		
成就院	二四六六		三		
孫左衛門横沢	四三六				
与七分	四九三八	九二	一七	二	二四五
与七北伊奈	二四二一	六五	九		
太郎右衛門	二二八九	一四	三		
作右衛門	二二三八				
(久兵衛 手前三辰年人)	(二七一)	(三三)	(五)		
内善分	五二二三	二二六	一一	二	二八五
内善	三二〇六	一二四	五		
半兵衛	九五七	八五	二		
弥次右衛門	一〇七〇	七	四		
孫兵衛分	五一二四	一九三	一六	二	一三〇
孫兵衛伊奈	一一九四	八	二		
与三右衛門	一八〇				
五郎兵衛	四三九	五五	二		

名請人	定納高	綿	漆	紬	荏
平右衛門 右京進 (平右衛門) (右京)	九〇〇 二四〇一 (二二七五) (二二二六)	九 三 一三〇	三 九 (七)	反	斗
彦右衛門分 彦右衛門いさのみま 三郎左衛門 二郎右衛門 善兵衛 (長一郎)	五六七八 一八〇四 二二〇五 五六五 二二〇四	一六〇 六五 二六 二六 四三	一三 三 四 二 六	二 二 (久兵衛分)	二二五五
助三分 助三 太二郎 惣八郎 九郎左衛門北伊奈 与左衛門伊奈	五〇九八 二九二三 五四三 一一〇一 四四一	一〇二 七八 二〇 二〇 四	一一 六 二 二	二 二	二二三五
久兵衛	四七七七 (二七二) 二二二二 一四〇(新町) 一七二(作右衛門分) 二〇八一	五八 作右衛門分	一五 九		一五五 七五

名請人	定納高	綿	漆	紬	荏
七郎左衛門 助右衛門 九郎兵衛 太郎右衛門伊奈 孫左衛門伊奈 四郎兵衛	五三八 一一〇八 九一一 五二一六 一九二 一三〇 四七九四	九 五八	二 四 一八	反	四五 三五 五〇
清左衛門 清左衛門北伊奈 小兵衛 新町 七郎左衛門屋敷	五〇八五 二六二二 八三五 一四七二 一五七	二二四 五九 六五 二二 六(一四〇分)	二二 一一 五 一	二 二	二二二〇
太郎兵衛分 太郎兵衛 源左衛門 与兵衛 四郎左衛門分 四郎左衛門 二郎兵衛	五二五二 三六七二 八〇七 六七二 五二二三 二八四五 四三八	一〇〇 五九 一八 二二 一六一 九一 三九	八 六 一 一 一三 四 二	二 二	二二二〇 二二三五

名請人	定納高	綿	漆	紬	荏
九郎左衛門 与右衛門分 <small>(3)</small>	五二七 <small>貫</small> 三四六	二二 <small>匁</small> 九	一孟 二	反	斗
九右衛門	九八七		四		
五郎左衛門分	五二三八	一〇三	一二	二	一八〇
五郎左衛門	三六一〇	三九	八		
九右衛門ねち	七三六	三七	二		
惣兵衛	七九二	二七	二		
弥左衛門分	五一六六	一五三	一三	二	二五〇
弥左衛門	九八一	四二	六		
源介	二二八二	二九	三		
吉左衛門	一四五四	二六			
六右衛門	四三九	一七	二		
十左衛門	一〇一〇	三九	二		
九左衛門分	五一五六	一七七	八	二	二三〇
九左衛門たなへ	一三五二	四七	二		
喜左衛門	九四七	五二	二		
五郎兵衛はら口	七二八	三三	一		
七郎左衛門はしは	六八八		一		
善右衛門	一一七六	四六	二		
三右衛門	二七五				
平右衛門分	五一五六	八一	一三	二	二四五
平右衛門上	二〇一七		八		

名請人	定納高	綿	漆	紬	荏
喜右衛門	一八〇七 <small>貫</small>	六一 <small>匁</small>	四孟	反	斗
半右衛門横沢	七三七				
九右衛門小山	五九五	二〇	一		
惣右衛門新町	一六〇〇		六(二二〇)		三〇
三九郎	一五八二				
与兵衛平井	二七六六	三四	四		九〇
清右衛門平井	一五〇二	二六	三		
惣兵衛					
半兵衛平井	四七四				
孫兵衛平井	一五二六		二		
庄兵衛平井	二四二八	六七	二		六〇
小兵衛平井	二二五九	三九	三		
六左衛門平井	一六四六	一〇			一〇
三郎左衛門平井	一九〇八	五六	二		
庄兵衛	五一〇五	一〇四	一六		一三〇
庄兵衛	一一三九		三		
藤左衛門	一八六七	六五	八		
六郎左衛門	一〇六四	三九	三		
助右衛門	四九六		二		
十右衛門かち	四五〇				
右寄	一七〇一一	二四四〇	二七三	三三一	一二俵
	一二五七九二	屋敷共	二八三〇文	八四〇文	
	一二一九	可入			

三、寛文検地帳と宝曆地所改帳

(一) 寛文七年伊奈村検地帳

寛文七年(一六六七)四月、伊奈村に検地が施行されているが、現在、その時作成された検地帳の写しが、伊奈村の旧名主家石川尚志家、同清水良三家に所蔵されている。

石川家所蔵の検地帳の表題は「武蔵国多麻郡伊奈村御繩打水帳」とあり、田方、畑方帳二冊、屋敷帳一冊の合計三冊からなっている。屋敷帳は、屋敷地一七四筆分が墨付き二十枚に記され、田方、畑方帳二冊の内、一冊は一七五筆目より始まり六三六筆目まで、墨付き四十九枚に、残る一冊は六三七筆目より始まり一〇〇九筆目まで、墨付き五十枚に記されている。その記載様式をみると次のとおりである。

まず、屋敷帳であるが、

寛文七年	三冊之内
武蔵国多麻郡伊奈村御繩打水帳	
未四月	案内者 名主
	善右衛門
	六郎右衛門
	新左衛門
	半右衛門
	清左衛門
	三郎左衛門
	四郎左衛門

八間
八間
屋敷貳畝四歩
四郎左衛門

(付箋)
「第壹番」
(付箋)
「松岩寺 浦野重兵衛」

拾八間
屋敷八畝拾貳歩
助兵衛

拾四間
(付箋)
(付箋)
「内 壹畝歩 小倉安八」

「第貳番」
五畝歩 松岩寺
貳畝拾五歩 野崎林蔵

(中略)

貳拾貳間
屋敷五畝貳拾六歩
同人

八間
(付箋)
(付箋)

「百七拾四番」
合六町五反八畝七歩
「中村量平」

寛文七年丁未四月
竹村弥太郎(印)

手代 小林安兵衛(印)

三橋佐次兵衛(印)

鈴木善右衛門(印)

津金三郎右衛門(印)

除外分

一 屋敷九畝拾八歩
成就院

一 屋敷壹反貳拾四歩
龍性寺

一 屋敷六畝拾貳步 普門寺

一 屋敷壹反三畝四步 明神免佐渡

一 田壹反壹畝步 権現免佐渡

一 畑六畝貳拾貳步 同免同人

合五反七畝貳拾步

墨付貳拾枚

右のように、検地帳の表紙に案内人が記された後、一筆ごとに堅横の間数と反別名請人が記載され、最後に屋敷地の反別合計が記されている。

ところで、各筆の耕地の大きさと名請人の部分には付箋が貼られているが、寛文検地で耕地の大きさが記されていた箇所には付箋が貼られていない箇所には、異なる番号が記され、また、名請人が記されていた箇所には、現在の地番とは異なる番号が記され、また、名請人が記されていた箇所には、貼られた付箋には、付箋を貼った時点における所有者の姓名が書き込まれている。この付箋は、記されている姓名等から他の史料と比較検討するに、明治五年から七年（一八七二〜七四）にかけて実施された壬申地券交付事業に伴い添付されたものと推察される。

次に田方、畑方の記された二冊であるが、記載様式は次のとおりである。

(田方、畑方帳の内一冊目)

東原

貳拾貳間

中畑八畝貳步

藤右衛門

拾壹間

(付箋)

(付箋)

「百七拾五番」

「松岩寺小室七左衛門」

貳拾貳間

中畑八畝貳拾四步

茂兵衛

北伊奈前

拾貳間

(付箋)

「百七拾六番」

(付箋)

「同 浦野重兵衛」

(中略)

右之寄

上田壹反八畝壹步

中田三反九畝五步

下田七反四畝貳拾三步

下々田六反貳拾九步(付箋) 二札ノ高 下々田五反七畝貳貳步

上畑五町壹反七步

中畑(付箋) 二札ノ高並二四畝廿四步外二入テ 貳拾貳町三反六畝八步ト見之

下畑拾四町四反五畝步

下々畑四町四反七畝拾三步

切畑三反五畝五步

合三拾八町五反五畝壹步

寛文七年丁未四月

竹村弥太郎(印)

手代 鈴木善右衛門(印)

津金三郎右衛門(印)

小林安兵衛(印)

三橋佐次兵衛(印)

墨付四拾九枚

(田方、畑方帳の内二冊目)

北伊奈前

貳拾八間半 上畑六畝拾九步

北伊奈清左衛門

七間

(付箋)

「六百三拾七番」

(付箋)

「北伊奈荻島清左衛門」

三拾貳間 上畑八畝拾六步

小兵衛

八間

(付箋)

「六百三拾八番」

(付箋)

「新宿内海光太郎」

(中略)

上田壹反壹畝貳拾貳步

中田貳反貳畝拾五步

下田七反貳畝拾五步

下々田壹畝拾七步

上畑拾貳町七反五畝貳拾三歩

中畑拾町七畝六歩

下畑拾三町四反七畝貳拾五歩

下々畑貳町壹反三畝貳拾九歩

切畑四畝貳拾六歩

合三拾九町五反八畝拾八歩

寛文七年丁未四月

竹村弥太郎(印)

手代 鈴木善右衛門(印)

津金三郎右衛門(印)

小林安兵衛(印)

三橋佐次兵衛(印)

墨付四拾九枚

右のように、表紙の記載様式は屋敷帳と同様であるが、小字ごとに畑混合で記され、一筆ごとに豎横の間数、地目、反別、名請人が記されている。そして帳末に反別合計が記されるという形式を取っている。付箋の位置、記載事項は、屋敷帳と同様である。

(二) 宝曆十一年伊奈村地所改帳

伊奈村は延享四年(一七四七)に幕府直轄領から田安家領へ支配替えとなり、天保三年(一八三二)に再び天領となるまでの間、田安家の領地であった。田安家十萬石の領地は武蔵、下野、下総、甲斐、和泉、摂津、播磨に分散していたが、多摩郡における田安家領は三四カ村、九千石余であった。田安家は、宝曆期に年貢増徴策をとるが、まず、宝曆十年(一七六〇)秋より翌十一年(六一)春までの間に田安家領村々の見分地押のための田安家役人の廻村を行った。この見分地押は、検地帳の記載に従って田、畑、屋敷、山林の一筆ごとに立札を立てさせ、土地を改めるといふものである。見分地押を行った田安家は直ちに年貢増永、運上金上納を村々に強要したが、伊奈村はこの増永、運上に對し赦免を願った。ところが田安家は、伊奈村のこの願い上げに對し、強圧的に再び見分地押を実施すること、そして分間絵図の提出を命じた。⁽³⁰⁾

伊奈村清水良三家には、この田安家領見分地押に際して作成されたものと思われる地所改帳が残されている。この帳には、表題は付されていないが、屋敷地を書き出した後に

右ハ此度地所御改二付立合改候処書面之畑二家作いたし候故今般屋敷二被 仰付候

宝曆十一年四月

と記されていることから、帳名を仮に『地所改帳』と題し、その作成の年次は宝曆十一年（一七六一）と推定することにする。

この地所改帳の記載の様式であるが、記載の順序は寛文七年検地帳にならない、まず屋敷地が書き出され、次に田畑が小字別に混合で書き記されている。しかし、寛文七年検地帳と異なる点は、新屋敷の地目が出来た事である。この新屋敷は、『地所改帳』に

此度御改ニ付左之通新屋敷ニ相成候

の文言がみられることから、宝曆十、十一年の見分地押の結果、設けられたものであることがわかる。

『地所改帳』の記載順は、前述のとおり寛文七年検地帳とかわらない。まず、屋敷地から次のとおり記されている。

「第壹番」（朱書）

「今権蔵組」（朱書）

一 屋敷貳畝四歩

八間

八郎兵衛組 名請四郎左衛門

今半兵衛

八間

「第貳番」（朱書）

「同」（朱書）

一 八畝拾貳歩

拾八間

八郎兵衛組 同 助兵衛

今八郎兵衛

拾四間

（中略）

「第百七十四」（朱書）

「同（兵左衛門）」

一 屋敷五畝廿六歩

廿貳間

庄兵衛組 名請清右衛門 今清右衛門

八間

「ヤシキ反別合六町五反八畝七歩」（朱書）

此度御改ニ付左之通新屋敷ニ相成候

「四百五十式」（朱書）

「当時藤兵衛門」

一 下々畑三畝六歩

藤右衛門組

名請三郎左衛門

今喜兵衛

（中略）

右寄

中畑老反七畝廿四歩

下畑三反壹畝歩

下々畑八畝四歩

右ハ此度地所御改ニ付立合改候処書面之畑ニ家作いたし候故今般屋敷

ニ被 仰付候

宝曆十一年四月

屋敷地は、宝曆十一年における名請人半兵衛の貳畝四歩から、同じく清右衛門の五畝廿六歩まで一七四筆である。しかし、寛文七年検地帳と異なる点は、右傍に朱書で番号が付されていることである。この番号は、おそらく見分地押にあたって土地の一筆々に立てられた立札に書き込まれた番号であろう。

さらに寛文期と宝曆期の各時点における名請人が記され、寛文の検地帳では見られなかった宝曆期及び時期不明（寛文七年以降、宝曆十一年以前）の貢租組を示す組名が書き込まれている。

新屋敷は、喜兵衛名請の下々畑三畝六歩より太郎兵衛名請の下畑老反式畝廿四歩まで十五筆であるが、名請人の属する庭場は全て「上村」庭場（「かじや平」は上村庭場に含まれる）に限られている。

そして、屋敷地に続き田畑が記載されているが、記載の順序は寛文七年検地帳のとおりである。

「北イナ東原」（朱書）

「百七十五」(朱書)

「今和二郎」(朱書)

一 中畑八畝式步

廿式間

与兵衛組

北イナ茂左衛門

今門右衛門

十一間

(中略)

「千百九番終」(朱書)

「幸助」(朱書)

一 中畑三畝廿七步

十八間

吉左衛門組

原口七郎右衛門

原口七郎右衛門

六間半

「ノ字上ヶ谷戸

反別合三町八反四畝十八歩内畑田成六畝廿五歩 田老町八畝廿九歩

屋敷成耆反四セ廿七歩 畑式町五反三畝廿七歩」

(朱書) (後略)

右のとおり、まず、小字名と番号が朱書で記され、一筆ごとに田畑の反別、大きさ、組名、名請人の名前が記されているが、これは屋敷地と同じである。

伊奈村は、寛文七年以降新田開発による土地の増加はみられないため、耕地の筆数は近世を通じて全く変化がなかった。そのため寛文七年検地帳の一筆々に貼られた付箋に記された明治五年(五年より七年の間)における名請人名によって、二百年後の明治五年の耕地保有の状況等を寛文七年時点と同様に分析し把握することが可能である。さらに、宝暦十一年に作成されたと思われる『地所改帳』が、寛文七年検地帳をもとに宝暦十一年当時の名請人の名を書き加えているため明治五年と同様、寛文七年から百年後、宝暦十一年時点での耕地保有等の状況がつかめるの

である。すなわち、西暦一六六七年(寛文七年)、同一七六一年(宝暦十一)、同一八七二年(明治五年)、言い換えれば十七世紀、十八世紀、十九世紀の各半ば、おおよそ百年間隔で伊奈村の耕地の状況、小農たちの耕地の保有、そして変遷を把握することが可能である。

そこで、まず寛文、宝暦、明治の各時期に共通した次の項目を設け、

伊奈村村内の土地一、一〇九筆の統計処理を行った。その項目は、(一)

「土地の番号」、(二)「土地の所在地名(字別)」、(三)「反別

(単位を歩に統一)」、(四)「地目」、(五)「名請人名」、(六)

「名請人の居住庭場名または村名」、(七)「土地の所属する貢租組名

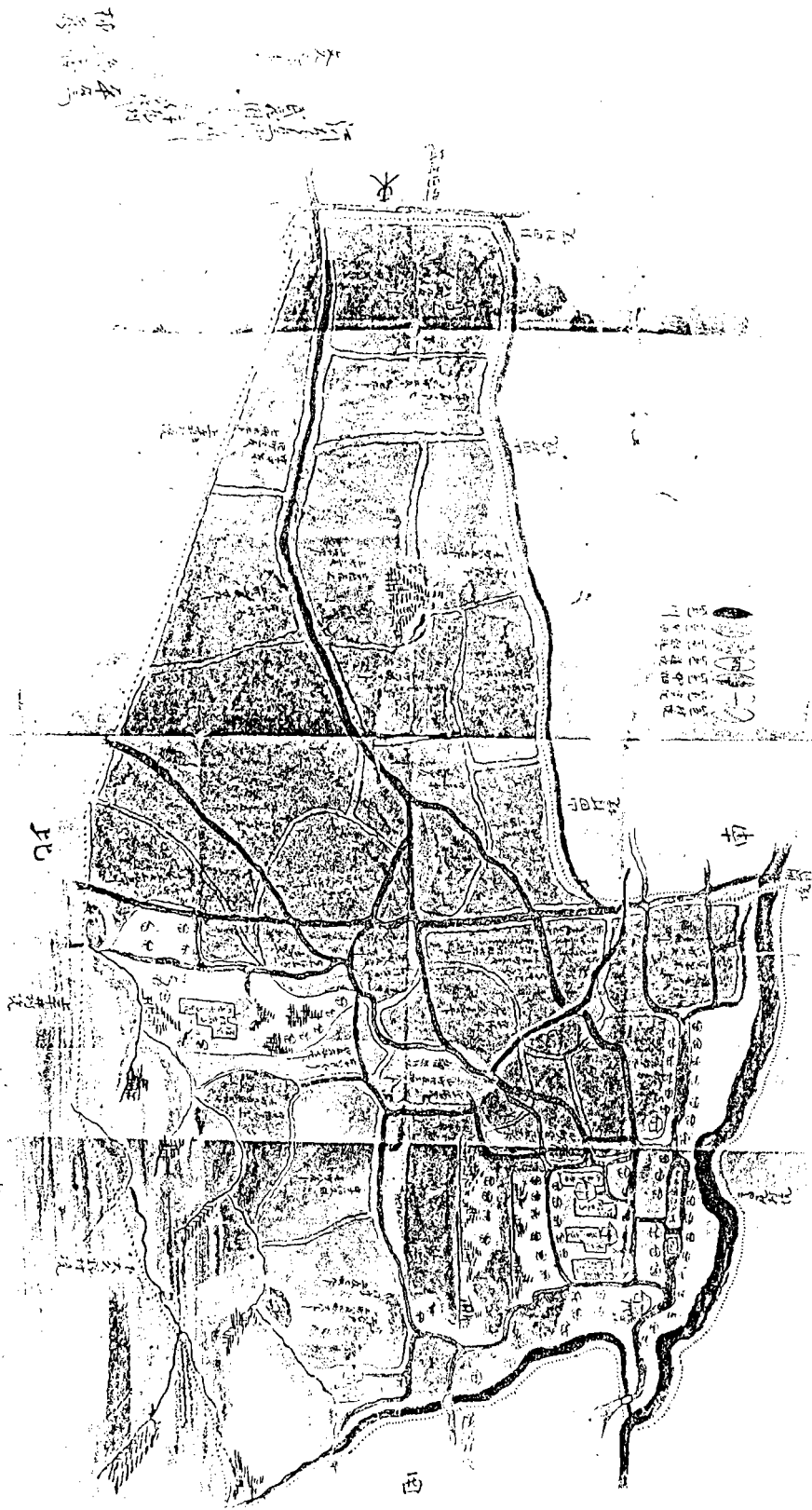
(八)「名請人の檀那寺名」、(九)「名請人の村の役職名」である。

この項目のなかで名請人が居住している庭場については、寛文九年に作成された名寄帳⁽³¹⁾に、各名請人の名の右傍に庭場名、また村名が記されており、宝暦の土地改帳にも書き込まれており、明治期については寛文の検地帳の名請人の箇所⁽³²⁾に貼られた付箋に名請人名とともに記されていることから庭場名、村名を確定する事が出来た。名請人の檀那寺については、寛文期、宝暦期は直接確定する傍証史料は得られなかったが、明治期については、明治二年の『伊奈村戸籍』⁽³²⁾、同年『真言宗宗門人別書』⁽³³⁾上帳⁽³⁴⁾等により確定する事が出来た。その結果、耕地の一筆ごとに前記、九項目のデータを記入して作成したのが【表2(寛文)】、【表3(宝暦)】、【表4(明治)】(ここに全てを掲出する余裕がないので屋敷のみに限る)である。

また、各耕地の所在地については小字名が記されている事から字別に集計することができるわけであるが、この小字名が伊奈村のなかで実際に何処にあたるのかについては、文久元年(一八六一)七月の年号を有

する伊奈村絵図に詳細な小字の位置と、その小字の合計反別の記された
村絵図【図3】があり、確定する事が出来た。

【図3 文久元年伊奈村絵図】



【表 2 寛文の一覧表】 No.1 ~No.174

No.	地番	所在地	面積	等級	所有者名	住所	組合	寺院	役職
1	1-0	松岩寺	64	屋敷	四郎左衛門 A	松岩寺	六郎右衛門 (松岩寺)	不明	なし
2	2-0	松岩寺	252	屋敷	助兵衛 A	松岩寺	六郎右衛門 (松岩寺)	不明	なし
3	3-0	松岩寺	224	屋敷	六郎右衛門 A	松岩寺	六郎右衛門 (松岩寺)	不明	組頭
4	4-0	松岩寺	72	屋敷	与左衛門 A	松岩寺	六郎右衛門 (松岩寺)	不明	なし
5	5-0	松岩寺	80	屋敷	太郎兵衛 A	松岩寺	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
6	6-0	松岩寺	105	屋敷	与兵衛 A	松岩寺	清左衛門 (荻島)	不明	なし
7	7-0	松岩寺	180	屋敷	三郎兵衛 A	松岩寺	清左衛門 (荻島)	不明	なし
8	8-0	松岩寺	64	屋敷	市右衛門 A	松岩寺	清左衛門 (荻島)	不明	なし
9	9-0	松岩寺	48	屋敷	弥左衛門 A	松岩寺	六郎右衛門 (松岩寺)	不明	なし
10	10-0	松岩寺	96	屋敷	勘右衛門	松岩寺	六郎右衛門 (松岩寺)	不明	なし
11	11-0	松岩寺	140	屋敷	七郎兵衛 A	松岩寺	六郎右衛門 (松岩寺)	不明	なし
12	12-0	北伊奈	54	屋敷	次郎右衛門 A	北イナ	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
13	13-0	北伊奈	60	屋敷	善左衛門 A	北イナ	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
14	14-0	北伊奈	72	屋敷	清左衛門 A	北イナ	清左衛門 (荻島)	不明	組頭
15	15-0	北伊奈	84	屋敷	權左衛門 A	北イナ	清左衛門 (荻島)	不明	なし
16	16-0	北伊奈	144	屋敷	彦兵衛 A	北イナ	清左衛門 (荻島)	不明	なし
17	17-0	北伊奈	36	屋敷	伝左衛門	北イナ	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
18	18-0	北伊奈	54	屋敷	次郎左衛門 A	北イナ	与右衛門 (北イナ)	不明	なし
19	19-0	北伊奈	48	屋敷	清兵衛 A	北イナ	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
20	20-0	北伊奈	72	屋敷	茂右衛門 A	北イナ	与右衛門 (北イナ)	不明	なし
21	21-0	北伊奈	100	屋敷	与右衛門 A	北イナ	与右衛門 (北イナ)	不明	組頭
22	22-0	北伊奈	120	屋敷	茂兵衛	北イナ	与右衛門 (北イナ)	不明	なし
23	23-0	北伊奈	110	屋敷	次左衛門 A	北イナ	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
24	24-0	北伊奈	24	屋敷	又左衛門 A	北イナ	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
25	25-0	いさぐり	48	屋敷	彦右衛門 A	いさぐり	彦右衛門 (砂沼)	不明	組頭
26	26-0	北伊奈	48	屋敷	小右衛門 A	いさぐり	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
27	27-0	新町	120	屋敷	与惣左衛門	新町	彦左衛門 (石川)	不明	なし
28	28-0	新町	132	屋敷	八兵衛	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
29	29-0	新町	126	屋敷	喜兵衛 C	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
30	30-0	新町	209	屋敷	惣左衛門	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
31	31-0	新町	108	屋敷	新兵衛 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
32	32-0	新町	144	屋敷	源左衛門 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
33	33-0	新町	154	屋敷	六 (市左衛門子)	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
34	34-0	新町	160	屋敷	彦兵衛 B	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
35	35-0	新町	120	屋敷	八右衛門	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
36	36-0	新町	108	屋敷	与左衛門 B	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
37	37-0	新町	144	屋敷	彦作	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
38	38-0	新町	91	屋敷	忠右衛門	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
39	39-0	新町	96	屋敷	与惣右衛門 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
40	40-0	新町	152	屋敷	惣右衛門 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
41	41-0	新町	480	屋敷	十兵衛	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
42	42-0	新町	112	屋敷	兵左衛門	新町	兵左衛門 (石川)	不明	組頭
43	43-0	新町	72	屋敷	半右衛門 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
44	44-0	新町	60	屋敷	小兵衛	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
45	45-0	新町	63	屋敷	孫右衛門 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
46	46-0	新町	70	屋敷	六左衛門 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
47	47-0	新町	77	屋敷	七左衛門	新町	孫兵衛 (新町)	不明	なし
48	48-0	原口	40	屋敷	五郎右衛門	原口	三郎右衛門 (原口)	不明	なし
49	49-0	原口	24	屋敷	三郎右衛門	原口	三郎右衛門 (原口)	不明	組頭
50	50-0	新町	132	屋敷	庄左衛門 A	新町	兵左衛門 (石川)	不明	なし
51	51-0	上村	58	屋敷	加右衛門	上村	利右衛門 (清水)	不明	なし
52	52-0	上村	99	屋敷	与惣兵衛 B	上村	平右衛門 (上村)	不明	なし
53	53-0	上村	65	屋敷	次郎兵衛 A	上村	七郎兵衛 (河野)	不明	なし
54	54-0	上村	105	屋敷	又兵衛 A	上村	平右衛門 (上村)	不明	なし
55	55-0	上村	84	屋敷	市右衛門 B	上村	平右衛門 (上村)	不明	なし
56	56-0	上村	57	屋敷	久左衛門 A	上村	平右衛門 (上村)	不明	なし
57	57-0	上村	48	屋敷	長右衛門	上村	五郎左衛門 (上村)	不明	なし
58	58-0	上村	132	屋敷	次左衛門 B	上村	甚左衛門 (上村)	不明	なし
59	59-0	上村	50	屋敷	半左衛門	上村	半右衛門 (本町)	不明	なし
60	60-0	上村	18	屋敷	喜兵衛 A	上村	甚左衛門 (上村)	不明	なし
61	61-0	上村	65	屋敷	茂左衛門 A	上村	平右衛門 (上村)	不明	なし
62	62-0	上村	39	屋敷	惣兵衛	上村	甚左衛門 (上村)	不明	なし
63	63-0	上村	60	屋敷	佐次右衛門 A	上村	与右衛門 (北イナ)	不明	なし
64	64-0	上村	56	屋敷	佐次兵衛	上村	彦右衛門 (砂沼)	不明	なし
65	65-0	上村	22	屋敷	三右衛門 A	上村	清左衛門 (大福)	不明	なし
66	66-0	上村	81	屋敷	彦兵衛 C	上村	甚左衛門 (上村)	不明	なし
67	67-0	上村	63	屋敷	清左衛門 B	上村	平右衛門 (上村)	不明	なし
68	68-0	上村	59	屋敷	清右衛門 A	上村	平右衛門 (上村)	不明	なし
69	69-0	上村	54	屋敷	平右衛門 A	上村	平右衛門 (上村)	不明	組頭
70	70-0	上村	55	屋敷	善左衛門 B	上村	五郎左衛門 (上村)	不明	なし

71	71-0	上村	58	屋敷	藤右衛門	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
72	72-0	上村	90	屋敷	九右衛門	上村	五郎左衛門(上村)	不明	なし
73	73-0	上村	108	屋敷	久右衛門	上村	五郎左衛門(上村)	不明	なし
74	74-0	上村	72	屋敷	三郎左衛門A	上村	五郎左衛門(上村)	不明	なし
75	75-0	上村	56	屋敷	九郎兵衛A	上村	市郎兵衛(本町)	不明	なし
76	76-0	上村	32	屋敷	九郎右衛門A	上村	市郎兵衛(本町)	不明	なし
77	77-0	上村	58	屋敷	彦左衛門A	上村	五郎左衛門(上村)	不明	なし
78	78-0	上村	35	屋敷	長左衛門A	上村	利右衛門(清水)	不明	なし
79	79-0	上村	60	屋敷	小右衛門B	上村	半右衛門(本町)	不明	なし
80	80-0	上村	45	屋敷	甚兵衛A	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
81	81-0	上村	32	屋敷	与惣右衛門C	上村	半右衛門(本町)	不明	なし
82	82-0	上村	56	屋敷	六左衛門B	上村	清左衛門(大福)	不明	なし
83	83-0	上村	52	屋敷	惣右衛門B	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
84	84-0	上村	76	屋敷	甚左衛門A	上村	甚左衛門(上村)	不明	組頭
85	85-0	上村	32	屋敷	甚介	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
86	86-0	上村	50	屋敷	五郎兵衛A	上村	五郎左衛門(上村)	不明	なし
87	87-0	上村	55	屋敷	孫右衛門B	上村	五郎左衛門(上村)	不明	なし
88	88-0	上村	60	屋敷	五郎左衛門A	上村	五郎左衛門(上村)	不明	組頭
89	89-0	上村	126	屋敷	茂左衛門B	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
90	90-0	上村	40	屋敷	七郎左衛門A	上村	三郎左衛門(本町)	不明	なし
91	91-0	上村	68	屋敷	次郎右衛門B	上村	三郎左衛門(本町)	不明	なし
92	92-0	上村	88	屋敷	長兵衛	上村	七郎兵衛(河野)	不明	なし
93	93-0	上村	52	屋敷	茂右衛門B	上村	七郎兵衛(河野)	不明	なし
94	94-0	上村	88	屋敷	仁兵衛A	上村	彦右衛門(砂沼)	不明	なし
95	95-0	上村	90	屋敷	与五右衛門	上村	三郎左衛門(本町)	不明	なし
96	96-0	上村	45	屋敷	七兵衛(惣十郎)	上村	弥左衛門(原口)	不明	なし
97	97-0	原口	36	屋敷	長三郎	原口	藤右衛門(新町)	不明	なし
98	98-0	本町	136	屋敷	市郎兵衛A	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
99	99-0	本町	162	屋敷	清左衛門C	本町	清左衛門(大福)	不明	組頭
100	100-0	本町	114	屋敷	新左衛門	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
101	101-0	本町	99	屋敷	五左衛門A	本町	清左衛門(大福)	不明	なし
102	102-0	本町	36	屋敷	五郎左衛門B	本町	清左衛門(大福)	不明	なし
103	103-0	本町	36	屋敷	弥左衛門B	本町	清左衛門(大福)	不明	なし
104	104-0	本町	88	屋敷	藤左衛門	本町	新左衛門(本町)	不明	なし
105	105-0	本町	88	屋敷	六左衛門C	本町	新左衛門(本町)	不明	なし
106	106-0	本町	161	屋敷	四郎左衛門B	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
107	107-0	本町	126	屋敷	五右衛門	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
108	108-0	本町	110	屋敷	七右衛門A	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
109	109-0	本町	143	屋敷	六郎右衛門B	本町	半右衛門(本町)	不明	なし
110	110-0	本町	280	屋敷	三郎左衛門B	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
111	111-0	本町	225	屋敷	平右衛門B	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
112	112-0	本町	100	屋敷	九郎右衛門B	本町	七郎兵衛(河野)	不明	なし
113	113-0	本町	242	屋敷	三右衛門B	本町	三郎左衛門(本町)	不明	なし
114	114-0	本町	172	屋敷	庄左衛門B	本町	新左衛門(本町)	不明	なし
115	115-0	本町	126	屋敷	忠三郎	本町	新左衛門(本町)	不明	なし
116	116-0	原口	116	屋敷	六兵衛	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
117	117-0	原口	71	屋敷	助左衛門A	原口	平右衛門(上村)	不明	なし
118	118-0	原口	63	屋敷	忠左衛門	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
119	119-0	原口	74	屋敷	次郎兵衛E	原口	孫兵衛(新町)	不明	なし
120	120-0	原口	68	屋敷	七右衛門B	原口	平右衛門(上村)	不明	なし
121	121-0	原口	240	屋敷	次郎右衛門C	原口	彦右衛門(砂沼)	不明	なし
122	122-0	原口	182	屋敷	喜左衛門	原口	七郎兵衛(河野)	不明	なし
123	123-0	原口	165	屋敷	十郎左衛門	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
124	124-0	原口	105	屋敷	徳左衛門	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
125	125-0	原口	60	屋敷	弥兵衛A	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
126	126-0	原口	198	屋敷	弥左衛門C	原口	弥左衛門(原口)	不明	組頭
127	127-0	本町	117	屋敷	弥七郎	本町	三郎右衛門(原口)	不明	なし
128	128-0	本町	137	屋敷	次右衛門A	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
129	129-0	本町	126	屋敷	作左衛門A	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
130	130-0	本町	88	屋敷	仁右衛門	本町	清左衛門(大福)	不明	なし
131	131-0	本町	132	屋敷	太郎兵衛B	本町	清左衛門(大福)	不明	なし
132	132-0	本町	64	屋敷	七郎兵衛B	本町	七郎兵衛(河野)	不明	組頭
133	133-0	本町	96	屋敷	半兵衛A	本町	七郎兵衛(河野)	不明	なし
134	134-0	本町	140	屋敷	与右衛門B	本町	七郎兵衛(河野)	不明	なし
135	135-0	本町	250	屋敷	九郎左衛門A	本町	弥左衛門(原口)	不明	なし
136	136-0	本町	389	屋敷	半右衛門B	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
137	137-0	本町	52	屋敷	孫左衛門	本町	半右衛門(本町)	不明	なし
138	138-0	本町	106	屋敷	甚太郎	本町	七郎兵衛(河野)	不明	なし
139	139-0	本町	141	屋敷	孫左衛門	本町	半右衛門(本町)	不明	なし
140	140-0	本町	225	屋敷	新右衛門A	本町	七郎兵衛(河野)	不明	なし
141	141-0	本町	77	屋敷	弥兵衛B	本町	清左衛門(大福)	不明	なし
142	142-0	本町	140	屋敷	又左衛門B	本町	三郎左衛門(本町)	不明	なし
143	143-0	本町	360	屋敷	利右衛門A	本町	利右衛門(清水)	不明	組頭
144	144-0	本町	126	屋敷	喜右衛門	本町	新左衛門(本町)	不明	なし

145	145-0	本町	143	屋敷	次郎左衛門後家	本町	市郎兵衛門(本町)	不明	なし
146	146-0	本町	165	屋敷	清右衛門A	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
147	147-0	本町	148	屋敷	七郎右衛門A	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
148	148-0	本町	209	屋敷	八郎右衛門A	本町	四郎右衛門(原口)	不明	なし
149	149-0	原口	234	屋敷	仁兵衛B	原口	孫兵衛(新町)	不明	なし
150	150-0	原口	156	屋敷	五郎兵衛B	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
151	151-0	原口	238	屋敷	三郎右衛門	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
152	152-0	原口	160	屋敷	五兵衛	原口	孫兵衛(新町)	不明	なし
153	153-0	原口	280	屋敷	七郎右衛門B	原口	兵左衛門(石川)	不明	なし
154	154-0	新町	156	屋敷	九左衛門	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
155	155-0	新町	84	屋敷	孫兵衛A	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
156	156-0	新町	90	屋敷	次右衛門B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
157	157-0	新町	90	屋敷	孫兵衛A	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
158	158-0	新町	90	屋敷	三十郎	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
159	159-0	新町	108	屋敷	十左衛門	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
160	160-0	新町	108	屋敷	次郎兵衛B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
161	161-0	新町	220	屋敷	源右衛門A	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
162	162-0	新町	138	屋敷	太郎右衛門A	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
163	163-0	新町	144	屋敷	市郎左衛門	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
164	164-0	新町	156	屋敷	長左衛門B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
165	165-0	新町	208	屋敷	十右衛門	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
166	166-0	新町	168	屋敷	甚兵衛B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
167	167-0	新町	253	屋敷	五郎兵衛C	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
168	168-0	新町	276	屋敷	七郎兵衛C	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
169	169-0	新町	120	屋敷	まつ(彦兵衛子)	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
170	170-0	新町	120	屋敷	市右衛門C	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
171	171-0	新町	120	屋敷	彦右衛門B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
172	172-0	新町	160	屋敷	八郎右衛門B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
173	173-0	新町	154	屋敷	清右衛門B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし
174	174-0	新町	176	屋敷	清右衛門B	新町	兵左衛門(石川)	不明	なし

【表3 宝暦の一覧表】 No.1 ~ No.193

No.	地番	所在地	面積	等級	所有者名	住所	組合	寺院	役職
1	1-0	松岩寺	64	屋敷	半兵衛 A	松岩寺	八郎兵衛 (松岩寺)	不明	なし
2	2-0	松岩寺	252	屋敷	八郎兵衛 A	松岩寺	八郎兵衛 (松岩寺)	不明	組頭
3	3-0	松岩寺	224	屋敷	次兵衛 A	松岩寺	八郎兵衛 (松岩寺)	不明	なし
4	4-0	松岩寺	72	屋敷	伊左衛門	松岩寺	八郎兵衛 (松岩寺)	不明	なし
5	5-0	松岩寺	80	屋敷	喜平次	松岩寺	惣右衛門	不明	なし
6	6-0	松岩寺	105	屋敷	半兵衛 B	松岩寺	清七 (荻島)	不明	なし
7	7-0	松岩寺	180	屋敷	市郎左衛門	松岩寺	清七 (荻島)	不明	なし
8	8-0	松岩寺	64	屋敷	喜右衛門 A	松岩寺	清七 (荻島)	不明	なし
9	9-0	松岩寺	48	屋敷	弥左衛門 A	松岩寺	八郎兵衛 (松岩寺)	不明	なし
10	10-0	松岩寺	96	屋敷	勘右衛門 A	松岩寺	八郎兵衛 (松岩寺)	不明	なし
11	11-0	松岩寺	140	屋敷	七郎兵衛	松岩寺	八郎兵衛 (松岩寺)	不明	なし
12	12-0	北伊奈	54	屋敷	治郎右衛門	北伊奈	惣右衛門	不明	なし
13	13-0	北伊奈	60	屋敷	半兵衛 C	北伊奈	惣右衛門	不明	なし
14	14-0	北伊奈	72	屋敷	清七 A	北伊奈	惣右衛門 (荻島)	不明	組頭
15	15-0	北伊奈	84	屋敷	甚兵衛	北伊奈	清七 (荻島)	不明	なし
16	16-0	北伊奈	144	屋敷	彦兵衛 A	北伊奈	清七 (荻島)	不明	なし
17	17-0	北伊奈	36	屋敷	弥五右衛門 A	北伊奈	惣右衛門	不明	なし
18	18-0	北伊奈	54	屋敷	弥五右衛門 A	北伊奈	与兵衛 (北イナ)	不明	なし
19	19-0	北伊奈	48	屋敷	重兵衛 A	北伊奈	惣右衛門	不明	なし
20	20-0	北伊奈	72	屋敷	紋右衛門	北伊奈	与兵衛 (北イナ)	不明	なし
21	21-0	北伊奈	100	屋敷	与兵衛 A	北伊奈	与兵衛 (北イナ)	不明	組頭
22	22-0	北伊奈	120	屋敷	忠七 A	北伊奈	与兵衛 (北イナ)	不明	なし
23	23-0	北伊奈	110	屋敷	弥兵衛 A	北伊奈	惣右衛門	不明	組頭
24	24-0	北伊奈	24	屋敷	長右衛門 A	北伊奈	惣右衛門	不明	なし
25	25-0	いさくり	48	屋敷	惣右衛門 A	いさくり	惣右衛門	不明	組頭
26	26-0	北伊奈	48	屋敷	重右衛門 A	北伊奈	惣右衛門	不明	なし
27	27-0	新町	120	屋敷	藤七	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
28	28-0	新町	132	屋敷	伝七	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
29	29-0	新町	126	屋敷	勘左衛門	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
30	30-0	新町	209	屋敷	源助 A	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
31	31-0	新町	108	屋敷	彦右衛門 A	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
32	32-0	新町	144	屋敷	佐平	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
33	33-0	新町	154	屋敷	八右衛門 A	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
34	34-0	新町	160	屋敷	久七 A	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
35	35-0	新町	120	屋敷	七兵衛	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
36	36-0	新町	108	屋敷	七兵衛	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
37	37-0	新町	144	屋敷	市郎右衛門	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
38	38-0	新町	91	屋敷	卯右衛門	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
39	39-0	新町	96	屋敷	政右衛門	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
40	40-0	新町	152	屋敷	惣八	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
41	41-1	新町	300	屋敷	庄兵衛	新町	庄兵衛 (石川)	不明	組頭
42	41-2	新町	180	屋敷	長兵衛 A	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
43	42-0	新町	112	屋敷	庄兵衛	新町	庄兵衛 (石川)	不明	組頭
44	43-0	新町	72	屋敷	庄兵衛	新町	庄兵衛 (石川)	不明	組頭
45	44-0	新町	60	屋敷	吉兵衛 A	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
46	45-0	新町	63	屋敷	八郎平 B	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
47	46-0	新町	70	屋敷	庄右衛門 A	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
48	47-0	新町	77	屋敷	平六 A	新町	吉左衛門 (新町)	不明	なし
49	48-0	原口	40	屋敷	平吉	原口	六郎左衛門 (原口)	不明	なし
50	49-0	原口	24	屋敷	幸助 A	原口	六郎左衛門 (原口)	不明	なし
51	50-0	新町	132	屋敷	武兵衛	新町	庄兵衛 (石川)	不明	なし
52	51-0	上村	58	屋敷	藤兵衛	上村	孫市 (清水)	不明	なし
53	52-0	上村	99	屋敷	伴七	上村	半六 (上村)	不明	なし
54	53-0	上村	65	屋敷	市左衛門 A	上村	佐五右衛門 (河野)	不明	なし
55	54-0	上村	105	屋敷	勘右衛門 B	上村	半六 (上村)	不明	なし
56	55-0	上村	84	屋敷	弥兵衛 B	上村	半六 (上村)	不明	なし
57	56-0	上村	57	屋敷	左平	上村	半六 (上村)	不明	なし
58	57-0	上村	48	屋敷	長右衛門 B	上村	源左衛門 (上村)	不明	なし
59	58-1	上村	18	屋敷	六兵衛	上村	市之丞 (上村)	不明	なし
60	58-2	上村	18	屋敷	喜右衛門 B	上村	市之丞 (上村)	不明	なし
61	58-3	上村	96	屋敷	甚左衛門 A	上村	市之丞 (上村)	不明	なし
62	59-0	上村	50	屋敷	吉兵衛 B	上村	市之丞 (本町)	不明	なし
63	60-0	上村	18	屋敷	市之丞 A	上村	市之丞 (上村)	不明	組頭
64	61-0	上村	65	屋敷	市之丞 A	上村	半六 (上村)	不明	組頭
65	62-0	上村	39	屋敷	三助	上村	市之丞 (上村)	不明	なし
66	63-0	上村	60	屋敷	兵右衛門 A	上村	与兵衛 (北イナ)	不明	なし
67	64-0	上村	56	屋敷	佐次兵衛	上村	惣右衛門	不明	なし
68	65-0	上村	22	屋敷	半左衛門 A	上村	清兵衛 (大福)	不明	なし
69	66-0	上村	81	屋敷	彦右衛門 B	上村	市之丞 (上村)	不明	なし
70	67-0	上村	63	屋敷	勘兵衛	上村	半六 (上村)	不明	なし

71	68-0	上村	59	屋敷	勘兵衛	上村	半六(上村)	不明	なし
72	69-0	上村	54	屋敷	半六B	上村	半六(上村)	不明	組頭
73	70-0	上村	55	屋敷	善兵衛A	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
74	71-0	上村	58	屋敷	権兵衛A	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
75	72-0	上村	90	屋敷	金平	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
76	73-0	上村	108	屋敷	源右衛門A	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
77	74-0	上村	72	屋敷	吉兵衛C	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
78	75-0	上村	56	屋敷	五兵衛A	上村	藤次郎(本町)	不明	なし
79	76-1	上村	16	屋敷	九郎右衛門	上村	藤次郎(本町)	不明	なし
80	76-2	上村	16	屋敷	作右衛門	上村	藤次郎(本町)	不明	なし
81	77-0	上村	58	屋敷	伊右衛門A	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
82	78-0	上村	35	屋敷	太郎右衛門	上村	孫市(清水)	不明	なし
83	79-0	上村	60	屋敷	三郎兵衛	上村	佐五兵衛(本町)	不明	なし
84	80-0	上村	45	屋敷	次郎右衛門A	上村	市之丞(上村)	不明	なし
85	81-0	上村	32	屋敷	佐次右衛門	上村	佐五兵衛(本町)	不明	なし
86	82-0	上村	56	屋敷	定右衛門	上村	清兵衛(大福)	不明	なし
87	83-0	上村	52	屋敷	市右衛門	上村	市之丞(上村)	不明	なし
88	84-0	上村	76	屋敷	喜兵衛A	上村	市之丞(上村)	不明	なし
89	85-0	上村	32	屋敷	甚右衛門A	上村	市之丞(上村)	不明	なし
90	86-0	上村	50	屋敷	源左衛門A	上村	源左衛門(上村)	不明	組頭
91	87-0	上村	55	屋敷	孫右衛門A	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
92	88-1	上村	40	屋敷	平蔵A	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
93	88-2	上村	20	屋敷	源右衛門B	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
94	89-0	上村	126	屋敷	半七A	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
95	90-0	上村	40	屋敷	七右衛門A	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
96	91-1	上村	50	屋敷	五右衛門A	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
97	91-2	上村	18	屋敷	助右衛門	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
98	92-1	上村	44	屋敷	九右衛門	上村	佐五右衛門(河野)	不明	なし
99	92-2	上村	44	屋敷	弥兵衛C	上村	佐五右衛門(河野)	不明	なし
100	93-0	上村	52	屋敷	喜兵衛B	上村	佐五右衛門(河野)	不明	なし
101	94-1	上村	44	屋敷	与兵衛B	上村	惣右衛門	不明	なし
102	94-2	上村	44	屋敷	半七B	上村	惣右衛門	不明	なし
103	95-1	上村	30	屋敷	甚左衛門B	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
104	95-2	上村	60	屋敷	藤左衛門	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
105	96-0	上村	45	屋敷	勘十郎A	上村	彦兵衛(原口)	不明	なし
106	97-1	原口	18	屋敷	長兵衛B	上村	半兵衛(新町)	不明	なし
107	97-2	原口	18	屋敷	徳左衛門A	原口	半兵衛(新町)	不明	なし
108	98-1	本町	76	屋敷	藤次郎	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
109	98-2	本町	60	屋敷	伊右衛門B	本町	藤次郎(本町)	不明	なし
110	99-0	本町	162	屋敷	清兵衛A	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
111	100-0	本町	114	屋敷	清兵衛A	本町	久七(本町)	不明	組頭
112	101-0	本町	99	屋敷	五左衛門A	本町	清兵衛(大福)	不明	なし
113	102-0	本町	36	屋敷	太郎兵衛A	本町	清兵衛(大福)	不明	なし
114	103-0	本町	36	屋敷	太郎兵衛A	本町	清兵衛(大福)	不明	なし
115	104-0	本町	88	屋敷	太郎兵衛A	本町	久七(本町)	不明	なし
116	105-0	本町	88	屋敷	善兵衛B	本町	久七(本町)	不明	なし
117	106-0	本町	161	屋敷	与兵衛C	本町	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	組頭
118	107-1	本町	89	屋敷	五郎八	本町	藤次郎(本町)	不明	なし
119	107-2	本町	37	屋敷	喜三郎	本町	藤次郎(本町)	不明	なし
120	108-0	本町	110	屋敷	兵助	本町	孫市(清水)	不明	なし
121	109-0	本町	143	屋敷	六郎右衛門A	本町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
122	110-0	本町	280	屋敷	藤右衛門A	本町	藤右衛門(本町)	不明	組頭
123	111-0	本町	225	屋敷	平右衛門A	本町	孫市(清水)	不明	なし
124	112-0	本町	100	屋敷	宗泰	本町	佐五右衛門(河野)	不明	なし
125	113-1	本町	67	屋敷	善兵衛C	本町	藤右衛門(本町)	不明	なし
126	113-2	本町	175	屋敷	利右衛門	本町	藤右衛門(本町)	不明	なし
127	114-0	本町	172	屋敷	十三郎	本町	久七(本町)	不明	なし
128	115-0	本町	126	屋敷	惣左衛門A	本町	久七(本町)	不明	なし
129	116-0	原口	110	屋敷	三右衛門A	原口	彦兵衛(原口)	不明	なし
130	117-0	原口	71	屋敷	藤右衛門B	原口	半六(上村)	不明	なし
131	118-0	原口	63	屋敷	勘十郎B	原口	彦兵衛(原口)	不明	なし
132	119-0	原口	74	屋敷	六右衛門	原口	吉左衛門(新町)	不明	なし
133	120-0	原口	68	屋敷	加右衛門	原口	半六(上村)	不明	なし
134	121-0	原口	240	屋敷	金兵衛	原口	惣右衛門	不明	なし
135	122-0	原口	182	屋敷	喜左衛門	原口	佐五右衛門(河野)	不明	なし
136	123-0	原口	165	屋敷	新八跡	原口	彦兵衛(原口)	不明	なし
137	124-0	原口	105	屋敷	徳左衛門B	原口	彦兵衛(原口)	不明	組頭
138	125-0	原口	60	屋敷	彦兵衛B	原口	彦兵衛(原口)	不明	なし
139	126-0	原口	198	屋敷	五兵衛B	原口	彦兵衛(原口)	不明	なし
140	127-0	本町	117	屋敷	善右衛門A	本町	六郎左衛門(原口)	不明	なし
141	128-0	本町	137	屋敷	宇兵衛	本町	孫市(清水)	不明	なし
142	129-0	本町	126	屋敷	市左衛門B	本町	孫市(清水)	不明	なし
143	130-0	本町	88	屋敷	忠右衛門	本町	清兵衛(大福)	不明	なし
144	131-0	本町	132	屋敷	忠右衛門	本町	清兵衛(大福)	不明	なし

145	132-0	本町	64	屋敷	佐五右衛門	本町	佐五右衛門(河野)	不明	組頭
146	133-0	本町	96	屋敷	佐五右衛門	本町	佐五右衛門(河野)	不明	なし
147	134-0	本町	140	屋敷	伝兵衛A	本町	佐五右衛門(河野)	不明	なし
148	135-0	本町	250	屋敷	九郎平	本町	彦兵衛(原口)	不明	なし
149	136-1	本町	199	屋敷	半右衛門A	本町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
150	136-2	本町	190	屋敷	長兵衛C	本町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
151	137-1	本町	26	屋敷	半右衛門A	本町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
152	137-2	本町	26	屋敷	長兵衛C	本町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
153	138-0	本町	106	屋敷	長五郎A	本町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
154	139-0	本町	141	屋敷	長五郎A	本町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
155	140-0	本町	225	屋敷	勘次郎	本町	佐五右衛門(河野)	不明	なし
156	141-0	本町	77	屋敷	權左衛門A	本町	清兵衛(大福)	不明	なし
157	142-0	本町	140	屋敷	与左衛門	本町	藤右衛門(本町)	不明	なし
158	143-0	本町	360	屋敷	孫市	本町	孫市(清水)	不明	組頭
159	144-0	本町	126	屋敷	おかつ	本町	久七(本町)	不明	なし
160	145-0	本町	143	屋敷	次郎左衛門	本町	藤次郎(本町)	不明	なし
161	146-0	本町	165	屋敷	清三郎	本町	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
162	147-0	本町	148	屋敷	嘉七	本町	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
163	148-1	本町	30	屋敷	次郎右衛門B	本町	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
164	148-2	本町	30	屋敷	幸助B	本町	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
165	148-3	本町	149	屋敷	善左衛門A	本町	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
166	149-0	原口	234	屋敷	利左衛門	原口	六郎左衛門(原口)	不明	なし
167	150-0	原口	156	屋敷	七郎左衛門A	原口	吉左衛門(新町)	不明	なし
168	151-0	原口	238	屋敷	六郎左衛門	原口	六郎左衛門(原口)	不明	組頭
169	152-0	原口	160	屋敷	兵右衛門C	原口	六郎左衛門(原口)	不明	なし
170	153-0	原口	280	屋敷	仁右衛門	原口	吉左衛門(新町)	不明	なし
171	154-0	新町	156	屋敷	宗覚	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
172	155-0	新町	84	屋敷	吉左衛門	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
173	156-0	新町	90	屋敷	吉左衛門	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
174	157-0	新町	90	屋敷	平兵衛	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
175	158-0	新町	90	屋敷	平兵衛	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
176	159-0	新町	108	屋敷	五右衛門B	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
177	160-0	新町	108	屋敷	長右衛門C	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
178	161-1	新町	110	屋敷	佐五兵衛跡	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
179	161-2	新町	110	屋敷	源七	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
180	162-0	新町	138	屋敷	平右衛門B	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
181	163-0	新町	144	屋敷	新助	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
182	164-0	新町	156	屋敷	新助	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
183	165-0	新町	208	屋敷	佐兵衛C	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
184	166-0	新町	168	屋敷	半兵衛D	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
185	167-1	新町	127	屋敷	清五郎	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
186	167-2	新町	126	屋敷	寿伯	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
187	168-0	新町	276	屋敷	藤右衛門C	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
188	169-0	新町	120	屋敷	彦次郎	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
189	170-0	新町	120	屋敷	吉右衛門	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
190	171-0	新町	120	屋敷	弥右衛門A	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
191	172-0	新町	160	屋敷	八右衛門B	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
192	173-0	新町	154	屋敷	清右衛門A	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
193	174-0	新町	176	屋敷	清右衛門A	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし

【表 4 明治の一覧表】 No.1 ~ No.222

No.	地番	所在地	面積	等級	所有者名	住所	組合	寺院	役職
1	1-0	松岩寺	64	屋敷	重兵衛	松岩寺	不明	松岩寺	なし
2	2-1	松岩寺	30	屋敷	安八	松岩寺	不明	松岩寺	なし
3	2-2	松岩寺	150	屋敷	松林寺	松岩寺	不明	松岩寺	なし
4	2-3	松岩寺	72	屋敷	成蔵	松岩寺	不明	松岩寺	なし
5	3-1	松岩寺	28	屋敷	吉蔵	松岩寺	不明	松岩寺	なし
6	3-2	松岩寺	173	屋敷	七蔵	松岩寺	不明	松岩寺	なし
7	3-3	松岩寺	23	屋敷	郎衛門	松岩寺	不明	松岩寺	なし
8	4-0	松岩寺	72	屋敷	竹治郎	松岩寺	不明	松岩寺	なし
9	5-0	松岩寺	80	屋敷	新兵衛	松岩寺	不明	松岩寺	なし
10	6-0	松岩寺	105	屋敷	新三郎	松岩寺	不明	松岩寺	なし
11	7-0	松岩寺	180	屋敷	弥三郎	松岩寺	不明	松岩寺	なし
12	8-1	松岩寺	30	屋敷	惣五郎	松岩寺	不明	松岩寺	なし
13	8-2	松岩寺	34	屋敷	忠左衛門	松岩寺	不明	松岩寺	なし
14	9-0	松岩寺	48	屋敷	勘左衛門	松岩寺	不明	松岩寺	なし
15	10-0	松岩寺	96	屋敷	勘左衛門	松岩寺	不明	松岩寺	なし
16	11-0	松岩寺	140	屋敷	清蔵	松岩寺	不明	松岩寺	なし
17	12-0	松岩寺	54	屋敷	伊奈	松岩寺	不明	松岩寺	なし
18	13-0	北伊奈	60	屋敷	林蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
19	14-0	北伊奈	72	屋敷	清蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
20	15-0	北伊奈	84	屋敷	仙蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
21	16-0	北伊奈	144	屋敷	兵五郎	北伊奈	不明	北伊奈	なし
22	17-0	北伊奈	36	屋敷	清左衛門	北伊奈	不明	北伊奈	なし
23	18-0	北伊奈	54	屋敷	林蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
24	19-1	北伊奈	39	屋敷	清蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
25	19-2	北伊奈	9	屋敷	紋右衛門	北伊奈	不明	北伊奈	なし
26	20-0	北伊奈	72	屋敷	和治郎	北伊奈	不明	北伊奈	なし
27	21-1	北伊奈	60	屋敷	常吉	北伊奈	不明	北伊奈	なし
28	21-2	北伊奈	40	屋敷	弥左衛門	北伊奈	不明	北伊奈	なし
29	22-0	北伊奈	120	屋敷	林蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
30	23-1	北伊奈	90	屋敷	治左衛門	北伊奈	不明	北伊奈	なし
31	23-2	北伊奈	20	屋敷	伴蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
32	24-0	北伊奈	24	屋敷	七蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
33	25-1	いさぐり	30	屋敷	新七郎	北伊奈	不明	北伊奈	なし
34	25-2	いさぐり	18	屋敷	兵衛	北伊奈	不明	北伊奈	なし
35	26-0	北伊奈	48	屋敷	吉蔵	北伊奈	不明	北伊奈	なし
36	27-0	新町	120	屋敷	伊兵衛	新町	不明	新町	なし
37	28-0	新町	132	屋敷	春吉	新町	不明	新町	なし
38	29-0	新町	126	屋敷	甚三郎	新町	不明	新町	なし
39	30-0	新町	209	屋敷	弥八郎	新町	不明	新町	なし
40	31-0	新町	108	屋敷	甚留	新町	不明	新町	なし
41	32-0	新町	144	屋敷	角久	新町	不明	新町	なし
42	33-0	新町	154	屋敷	与三郎	新町	不明	新町	なし
43	34-0	新町	160	屋敷	与三郎	新町	不明	新町	なし
44	35-0	新町	120	屋敷	与三郎	新町	不明	新町	なし
45	36-0	新町	108	屋敷	与三郎	新町	不明	新町	なし
46	37-0	新町	144	屋敷	伊助	新町	不明	新町	なし
47	38-0	新町	91	屋敷	又市	新町	不明	新町	なし
48	39-0	新町	96	屋敷	銀九蔵	新町	不明	新町	なし
49	40-0	新町	152	屋敷	兵左衛門	新町	不明	新町	なし
50	41-1	新町	300	屋敷	万兵衛	新町	不明	新町	なし
51	41-2	新町	180	屋敷	兵左衛門	新町	不明	新町	なし
52	42-0	新町	112	屋敷	兵左衛門	新町	不明	新町	なし
53	43-0	新町	72	屋敷	兵左衛門	新町	不明	新町	なし
54	44-0	新町	60	屋敷	市兵衛	新町	不明	新町	なし
55	45-0	新町	63	屋敷	市兵衛	新町	不明	新町	なし
56	46-0	新町	70	屋敷	平久衛	新町	不明	新町	なし
57	47-1	新町	25	屋敷	光源	新町	不明	新町	なし
58	47-2	新町	52	屋敷	源太郎	新町	不明	新町	なし
59	48-0	原口	40	屋敷	源蔵	原口	不明	原口	なし
60	49-0	原口	24	屋敷	次郎	原口	不明	原口	なし
61	50-0	新町	132	屋敷	多蔵	新町	不明	新町	なし
62	51-0	上村	58	屋敷	寅七郎	上村	不明	上村	なし
63	52-1	上村	66	屋敷	平兵衛	上村	不明	上村	なし
64	52-2	上村	33	屋敷	吉吉	上村	不明	上村	なし
65	53-1	上村	43	屋敷	龜吉	上村	不明	上村	なし
66	53-2	上村	22	屋敷	吉吉	上村	不明	上村	なし
67	54-0	上村	105	屋敷	吉五郎	上村	不明	上村	なし
68	55-0	上村	84	屋敷	源五郎	上村	不明	上村	なし
69	56-0	上村	57	屋敷	浪我蔵	上村	不明	上村	なし
70	57-1	上村	24	屋敷	久我蔵	上村	不明	上村	なし
71	57-2	上村	24	屋敷	勇蔵	上村	不明	上村	なし
72	58-1	上村	18	屋敷	幸八	上村	不明	上村	なし

73	58-2	上村	18	屋敷	兵助	上村	不明	成就	院	なし
74	58-3	上村	96	屋敷	兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
75	59-0	上村	50	屋敷	伊之	上村	不明	成就	寺	なし
76	60-0	上村	18	屋敷	安之	上村	不明	成就	寺	なし
77	61-0	上村	65	屋敷	安之	上村	不明	成就	寺	なし
78	62-0	上村	39	屋敷	安之	上村	不明	成就	寺	なし
79	63-0	上村	60	屋敷	新藏	上村	不明	成就	寺	なし
80	64-0	上村	56	屋敷	孫三	上村	不明	成就	寺	なし
81	65-0	上村	22	屋敷	治兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
82	66-0	上村	81	屋敷	惣兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
83	67-0	上村	63	屋敷	弁藏	上村	不明	成就	寺	なし
84	68-0	上村	59	屋敷	伝次郎	上村	不明	成就	寺	なし
85	69-0	上村	54	屋敷	善助郎	上村	不明	成就	寺	なし
86	70-0	上村	55	屋敷	平五郎	上村	不明	成就	寺	なし
87	71-0	上村	58	屋敷	辰五郎	上村	不明	成就	寺	なし
88	72-1	上村	34	屋敷	村吉藏	上村	不明	成就	寺	なし
89	72-2	上村	36	屋敷	辰五郎	上村	不明	成就	寺	なし
90	72-3	上村	20	屋敷	辰五郎	上村	不明	成就	寺	なし
91	73-1	上村	39	屋敷	村吉藏	上村	不明	成就	寺	なし
92	73-2	上村	44	屋敷	辰五郎	上村	不明	成就	寺	なし
93	73-3	上村	25	屋敷	辰五郎	上村	不明	成就	寺	なし
94	74-0	上村	72	屋敷	辰五郎	上村	不明	成就	寺	なし
95	75-0	上村	56	屋敷	林喜四郎	上村	不明	成就	寺	なし
96	76-0	上村	32	屋敷	平五郎	上村	不明	成就	寺	なし
97	77-0	上村	58	屋敷	新次郎	上村	不明	成就	寺	なし
98	78-0	上村	35	屋敷	幸七郎	上村	不明	成就	寺	なし
99	79-0	上村	60	屋敷	治重五郎	上村	不明	成就	寺	なし
100	80-0	上村	45	屋敷	吉衛門	上村	不明	成就	寺	なし
101	81-0	上村	32	屋敷	嘉吉	上村	不明	成就	寺	なし
102	82-0	上村	56	屋敷	彌兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
103	83-0	上村	52	屋敷	吉代	上村	不明	成就	寺	なし
104	84-0	上村	76	屋敷	彌兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
105	85-0	上村	32	屋敷	丑太郎	上村	不明	成就	寺	なし
106	86-0	上村	50	屋敷	喜清藏	上村	不明	成就	寺	なし
107	87-1	上村	28	屋敷	清卯八藏	上村	不明	成就	寺	なし
108	87-2	上村	27	屋敷	市藏	上村	不明	成就	寺	なし
109	88-1	上村	40	屋敷	梅次郎	上村	不明	成就	寺	なし
110	88-2	上村	20	屋敷	伝吉	上村	不明	成就	寺	なし
111	89-1	上村	205	屋敷	三之助	上村	不明	成就	寺	なし
112	89-2	上村	21	屋敷	仲次郎	上村	不明	成就	寺	なし
113	90-0	上村	40	屋敷	兵助郎	上村	不明	成就	寺	なし
114	91-1	上村	50	屋敷	兼助七郎	上村	不明	成就	寺	なし
115	91-2	上村	18	屋敷	藤忠兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
116	92-1	上村	44	屋敷	豊治七郎	上村	不明	成就	寺	なし
117	92-2	上村	44	屋敷	彦吉	上村	不明	成就	寺	なし
118	93-0	上村	52	屋敷	伊兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
119	94-1	上村	44	屋敷	清儀兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
120	94-2	上村	44	屋敷	文太郎	上村	不明	成就	寺	なし
121	95-1	上村	30	屋敷	清兵衛	上村	不明	成就	寺	なし
122	95-2	上村	60	屋敷	音八郎	上村	不明	成就	寺	なし
123	96-0	上村	45	屋敷	音八郎	上村	不明	成就	寺	なし
124	97-1	原口	18	屋敷	林藏	上村	不明	成就	寺	なし
125	97-2	原口	18	屋敷	泰次郎	上村	不明	成就	寺	なし
126	98-1	本町	76	屋敷	林藏	本町	不明	成就	寺	なし
127	98-2	本町	60	屋敷	伊兵衛	本町	不明	成就	寺	なし
128	99-0	本町	162	屋敷	清儀兵衛	本町	不明	成就	寺	なし
129	100-0	本町	114	屋敷	文太郎	本町	不明	成就	寺	なし
130	101-0	本町	99	屋敷	清兵衛	本町	不明	成就	寺	なし
131	102-0	本町	36	屋敷	文太郎	本町	不明	成就	寺	なし
132	103-1	本町	24	屋敷	清兵衛	本町	不明	成就	寺	なし
133	103-2	本町	12	屋敷	音八郎	本町	不明	成就	寺	なし
134	104-0	本町	88	屋敷	音八郎	本町	不明	成就	寺	なし
135	105-1	本町	44	屋敷	音八郎	本町	不明	成就	寺	なし
136	105-2	本町	44	屋敷	林藏	本町	不明	成就	寺	なし
137	106-0	本町	161	屋敷	泰次郎	本町	不明	成就	寺	なし
138	107-1	本町	89	屋敷	林藏	本町	不明	成就	寺	なし
139	107-2	本町	37	屋敷	金治郎	本町	不明	成就	寺	なし
140	108-0	本町	110	屋敷	寅三郎	本町	不明	成就	寺	なし
141	109-0	本町	143	屋敷	孫三郎	本町	不明	成就	寺	なし
142	110-0	本町	280	屋敷	龜太郎	本町	不明	成就	寺	なし
143	111-1	本町	150	屋敷	周英	本町	不明	成就	寺	なし
144	111-2	本町	75	屋敷	周常	本町	不明	成就	寺	なし
145	112-0	本町	100	屋敷	周常	本町	不明	成就	寺	なし
146	113-1	本町	67	屋敷	周常	本町	不明	成就	寺	なし
147	113-2	本町	161	屋敷	周常	本町	不明	成就	寺	なし
148	113-3	本町	14	屋敷	周常	本町	不明	成就	寺	なし

四、近世の伊奈村の耕地の様相

(一) 耕地の所在状況

寛文七年の検地帳に記載されている耕地の所在地名(小字名)を、田方、畑方帳に記載されている順に掲げると、(1)東原、(2)竹山、(3)松岩寺前、(4)引田ノ上、(5)森ノ下、(6)中平、(7)そとわど、(8)桜木、(9)前原、(10)桜木、(11)上ヶ谷戸、(12)いなりノ上、(13)北イナ前、(14)いさぐり、(15)がくぼ、(16)北イナ前、(17)水草木、(18)安戸、(19)北イナ前、(20)中原、(21)稲荷ノ上、(22)稲荷下、(23)荒井、(24)そとわど、(25)柴木、(26)竹ノ後、(27)上ヶ谷戸となる。そして、屋敷地を明治五年(検地帳)の付箋に記載された庭場(地域を基礎的単位とする一定の地域社会)別に掲げると、(28)新町、(29)原口、(30)上村、(31)本町、(32)北伊奈、(33)松岩寺の各庭場があらわれる(前述のとおり伊奈村は四つの庭場に区分されていたが、検地帳には原口、そして北伊奈と松岩寺が独立して記述されているのでここでは記述に従いそれらを一つの庭場とした)。これらの耕地の所在地及び庭場の位置を文久元年の村絵図(【図3】)に基づき概念図を示したものが【図4】である。

次に、伊奈村の耕地を地目別に分け、そして所在地別に耕地の内容、つまり生産力を考えるために作成したのが【表五、六、七】である。地目は、まず屋敷地を屋敷と新屋敷に、そして、田、畑を上、中、下、下々、に分け、さらに畑は切畑を加えて、寛文七年検地帳、宝暦十一年地所改帳、明治五年(検地帳)のそれぞれを一覧表にしたものである。さ

らに、各所在地のなかで土地丈量の上位の地目を取り出し【表8】、この特徴を文久元年の伊奈村絵図におとしたものが【図5】である。

これらの図及び表から伊奈村の耕地の状況を窺うと、以下のように特徴づけられよう。伊奈村のほぼまん中を南北に縦貫している道を中心に東と西に二分してみても、いずれの庭場も西半部にあり、東半部は全て畑地である。この東半部の耕地のなかで、特に、東原、竹山、松岩寺前、引田ノ上、北伊奈前、水草木、安戸、中原、等の小字は、いずれも上畑や中畑などの生産力の高い畑地が耕地の大部分を占めているが、これらの小字は秋留台地のなかの秋留っ原面に相当し、同じ東半部にある森ノ下、稲荷下、荒井、中平などの小字は秋留っ原面のひとつ下位段丘面であり、それらの耕地は下畑が中心であるということである。また、東半部の各小字はいずれも面積が大きく、さらに一筆あたりの面積の大きいことも特徴の一つである。

それにくらべ、西半部の耕地は、下畑、下々畑などの生産力の低い畑地が中心となり、いずれの小字も面積が小さく、筆ごとの面積も小さいことが特徴的である。特に、新町庭場の東、そして北に位置する柴木、前原、そとわど、桜木、等の各小字はこの特徴が顕著である。また、水田は、村の北部のいさぐり、がくぼ、上ヶ谷戸を中心とした伊奈丘陵山麓の小扇状地形をなす谷戸に発達しているが、田用水は山麓の谷戸に湧き出る沢の水を利用したもので、生産力の低い下田が中心となっている。

伊奈村東半部の生産力の高い耕地は、地形的には何れも秋留台地最上部の「秋留っ原面」に相当し、一方、西半部は秋留っ原面より下位の段丘面である「横吹面」、「野辺面」などに相当する(図1参照)。この秋留っ原面がローム層を包含した深い土層を持つのに対して、横吹面、

野辺面はローム層を持たない堆積土層の薄い、耕作地として地味の悪い地質である。この地質的な違いによって村の東半部と西半部の耕地の生産力に差が生じたものと思われる。

次に、伊奈村全体のなかから耕地の田方、畑方の構成を明らかにし、生産力についてみてみたい。前掲の【表5、6、7】の中から耕地の地目別丈量合計だけを取り出したものが【表9】である。これをみると、まず、屋敷地であるが屋敷地は伊奈村全耕地の七・七％である。宝暦十一年の地所改めによって新たに屋敷地として一、九六五歩の耕地が地目変更されて新屋敷となったが、その面積は僅かで、比率は〇・七％にすぎない。次に、水田は前述のとおり村落北側の山麓、いさぐり、がくば、上ヶ谷戸と呼ばれる辺りにみられるが、面積は非常に少なく合計で九千歩、比率にすると三・五％にすぎない。なかでも下田、下々田とよばれる生産力の低い水田が中心で、これが七〇％を占めている。そして、畑は、全耕地の八八・六九％を占め、上畑から切畑まで合わせると二二五五一七歩の面積となっている。その内訳は、上畑が二二％、中畑が二六％、下畑が三三％、下々畑が七・六％、切畑が〇・四％の割合である。

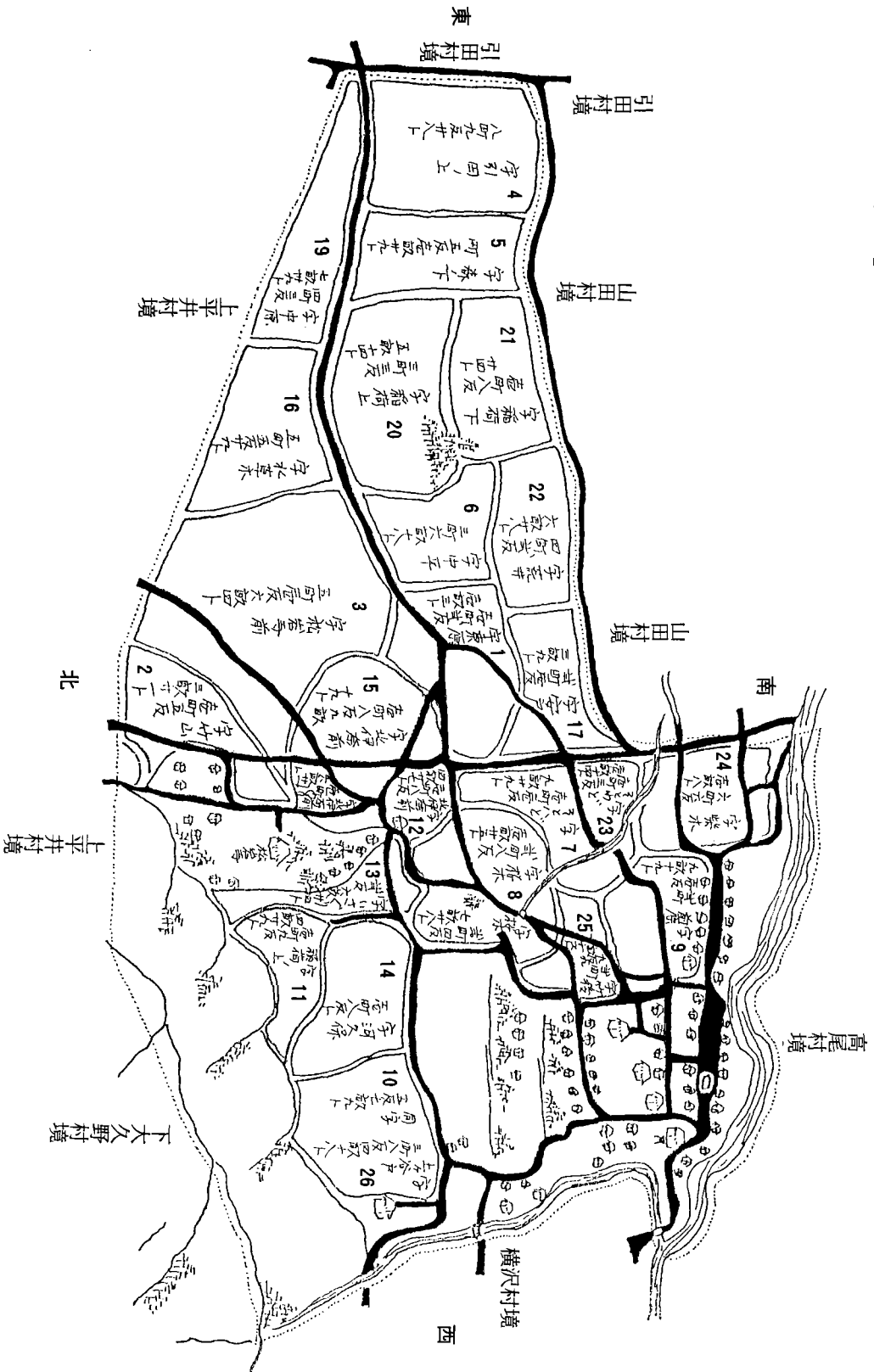
このように全く畑作の村と言っても過言ではない伊奈村であるが、多摩郡全体のなかの田方、畑方構成を、安沢秀一氏の分析⁽³⁵⁾でみると、伊奈村の村高は「武蔵田園簿」によると五七八石九斗六升、そのうち田高は一八石九斗三升、畑高は五六〇石三升であり、その構成比は田高比三・二％、畑高比九六・七％である。この構成比は多摩郡三二一村の平均値、田高比三五％、畑高比六五％を大幅に上回る畑方優位の構成比であることがわかる。さらに、多摩郡を北、西、南多摩郡にわけて同様に構成比をみると、畑高比の最も高い西多摩郡五九村の平均値、田高比十

一％、畑高比八八％よりもさらに伊奈村の畑高比が高いことに気付く。

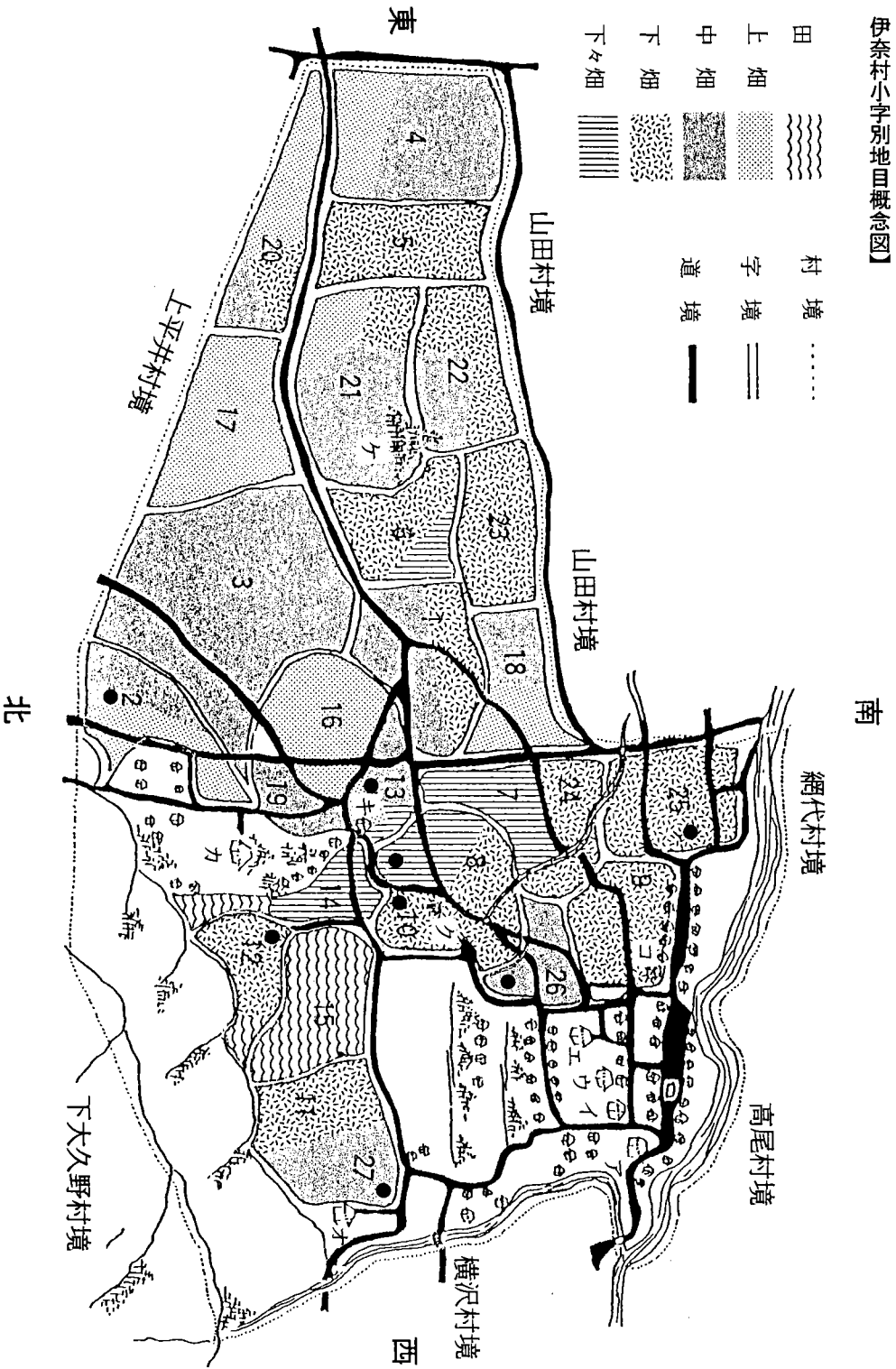
次に、伊奈村周辺の秋川北岸の秋留台地に立地し地形の似ている村々と同様に比較すると、隣村の山田村が田高比一％、畑高比九九％と伊奈村より畑方比が高く、同じく引田村が、田高比八％、畑高比九二％、代継村が田高比五％、畑高比九五％となっている。さらに、秋川上流の五日市村周辺にまで広げ（五日市、戸倉、留原、深沢、高尾、小和田、小中野、網代、伊奈の九ヶ村）、田、畑の構成比を寛文七年検地帳⁽³⁶⁾にしてみると、伊奈村の田畑構成比は、伊奈、五日市村周辺村々の平均値に近いといえる。また、耕地の中心である畑地についてみると、伊奈村は上畑と中畑の構成比が両者を併せると四七％、約半数に近い割合を示しており、これを周辺地域と比較するとその比率はけっして低くないのである。

これらのことから伊奈村は、多摩郡のなかでも耕地に畑方の占める割合の高い村であるといえる。しかし、一方、秋川流域、特に伊奈村及び五日市村周辺の村々のなかで比較すると、田畑構成比は平均的な村であり、しかも周辺村々より、畑地のなかで生産性の高い上畑や中畑が占める割合が高い村であることを指摘できよう。

【图 4 伊奈村小字位置图】



【図5 伊奈村小字別地目概図】



- 了・鎮守社
- イ・成就院
- ウ・普門寺
- エ・明光寺
- オ・龍性寺
- カ・松岩寺
- キ・薬師堂
- ク・熊野権現
- ケ・稲荷森
- コ・念仏堂

● 新屋敷 (寛文以降、宝暦以前に創出された)

【表5 寛文7年の総面積、等級、所在地別 土地集計】

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	2366	745	386	136	0	3633
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	65.13%	20.51%	10.62%	3.74%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.57%	0.89%	1.98%	11.32%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.93%	0.29%	0.15%	0.05%	0.00%	1.43%
竹山	0	0	0	0	0	18	2175	1789	162	0	467	0	4611
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.39%	47.17%	38.80%	3.51%	0.00%	10.13%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.96%	3.99%	2.70%	0.19%	0.00%	38.88%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.86%	0.70%	0.06%	0.00%	0.18%	0.00%	1.81%
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	3908	10170	1431	0	0	0	15509
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	25.20%	65.57%	9.23%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.17%	15.36%	1.70%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.54%	4.00%	0.56%	0.00%	0.00%	0.00%	6.10%
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	8385	17631	712	0	0	0	26728
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	31.37%	65.96%	2.66%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	15.38%	26.63%	0.85%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.30%	6.93%	0.28%	0.00%	0.00%	0.00%	10.51%
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	352	9518	689	0	0	10559
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.33%	90.14%	6.53%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.53%	11.32%	3.53%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.14%	3.74%	0.27%	0.00%	0.00%	4.15%
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	6351	2847	0	0	9198
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	69.05%	30.95%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.56%	14.58%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.50%	1.12%	0.00%	0.00%	3.62%
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1231	2368	0	0	3599
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	34.20%	65.80%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.46%	12.12%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.48%	0.93%	0.00%	0.00%	1.42%
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	3617	3811	0	0	7428
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	48.69%	51.31%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.30%	19.51%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.42%	1.50%	0.00%	0.00%	2.92%
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	6596	0	0	0	6596
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.85%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.59%	0.00%	0.00%	0.00%	2.59%
桜木(2)	0	0	0	0	0	228	0	1046	5279	1902	0	0	8455
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.70%	0.00%	12.37%	62.44%	22.50%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	12.15%	0.00%	1.58%	6.28%	9.74%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.09%	0.00%	0.41%	2.08%	0.75%	0.00%	0.00%	3.33%
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	1737	0	0	0	1737
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.07%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.68%	0.00%	0.00%	0.00%	0.68%
いなりノ上	0	0	0	0	380	144	0	121	4584	620	0	0	5849
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	6.50%	2.46%	0.00%	2.07%	78.37%	10.60%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	8.57%	7.68%	0.00%	0.18%	5.45%	3.17%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.15%	0.06%	0.00%	0.05%	1.80%	0.24%	0.00%	0.00%	2.30%
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	17	1233	2957	1380	0	0	0	5577
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	21.93%	53.02%	24.74%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.91%	2.24%	4.47%	1.64%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.48%	1.16%	0.54%	0.00%	0.00%	0.00%	2.19%
いさぐり	48	0	0	0	0	246	0	0	0	428	130	0	852
所在地別%	5.63%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	28.87%	0.00%	0.00%	0.00%	50.23%	15.26%	0.00%	
等級別%	0.24%	0.00%	0.00%	0.00%	13.11%	0.00%	0.00%	0.00%	2.19%	10.82%	
総面積別%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.17%	0.05%	0.00%	0.34%

がくぼ	0	0	541	1175	1863	1176	325	0	263	60	322	0	5725
所在地別%	0.00%	0.00%	9.45%	20.52%	32.54%	20.54%	5.68%	0.00%	4.59%	1.05%	5.62%	0.00%	
等級別%	0.00%	67.54%	62.27%	42.00%	62.69%	0.60%	0.00%	0.31%	0.31%	26.81%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.21%	0.46%	0.73%	0.46%	0.13%	0.00%	0.10%	0.02%	0.13%	0.00%	2.25%
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	5364	0	0	0	0	0	5364
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	9.84%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.11%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.11%
水草木	0	0	0	0	0	0	17729	0	0	0	0	0	17729
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	32.51%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	6.97%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	6.97%
安戸	0	0	0	0	0	0	2998	3310	103	0	0	0	6411
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	46.76%	51.63%	1.61%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.50%	5.00%	0.12%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.18%	1.30%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	2.52%
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	1210	1991	0	0	0	0	3201
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	37.80%	62.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.22%	3.01%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.48%	0.78%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.26%
中原	0	0	0	0	0	0	7983	2529	2296	331	0	0	13139
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	60.76%	19.25%	17.47%	2.52%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	14.64%	3.82%	2.73%	1.69%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.14%	0.99%	0.90%	0.13%	0.00%	0.00%	5.17%
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	1824	6661	1604	0	0	0	10089
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	18.08%	66.02%	15.90%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.34%	10.06%	1.91%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.72%	2.62%	0.63%	0.00%	0.00%	0.00%	3.97%
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	2080	3227	117	0	0	5424
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	38.35%	59.49%	2.16%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.14%	3.84%	0.60%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.82%	1.27%	0.05%	0.00%	0.00%	2.13%
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	8653	4155	0	0	12808
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	67.56%	32.44%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	10.30%	21.28%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.40%	1.63%	0.00%	0.00%	5.04%
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	3823	124	0	0	3947
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	96.86%	3.14%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.55%	0.63%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.50%	0.05%	0.00%	0.00%	1.55%
柴木	0	0	0	0	0	0	0	2204	16153	1481	0	0	19838
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	11.11%	81.42%	7.47%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.33%	19.22%	7.58%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.87%	6.35%	0.58%	0.00%	0.00%	7.80%
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	1159	6298	1637	72	0	0	9166
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	12.64%	68.71%	17.86%	0.79%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.13%	9.51%	1.95%	0.37%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.46%	2.48%	0.64%	0.03%	0.00%	0.00%	3.61%
上ヶ谷戸(2)	0	0	260	712	2193	47	249	4702	2945	139	146	0	11393
所在地別%	0.00%	0.00%	2.28%	6.25%	19.25%	0.41%	2.19%	41.27%	25.85%	1.22%	1.28%	0.00%	
等級別%	0.00%	32.46%	37.73%	49.44%	2.51%	0.46%	7.10%	3.50%	0.71%	12.16%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.10%	0.28%	0.86%	0.02%	0.10%	1.85%	1.16%	0.05%	0.06%	0.04%	4.48%
新町	6069	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6069
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	30.74%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	2.39%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.39%
原口	2504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2504
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	12.68%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.98%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.98%

上村	2894	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2894
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	14.66%	-----	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	1.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.14%
本町	5875	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5875
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	29.76%	-----	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	2.31%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.31%
北伊奈	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1026
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	5.20%	-----	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.40%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.40%
松岩寺	1325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1325
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	6.71%	-----	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.52%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.52%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所在地別%	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
等級別%	0.00%	-----	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所在地別%	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
等級別%	0.00%	-----	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
合計	19741	0	801	1887	4436	1876	54532	66207	84047	19530	1201	0	254258
総面積別%	7.76%	0.00%	0.32%	0.74%	1.74%	0.74%	21.45%	26.04%	33.06%	7.68%	0.47%	0.00%	

【表6 宝暦11年の総面積、等級、所在地別 土地集計】

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	2366	745	386	136	0	3633
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	65.13%	20.51%	10.62%	3.74%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.56%	0.90%	1.97%	11.32%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.93%	0.29%	0.15%	0.05%	0.00%	1.43%
竹山	0	0	0	0	0	18	2175	1761	250	0	467	0	4671
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.39%	46.56%	37.70%	5.35%	0.00%	10.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.03%	4.03%	2.65%	0.30%	0.00%	38.88%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.86%	0.69%	0.10%	0.00%	0.18%	0.00%	1.84%
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	4216	10170	1431	0	0	0	15817
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	26.65%	64.30%	9.05%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.81%	15.32%	1.74%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.66%	4.00%	0.56%	0.00%	0.00%	0.00%	6.22%
引ノ上	0	0	0	0	0	0	8385	17631	712	0	0	0	26728
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	31.37%	65.96%	2.66%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	15.54%	26.57%	0.86%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.30%	6.94%	0.28%	0.00%	0.00%	0.00%	10.51%
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	352	9518	689	0	0	10559
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.33%	90.14%	6.53%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.53%	11.54%	3.52%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.14%	3.74%	0.27%	0.00%	0.00%	4.15%
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	6351	2847	0	0	9198
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	69.05%	30.95%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.70%	14.53%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.50%	1.12%	0.00%	0.00%	3.62%
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1231	2368	0	0	3599
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	34.20%	65.80%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.49%	12.08%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.48%	0.93%	0.00%	0.00%	1.42%
桜木(1)	0	96	0	0	0	0	0	0	3617	3715	0	0	7428
所在地別%	0.00%	1.29%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	48.69%	50.01%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	4.89%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.39%	18.96%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.42%	1.46%	0.00%	0.00%	2.92%
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	6596	0	0	0	6596
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	8.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.59%	0.00%	0.00%	0.00%	2.59%
桜木(2)	0	0	0	0	0	228	0	1046	5279	1902	0	0	8455
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.70%	0.00%	12.37%	62.44%	22.50%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	13.09%	0.00%	1.58%	6.40%	9.71%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.09%	0.00%	0.41%	2.08%	0.75%	0.00%	0.00%	3.33%
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	1425	312	0	0	1737
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	82.04%	17.96%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.73%	1.59%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.56%	0.12%	0.00%	0.00%	0.68%
いなりの上	0	228	0	0	380	144	0	121	4504	472	0	0	5849
所在地別%	0.00%	3.90%	0.00%	0.00%	6.50%	2.46%	0.00%	2.07%	77.00%	8.07%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	11.60%	0.00%	0.00%	8.45%	8.27%	0.00%	0.18%	5.46%	2.41%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.15%	0.06%	0.00%	0.05%	1.77%	0.19%	0.00%	0.00%	2.30%
北イナ前(1)	0	186	0	0	0	17	1223	2957	1214	0	0	0	5597
所在地別%	0.00%	3.32%	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	21.85%	52.83%	21.69%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	9.47%	0.00%	0.00%	0.00%	0.98%	2.27%	4.46%	1.47%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.48%	1.16%	0.48%	0.00%	0.00%	0.00%	2.20%
いさぐり	48	0	0	0	0	256	0	0	0	428	130	0	862
所在地別%	5.57%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	29.70%	0.00%	0.00%	0.00%	49.65%	15.08%	0.00%	
等級別%	0.24%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	14.70%	0.00%	0.00%	0.00%	2.18%	10.82%	
総面積別%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.17%	0.05%	0.00%	0.34%

かくほ	0	0	541	1180	1923	1032	0	148	263	60	322	0	5469
所在地別%	0.00%	0.00%	9.89%	21.58%	35.16%	18.87%	0.00%	2.71%	4.81%	1.10%	5.89%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	67.54%	62.37%	42.77%	59.24%	0.00%	0.22%	0.32%	0.31%	26.81%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.21%	0.46%	0.76%	0.41%	0.00%	0.06%	0.10%	0.02%	0.13%	0.00%	2.15%
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	5492	0	0	0	0	0	5492
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	10.18%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.16%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.16%
水草木	0	0	0	0	0	0	17631	0	0	0	0	0	17631
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	32.67%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	6.94%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	6.94%
安戸	0	0	0	0	0	0	2898	3310	103	0	0	0	6311
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	45.92%	52.45%	1.63%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.37%	4.99%	0.12%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.14%	1.30%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	2.48%
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	1210	1991	0	0	0	0	3201
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	37.80%	62.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.24%	3.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.48%	0.78%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.26%
中原	0	0	0	0	0	0	7507	3005	2296	331	0	0	13139
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	57.14%	22.87%	17.47%	2.52%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	13.91%	4.53%	2.78%	1.69%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.95%	1.18%	0.90%	0.13%	0.00%	0.00%	5.17%
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	1824	6661	1604	0	0	0	10089
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	18.08%	66.02%	15.90%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.38%	10.04%	1.95%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.72%	2.62%	0.63%	0.00%	0.00%	0.00%	3.97%
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	2080	3227	117	0	0	5424
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	38.35%	59.49%	2.16%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.13%	3.91%	0.60%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.82%	1.27%	0.05%	0.00%	0.00%	2.13%
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	8547	4155	0	0	12702
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	67.29%	32.71%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	10.37%	21.20%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.36%	1.63%	0.00%	0.00%	5.00%
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	3823	124	0	0	3947
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	96.86%	3.14%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.64%	0.63%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.50%	0.05%	0.00%	0.00%	1.55%
柴木	0	490	0	0	0	0	0	2204	15665	1481	0	0	19840
所在地別%	0.00%	2.47%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	11.11%	78.96%	7.46%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	24.94%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.32%	19.00%	7.56%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.19%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.87%	6.16%	0.58%	0.00%	0.00%	7.80%
竹ノ後	0	501	0	0	0	0	1159	5863	1571	72	0	0	9166
所在地別%	0.00%	5.47%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	12.64%	63.96%	17.14%	0.79%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	25.50%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.15%	8.83%	1.91%	0.37%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.46%	2.31%	0.62%	0.03%	0.00%	0.00%	3.61%
上ヶ谷戸(2)	0	464	280	712	2193	47	249	4702	2482	139	146	0	11394
所在地別%	0.00%	4.07%	2.60%	6.25%	19.25%	0.41%	2.19%	41.27%	21.78%	1.22%	1.28%	0.00%	
等級別%	0.00%	23.61%	32.46%	37.63%	48.78%	2.70%	0.46%	7.08%	3.01%	0.71%	12.16%	
総面積別%	0.00%	0.18%	0.10%	0.28%	0.86%	0.02%	0.10%	1.85%	0.98%	0.05%	0.06%	0.00%	4.48%
新町	6069	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6069
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	30.74%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	2.39%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.36%
原口	2504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2504
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	12.68%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.98%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.98%

上村	2894	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2894
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	14.66%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	1.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.14%
本町	5875	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5875
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	29.76%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	2.31%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.31%
北伊奈	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1026
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	5.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.40%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.40%
松岩寺	1325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1325
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
等級別%	6.71%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.52%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.52%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所在地別%	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所在地別%	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	-----
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
合計	19741	1965	801	1892	4496	1742	53969	66368	82454	19598	1201	0	0	254227
総面積別%	7.77%	0.77%	0.32%	0.74%	1.77%	0.69%	21.23%	26.11%	32.43%	7.71%	0.47%	0.00%	0.00%	

【表7 明治5年の総面積、等級、所在地別 土地集計】

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	2366	745	386	136	0	3633
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	65.13%	20.51%	10.62%	3.74%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.57%	0.90%	2.02%	10.15%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.93%	0.29%	0.15%	0.05%	0.00%	1.43%
竹山	0	50	0	0	0	18	2175	1711	250	0	425	0	4629
所在地別%	0.00%	1.08%	0.00%	0.00%	0.00%	0.39%	46.99%	36.96%	5.40%	0.00%	9.18%	0.00%	
等級別%	0.00%	3.18%	0.00%	0.00%	0.00%	1.04%	4.05%	2.58%	0.30%	0.00%	31.72%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.86%	0.67%	0.10%	0.00%	0.17%	0.00%	1.82%
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	3764	10170	1575	0	42	0	15551
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	24.20%	65.40%	10.13%	0.00%	0.27%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.00%	15.34%	1.90%	0.00%	3.13%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.48%	4.00%	0.62%	0.00%	0.02%	0.00%	6.12%
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	8385	17637	712	0	0	0	26734
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	31.36%	65.97%	2.66%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	15.60%	26.60%	0.86%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.30%	6.94%	0.28%	0.00%	0.00%	0.00%	10.52%
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	352	9518	689	0	0	10559
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.33%	90.14%	6.53%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.53%	11.48%	3.60%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.14%	3.74%	0.27%	0.00%	0.00%	4.15%
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	6351	2847	0	0	9198
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	69.05%	30.95%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.66%	14.87%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.50%	1.12%	0.00%	0.00%	3.62%
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1231	2368	0	0	3599
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	34.20%	65.80%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.48%	12.37%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.48%	0.93%	0.00%	0.00%	1.42%
桜木(1)	0	96	0	0	0	0	0	0	3617	3715	0	0	7428
所在地別%	0.00%	1.29%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	48.69%	50.01%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	6.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.36%	19.40%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.42%	1.46%	0.00%	0.00%	2.92%
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	6596	0	0	0	6596
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.95%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.60%	0.00%	0.00%	0.00%	2.60%
桜木(2)	0	30	0	0	0	228	0	1046	5249	1902	0	0	8455
所在地別%	0.00%	0.35%	0.00%	0.00%	0.00%	2.70%	0.00%	12.37%	62.08%	22.50%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	1.91%	0.00%	0.00%	0.00%	13.20%	0.00%	1.58%	6.33%	9.93%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.09%	0.00%	0.41%	2.07%	0.75%	0.00%	0.00%	3.33%
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	1737	0	0	0	1737
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.09%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.68%	0.00%	0.00%	0.00%	0.68%
いなりノ上	0	228	0	0	380	144	0	121	4504	472	0	0	5849
所在地別%	0.00%	3.90%	0.00%	0.00%	6.50%	2.46%	0.00%	2.07%	77.00%	8.07%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	14.49%	0.00%	0.00%	8.48%	8.34%	0.00%	0.18%	5.43%	2.47%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.15%	0.06%	0.00%	0.05%	1.77%	0.19%	0.00%	0.00%	2.30%
北イナ前(1)	0	186	0	0	0	17	1223	2957	1214	0	0	0	5597
所在地別%	0.00%	3.32%	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	21.85%	52.83%	21.69%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	11.82%	0.00%	0.00%	0.00%	0.98%	2.28%	4.46%	1.46%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.07%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.48%	1.16%	0.48%	0.00%	0.00%	0.00%	2.20%
いさぐり	48	0	0	0	0	241	0	0	0	428	130	0	847
所在地別%	5.67%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	28.45%	0.00%	0.00%	0.00%	50.53%	15.35%	0.00%	
等級別%	0.24%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	13.95%	0.00%	0.00%	0.00%	2.24%	9.70%	0.00%	
総面積別%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.17%	0.05%	0.00%	0.33%

がくぼ	0	0	541	1175	1923	1032	325	148	263	60	322	0	5789
所在地別%	0.00%	0.00%	9.35%	20.30%	33.22%	17.83%	5.61%	2.56%	4.54%	1.04%	5.56%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	60.58%	62.27%	42.92%	59.76%	0.60%	0.22%	0.32%	0.31%	24.03%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.21%	0.46%	0.76%	0.41%	0.13%	0.06%	0.10%	0.02%	0.13%	0.00%	2.28%
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	5364	0	0	0	0	0	5364
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	9.98%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.11%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.11%
水草木	0	0	0	0	0	0	17729	0	0	0	0	0	17729
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	32.98%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	6.98%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	6.98%
安戸	0	0	0	0	0	0	2998	3310	103	0	0	0	6411
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	46.76%	51.63%	1.61%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.58%	4.99%	0.12%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.18%	1.30%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	2.52%
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	1210	1991	0	0	0	0	3201
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	37.80%	62.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.25%	3.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.48%	0.78%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.26%
中原	0	0	0	0	0	0	7507	3005	2296	0	0	0	13139
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	57.14%	22.87%	17.47%	2.52%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	13.97%	4.53%	2.77%	1.73%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.95%	1.18%	0.90%	0.13%	0.00%	0.00%	5.17%
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	1824	6625	1604	0	0	0	10053
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	18.14%	65.90%	15.96%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.39%	9.99%	1.93%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.72%	2.61%	0.63%	0.00%	0.00%	0.00%	3.96%
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	2080	3227	117	0	0	5424
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	38.35%	59.49%	2.16%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.14%	3.89%	0.61%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.82%	1.27%	0.05%	0.00%	0.00%	2.13%
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	8653	4155	0	0	12808
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	67.56%	32.44%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	10.43%	21.70%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.40%	1.63%	0.00%	0.00%	5.04%
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	3823	124	0	0	3947
所在地別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	96.86%	3.14%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.61%	0.65%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.50%	0.05%	0.00%	0.00%	1.55%
柴木	0	84	0	0	0	0	0	2204	15540	1481	0	380	19689
所在地別%	0.00%	0.43%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	11.19%	78.93%	7.52%	0.00%	1.93%	
等級別%	0.00%	5.34%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.32%	18.74%	7.73%	100.00%	
総面積別%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.87%	6.11%	0.58%	0.00%	0.15%	7.75%
竹ノ後	0	483	0	0	0	0	1089	5885	1637	72	0	0	9166
所在地別%	0.00%	5.27%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	11.88%	64.20%	17.86%	0.79%	0.00%	0.00%	
等級別%	0.00%	30.71%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.03%	8.87%	1.97%	0.38%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.19%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.43%	2.32%	0.64%	0.03%	0.00%	0.00%	3.61%
上ヶ谷戸(2)	0	416	352	712	2177	47	157	4702	2496	0	285	0	11344
所在地別%	0.00%	3.67%	3.10%	6.28%	19.19%	0.41%	1.38%	41.45%	22.00%	0.00%	2.51%	0.00%	
等級別%	0.00%	26.45%	39.42%	37.73%	48.59%	2.72%	0.29%	7.09%	3.01%	0.00%	21.27%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.16%	0.14%	0.28%	0.86%	0.02%	0.06%	1.85%	0.98%	0.00%	0.11%	0.00%	4.46%
新町	6069	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6069
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	30.74%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	2.39%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.39%
原口	2504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2504
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	12.68%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.99%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.99%

上村	2894	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2894
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	14.66%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	1.14%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.14%
本町	5875	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5875
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	29.76%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	2.31%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.31%
北伊奈	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1026
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	5.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.40%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.40%
松岩寺	1325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1325
所在地別%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
等級別%	6.71%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.52%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.52%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所在地別%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所在地別%	
等級別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
総面積別%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
合計	19741	1573	893	1887	4480	1727	53750	66310	82941	19147	1340	380	254169
総面積別%	7.77%	0.62%	0.35%	0.74%	1.76%	0.68%	21.15%	26.09%	32.63%	7.53%	0.53%	0.15%	

【表8 寛文7年の字別土地丈量及び地目別比率】

1 東原	1町、2反、1畝、03歩	(中畑65%、下畑20%)
2 竹山	1、5、3、21	(上畑47%、中畑38%)
3 松岩寺前	5、1、6、04	(上畑25%、中畑65%)
4 引田ノ上	8、9、0、28	(上畑65%、中畑31%)
5 森ノ下	6、5、1、29	(下畑90%)
6 中平	3、0、6、18	(下畑69%、下々畑30%)
7 そとハド	1、1、9、29	(下畑34%、下々畑65%)
8 桜木	2、8、1、25	(下畑48%、下々畑51%)
9 前原	2、1、9、19	(下畑100%)
10 桜木	2、4、7、28	(下畑62%、下々畑22%)
11 上ヶ谷戸	5、7、09	(下畑100%)
12 稲荷ノ上	1、9、4、29	(下田6%、下々田2%、下畑78%)
13 北伊奈前	1、8、4、27	(上畑21%、中畑53%、下畑24%)
14 いさぐり	2、6、24	(下々田28%、下々畑50%、切畑15%)
15 河久保	1、8、0、00	(上田9%、中田20%、下田32%、下々田20%)
16 北伊奈前	1、8、9、19	(上畑100%)
17 水草木	5、5、0、29	(上畑100%)
18 安戸	2、1、3、09	(上畑46%、中畑51%)
19 北伊奈前	1、0、6、21	(上畑37%、中畑62%)
20 中原	4、3、7、29	(上畑60%、中畑19%、下畑17%)
21 稲荷上	3、3、5、14	(上畑18%、中畑66%、下畑15%)
22 稲荷下	1、8、0、24	(中畑38%、下畑59%)
23 荒井	4、2、6、28	(下畑67%、下々畑32%)
24 そとわど	1、3、1、14	(下畑96%)
25 柴木	6、6、1、08	(下畑81%)
26 竹後	2、9、9、16	(中畑68%、下畑17%)
27 上ヶ谷戸	3、8、4、18	(中畑41%、下畑25%)
28 新町		(屋敷100%)
29 原口		(屋敷100%)
30 上村		(屋敷100%)
31 本町		(屋敷100%)
32 北伊奈		(屋敷100%)
33 松岩寺		(屋敷100%)
34 その他		

【表9】地目別土地丈量

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計	
														計
寛文七年	19,741	0	801	1,887	4,436	1,876	54,532	66,207	84,047	19,530	1,201	0	254,258	
	7.76%	0.00%	0.32%	0.74%	1.74%	0.74%	21.45%	26.04%	33.06%	7.68%	0.47%	0.00%		
宝曆11年	19,741	0	9,000				225,517						0	254,227
	7.76%	0.00%	3.53%				88.69%						0.00%	
明治5年	19,741	1,573	893	1,887	4,480	1,727	53,750	66,310	82,941	19,147	1,340	380	254,169	
	7.77%	0.62%	0.35%	0.74%	1.76%	0.68%	21.15%	26.09%	32.63%	7.53%	0.53%	0.15%		
合計		19,741	8,931				223,590						0	254,169
面積別%		7.77%	3.51%				87.94%						0.00%	
合計		19,741	8,987				223,488						380	254,169
面積別%		7.77%	3.53%				87.92%						0.15%	

(二) 耕地保有状況

(1) 寛文七年の耕地保有の特徴

寛文、宝曆、明治の三期における検地帳登録人の耕地保有状況を比較することによって村内の階層構成の変遷を把握したい。そこで、伊奈村の耕地保有者の保有する耕地面積の大小を検地帳登録人別にグラフに示したものが【図6、7、8】である。このグラフからわかるように、寛文七年検地帳の登録人二九一人のなかで最大の耕地保有者である清左衛門Cの耕地保有面積は六、六一四歩である。一方、最小の耕地保有者は善兵衛で、その耕地保有面積は僅か十二歩である。次に、宝曆十一年地所改帳の登録人四〇九人のなかでは、最大の耕地保有者は庄兵衛で、その耕地保有面積は九、六〇九歩である。そして、最小の耕地保有者は由兵衛で、その耕地保有面積は十一歩である。また、明治五年検地帳の登録人三四一人における最大の耕地保有者は新太郎であるが、その耕地保有面積は一一、七六〇歩であるのに対し、最小の耕地保有者竹次郎の耕地保有面積は十一歩である。

このように耕地保有面積には大きな開きがあるが、このグラフをもとに耕地保有面積を三千歩以上、次に、三千歩未満千五百歩以上、そして、千五百歩未満九百歩以上、さらに、九百歩未満六百歩以上、六百歩未満三百歩以上、最後に、三百歩未満の六つの階層に分けてその構成を表したものが【表10】である。そして、これを図化したものが【図9】【図10】【図11】【図12】である。

これらの図・表から、まず寛文七年における伊奈村の耕地保有の様相を概観してみると、検地帳登録人の耕地保有面積からみた村内の階層構成は、千五百歩以上の耕地を保有する自立可能な層が四八人、一六・四

%存在しているが、一方、六百歩未満の耕地保有面積である零細層が一三六人、四六・六%と、検地帳登録人の半数近く存在していることがわかる。ちなみに、その中間にあたる千五百歩未満六百歩以上の耕地保有者は一〇七人、三三・七%となっている。この四八人の保有する耕地の面積を合計すると伊奈村の全耕地面積の四三・二%に達し、一人あたりの平均保有耕地面積は二、二八九歩となっているが、逆に零細層一三六人の保有する耕地面積は一六・八%、一人あたりの平均保有耕地面積は三〇九歩にすぎないのである。この四八人の上位階層のなかに村外の耕地保有者は二人(三、七〇一步の耕地を保有する七郎左衛門と一、六八二歩の耕地を保有する七郎右衛門でいずれも横沢村の者である)存在するが(四%)、零細階層一三六人をみるとじつに六六人にのぼっており、零細階層に属する者の四八%にあたる者が村外からの入作者であることがわかる。

この寛文七年の数値を比較の基礎数値として、宝曆十一年、さらに明治五年と比較すると【表10】が得られるが、まず、明らかなのは寛文期に比べ、登録人数が宝曆、明治の両期ともに増大していることである。特に、宝曆十一年は一八八人、じつに四〇%の増加となっている。また、明治五年においても寛文七年に比較すると五〇人、十七%の増加となっている。しかし、明治期は宝曆期に比べ六八人減じている。

(2) 宝曆十一年の耕地保有の特徴

耕地保有者が時代を追って増加していることについてもう少し詳しくみると、寛文期に比較して宝曆期は、三千歩以上の耕地保有者は、一名増え、十六%の増加にとどまっているが、六百歩未満三百歩以上の零細な耕地保有者は、四四人、六一%の増加となり、さらに三百歩未満の耕

地保有者にいたっては、じつに九八人、一五三％の激増となっているのである。ところが逆に、三千歩未満千五百歩以上の耕地保有者は、二三人へと半減しているのである。このことは、三千歩未満千五百歩以上の耕地を保有していた耕地保有者が激減した分、六百歩未満の耕地保有者、特に三百歩未満の零細な耕地保有者の激増をもたらしたとみることができよう。

寛文期から宝暦期の耕地保有者の変動について、伊奈村村内の耕地保有者に限ってみてみると、三千歩以上の耕地保有者は五人から三人へ、さらに、三千歩未満千五百歩以上の耕地保有者は四人から二人へと半減しているのである。それに反して、零細な耕地保有者層といえる六百歩未満の耕地保有者は三二人から五四人へと六八％の増加、三百歩未満の耕地保有者にいたっては三八人から九五五人へと二五〇％も激増しており、寛文期より宝暦期にいたる間に村内の階層分化が著しく進展したといえよう。このことは、耕地面積の占有状況からも明らかである。

寛文期に三千歩以上の耕地保有者の保有する耕地の総面積は、二五、七三〇歩、伊奈村耕地全面積の一〇・一％であったが、宝暦期になると三八、四四六歩、一五・一％となり、この階層が保有する耕地面積は約五〇％の増加となっているのである。ところが、逆に三千歩未満千五百歩以上の耕地保有者においては、八四、一五四歩、三三・一％であった保有耕地面積が、四八、七四九歩、一九・二％となり、保有耕地面積は四三％激減しているのである。さらに、千五百歩未満六百歩以上の耕地保有者階層も耕地保有面積は一〇％の漸減となっている。一方、零細な耕地保有者層へ目をやると六百歩未満三百歩以上の耕地保有者層は、耕地保有面積三〇、九三五歩、一二・二％から四八、七九四歩、一九・一

％へと五七％増大させ、三百歩未満の耕地保有者層においては耕地保有面積を一一、二二三歩、四・四％から二六、七二三歩、一〇・五％へと二三八％も激増させているのである。

階層分化の進展に大きく作用したと思われる村外からの入作者（村外耕地保有者）の動向をみると六つの階層全てで村外の耕地保有者数は増えているが、特に、三千歩以上の耕地保有者数は寛文期に一人であったものが、四人に増加して村内の保有者数三人を一人上回っているのである。また、零細な耕地保有者層である三百歩未満の耕地保有者数も増加が激しく、寛文期に二六人であったものが、六七人になっている。全体では、寛文期に九〇人であった村外の耕地保有者は一六八人となり、八六％の増加となっている。

(3) 明治五年の耕地保有の特徴

宝暦期と同様に明治五年の耕地保有状況をみると、寛文期に比較して明治期の三千歩以上の耕地保有者は八名増加し、一三三％の激増となっているが、宝暦期に比較しても七名、百％の倍増となっている。三千歩未満千五百歩以上の耕地保有者は宝暦期とほぼ同様の傾向を示しているが、千五百歩未満九百歩以上の耕地保有者は、寛文期に比べると半減し、また、宝暦期に比較しても四四％減少しているのである。一方、零細な耕地保有者層をみると六百歩未満三百歩以上の耕地保有者は、寛文期より一三％増加しているが、宝暦期の六六％増にははるかに及ばず、逆に宝暦期に比較して三二人減少しているのである。三百歩未満の耕地保有者も寛文期に比べると一二九％の激増となっているが、宝暦期に比較すると十五人、九・二％減っている。

寛文期から宝暦期、そして明治期の耕地保有者の変動について、伊奈

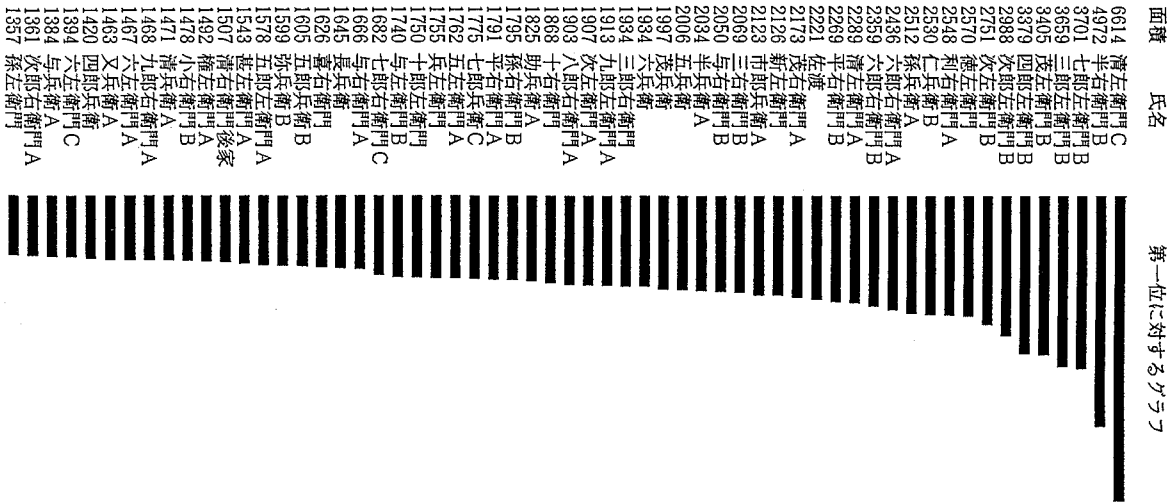
村内の耕地保有者に限ってみてみると、三千歩以上の耕地保有者層と三百歩未満の零細な耕地保有者層の部分で宝暦期の状況と大いに異なることがわかる。それは、三千歩以上の耕地集積者十四人のうち伊奈村に居住する者が十一人、七八・五%を占め、村外の耕地保有者三人を大きく上回っていることである。むしろ、村外の保有者は宝暦期より一人減っているのである。また、零細な三百歩未満の耕地保有者層も宝暦期の傾向と大きく異なっている。この層の耕地保有者数は、宝暦期より九・二%の減となっているが、村内の耕地保有者二〇二人に占める比率は五〇・五%、じつに半数となっているのである。宝暦期に村内の階層分化は著しく進展しているが、明治期はさらに一層、階層分化が進み、千五百歩未満六百歩以上の耕地保有者層、いわば中間層が減少し、その分、三千歩以上の耕地を保有する耕地集積者が増大し、一方、三百歩未満の零細な耕地保有者層が増えるという両極化現象をもたらしたといえよう。

そこで村外からの入作者（村外耕地保有者）の動向をみると、入作者の数は、寛文期より五四%、四九人多い一三九人であるが、宝暦期に比べると六つの階層のほぼ全てでその数を減らし、全体では二九人、十七%減少している。特に、明治期の三千歩以上の耕地保有者数は宝暦期に比べると、一人減少しただけであるが、これを耕地保有者総数との比較してみると、明治期の村外の耕地保有者の比率は二一・四%で宝暦期の五七・一%を大きく下回り半減しているのである。

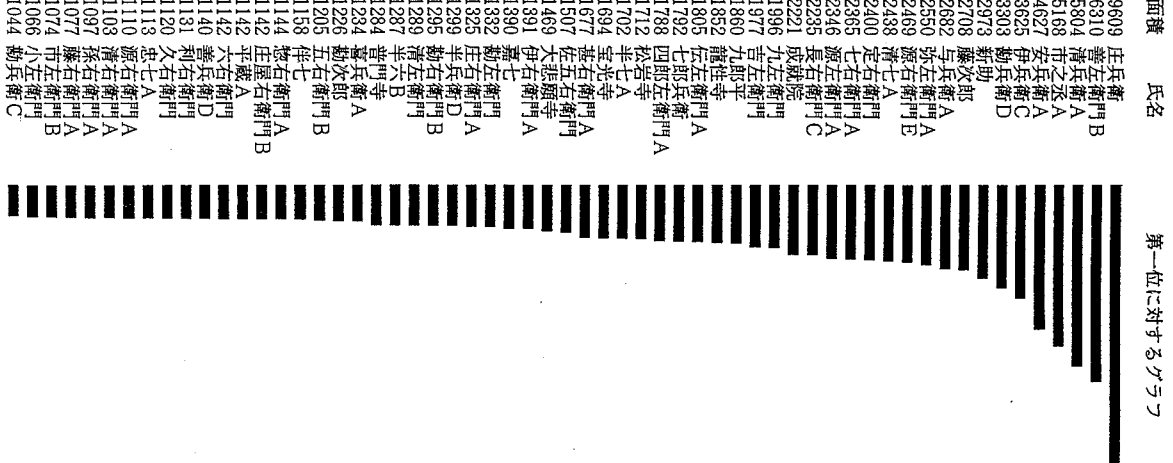
保有耕地面積の占有状況をみると、明治期の三千歩以上の耕地保有者十四人の保有する耕地の総面積は、八一、二八五歩であり、じつに耕地総面積の三二%を集積しているのである。逆に、千五百歩未満の耕地保有者層においては、宝暦期より占有耕地面積を漸減させているが、その

なかにおいて、千五百歩未満九百歩以上の層の耕地保有面積の減少の度合いが大きく、四三%の減となっている。一方、激増した三百歩未満の耕地保有者層の耕地保有面積は二二、五九一歩で寛文期の一一、二二三歩と比較すると倍増しているが、宝暦期の二六、七二三歩と比べるとむしろ四、一二三歩、十五%を減少しているのである。

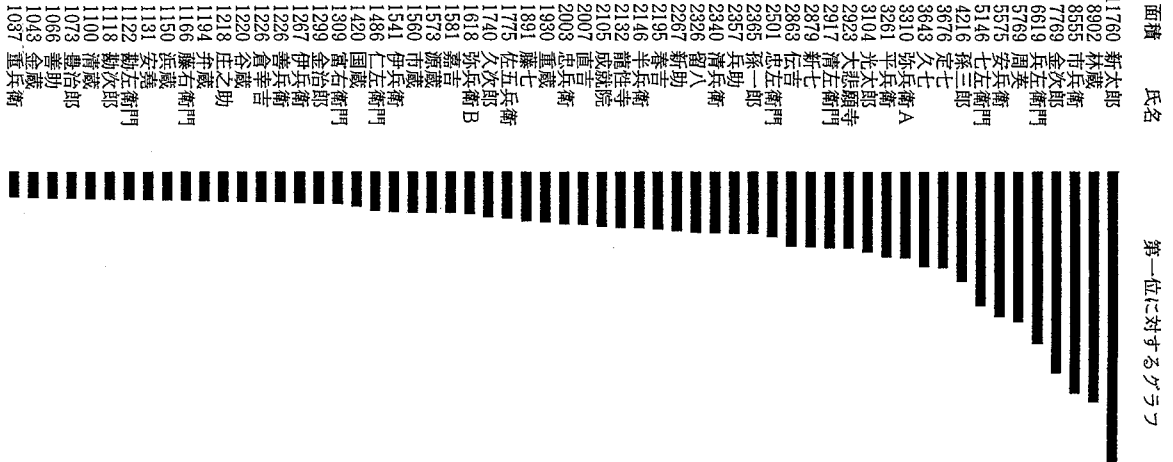
【図6】 寛文7年所有者別相対面積グラフ



【図7】 宝暦11年所有者別相対面積グラフ



【図8】 明治5年所有者別相対面積グラフ



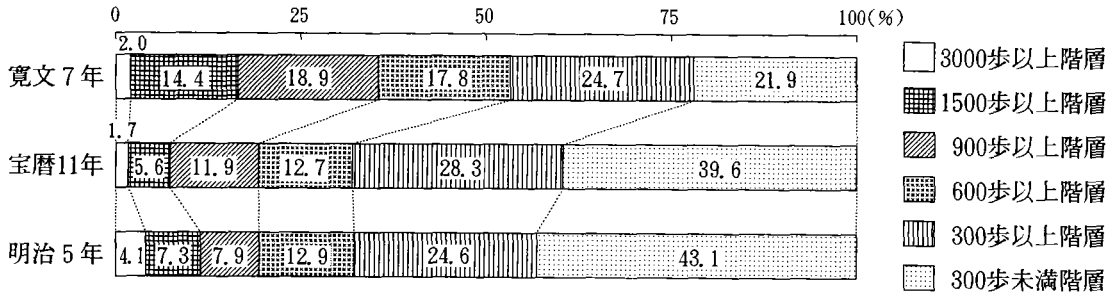
【表10 名籍人地關係】

寬文七年(一六六七)	登錄人數	構成比	村內		構成比 A : B	屋敷地 C所有者數	構成比	構成比 B : C	村外		構成比 A : D	E保有耕地 總面積	構成比
			B登錄人數	構成比					D登錄人數	構成比			
I	~ 3,000步	6人	2.0%	5人	2.5%	5人	3.0%	100%	1人	1.1%	16.6%	25,730步	10.1%
II	~ 1,500	42	14.4	41	20.4	41	24.6	100	1	1.1	2.3	84,154	33.1
III	~ 900	55	18.9	47	23.4	44	26.3	93.6	8	8.9	14.5	63,965	25.1
IV	~ 600	52	17.8	38	18.9	28	16.8	73.6	14	15.6	26.9	38,508	15.1
V	~ 300	72	24.7	32	15.9	24	14.4	75.0	40	44.4	55.5	30,935	12.2
VI	299 ~	64	21.9	38	18.9	25	15.0	65.7	26	28.9	40.6	11,213	4.4
合計		291	100	201	100	167	100	83.0	90	100	30.9	254,505	100

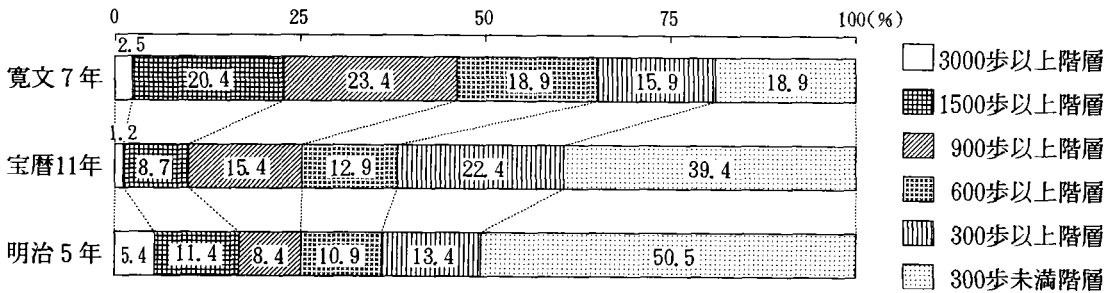
寶曆十二年(一七六一)	登錄人數	構成比	村內		構成比 A : B	屋敷地 C所有者數	構成比	構成比 B : C	村外		構成比 A : D	E保有耕地 總面積	構成比
			B登錄人數	構成比					D登錄人數	構成比			
I	~ 3,000步	7人	1.7%	3人	1.2%	3人	1.5%	100%	4人	2.4%	57.1%	38,446步	15.1%
II	~ 1,500	23	5.6	21	8.7	20	10.3	95.2	2	1.2	8.6	48,749	19.2
III	~ 900	49	11.9	37	15.4	35	17.9	94.5	12	7.1	24.4	54,166	21.3
IV	~ 600	52	12.7	31	12.9	25	12.8	80.6	21	12.5	40.3	37,359	14.6
V	~ 300	116	28.3	54	22.4	39	20.0	72.2	62	36.9	53.4	48,794	19.1
VI	299 ~	162	39.6	95	39.4	73	37.4	76.8	67	39.9	41.3	26,713	10.5
合計		409	100	241	100	195	100	80.9	168	100	41.0	254,272	100

明治五年(一八七二)	登錄人數	構成比	村內		構成比 A : B	屋敷地 C所有者數	構成比	構成比 B : C	村外		構成比 A : D	E保有耕地 總面積	構成比
			B登錄人數	構成比					D登錄人數	構成比			
I	~ 3,000步	14人	4.1%	11人	5.4%	11人	5.4%	100%	3人	2.2%	21.4%	81,285步	32.0%
II	~ 1,500	25	7.3	23	11.4	23	11.4	100	2	1.4	8.0	53,535	21.1
III	~ 900	27	7.9	17	8.4	16	8.4	94.1	10	7.2	37.0	30,649	12.0
IV	~ 600	44	12.9	22	10.9	22	10.9	100	22	15.8	50	32,217	12.7
V	~ 300	84	24.6	27	13.4	27	13.4	100	57	41.0	67.8	33,892	13.3
VI	299 ~	147	43.1	102	50.5	97	50.5	95.1	45	32.4	30.6	22,591	8.9
合計		341	100	202	100	196	100	97.0	139	100	40.7	254,169	100

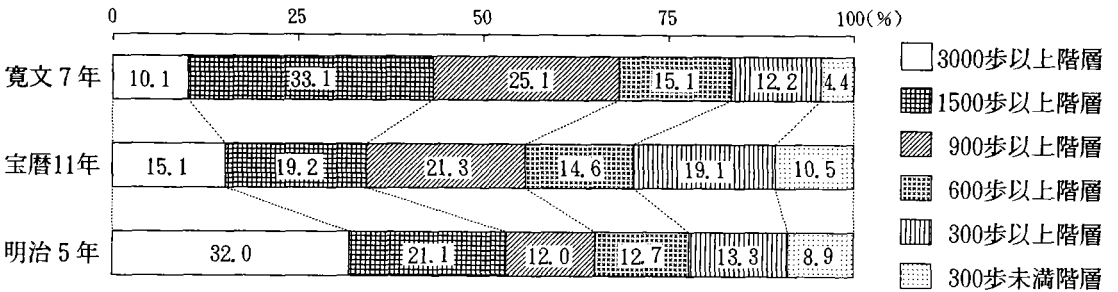
【図9 保有耕地量別総名請人階層構成】



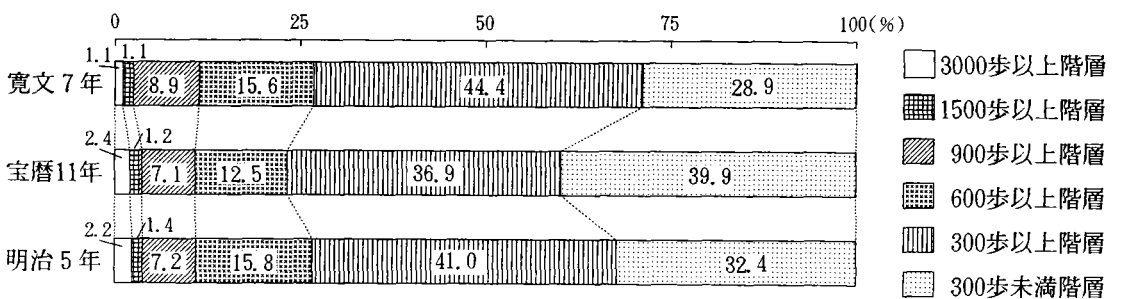
【図10 村内名請人階層構成】



【図11 名請人階層別保有耕地構成】



【図12 村外名請人階層構成】



五、保有耕地の分布とその特徴

(一) 寛文七年の耕地保有状況

寛文七年の検地帳で最も耕地保有面積の大きい清左衛門(c)は、慶長三年名寄帳を所蔵している大福氏の先祖と推定されるが、寛文七年の検地案内者七人(善右衛門、六郎右衛門、新左衛門、半右衛門、清左衛門、三郎左衛門、四郎左衛門)のうちの一人として検地帳の表紙にみえ、貢租組の一つである清左衛門組組頭として村役人の一角をしめている。清左衛門の屋敷は本町庭場にある。次に耕地保有面積の大きい半右衛門(b)は、清左衛門同様、検地案内者の一人で貢租組半右衛門組組頭である。屋敷は本町庭場にある。耕地保有面積第三位の七郎左衛門(b)は、隣村横沢村からの入作者である。第四位の三郎左衛門(b)は、検地案内者の一人で貢租組三郎左衛門組組頭であり、屋敷は本町庭場にある。第五位の茂左衛門(b)は、屋敷を上村庭場に所持している。第六位の四郎左衛門(b)は、検地案内者の一人で、貢租組四郎左衛門組組頭である。屋敷は、本町庭場にある。この六人が三千歩以上の耕地を保有する土地集積者であるが、村外の七郎左衛門を除くと五人の内の四人が検地案内人を勤めた者であり、しかも貢租組の組頭である。いずれも屋敷は本町庭場に有しているという共通点をもっている。

検地案内者七人のうち四人が耕地三千歩以上を保有しているが、残る三人の案内者の耕地保有状況をみたい。まず、検地案内者の筆頭に記されている名主善右衛門は、伊奈村の世襲名主石川家の善右衛門である。

善右衛門は寛文八年に没し(本空徹源居士³⁸)ているが、寛文七年の検地帳には善右衛門の名をもつ耕地保有者は見あたらない。名主石川家は寛

文期以降、嫡子は兵左衛門または庄兵衛を名乗るが、寛文七年検地帳で新町庭場に屋敷(世襲名主石川家は新町庭場に屋敷を構えている)を有している兵左衛門が何らかの理由で名請人として検地帳に記されたものであろう。兵左衛門の耕地保有量一、七五五歩は村内第三七位の保有面積にあたり、兵左衛門は、貢租組の兵左衛門組組頭である。次に、六郎右衛門であるが、検地帳には六郎右衛門を名乗る者が二人みられる。一人は、松岩寺庭場に屋敷を有し、貢租組六郎右衛門組組頭を勤め、耕地保有面積二、四三六歩、第十三位の六郎右衛門(a)である。他に、本町庭場に屋敷をもち、無役であるが、耕地保有量第十四位、一、三五九歩を有する六郎右衛門(b)があり、いずれが案内者の六郎右衛門か特定することは困難であるが、組頭を勤めているという点で松岩寺庭場の六郎右衛門が検地案内者の一人とみることができであろう。最後に、新左衛門であるが、新左衛門は、耕地保有面積第十九位の二、一二六歩を保有し、貢租組新左衛門組組頭で、本町庭場に屋敷を持っている。

このように検地案内者の耕地保有量と村の役職、そして屋敷の位置(属する庭場)をみたが、前述したように、何れも耕地の保有量は村内の上位を占める者達であり、名主をはじめ組頭という村役人層に属する者達であった。さらに、屋敷は本町庭場、新町庭場という市の立つ庭場の者が多数を占めている。この特徴は、保有する耕地の分布にも何らかの傾向が現れると思われるので、次に耕地保有面積の上位の者が保有する耕地が村のどこに存在するのか、先に掲出した文久元年の伊奈村絵図【図4】に重ねて、耕地分布図【図14】を作成したので検討してみたい。

まず、保有する耕地面積の上位二十位内の者達の屋敷の位置、つまり属する庭場であるが、最も多い本町庭場が九人、原口庭場が二人、新町

庭場が一人、上村庭場が三人、北伊奈庭場が三人、松岩寺庭場が一人、そして他村の横沢村が一人である。

本町、原口、新町の各庭場は伊奈道（五日市街道）の両側に家並をもっているが、これは後北条氏が永祿年間以降に開設したと思われる六斎市の市場集落が庭場形成の祖形となっていると想像される。伊奈村の市は、後北条氏滅亡後、天正十八年、徳川氏の関東入国直後に代官天野三郎兵衛に改めて六斎市が許され、その後、十八世紀後半に五日市村に炭荷の流通の権を奪われるまで賑わった市場であり、本町、原口、新町の各庭場は市に関わる商人達の居住する庭場であつたと思われる。上村庭場は、本町庭場の北側に位置するが、庭場を構成する家々は農業を生業としており、伊奈村の北部、平井村と接するあたりに集落を形成している北伊奈、松岩寺の両庭場も同様である。

この保有耕地分布図によって、耕地保有者の属する庭場の違いによって保有する耕地の分布形態が大きく異なることに気付く。まず、本町、原口、新町庭場に属する耕地保有者は、いずれも村の東部に展開する秋留っ原地域に多くの耕地を保有していることに気付く。また、この特徴は、他村から入作している横沢村の七郎左衛門にもあてはまるといえる。それと比較して上村、北伊奈、松岩寺庭場に属する耕地保有者は、自分の居住する庭場周辺に耕地を保有し、さらに東の秋留っ原に耕地を保有しているという状況がみられるのである。そこで、伊奈村の北に位置する平井村からの入作者、四郎兵衛（伊奈村内の耕地保有量一、四二〇歩）と権左衛門（b）（同耕地保有量一、三二九歩）の保有耕地の分布をみると、四郎兵衛は四筆の耕地を有するが、引田ノ上で二筆、水草木で二筆である。一方、権左衛門（b）は同じく四筆の内、松岩寺前で一

筆、水草木で三筆と、両者何れも秋留っ原に耕地を保有しているのである。

この保有耕地の分布のあり方は、村の耕地開発の状況、特に秋留台地開発の状況を示しているとみたい。前述のとおり、後北条氏は大石氏の地域支配権を奪取した永祿年間以降、伊奈郷、平井郷に伝馬の宿駅を設けているが、おそらく同時に伊奈郷に六斎市の開催を許し、郷の東に広がる荒野秋留っ原の開発を在地の小土豪で、問屋商人として商業資本をもった者達に許可を与えたのではなからうか。この伊奈村の東に隣接する荒野秋留っ原の開発は後北条氏滅亡以後、天正十八年の徳川氏入国後も引き続き行われ、十六世紀前半から同半ばに至る頃ようやく開発が終了したものと想像される。

伊奈村の寛文七年検地帳にみられる名請人達の伊奈村東部、秋留台地（秋留っ原）の耕地保有のありかたは、この荒野開発に参加した者達の性格をよく示しているものといえよう。

(二) 宝暦十一年の耕地保有状況

宝暦十一年の伊奈村地所改帳から、前節同様の方法で耕地保有者の保有する耕地の分布状況を把握したい。既に、前章において寛文期と宝暦期との対比のなから耕地の保有面積の変遷、特に、村内の階層分化の進展と他村からの入作者の増大の状況などについては述べてあるので、ここでは保有する耕地の分布の特徴についてのみ示したい。

まず、耕地保有面積第一位の新町庭場の庄兵衛は、寛文七年の検地帳において耕地保有量第三七位の名主兵左衛門の末裔で、酒造、醬油醸造を営む商人である。【図13】を【図14】と比較すれば明らか

などおり、寛文七年において保有する耕地は屋敷を含めて六筆であったが、宝暦十一年においては、屋敷地も隣地を入手し一筆から三筆に増やし、保有する耕地は四五筆となっている。庄兵衛が新たに保有した耕地は、村内全般の地域に分布しているが、特徴的なのは新町庭場に近い柴木に新たに十筆の耕地を加えていることである。保有する耕地の等級は下畑、下々畑が圧倒的に多いが、寛文期には保有していなかった水田を九筆保有していることなども特徴となっている。

次に、平井村の善左衛門(b)が耕地保有面積第二位となっているが、保有する二〇筆の耕地の分布は、全て秋留っ原に位置し、しかもこの耕地の旧保有者は四筆を除き伊奈村村民である。なお、保有する畑の等級は上畑と中畑である。耕地保有面積第三位の清兵衛(a)は、寛文七年では、耕地保有量第一位であった清左衛門の末裔である。保有する耕地は十六筆、その面積は五、八〇四歩という大きな面積となっているが、寛文七年の十九筆、六、六一四歩に比較すると八一〇歩ほど保有量を減らしている(屋敷は一筆から二筆に増えている。)清左衛門が保有する耕地で、寛文と宝暦両期とも変わらず同一の耕地は、屋敷を除く十四筆のうち七筆であり、残る七筆は宝暦期に新たに保有するところとなった耕地である。ちなみに、清左衛門が寛文期に保有していた耕地のなかで宝暦期にはみられなくなった耕地は十一筆ある。

さらに、宝暦十一年における上位の耕地保有者の顕著な特徴は、三千歩以上の耕地保有者七人中、五日市村の者が三人いることである。その一人、安兵衛(a)は五日市村の商人で土地集積を進めた内山氏である。安兵衛(a)の伊奈村に保有する耕地は、十三筆、四、六二七歩に及んでいるが、その分布は秋留っ原が中心である。しかし、桜木、竹ノ後など村の

西部にも及んでおり、平井村善右衛門のように秋留っ原に集中している形態とは異なる。伊兵衛(c)は、安兵衛と同様、五日市村の商人鈴木氏である。勘兵衛(b)は、五日市村の商人、土屋氏で、五日市村私領分の名主である。伊兵衛、勘兵衛両人が伊奈村で保有する耕地の分布状況は、安兵衛と同様の傾向をもっている。しかし、保有する耕地の等級は上畑、中畑が多く、伊奈村庄兵衛の保有傾向とは異なる。

このようなくつかの特徴の有る耕地保有が進められたなかで、五日市村の安兵衛、他三人の集積した耕地の特色として特に注意すべきは、この耕地の旧保有者、つまり寛文期の保有者を見るとその多くが、本町庭場、原口庭場、新町庭場に屋敷を有していた者達であることである。これは、伊奈村が十八世紀以降、五日市村に山里の物資の集荷と流通の要としての市開催の主権を奪われていくなかで、伊奈村の商人が五日市村の商人に金融面でも支配されていったことを示すものではなからうか。

(三) 明治五年の耕地保有状況

明治五年に至ると伊奈村の階層分化はさらに進み、寛文期には一人、宝暦期に四人であった五千歩以上の耕地保有者が八人となり、耕地千五百歩以上を保有する三九人(全耕地保有者の一二%)の者が全耕地の五二%を集積している。その反面、九百歩未満の零細な耕地保有者一五一人(全耕地保有者の四四%)の保有する耕地は三四%にすぎないという両極化を示している。このような耕地の保有状況のなかで大きな特徴は、宝暦期以降急速に耕地の保有量を増大した者が多く見られること、さらにこの者達のなかで新町庭場に属する者達が多数を占めているということである。三千歩以上の耕地保有者十四人中、伊奈村村民は十人い

るが、そのなかで新町庭場の者は七人を数えているのである。

なかでも、一一、七六〇歩の耕地を保有する新町庭場の新太郎は、宝曆十一年には二、九七三歩の耕地を保有するにすぎなかった新助の末裔と思われる。そして、第二位の耕地保有面積八、九〇二歩を保有する本町庭場の林蔵は、宝曆期には二一五歩の耕地保有面積である与兵衛(c)かと推定される。また、八、五五五歩の耕地を保有する新町庭場の市兵衛は宝曆十一年では六三歩の屋敷地のみを保有していた八郎平(b)の末裔ではなからうか。また、七、七六九歩の耕地を保有する新町庭場の金次郎は宝曆期には、五二〇歩の耕地を保有していた彦次郎かと推定される。

本町庭場の周英は、五、七六九歩の耕地を保有しているが、宝曆期には一、〇〇九歩の宗泰であり、三、二六一歩の耕地を保有する新町庭場の平兵衛は、宝曆期には一、三二五歩の耕地を保有していた庄右衛門(a)の子孫かと思われる。このように宝曆期以降、明治期に至る間に耕地保有面積を飛躍的に増大させた者達が目立つが、その集積した耕地の分布は【図14-3】でわかるように新太郎、林蔵に特徴が顕著に現れている。

その特徴は村の西部より新町、本町、上町庭場の周辺に耕地を保有している状況がみられるということである。

また、この期の特徴の一つとして隣村横沢村にある新義真言宗大悲願寺の保有する耕地面積が増大していることがあげられる。同寺は、宝曆期には、一、四六九歩の耕地を保有していたが、明治五年には二、九二二歩の耕地を伊奈村に保有している。これは第十五位にあたる面積である。ところで、大悲願寺末寺で伊奈村にある龍性寺は、二、一三二歩を保有し、同じく成就院は二、一〇五歩の耕地を保有しているが、成就院、龍性寺は宝曆期にも二、二二二歩、一、八五二歩の耕地を保有しており、

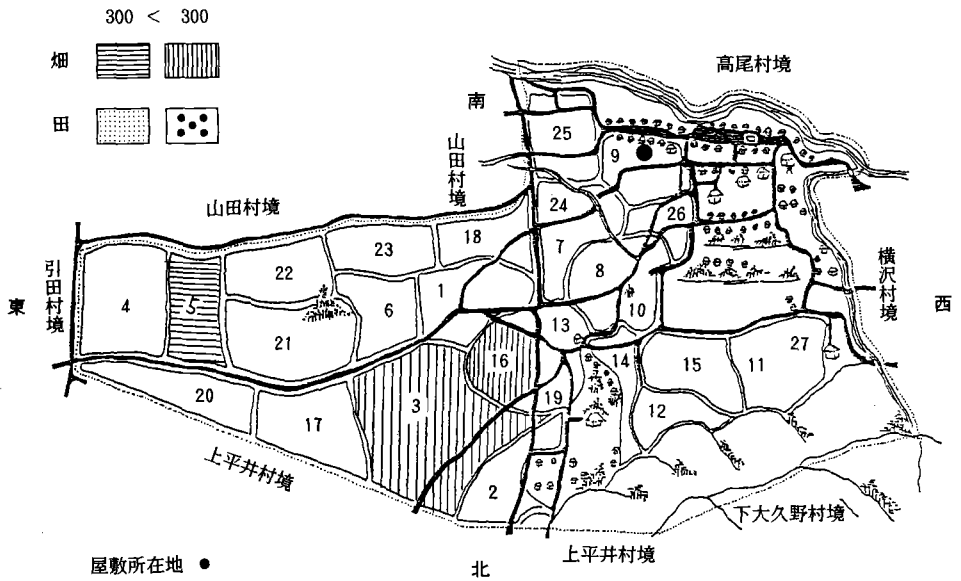
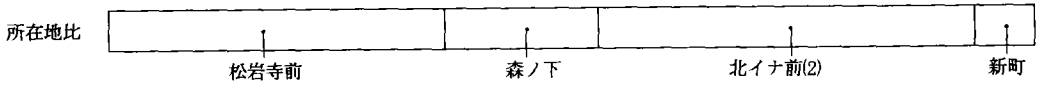
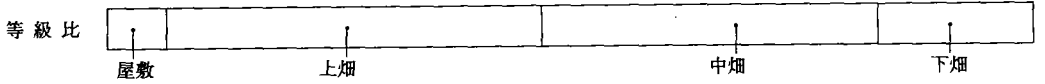
両寺に比較して大悲願寺の急激な耕地保有面積の増加が目立つのである。なお、大悲願寺は、横沢村に位置するが同寺檀家の主体は伊奈村の家々であり、近世において伊奈村の家々を宗教的に支配していたのは大悲願寺であった。伊奈村に寺院は五カ寺あるが、大悲願寺と寺檀関係(39)を持つ家が最も多く、末寺である成就院、龍性寺を併せると伊奈村の半数の家が大悲願寺及び同寺末寺の檀家である。また、同寺及び末寺の檀家は本町、原町庭場に属する家が約半数を占めている。

【図13 寛文7年兵左衛門保有耕地分布統計】

№37 【所有者名：兵左衛門】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
42	42-0	新町	112	屋敷	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭
256	256-0	松岩寺前	361	中畑	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭
261	261-0	松岩寺前	280	中畑	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭
358	358-0	森ノ下	288	下畑	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭
644	644-0	北イナ前(2)	369	上畑	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭
645	645-0	北イナ前(2)	345	上畑	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭

総面積 (1755)



【図14-1 寛文7年名請人保有耕地分布統計】

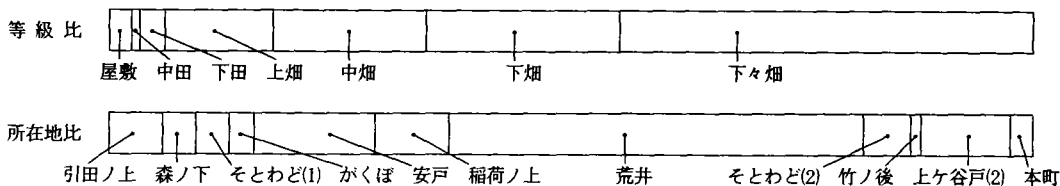
№1 【所有者名：清左衛門C】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
99	99-0	本町	162	屋敷	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
286	286-0	引田ノ上	385	上畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
382	382-0	森ノ下	240	下々畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
420	420-0	森ノ下	236	下々畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
610	610-0	かくぼ	176	下田	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
730	730-0	安戸	58	下畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
732	732-0	安戸	517	中畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
741	741-0	安戸	297	上畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
813	813-0	稲荷ノ上	230	下畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
814	814-0	稲荷ノ上	299	中畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
860	860-0	荒井	2400	下々畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
861	861-0	荒井	98	下畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
878	878-0	荒井	462	下畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
897	897-0	そとわど(2)	340	下畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
998	998-0	竹ノ後	72	下々畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
1011	1011-0	上ヶ谷戸(2)	290	中畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
1026	1026-0	上ヶ谷戸(2)	92	上畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
1048	1048-0	上ヶ谷戸(2)	60	中田	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭
1087	1087-0	上ヶ谷戸(2)	200	下畑	本町	清左衛門 (大福)	不明	組頭

【清左衛門C】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	385	0	0	0	0	0	385
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0	0	240
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	236	0	0	236
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりの上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	176	0	0	0	0	0	0	0	176
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	297	517	58	0	0	0	872
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	299	230	0	0	0	529
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	560	2400	0	0	2960
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	340	0	0	0	340
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0	72
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	60	0	0	92	290	200	0	0	0	642
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	162	0	0	60	176	0	774	1106	1388	2948	0	0	6614

№1 【所有者名：清左衛門C】 総面積【6614】



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	162	0	0	60	176	0	774	1106	1388	2948	0	0
	2.4%	0.0%	0.0%	0.9%	2.7%	0.0%	11.7%	16.7%	21.0%	44.6%	0.0%	0.0%

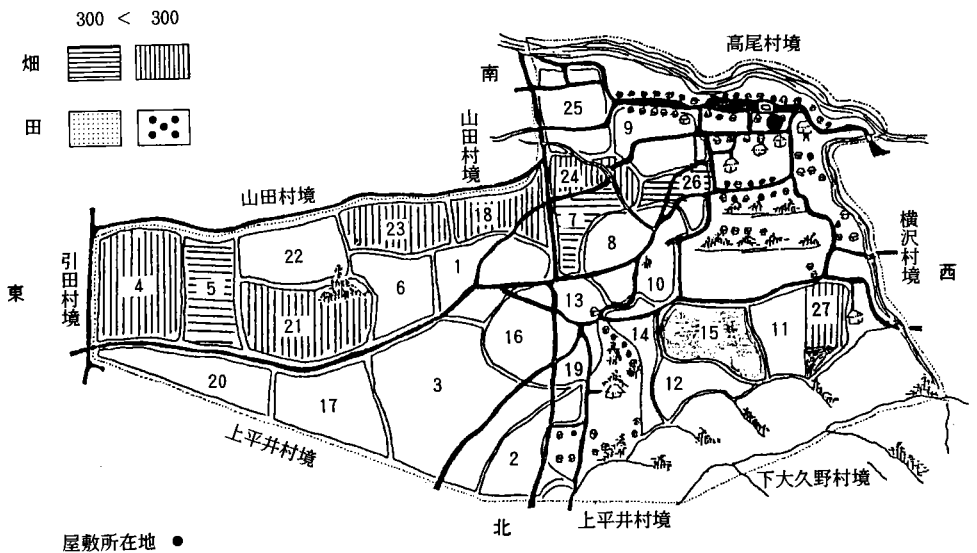
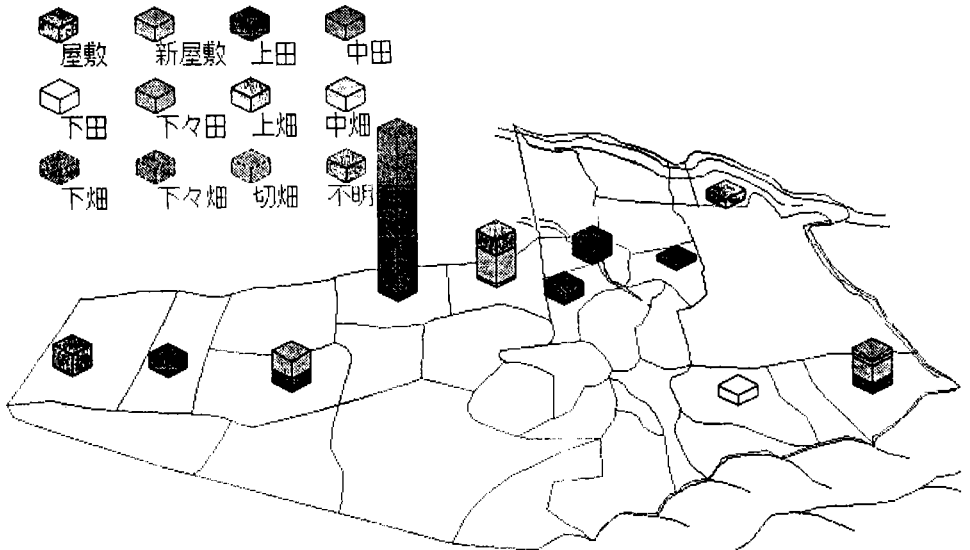
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	0	385	240	0	236	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	176	0	0	872
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	13.2%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	529	0	2960	340	0	72	642
	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	44.8%	5.1%	0.0%	1.1%	9.7%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	162	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.1 【所有者名：清左衛門C】 面積：6614



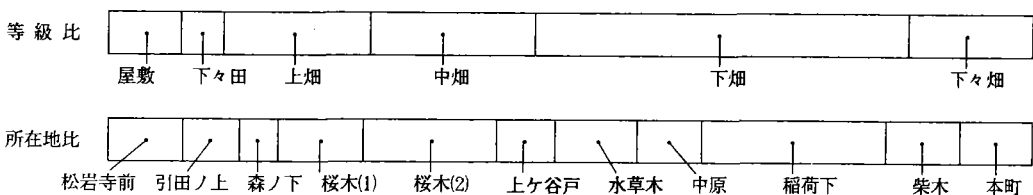
No.2 【所有者名：半右衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
136	136-0	本町	389	屋敷	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
260	260-0	松岩寺前	399	中畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
306	306-0	引田ノ上	304	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
389	389-0	森ノ下	209	下々畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
436	436-0	桜木(1)	459	下々畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
479	479-0	桜木(2)	204	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
483	483-0	桜木(2)	159	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
486	486-0	桜木(2)	228	下々田	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
494	494-0	桜木(2)	126	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
500	500-0	上ヶ谷戸	312	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
677	677-0	水草木	448	上畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
758	758-0	中原	342	上畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
845	845-0	稲荷下	484	中畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
846	846-0	稲荷下	510	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
905	905-0	柴木	294	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭
915	915-0	柴木	105	下畑	本町	半右衛門(本町)	不明	組頭

【半右衛門B】氏の面積一覧表

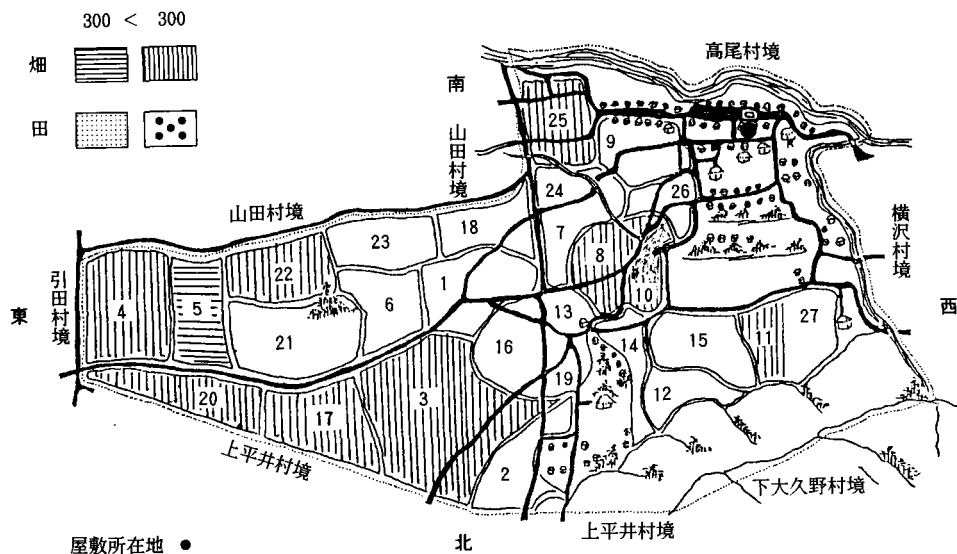
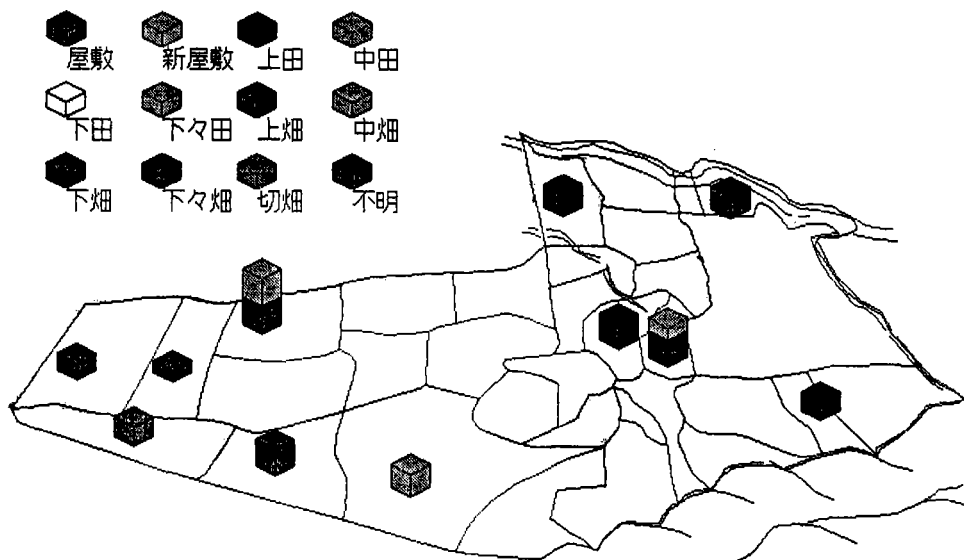
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	399	0	0	0	0	399
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	304	0	0	0	304
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	209	0	0	209
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	459	0	0	459
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	228	0	0	489	0	0	0	717
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	312	0	0	0	312
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	448	0	0	0	0	0	448
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	342	0	0	0	0	0	342
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	484	510	0	0	0	994
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	399	0	0	0	399
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	389	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	389
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	389	0	0	0	0	228	790	883	2014	668	0	0	4972

No.2 【所有者名：半右衛門B】 総面積 [4972]



面積割合%	屋敷 389 7.8%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 228 4.6%	上畑 790 15.9%	中畑 883 17.8%	下畑 2014 40.5%	下々畑 668 13.4%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 399 8.0%	引田ノ上 304 6.1%	森ノ下 209 4.2%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 459 9.2%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 717 14.4%	上ヶ谷戸 312 6.3%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 448 9.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 342 6.9%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 994 20.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 399 8.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 389 7.8%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.2 【所有者名：半右衛門B】 面積：4972



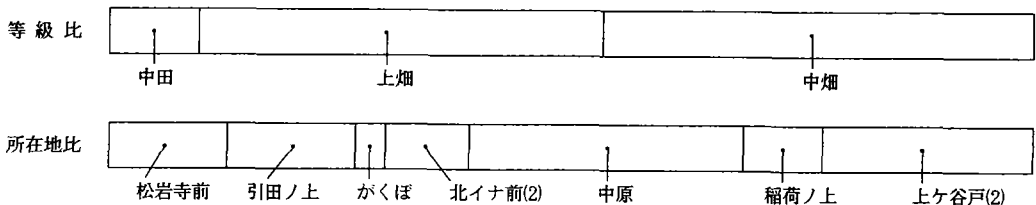
№3 【所有者名：七郎左衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
222	222-0	松岩寺前	472	中畑	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
325	325-0	引田ノ上	518	上畑	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
604	604-0	かくぼ	120	中田	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
653	653-0	北イナ前(2)	338	上畑	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
770	770-0	中原	446	上畑	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
794	794-0	中原	648	中畑	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
808	808-0	稲荷ノ上	319	上畑	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
1019	1019-0	上ヶ谷戸(2)	600	中畑	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭
1052	1052-0	上ヶ谷戸(2)	240	中田	横沢	七郎左衛門(横沢)	不明	組頭

【七郎左衛門B】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	472	0	0	0	0	472
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	518	0	0	0	0	0	518
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	120
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	338	0	0	0	0	0	338
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	446	648	0	0	0	0	1094
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	319	0	0	0	0	0	319
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	240	0	0	0	600	0	0	0	0	840
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	360	0	0	1621	1720	0	0	0	0	3701

№3 【所有者名：七郎左衛門B】 総面積【3701】



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	0	0	0	360	0	0	1621	1720	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	9.7%	0.0%	0.0%	43.8%	46.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

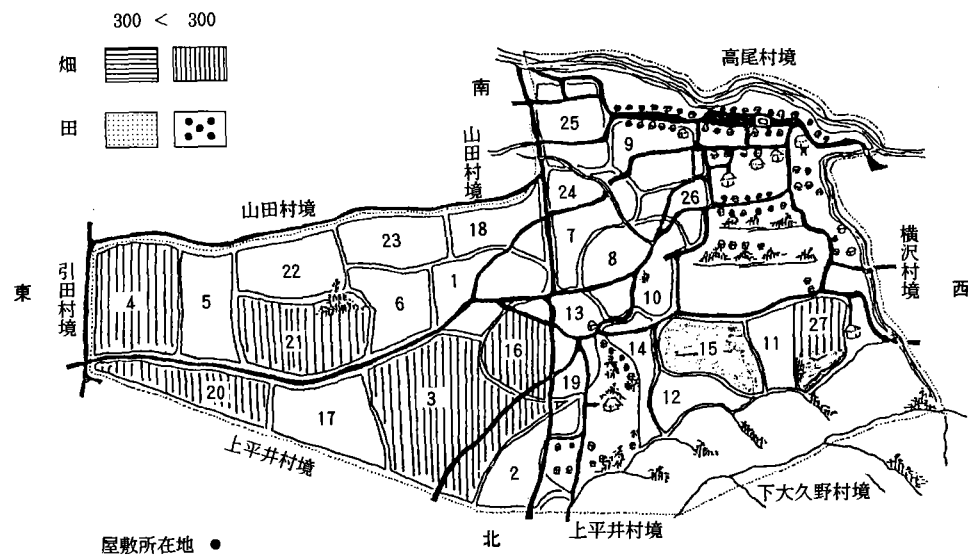
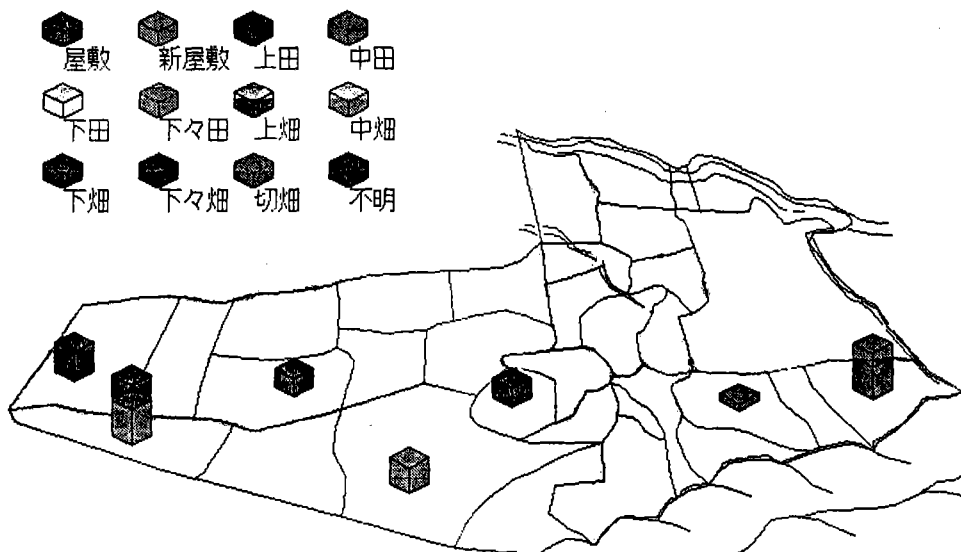
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	472	518	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	12.8%	14.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	120	338	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	9.1%	0.0%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	1094	319	0	0	0	0	0	840
	0.0%	29.6%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.7%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.3 【所有者名：七郎左衛門B】 面積：3701



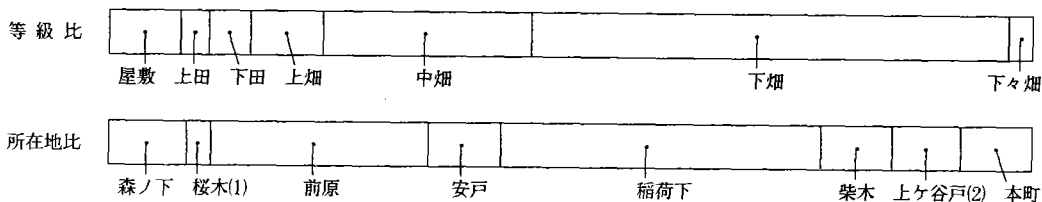
No.4 【所有者名：三郎左衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
110	110-0	本町	280	屋敷	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
353	353-0	森ノ下	306	下畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
452	452-0	桜木(1)	96	下々畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
467	467-0	前原	487	下畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
468	468-0	前原	374	下畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
740	740-0	安戸	285	上畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
835	835-0	稲荷下	231	下畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
836	836-0	稲荷下	592	中畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
837	837-0	稲荷下	230	中畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
842	842-0	稲荷下	219	下畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
963	963-0	柴木	283	下畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
1022	1022-0	上ヶ谷戸(2)	112	上田	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
1023	1023-0	上ヶ谷戸(2)	164	下田	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭

【三郎左衛門B】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	306	0	0	0	306
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0	0	96
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	861	0	0	0	861
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりの上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	285	0	0	0	0	0	285
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	822	450	0	0	0	1272
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	283	0	0	0	283
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	112	0	164	0	0	0	0	0	0	0	276
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	280	0	112	0	164	0	285	822	1900	96	0	0	3659

No.4 【所有者名：三郎左衛門B】 総面積 (3659)



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	280	0	112	0	164	0	285	822	1900	96	0	0
	7.7%	0.0%	3.1%	0.0%	4.5%	0.0%	7.8%	22.5%	51.9%	2.6%	0.0%	0.0%

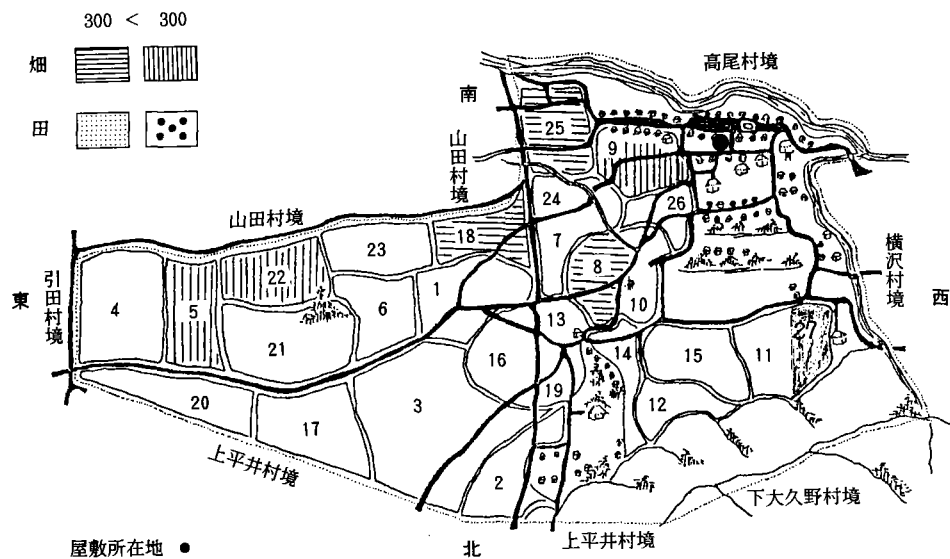
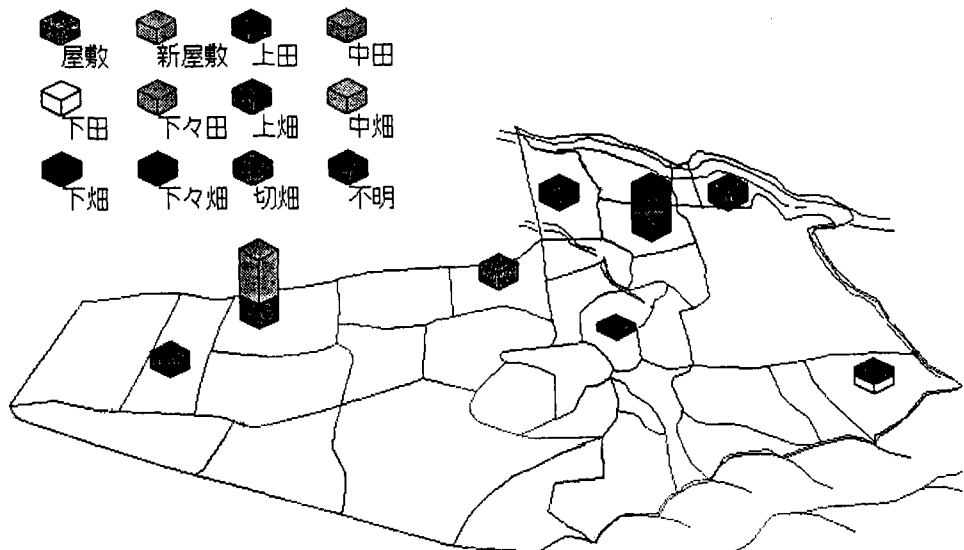
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	0	0	306	0	0	96	861
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%	0.0%	0.0%	2.6%	23.5%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	かくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	0	0	0	285
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	0	1272	0	0	283	0	276
	0.0%	0.0%	0.0%	34.8%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.5%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	280	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No. 4 【所有者名：三郎左衛門B】 面積：3659



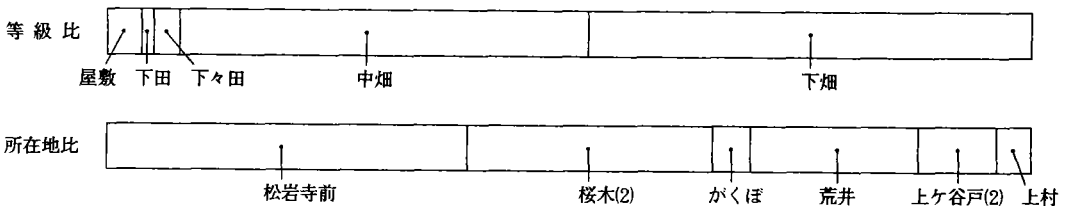
No.5 【所有者名：茂左衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
89	89-0	上村	126	屋敷	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
230	230-0	松岩寺前	588	中畑	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
250	250-0	松岩寺前	370	中畑	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
251	251-0	松岩寺前	370	中畑	上村	与右衛門(北イナ)	不明	なし
471	471-0	桜木(2)	176	中畑	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
490	490-0	桜木(2)	724	下畑	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
632	632-0	かくぼ	96	下々田	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
633	633-0	かくぼ	45	下田	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
854	854-0	荒井	620	下畑	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
1094	1094-0	上ヶ谷戸(2)	290	下畑	上村	四郎左衛門(野崎)	不明	なし

【茂左衛門B】氏の面積一覧表

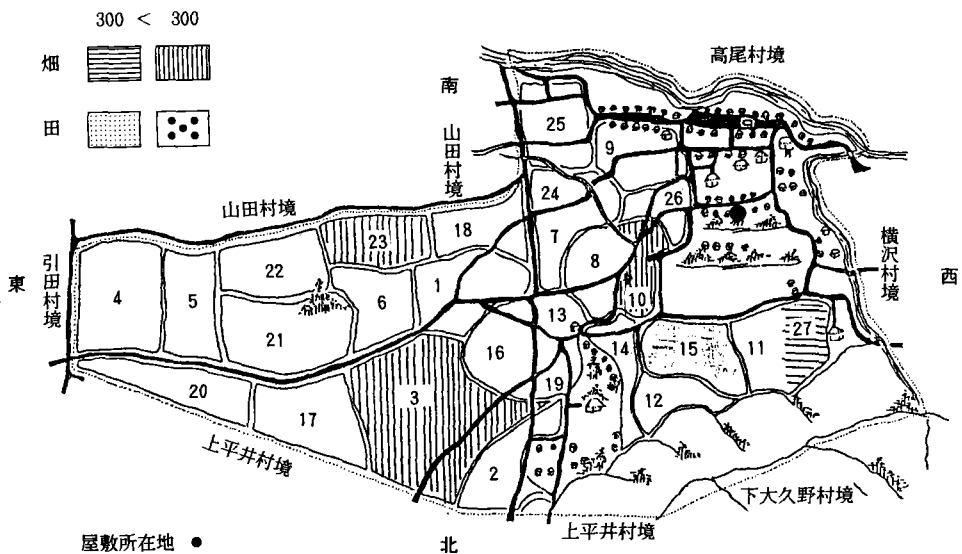
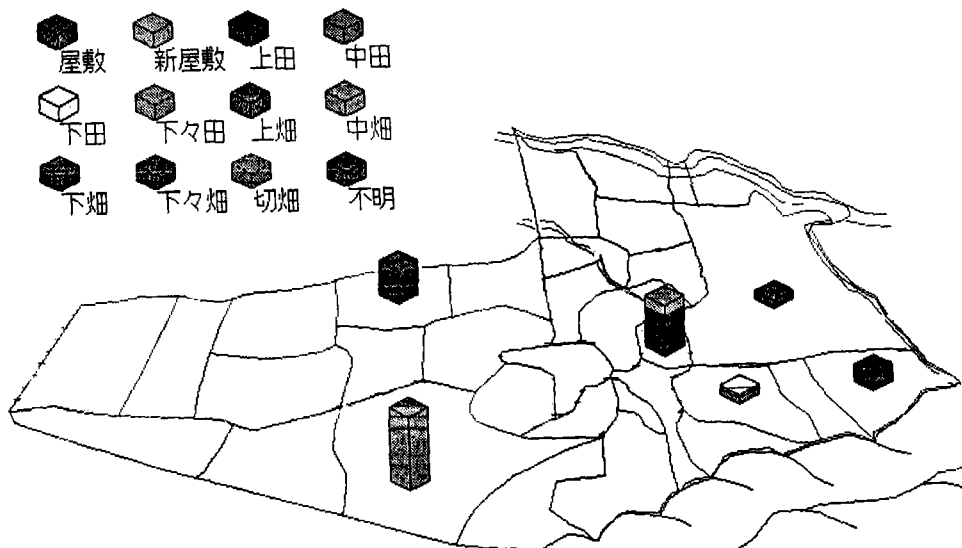
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	1328	0	0	0	0	1328
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	176	724	0	0	0	900
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	45	96	0	0	0	0	0	0	141
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	620	0	0	0	620
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	290	0	0	0	290
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	126	0	0	0	45	96	0	1504	1634	0	0	0	3405

No.5 【所有者名：茂左衛門B】 総面積【3405】



面積割合%	屋敷 126 3.7%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 45 1.3%	下々田 96 2.8%	上畑 0 0.0%	中畑 1504 44.2%	下畑 1634 48.0%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 1328 39.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 900 26.4%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 141 4.1%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 620 18.2%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 290 8.5%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 126 3.7%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No. 5 【所有者名：茂左衛門B】 面積：3405



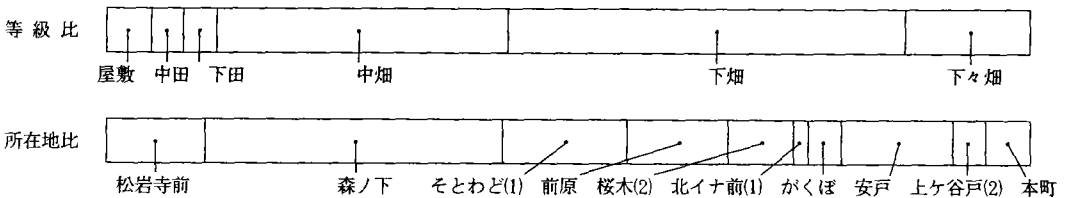
№ 6 【所有者名：四郎左衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
106	106-0	本町	161	屋敷	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
249	249-0	松岩寺前	360	中畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
372	372-0	森ノ下	672	下畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
373	373-0	森ノ下	308	下畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
374	374-0	森ノ下	108	下畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
426	426-0	そとわど(1)	455	下々畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
465	465-0	前原	370	下畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
499	499-0	桜木(2)	240	中畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
543	543-0	北イナ前(1)	54	中畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
628	628-0	かくぼ	120	下田	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
738	738-0	安戸	412	中畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
1046	1046-0	上ヶ谷戸(2)	103	中田	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭
1046	1047-0	上ヶ谷戸(2)	16	中田	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	組頭

【四郎左衛門B】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	360	0	0	0	0	360
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	1088	0	0	0	1088
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	455	0	0	455
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	370	0	0	0	370
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	240	0	0	0	0	240
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりの上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0	0	54
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	120
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	412	0	0	0	0	412
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	119	0	0	0	0	0	0	0	0	119
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	161	0	0	119	120	0	0	1066	1458	455	0	0	3379

№ 6 【所有者名：四郎左衛門B】 総面積 (3379)



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	161	0	0	119	120	0	0	1066	1458	455	0	0
	4.8%	0.0%	0.0%	3.5%	3.6%	0.0%	0.0%	31.5%	43.1%	13.5%	0.0%	0.0%

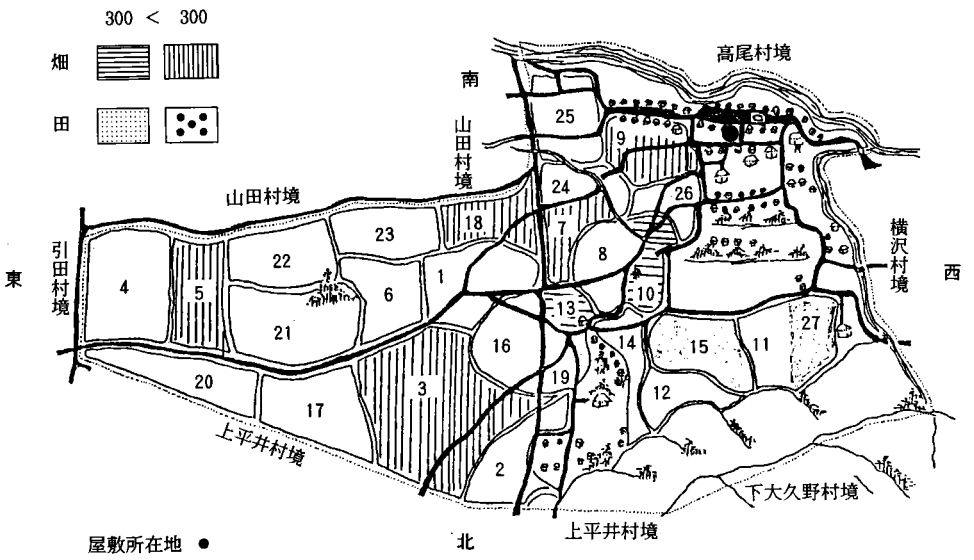
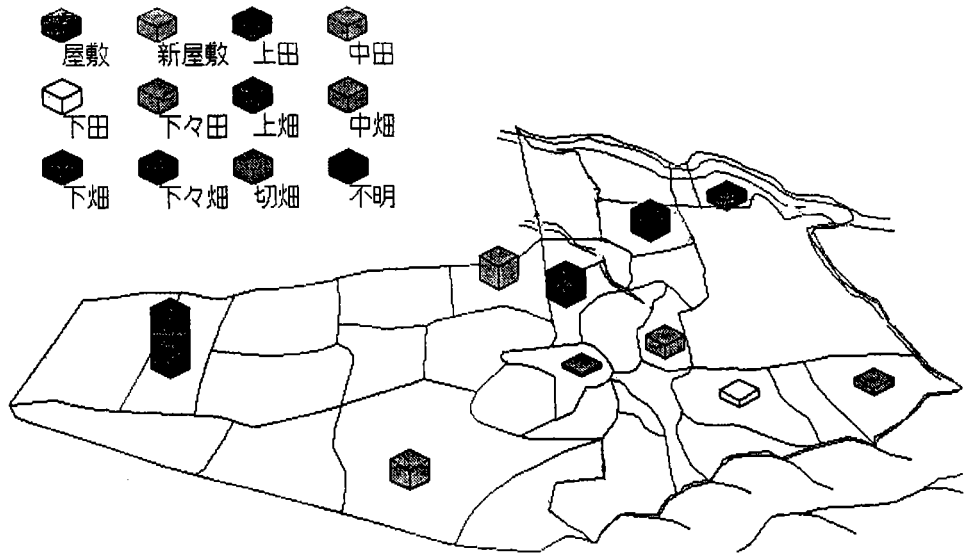
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	360	0	1088	0	455	0	370
	0.0%	0.0%	10.7%	0.0%	32.2%	0.0%	13.5%	0.0%	11.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	かくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	240	0	0	54	0	120	0	0	412
	7.1%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	12.2%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	0	0	0	0	0	0	119
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	161	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

№ 6 【所有者名：四郎左衛門B】 面積：3379



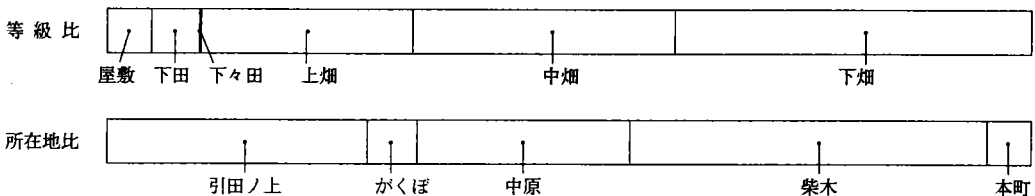
№7 【所有者名：次郎左衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
145	145-0	本町	143	屋敷	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
293	293-0	引田ノ上	204	中畑	本町	五郎左衛門(上村)	不明	なし
307	307-0	引田ノ上	320	中畑	本町	五郎左衛門(上村)	不明	なし
311	311-0	引田ノ上	320	中畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
592	592-0	がくぼ	6	下々畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
599	599-0	がくぼ	154	下田	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
755	755-0	中原	420	上畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
765	765-0	中原	264	上畑	本町	不明	不明	なし
904	904-0	柴木	291	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
907	907-0	柴木	14	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
920	920-0	柴木	510	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし
944	944-0	柴木	342	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	なし

【次郎左衛門B】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	844	0	0	0	0	844
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	154	6	0	0	0	0	0	0	160
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	684	0	0	0	0	0	684
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	1157	0	0	0	1157
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	143	0	0	0	154	6	684	844	1157	0	0	0	2988

№7 【所有者名：次郎左衛門B】 総面積〔2988〕



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	143	0	0	0	154	6	684	844	1157	0	0	0
	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	0.2%	22.9%	28.2%	38.7%	0.0%	0.0%	0.0%













面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	0	844	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	28.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

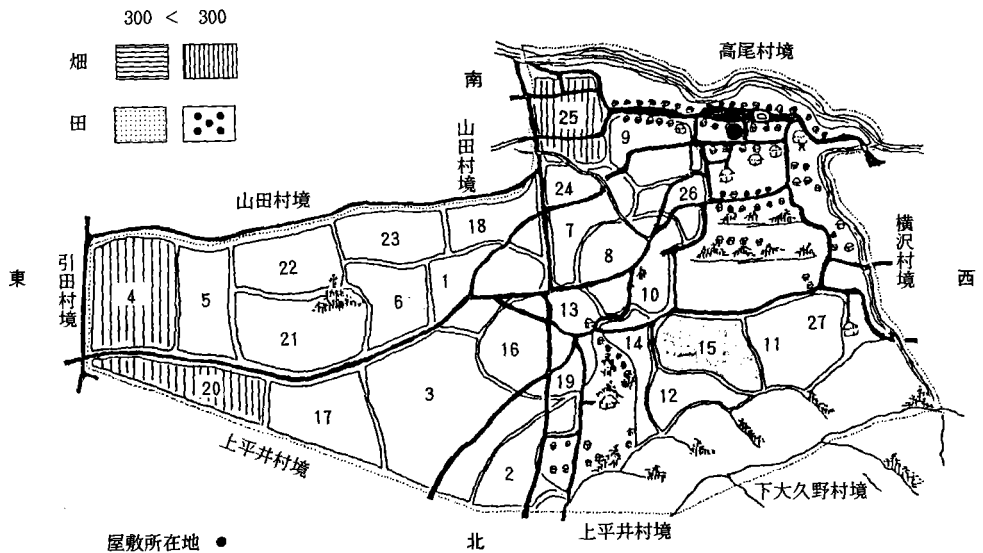
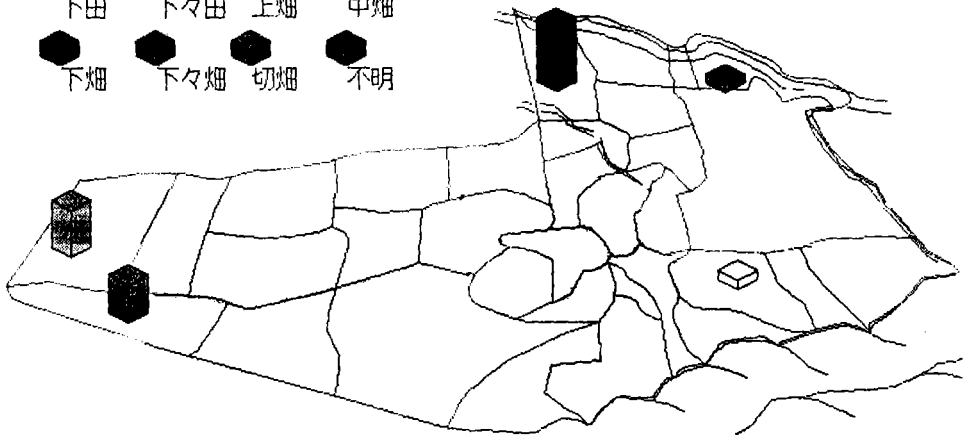
面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりの上	北イナ前1	いさぐり	かくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	160	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	684	0	0	0	0	1157	0	0
	0.0%	22.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.7%	0.0%	0.0%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	143	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.7 【所有者名：次郎左衛門B】 面積：2988

-  屋敷
-  新屋敷
-  上田
-  中田
-  下田
-  下々田
-  上畑
-  中畑
-  下畑
-  下々畑
-  切畑
-  不明



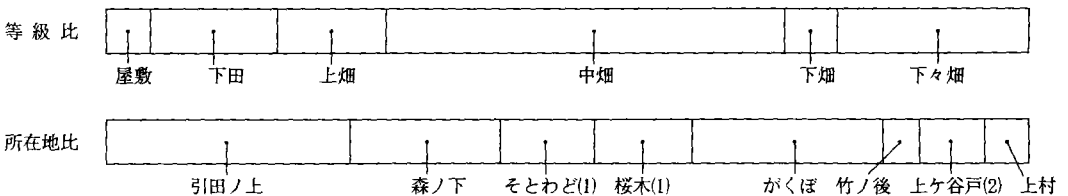
№.8 【所有者名：次左衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
58	58-0	上村	132	屋敷	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
312	312-0	引田ノ上	363	中畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
349	349-0	引田ノ上	362	中畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
350	350-0	森ノ下	352	中畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
351	351-0	森ノ下	96	下畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
427	427-0	そとわど(1)	280	下々畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
432	432-0	桜木(1)	291	中畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
627	627-0	かくぼ	245	下田	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
650	650-0	かくぼ	325	上畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
999	999-0	竹ノ後	110	中畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
1062	1062-0	上ヶ谷戸(2)	30	下田	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
1066	1066-0	上ヶ谷戸(2)	102	下田	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
1088	1088-0	上ヶ谷戸(2)	63	下畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし

【次左衛門B】氏の面積一覧表

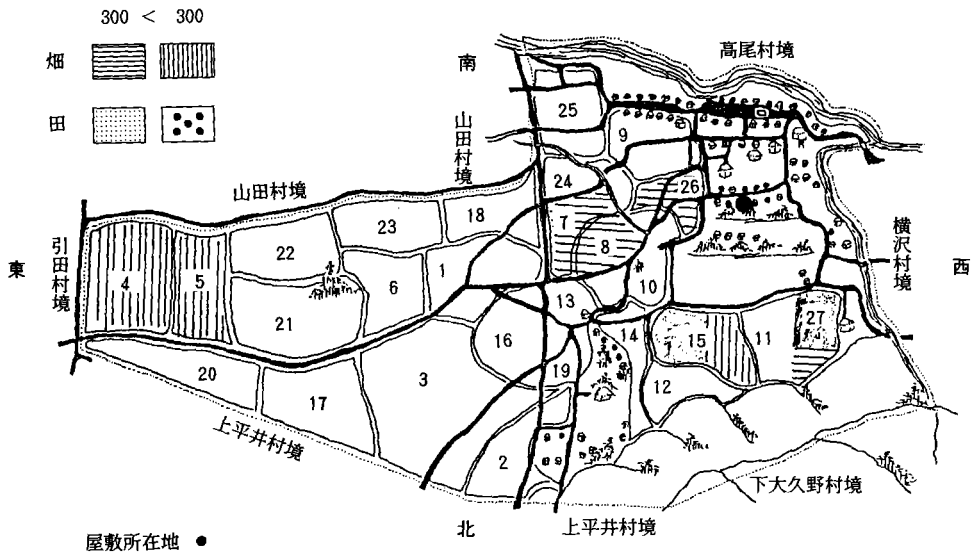
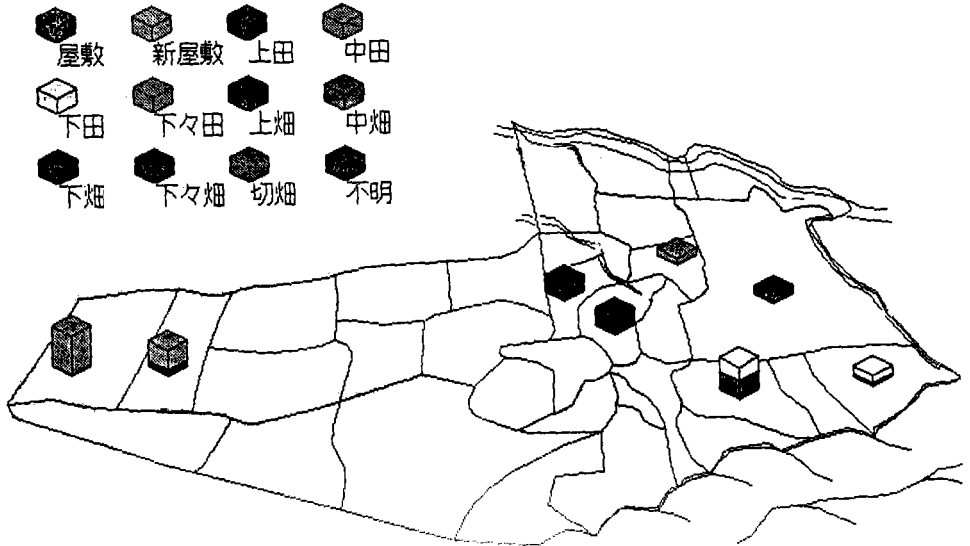
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	725	0	0	0	0	725
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	352	96	0	0	0	448
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0	0	280
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	291	0	0	291
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	245	0	325	0	0	0	0	0	570
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	110
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	132	0	0	0	63	0	0	0	195
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	132	0	0	0	377	0	325	1187	159	571	0	0	2751

№.8 【所有者名：次左衛門B】 総面積【2751】



面積割合%	屋敷 132 4.8%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 377 13.7%	下々田 0 0.0%	上畑 325 11.8%	中畑 1187 43.1%	下畑 159 5.8%	下々畑 571 20.8%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 725 26.4%	森ノ下 448 16.3%	中平 0 0.0%	そとわど1 280 10.2%	桜木1 291 10.6%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 570 20.7%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 110 4.0%	上ヶ谷戸2 195 7.1%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 132 4.8%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No. 8 【所有者名：次左衛門B】 面積：2751



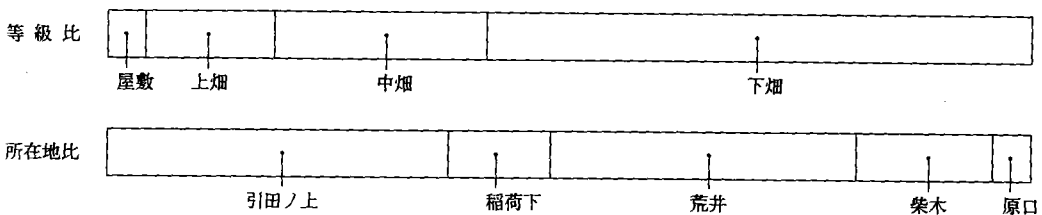
No.9 【所有者名：徳左衛門】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
124	124-0	原口	105	屋敷	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
297	297-0	引田ノ上	589	中畑	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
299	299-0	引田ノ上	360	上畑	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
848	848-0	稲荷下	282	下畑	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
856	856-0	荒井	154	下畑	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
874	874-0	荒井	425	下畑	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
876	876-0	荒井	275	下畑	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし
946	946-0	柴木	380	下畑	原口	弥左衛門(原口)	不明	なし

【徳左衛門】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	360	589	0	0	0	0	949
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	282	0	0	0	282
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	854	0	0	0	854
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	380	0	0	0	380
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	105	0	0	0	0	0	360	589	1516	0	0	0	2570

No.9 【所有者名：徳左衛門】 総面積〔2570〕



面積割合%	屋敷 105 4.1%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 360 14.0%	中畑 589 22.9%	下畑 1516 59.0%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
-------	-------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------------	------------------	-----------------	-----------------

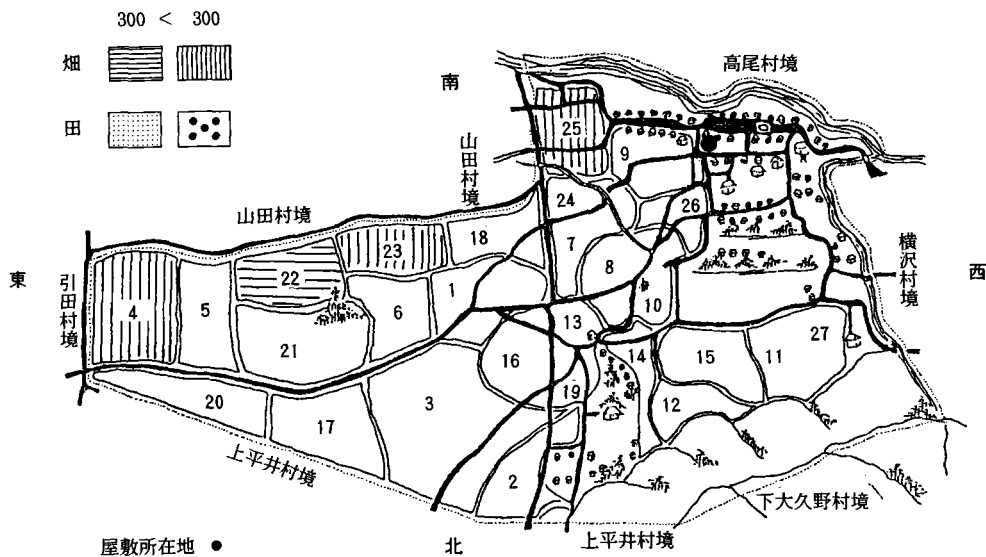
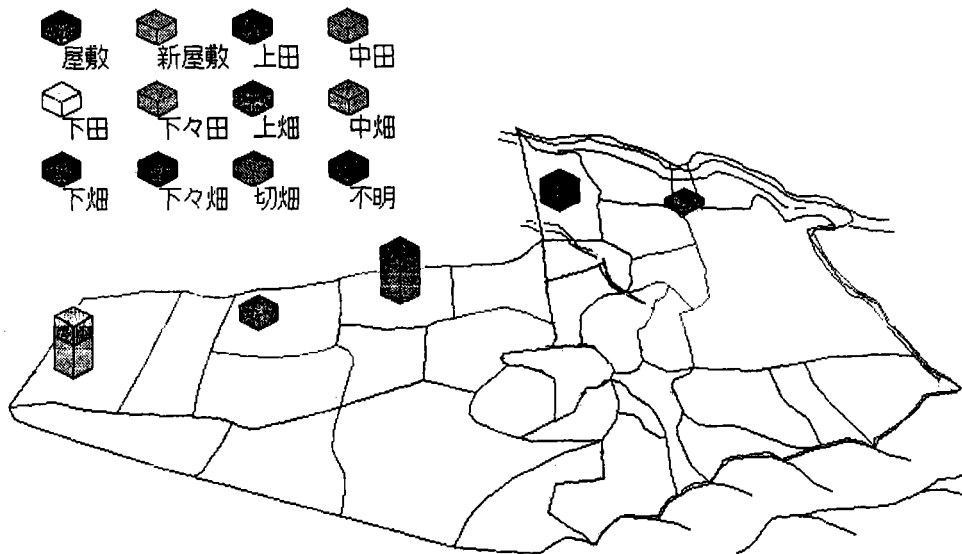
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 949 36.9%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%
-------	-----------------	-----------------	-------------------	----------------------	------------------	-----------------	--------------------	------------------	-----------------

面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%
-------	------------------	-------------------	--------------------	--------------------	-------------------	------------------	--------------------	------------------	-----------------

面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 282 11.0%	荒井 854 33.2%	そとわど2 0 0.0%	柴木 380 14.8%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%
-------	--------------------	-----------------	-------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------------	--------------------

面積割合%	新町 0 0.0%	原口 105 4.1%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%
-------	-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------

No.9 【所有者名：徳左衛門】 面積：2570



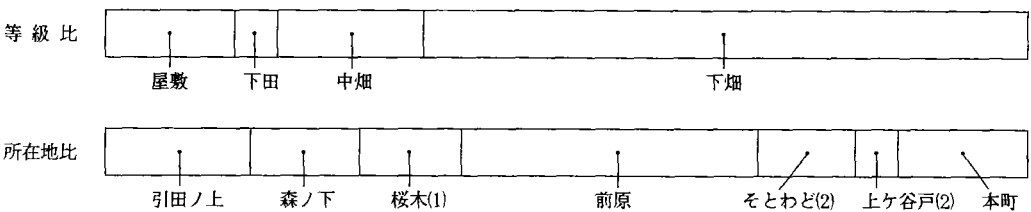
№10 【所有者名：利右衛門A】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
143	143-0	本町	360	屋敷	本町	利右衛門（清水）	不明	組頭
305	305-0	引田ノ上	403	中畑	本町	利右衛門（清水）	不明	組頭
376	376-0	森ノ下	300	下畑	本町	利右衛門（清水）	不明	組頭
448	448-0	桜木(1)	280	下畑	本町	利右衛門（清水）	不明	組頭
461	461-0	前原	400	下畑	本町	利右衛門（清水）	不明	組頭
463	463-0	前原	418	下畑	本町	利右衛門（清水）	不明	組頭
893	893-0	そとわど(2)	270	下畑	本町	四郎左衛門（野崎）	不明	組頭
1071	1071-0	上ヶ谷戸(2)	117	下田	本町	利右衛門（清水）	不明	組頭

【利右衛門A】氏の面積一覧表

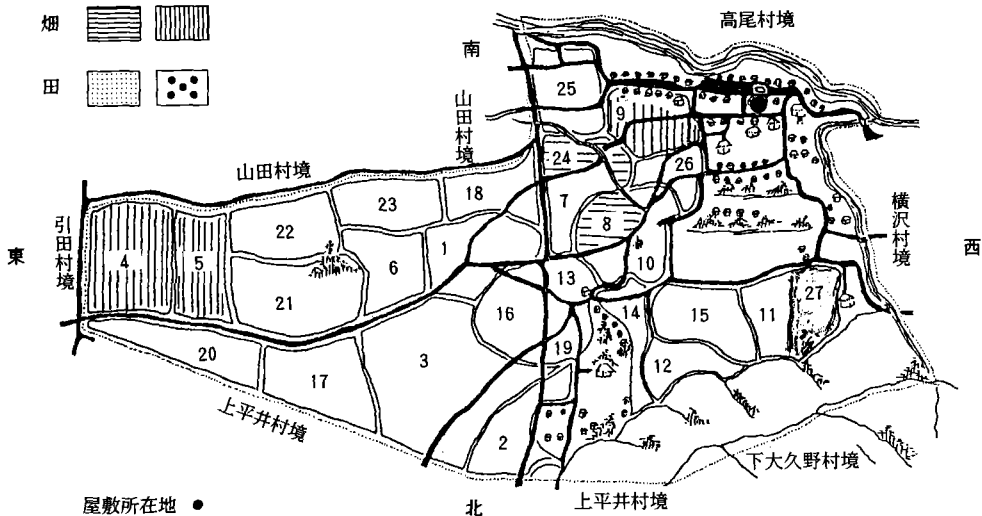
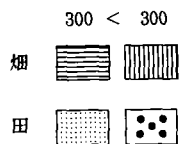
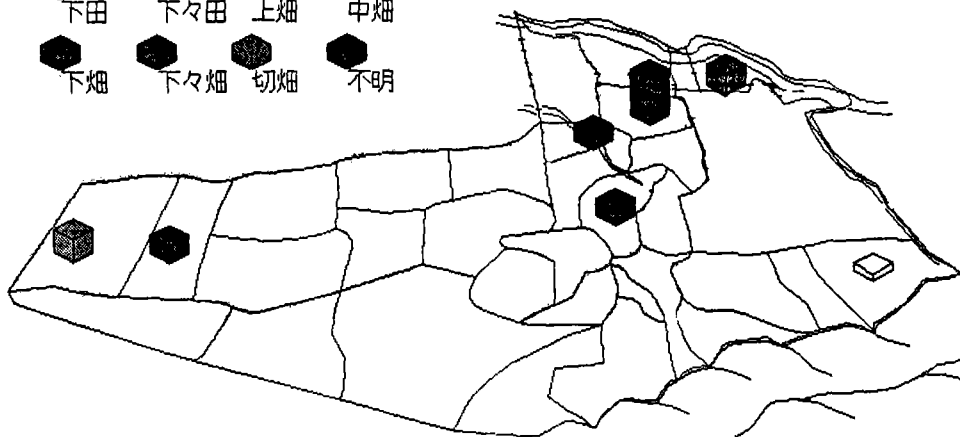
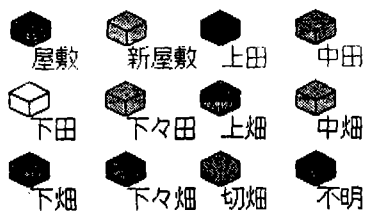
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	403	0	0	0	0	403
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	300
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0	0	0	280
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	818	0	0	0	818
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	270	0	0	0	270
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	117	0	0	0	0	0	0	0	117
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	360	0	0	0	117	0	0	403	1668	0	0	0	2548

№10 【所有者名：利右衛門A】 総面積【2548】



面積 割合%	屋敷 360 14.1%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 117 4.6%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 403 15.8%	下畑 1668 65.5%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積 割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 403 15.8%	森ノ下 300 11.8%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 280 11.0%	前原 818 32.1%			
面積 割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積 割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 270 10.6%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 117 4.6%			
面積 割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 360 14.1%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.10 【所有者名：利右衛門A】 面積：2548



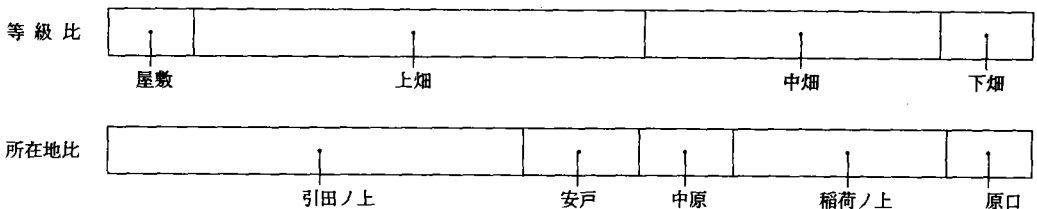
No.11 【所有者名：仁兵衛B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
149	149-0	原口	234	屋敷	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
300	300-0	引田ノ上	580	上畑	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
314	314-0	引田ノ上	155	中畑	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
315	315-0	引田ノ上	400	上畑	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
724	724-0	安戸	320	中畑	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
766	766-0	中原	258	上畑	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
804	804-0	稲荷ノ上	252	下畑	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし
805	805-0	稲荷ノ上	331	中畑	原口	三郎右衛門(原口)	不明	なし

【仁兵衛B】氏の面積一覧表

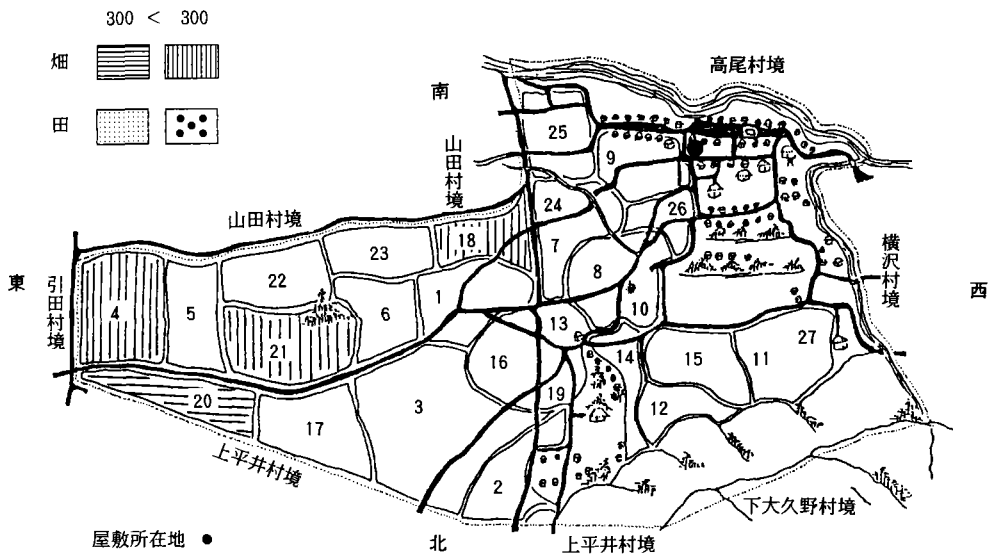
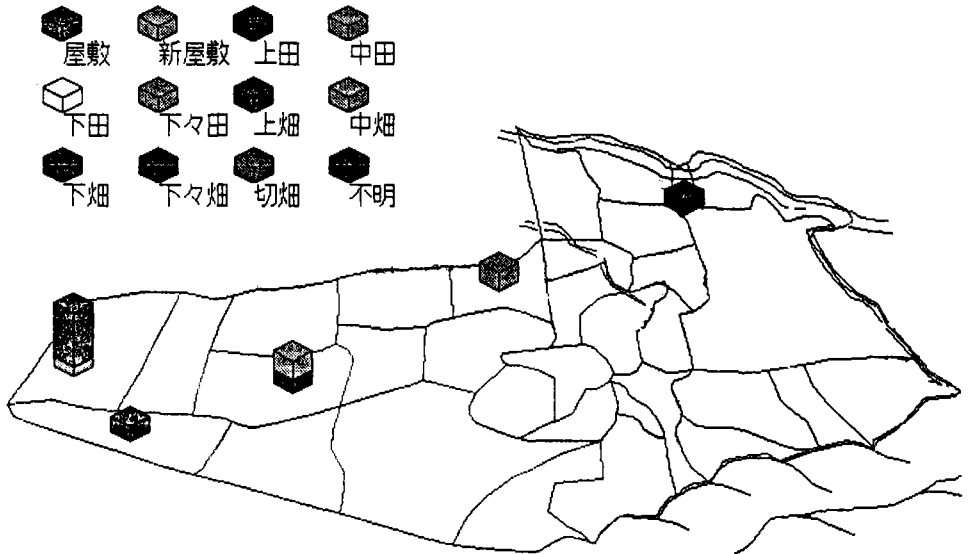
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	980	155	0	0	0	0	1135
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	320	0	0	0	0	320
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	258	0	0	0	0	0	258
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	331	252	0	0	0	583
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	234	0	0	0	0	0	1238	806	252	0	0	0	2530

No.11 【所有者名：仁兵衛B】 総面積【2530】



面積 割合%	屋敷 234 9.2%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 1238 48.9%	中畑 806 31.9%	下畑 252 10.0%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積 割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 1135 44.9%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積 割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 320 12.6%			
面積 割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 258 10.2%	稲荷ノ上 583 23.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積 割合%	新町 0 0.0%	原口 234 9.2%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№11 【所有者名：仁兵衛B】 面積：2530



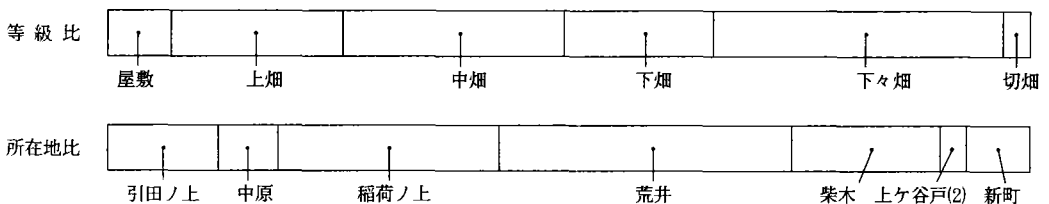
No.12 【所有者名：孫兵衛A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
155	155-0	新町	84	屋敷	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭
157	157-0	新町	90	屋敷	新町	兵左衛門(石川)	不明	組頭
290	290-0	引田ノ上	304	上畑	新町	孫兵衛(新町)	不明	組頭
760	760-0	中原	162	上畑	新町	孫兵衛(新町)	不明	組頭
821	821-0	稻荷ノ上	600	中畑	新町	孫兵衛(新町)	不明	組頭
851	851-0	荒井	493	下々畑	新町	孫兵衛(新町)	不明	組頭
852	852-0	荒井	300	下々畑	新町	孫兵衛(新町)	不明	組頭
926	926-0	柴木	407	下畑	新町	孫兵衛(新町)	不明	組頭
1027	1027-0	上ヶ谷戸(2)	72	切畑	新町	孫兵衛(新町)	不明	組頭

【孫兵衛A】氏の面積一覧表

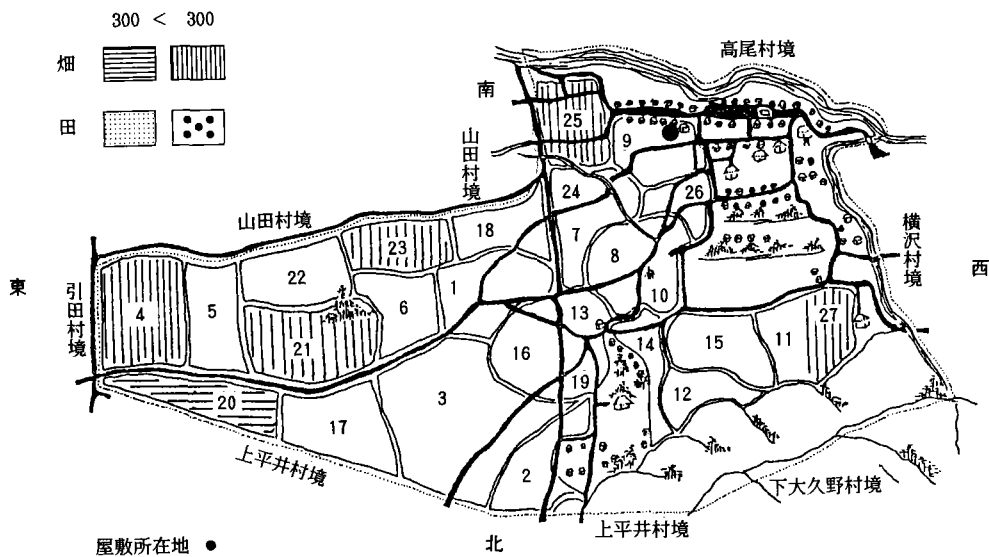
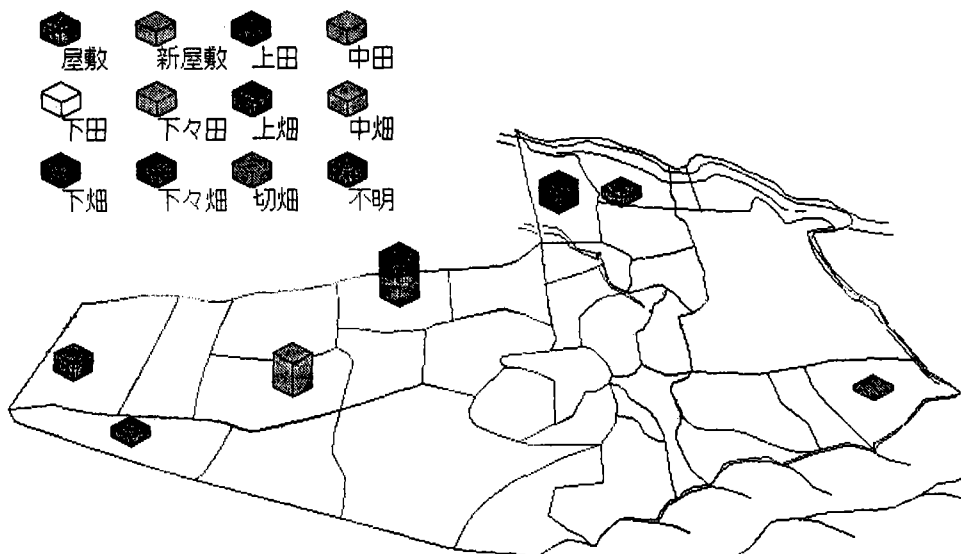
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	304	0	0	0	0	0	304
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	162	0	0	0	0	0	162
稻荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	600
稻荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	793	0	0	793
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	407	0	0	0	407
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	72
新町	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	174	0	0	0	0	0	466	600	407	793	72	0	2512

No.12 【所有者名：孫兵衛A】 総面積【2512】



面積割合%	屋敷 174 6.9%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 466 18.6%	中畑 600 23.9%	下畑 407 16.2%	下々畑 793 31.6%	切畑 72 2.9%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 304 12.1%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 162 6.4%	稲荷ノ上 600 23.9%	稲荷下 0 0.0%	荒井 793 31.6%	そとわど2 0 0.0%	柴木 407 16.2%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 72 2.9%			
面積割合%	新町 174 6.9%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.12 【所有者名：孫兵衛A】 面積：2512



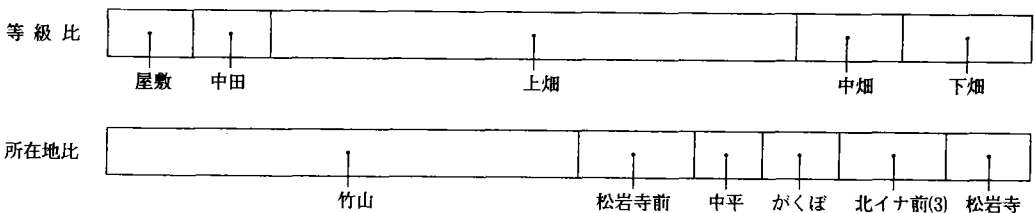
№13 【所有者名：六郎右衛門A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
3	3-0	松岩寺	224	屋敷	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭
201	201-0	竹山	312	上畑	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭
203	203-0	竹山	770	上畑	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭
207	207-0	竹山	162	下畑	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭
223	223-0	松岩寺前	304	上畑	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭
396	396-0	中平	180	下畑	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭
625	625-0	かくぼ	204	中畑	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭
751	751-0	北イナ前(3)	280	中畑	松岩寺	六郎右衛門(松岩寺)	不明	組頭

【六郎右衛門A】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上畑	中畑	下畑	下々畑	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	1082	0	162	0	0	0	1244
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	304	0	0	0	0	0	304
引ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	180
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	204	0	0	0	0	0	0	0	0	204
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	280
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	224	0	0	204	0	0	1386	280	342	0	0	0	2436

№13 【所有者名：六郎右衛門A】 総面積 (2436)



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	224	0	0	204	0	0	1386	280	342	0	0	0
	9.2%	0.0%	0.0%	8.4%	0.0%	0.0%	56.9%	11.5%	14.0%	0.0%	0.0%	0.0%

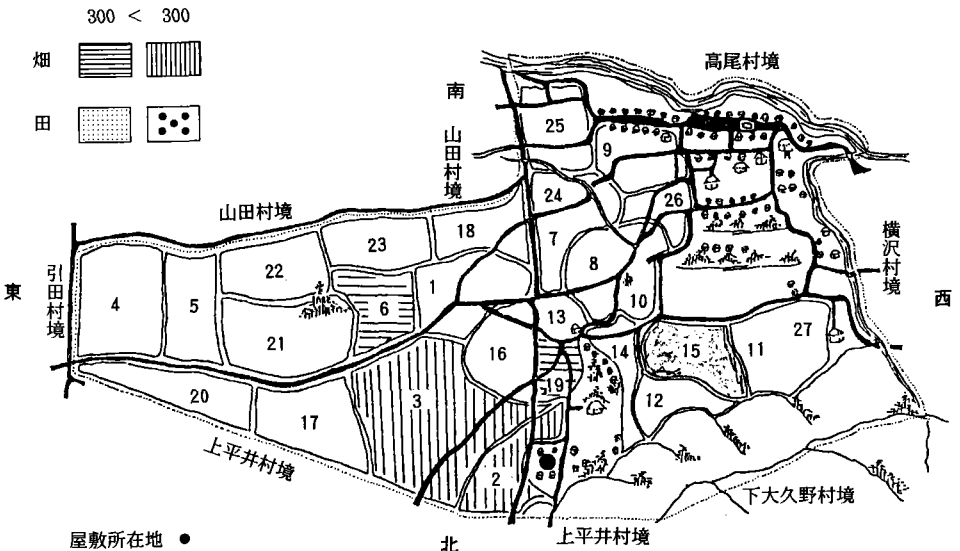
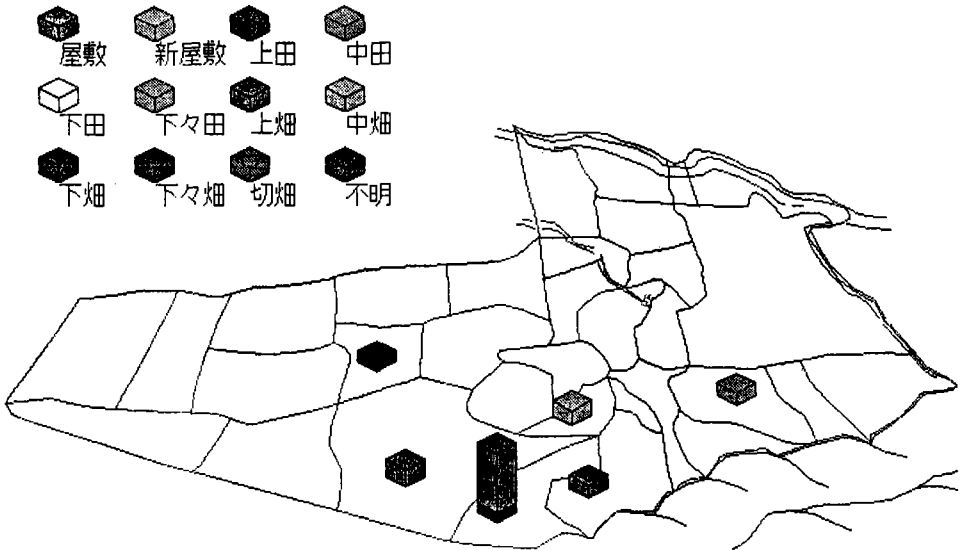
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	1244	304	0	0	180	0	0	0
	0.0%	51.1%	12.5%	0.0%	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	204	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	280	0	0	0	0	0	0	0	0
	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	0	0	224	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.2%	0.0%	0.0%

№13 【所有者名：六郎右衛門A】 面積：2436



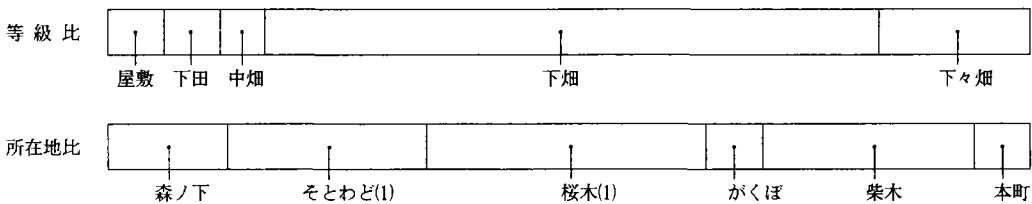
№14 【所有者名：六郎右衛門B】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
109	109-0	本町	143	屋敷	本町	半右衛門（本町）	不明	なし
383	383-0	森ノ下	306	下畑	本町	半右衛門（本町）	不明	なし
415	415-0	そとわど(1)	510	下畑	本町	半右衛門（本町）	不明	なし
444	444-0	桜木(1)	389	下々畑	本町	半右衛門（本町）	不明	なし
447	447-0	桜木(1)	323	下畑	本町	半右衛門（本町）	不明	なし
609	609-0	かくぼ	144	下田	本町	半右衛門（本町）	不明	なし
909	909-0	柴木	231	下畑	本町	孫兵衛（新町）	不明	なし
910	910-0	柴木	198	下畑	本町	半右衛門（原口）	不明	なし
940	940-0	柴木	115	中畑	本町	市郎兵衛（本町）	不明	なし

【六郎右衛門B】氏の面積一覧表

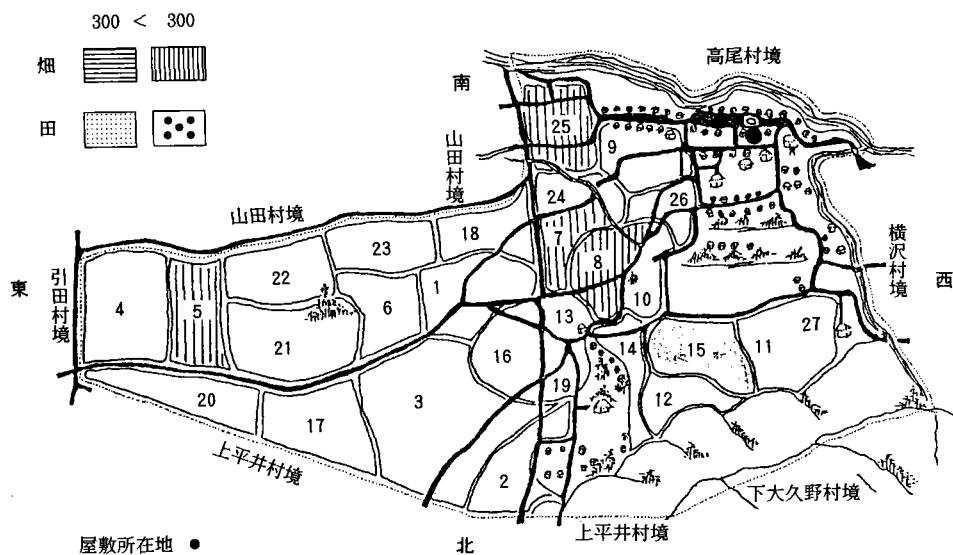
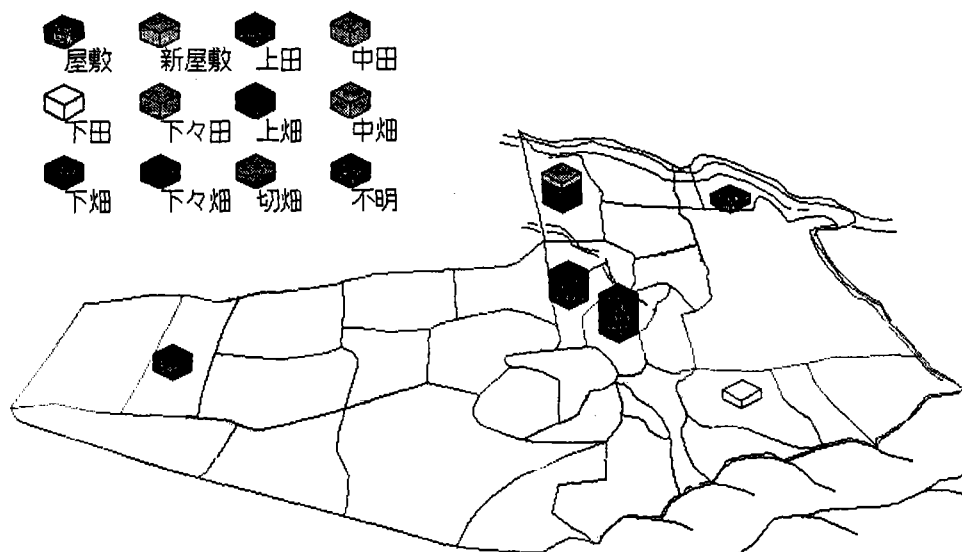
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	306	0	0	0	306
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	510	0	0	0	510
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	323	389	0	0	712
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	144	0	0	0	0	0	0	0	144
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	115	429	0	0	0	544
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	143	0	0	0	144	0	0	115	1568	389	0	0	2359

№14 【所有者名：六郎右衛門B】 総面積【2359】



面積割合%	屋敷 143 6.1%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 144 6.1%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 115 4.9%	下畑 1568 66.5%	下々畑 389 16.5%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 306 13.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 510 21.6%	桜木1 712 30.2%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 144 6.1%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稻荷ノ上 0 0.0%	稻荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 544 23.1%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 143 6.1%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.14 【所有者名：六郎右衛門B】 面積：2359



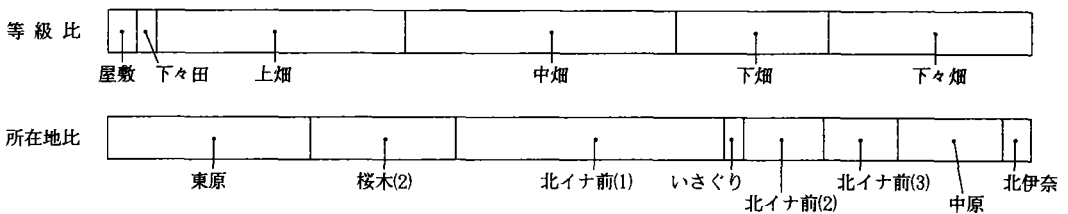
No.15 【所有者名：清左衛門A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
14	14-0	北伊奈	72	屋敷	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
178	178-0	東原	207	中畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
182	182-0	東原	153	下畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
183	183-0	東原	144	下々畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
470	470-0	桜木(2)	360	下々畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
553	553-0	北イナ前(1)	160	上畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
555	555-0	北イナ前(1)	126	中畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
564	564-0	北イナ前(1)	154	中畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
565	565-0	北イナ前(1)	224	下畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
581	581-0	いさぐり	24	下々田	北イナ	与右衛門(北イナ)	不明	組頭
584	584-0	いさぐり	24	下々田	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
637	637-0	北イナ前(2)	199	上畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
753	753-0	北イナ前(3)	184	中畑	北イナ	清左衛門(萩島)	不明	組頭
764	764-0	中原	258	上畑	北イナ	彦右衛門(砂沼)	不明	組頭

【清左衛門A】氏の面積一覧表

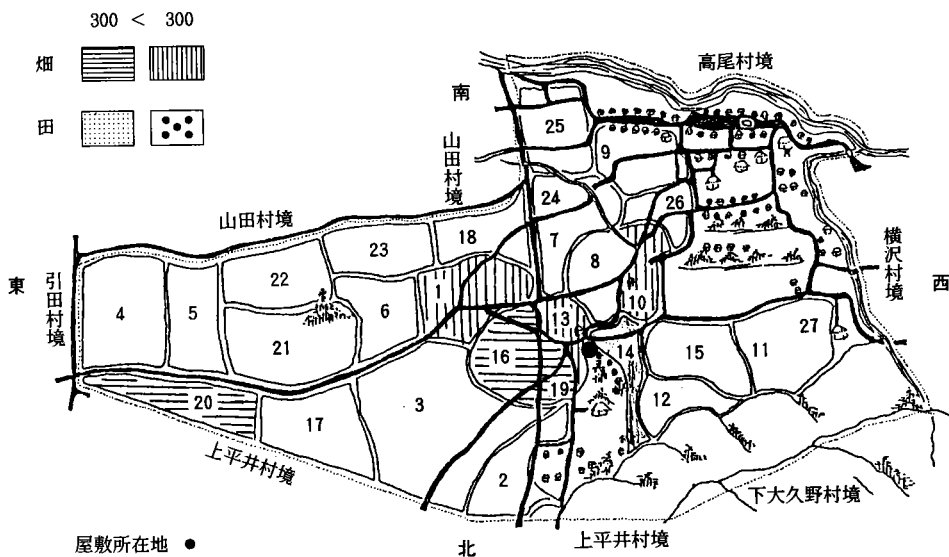
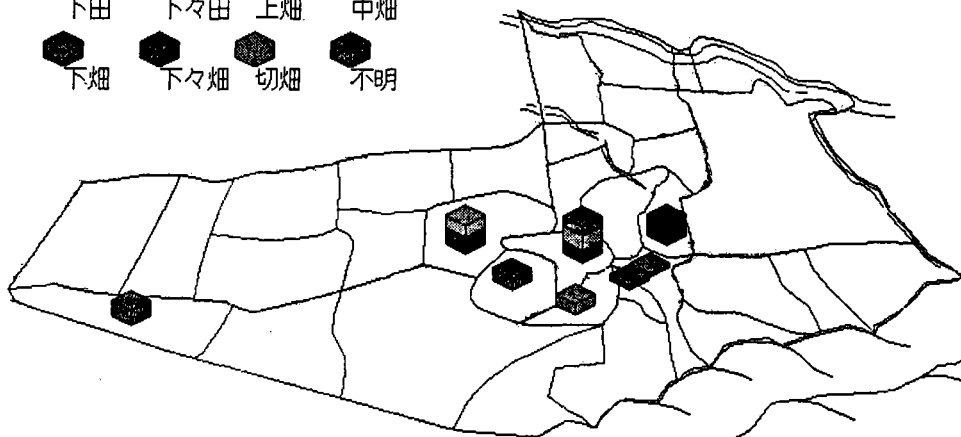
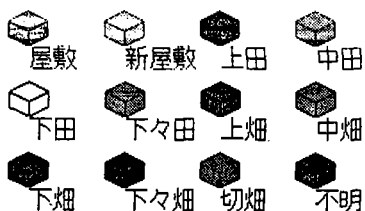
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	207	153	144	0	0	504
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360	0	0	360
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	160	280	224	0	0	0	664
いさぐり	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	0	48
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	199	0	0	0	0	0	199
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	184	0	0	0	0	184
中原	0	0	0	0	0	0	258	0	0	0	0	0	258
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	72	0	0	0	0	48	617	671	377	504	0	0	2289

No.15 【所有者名：清左衛門A】 総面積【2289】



面積割合%	屋敷 72 3.1%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 48 2.1%	上畑 617 27.0%	中畑 671 29.3%	下畑 377 16.5%	下々畑 504 22.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 504 22.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 360 15.7%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 664 29.0%	いさぐり 48 2.1%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 199 8.7%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 184 8.0%	中原 258 11.3%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷ノ下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 72 3.1%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.15 【所有者名：清左衛門A】 面積：2289



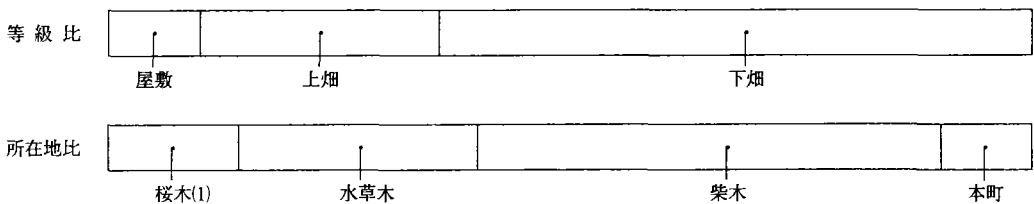
№16 【所有者名：平右衛門B】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
111	111-0	本町	225	屋敷	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
446	446-0	桜木(1)	320	下畑	本町	四郎左衛門(野崎)	不明	なし
709	709-0	水草木	209	上畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
710	710-0	水草木	199	上畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
711	711-0	水草木	180	上畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
919	919-0	柴木	484	下畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
924	924-0	柴木	144	下畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
953	953-0	柴木	234	下畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし
965	965-0	柴木	274	下畑	本町	利右衛門(清水)	不明	なし

【平右衛門B】氏の面積一覧表

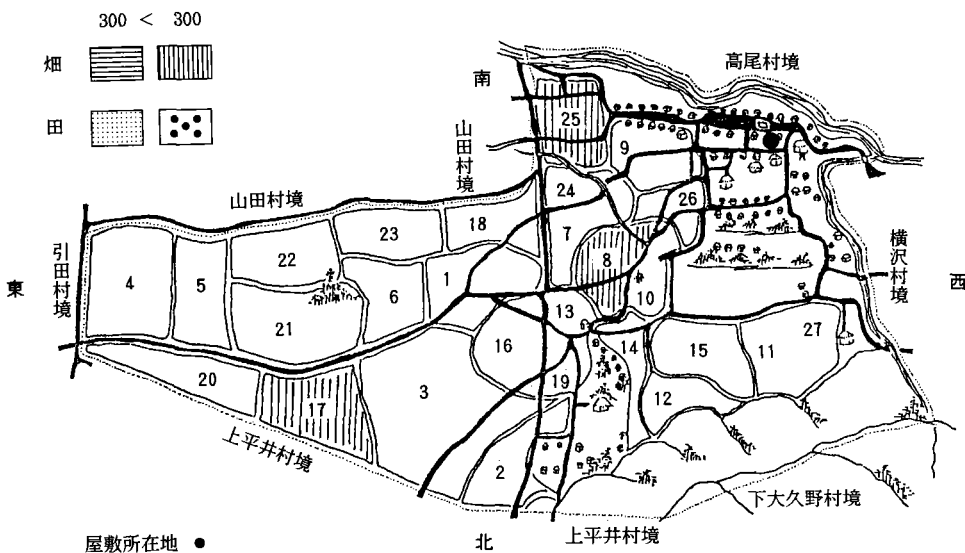
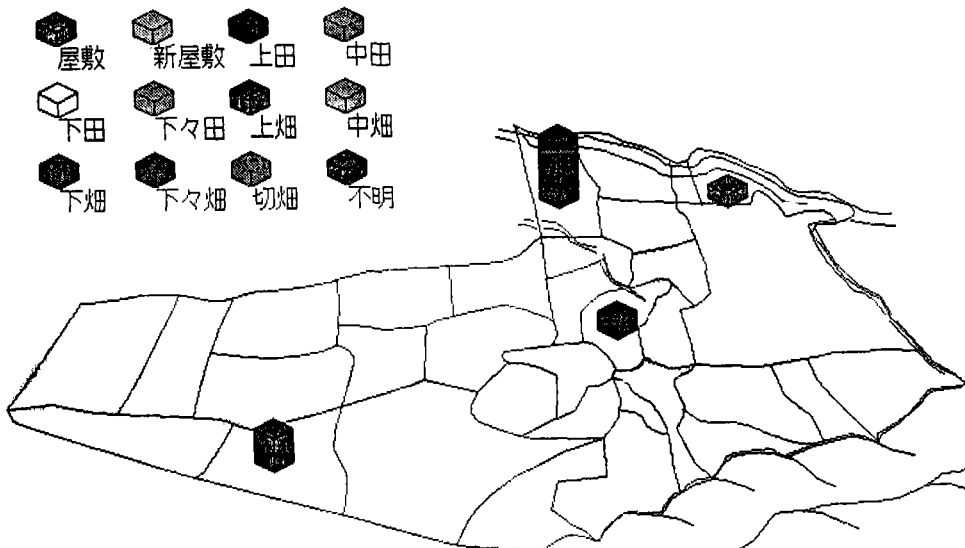
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	320	0	0	0	320
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	588	0	0	0	0	0	588
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	1136	0	0	0	1136
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	225
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	225	0	0	0	0	0	588	0	1456	0	0	0	2269

№16 【所有者名：平右衛門B】 総面積【2269】



面積割合%	屋敷 225 9.9%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 588 25.9%	中畑 0 0.0%	下畑 1456 64.2%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 320 14.1%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 588 25.9%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 1136 50.1%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 225 9.9%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№16 【所有者名：平右衛門B】 面積：2269



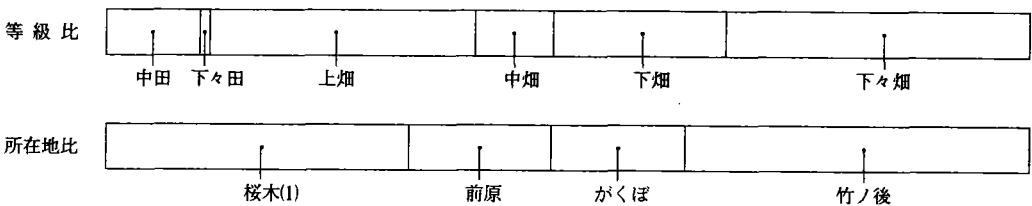
№17 【所有者名：佐渡】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
429	429-0	桜木(1)	406	下々畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
431	431-0	桜木(1)	324	下々畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
458	458-0	前原	343	下畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
630	630-0	かくぼ	5	下々田	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
634	634-0	かくぼ	225	中田	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
635	635-0	かくぼ	70	下畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
636	636-0	かくぼ	20	下々田	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
971	971-0	竹ノ後	188	中畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし
997	997-0	竹ノ後	640	上畑	上村	甚左衛門(上村)	不明	なし

【佐渡】氏の面積一覧表

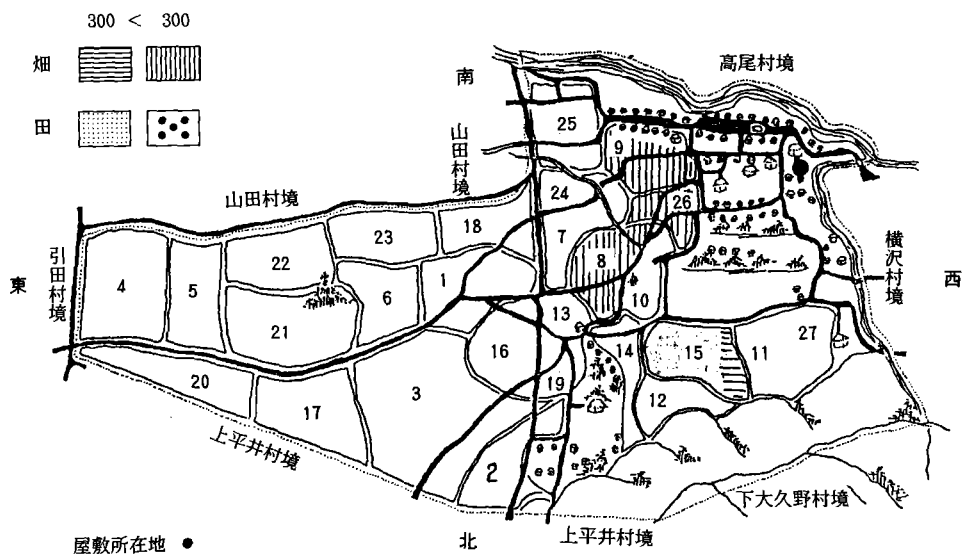
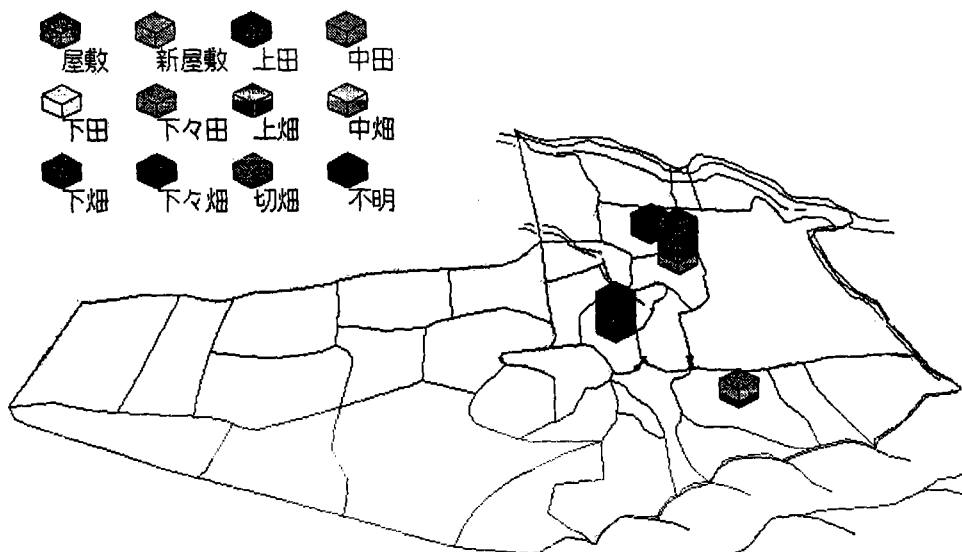
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	730	0	0	730
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	343	0	0	0	343
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	225	0	25	0	0	70	0	0	0	320
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	640	188	0	0	0	0	828
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	225	0	25	640	188	413	730	0	0	2221

№17 【所有者名：佐渡】 総面積 [2221]



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 225 10.1%	下田 0 0.0%	下々田 25 1.1%	上畑 640 28.8%	中畑 188 8.5%	下畑 413 18.6%	下々畑 730 32.9%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 730 32.9%	前原 343 15.4%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 320 14.4%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 828 37.3%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№17 【所有者名：佐渡】 面積：2221



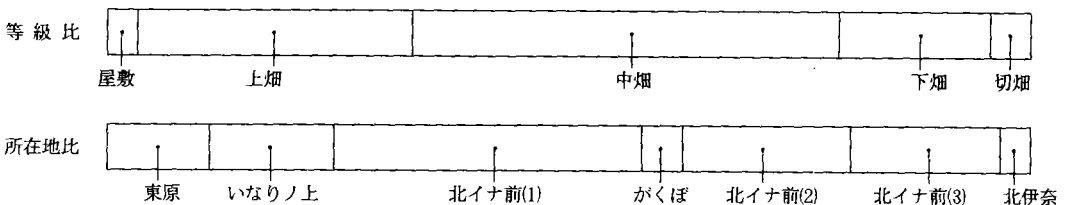
No.18 【所有者名：茂右衛門A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
20	20-0	北伊奈	72	屋敷	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
175	175-0	東原	242	中畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
505	505-0	いなりノ上	294	下畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
544	544-0	北伊奈前(1)	276	中畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
548	548-0	北伊奈前(1)	252	上畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
549	549-0	北伊奈前(1)	135	中畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
560	560-0	北伊奈前(1)	60	下畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
587	587-0	がくぼ	96	切畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
640	640-0	北伊奈前(2)	224	上畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
643	643-0	北伊奈前(2)	172	上畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし
752	752-0	北伊奈前(3)	350	中畑	北伊奈	与右衛門(北伊奈)	不明	なし

【茂右衛門A】氏の面積一覧表

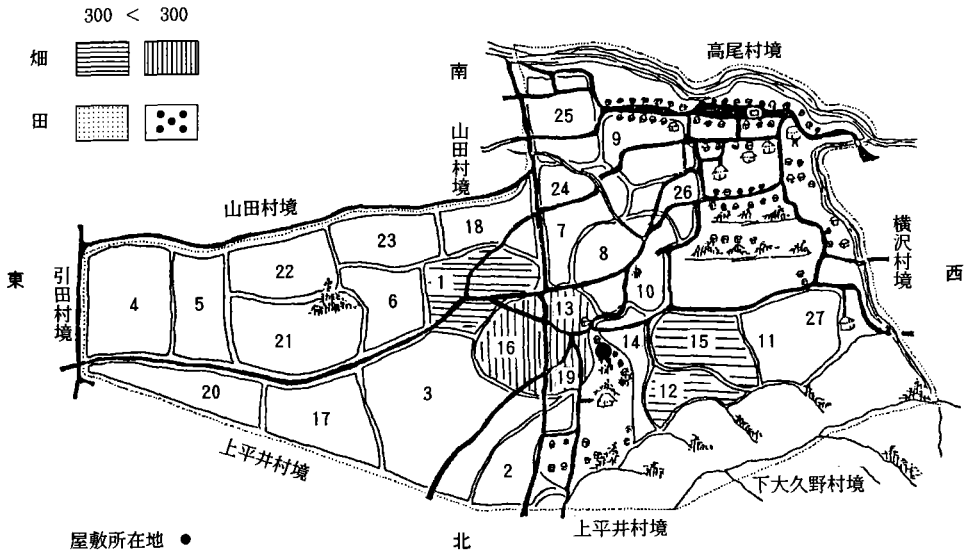
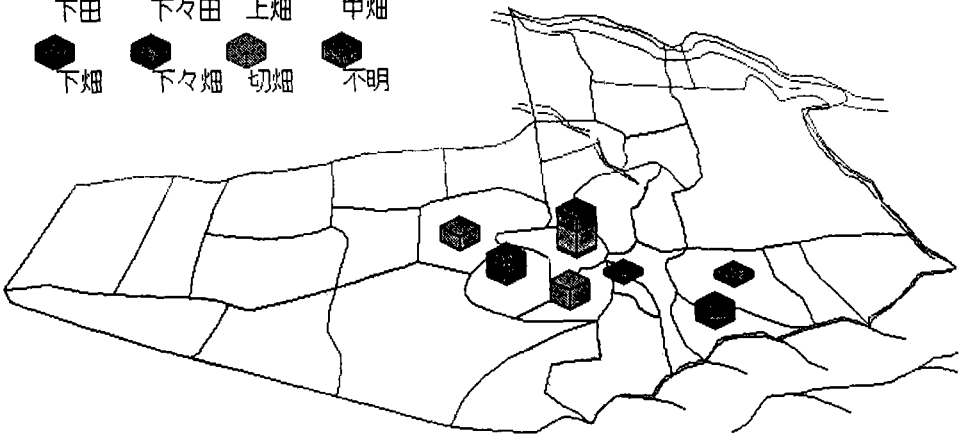
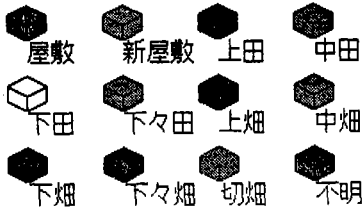
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	242	0	0	0	0	242
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	294	0	0	0	294
北伊奈前(1)	0	0	0	0	0	0	252	411	60	0	0	0	723
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0	96
北伊奈前(2)	0	0	0	0	0	0	396	0	0	0	0	0	396
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈前(3)	0	0	0	0	0	0	0	350	0	0	0	0	350
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	72	0	0	0	0	0	648	1003	354	0	96	0	2173

No.18 【所有者名：茂右衛門A】 総面積 [2173]



面積割合%	屋敷 72 3.3%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 648 29.8%	中畑 1003 46.2%	下畑 354 16.3%	下々畑 0 0.0%	切畑 96 4.4%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 242 11.1%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 294 13.5%	北イナ前1 723 33.3%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 96 4.4%	北イナ前2 396 18.2%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 350 16.1%	中原 0 0.0%	稻荷ノ上 0 0.0%	稻荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 72 3.3%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.18 【所有者名：茂右衛門A】 面積：2173



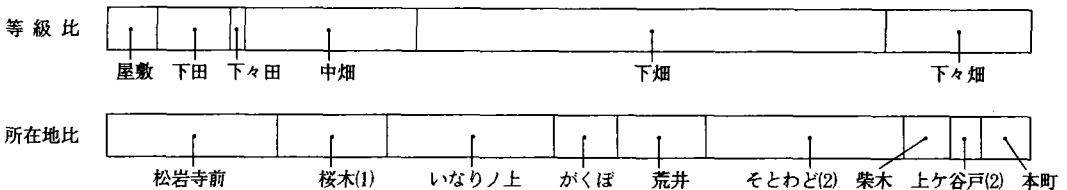
№19 【所有者名：新左衛門】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
100	100-0	本町	114	屋敷	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
246	246-0	松岩寺前	396	中畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
451	451-0	桜木(1)	252	下々畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
529	529-0	いなりノ上	324	下畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
530	530-0	いなりノ上	40	下田	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
531	531-0	いなりノ上	18	下田	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
594	594-0	がくぼ	35	下々田	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
601	601-0	がくぼ	112	下田	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
869	869-0	荒井	203	下畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
887	887-0	そとわど(2)	178	下畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
888	888-0	そとわど(2)	192	下畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
890	890-0	そとわど(2)	84	下々畑	本町	三郎左衛門(本町)	不明	組頭
929	929-0	柴木	106	下畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭
1017	1017-0	上ヶ谷戸(2)	72	下畑	本町	新左衛門(本町)	不明	組頭

【新左衛門】氏の面積一覧表

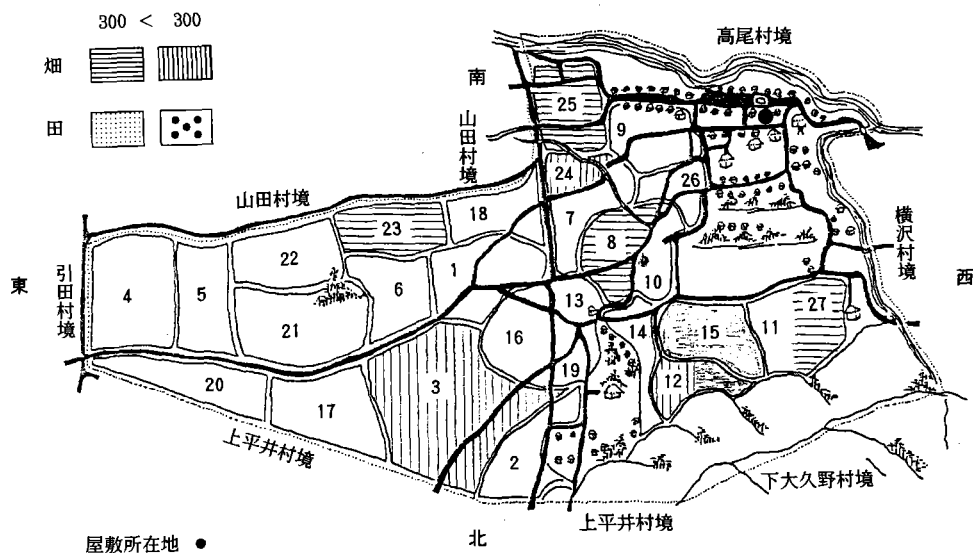
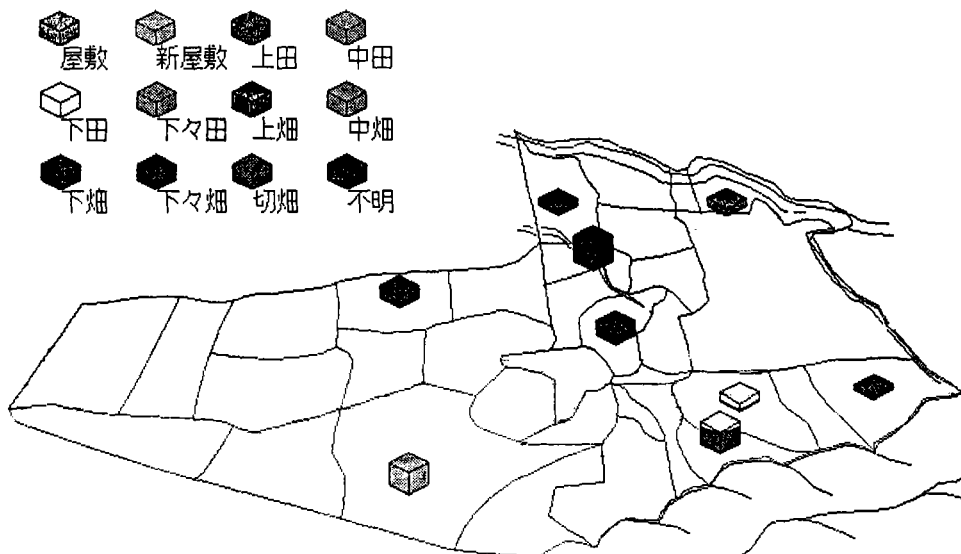
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	396	0	0	0	0	396
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252	0	0	252
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	58	0	0	0	324	0	0	0	382
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	112	35	0	0	0	0	0	0	147
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	203	0	0	0	203
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	370	84	0	0	454
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0	0	0	106
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	72
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	114	0	0	0	170	35	0	396	1075	336	0	0	2126

№19 【所有者名：新左衛門】 総面積【2126】



面積割合%	屋敷 114 5.4%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 170 8.0%	下々田 35 1.6%	上畑 0 0.0%	中畑 396 18.6%	下畑 1075 50.6%	下々畑 336 15.8%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 396 18.6%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 252 11.9%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 382 18.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 147 6.9%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 203 9.5%	そとわど2 454 21.4%	柴木 106 5.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 72 3.4%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 114 5.4%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.19 【所有者名：新左衛門】 面積：2126



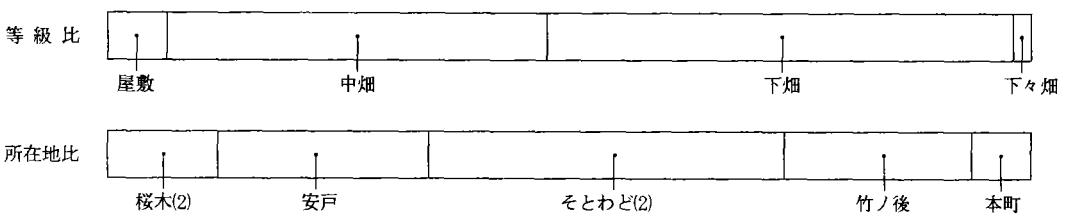
№20 【所有者名：市郎兵衛A】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
98	98-0	本町	136	屋敷	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
491	491-0	桜木(2)	252	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
729	729-0	安戸	440	中畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
731	731-0	安戸	45	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
891	891-0	そとわど(2)	40	下々畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
892	892-0	そとわど(2)	518	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
898	898-0	そとわど(2)	260	下畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭
974	974-0	竹ノ後	432	中畑	本町	市郎兵衛(本町)	不明	組頭

【市郎兵衛A】氏の面積一覧表

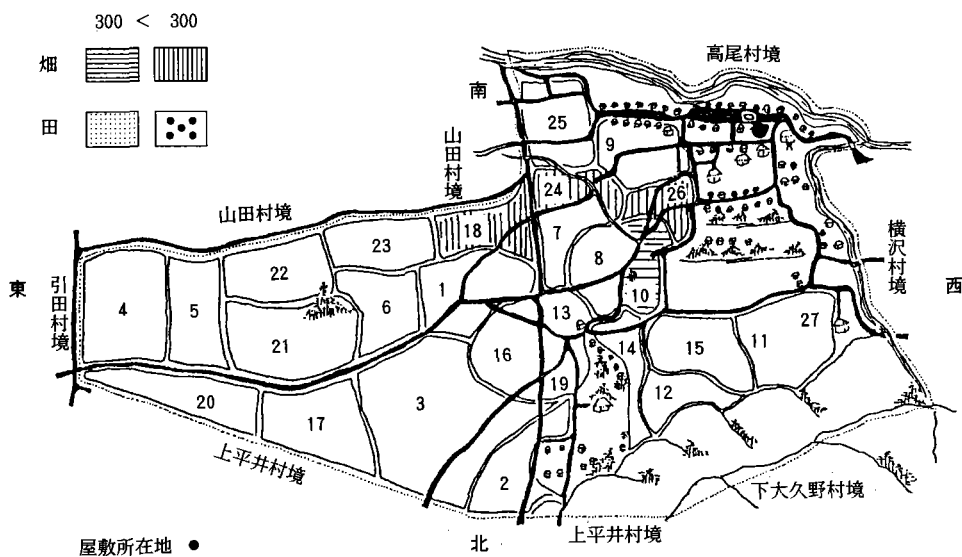
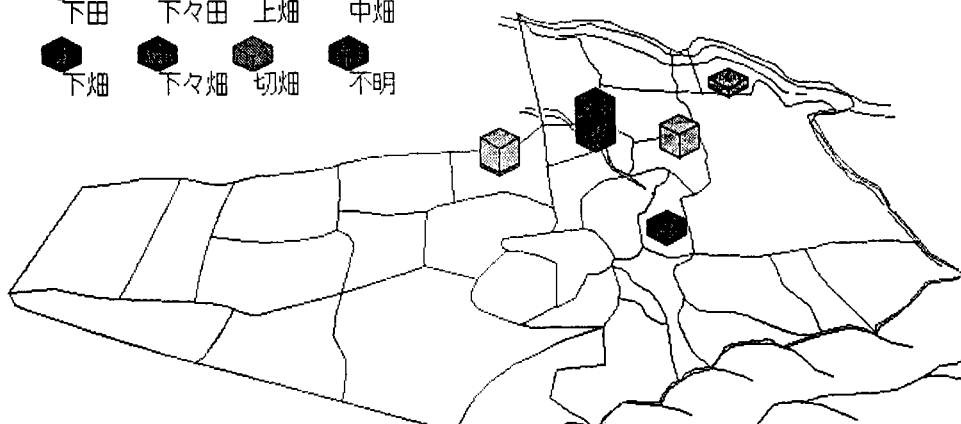
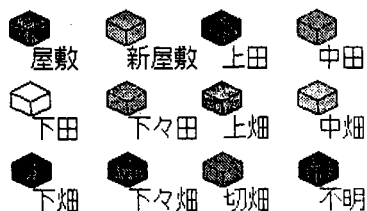
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	252	0	0	0	252
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	436	49	0	0	0	485
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	778	40	0	0	818
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	432	0	0	0	0	432
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	136	0	0	0	0	0	0	868	1079	40	0	0	2123

№20 【所有者名：市郎兵衛A】 総面積【2123】



面積 割合%	屋敷 136 6.4%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 872 41.1%	下畑 1075 50.6%	下々畑 40 1.9%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積 割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積 割合%	桜木2 252 11.9%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりの上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 485 22.8%			
面積 割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 818 38.5%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 432 20.3%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積 割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 136 6.4%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.20 【所有者名：市郎兵衛A】 面積：2123



【図14-2 宝暦11年名請人保有耕地分布統計】

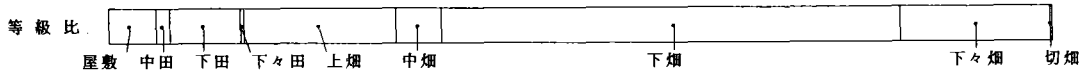
№.1 【所有者名：庄兵衛】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
41	41-1	新町	300	屋敷	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
43	42-0	新町	112	屋敷	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
44	43-0	新町	72	屋敷	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
288	256-1	松岩寺前	181	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
294	261-0	松岩寺	280	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
359	326-0	引田上	352	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
397	356-0	森ノ下	231	畑	新町	佐五右衛門(河野)	不明	組頭
398	357-0	森ノ下	56	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
399	358-0	森ノ下	288	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
403	362-0	森ノ下	312	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
404	363-0	森ノ下	304	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
488	441-0	森(1)	180	畑	新町	庄兵衛(野崎)	不明	組頭
489	442-0	森(1)	150	畑	新町	庄兵衛(野崎)	不明	組頭
490	443-0	森(1)	72	畑	新町	庄兵衛(野崎)	不明	組頭
668	617-0	かくぼ	140	中田	新町	源左衛門(上村)	不明	組頭
680	627-0	かくぼ	240	下田	新町	市之丞(上村)	不明	組頭
681	628-0	かくぼ	125	下田	新町	清兵衛(野崎)	不明	組頭
682	629-0	かくぼ	36	下田	新町	清兵衛(大福)	不明	組頭
697	644-0	北イナ前(2)	369	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
698	645-0	北イナ前(2)	345	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
775	721-0	安戸	488	畑	新町	吉左衛門(新町)	不明	組頭
896	830-0	稻荷ノ上	63	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
897	831-0	稻荷ノ下	66	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
898	832-0	稻荷ノ下	136	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
899	833-0	稻荷ノ下	188	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
900	834-0	稻荷ノ下	117	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
926	859-0	荒井	492	畑	新町	彦兵衛(原口)	不明	組頭
961	893-0	そとわど(2)	270	畑	新町	彦兵衛(野崎)	不明	組頭
1000	931-0	柴木	378	畑	新町	佐五右衛門(河野)	不明	組頭
1001	932-0	柴木	418	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
1021	950-0	柴木	510	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
1023	952-0	柴木	580	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
1024	953-0	柴木	234	畑	新町	孫市(清水)	不明	組頭
1025	954-0	柴木	220	畑	新町	孫市(清水)	不明	組頭
1026	955-0	柴木	357	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
1027	956-0	柴木	117	畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	組頭
1028	957-0	柴木	146	畑	新町	孫六郎左衛門(原口)	不明	組頭
1035	963-0	柴木	283	畑	新町	藤右衛門(本町)	不明	組頭
1101	1015-0	上ヶ谷戸(2)	25	畑	新町	市之丞(上村)	不明	組頭
1129	1038-0	上ヶ谷戸(2)	20	畑	新町	市之丞(上村)	不明	組頭
1155	1061-0	上ヶ谷戸(2)	24	下田	新町	佐五兵衛(本町)	不明	組頭
1156	1062-1	上ヶ谷戸(2)	15	下田	新町	市之丞(上村)	不明	組頭
1160	1065-0	上ヶ谷戸(2)	89	下田	新町	市之丞(横沢)	不明	組頭
1161	1066-0	上ヶ谷戸(2)	102	下田	新町	市之丞(上村)	不明	組頭
1162	1067-0	上ヶ谷戸(2)	126	下田	新町	市之丞(上村)	不明	組頭

【庄兵衛】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	461	0	0	0	0	461
引田上	0	0	0	0	0	0	352	0	0	0	0	0	352
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	1191	0	0	0	1191
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	402	0	0	402
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	140	365	36	0	0	0	0	0	0	0	541
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	714	0	0	0	0	0	714
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	488	0	0	0	0	0	488
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稻荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0	0	0	63
稻荷ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	390	117	0	0	507
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	492	0	0	492
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	270	0	0	0	270
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	2733	510	0	0	3243
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	356	0	0	0	25	0	20	0	0	401
新町	484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	484
原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	484	0	0	140	721	36	1554	461	4672	1521	20	0	9609

No.1 【所有者名：庄兵衛】 総面積 [9609]



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	484	0	0	140	721	36	1554	461	4672	1521	20	0
	5.0%	0.0%	0.0%	1.5%	7.5%	0.4%	16.2%	4.8%	48.6%	15.8%	0.2%	0.0%

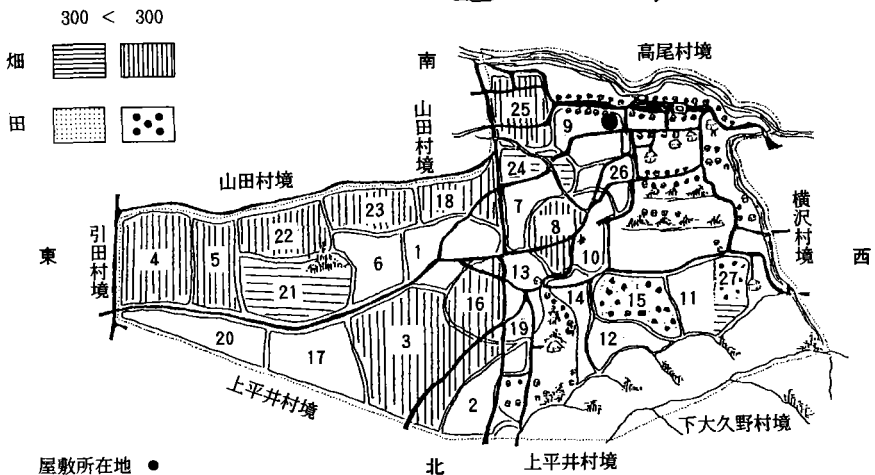
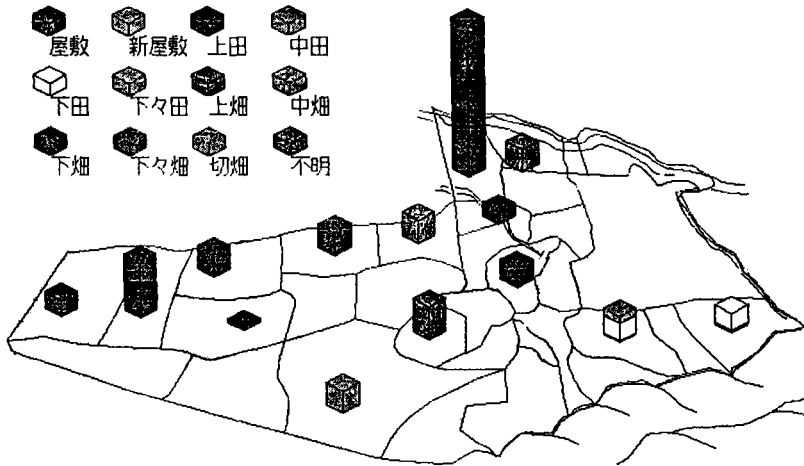
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	461	352	1191	0	0	402	0
	0.0%	0.0%	4.8%	3.7%	12.4%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	541	714	0	488
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	7.4%	0.0%	5.1%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	63	507	492	270	3243	0	401
	0.0%	0.0%	0.7%	5.3%	5.1%	2.8%	33.7%	0.0%	4.2%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	484	0	0	0	0	0	0	0
	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.1 【所有者名：庄兵衛】 面積：9609



No.2 【所有者名：善左衛門B】

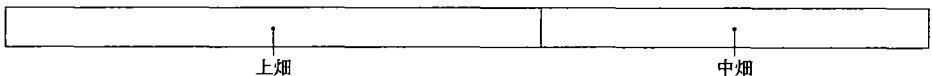
ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
304	271-0	引田ノ上	168	中畑	平井	市之丞(上村)	不明	なし
305	272-0	引田ノ上	281	中畑	平井	庄右衛門(横沢)	不明	なし
309	276-0	引田ノ上	330	上畑	平井	半六(上村)	不明	なし
313	280-0	引田ノ上	392	上畑	平井	六郎左衛門(原口)	不明	なし
317	284-0	引田ノ上	203	上畑	平井	六郎左衛門(原口)	不明	なし
318	285-0	引田ノ上	198	上畑	平井	藤右衛門(本町)	不明	なし
319	286-0	引田ノ上	385	上畑	平井	清兵衛(大福)	不明	なし
320	287-0	引田ノ上	333	上畑	平井	藤右衛門(本町)	不明	なし
321	288-0	引田ノ上	342	上畑	平井	六郎左衛門(原口)	不明	なし
325	292-0	引田ノ上	433	上畑	平井	藤右衛門(本町)	不明	なし
329	296-0	引田ノ上	403	中畑	平井	彦兵衛(原口)	不明	なし
330	297-0	引田ノ上	589	中畑	平井	彦兵衛(原口)	不明	なし
332	299-0	引田ノ上	360	上畑	平井	彦兵衛(原口)	不明	なし
347	314-0	引田ノ上	155	中畑	平井	六郎左衛門(原口)	不明	なし
371	336-0	引田ノ上	536	中畑	平井	彦兵衛(中平井)	不明	なし
750	696-0	水草木	107	上畑	平井	彦兵衛(中平井)	不明	なし
819	762-0	中原	224	上畑	平井	佐五右衛門(河野)	不明	なし
829	771-0	中原	355	上畑	平井	佐五右衛門(河野)	不明	なし
893	827-0	稲荷ノ上	180	中畑	平井	彦兵衛(中平井)	不明	なし
894	828-0	稲荷ノ上	336	中畑	平井	彦兵衛(中平井)	不明	なし

【善左衛門B】氏の面積一覧表

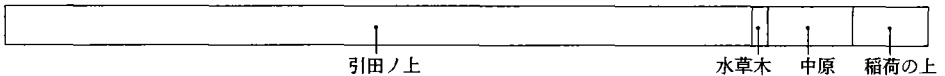
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	2976	2132	0	0	0	0	5108
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	107	0	0	0	0	0	107
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	579	0	0	0	0	0	579
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	516	0	0	0	0	516
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	3662	2648	0	0	0	0	6310

No.2 【所有者名：善左衛門B】 総面積【6310】

等級比

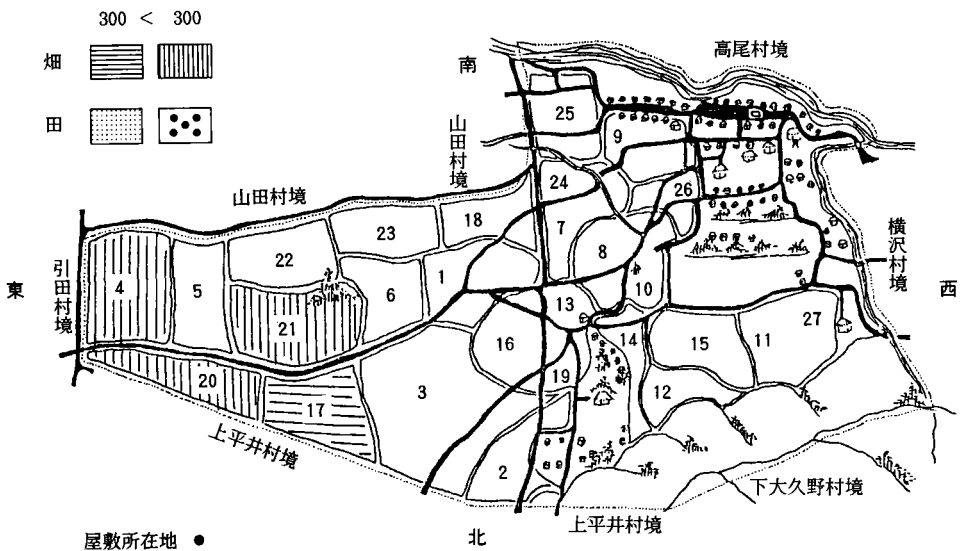
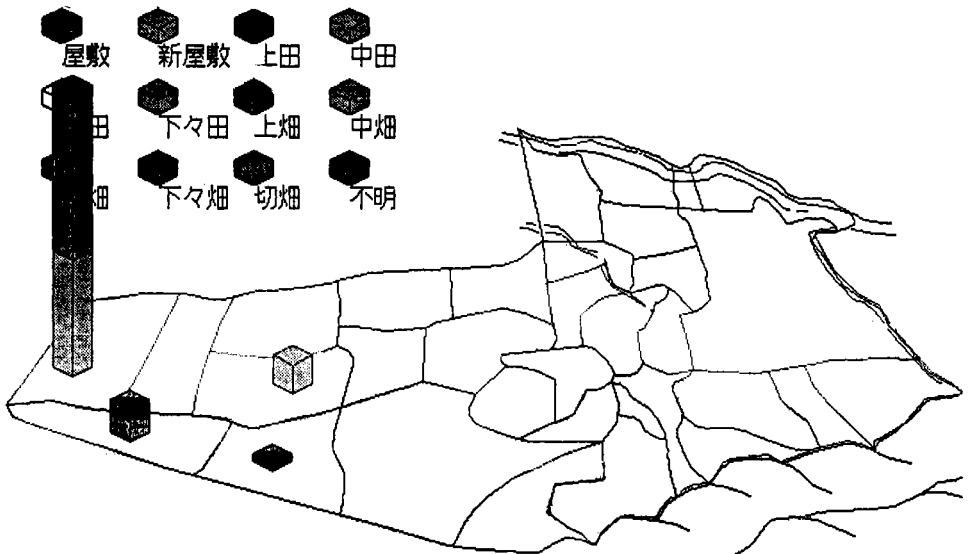


所在地比



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 3662 58.0%	中畑 2648 42.0%	下畑 0 0.0%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 5108 81.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 107 1.7%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 579 9.2%	稲荷ノ上 516 8.2%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.2 【所有者名：善左衛門B】 面積：6310



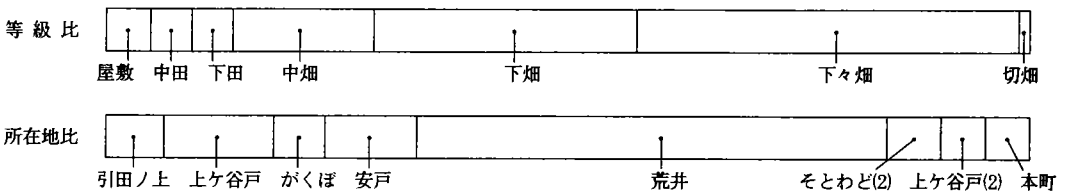
No.3 【所有者名：清兵衛A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
110	99-0	本町	162	屋敷	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
111	100-0	本町	114	屋敷	本町	久七(本町)	不明	組頭
345	312-0	引田ノ上	363	中畑	本町	市之丞(上村)	不明	組頭
551	502-0	上ヶ谷戸	348	下畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
552	503-0	上ヶ谷戸	348	下畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
653	602-0	がくぼ	142	中田	本町	弥兵衛	不明	組頭
661	610-0	がくぼ	176	下田	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
784	730-0	安戸	58	下畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
786	732-0	安戸	517	中畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
927	860-0	荒井	2400	下々畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
928	861-0	荒井	98	下畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
945	878-0	荒井	462	下畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
965	897-0	そとわど(2)	340	下畑	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭
1118	1027-0	上ヶ谷戸(2)	72	切畑	本町	吉左衛門(新町)	不明	組頭
1145	1052-1	上ヶ谷戸(2)	120	中田	本町	庄右衛門(横沢)	不明	組頭
1171	1076-0	上ヶ谷戸(2)	84	下田	本町	清兵衛(大福)	不明	組頭

【清兵衛A】氏の面積一覧表

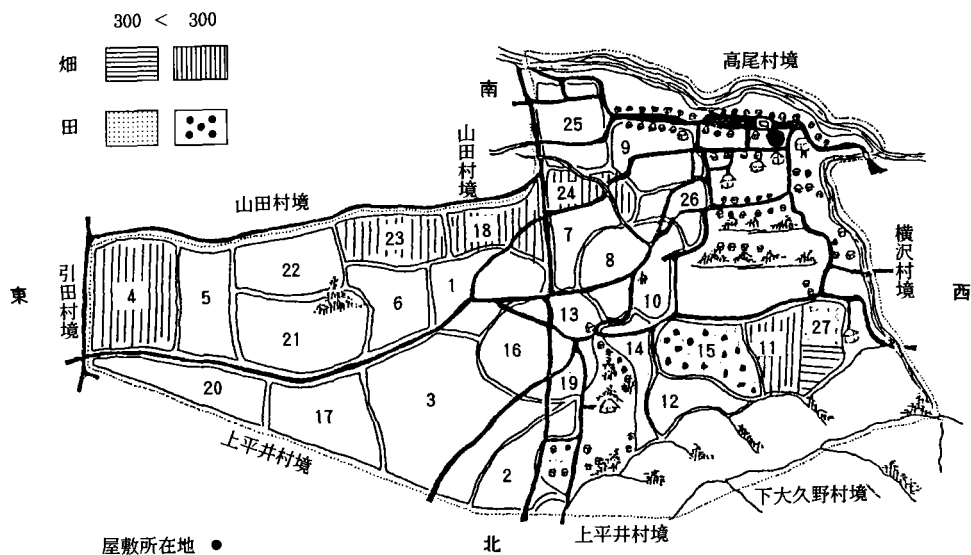
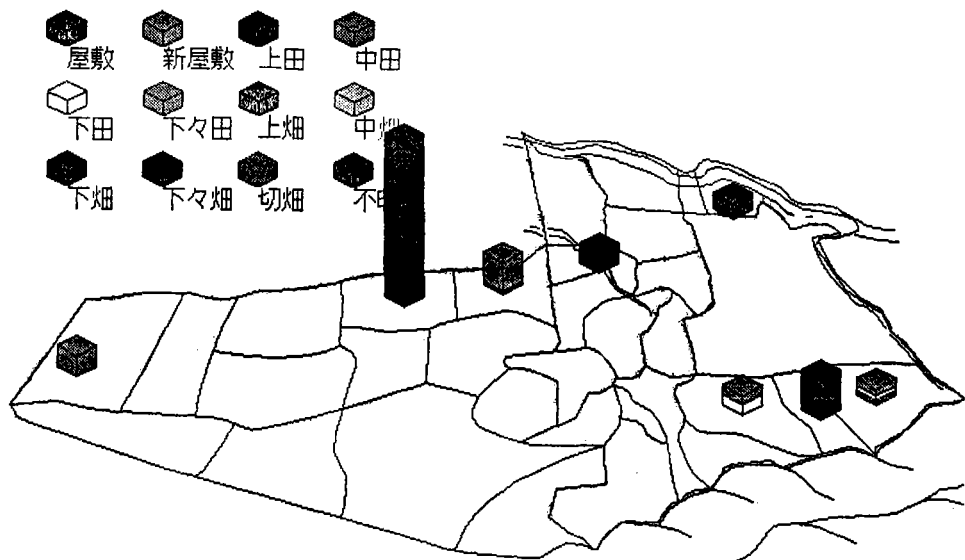
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	363	0	0	0	0	363
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	696	0	0	0	696
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	142	176	0	0	0	0	0	0	0	318
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	517	58	0	0	0	575
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	560	2400	0	0	2960
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	340	0	0	0	340
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	120	84	0	0	0	0	0	72	0	276
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	276	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	276
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	276	0	0	262	260	0	0	880	1654	2400	72	0	5804

No.3 【所有者名：清兵衛A】 総面積 [5804]



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	276	0	0	262	260	0	0	880	1654	2400	72	0
	4.8%	0.0%	0.0%	4.5%	4.5%	0.0%	0.0%	15.2%	28.5%	41.4%	1.2%	0.0%
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原			
割合%	0	0	0	363	0	0	0	0	0			
	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	かくぼ	北イナ前2	水草木	安戸			
割合%	0	696	0	0	0	318	0	0	575			
	0.0%	12.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	0.0%	0.0%	9.9%			
面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2			
割合%	0	0	0	0	2960	340	0	0	276			
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.0%	5.9%	0.0%	0.0%	4.8%			
面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明				
割合%	0	0	0	276	0	0	0	0				
	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

No.3 【所有者名：清兵衛A】 面積：5804



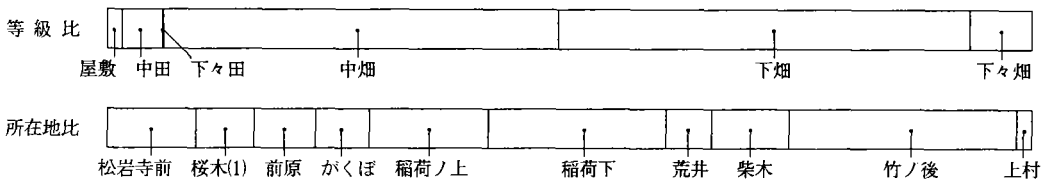
No.4 【所有者名：市之丞A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
63	60-0	上村	18	屋敷	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
64	61-0	上村	65	屋敷	上村	半六(上村)	不明	組頭
286	254-0	松岩寺前	240	中畑	上村	源左衛門(上村)	不明	組頭
287	255-0	松岩寺前	255	中畑	上村	源左衛門(上村)	不明	組頭
478	431-0	桜木(1)	324	下々畑	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
505	458-0	前原	343	下畑	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
683	630-0	がくぼ	5	下々田	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
687	634-0	がくぼ	225	中田	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
688	635-0	がくぼ	70	下畑	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
888	822-0	稲荷ノ上	667	中畑	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	組頭
911	845-0	稲荷下	484	中畑	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
912	846-0	稲荷下	510	下畑	上村	佐五兵衛(本町)	不明	組頭
929	862-0	荒井	256	下畑	上村	久七(本町)	不明	組頭
1031	960-0	柴木	432	下畑	上村	佐五右衛門(河野)	不明	組頭
1043	971-0	竹ノ後	188	中畑	上村	市之丞(上村)	不明	組頭
1045	973-1	竹ノ後	290	中畑	上村	藤右衛門(本町)	不明	組頭
1054	980-0	竹ノ後	293	下畑	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	組頭
1055	981-0	竹ノ後	407	下畑	上村	佐五兵衛(本町)	不明	組頭
1080	998-2	竹ノ後	24	下々畑	上村	清兵衛(大福)	不明	組頭
1088	1003-0	竹ノ後	72	中畑	上村	市之丞(上村)	不明	組頭

【市之丞A】氏の面積一覧表

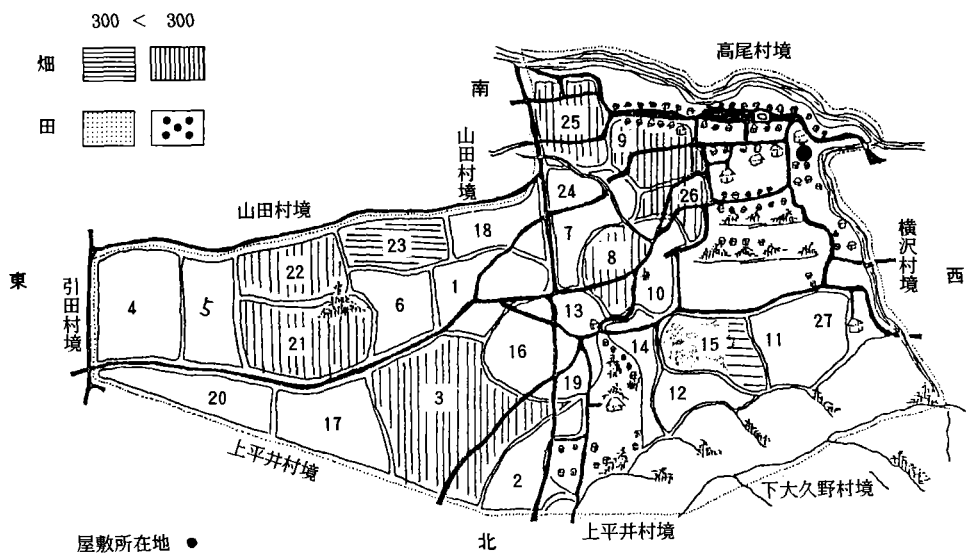
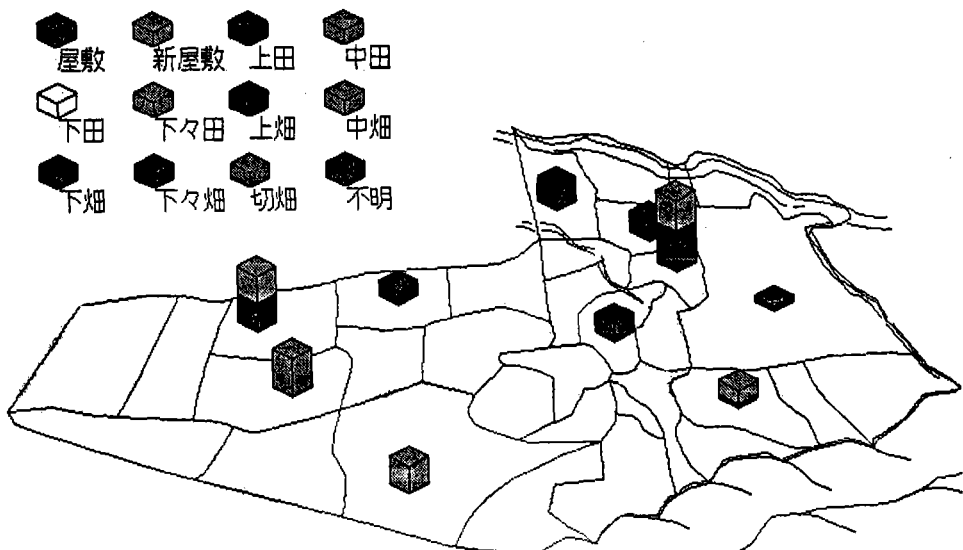
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	495	0	0	0	0	495
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	324	0	0	324
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	343	0	0	0	343
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	225	0	5	0	0	70	0	0	0	300
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	667	0	0	0	0	667
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	484	510	0	0	0	994
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	256	0	0	0	256
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	432	0	0	0	432
竹ノ後	3	0	0	0	0	0	0	550	700	24	0	0	1274
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	83	0	0	225	0	5	0	2196	2311	348	0	0	5168

No.4 【所有者名：市之丞A】 総面積 [5168]



面積割合%	屋敷 83 1.6%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 225 4.4%	下田 0 0.0%	下々田 5 0.1%	上畑 0 0.0%	中畑 2196 42.5%	下畑 2311 44.7%	下々畑 348 6.7%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 495 9.6%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 324 6.3%	前原 343 6.6%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 300 5.8%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 667 12.9%	稲荷下 994 19.2%	荒井 256 5.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 432 8.4%	竹ノ後 1274 24.7%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 83 1.6%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№4 【所有者名：市之丞A】 面積：5168



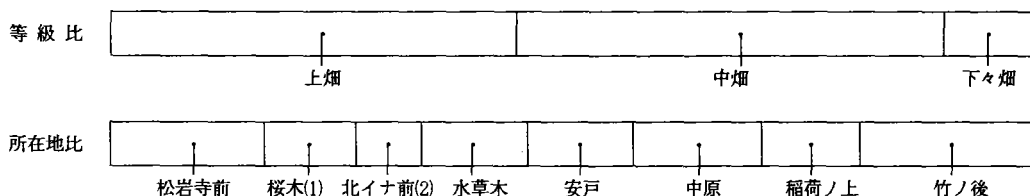
No. 5 【所有者名：安兵衛A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
257	230-0	松岩寺前	588	中畑	五日市	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
283	251-2	松岩寺前	185	中畑	五日市	与兵衛(北イナ)	不明	なし
483	436-0	桜木(1)	459	下々畑	五日市	佐五兵衛(本町)	不明	なし
702	649-0	北イナ前(2)	328	上畑	五日市	庄右衛門(横沢)	不明	なし
710	657-0	水草木	324	上畑	五日市	吉左衛門(新町)	不明	なし
722	669-0	水草木	203	上畑	五日市	与右衛門(北イナ)	不明	なし
795	741-0	安戸	297	上畑	五日市	清兵衛(大福)	不明	なし
798	743-0	安戸	230	上畑	五日市	庄右衛門(河野)	不明	なし
828	770-0	中原	446	上畑	五日市	庄右衛門(横沢)	不明	なし
856	795-0	中原	198	上畑	五日市	彦兵衛(原口)	不明	なし
873	810-0	稲荷ノ上	493	中畑	五日市	吉左衛門(新町)	不明	なし
1050	976-0	竹ノ後	325	中畑	五日市	佐五兵衛(本町)	不明	なし
1051	977-0	竹ノ後	551	中畑	五日市	佐五右衛門(河野)	不明	なし

【安兵衛A】氏の面積一覧表

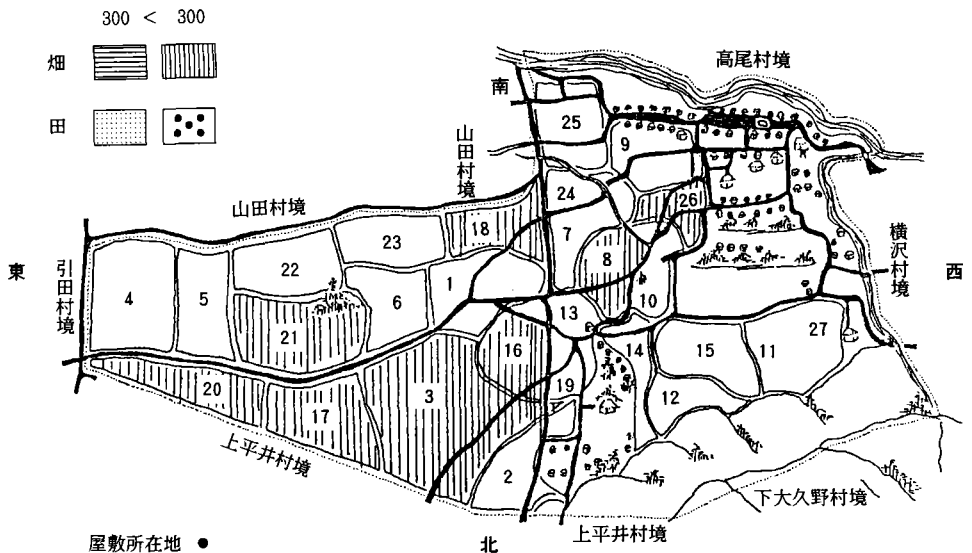
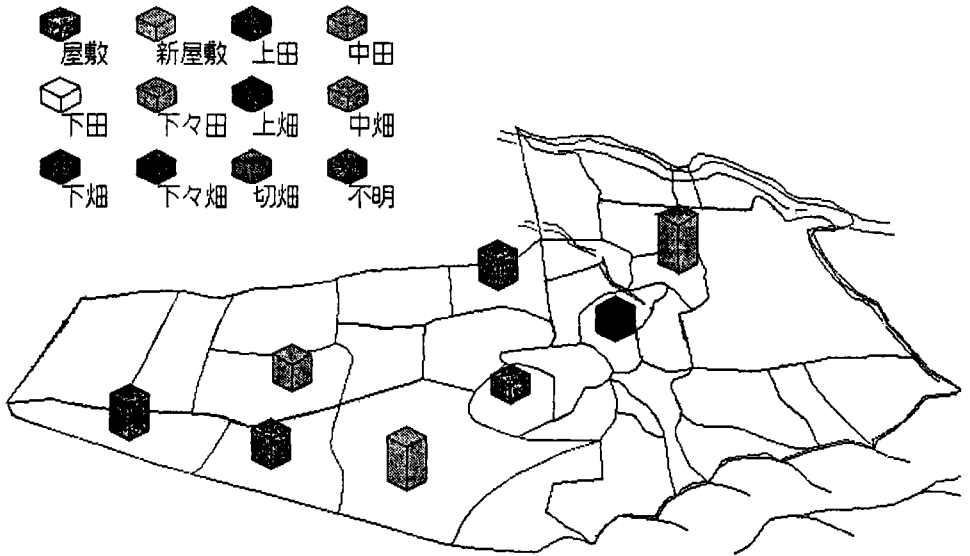
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	773	0	0	0	0	773
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	459	0	0	459
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくほ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	328	0	0	0	0	0	328
水草木	0	0	0	0	0	0	527	0	0	0	0	0	527
安戸	0	0	0	0	0	0	527	0	0	0	0	0	527
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	644	0	0	0	0	0	644
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	493	0	0	0	0	493
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	876	0	0	0	0	876
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	2026	2142	0	459	0	0	4627

No. 5 【所有者名：安兵衛A】 総面積(4627)



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 2026 43.8%	中畑 2142 46.3%	下畑 0 0.0%	下々畑 459 9.9%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 773 16.7%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 459 9.9%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 328 7.1%	水草木 527 11.4%	安戸 527 11.4%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 644 13.9%	稲荷ノ上 493 10.7%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 876 18.9%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№5 【所有者名：安兵衛A】 面積：4627



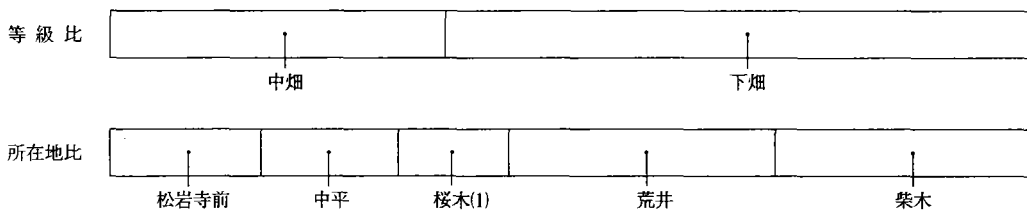
No.6 【所有者名：伊兵衛C】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
261	234-0	松岩寺前	594	中畑	五日市	彦兵衛（中平井）	不明	なし
451	406-0	中平	540	下畑	五日市	弥兵衛	不明	なし
486	439-0	桜木(1)	240	下畑	五日市	宿ノ与兵衛（野崎）	不明	なし
487	440-0	桜木(1)	190	下畑	五日市	宿ノ与兵衛（野崎）	不明	なし
921	854-0	荒井	620	下畑	五日市	宿ノ与兵衛（野崎）	不明	なし
941	874-0	荒井	425	下畑	五日市	彦兵衛（原口）	不明	なし
973	905-0	柴木	294	下畑	五日市	佐五兵衛（本町）	不明	なし
1041	969-0	柴木	722	中畑	五日市	半兵衛（新町）	不明	なし

【伊兵衛C】氏の面積一覧表

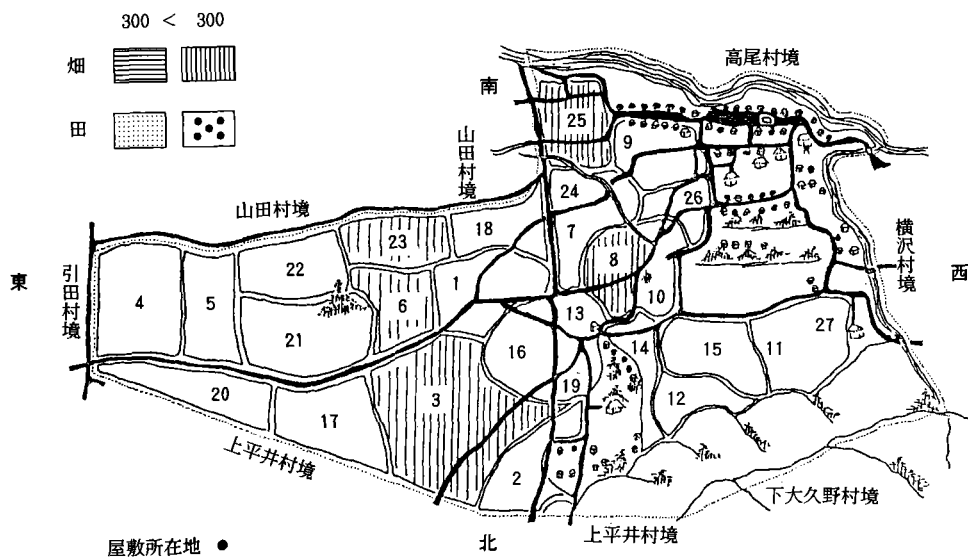
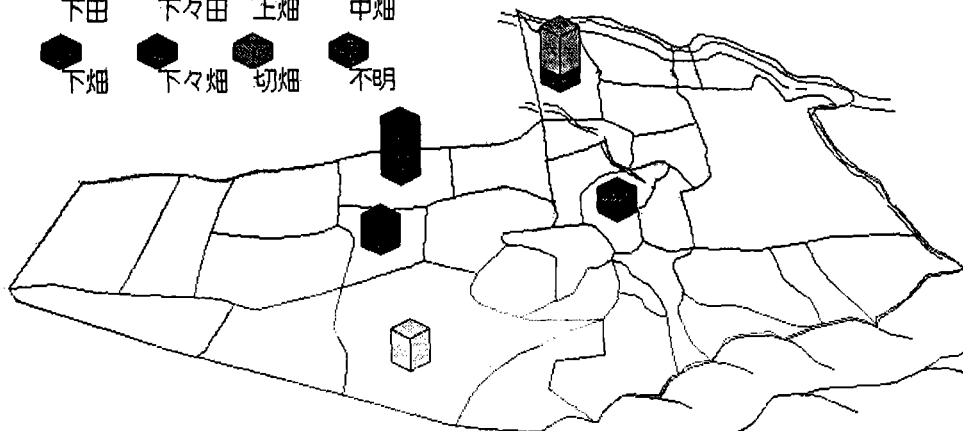
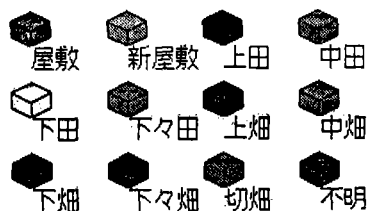
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	594	0	0	0	0	594
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	540	0	0	0	540
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	430	0	0	0	430
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	1045	0	0	0	1045
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	722	294	0	0	0	1016
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	1316	2309	0	0	0	3625

No.6 【所有者名：伊兵衛C】 総面積 [3625]



面積 割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 1316 36.3%	下畑 2309 63.7%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積 割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 594 16.4%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 540 14.9%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 430 11.9%	前原 0 0.0%			
面積 割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積 割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 1045 28.8%	そとわど2 0 0.0%	柴木 1016 28.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積 割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.6 【所有者名：伊兵衛C】 面積：3625



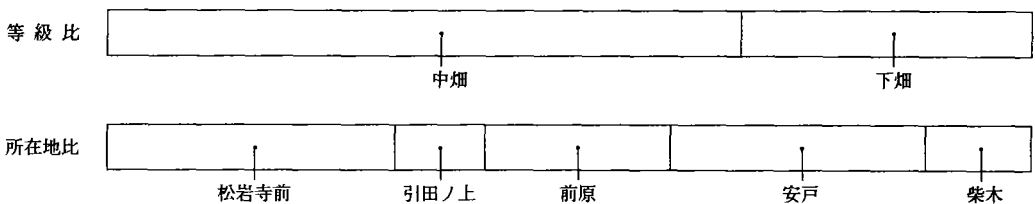
No.7 【所有者名：勤兵衛D】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
246	220-0	松岩寺前	308	中畑	五日市	弥五右衛門(上平井)	不明	なし
248	222-0	松岩寺前	472	中畑	五日市	庄右衛門(横沢)	不明	なし
256	229-0	松岩寺前	252	中畑	五日市	藤次郎(本町)	不明	なし
340	307-0	引田ノ上	320	中畑	五日市	源左衛門(上村)	不明	なし
512	465-0	前原	370	下畑	五日市	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
513	466-0	前原	289	下畑	五日市	孫市(清水)	不明	なし
779	725-0	安戸	300	中畑	五日市	半兵衛(新町)	不明	なし
787	733-0	安戸	612	中畑	五日市	半兵衛(新町)	不明	なし
1017	946-0	柴木	380	下畑	五日市	彦兵衛(原口)	不明	なし

【勤兵衛D】氏の面積一覧表

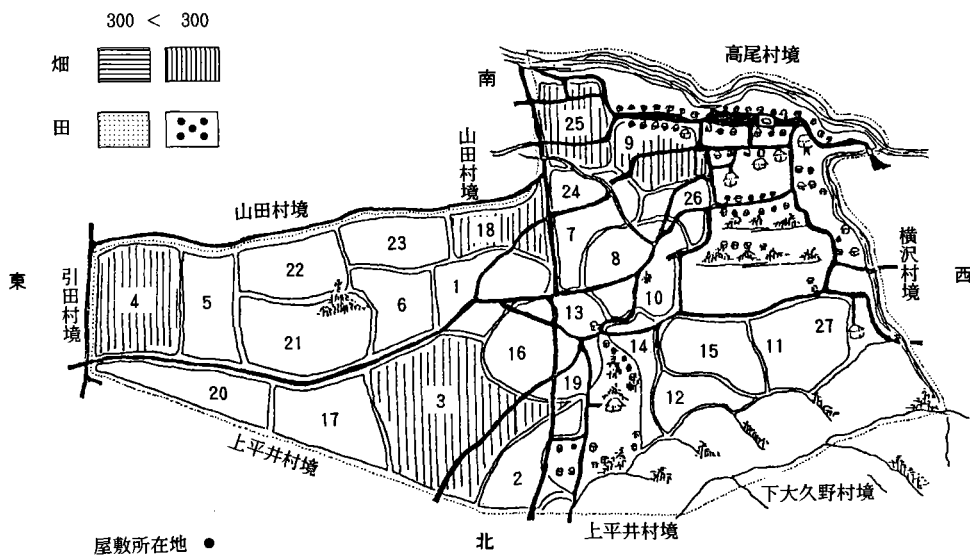
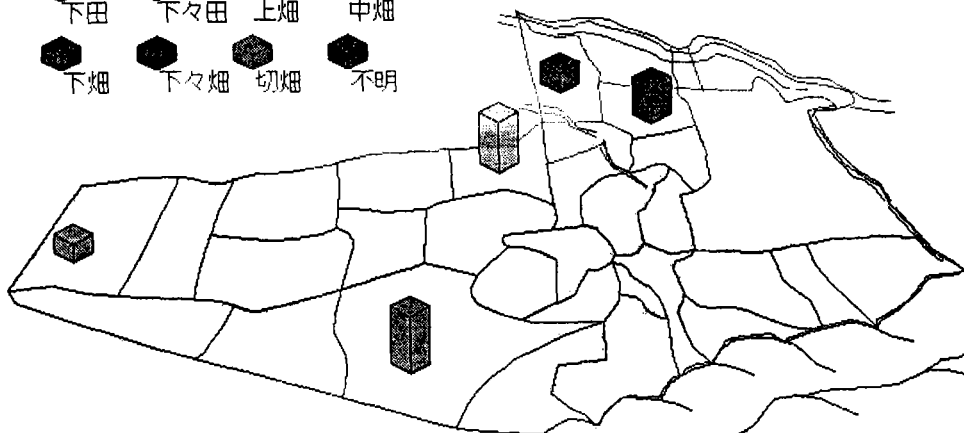
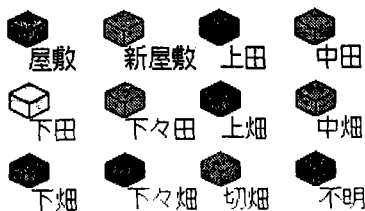
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	1032	0	0	0	0	1032
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	320	0	0	0	0	320
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	659	0	0	0	659
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	912	0	0	0	0	912
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	380	0	0	0	380
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	2264	1039	0	0	0	3303

No.7 【所有者名：勤兵衛D】 総面積【3303】



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 2264 68.5%	下畑 1039 31.5%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 1032 31.2%	引田ノ上 320 9.7%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 659 20.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 912 27.6%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 380 11.5%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№.7 【所有者名：勘兵衛D】 面積：3303



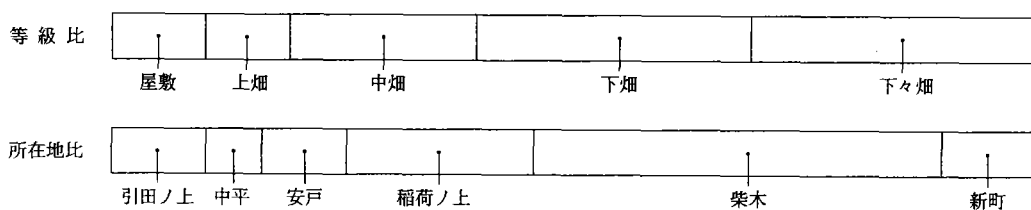
No. 8 【所有者名：新助】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
181	163-0	新町	144	屋敷	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
182	164-0	新町	156	屋敷	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
339	306-0	引田ノ上	304	下畑	新町	佐五兵衛(本町)	不明	なし
439	396-0	中平	180	下畑	新町	八郎兵衛(松岩寺)	不明	なし
774	720-0	安戸	275	上畑	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
887	821-0	稻荷ノ上	600	中畑	新町	吉左衛門(新町)	不明	なし
968	900-0	柴木	90	下々畑	新町	彦兵衛(中平井)	不明	なし
969	901-0	柴木	655	下々畑	新町	彦兵衛(中平井)	不明	なし
981	913-0	柴木	399	下畑	新町	六郎左衛門(原口)	不明	なし
1020	949-0	柴木	170	下々畑	新町	清兵衛(大福)	不明	なし

【新助】氏の面積一覽表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	304	0	0	0	304
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	180
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	275	0	0	0	0	0	275
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稻荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	600
稻荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	399	915	0	0	1314
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	300	0	0	0	0	0	275	600	883	915	0	0	2973

No. 8 【所有者名：新助】 総面積〔2973〕



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	300	0	0	0	0	0	275	600	883	915	0	0
	10.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.2%	20.2%	29.7%	30.8%	0.0%	0.0%

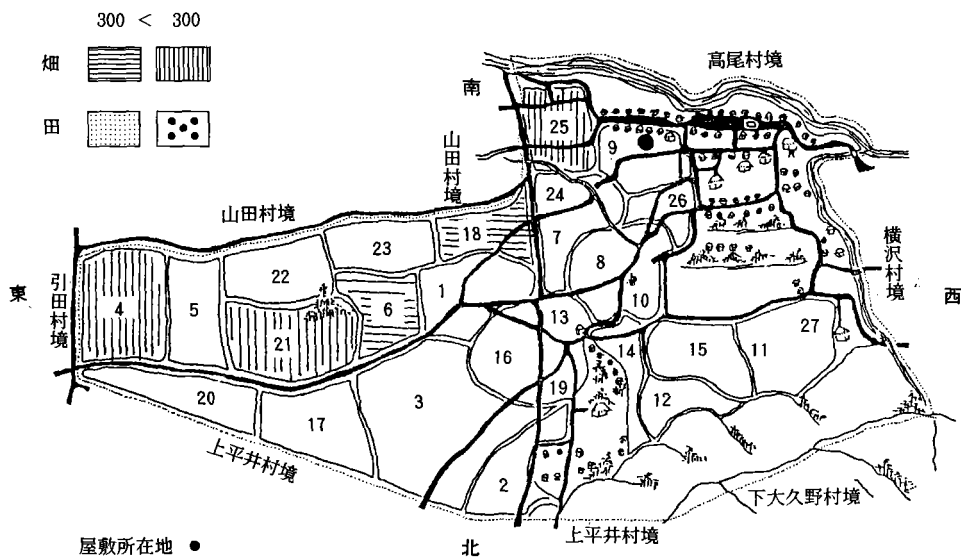
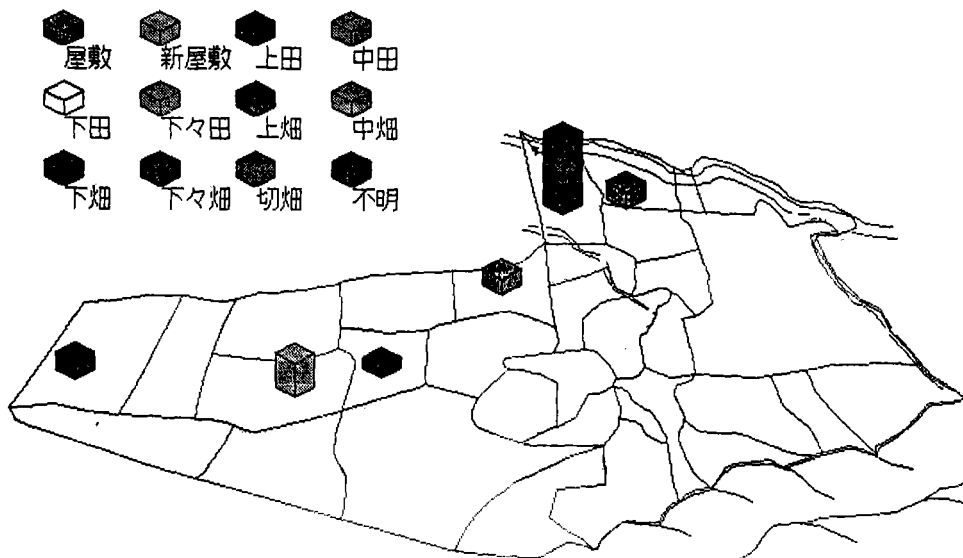
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	0	304	0	180	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	10.2%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	0	0	0	275
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.2%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	600	0	0	0	1314	0	0
	0.0%	0.0%	20.2%	0.0%	0.0%	0.0%	44.2%	0.0%	0.0%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	300	0	0	0	0	0	0	0
	10.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No. 8 【所有者名：新助】 面積：2973



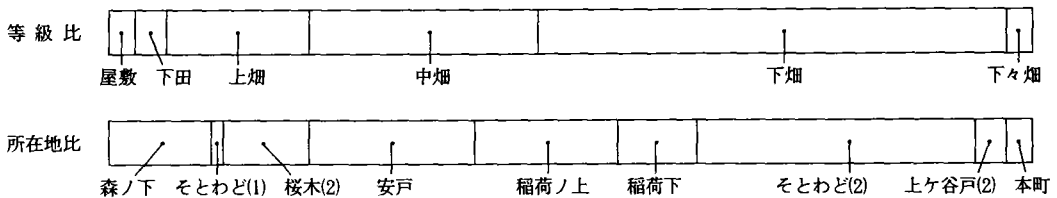
№9 【所有者名：藤次郎】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
108	98-1	本町	76	屋敷	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
418	376-0	森ノ下	300	下畑	本町	孫市(清水)	不明	組頭
467	422-0	そとわど(1)	35	下々畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
539	491-0	桜木(2)	252	下畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
783	729-0	安戸	440	中畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
785	731-0	安戸	49	下畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
872	809-0	稲荷ノ上	419	上畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
904	838-0	稲荷下	230	中畑	本町	藤右衛門(本町)	不明	組頭
959	891-0	そとわど(2)	40	下々畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
960	892-0	そとわど(2)	518	下畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
966	898-0	そとわど(2)	260	下畑	本町	藤次郎(本町)	不明	組頭
1170	1075-0	上ヶ谷戸(2)	93	下田	本町	彦兵衛(原口)	不明	組頭

【藤次郎】氏の面積一覧表

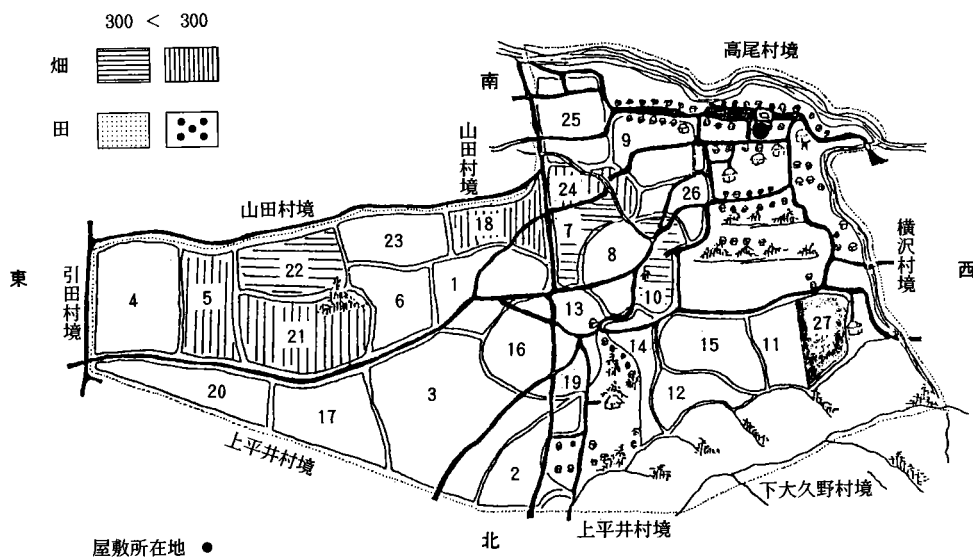
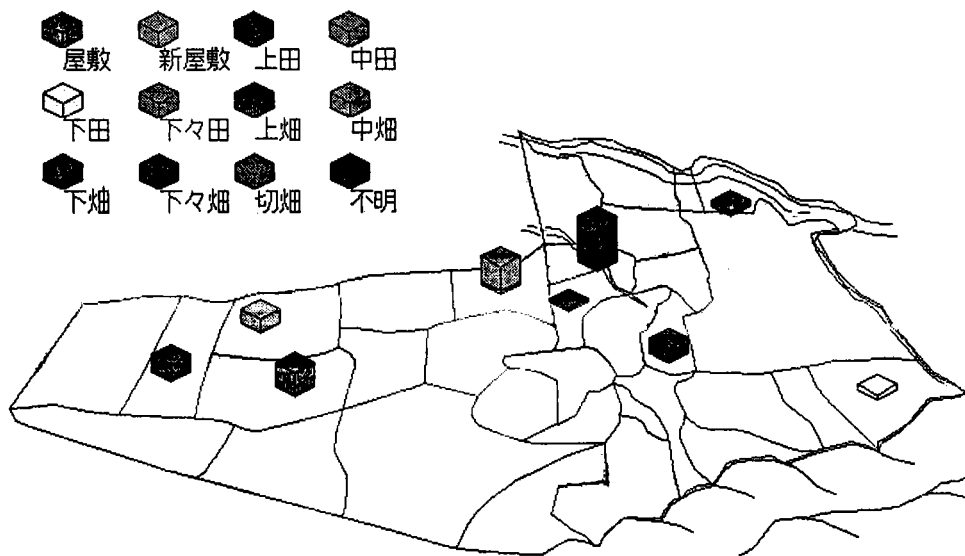
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	300
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	35
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	252	0	0	0	252
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	440	49	0	0	0	489
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	419	0	0	0	0	0	419
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	230	0	0	0	0	230
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	778	40	0	0	818
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	93	0	0	0	0	0	0	0	93
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	76	0	0	0	93	0	419	670	1379	75	0	0	2712

№9 【所有者名：藤次郎】 総面積 [2708]



面積割合%	屋敷 76 2.8%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 93 3.4%	下々田 0 0.0%	上畑 419 15.5%	中畑 670 24.7%	下畑 1375 50.8%	下々畑 75 2.8%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 300 11.1%	中平 0 0.0%	そとわど1 35 1.3%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 252 9.3%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 485 17.9%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 419 15.5%	稲荷下 230 8.5%	荒井 0 0.0%	そとわど2 818 30.2%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 93 3.4%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 76 2.8%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№.9 【所有者名：藤次郎】 面積：2708



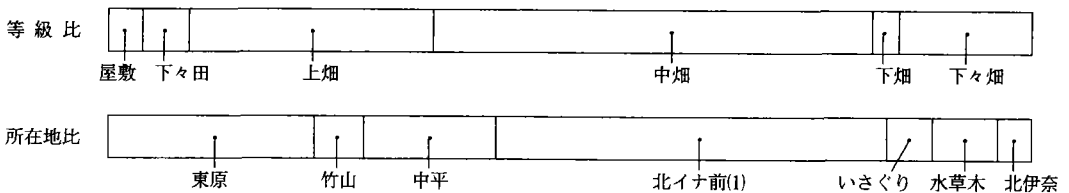
№10 【所有者名：与兵衛A】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
21	21-0	北伊奈	100	屋敷	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
196	177-0	東原	437	中畑	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
209	188-0	東原	161	中畑	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
234	209-0	竹山	144	中畑	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
434	391-0	中平	385	下々畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
595	546-0	北イナ前(1)	218	上畑	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
596	547-0	北イナ前(1)	70	中畑	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
607	558-0	北イナ前(1)	77	下畑	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
617	568-0	北イナ前(1)	308	上畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
618	569-0	北イナ前(1)	280	中畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
620	571-0	北イナ前(1)	180	中畑	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
630	580-0	いさぐり	22	下々田	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
633	583-1	いさぐり	72	下々田	北イナ	弥兵衛	不明	組頭
636	585-0	いさぐり	40	下々田	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
721	668-0	水草木	188	上畑	北イナ	八郎兵衛(松岩寺)	不明	組頭

【与兵衛A】氏の面積一覧表

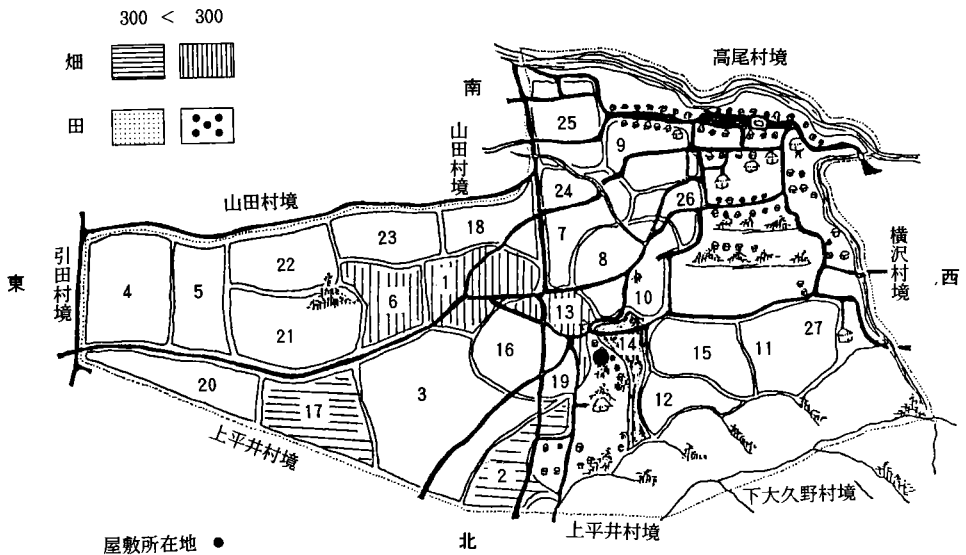
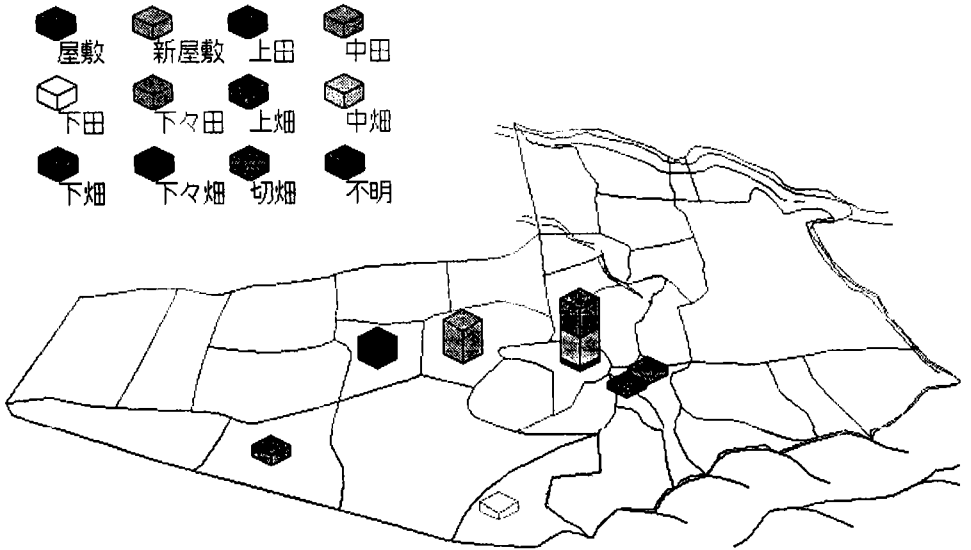
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	598	0	0	0	0	598
竹山	0	0	0	0	0	0	0	144	0	0	0	0	144
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	385	0	0	385
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	526	530	77	0	0	0	1133
いさぐり	0	0	0	0	0	134	0	0	0	0	0	0	134
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	188	0	0	0	0	0	188
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	100	0	0	0	0	134	714	1272	77	385	0	0	2682

№10 【所有者名：与兵衛A】 総面積【2682】



面積割合%	屋敷 100 3.7%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 134 5.0%	上畑 714 26.6%	中畑 1272 47.4%	下畑 77 2.9%	下々畑 385 14.4%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 598 22.3%	竹山 144 5.4%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 385 14.4%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 1133 42.2%	いさぐり 134 5.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 188 7.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 100 3.7%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.10 【所有者名：与兵衛A】 面積：2682



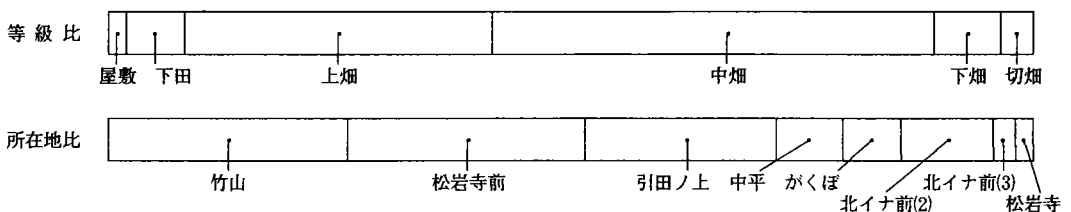
No.11 【所有者名：弥左衛門A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
9	9-0	松岩寺	48	屋敷	松岩寺	八郎兵衛(松岩寺)	不明	なし
217	196-0	竹山	90	切畑	松岩寺	八郎兵衛(松岩寺)	不明	なし
225	201-2	竹山	156	上畑	松岩寺	八郎兵衛(松岩寺)	不明	なし
239	213-0	竹山	199	中畑	松岩寺	八郎兵衛(松岩寺)	不明	なし
240	214-0	竹山	216	中畑	松岩寺	八郎兵衛(松岩寺)	不明	なし
250	224-1	松岩寺前	157	上畑	松岩寺	清七(萩島)	不明	なし
253	226-0	松岩寺前	279	中畑	松岩寺	与兵衛(松岩寺)	不明	なし
267	239-0	松岩寺前	220	上畑	松岩寺	彦兵衛(中平井)	不明	なし
361	328-1	引田ノ上	165	中畑	松岩寺	弥兵衛	不明	なし
382	346-0	引田ノ上	360	中畑	松岩寺	松岩寺(北イナ)	不明	なし
435	392-0	中平	184	下畑	松岩寺	清七(萩島)	不明	なし
651	600-0	かくぼ	160	下畑	松岩寺	弥兵衛	不明	なし
691	638-0	北イナ前(2)	256	上畑	松岩寺	吉左衛門(新町)	不明	なし
806	750-0	北イナ前(3)	60	上畑	松岩寺	吉左衛門(新町)	不明	なし

【弥左衛門A】氏の面積一覧表

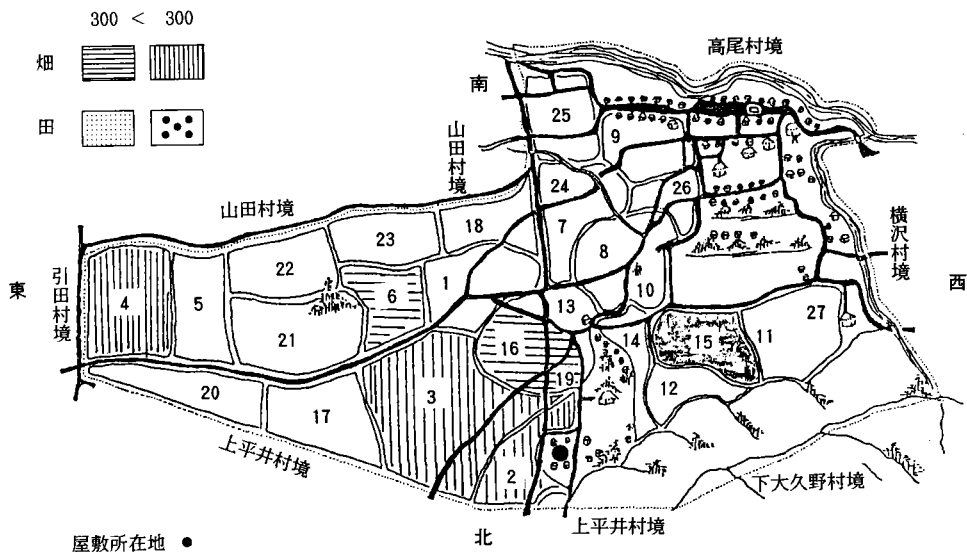
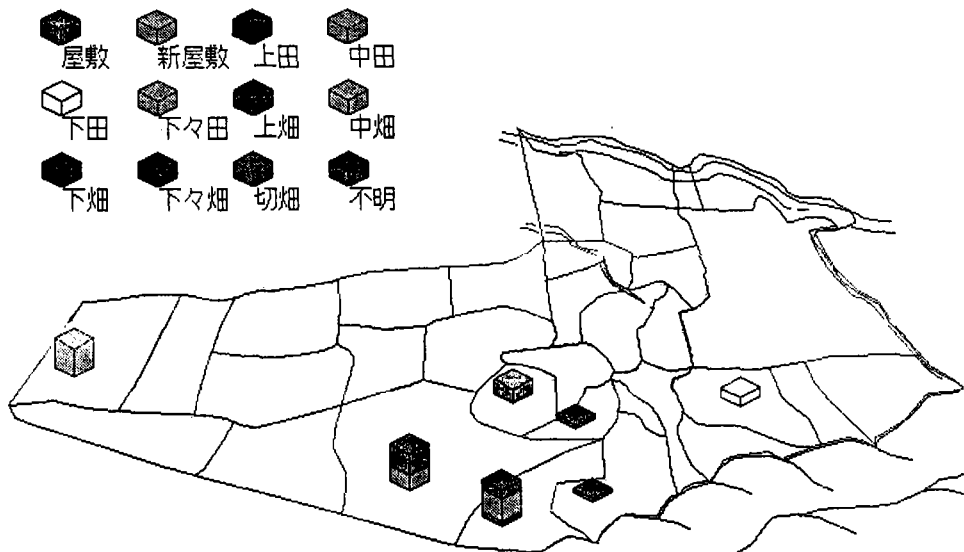
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	156	415	0	0	90	0	661
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	377	279	0	0	0	0	656
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	525	0	0	0	0	525
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	184	0	0	0	184
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0	160
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	256	0	0	0	0	0	256
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	60
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	0	0	0	160	0	849	1219	184	0	90	0	2550

No.11 【所有者名：弥左衛門A】 総面積 [2550]



面積割合%	屋敷 48 1.9%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 160 6.3%	下々田 0 0.0%	上畑 849 33.3%	中畑 1219 47.8%	下畑 184 7.2%	下々畑 0 0.0%	切畑 90 3.5%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 661 25.9%	松岩寺前 656 25.7%	引田ノ上 525 20.6%	森ノ下 0 0.0%	中平 184 7.2%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 160 6.3%	北イナ前2 256 10.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 60 2.4%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 48 1.9%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№11 【所有者名：弥左衛門A】 面積：2550



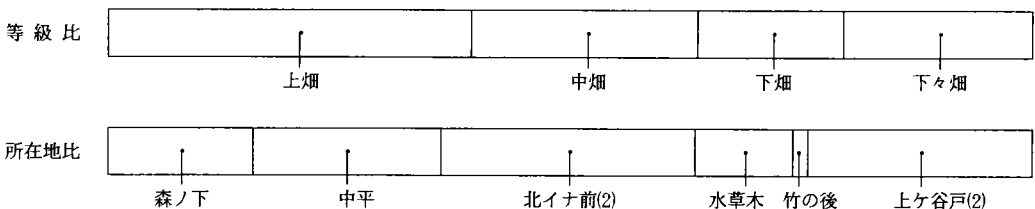
№12 【所有者名：源右衛門E】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
431	388-0	森ノ下	391	下畑	不明	吉左衛門（新町）	不明	なし
445	401-1	中平	504	下々畑	不明	庄右衛門（横沢）	不明	なし
700	647-0	北イナ前(2)	325	上畑	不明	半六（上村）	不明	なし
704	651-0	北イナ前(2)	348	上畑	不明	半六（上村）	不明	なし
713	660-0	水草木	261	上畑	不明	庄右衛門（横沢）	不明	なし
1078	997-2	竹ノ後	40	上畑	不明	市之丞（上村）	不明	なし
1106	1019-0	上ヶ谷戸(2)	600	中畑	不明	庄右衛門（横沢）	不明	なし

【源右衛門E】氏の面積一覧表

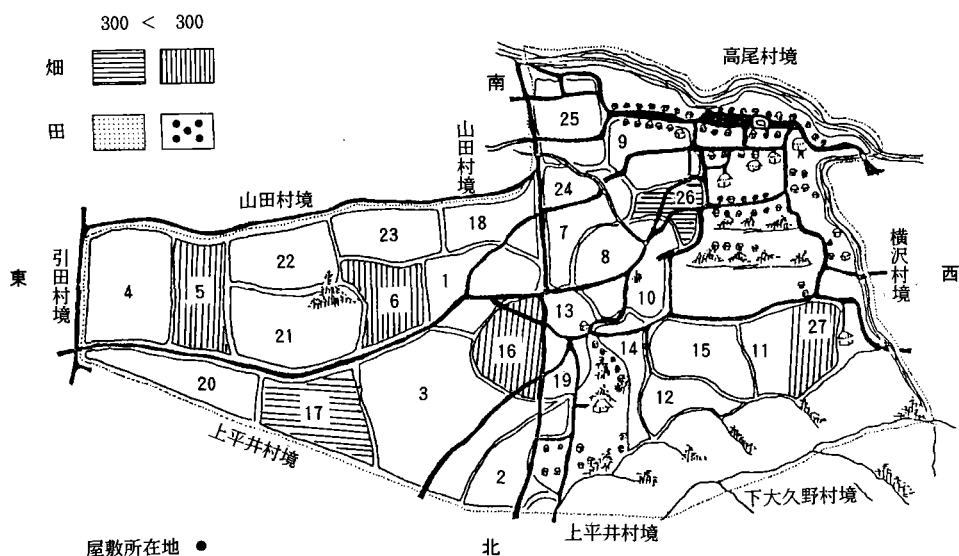
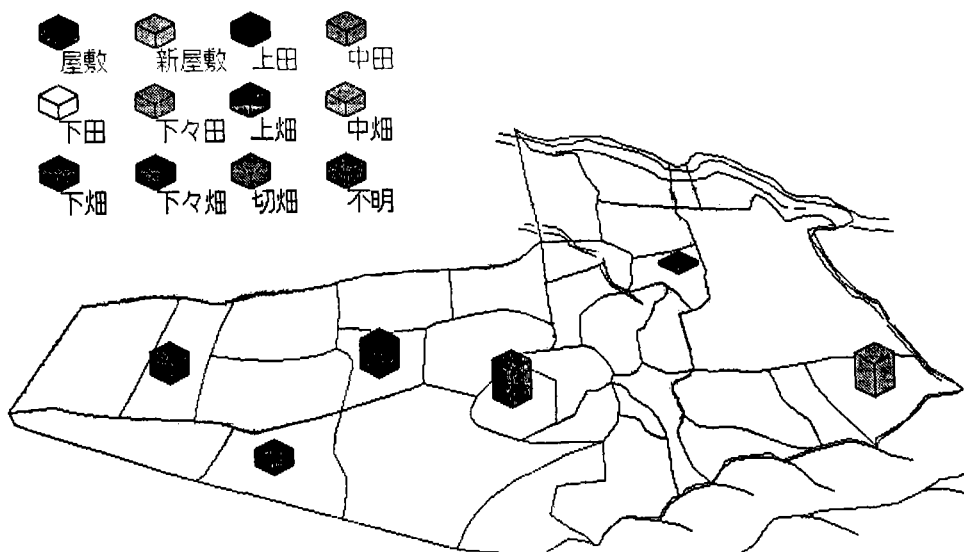
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	391	0	0	0	391
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	504	0	0	504
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	673	0	0	0	0	0	673
水草木	0	0	0	0	0	0	261	0	0	0	0	0	261
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	40
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	600
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	974	600	391	504	0	0	2469

№12 【所有者名：源右衛門E】 総面積【2469】



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 974 39.4%	中畑 600 24.3%	下畑 391 15.8%	下々畑 504 20.4%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 391 15.8%	中平 504 20.4%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 673 27.3%	水草木 261 10.6%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 40 1.6%	上ヶ谷戸2 600 24.3%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№12 【所有者名：源右衛門E】 面積：2469



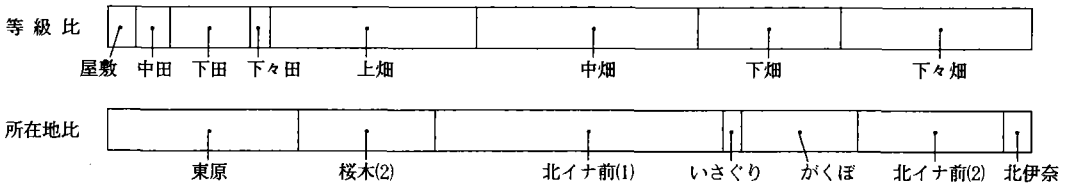
№13 【所有者名：清七A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
14	14-0	北伊奈	72	屋敷	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
197	178-0	東原	207	中畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
201	182-0	東原	153	下畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
202	183-0	東原	144	下々畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
517	470-0	桜木(2)	360	下々畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
602	553-0	北イナ前(1)	160	上畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
604	555-0	北イナ前(1)	126	中畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
605	556-0	北イナ前(1)	97	中畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
613	564-0	北イナ前(1)	154	中畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
614	565-0	北イナ前(1)	224	下畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
631	581-0	いさぐり	24	下々田	北イナ	与兵衛(北イナ)	不明	組頭
635	584-0	いさぐり	24	下々田	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
643	592-0	がくぼ	6	下々田	北イナ	藤次郎(本町)	不明	組頭
648	597-0	がくぼ	58	下田	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
650	599-0	がくぼ	154	下田	北イナ	藤次郎(本町)	不明	組頭
677	625-1	がくぼ	90	中田	北イナ	八郎兵衛(松岩寺)	不明	組頭
690	637-0	北イナ前(2)	199	上畑	北イナ	清七(荻島)	不明	組頭
695	642-0	北イナ前(2)	186	上畑	本町	清七(荻島)	不明	組頭

【清七A】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	207	153	144	0	0	504
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360	0	0	360
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	160	377	224	0	0	0	761
いさぐり	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	0	48
がくぼ	0	0	0	90	212	6	0	0	0	0	0	0	308
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	385	0	0	0	0	0	385
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	1537	333	537	0	0	0	2407

№13 【所有者名：清七A】 総面積【2438】



	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
面積	72	0	0	90	212	54	545	584	377	504	0	0
割合%	3.0%	0.0%	0.0%	3.7%	8.7%	2.2%	22.4%	24.0%	15.5%	20.7%	0.0%	0.0%

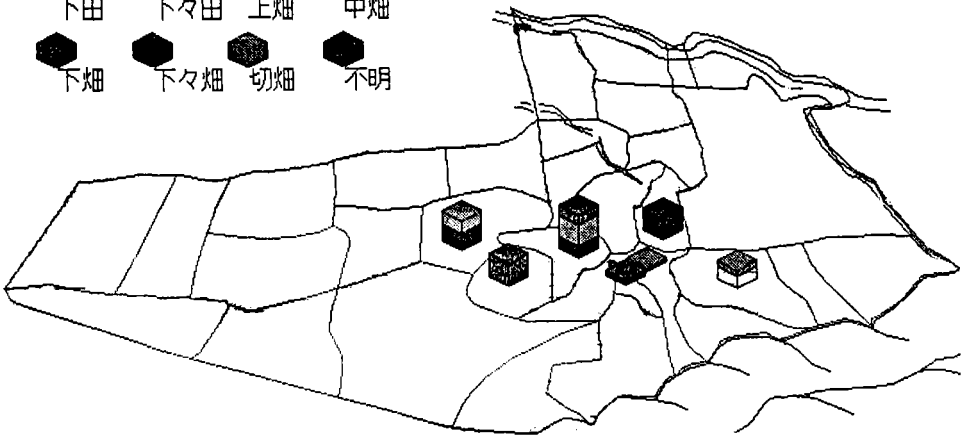
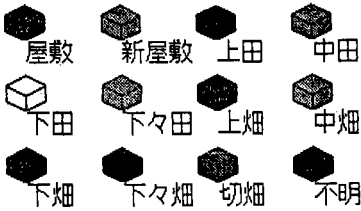
	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
面積	504	0	0	0	0	0	0	0	0
割合%	20.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
面積	360	0	0	761	48	308	385	0	0
割合%	14.8%	0.0%	0.0%	31.2%	2.0%	12.6%	15.8%	0.0%	0.0%

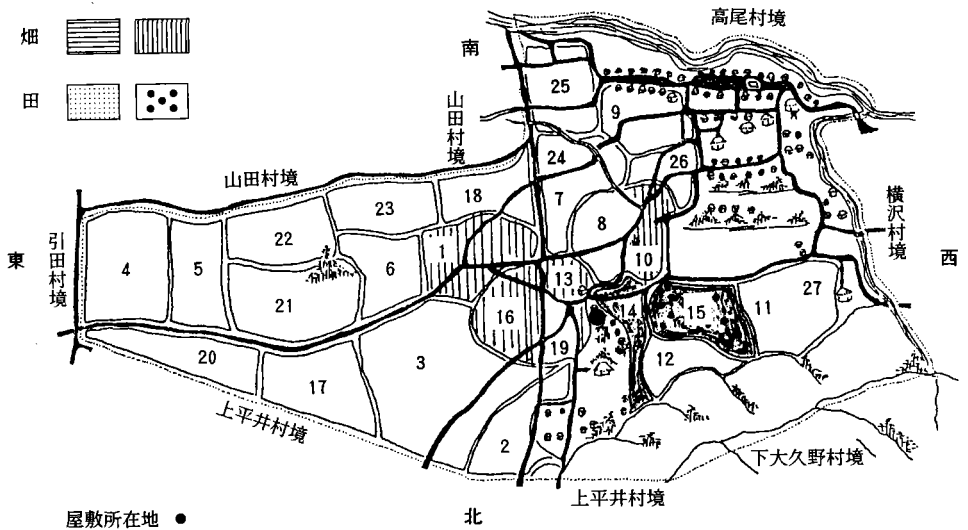
	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
面積	0	0	0	0	72	0	0	0
割合%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.13 【所有者名：清七A】 面積：2438



300 < 300



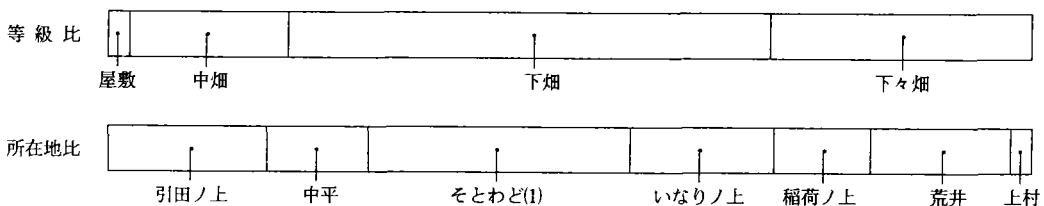
№14 【所有者名：定右衛門】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
86	82-0	上村	56	屋敷	上村	清兵衛（大福）	不明	なし
357	324-0	引田ノ上	402	中畑	上村	源左衛門（上村）	不明	なし
458	413-0	中平	264	下畑	上村	庄右衛門（横沢）	不明	なし
469	424-0	そとわど(1)	442	下々畑	上村	庄右衛門（横沢）	不明	なし
471	425-2	そとわど(1)	238	下々畑	上村	半六（上村）	不明	なし
586	537-0	いなりノ上	94	下畑	上村	源左衛門（上村）	不明	なし
588	539-0	いなりノ上	280	下畑	上村	源左衛門（上村）	不明	なし
879	816-0	稲荷の上	250	下畑	上村	源左衛門（上村）	不明	なし
948	880-0	荒井	364	下畑	上村	源左衛門（上村）	不明	なし

【定右衛門】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	402	0	0	0	0	402
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	264	0	0	0	264
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	680	0	0	680
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	374	0	0	0	374
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	0	250
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	364	0	0	0	364
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	56	0	0	0	0	0	0	402	1252	680	0	0	2390

№14 【所有者名：定右衛門】 総面積〔2400〕



面積割合%	屋敷 56 2.3%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 412 17.2%	下畑 1252 52.2%	下々畑 680 28.3%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
-------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	-----------------	--------------------	---------------------	---------------------	-----------------	-----------------

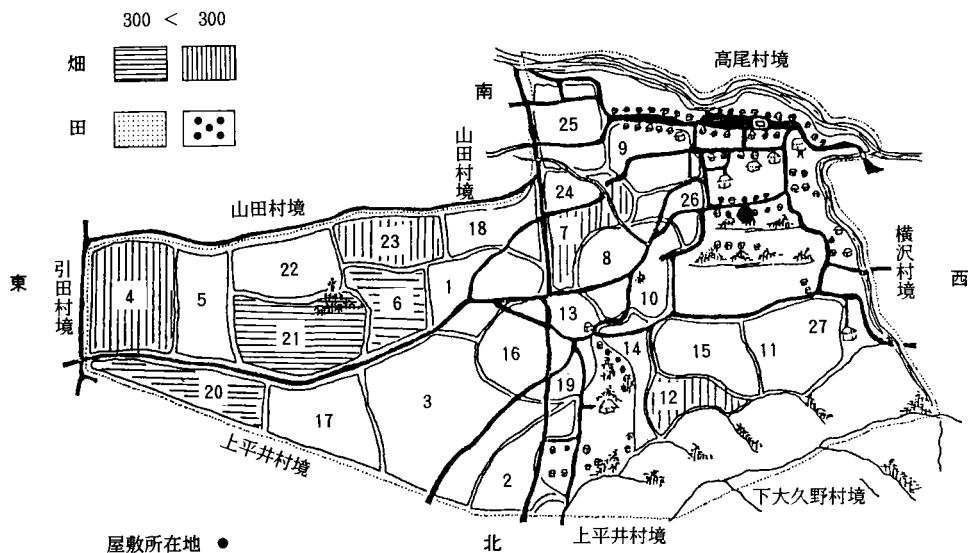
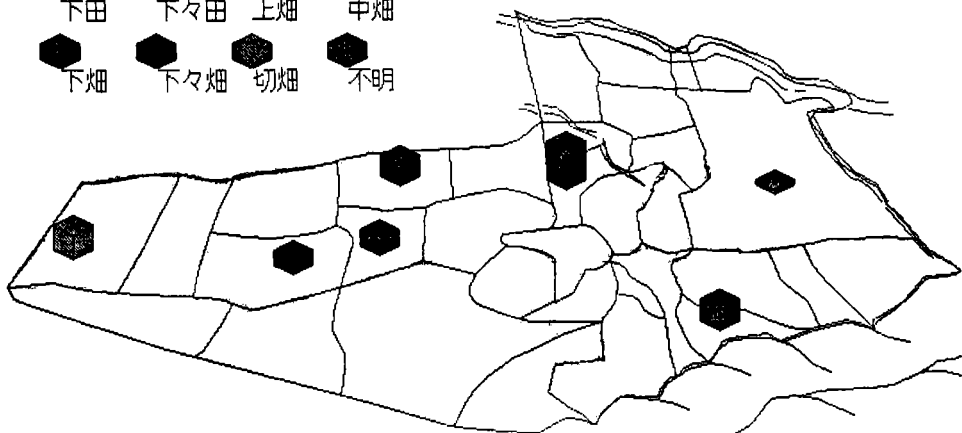
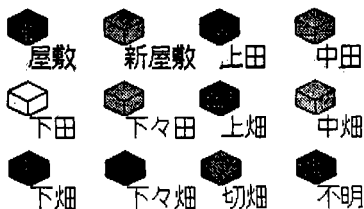
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 412 17.2%	森ノ下 0 0.0%	中平 264 11.0%	そとわど1 680 28.3%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%
-------	-----------------	-----------------	-------------------	----------------------	------------------	--------------------	-----------------------	------------------	-----------------

面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 374 15.6%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%
-------	------------------	-------------------	-----------------------	--------------------	-------------------	------------------	--------------------	------------------	-----------------

面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 250 10.4%	稲荷下 0 0.0%	荒井 364 15.2%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%
-------	--------------------	-----------------	----------------------	------------------	--------------------	--------------------	-----------------	------------------	--------------------

面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 56 2.3%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%
-------	-----------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------

No.14 【所有者名：定右衛門】 面積：2400



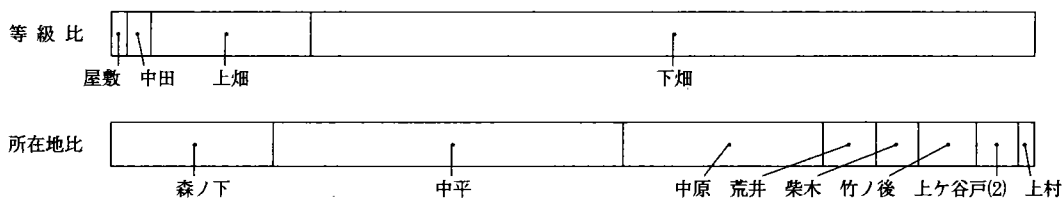
No.15 【所有者名：七右衛門A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
95	90-0	上村	40	屋敷	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
415	373-0	森ノ下	308	下畑	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
416	374-0	森ノ下	108	下畑	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
453	408-0	中平	896	下畑	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
823	766-0	中原	258	上畑	上村	六郎左衛門(原口)	不明	なし
845	786-0	中原	255	下畑	上村	六郎左衛門(原口)	不明	なし
935	868-0	荒井	135	上畑	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
997	928-0	柴木	108	下畑	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
1073	996-1	竹ノ後	150	上畑	上村	源左衛門(上村)	不明	なし
1148	1054-0	上ヶ谷戸(2)	25	中田	上村	孫市(清水)	不明	なし
1149	1055-0	上ヶ谷戸(2)	36	中田	上村	半六(上村)	不明	なし
1190	1095-0	上ヶ谷戸(2)	46	下畑	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし

【七右衛門A】氏の面積一覧表

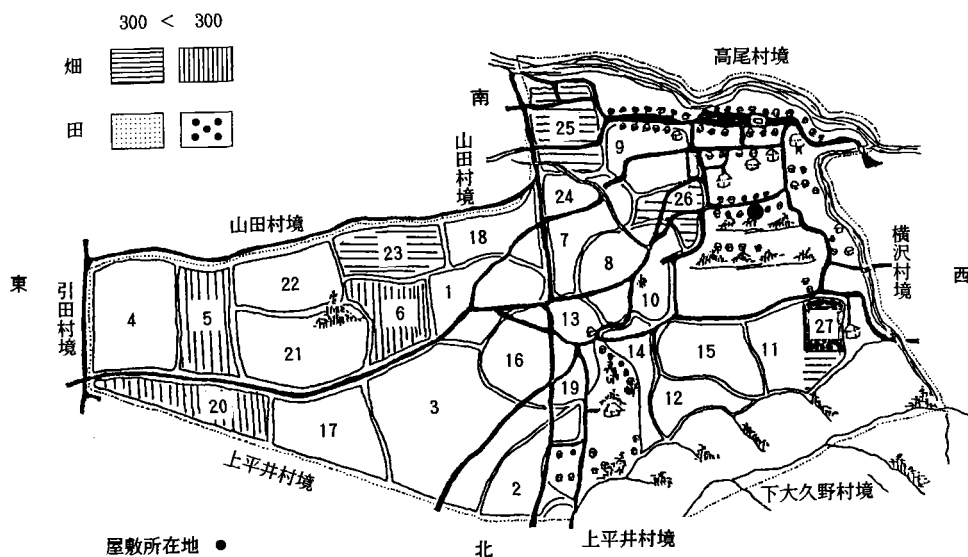
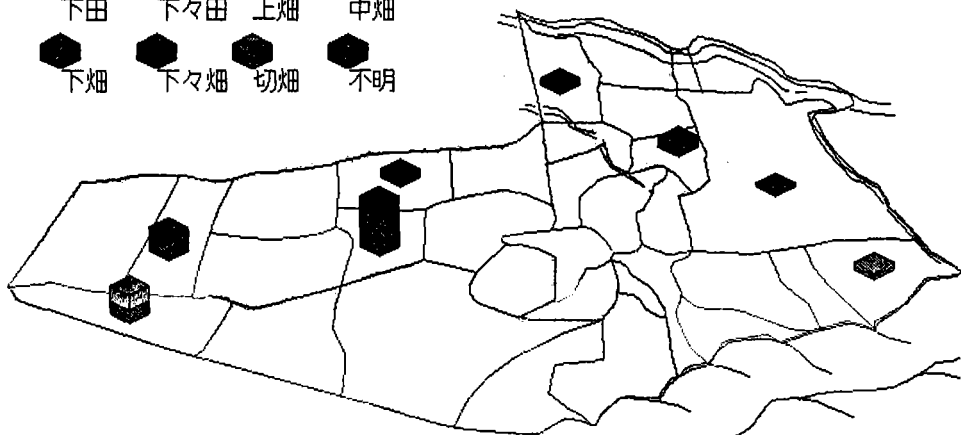
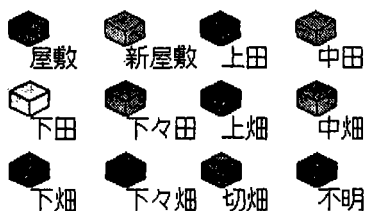
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	416	0	0	0	416
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	896	0	0	0	896
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	258	0	255	0	0	0	513
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	135	0	0	0	135
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	108	0	0	0	108
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	150	0	0	0	0	0	150
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	61	0	0	0	0	46	0	0	0	107
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	40	0	0	61	0	0	408	0	1856	0	0	0	2365

No.15 【所有者名：七右衛門A】 総面積 [2365]



面積割合%	屋敷 40 1.7%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 61 2.6%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 408 17.3%	中畑 0 0.0%	下畑 1856 78.5%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 416 17.6%	中平 896 37.9%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 513 21.7%	稻荷ノ上 0 0.0%	稻荷ノ下 0 0.0%	荒井 135 5.7%	そとわど2 0 0.0%	柴木 108 4.6%	竹ノ後 150 6.3%	上ヶ谷戸2 107 4.5%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 40 1.7%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№15 【所有者名：七右衛門A】 面積：2365



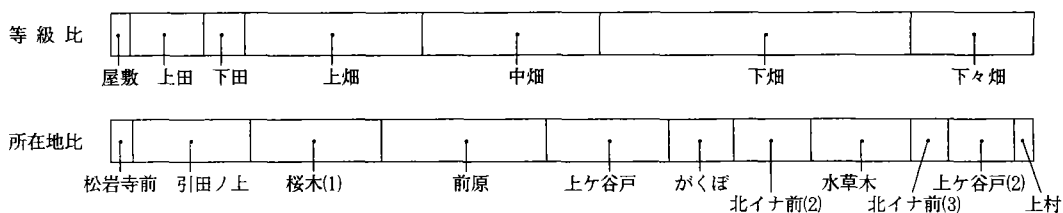
No.16 【所有者名：源左衛門A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
90	86-0	上村	50	屋敷	上村	源左衛門（上村）	不明	組頭
266	238-0	松岩寺前	56	中畑	上村	源左衛門（上村）	不明	組頭
383	347-1	引田ノ上	300	中畑	上村	藤右衛門（本町）	不明	組頭
484	437-0	桜木(1)	333	下畑	上村	半六（上村）	不明	組頭
510	463-0	前原	418	下畑	上村	孫市（清水）	不明	組頭
548	500-1	上ヶ谷戸	312	下々畑	上村	佐五兵衛（本町）	不明	組頭
667	616-0	がくぼ	52	下田	上村	源左衛門（上村）	不明	組頭
671	619-2	がくぼ	112	上田	上村	源左衛門（上村）	不明	組頭
699	646-0	北イナ前(2)	197	上畑	上村	源左衛門（上村）	不明	組頭
714	661-0	水草木	253	上畑	上村	半六（上村）	不明	組頭
811	754-2	北イナ前(3)	94	中畑	上村	源左衛門（上村）	不明	組頭
1110	1022-1	上ヶ谷戸(2)	75	上田	上村	藤右衛門（本町）	不明	組頭
1112	1023-1	上ヶ谷戸(2)	54	下田	上村	藤右衛門（本町）	不明	組頭
1188	1093-0	上ヶ谷戸(2)	40	下畑	上村	源左衛門（上村）	不明	組頭

【源左衛門A】氏の面積一覧表

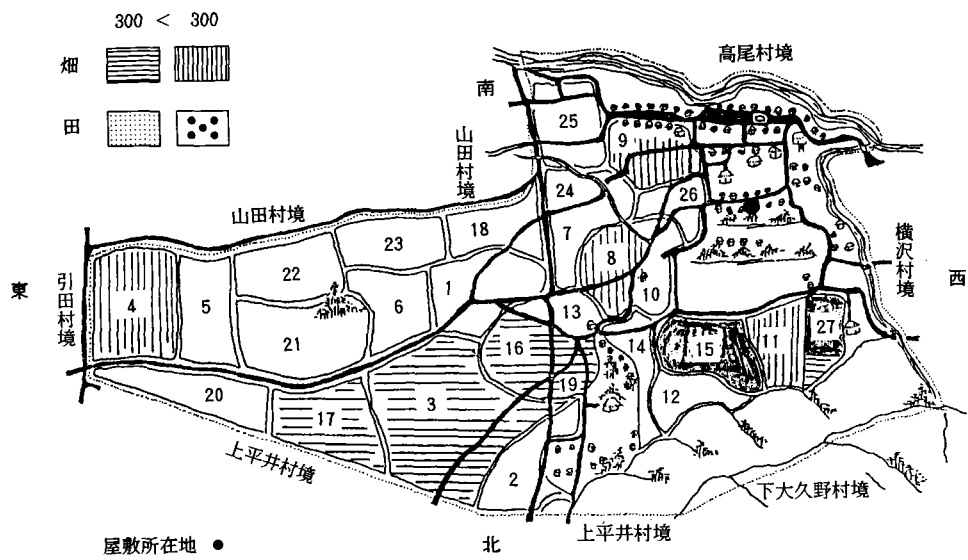
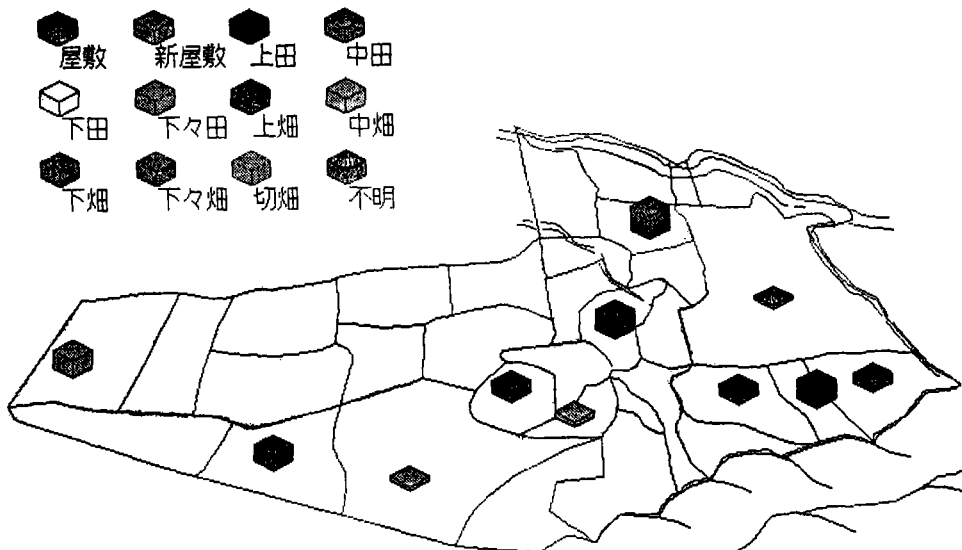
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	56
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	300
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	333	0	0	0	333
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	418	0	0	0	418
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	312	0	0	312
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	112	0	52	0	0	0	0	0	0	0	164
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	197	0	0	0	0	0	197
水草木	0	0	0	0	0	0	253	0	0	0	0	0	253
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	94	0	0	0	0	94
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稻荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稻荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	75	0	54	0	0	0	40	0	0	0	169
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	50	0	187	0	106	0	450	450	791	312	0	0	2346

No.16 【所有者名：源左衛門A】 総面積【2346】



面積割合%	屋敷 50 2.1%	新屋敷 0 0.0%	上田 187 8.0%	中田 0 0.0%	下田 106 4.5%	下々田 0 0.0%	上畑 450 19.2%	中畑 450 19.2%	下畑 791 33.7%	下々畑 312 13.3%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 56 2.4%	引田ノ上 300 12.8%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 333 14.2%	前原 418 17.8%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 312 13.3%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 164 7.0%	北イナ前2 197 8.4%	水草木 253 10.8%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 94 4.0%	中原 0 0.0%	稻荷ノ上 0 0.0%	稻荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 169 7.2%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 50 2.1%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.16 【所有者名：源左衛門A】 面積：2346



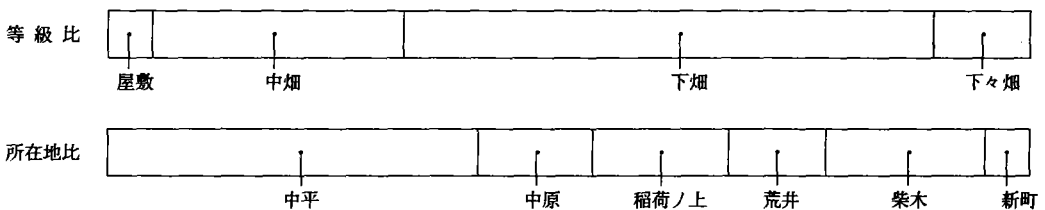
No.17 【所有者名：長右衛門C】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
177	160-0	新町	108	屋敷	新町	庄兵衛(石川)	不明	なし
454	409-0	中平	896	下畑	新町	源左衛門(上村)	不明	なし
853	793-0	中原	277	中畑	新町	半兵衛(新町)	不明	なし
891	825-0	稻荷ノ上	330	中畑	新町	源左衛門(上村)	不明	なし
917	850-0	荒井	234	下々畑	新町	吉左衛門(新町)	不明	なし
982	914-0	柴木	390	下畑	新町	孫右(清水)	不明	なし

【長右衛門C】氏の面積一覧表

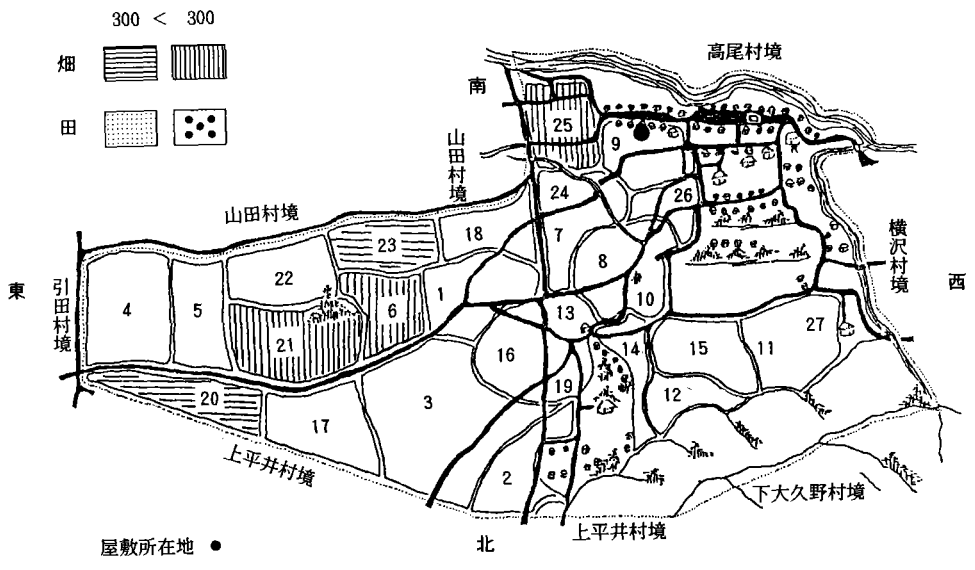
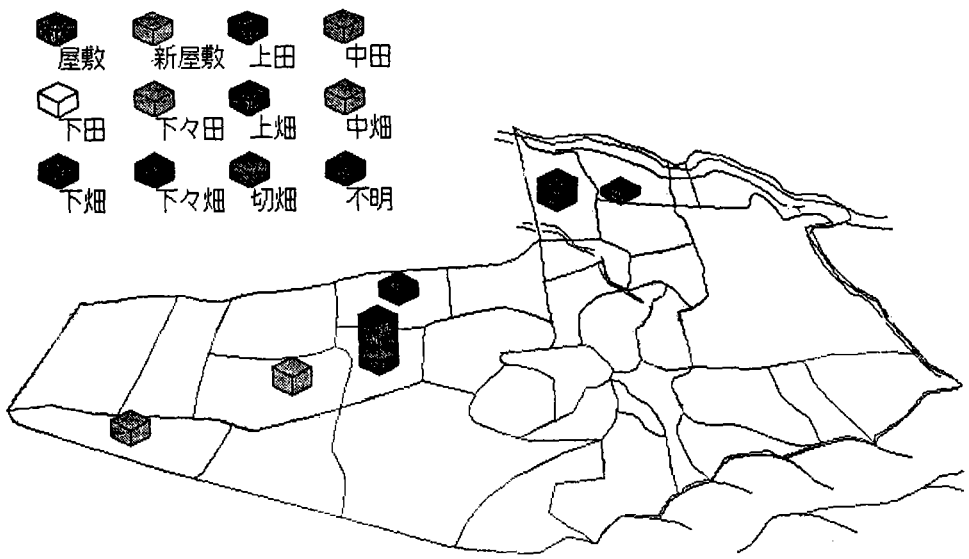
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	896	0	0	0	896
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	277	0	0	0	0	277
稻荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	330	0	0	0	0	330
稻荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234	0	0	234
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	390	0	0	0	390
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	108	0	0	0	0	0	0	607	1286	234	0	0	2235

No.17 【所有者名：長右衛門C】 総面積【2235】



面積割合%	屋敷 108 4.8%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 607 27.2%	下畑 1286 57.5%	下々畑 234 10.5%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 896 40.1%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 277 12.4%	稲荷ノ上 330 14.8%	稲荷下 0 0.0%	荒井 234 10.5%	そとわど2 0 0.0%	柴木 390 17.4%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 108 4.8%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№17 【所有者名：長右衛門C】 面積：2235



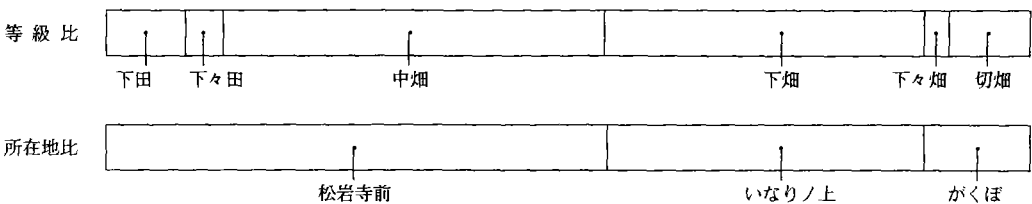
№18 【所有者名：成就院】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
272	244-0	松岩寺前	288	下畑	本町	源左衛門（上村）	不明	なし
281	250-0	松岩寺前	370	中畑	本町	宿ノ与兵衛（野崎）	不明	なし
282	251-1	松岩寺前	185	中畑	本町	与兵衛（北イナ）	不明	なし
285	253-0	松岩寺前	360	中畑	本町	源左衛門（上村）	不明	なし
563	514-0	いなりノ上	480	下畑	本町	藤次郎（本町）	不明	なし
572	523-0	いなりノ上	192	下田	本町	弥兵衛	不明	なし
573	524-0	いなりノ上	90	下々田	本町	弥兵衛	不明	なし
637	586-0	かくぼ	196	切畑	本町	弥兵衛	不明	なし
640	589-0	かくぼ	60	下々畑	本町	弥兵衛	不明	なし

【成就院】氏の面積一覧表

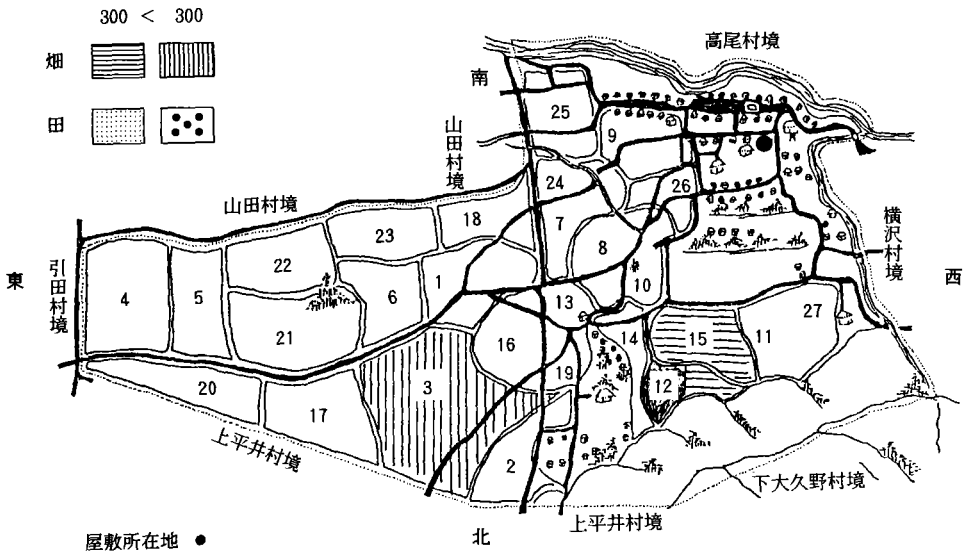
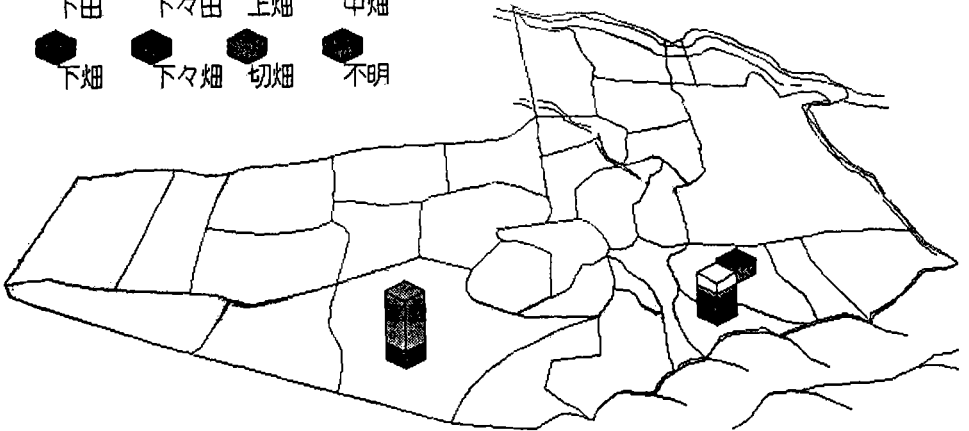
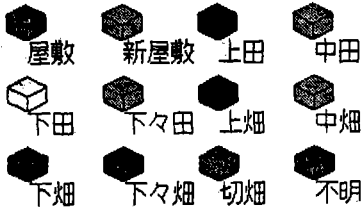
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	915	288	0	0	0	1203
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	192	90	0	0	480	0	0	0	762
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	196	0	256
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	192	90	0	915	768	60	196	0	2221

№18 【所有者名：成就院】 総面積 [2221]



面積 割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 192 8.6%	下々田 90 4.1%	上畑 0 0.0%	中畑 915 41.2%	下畑 768 34.6%	下々畑 60 2.7%	切畑 196 8.8%	不明 0 0.0%
面積 割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 1203 54.2%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積 割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 762 34.3%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 256 11.5%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積 割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稻荷ノ上 0 0.0%	稻荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積 割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.18 【所有者名：成就院】 面積：2221



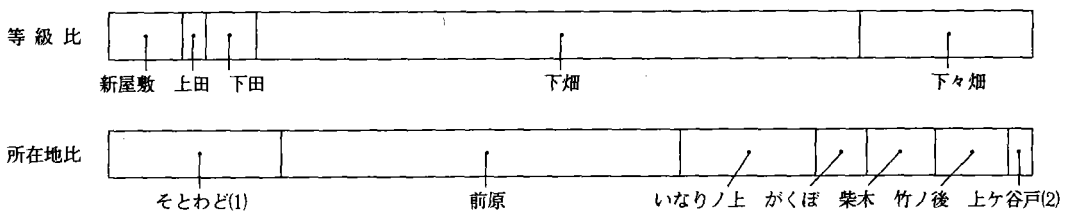
No.19 【所有者名：九左衛門】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
468	423-0	そとわど(1)	374	下々畑	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
514	467-0	前原	487	下畑	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
515	468-0	前原	374	下畑	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし
554	505-0	いなりノ上	294	下畑	上村	与兵衛(北イナ)	不明	なし
659	608-0	かくぼ	110	下畑	上村	半六(上村)	不明	なし
1004	935-0	柴木	148	下畑	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
1061	987-0	竹ノ後	157	新屋敷	上村	宿ノ与兵衛(野崎)	不明	なし
1120	1029-0	上ヶ谷戸(2)	52	上田	上村	藤右衛門(本町)	不明	なし

【九左衛門】氏の面積一覧表

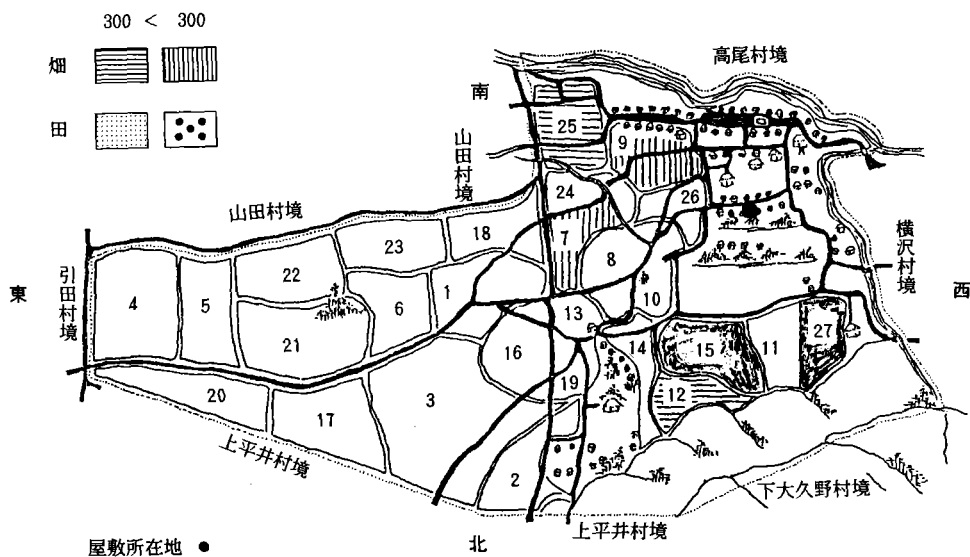
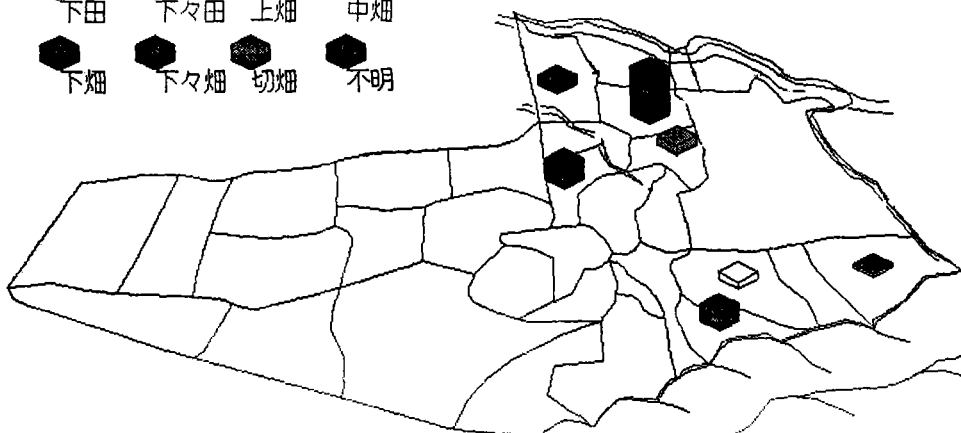
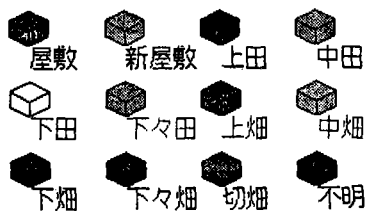
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	374	0	0	374
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	861	0	0	0	861
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	294	0	0	0	294
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0	0	110
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	148	0	0	0	148
竹ノ後	0	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157
上ヶ谷戸(2)	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	157	52	0	110	0	0	0	1303	374	0	0	1996

No.19 【所有者名：九左衛門】 総面積 [1996]



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 157 7.9%	上田 52 2.6%	中田 0 0.0%	下田 110 5.5%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 0 0.0%	下畑 1303 65.3%	下々畑 374 18.7%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 374 18.7%	桜木1 0 0.0%	前原 861 43.1%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 294 14.7%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 110 5.5%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稻荷ノ上 0 0.0%	稻荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 148 7.4%	竹ノ後 157 7.9%	上ヶ谷戸2 52 2.6%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.19 【所有者名：九左衛門】 面積：1996



【図14-3 明治5年名請人保有耕地分布統計】

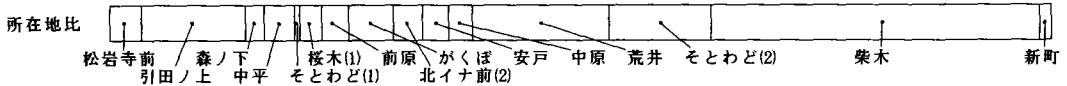
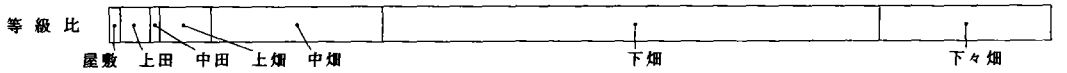
№1 【所有者名：新太郎】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
210	163-0	新町	144	屋敷	新町	不明	大悲寺	なし
303	246-0	松岩寺前	396	中畑	新町	不明	大願寺	なし
373	305-0	引田ノ上	403	中畑	新町	不明	大願寺	なし
374	306-0	引田ノ上	304	中畑	新町	不明	大願寺	なし
376	308-0	引田ノ上	331	中畑	新町	不明	大願寺	なし
401	332-0	引田ノ上	136	中畑	新町	不明	大願寺	なし
402	333-0	引田ノ上	136	中畑	新町	不明	大願寺	なし
433	356-0	引森ノ下	231	中畑	新町	不明	大願寺	なし
469	390-0	中平	180	下畑	新町	不明	大願寺	なし
471	391-2	中平	192	下畑	新町	不明	大願寺	なし
506	421-0	とわど(1)	70	下畑	新町	不明	大願寺	なし
522	433-3	とわど(1)	288	下畑	新町	不明	大願寺	なし
549	458-0	椽原	343	下畑	新町	不明	大願寺	なし
739	619-0	がが	225	上畑	新町	不明	大願寺	なし
741	621-0	がが	70	上畑	新町	不明	大願寺	なし
742	622-0	がが	84	上畑	新町	不明	大願寺	なし
746	625-2	がが	114	中畑	新町	不明	大願寺	なし
756	635-0	がが	70	下畑	新町	不明	大願寺	なし
774	652-0	北イナ前(2)	370	上畑	新町	不明	大願寺	なし
847	720-0	安戸	275	上畑	新町	不明	大願寺	なし
854	726-2	安戸	49	中畑	新町	不明	大願寺	なし
921	785-0	中荒	297	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1006	859-0	荒井	492	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1007	860-1	荒井	1200	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1036	885-0	とわど(2)	180	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1037	886-0	とわど(2)	172	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1038	887-0	とわど(2)	178	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1044	893-0	とわど(2)	270	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1045	894-0	とわど(2)	288	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1047	895-2	とわど(2)	177	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1056	902-0	柴木	260	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1067	913-0	柴木	399	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1070	915-0	柴木	105	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1073	918-0	柴木	126	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1074	919-0	柴木	484	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1076	921-0	柴木	308	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1080	925-0	柴木	144	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1081	926-0	柴木	407	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1082	927-0	柴木	97	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1094	939-0	柴木	263	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1095	940-0	柴木	115	中畑	新町	不明	大願寺	なし
1096	941-0	柴木	600	中畑	新町	不明	大願寺	なし
1099	944-0	柴木	342	中畑	新町	不明	大願寺	なし
1100	945-0	柴木	275	下畑	新町	不明	大願寺	なし
1104	949-0	柴木	170	下畑	新町	不明	大願寺	なし

【新太郎】氏の面積一覧表

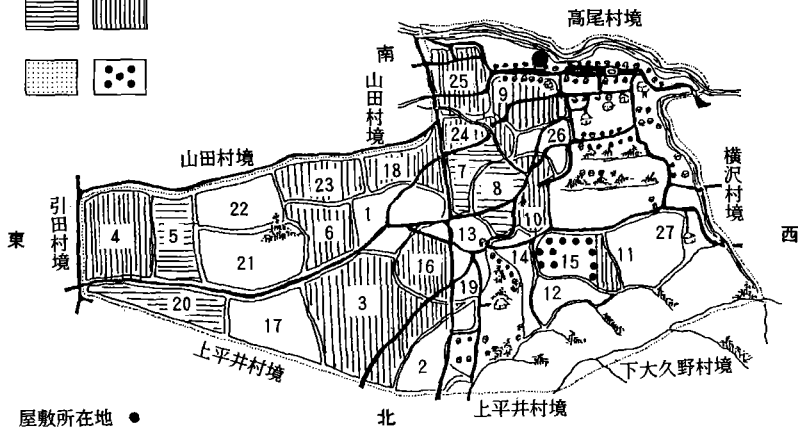
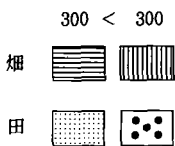
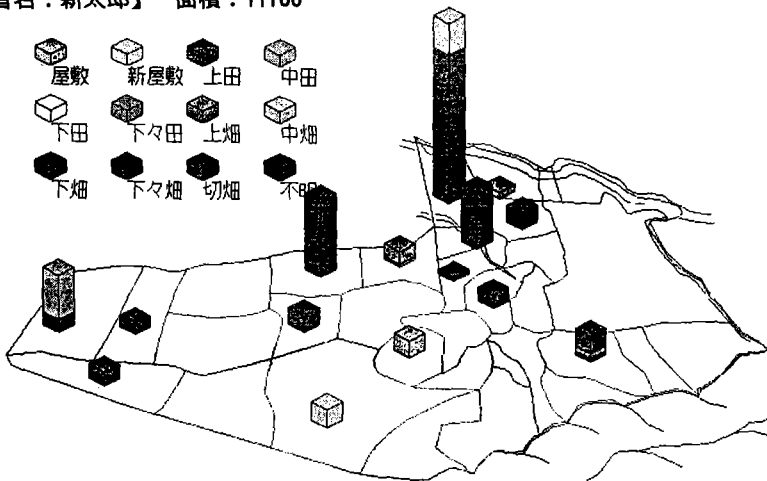
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山竹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	396	0	0	0	0	396
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	1006	304	0	0	0	1310
引森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	231	0	0	0	231
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	180	192	0	0	372
とわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	70
椽原(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	288	0	0	0	288
椽原(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	343	0	0	0	343
上谷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がが	0	0	379	114	0	0	0	0	70	0	0	0	563
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	370	0	0	0	0	0	370
水草	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	275	49	0	0	0	324
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	297	0	0	0	297
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1692	0	0	1692
とわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	1265	0	0	0	1265
柴木	0	0	0	0	0	0	0	715	3210	170	0	0	4095
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	144	0	379	114	0	0	645	2166	6188	2124	0	0	11760

No.1 【所有者名：新太郎】 総面積【11760】



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	1.2%	0.0%	3.2%	1.0%	0.0%	0.0%	5.5%	18.4%	52.6%	18.1%	0.0%	0.0%
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原			
割合%	0.0%	0.0%	3.4%	11.1%	2.0%	3.2%	0.6%	2.4%	2.9%			
面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりの上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸			
割合%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	3.1%	0.0%	2.8%			
面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2			
割合%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	14.4%	10.8%	34.8%	0.0%	0.0%			
面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明				
割合%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

No.1 【所有者名：新太郎】 面積：11760



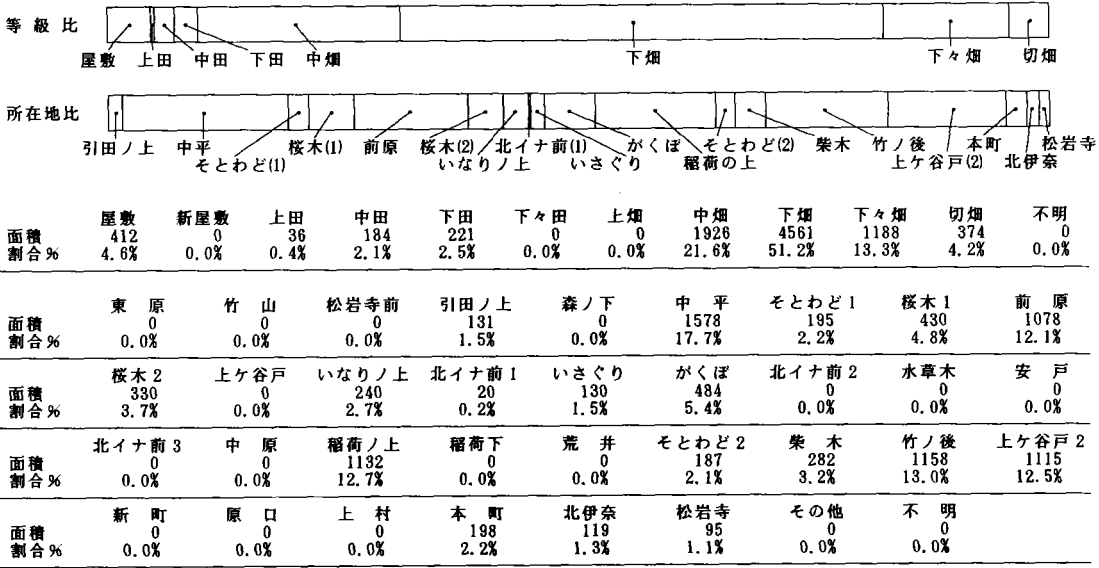
No.2 【所有者名：林蔵】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
4	2-3	松岩寺	72	屋敷	本町	不明	成就院	なし
7	3-3	松岩寺	23	屋敷	本町	不明	成就院	なし
18	13-0	北伊奈	60	屋敷	本町	不明	成就院	なし
24	19-1	北伊奈	39	屋敷	本町	不明	成就院	なし
31	23-2	北伊奈	20	屋敷	本町	不明	成就院	なし
137	106-0	本町	161	屋敷	本町	不明	成就院	なし
139	107-2	本町	37	屋敷	本町	不明	成就院	なし
367	302-1	引田ノ上	131	屋敷	本町	不明	成就院	なし
481	401-0	中平	1008	畑	本町	不明	成就院	なし
493	410-0	中平	570	畑	本町	不明	成就院	なし
502	418-0	中平	195	畑	本町	不明	成就院	なし
528	439-0	とわど(1)	240	畑	本町	不明	成就院	なし
529	440-0	とわど(1)	190	畑	本町	不明	成就院	なし
551	460-0	桜木(1)	660	畑	本町	不明	成就院	なし
554	463-0	桜木(1)	418	畑	本町	不明	成就院	なし
589	490-3	前原	330	畑	本町	不明	成就院	なし
612	507-3	桜木(2)	86	畑	本町	不明	成就院	なし
647	536-0	いなりの上	154	畑	本町	不明	成就院	なし
681	566-2	いなりの前(1)	20	畑	本町	不明	成就院	なし
694	576-0	北いさぐり	10	畑	本町	不明	成就院	なし
697	574-0	いさぐり	120	畑	本町	不明	成就院	なし
705	586-0	がくぼ	196	畑	本町	不明	成就院	なし
706	587-0	がくぼ	96	畑	本町	不明	成就院	なし
708	589-0	がくぼ	60	畑	本町	不明	成就院	なし
721	602-1	がくぼ	132	畑	本町	不明	成就院	なし
953	813-1	稲荷の上	115	畑	本町	不明	成就院	なし
955	814-1	稲荷の上	150	畑	本町	不明	成就院	なし
968	823-0	稲荷の上	537	畑	本町	不明	成就院	なし
970	825-0	稲荷の上	330	畑	本町	不明	成就院	なし
1035	884-0	稲荷とわど(2)	187	畑	本町	不明	成就院	なし
1120	964-0	柴木	282	畑	本町	不明	成就院	なし
1136	975-0	竹ノ後	263	畑	本町	不明	成就院	なし
1142	980-0	竹ノ後	293	畑	本町	不明	成就院	なし
1143	981-0	竹ノ後	407	畑	本町	不明	成就院	なし
1144	982-0	竹ノ後	195	畑	本町	不明	成就院	なし
1198	1019-2	上ヶ谷戸(2)	300	畑	本町	不明	成就院	なし
1210	1024-2	上ヶ谷戸(2)	31	畑	本町	不明	成就院	なし
1212	1025-2	上ヶ谷戸(2)	36	畑	本町	不明	成就院	なし
1214	1027-0	上ヶ谷戸(2)	72	畑	本町	不明	成就院	なし
1218	1031-0	上ヶ谷戸(2)	14	畑	本町	不明	成就院	なし
1222	1034-0	上ヶ谷戸(2)	67	畑	本町	不明	成就院	なし
1223	1035-0	上ヶ谷戸(2)	25	畑	本町	不明	成就院	なし
1235	1045-0	上ヶ谷戸(2)	52	畑	本町	不明	成就院	なし
1241	1049-0	上ヶ谷戸(2)	322	畑	本町	不明	成就院	なし
1250	1056-0	上ヶ谷戸(2)	112	畑	本町	不明	成就院	なし
1270	1076-0	上ヶ谷戸(2)	84	畑	本町	不明	成就院	なし

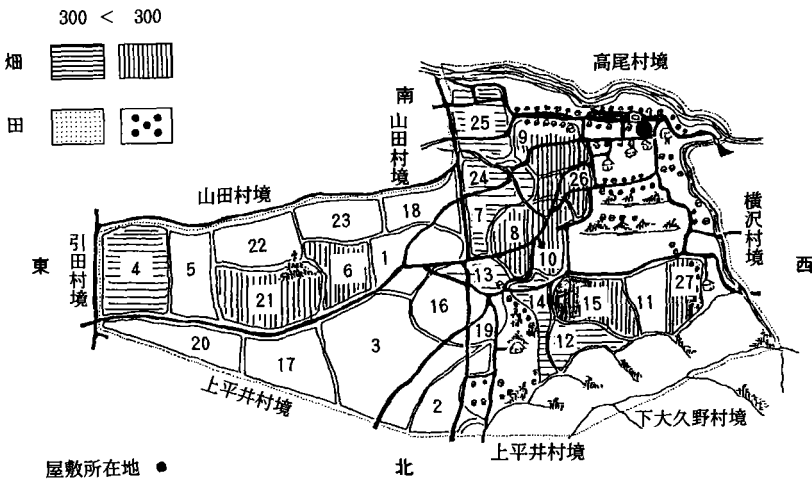
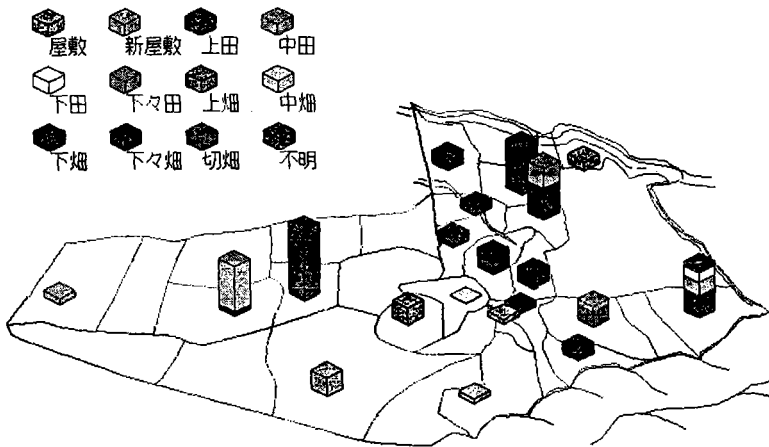
【林蔵】氏の面積一覧表

屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	131	0	0	0	0	131
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	570	1008	0	0	1578
とわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	195	0	0	0	195
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	430	0	0	0	430
前原	0	0	0	0	0	0	0	1078	0	0	0	1078
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	330	0	0	0	330
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりの上	0	0	0	0	0	0	0	240	0	0	0	240
北いなりの前(1)	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	20
北いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	120	10	0	130
がくぼ	0	0	132	0	0	0	0	0	60	292	0	484
北いなりの前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北いなりの前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	1017	115	0	0	0	1132
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	187	0	0	0	187
柴木	0	0	0	0	0	0	0	282	0	0	0	282
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	458	700	0	0	0	1158
上ヶ谷戸(2)	0	36	52	221	0	0	300	434	0	72	0	1115
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198
北伊奈	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119
松岩寺	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	412	0	36	184	221	0	0	1926	4561	1188	374	8902

No. 2 【所有者名：林蔵】 総面積〔8902〕



No. 2 【所有者名：林蔵】 面積：8902



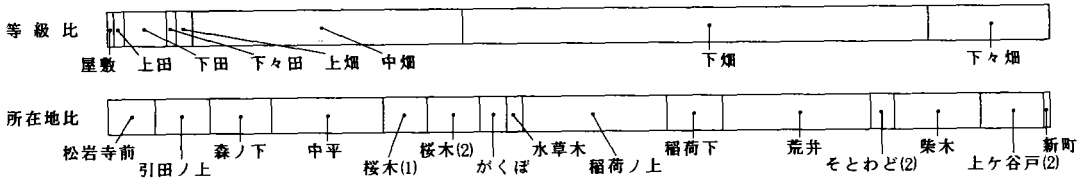
№ 3 【所有者名：市兵衛】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
55	45-0	新町	63	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
285	228-0	松岩寺前	291	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
321	261-1	松岩寺前	140	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
375	307-0	引田ノ上	320	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
417	345-1	引田ノ上	180	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
426	352-0	森ノ下	280	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
447	370-0	森ノ下	288	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
480	400-0	中平	477	下々畑	新町	不明	大悲願寺	なし
487	406-0	中平	540	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
516	429-0	桜木(1)	406	下々畑	新町	不明	大悲願寺	なし
591	491-1	桜木(2)	222	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
593	492-0	桜木(2)	253	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
712	593-0	かくぼ	85	下々田	新町	不明	大悲願寺	なし
718	599-0	かくぼ	154	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
833	708-1	水草木	148	上畑	新町	不明	大悲願寺	なし
945	805-2	稲荷ノ上	166	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
960	817-2	稲荷ノ上	189	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
962	818-2	稲荷ノ上	168	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
964	819-2	稲荷ノ上	383	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
965	820-0	稲荷ノ上	396	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
982	837-0	稲荷下	230	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
993	847-2	稲荷下	272	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1003	856-0	荒井	154	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1013	864-0	荒井	517	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1014	865-0	荒井	432	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1026	877-0	荒井	242	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1040	889-0	そとわど(2)	216	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1054	901-2	柴木	210	下々畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1098	943-0	柴木	126	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1115	960-0	柴木	432	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1194	1018-1	上ヶ谷戸(2)	195	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1213	1026-0	上ヶ谷戸(2)	92	上田	新町	不明	大悲願寺	なし
1232	1043-2	上ヶ谷戸(2)	82	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
1267	1073-0	上ヶ谷戸(2)	60	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
1269	1075-0	上ヶ谷戸(2)	93	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
1289	1094-2	上ヶ谷戸(2)	48	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし

【市兵衛】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	140	291	0	0	0	431
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	500
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	568	0	0	0	568
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	540	477	0	0	1017
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0(1)	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	406	0	0	406
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	475	0	0	0	475
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	154	85	0	0	0	0	0	0	239
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	148	0	0	0	0	0	148
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	1134	168	0	0	0	1302
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	502	0	0	0	0	502
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	1345	0	0	0	1345
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	216	0	0	0	216
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	558	210	0	0	768
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	92	0	235	0	0	195	48	0	0	0	570
新町	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	63	0	92	0	389	85	148	2471	4209	1093	0	0	8550

No.3 【所有者名：市兵衛】 総面積（8555）



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	63	0	92	0	389	85	148	2471	4214	1093	0	0
	0.7%	0.0%	1.1%	0.0%	4.5%	1.0%	1.7%	28.9%	49.3%	12.8%	0.0%	0.0%

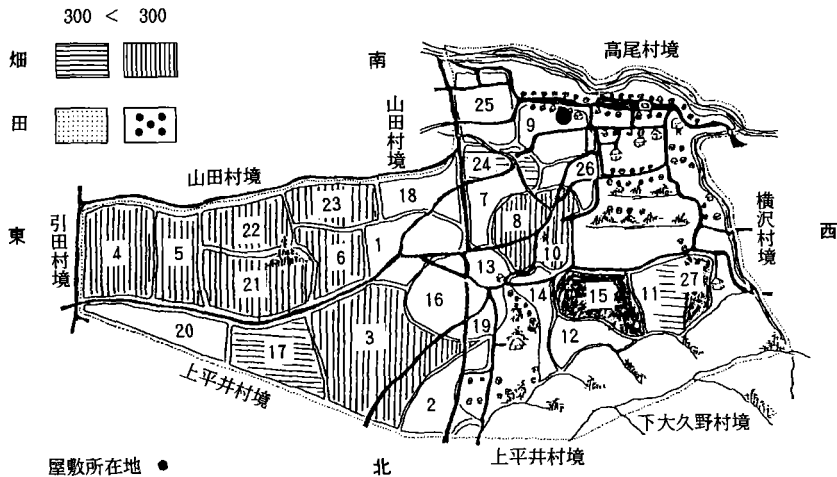
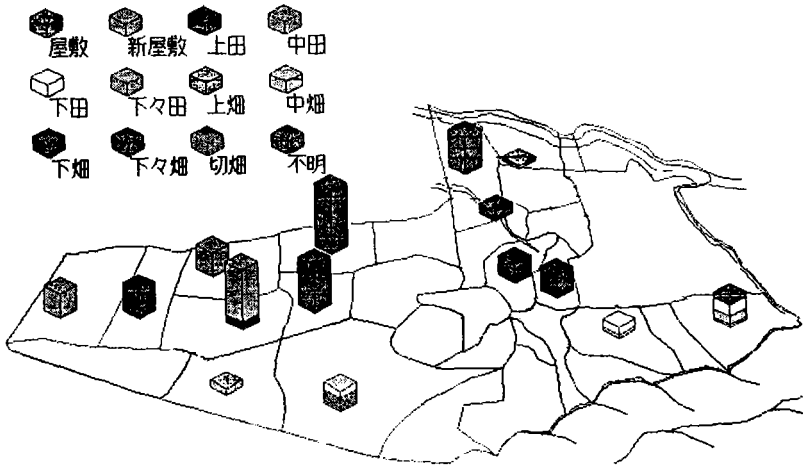
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	431	500	568	1017	0	406	0
	0.0%	0.0%	5.0%	5.8%	6.6%	11.9%	0.0%	4.7%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりの上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	475	0	0	0	0	239	0	148	0
	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	1.7%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷ノ下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	1307	502	1345	216	768	0	570
	0.0%	0.0%	15.3%	5.9%	15.7%	2.5%	9.0%	0.0%	6.7%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	63	0	0	0	0	0	0	0
	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.3 【所有者名：市兵衛】 面積：8555



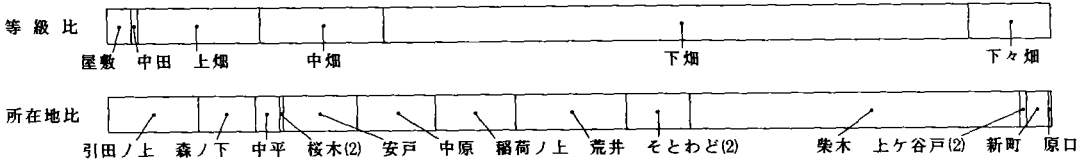
№4 【所有者名：金次郎】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
60	49-0	原口	24	屋敷	新町	不明	成就院	なし
216	168-2	新町	58	屋敷	新町	不明	成就院	なし
217	169-0	新町	120	屋敷	新町	不明	成就院	なし
386	318-0	引田ノ上	276	上畑	新町	不明	成就院	なし
395	327-0	引田ノ上	472	上畑	新町	不明	成就院	なし
429	353-3	森ノ下	19	下畑	新町	不明	成就院	なし
449	372-1	森ノ下	336	下畑	新町	不明	成就院	なし
452	374-0	森ノ下	108	下畑	新町	不明	成就院	なし
496	412-0	中平	203	下畑	新町	不明	成就院	なし
592	491-2	桜木(2)	30	下畑	新町	不明	成就院	なし
861	733-0	安戸	612	中畑	新町	不明	成就院	なし
898	764-0	中原	258	上畑	新町	不明	成就院	なし
923	787-0	中原	290	下畑	新町	不明	成就院	なし
927	790-0	中原	100	下々畑	新町	不明	成就院	なし
957	815-0	稲荷ノ上	412	中畑	新町	不明	成就院	なし
958	816-0	稲荷ノ上	250	下畑	新町	不明	成就院	なし
997	851-1	荒井	193	下々畑	新町	不明	成就院	なし
1011	862-0	荒井	256	下畑	新町	不明	成就院	なし
1012	863-0	荒井	258	下畑	新町	不明	成就院	なし
1015	866-0	荒井	212	下畑	新町	不明	成就院	なし
1043	892-0	そとわど(2)	518	下畑	新町	不明	成就院	なし
1052	900-0	柴木	90	下々畑	新町	不明	成就院	なし
1053	901-1	柴木	282	下々畑	新町	不明	成就院	なし
1059	905-0	柴木	294	下畑	新町	不明	成就院	なし
1086	931-0	柴木	378	下畑	新町	不明	成就院	なし
1087	932-0	柴木	418	下畑	新町	不明	成就院	なし
1093	938-0	柴木	287	下畑	新町	不明	成就院	なし
1103	948-0	柴木	810	下畑	新町	不明	成就院	なし
1117	961-2	柴木	150	下畑	新町	不明	成就院	なし
1244	1051-0	上ヶ谷戸(2)	55	中田	新町	不明	成就院	なし

【金次郎】氏の面積一覧表

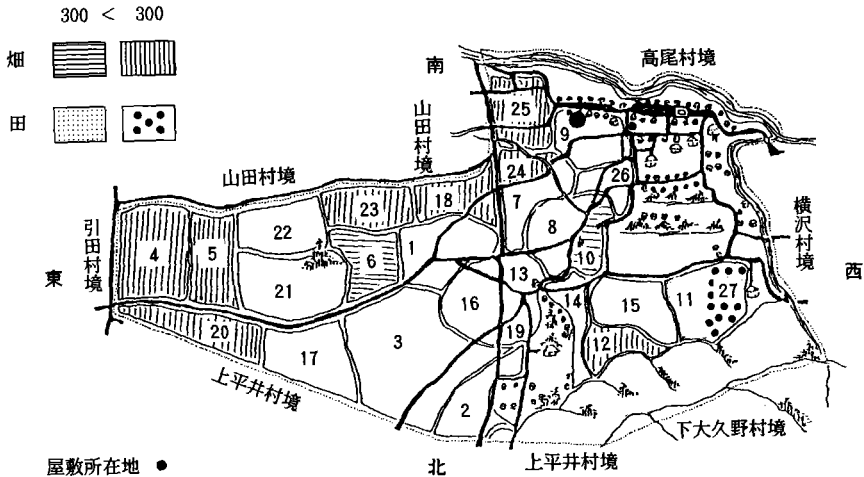
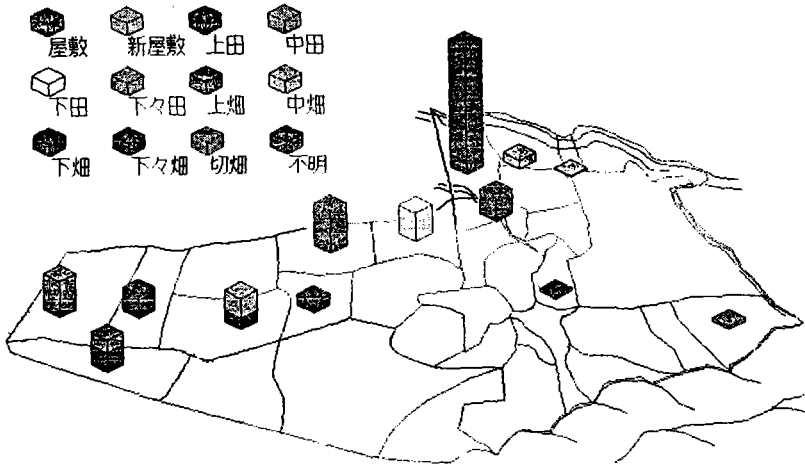
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	748	0	0	0	0	0	748
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	463	0	0	0	463
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	203	0	0	0	203
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	30
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	612	0	0	0	0	612
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	258	0	290	100	0	0	648
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	412	250	0	0	0	662
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	726	193	0	0	919
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	518	0	0	0	518
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	2337	372	0	0	2709
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	55
新町	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178
原口	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	202	0	0	55	0	0	1006	1024	4817	665	0	0	7769

No. 4 【所有者名：金次郎】 総面積〔7769〕



面積割合%	屋敷 202	新屋敷 0	上田 0	中田 55	下田 0	下々田 0	上畑 1006	中畑 1024	下畑 4817	下々畑 665	切畑 0	不明 0
	2.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	12.9%	13.2%	62.0%	8.6%	0.0%	0.0%
面積割合%	東原 0	竹山 0	松岩寺前 0	引田ノ上 748	森ノ下 463	中平 203	そとわど1 0	桜木1 0	前原 0			
	0.0%	0.0%	0.0%	9.6%	6.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%			
面積割合%	桜木2 30	上ヶ谷戸 0	いなりノ上 0	北イナ前1 0	いさぐり 0	がくぼ 0	北イナ前2 0	水草木 0	安戸 612			
	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%			
面積割合%	北イナ前3 0	中原 648	稻荷ノ上 662	稻荷下 0	荒井 919	そとわど2 518	柴木 2709	竹ノ後 0	上ヶ谷戸2 55			
	0.0%	8.3%	8.5%	0.0%	11.8%	6.7%	34.9%	0.0%	0.7%			
面積割合%	新町 178	原口 24	上村 0	本町 0	北伊奈 0	松岩寺 0	その他 0	不明 0				
	2.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

No. 4 【所有者名：金次郎】 面積：7769



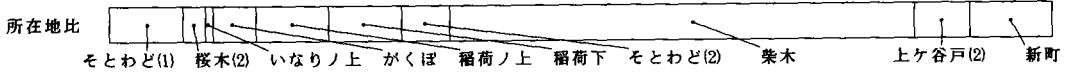
No. 5 【所有者名：兵左衛門】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
50	41-1	新町	300	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
52	42-0	新町	112	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
53	43-0	新町	72	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
204	158-0	新町	90	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
508	423-0	そとわど(1)	374	下々畑	新町	不明	大悲願寺	なし
512	426-1	そとわど(1)	149	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
572	477-0	桜木(2)	157	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
637	527-0	いなりノ上	54	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
737	617-0	かくぼ	140	中田	新町	不明	大悲願寺	なし
738	618-0	かくぼ	162	上田	新町	不明	大悲願寺	なし
946	806-0	稲荷ノ上	454	上畑	新町	不明	大悲願寺	なし
975	830-0	稲荷ノ上	69	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
976	831-0	稲荷下	66	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
977	832-0	稲荷下	136	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
978	833-0	稲荷下	188	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
979	834-0	稲荷下	117	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1049	897-0	そとわど(2)	340	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1078	923-0	柴木	56	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1088	933-0	柴木	323	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1105	950-0	柴木	510	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1107	952-0	柴木	580	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1108	953-0	柴木	234	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1109	954-0	柴木	220	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1110	955-0	柴木	357	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1111	956-0	柴木	117	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1112	957-0	柴木	146	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1113	958-0	柴木	220	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1114	959-0	柴木	220	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1121	965-0	柴木	274	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1255	1061-0	上ヶ谷戸(2)	24	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
1256	1062-0	上ヶ谷戸(2)	30	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
1258	1064-0	上ヶ谷戸(2)	84	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
1262	1068-0	上ヶ谷戸(2)	250	下田	新町	不明	大悲願寺	なし

【兵左衛門】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	523	0	0	523
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157	0	0	157
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	54
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	162	140	0	0	0	0	0	0	0	0	302
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	454	0	63	0	0	0	517
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	390	117	0	0	507
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	340	0	0	0	340
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	2747	510	0	0	3257
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	388	0	0	0	0	0	0	0	388
新町	574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	574
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	574	0	162	140	388	0	454	0	3540	1361	0	0	6619

No.5 【所有者名：兵左衛門】 総面積 [6619]



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	574	0	162	140	388	0	454	0	3540	1361	0	0
	8.7%	0.0%	2.4%	2.1%	5.9%	0.0%	6.9%	0.0%	53.5%	20.6%	0.0%	0.0%

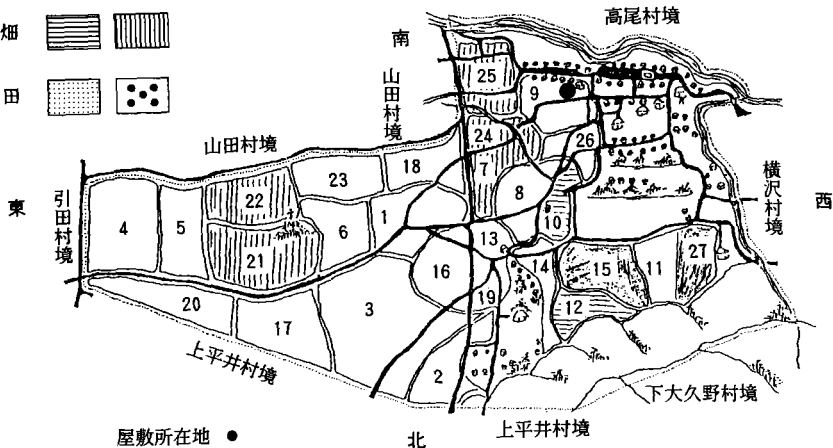
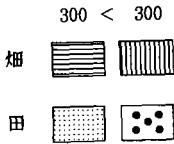
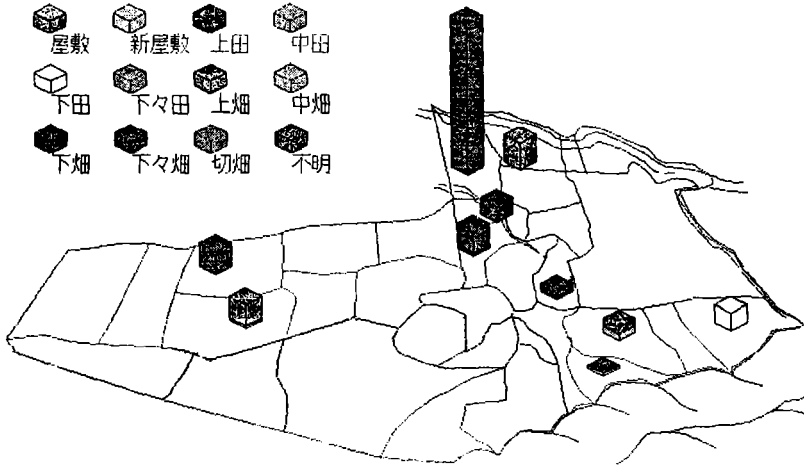
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	0	0	0	0	523	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	157	0	54	0	0	302	0	0	0
	2.4%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷ノ下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	517	507	0	340	3257	0	388
	0.0%	0.0%	7.8%	7.7%	0.0%	5.1%	49.2%	0.0%	5.9%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	574	0	0	0	0	0	0	0
	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.5 【所有者名：兵左衛門】 面積：6619



屋敷所在地 ●

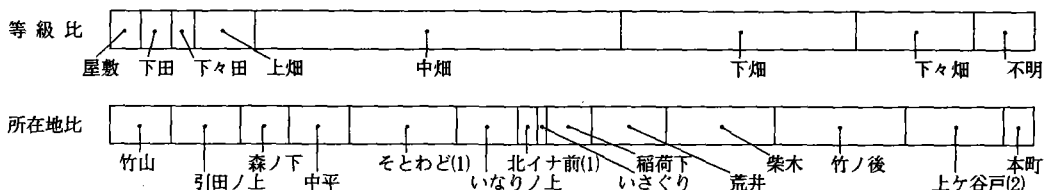
No. 6 【所有者名：周英】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
144	111-2	本町	75	屋敷	本町	不明	大悲願寺	なし
145	112-0	本町	100	屋敷	本町	不明	大悲願寺	なし
148	113-3	本町	14	屋敷	本町	不明	大悲願寺	なし
254	202-1	竹山	378	上畑	本町	不明	大悲願寺	なし
389	321-0	引田ノ上	231	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
409	339-1	引田ノ上	206	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
462	383-0	森ノ下	306	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
470	391-1	中平	193	下々畑	本町	不明	大悲願寺	なし
476	396-0	中平	180	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
503	417-0	そとわど(1)	129	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
505	420-0	そとわど(1)	236	下々畑	本町	不明	大悲願寺	なし
513	426-2	そとわど(1)	306	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
613	508-0	いなりノ上	96	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
630	523-0	いなりノ上	192	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
631	524-0	いなりノ上	90	下々田	本町	不明	大悲願寺	なし
663	550-0	北イナ前(1)	120	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
700	582-0	いさぐり	32	下々田	本町	不明	大悲願寺	なし
704	585-1	いさぐり	25	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
994	848-0	稲荷下	282	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1022	873-0	荒井	195	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1025	876-0	荒井	275	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1101	946-0	柴木	380	不明	本町	不明	大悲願寺	なし
1125	968-0	柴木	294	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1135	974-2	竹ノ後	216	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1145	983-0	竹ノ後	364	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1147	985-0	竹ノ後	240	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1190	1014-2	上ヶ谷戸(2)	327	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1200	1020-2	上ヶ谷戸(2)	287	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし

【周英】氏の面積一覧表

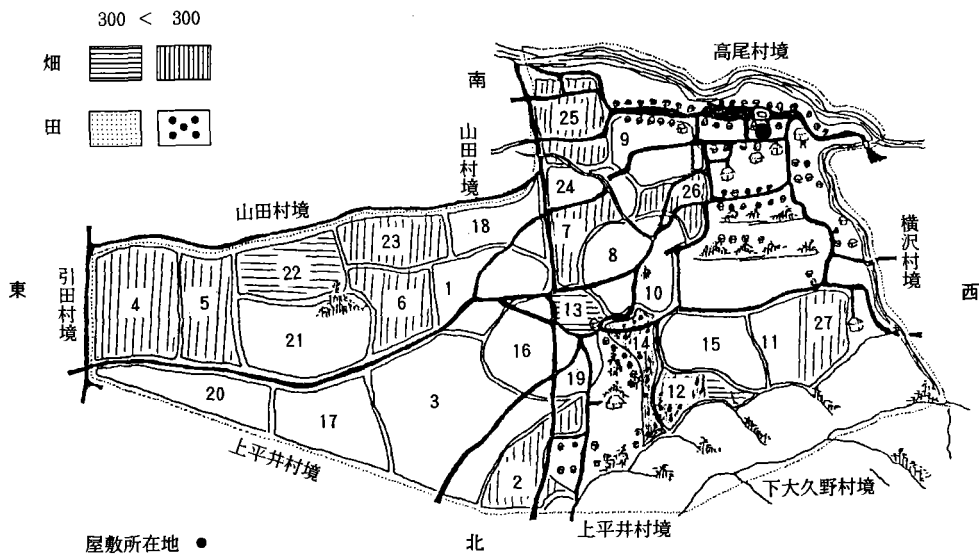
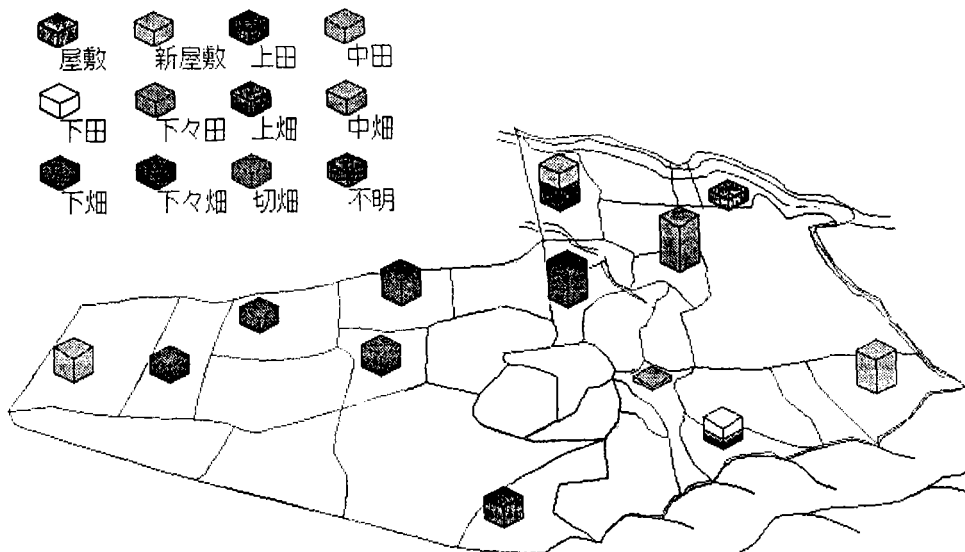
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	378	0	0	0	0	0	378
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	437	0	0	0	0	437
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	306	0	0	0	306
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	180	193	0	0	373
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	129	542	0	0	671
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	192	90	0	0	96	0	0	0	378
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	120
いさぐり	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0	0	0	57
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	282	0	0	0	282
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	470	0	0	0	470
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	294	0	0	0	380	674
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	820	0	0	0	0	820
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	614	0	0	0	0	614
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	189
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	189	0	0	0	192	147	378	2285	1463	735	0	380	5769

No. 6 【所有者名：周英】 総面積 [5769]



面積割合%	屋敷 189 3.3%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 192 3.3%	下々田 147 2.5%	上畑 378 6.6%	中畑 2285 39.6%	下畑 1463 25.4%	下々畑 735 12.7%	切畑 0 0.0%	不明 380 6.6%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 378 6.6%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 437 7.6%	森ノ下 306 5.3%	中平 373 6.5%	そとわど1 671 11.6%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 378 6.6%	北イナ前1 120 2.1%	いさぐり 57 1.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 282 4.9%	荒井 470 8.1%	そとわど2 0 0.0%	柴木 674 11.7%	竹ノ後 820 14.2%	上ヶ谷戸2 614 10.6%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 189 3.3%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№.6 【所有者名：周英】 面積：5769



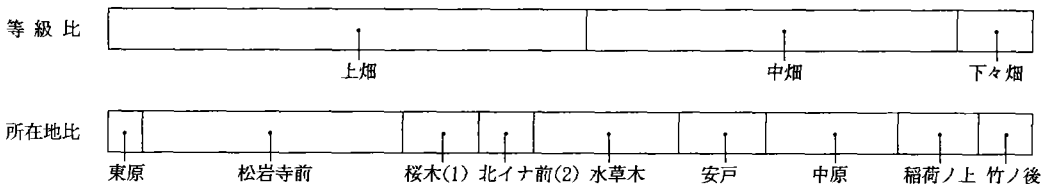
No.7 【所有者名：安兵衛】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
230	181-0	東原	207	中畑	五日市	不明	その他	なし
287	230-0	松岩寺前	588	中畑	五日市	不明	その他	なし
310	251-2	松岩寺前	185	中畑	五日市	不明	その他	なし
311	252-0	松岩寺前	210	中畑	五日市	不明	その他	なし
316	257-0	松岩寺前	231	中畑	五日市	不明	その他	なし
329	267-0	松岩寺前	352	上畑	五日市	不明	その他	なし
525	436-0	桜木(1)	459	下々畑	五日市	不明	その他	なし
771	649-0	北イナ前(2)	328	上畑	五日市	不明	その他	なし
779	657-0	水草木	324	上畑	五日市	不明	その他	なし
792	669-0	水草木	203	上畑	五日市	不明	その他	なし
796	672-0	水草木	342	上畑	五日市	不明	その他	なし
869	741-0	安戸	297	上畑	五日市	不明	その他	なし
871	743-0	安戸	230	上畑	五日市	不明	その他	なし
905	770-0	中原	446	上畑	五日市	不明	その他	なし
906	771-0	中原	355	上畑	五日市	不明	その他	なし
950	810-0	稲荷ノ上	493	中畑	五日市	不明	その他	なし
1137	976-0	竹ノ後	325	中畑	五日市	不明	その他	なし

【安兵衛】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	207	0	0	0	0	207
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	352	1214	0	0	0	0	1566
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	459	0	0	459
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	328	0	0	0	0	0	328
水草木	0	0	0	0	0	0	869	0	0	0	0	0	869
安戸	0	0	0	0	0	0	527	0	0	0	0	0	527
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	801	0	0	0	0	0	801
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	493	0	0	0	0	493
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	325	0	0	0	0	325
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	2877	2239	0	459	0	0	5575

No.7 【所有者名：安兵衛】 総面積 (5575)



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 2877 51.6%	中畑 2239 40.2%	下畑 0 0.0%	下々畑 459 8.2%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
-------	-----------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	---------------------	---------------------	-----------------	--------------------	-----------------	-----------------

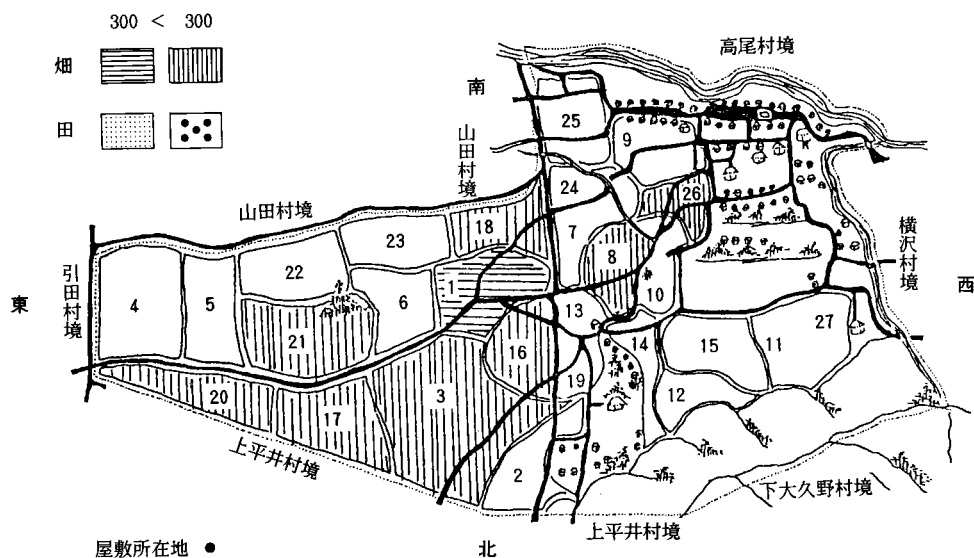
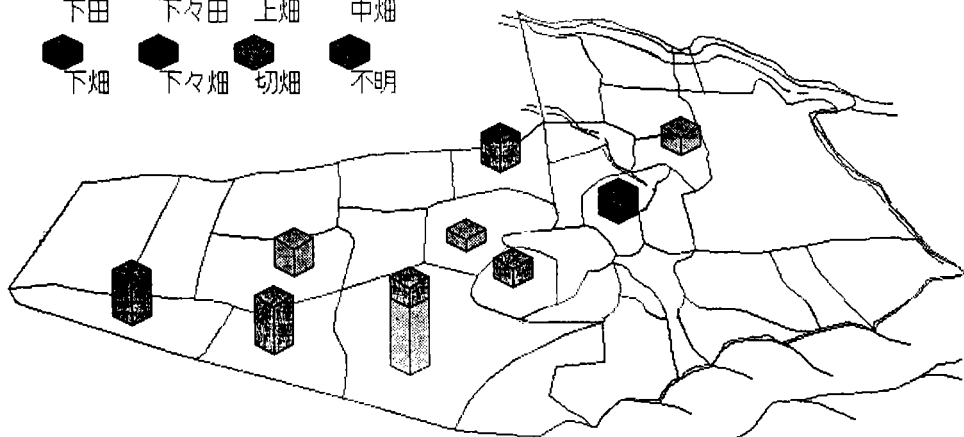
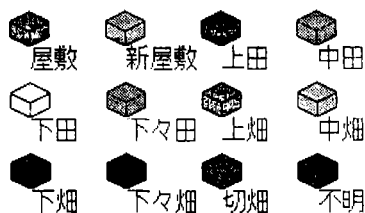
面積割合%	東原 207 3.7%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 1566 28.1%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 459 8.2%	前原 0 0.0%
-------	-------------------	-----------------	-----------------------	-------------------	------------------	-----------------	--------------------	--------------------	-----------------

面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 328 5.9%	水草木 869 15.6%	安戸 527 9.5%
-------	------------------	-------------------	--------------------	--------------------	-------------------	------------------	----------------------	---------------------	-------------------

面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 801 14.4%	稻荷ノ上 493 8.8%	稻荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 325 5.8%	上ヶ谷戸2 0 0.0%
-------	--------------------	--------------------	---------------------	------------------	-----------------	--------------------	-----------------	--------------------	--------------------

面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%
-------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------

№ 7 【所有者名：安兵衛】 面積：5575



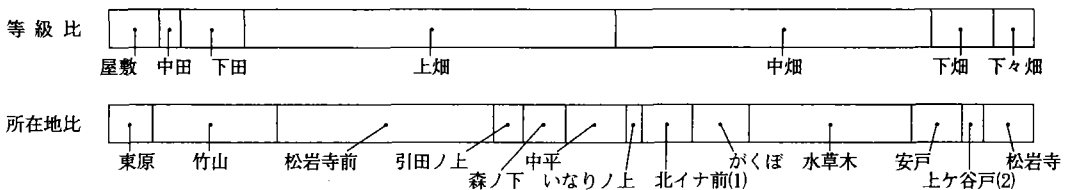
No. 8 【所有者名：七左衛門】

ファイルNo.	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
6	3-2	松岩寺	173	屋敷	松岩寺	不明	松岩寺	なし
10	6-0	松岩寺	105	屋敷	松岩寺	不明	松岩寺	なし
223	175-0	東原	242	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
255	202-2	竹山	378	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
263	209-0	竹山	144	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
264	210-0	竹山	172	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
277	220-0	松岩寺前	308	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
289	232-0	松岩寺前	384	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
293	236-0	松岩寺前	180	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
295	238-0	松岩寺前	56	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
302	245-0	松岩寺前	121	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
320	260-2	松岩寺前	157	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
396	328-1	引田ノ上	165	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
437	360-0	森ノ下	75	下々畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
465	386-0	森ノ下	162	下畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
472	392-0	中平	184	下畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
475	395-0	中平	153	下々畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
632	525-1	いなりの上	48	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
640	530-0	いなりの上	40	下畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
686	569-0	北イナ前(1)	280	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
720	601-0	がくぼ	172	下田	松岩寺	不明	松岩寺	なし
729	609-0	がくぼ	144	下田	松岩寺	不明	松岩寺	なし
798	674-0	水草木	288	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
803	679-0	水草木	449	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
806	682-0	水草木	161	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
868	740-0	安戸	285	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
1246	1052-2	上ヶ谷戸(2)	120	中田	松岩寺	不明	松岩寺	なし

【七左衛門】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	242	0	0	0	0	242
竹山	0	0	0	0	0	0	378	316	0	0	0	0	694
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	505	701	0	0	0	0	1206
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	165	0	0	0	0	165
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	162	75	0	0	237
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	184	153	0	0	337
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりの上	0	0	0	0	40	0	0	48	0	0	0	0	88
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	280
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	316	0	0	0	0	0	0	0	316
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	898	0	0	0	0	0	898
安戸	0	0	0	0	0	0	285	0	0	0	0	0	285
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	120
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	278
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	278	0	0	120	356	0	2066	1752	346	228	0	0	5146

No. 8 【所有者名：七左衛門】 総面積 [5146]



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	278	0	0	120	356	0	2066	1752	346	228	0	0
	5.4%	0.0%	0.0%	2.3%	6.9%	0.0%	40.1%	34.0%	6.7%	4.4%	0.0%	0.0%

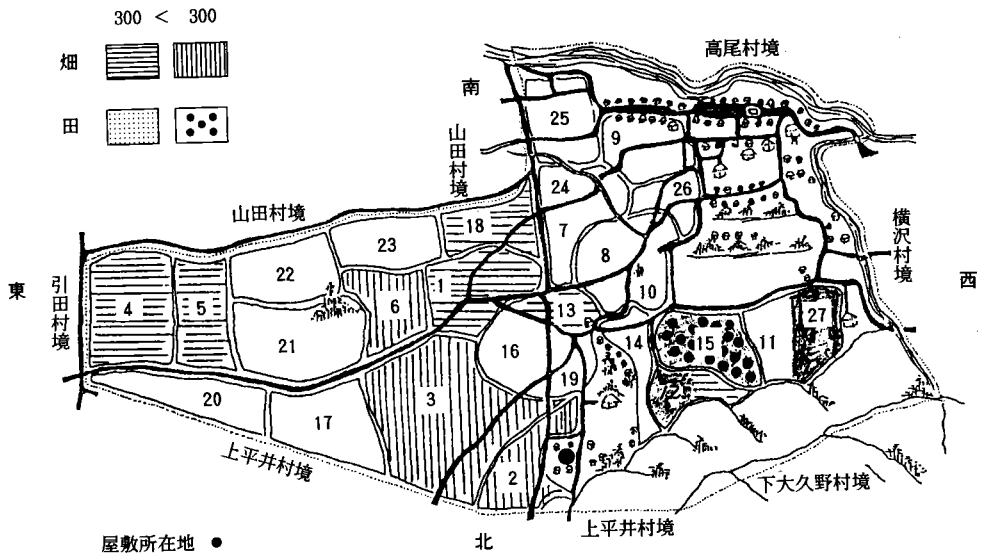
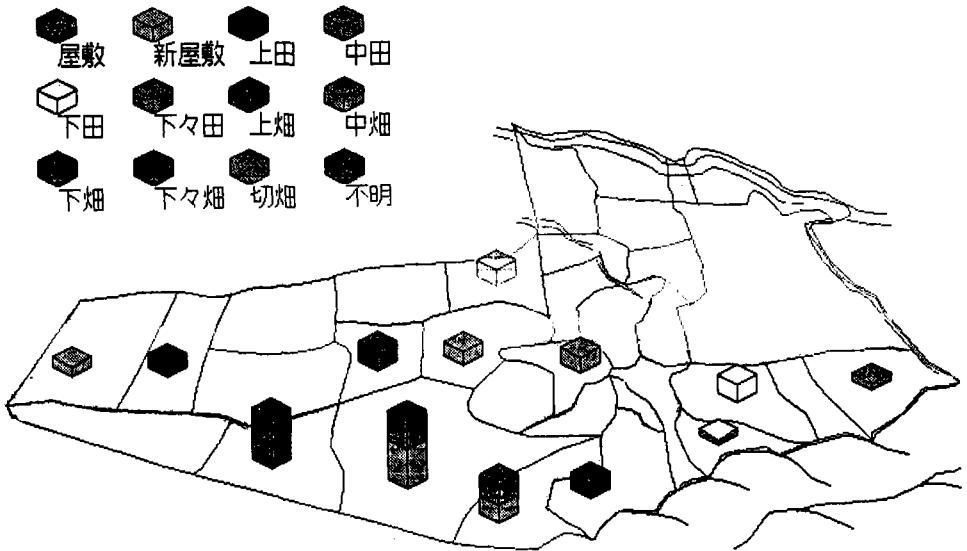
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	242	694	1206	165	237	337	0	0	0
	4.7%	13.5%	23.4%	3.2%	4.6%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	88	280	0	316	0	898	285
	0.0%	0.0%	1.7%	5.4%	0.0%	6.1%	0.0%	17.5%	5.5%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	0	0	0	0	0	0	120
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	0	0	278	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%

No. 8 【所有者名：七左衛門】 面積：5146



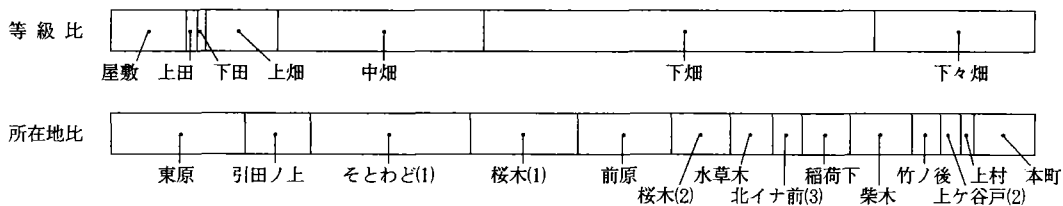
No.9 【所有者名：孫三郎】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
79	63-0	上村	60	屋敷	本町	不明	大悲願寺	なし
142	110-0	本町	280	屋敷	本町	不明	大悲願寺	なし
236	186-0	東原	368	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
240	190-0	東原	242	下々畑	本町	不明	大悲願寺	なし
399	330-0	引田ノ上	300	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
500	415-0	そとわど(1)	510	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
501	416-0	そとわど(1)	216	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
533	444-0	桜木(1)	389	下々畑	本町	不明	大悲願寺	なし
541	451-1	桜木(1)	102	下々畑	本町	不明	大悲願寺	なし
545	454-0	前原	250	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
546	455-0	前原	175	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
585	488-0	桜木(2)	266	中畑	本町	不明	大悲願寺	なし
777	655-0	水草木	196	上畑	本町	不明	大悲願寺	なし
880	748-2	北イナ前(3)	136	上畑	本町	不明	大悲願寺	なし
987	842-0	稲荷下	219	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1119	963-0	柴木	283	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1181	1008-0	竹ノ後	132	下畑	本町	不明	大悲願寺	なし
1205	1023-1	上ヶ谷戸(2)	40	下田	本町	不明	大悲願寺	なし
1216	1029-0	上ヶ谷戸(2)	52	上田	本町	不明	大悲願寺	なし

【孫三郎】氏の面積一覧表

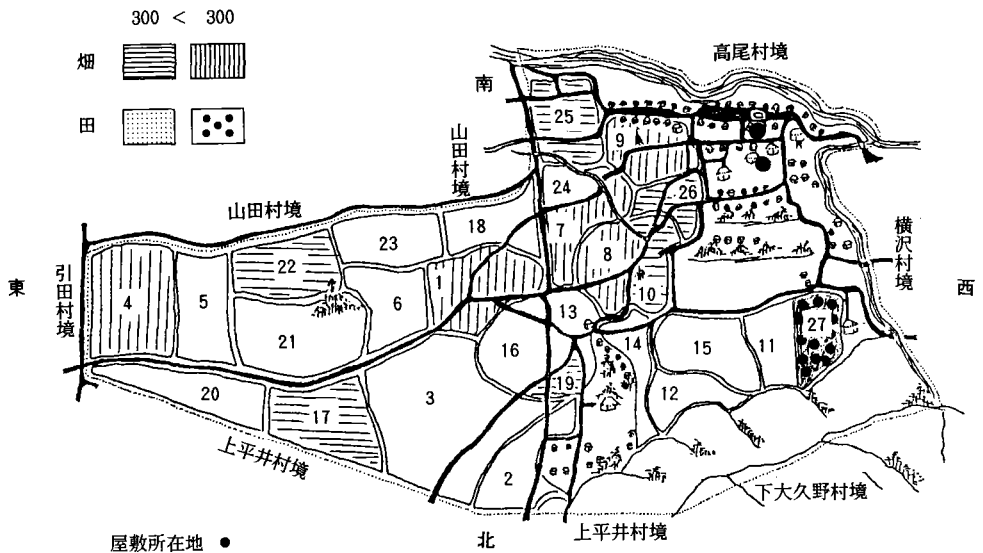
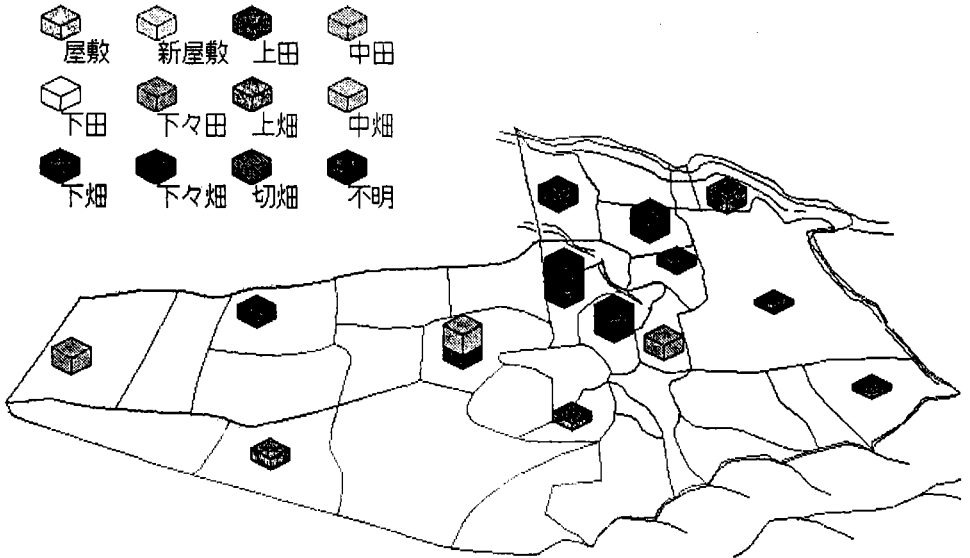
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	368	0	242	0	0	610
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	300
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	726	0	0	0	726
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491	0	0	491
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	425	0	0	0	425
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	266	0	0	0	0	266
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	196	0	0	0	0	0	196
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	136	0	0	0	0	0	136
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	219	0	0	0	219
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	283	0	0	0	283
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	132	0	0	0	132
上ヶ谷戸(2)	0	0	52	0	40	0	0	0	0	0	0	0	92
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
本町	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	340	0	52	0	40	0	332	934	1785	733	0	0	4216

No.9 【所有者名：孫三郎】 総面積 [4216]



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	340	0	52	0	40	0	332	934	1785	733	0	0
	8.1%	0.0%	1.2%	0.0%	0.9%	0.0%	7.9%	22.2%	42.3%	17.4%	0.0%	0.0%
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原			
割合%	610	0	0	300	0	0	726	491	425			
	14.5%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	17.2%	11.6%	10.1%			
面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸			
割合%	266	0	0	0	0	0	0	196	0			
	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%	0.0%			
面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2			
割合%	136	0	0	219	0	0	283	132	92			
	3.2%	0.0%	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	6.7%	3.1%	2.2%			
面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明				
割合%	0	0	60	280	0	0	0	0				
	0.0%	0.0%	1.4%	6.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

No.9 【所有者名：孫三郎】 面積：4216



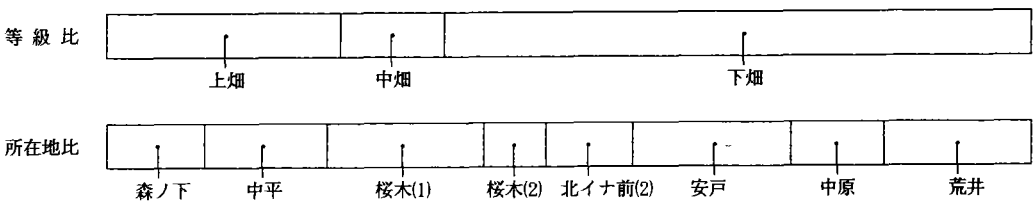
No.10 【所有者名：定七】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
463	384-0	森ノ下	390	下畑	網代	不明	その他	なし
478	398-0	中平	189	下畑	網代	不明	その他	なし
486	405-2	中平	300	下畑	網代	不明	その他	なし
521	433-2	桜木(1)	300	下畑	網代	不明	その他	なし
535	446-0	桜木(1)	320	下畑	網代	不明	その他	なし
594	493-1	桜木(2)	245	下畑	網代	不明	その他	なし
776	654-0	北イナ前(2)	343	上畑	網代	不明	その他	なし
849	722-0	安戸	222	上畑	網代	不明	その他	なし
851	724-0	安戸	320	中畑	網代	不明	その他	なし
862	734-0	安戸	60	中畑	網代	不明	その他	なし
863	735-0	安戸	32	中畑	網代	不明	その他	なし
895	761-0	中原	370	上畑	網代	不明	その他	なし
1005	858-0	荒井	585	下畑	網代	不明	その他	なし

【定七】氏の面積一覧表

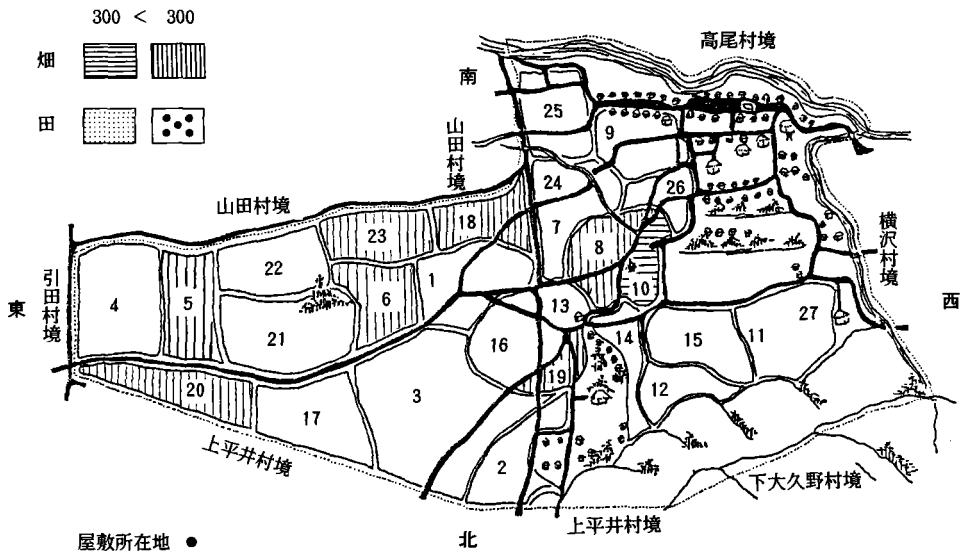
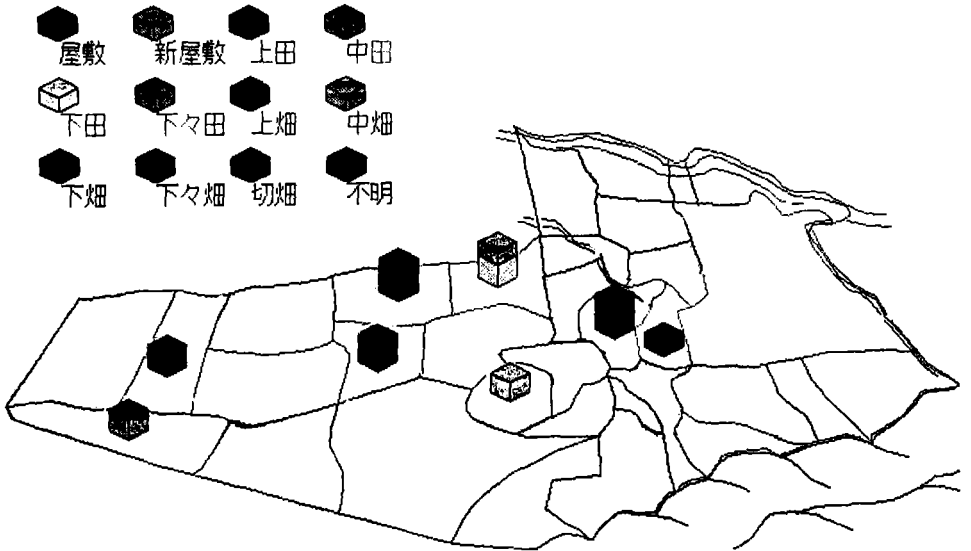
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	390	0	0	0	390
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	489	0	0	0	489
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	620	0	0	0	620
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	245	0	0	0	245
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	343	0	0	0	0	0	343
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	222	412	0	0	0	0	634
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	370	0	0	0	0	0	370
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	585	0	0	0	585
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	935	412	2329	0	0	0	3676

No.10 【所有者名：定七】 総面積【3676】



面積割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 935 25.4%	中畑 412 11.2%	下畑 2329 63.4%	下々畑 0 0.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 390 10.6%	中平 489 13.3%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 620 16.9%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 245 6.7%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 0 0.0%	北イナ前2 343 9.3%	水草木 0 0.0%	安戸 634 17.2%			
面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 370 10.1%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 585 15.9%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№10 【所有者名：定七】 面積：3676



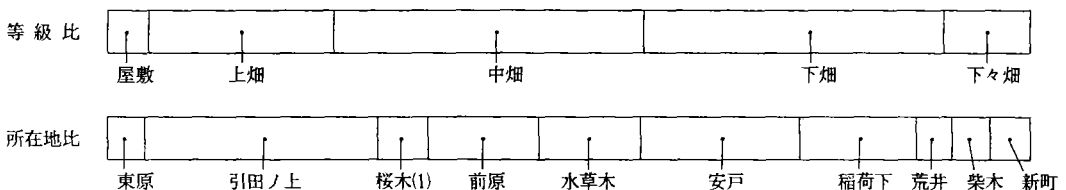
No11 【所有者名：久七】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
43	34-0	新町	160	屋敷	新町	不明	成就院	なし
232	183-0	東原	144	下々畑	新町	不明	成就院	なし
379	311-0	引田ノ上	320	中畑	新町	不明	成就院	なし
420	347-0	引田ノ上	600	中畑	新町	不明	成就院	なし
540	450-0	桜木(1)	200	下々畑	新町	不明	成就院	なし
559	467-2	前原	243	下畑	新町	不明	成就院	なし
561	468-2	前原	191	下畑	新町	不明	成就院	なし
793	670-1	水草木	203	上畑	新町	不明	成就院	なし
841	715-0	水草木	200	上畑	新町	不明	成就院	なし
850	723-0	安戸	161	上畑	新町	不明	成就院	なし
852	725-0	安戸	300	中畑	新町	不明	成就院	なし
855	727-0	安戸	168	上畑	新町	不明	成就院	なし
989	844-0	稲荷下	462	下畑	新町	不明	成就院	なし
1020	871-0	荒井	143	下畑	新町	不明	成就院	なし
1090	935-0	柴木	148	下畑	新町	不明	成就院	なし

【久七】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0	0	144
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	920	0	0	0	0	920
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	200
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	434	0	0	0	434
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりの上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	403	0	0	0	0	0	403
安戸	0	0	0	0	0	0	329	300	0	0	0	0	629
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	462	0	0	0	462
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	143	0	0	0	143
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	148	0	0	0	148
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	160	0	0	0	0	0	732	1220	1187	344	0	0	3643

No11 【所有者名：久七】 総面積【3643】



面積	160	0	0	0	0	0	0	732	1220	1187	344	0	0
割合%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.1%	33.5%	32.6%	9.4%	0.0%	0.0%

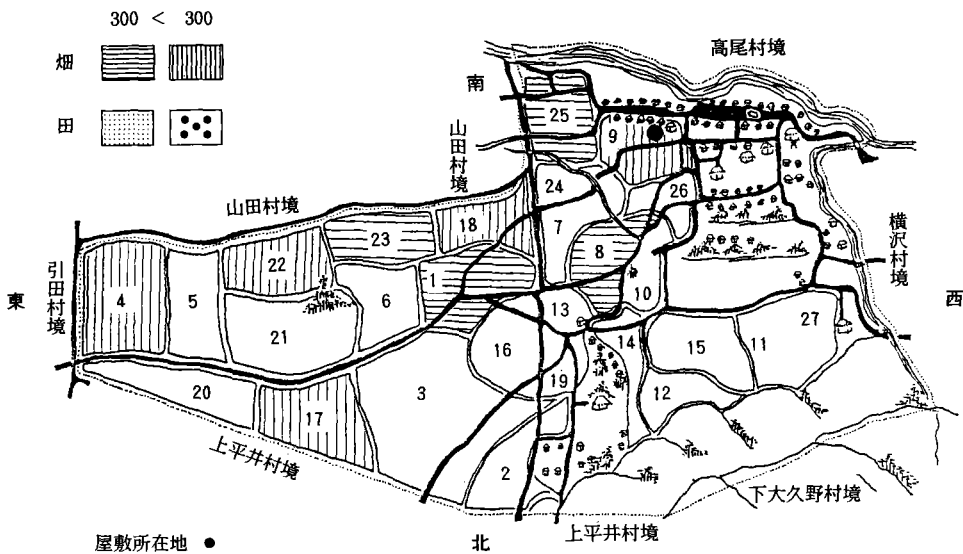
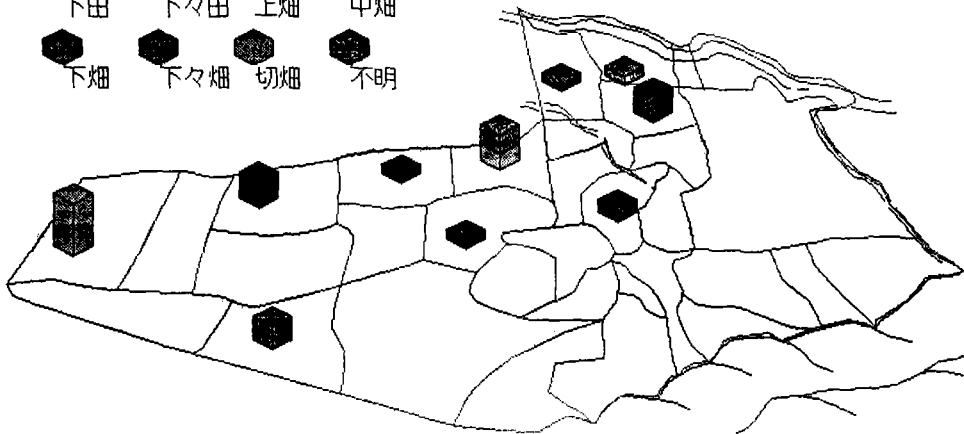
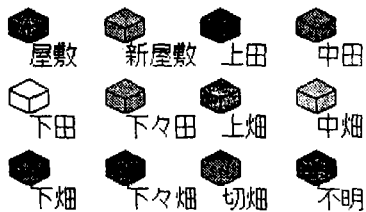
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	144	0	0	920	0	0	0	200	434
	4.0%	0.0%	0.0%	25.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	11.9%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	かくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	0	0	403	629
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	17.3%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	0	462	143	0	148	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	12.7%	3.9%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	160	0	0	0	0	0	0	0
	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.11 【所有者名：久七】 面積：3643



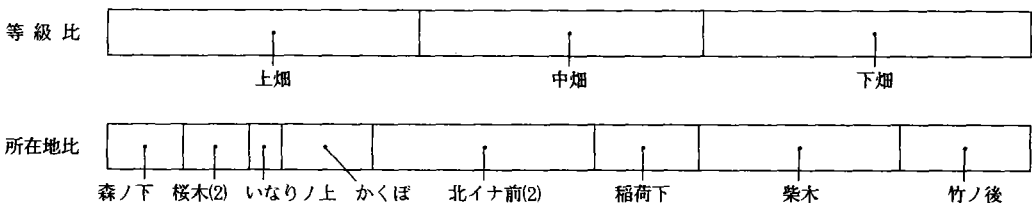
No.12 【所有者名：弥兵衛A】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
432	355-0	森ノ下	272	下畑	横沢	不明	その他	なし
567	473-0	桜木(2)	112	下畑	横沢	不明	その他	なし
596	494-0	桜木(2)	126	下畑	横沢	不明	その他	なし
616	511-1	いなりノ上	120	下畑	横沢	不明	その他	なし
762	641-0	北イナ前(2)	465	上畑	横沢	不明	その他	なし
770	648-0	北イナ前(2)	330	上畑	横沢	不明	その他	なし
772	650-0	かくぼ	325	上畑	横沢	不明	その他	なし
985	840-0	稲荷下	368	下畑	横沢	不明	その他	なし
1126	969-0	柴木	722	中畑	横沢	不明	その他	なし
1133	973-2	竹ノ後	290	中畑	横沢	不明	その他	なし
1192	1016-0	竹ノ後	180	下畑	横沢	不明	その他	なし

【弥兵衛A】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	272	0	0	0	272
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	238	0	0	0	238
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	120
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	325	0	0	0	0	0	325
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	795	0	0	0	0	0	795
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	368	0	0	0	368
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	722	0	0	0	0	722
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	290	180	0	0	0	470
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	1120	1012	1178	0	0	0	3310

No.12 【所有者名：弥兵衛A】 総面積【3310】



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	0	0	0	0	0	0	1120	1012	1178	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.8%	30.6%	35.6%	0.0%	0.0%	0.0%

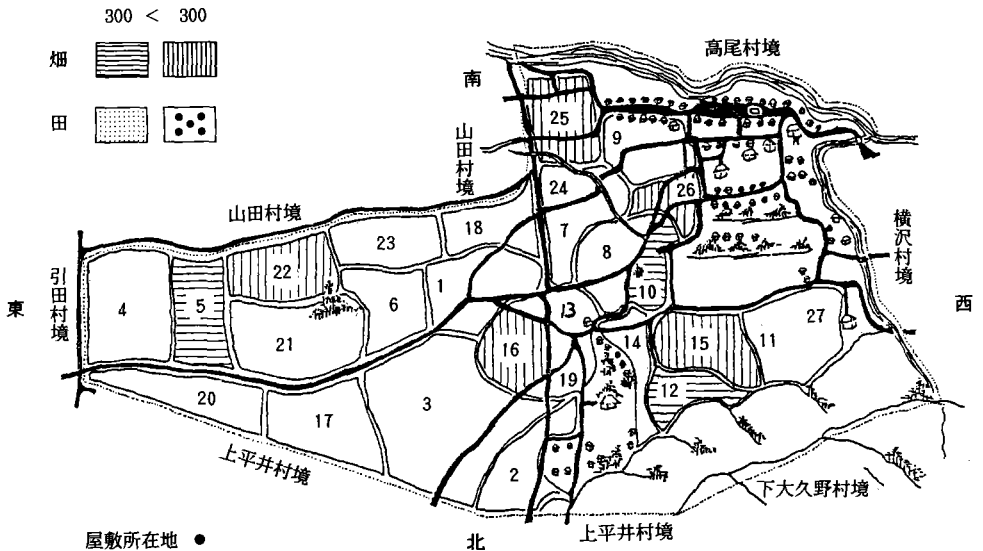
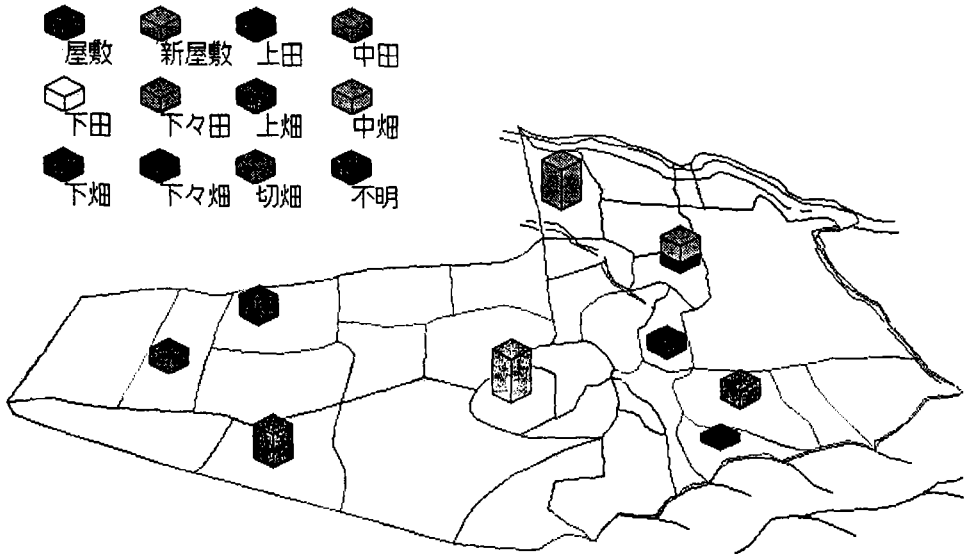
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	0	0	272	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	かくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	238	0	120	0	0	325	795	0	0
	7.2%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	9.8%	24.0%	0.0%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	0	368	0	0	722	470	0
	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	21.8%	14.2%	0.0%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.12 【所有者名：弥兵衛A】 面積：3310



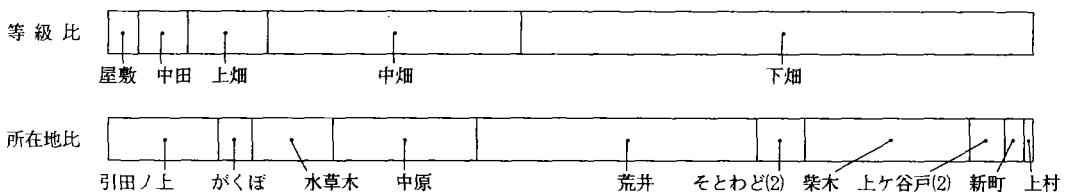
No.13 【所有者名：平兵衛】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
56	46-0	新町	70	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
64	52-2	上村	33	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
377	309-0	引田ノ上	384	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
724	604-0	がくぼ	120	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
846	719-0	水草木	283	上畑	新町	不明	大悲願寺	なし
926	789-0	中原	252	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
928	791-0	中原	256	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
995	849-0	荒井	472	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1028	879-0	荒井	516	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1046	895-1	そとわど(2)	169	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1061	907-0	柴木	14	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1062	908-0	柴木	337	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1063	909-0	柴木	231	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1193	1017-0	上ヶ谷戸(2)	72	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1242	1050-1	上ヶ谷戸(2)	52	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし

【平兵衛】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	384	0	0	0	0	384
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がくぼ	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	120
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	283	0	0	0	0	0	283
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	508	0	0	0	0	508
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	988	0	0	0	988
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	169	0	0	0	169
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	582	0	0	0	582
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	52	0	0	0	0	72	0	0	0	124
新町	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	103	0	0	172	0	0	283	892	1811	0	0	0	3261

No.13 【所有者名：平兵衛】 総面積【3261】



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	103	0	0	172	0	0	283	892	1181	0	0	0
	3.2%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	8.7%	27.4%	55.5%	0.0%	0.0%	0.0%

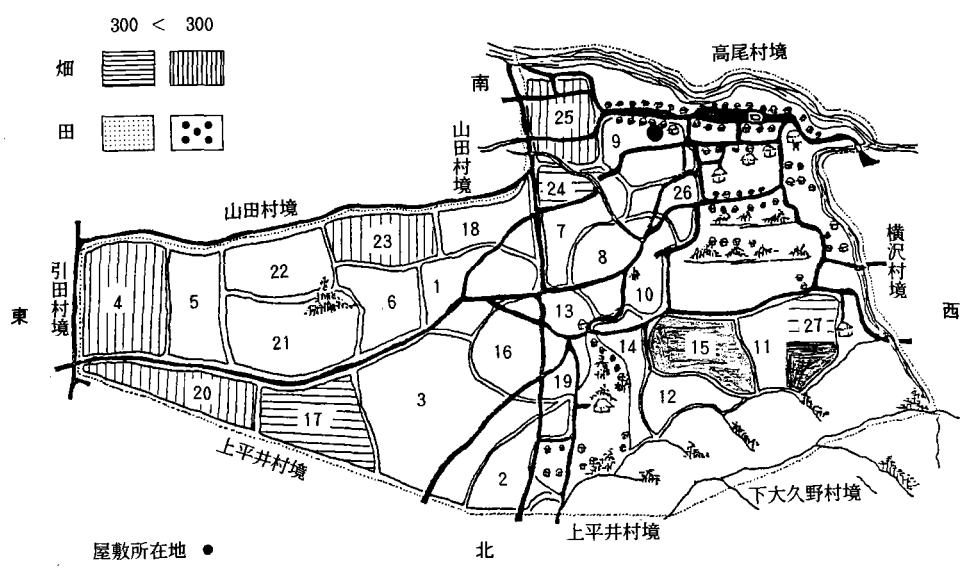
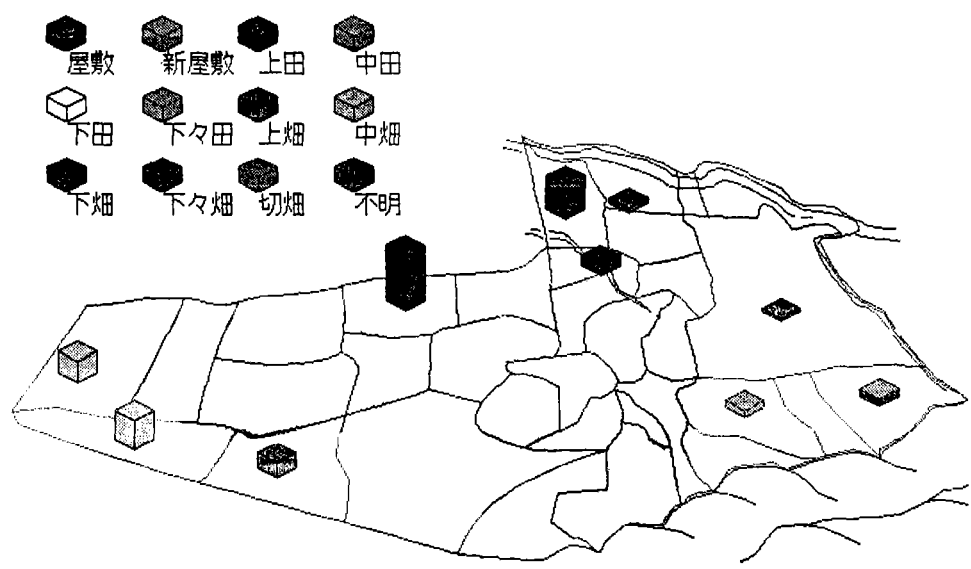
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	0	384	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	かくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	120	0	283	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	8.7%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	508	0	0	988	169	582	0	124
	0.0%	15.6%	0.0%	0.0%	30.3%	5.2%	17.8%	0.0%	3.8%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	70	0	33	0	0	0	0	0
	2.1%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.13 【所有者名：平兵衛】 面積：3261



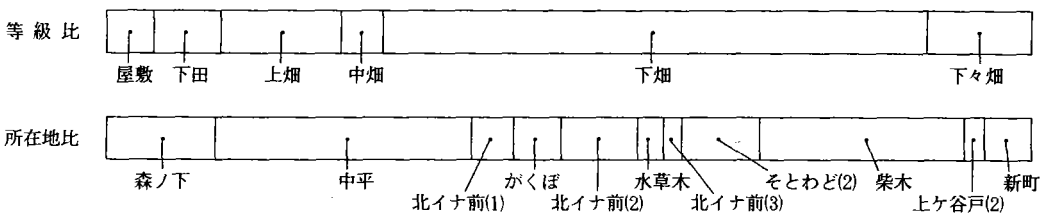
No.14 【所有者名：光太郎】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
211	164-0	新町	156	屋敷	新町	不明	大悲願寺	なし
460	381-0	森ノ下	360	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
483	403-0	中平	352	下々畑	新町	不明	大悲願寺	なし
491	409-1	中平	506	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
655	544-1	北イナ前(1)	138	中畑	新町	不明	大悲願寺	なし
723	603-0	かくぼ	156	下田	新町	不明	大悲願寺	なし
759	638-0	北イナ前(2)	256	上畑	新町	不明	大悲願寺	なし
839	713-0	水草木	20	上畑	新町	不明	大悲願寺	なし
840	714-0	水草木	67	上畑	新町	不明	大悲願寺	なし
882	750-0	北イナ前(3)	60	上畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1050	898-0	そとわど(2)	260	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1058	904-0	柴木	291	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1085	930-0	柴木	133	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1106	951-0	柴木	282	下畑	新町	不明	大悲願寺	なし
1209	1024-1	上ヶ谷戸(2)	67	下田	新町	不明	大悲願寺	なし

【光太郎】氏の面積一覧表

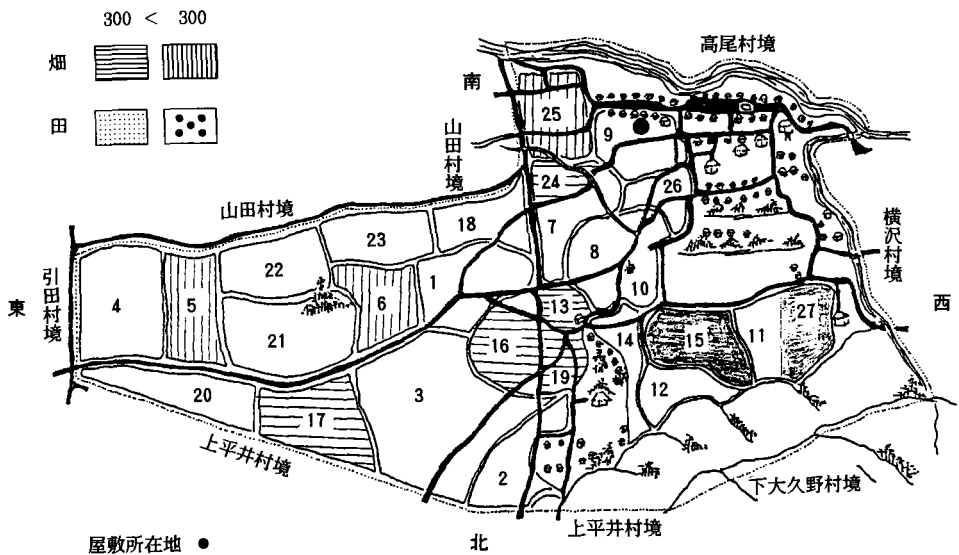
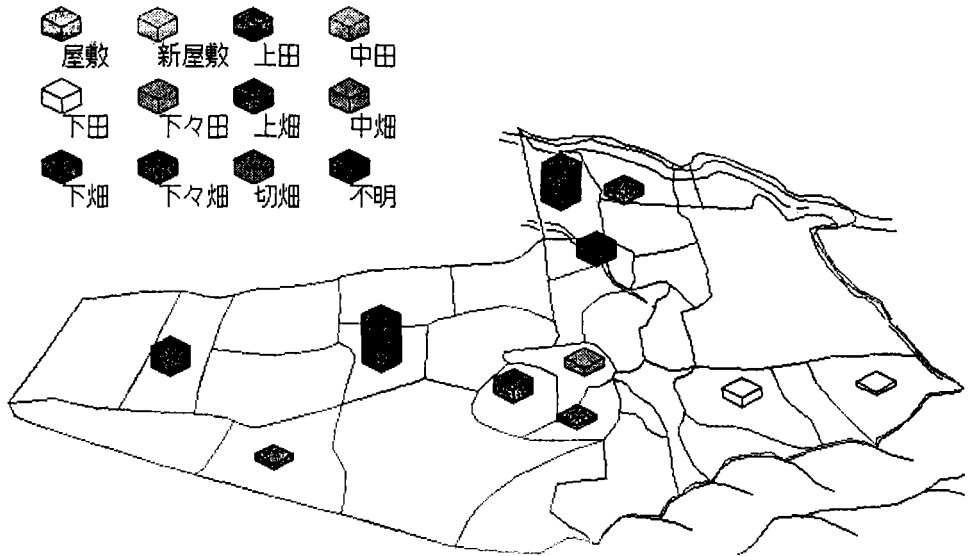
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合 計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	360	0	0	0	360
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	506	352	0	0	858
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	138	0	0	0	0	138
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	156	0	0	0	0	0	0	0	156
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	256	0	0	0	0	0	256
水草木	0	0	0	0	0	0	87	0	0	0	0	0	87
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	60
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	260
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	706	0	0	0	706
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0	67
新町	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	156	0	0	0	223	0	403	138	1832	352	0	0	3104

No.14 【所有者名：光太郎】 総面積【3104】



面積割合%	屋敷 156 5.1%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 223 7.2%	下々田 0 0.0%	上畑 403 13.1%	中畑 138 4.5%	下畑 1812 58.8%	下々畑 352 11.4%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 360 11.7%	中平 858 27.8%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 138 4.5%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 156 5.1%	北イナ前2 256 8.3%	水草木 87 2.8%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 60 1.9%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 260 8.4%	柴木 686 22.2%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 67 2.2%			
面積割合%	新町 156 5.1%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№14 【所有者名：光太郎】 面積：3104



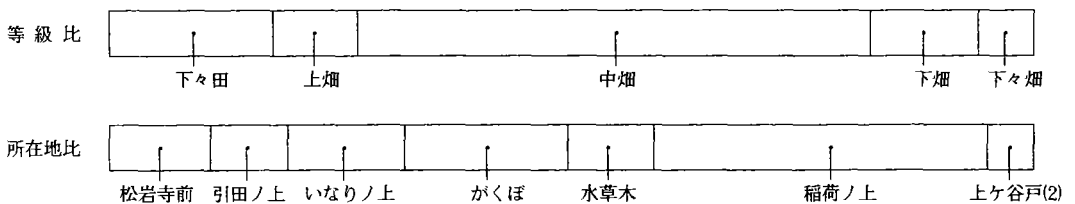
№15 【所有者名：大悲願寺】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
299	242-0	松岩寺前	320	中畑	横沢	不明	大悲願寺	なし
412	341-0	引田ノ上	245	中畑	横沢	不明	大悲願寺	なし
619	512-0	いなりノ上	176	下々畑	横沢	不明	大悲願寺	なし
623	516-0	いなりノ上	196	下畑	横沢	不明	大悲願寺	なし
752	631-0	かくぼ	516	下々田	横沢	不明	大悲願寺	なし
781	659-0	水草木	268	上畑	横沢	不明	大悲願寺	なし
967	822-0	稲荷ノ上	667	中畑	横沢	不明	大悲願寺	なし
969	824-0	稲荷ノ上	388	中畑	横沢	不明	大悲願寺	なし
1202	1021-0	上ヶ谷戸(2)	147	下畑	横沢	不明	大悲願寺	なし

【大悲願寺】氏の面積一覧表

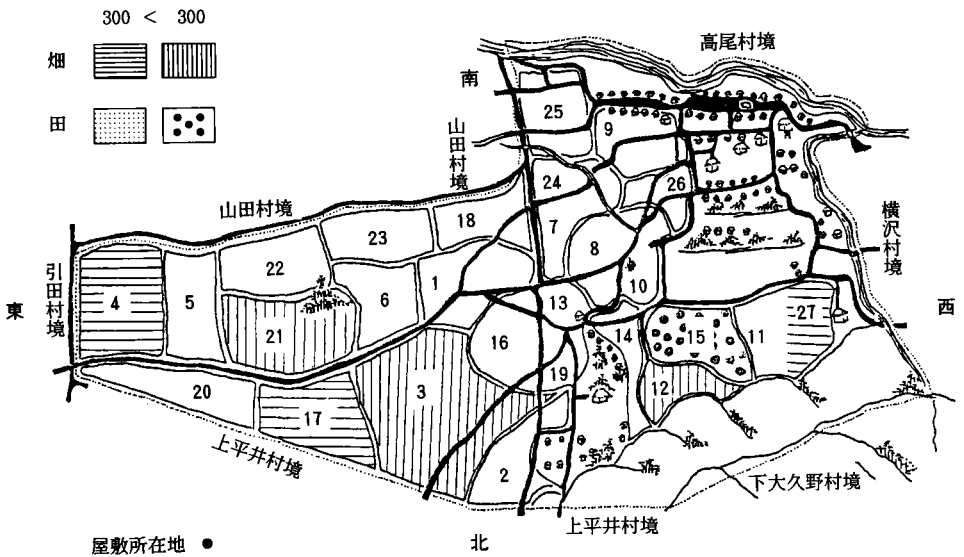
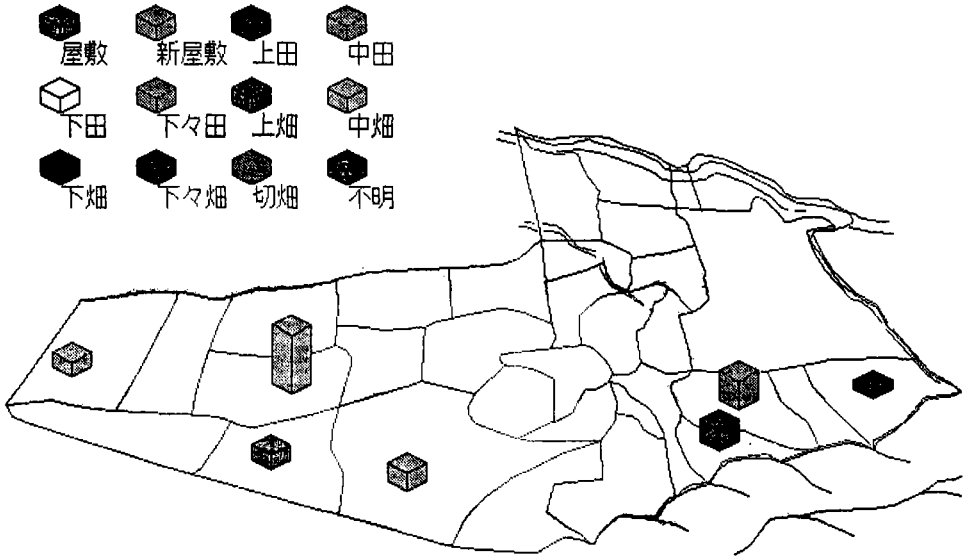
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	320	0	0	0	0	320
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	245	0	0	0	0	245
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	196	176	0	0	372
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	516	0	0	0	0	0	0	516
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	268	0	0	0	0	0	268
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	1055	0	0	0	0	1055
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	147	0	0	0	147
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	516	268	1620	343	176	0	0	2923

№15 【所有者名：大悲願寺】 総面積 [2923]



面積 割合%	屋敷 0 0.0%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 516 17.7%	上畑 268 9.2%	中畑 1620 55.4%	下畑 343 11.7%	下々畑 176 6.0%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積 割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 320 10.9%	引田ノ上 245 8.4%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積 割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 372 12.7%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	かくぼ 516 17.7%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 268 9.2%	安戸 0 0.0%			
面積 割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 1055 36.1%	稲荷下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 147 5.0%			
面積 割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

No.15 【所有者名：大悲願寺】 面積：2923



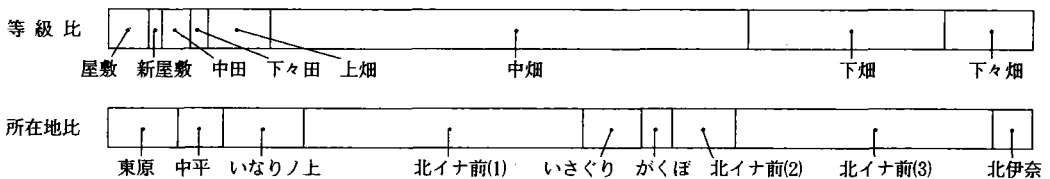
№16 【所有者名：清左衛門】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
19	14-0	北伊奈	72	屋敷	北イナ	不明	松岩寺	なし
23	18-0	北伊奈	54	屋敷	北イナ	不明	松岩寺	なし
226	177-2	東原	218	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
474	394-0	中平	144	下々畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
627	520-0	いなりノ上	168	下畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
633	525-2	いなりノ上	48	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
636	526-2	いなりノ上	40	新屋敷	北イナ	不明	松岩寺	なし
656	544-2	北イナ前(1)	138	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
662	549-0	北イナ前(1)	135	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
676	562-0	北イナ前(1)	230	下畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
678	564-0	北イナ前(1)	154	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
679	565-0	北イナ前(1)	224	下畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
692	574-2	いさぐり	135	下々畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
699	581-0	いさぐり	24	下々田	北イナ	不明	松岩寺	なし
703	584-0	いさぐり	24	下々田	北イナ	不明	松岩寺	なし
711	592-0	かくぼ	6	下々田	北イナ	不明	松岩寺	なし
745	625-1	かくぼ	90	中田	北イナ	不明	松岩寺	なし
758	637-0	北イナ前(2)	199	上畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
883	751-0	北イナ前(3)	280	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
884	752-0	北イナ前(3)	350	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
885	753-0	北イナ前(3)	184	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし

【清左衛門】氏の面積一覧表

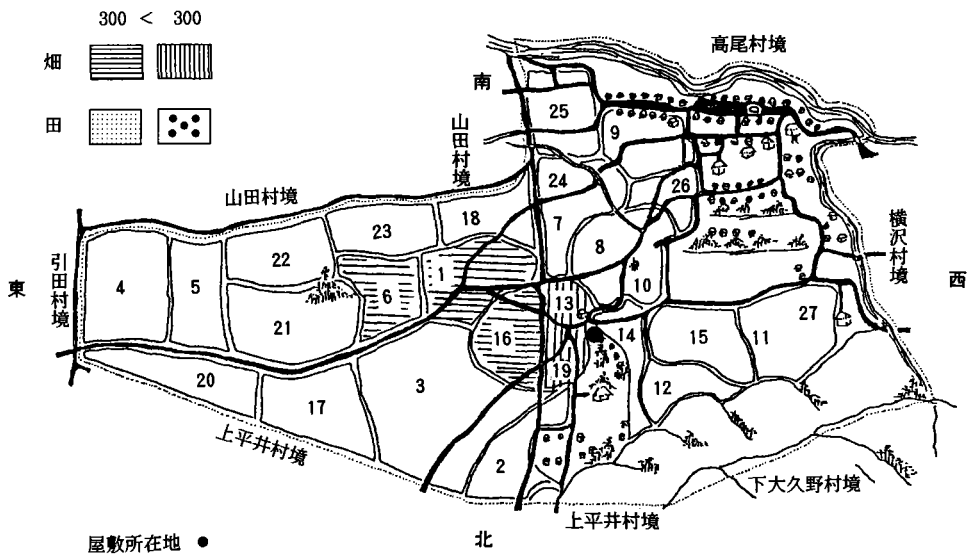
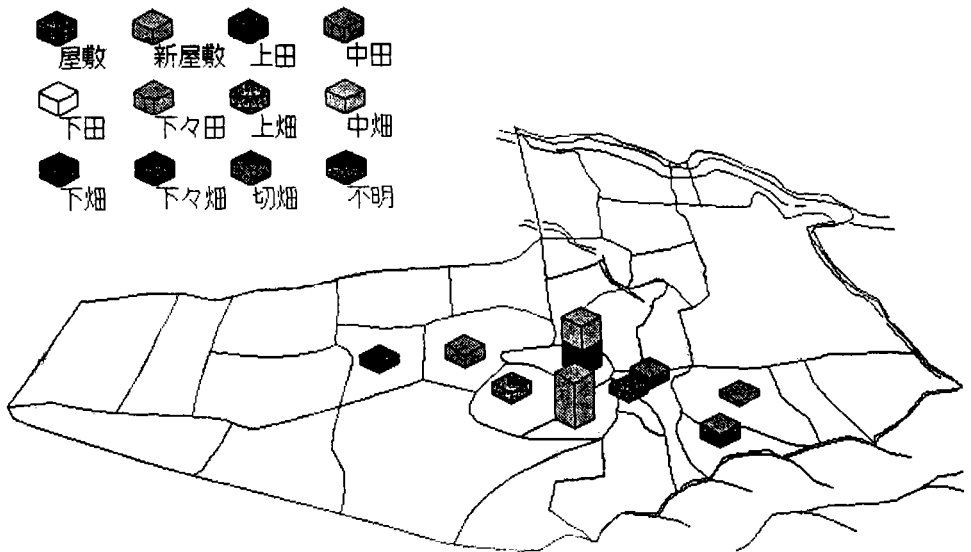
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	218	0	0	0	0	218
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0	0	144
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	40	0	0	0	0	0	48	168	0	0	0	256
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	427	454	0	0	0	881
いさぐり	0	0	0	0	0	48	0	0	0	135	0	0	183
かくぼ	0	0	0	90	0	6	0	0	0	0	0	0	96
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	199	0	0	0	0	0	199
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	814	0	0	0	0	814
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	126	40	0	90	0	54	199	1507	622	279	0	0	2917

№16 【所有者名：清左衛門】 総面積 [2917]



面積割合%	屋敷 126 4.3%	新屋敷 40 1.4%	上田 0 0.0%	中田 90 3.1%	下田 0 0.0%	下々田 54 1.9%	上畑 199 6.8%	中畑 1507 51.7%	下畑 622 21.3%	下々畑 279 9.6%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積割合%	東原 218 7.5%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 0 0.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 144 4.9%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 256 8.8%	北イナ前1 881 30.2%	いさぐり 183 6.3%	がくぼ 96 3.3%	北イナ前2 199 6.8%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積割合%	北イナ前3 814 27.9%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷ノ下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 126 4.3%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№16 【所有者名：清左衛門】 面積：2917



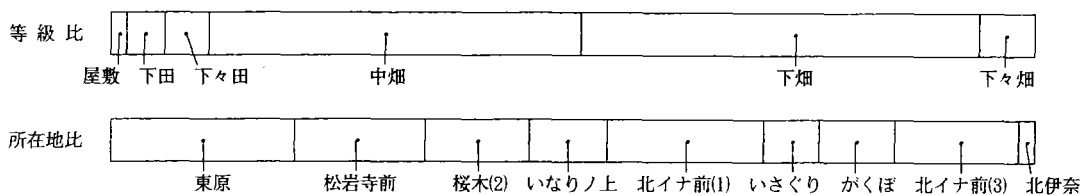
№17 【所有者名：新七】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
35	26-0	北伊奈	48	屋敷	北イナ	不明	松岩寺	なし
227	178-0	東原	207	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
228	179-0	東原	209	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
237	187-0	東原	156	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
274	217-0	松岩寺前	409	下畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
601	498-0	桜木(2)	324	下畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
641	531-0	いなりノ上	18	下田	北イナ	不明	松岩寺	なし
642	532-0	いなりノ上	226	下畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
680	566-0	北イナ前(1)	204	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
689	572-0	北イナ前(1)	280	下畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
691	574-0	いさぐり	173	下々畑	北イナ	不明	松岩寺	なし
709	590-0	かくぼ	99	下田	北イナ	不明	松岩寺	なし
710	591-0	かくぼ	84	下々田	北イナ	不明	松岩寺	なし
743	623-0	かくぼ	18	下々田	北イナ	不明	松岩寺	なし
750	629-0	かくぼ	36	下々田	北イナ	不明	松岩寺	なし
872	744-0	北イナ前(3)	388	中畑	北イナ	不明	松岩寺	なし

【新七】氏の面積一覧表













	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	572	0	0	0	0	572
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	409	0	0	0	409
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	324	0	0	0	324
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	18	0	0	0	226	0	0	0	244
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	204	280	0	0	0	484
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173	0	0	173
かくぼ	0	0	0	0	99	138	0	0	0	0	0	0	237
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	388	0	0	0	0	388
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	0	0	0	117	138	0	1164	1239	173	0	0	2879

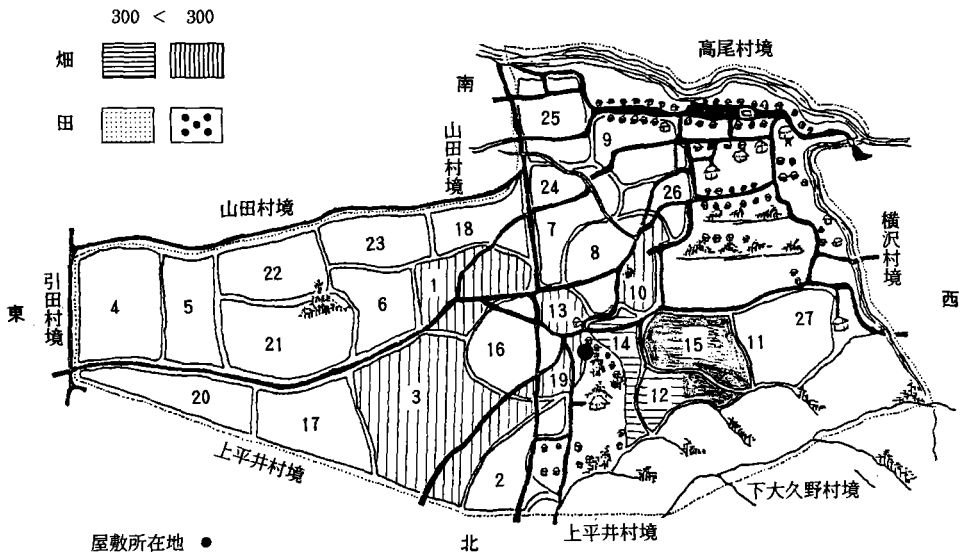
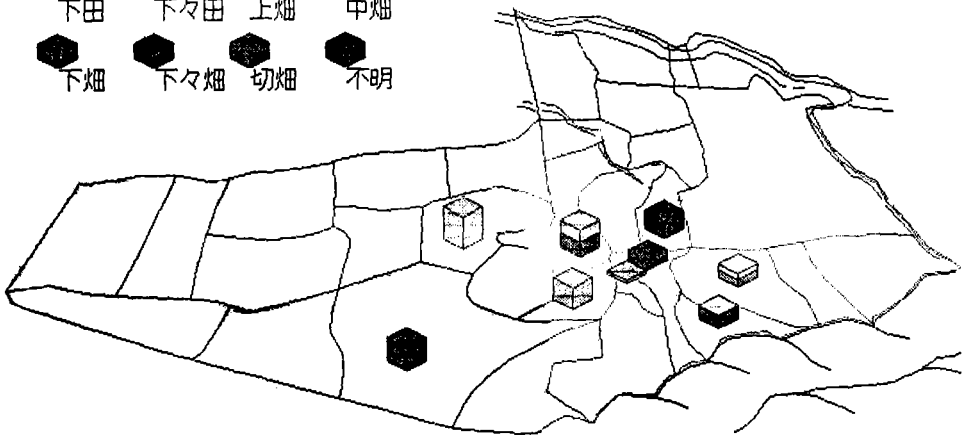
№17 【所有者名：新七】 総面積【2879】



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	48	0	0	0	117	138	0	1164	1239	173	0	0
	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	4.8%	0.0%	40.4%	43.0%	6.0%	0.0%	0.0%
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原			
割合%	572	0	409	0	0	0	0	0	0			
	19.9%	0.0%	14.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸			
割合%	324	0	244	484	173	237	0	0	0			
	11.3%	0.0%	8.5%	16.8%	6.0%	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%			
面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2			
割合%	388	0	0	0	0	0	0	0	0			
	13.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明				
割合%	0	0	0	0	48	0	0	0				
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%				

№17 【所有者名：新七】 面積：2879

-  屋敷
-  新屋敷
-  上田
-  中田
-  下田
-  下々田
-  上畑
-  中畑
-  下畑
-  下々畑
-  切畑
-  不明



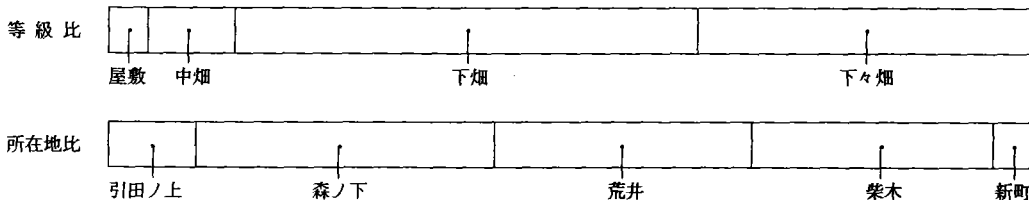
No.18 【所有者名：伝吉】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
36	27-0	新町	120	屋敷	新町	不明	明光寺	なし
406	336-2	引田ノ上	268	中畑	新町	不明	明光寺	なし
440	363-0	森ノ下	304	下畑	新町	不明	明光寺	なし
443	366-0	森ノ下	380	下畑	新町	不明	明光寺	なし
461	382-0	森ノ下	240	下々畑	新町	不明	明光寺	なし
1009	860-3	荒井	800	下々畑	新町	不明	明光寺	なし
1057	903-0	柴木	42	下畑	新町	不明	明光寺	なし
1064	910-0	柴木	198	下畑	新町	不明	明光寺	なし
1065	911-0	柴木	247	下畑	新町	不明	明光寺	なし
1066	912-0	柴木	264	下畑	新町	不明	明光寺	なし

【伝吉】氏の面積一覧表

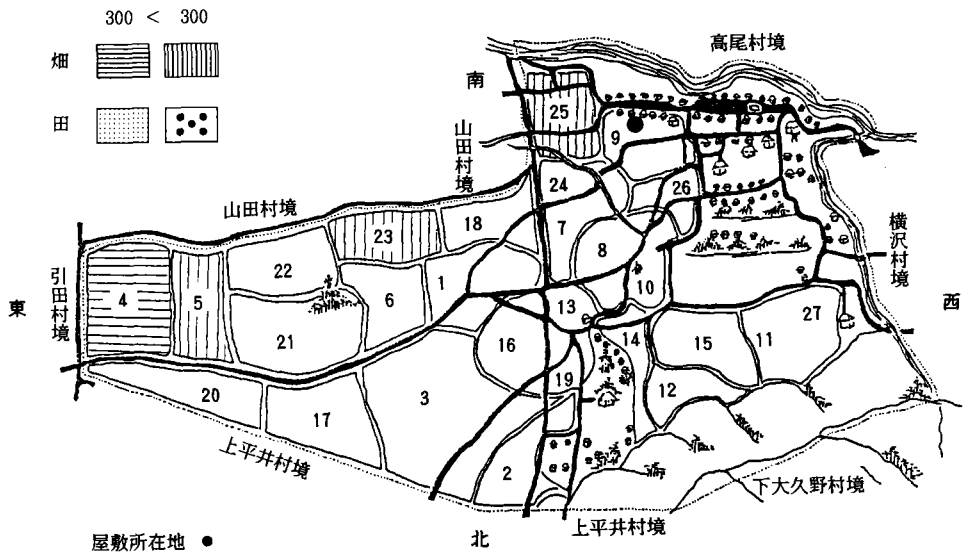
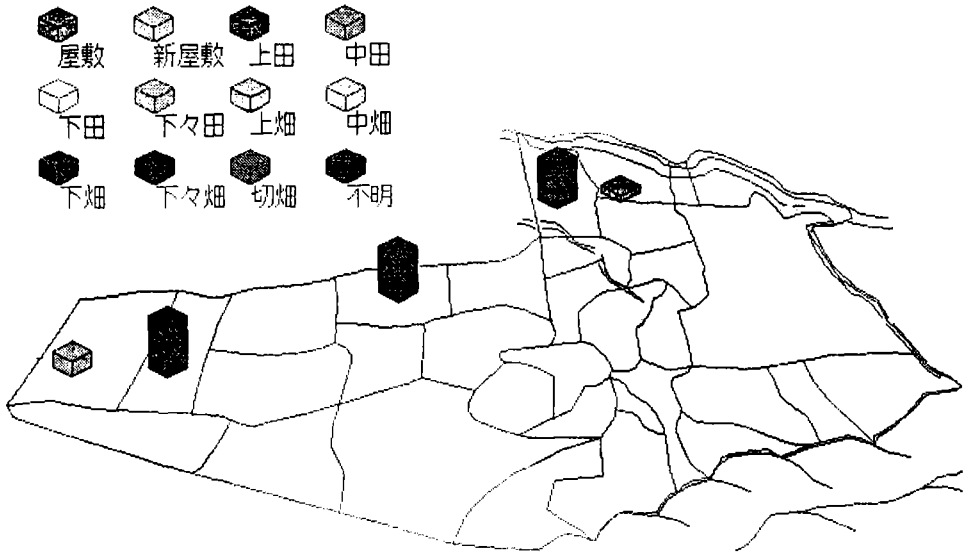
	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	268	0	0	0	0	268
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	684	240	0	0	924
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	800	0	0	800
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	751	0	0	0	751
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120	0	0	0	0	0	0	268	1435	1040	0	0	2863

No.18 【所有者名：伝吉】 総面積〔2863〕



面積 割合%	屋敷 120 4.2%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 0 0.0%	中畑 268 9.4%	下畑 1435 50.1%	下々畑 1040 36.3%	切畑 0 0.0%	不明 0 0.0%
面積 割合%	東原 0 0.0%	竹山 0 0.0%	松岩寺前 0 0.0%	引田ノ上 268 9.4%	森ノ下 924 32.3%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%			
面積 割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 0 0.0%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 0 0.0%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%			
面積 割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷下 0 0.0%	荒井 800 27.9%	そとわど2 0 0.0%	柴木 751 26.2%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%			
面積 割合%	新町 120 4.2%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 0 0.0%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%				

№18 【所有者名：伝吉】 面積：2863



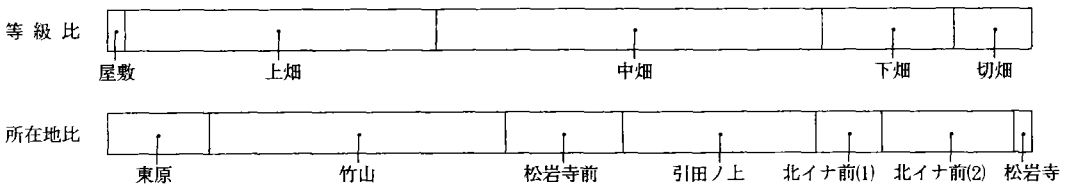
No.19 【所有者名：忠左衛門】

ファイルNo	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
14	9-0	松岩寺	48	屋敷	松岩寺	不明	松岩寺	なし
234	184-2	東原	70	下畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
235	185-0	東原	204	下畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
245	195-0	竹山	96	切畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
246	196-0	竹山	90	切畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
247	197-0	竹山	24	切畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
250	200-1	竹山	169	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
258	205-0	竹山	144	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
260	207-1	竹山	81	下畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
265	211-1	竹山	170	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
271	214-2	竹山	30	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
281	224-0	松岩寺前	315	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
397	328-2	引田ノ上	165	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
419	346-0	引田ノ上	360	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
673	559-2	北イナ前(1)	67	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
675	561-0	北イナ前(1)	110	中畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
763	642-0	北イナ前(2)	186	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし
764	643-0	北イナ前(2)	172	上畑	松岩寺	不明	松岩寺	なし

【忠左衛門】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	274	0	0	0	274
竹山	0	0	0	0	0	0	169	344	81	0	210	0	804
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	315	0	0	0	0	0	315
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	525	0	0	0	0	525
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	177	0	0	0	0	177
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	358	0	0	0	0	0	358
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	0	0	0	0	0	842	1046	355	0	210	0	2501

No.19 【所有者名：忠左衛門】 総面積 (2501)



面積割合%	屋敷 48 1.9%	新屋敷 0 0.0%	上田 0 0.0%	中田 0 0.0%	下田 0 0.0%	下々田 0 0.0%	上畑 842 33.7%	中畑 1046 41.8%	下畑 355 14.2%	下々畑 0 0.0%	切畑 210 8.4%	不明 0 0.0%
-------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	--------------------	---------------------	--------------------	------------------	-------------------	-----------------

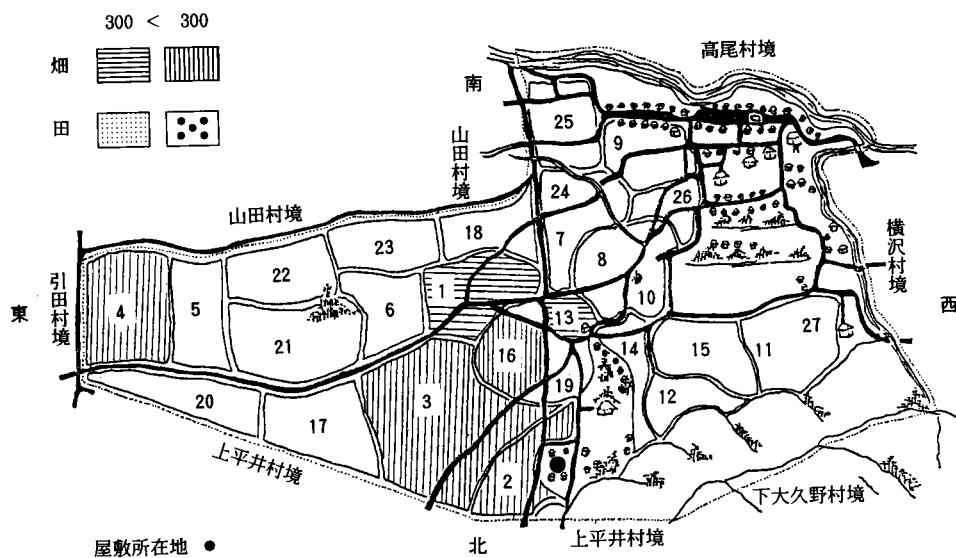
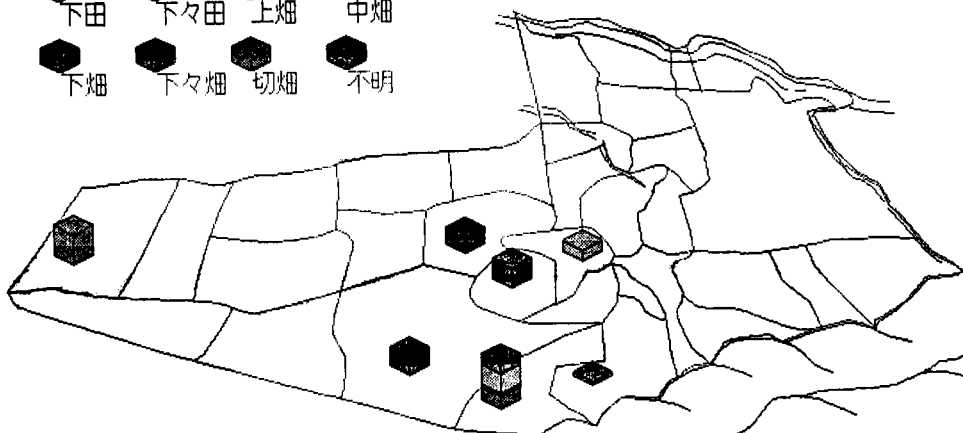
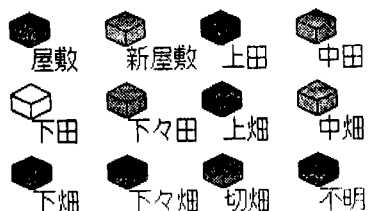
面積割合%	東原 274 11.0%	竹山 804 32.1%	松岩寺前 315 12.6%	引田ノ上 525 21.0%	森ノ下 0 0.0%	中平 0 0.0%	そとわど1 0 0.0%	桜木1 0 0.0%	前原 0 0.0%
-------	--------------------	--------------------	----------------------	----------------------	------------------	-----------------	--------------------	------------------	-----------------

面積割合%	桜木2 0 0.0%	上ヶ谷戸 0 0.0%	いなりノ上 0 0.0%	北イナ前1 177 7.1%	いさぐり 0 0.0%	がくぼ 0 0.0%	北イナ前2 358 14.3%	水草木 0 0.0%	安戸 0 0.0%
-------	------------------	-------------------	--------------------	----------------------	-------------------	------------------	-----------------------	------------------	-----------------

面積割合%	北イナ前3 0 0.0%	中原 0 0.0%	稲荷ノ上 0 0.0%	稲荷ノ下 0 0.0%	荒井 0 0.0%	そとわど2 0 0.0%	柴木 0 0.0%	竹ノ後 0 0.0%	上ヶ谷戸2 0 0.0%
-------	--------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------------	--------------------	-----------------	------------------	--------------------

面積割合%	新町 0 0.0%	原口 0 0.0%	上村 0 0.0%	本町 0 0.0%	北伊奈 0 0.0%	松岩寺 48 1.9%	その他 0 0.0%	不明 0 0.0%
-------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	-------------------	------------------	-----------------

No.19 【所有者名：忠左衛門】 面積：2501



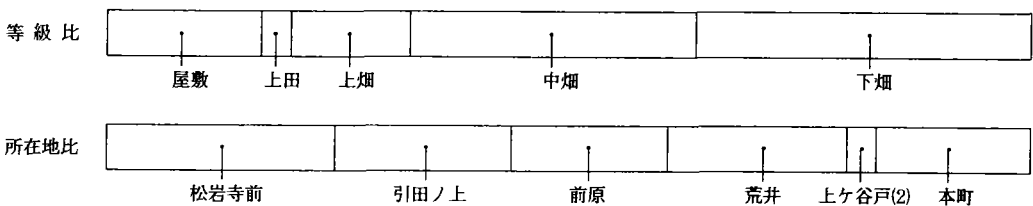
№20 【所有者名：孫一郎】

ファイル№	地番	所在地	面積	等級	住所	組合	寺院	役職
183	142-2	本町	35	屋敷	本町	不明	成就院	なし
184	143-0	本町	360	屋敷	本町	不明	成就院	なし
282	225-0	松岩寺前	305	上畑	本町	不明	成就院	なし
283	226-0	松岩寺前	279	中畑	本町	不明	成就院	なし
333	271-0	引田ノ上	168	中畑	本町	不明	成就院	なし
334	272-0	引田ノ上	281	中畑	本町	不明	成就院	なし
552	461-0	前原	400	下畑	本町	不明	成就院	なし
1027	878-0	荒井	462	下畑	本町	不明	成就院	なし
1203	1022-1	上ヶ谷戸(2)	75	上田	本町	不明	成就院	なし

【孫一郎】氏の面積一覧表

	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明	合計
東原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺前	0	0	0	0	0	0	305	279	0	0	0	0	584
引田ノ上	0	0	0	0	0	0	0	449	0	0	0	0	449
森ノ下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中平	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そとわど(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前原	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	400
桜木(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなりノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさぐり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かくぼ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水草木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北イナ前(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷ノ上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒井	0	0	0	0	0	0	0	0	462	0	0	0	462
そとわど(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹ノ後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上ヶ谷戸(2)	0	0	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75
新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本町	395	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	395
北伊奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松岩寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	395	0	75	0	0	0	305	728	862	0	0	0	2365

№20 【所有者名：孫一郎】 総面積【2365】



面積	屋敷	新屋敷	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	不明
割合%	395	0	75	0	0	0	305	728	862	0	0	0
	16.7%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%	30.8%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%

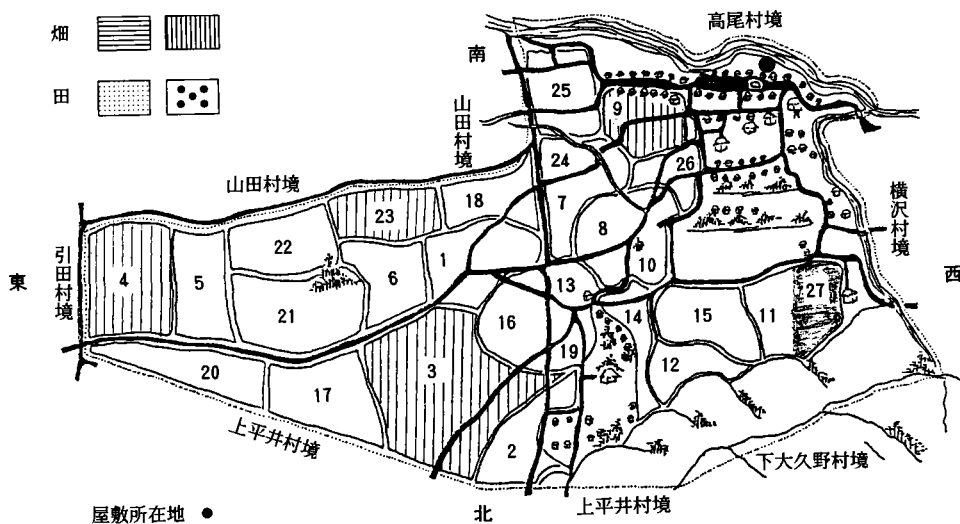
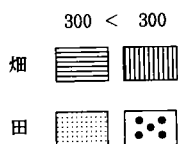
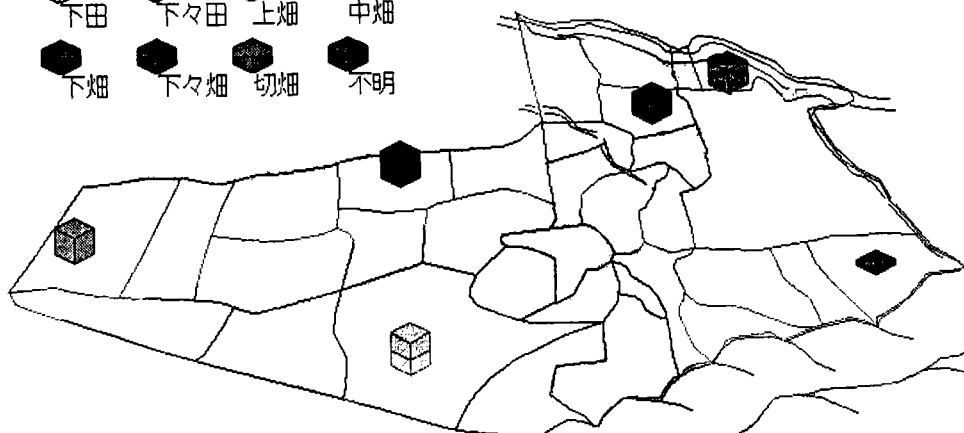
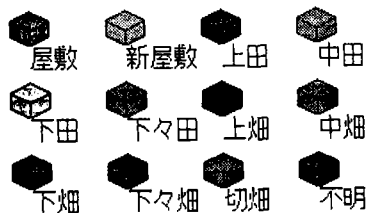
面積	東原	竹山	松岩寺前	引田ノ上	森ノ下	中平	そとわど1	桜木1	前原
割合%	0	0	584	449	0	0	0	0	400
	0.0%	0.0%	24.7%	19.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.9%

面積	桜木2	上ヶ谷戸	いなりノ上	北イナ前1	いさぐり	がくぼ	北イナ前2	水草木	安戸
割合%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

面積	北イナ前3	中原	稲荷ノ上	稲荷下	荒井	そとわど2	柴木	竹ノ後	上ヶ谷戸2
割合%	0	0	0	0	462	0	0	0	75
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	19.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%

面積	新町	原口	上村	本町	北伊奈	松岩寺	その他	不明
割合%	0	0	0	395	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

№20 【所有者名：孫一郎】 面積：2365



六、伊奈村の組と名主

近世の村は、年貢の村請制の最終責任者として名主を頂点とする組頭、百姓代など、村の役職者による集団が形成され領主支配を貫徹していたが、伊奈村では前述のとおり宝暦十一年『地所改帳』に、耕地の一筆ごとに組名が記載されており、彼ら組頭によって耕地及び耕地保有者が一括されていたと思われる。また、伊奈村には、寛文九年の石割帳が伝えられており、寛文九年次における組の状況を知ることが出来る。この『伊奈村石割帳』とは、伊奈村（現、五日市町）の清水良三家が所蔵する文書の一つである。豎帳の表紙には「石割帳三冊入 伊奈邑」と記され、内容は三冊の石割帳が一冊に合冊されたものである。次頁に作成年月日が次のように墨書されている。

寛文十年
伊奈村 石割帳
戊六月三十日

その記載様式は、

米八斗二升四合	松岩寺前	上畑八畝七歩	砂沼彦右衛門
四升八合	いさぐり	切苅畝十八歩	〃
七升二合	同所	切式畝十二歩	〃

二斗	同所	下々四畝歩	砂沼彦右衛門
壹斗六升	屋敷	上苅畝十八歩	〃

合畑壹反七畝廿五歩
合米壹石三斗四合

壹升	竹山	切畑拾歩	砂沼小右衛門
----	----	------	--------

壹石三斗五升	水草木	上壹反三畝十五歩	〃
--------	-----	----------	---

壹石八升	中原	下壹反八畝歩	〃
------	----	--------	---

壹斗六升	屋敷	上壹畝十八歩	〃
------	----	--------	---

合畑三反三畝十三歩

合米貳石六斗

(中略)

組高合式拾八石壹斗壹升壹合

右のようにまず最初に組名が記された後に、一筆ごとに年貢高、所在地名、反別、保有者名が記載され、最後に保有者の反別合計と年貢高合計が記されている。そして、この組に属す全ての耕地が畑方、田方の順に記された後に組高の合計が記載されている。

この石割帳で明らかでないように組は、組分けされた年貢負担者に、各組頭が年貢の納入を割付けるための組織であり、組頭は年貢村請の分担責任者であるといえよう。

石割帳に記されている組の名を羅列すると砂沼彦右衛門組、北イナ清左衛門組、北イナ与右衛門組、松岩寺六郎右衛門組、上村五郎左衛門組、上村甚左衛門組、本町市郎兵衛組、本町清左衛門組、本町新左衛門組、本町利右衛門組、本町四郎左衛門組、本町半右衛門組、本町三郎左衛門組、本町七郎兵衛門組、本町弥左衛門組、平井四郎兵衛組、平井権左衛

門組、横沢七郎左衛門組、新町孫兵衛組、上村平右衛門組、原口三郎右衛門組、兵左衛門組、新町藤右衛門組の二三組である。寛文九年に二三組であった組は、その後、宝暦十一年には二四組となり一組ふえている。『地所改帳』から組名を拾うと、惣右衛門組、清七組、与兵衛組、八郎兵衛組、源左衛門組、市之丞組、藤次郎組、清兵衛組、久七組、孫市組、宿ノ与兵衛組、佐五兵衛組、藤右衛門組、佐五右衛門組、彦兵衛組、彦兵衛組、弥五右衛門組、庄右衛門組、吉佐衛門組、半六組、六郎左衛門組、庄兵衛組、半兵衛組、弥兵衛組の二四組である。この寛文、宝暦何れにも名主は組頭の一人として入っており、組頭と同列で年貢村請の責任を分担しているのである。

さて、寛文九年の『石割帳』から二三組各組の組高(年貢分担高)をみると【表11】、組高は新町庭場の兵左衛門組三五石を例外として二八石前後に平均している。

このように組高が平均している理由としては、年貢分担高を平均するために組を構成する年貢負担者を割り振っていると考えられる。各組の内部構成は『石割帳』によれば、組頭の居住する庭場、または村(平井村、横沢村)を同じくする耕地保有者が主体となっているが、なかには他の庭場や他村の者も混じっている。これは、年貢分担を平均するためになされていると思われるのである。

各組の組高がおよそ二八石に平均しているのに対し、新町庭場の兵左衛門組の組高だけが三五石と大きい。組高の内訳をみると畑の反別合計が一町六反五畝十四歩、この年貢高が十二石三斗三升六合、そして、田の合計反別が二反六畝二六歩、この年貢高が二石六斗八升八合となっている。そして、これに新町屋敷反別合計、一町九反九畝二二歩、年貢

【表11 貢租組別年貢割付高一覧】

組名	年貢割付高	庭場名
一 砂沼彦右衛門組	二八石〇一斗〇一升〇一合	北伊奈
二 北イナ清左衛門組	二七石〇八斗〇八升〇一合	北伊奈
三 北イナ与右衛門組	二八石〇〇斗〇九升〇〇合	北伊奈
四 松岩寺六郎右衛門組	二八石〇〇斗〇六升〇七合	北伊奈
五 上村五郎左衛門組	二八石〇〇斗〇四升〇〇合	上村
六 上村甚左衛門組	二八石〇〇斗〇三升〇六合	上村
七 本町市郎兵衛組	二八石〇〇斗〇三升〇三合	本町
八 本町清左衛門組	二八石〇〇斗〇二升〇一合	本町
九 本町新左衛門組	二八石〇〇斗〇〇升〇二合	本町
一〇 本町利右衛門組	二八石〇〇斗〇三升〇六合	本町
一一 本町四郎左衛門組	二八石〇一斗〇二升〇六合	本町
一二 本町半右衛門組	二八石〇一斗〇六升〇五合	本町
一三 本町三郎左衛門組	二八石〇一斗〇五升〇六合	本町
一四 本町七郎兵衛組	二八石〇一斗〇四升〇二合	本町
一五 本町弥左衛門組	二八石〇〇斗〇九升〇六合	本町
一六 平井四郎兵衛組	二八石〇〇斗〇六升〇九合	平井村
一七 平井権左衛門組	二八石〇一斗〇二升〇七合	平井村
一八 横沢七郎左衛門組	二八石〇一斗〇四升〇七合	横沢村
一九 新町孫兵衛組	二八石〇〇斗〇三升〇二合	新町
二〇 上村平右衛門組	二八石〇一斗〇七升〇八合	上村
二一 原口三郎右衛門組	二八石〇〇斗〇五升〇九合	本町
二二 兵左衛門組	三五石〇九斗〇四升〇九合	新町
二三 新町藤右衛門組	二七石〇四斗〇七升〇九合	新町

高一九石九斗八升一合を加えた年貢の納入が兵左衛門の分担となつてい
る。【図15 ②、16、17、18 ②、19、20】

伊奈村の世襲名主を勤める石川家は同家に伝わる過去帳によれば、そ
の家系は天正十六年（一五八八）に没した常照揮興居士に遡る。

石川和泉守親父 天正十六年八月廿四日卒 常照揮興居士

石川和泉守 慶長二酉天四月廿九日 仁心発光道智居士

〃 主水助 慶長廿天三月七日乙卯 義光本誓道蓮居士

〃 五左衛門 元和四天三月十一日戊午 禮元慈雲道普居士

〃 庄兵衛 寛文八天二月廿九日戊申 智宗本空徹源居士

〃 善右衛門 天和三癸亥十一月晦日 信成華山宗源居士

〃 兵左衛門 享保元丙申七月廿四日 白津浄源大法師

同家初代は石川和泉守であるといわれ、初代が和泉守、二代が主水助
など武士名を名乗っているところからおそらくその出自は伊奈郷の在地

小土豪の一人であったと想像される。また、同家三代、五左衛門の子息
の一人は大悲願寺第十四世の源誉である（石川家の菩提寺である横沢村
大悲願寺の『過去靈簿』をみると「法印「源誉」海誉ノ弟子堯存房ト云

同（寛永十二年）乙亥九月十六日寅刻入寂当山住職『初云松雪房ト伊
奈町石川五左衛門子息三十歳入滅□□□□』とある）。なお、和泉守

の父が天正十六年に没しているという年代を考えると徳川氏の武蔵国入
国以前、後北条氏の支配する永祿期以降、伝馬宿の開設、そして秋留っ
原の開発などのために伊奈郷へ入ってきた後北条氏に関わりを有する者
であったかもしれない。慶長二年に没しているその子和泉守が初代とい
うことは、伊奈郷に定着し地盤の整ったことを意味しているのであろう
か。

石川家は、近世前期には多摩郡山ノ根の村々から江戸城御用薪の苧木
上納を請け負う苧木納人として史料⁽⁴¹⁾にみえる。【史料6】は、正徳六年

（一七一六）に伊奈村苧木納人庄兵衛が苧木請負上納の由緒を役所へ差
し上げた證文であるが、正徳六年より三十年以前、貞享年間の頃であろ
うか。多摩郡山ノ根の村々の苧木は払底し、村々より江戸城へ直納する

ことが困難となった。そのため、代官岡上次郎兵衛へ請負納を願ひこれ
を許されたことにより、以後、苧木の上納は苧木納人による請負制へと
変わった。石川家は、伊奈市場開設以来、炭薪問屋として商業活動を展

開していた一人と思われるが、十七世紀後半に多摩郡山ノ根村より江戸
城御用薪上納を請負う苧木納人となったものとみられる。

伊奈村の貢租組組頭の多くが本町庭場、新町庭場に屋敷を所持する者

達であるということは、すなわち荒野・秋留っ原の開発にあたった土豪
的百姓が組頭として年貢納入責任を分担し、村の運営そして支配にあた

る。つまり近世封建村落体制の形成が永祿年間以降、十七世紀前半にい
たる間になされたといえよう。慶長九年の名寄帳にあらわれる分付主達
は近世の伊奈村において組頭として年貢村請制を分担し、村の運営にあ
たった有力百姓の前身であろう。

【図15 寛文7年貢租組別土地等級内訳】

④六郎右衛門(松岩寺)の等級別面積グラフ(寛文)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	896	0.35%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	374	0.15%	
下田	201	0.08%	■
下々田	60	0.02%	■
上畑	3344	1.32%	■
中畑	2604	1.02%	■
下畑	2235	0.88%	■
下々畑	0	0.00%	■
切畑	405	0.16%	■
不明	0	0.00%	

①彦右衛門(砂沼)の等級別面積グラフ(寛文)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	892	0.35%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	258	0.10%	■
中畑	0	0.00%	
下畑	0	0.00%	
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑤五郎左衛門(上村)の等級別面積グラフ(寛文)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	596	0.23%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	471	0.19%	■
中田	140	0.06%	■
下田	52	0.02%	■
下々田	0	0.00%	
上畑	1662	0.65%	■
中畑	4592	1.81%	■
下畑	4756	1.87%	■
下々畑	506	0.20%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

②清左衛門(荻島)の等級別面積グラフ(寛文)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	649	0.26%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	21	0.01%	■
下田	58	0.02%	■
下々田	74	0.03%	■
上畑	3401	1.34%	■
中畑	3318	1.30%	■
下畑	945	0.37%	■
下々畑	1159	0.46%	■
切畑	198	0.08%	■
不明	0	0.00%	

⑥甚左衛門(上村)の等級別面積グラフ(寛文)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	475	0.19%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	225	0.09%	■
下田	957	0.38%	■
下々田	42	0.02%	■
上畑	1380	0.54%	■
中畑	5342	2.10%	■
下畑	1049	0.41%	■
下々畑	1778	0.70%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

③与右衛門(北イナ)の等級別面積グラフ(寛文)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	406	0.16%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	78	0.03%	■
下々田	108	0.04%	■
上畑	3317	1.30%	■
中畑	5071	1.99%	■
下畑	1221	0.48%	■
下々畑	223	0.09%	■
切畑	96	0.04%	■
不明	0	0.00%	

⑩利右衛門（清水）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	1051	0.41%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	25	0.01%	
下田	233	0.09%	┃
下々田	144	0.06%	┃
上畑	960	0.38%	■
中畑	2279	0.90%	■
下畑	6770	2.66%	■
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑦市郎兵衛（本町）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	493	0.19%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	284	0.11%	┃
下々田	522	0.21%	■
上畑	1238	0.49%	■
中畑	1876	0.74%	■
下畑	4720	1.86%	■
下々畑	75	0.03%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑪四郎左衛門（野崎）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	867	0.34%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	70	0.03%	
中田	119	0.05%	
下田	165	0.06%	┃
下々田	96	0.04%	
上畑	0	0.00%	
中畑	3024	1.19%	■
下畑	5625	2.21%	■
下々畑	2462	0.97%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑧清左衛門（大福）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	708	0.28%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	60	0.02%	
下田	260	0.10%	┃
下々田	36	0.01%	
上畑	2347	0.92%	■
中畑	1428	0.56%	■
下畑	3969	1.56%	■
下々畑	3382	1.33%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑫半右衛門（本町）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	867	0.34%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	144	0.06%	┃
下々田	228	0.09%	┃
上畑	1355	0.53%	■
中畑	1989	0.78%	■
下畑	6517	2.56%	■
下々畑	1057	0.42%	■
切畑	50	0.02%	
不明	0	0.00%	

⑨新左衛門（本町）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	714	0.28%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	140	0.06%	
下田	399	0.16%	┃
下々田	138	0.05%	
上畑	690	0.27%	■
中畑	2400	0.94%	■
下畑	6575	2.59%	■
下々畑	482	0.19%	┃
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑯四郎兵衛（平井）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	5675	2.23%	■
中畑	3430	1.35%	■
下畑	260	0.10%	┆
下々畑	745	0.29%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑬三郎左衛門（本町）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	860	0.34%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	164	0.06%	┆
中田	21	0.01%	┆
下田	413	0.16%	■
下々田	0	0.00%	
上畑	2361	0.93%	■
中畑	2693	1.06%	■
下畑	4152	1.63%	■
下々畑	319	0.13%	┆
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑰権左衛門（平井）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	5610	2.21%	■
中畑	3003	1.18%	■
下畑	144	0.06%	┆
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑭七郎兵衛（河野）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	1118	0.44%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	224	0.09%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	1520	0.60%	■
中畑	2235	0.88%	■
下畑	5768	2.27%	■
下々畑	547	0.22%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑱七郎左衛門（横沢）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	519	0.20%	■
下田	89	0.04%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	4179	1.64%	■
中畑	4398	1.73%	■
下畑	555	0.22%	■
下々畑	1626	0.64%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑮弥左衛門（原口）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	996	0.39%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	287	0.11%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	1819	0.72%	■
中畑	2410	0.95%	■
下畑	5667	2.23%	■
下々畑	492	0.19%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑳ 兵左衛門（石川）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	5992	2.36%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	2076	0.82%	■
中畑	641	0.25%	■
下畑	2336	0.92%	■
下々畑	627	0.25%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

㉑ 孫兵衛（新町）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	587	0.23%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	96	0.04%	┆
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	2259	0.89%	■
中畑	2420	0.95%	■
下畑	4050	1.59%	■
下々畑	1180	0.46%	■
切畑	72	0.03%	┆
不明	0	0.00%	

㉒ 藤右衛門（新町）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	36	0.01%	┆
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	130	0.05%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	1382	0.54%	■
中畑	4077	1.60%	■
下畑	4528	1.78%	■
下々畑	846	0.33%	■
切畑	24	0.01%	┆
不明	0	0.00%	

㉓ 平右衛門（上村）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	725	0.29%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	36	0.01%	┆
下田	110	0.04%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	3421	1.35%	■
中畑	1502	0.59%	■
下畑	3979	1.56%	■
下々畑	1156	0.45%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

㉔ 不明の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	207	0.08%	┆
下田	352	0.14%	┆
下々田	428	0.17%	┆
上畑	1279	0.50%	■
中畑	2252	0.89%	■
下畑	4331	1.70%	■
下々畑	868	0.34%	■
切畑	356	0.14%	┆
不明	0	0.00%	

㉕ 三郎右衛門（原口）の等級別面積グラフ（寛文）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	813	0.32%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	2999	1.18%	■
中畑	3223	1.27%	■
下畑	3895	1.53%	■
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

【図16 寛文7年貢租組別土地面積】

◎組合別総合面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	1150	0.45%	■
清左衛門(荻島)	9823	3.86%	■
与右衛門(北イナ)	10520	4.14%	■
六郎右衛門(松岩寺)	10119	3.98%	■
五郎左衛門(上村)	12775	5.02%	■
甚左衛門(上村)	11248	4.42%	■
市郎兵衛(本町)	9208	3.62%	■
清左衛門(大福)	12190	4.79%	■
新左衛門(本町)	11538	4.54%	■
利右衛門(清水)	11462	4.51%	■
四郎左衛門(野崎)	12428	4.89%	■
半右衛門(本町)	12207	4.80%	■
三郎左衛門(本町)	10983	4.32%	■
七郎兵衛(河野)	11412	4.49%	■
弥左衛門(原口)	11671	4.59%	■
四郎兵衛(平井)	10110	3.98%	■
権左衛門(平井)	8757	3.44%	■
七郎左衛門(横沢)	11366	4.47%	■
孫兵衛(新町)	10664	4.19%	■
平右衛門(上村)	10929	4.30%	■
三郎右衛門(原口)	10930	4.30%	■
兵左衛門(石川)	11672	4.59%	■
藤右衛門(新町)	11023	4.34%	■
不明	10073	3.96%	■

【図17 寛文7年土地等級別各貢租組土地面積】

③上田の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	0	0.00%	
与右衛門(北イナ)	0	0.00%	
六郎右衛門(松岩寺)	0	0.00%	
五郎左衛門(上村)	471	0.19%	■
甚左衛門(上村)	0	0.00%	
市郎兵衛(本町)	0	0.00%	
清左衛門(大福)	0	0.00%	
新左衛門(本町)	0	0.00%	
利右衛門(清水)	0	0.00%	
四郎左衛門(野崎)	70	0.03%	↓
半右衛門(本町)	0	0.00%	
三郎左衛門(本町)	164	0.06%	↓
七郎兵衛(河野)	0	0.00%	
弥左衛門(原口)	0	0.00%	
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	0	0.00%	
孫兵衛(新町)	96	0.04%	↓
平右衛門(上村)	0	0.00%	
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	0	0.00%	
藤右衛門(新町)	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

①屋敷の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	892	0.35%	■
清左衛門(荻島)	649	0.26%	■
与右衛門(北イナ)	406	0.16%	↓
六郎右衛門(松岩寺)	896	0.35%	■
五郎左衛門(上村)	596	0.23%	■
甚左衛門(上村)	475	0.19%	■
市郎兵衛(本町)	493	0.19%	■
清左衛門(大福)	708	0.28%	■
新左衛門(本町)	714	0.28%	■
利右衛門(清水)	1051	0.41%	■
四郎左衛門(野崎)	867	0.34%	■
半右衛門(本町)	867	0.34%	■
三郎左衛門(本町)	860	0.34%	■
七郎兵衛(河野)	1118	0.44%	■
弥左衛門(原口)	996	0.39%	■
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	0	0.00%	
孫兵衛(新町)	587	0.23%	■
平右衛門(上村)	725	0.29%	■
三郎右衛門(原口)	813	0.32%	■
兵左衛門(石川)	5992	2.36%	■
藤右衛門(新町)	36	0.01%	↓
不明	0	0.00%	

④中田の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	21	0.01%	↓
与右衛門(北イナ)	0	0.00%	
六郎右衛門(松岩寺)	374	0.15%	■
五郎左衛門(上村)	140	0.06%	↓
甚左衛門(上村)	225	0.09%	↓
市郎兵衛(本町)	0	0.00%	
清左衛門(大福)	60	0.02%	↓
新左衛門(本町)	140	0.06%	↓
利右衛門(清水)	25	0.01%	↓
四郎左衛門(野崎)	119	0.05%	↓
半右衛門(本町)	0	0.00%	
三郎左衛門(本町)	21	0.01%	↓
七郎兵衛(河野)	0	0.00%	
弥左衛門(原口)	0	0.00%	
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	519	0.20%	■
孫兵衛(新町)	0	0.00%	
平右衛門(上村)	36	0.01%	↓
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	0	0.00%	
藤右衛門(新町)	0	0.00%	
不明	207	0.08%	↓

②新屋敷の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	0	0.00%	
与右衛門(北イナ)	0	0.00%	
六郎右衛門(松岩寺)	0	0.00%	
五郎左衛門(上村)	0	0.00%	
甚左衛門(上村)	0	0.00%	
市郎兵衛(本町)	0	0.00%	
清左衛門(大福)	0	0.00%	
新左衛門(本町)	0	0.00%	
利右衛門(清水)	0	0.00%	
四郎左衛門(野崎)	0	0.00%	
半右衛門(本町)	0	0.00%	
三郎左衛門(本町)	0	0.00%	
七郎兵衛(河野)	0	0.00%	
弥左衛門(原口)	0	0.00%	
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	0	0.00%	
孫兵衛(新町)	0	0.00%	
平右衛門(上村)	0	0.00%	
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	0	0.00%	
藤右衛門(新町)	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑦上畑の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	258	0.10%	■
清左衛門(荻島)	3401	1.34%	■
与右衛門(北イナ)	3317	1.30%	■
六郎右衛門(松岩寺)	3344	1.32%	■
五郎左衛門(上村)	1662	0.65%	■
甚左衛門(上村)	1380	0.54%	■
市郎兵衛(本町)	1238	0.49%	■
清左衛門(大福)	2347	0.92%	■
新左衛門(本町)	690	0.27%	■
利右衛門(清水)	960	0.38%	■
四郎左衛門(野崎)	0	0.00%	
半右衛門(本町)	1355	0.53%	■
三郎左衛門(本町)	2361	0.93%	■
七郎兵衛(河野)	1520	0.60%	■
弥左衛門(原口)	1819	0.72%	■
四郎兵衛(平井)	5675	2.23%	■
権左衛門(平井)	5610	2.21%	■
七郎左衛門(横沢)	4179	1.64%	■
孫兵衛(新町)	2259	0.89%	■
平右衛門(上村)	3421	1.35%	■
三郎右衛門(原口)	2999	1.18%	■
兵左衛門(石川)	2076	0.82%	■
藤右衛門(新町)	1382	0.54%	■
不明	1279	0.50%	■

⑤下田の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	58	0.02%	■
与右衛門(北イナ)	78	0.03%	■
六郎右衛門(松岩寺)	201	0.08%	■
五郎左衛門(上村)	52	0.02%	■
甚左衛門(上村)	957	0.38%	■
市郎兵衛(本町)	284	0.11%	■
清左衛門(大福)	260	0.10%	■
新左衛門(本町)	399	0.16%	■
利右衛門(清水)	233	0.09%	■
四郎左衛門(野崎)	165	0.06%	■
半右衛門(本町)	144	0.06%	■
三郎左衛門(本町)	413	0.16%	■
七郎兵衛(河野)	224	0.09%	■
弥左衛門(原口)	287	0.11%	■
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	89	0.04%	■
孫兵衛(新町)	0	0.00%	
平右衛門(上村)	110	0.04%	■
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	0	0.00%	
藤右衛門(新町)	130	0.05%	■
不明	352	0.14%	■

⑧中畑の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	3318	1.30%	■
与右衛門(北イナ)	5071	1.99%	■
六郎右衛門(松岩寺)	2604	1.02%	■
五郎左衛門(上村)	4592	1.81%	■
甚左衛門(上村)	5342	2.10%	■
市郎兵衛(本町)	1876	0.74%	■
清左衛門(大福)	1428	0.56%	■
新左衛門(本町)	2400	0.94%	■
利右衛門(清水)	2279	0.90%	■
四郎左衛門(野崎)	3024	1.19%	■
半右衛門(本町)	1989	0.78%	■
三郎左衛門(本町)	2693	1.06%	■
七郎兵衛(河野)	2235	0.88%	■
弥左衛門(原口)	2410	0.95%	■
四郎兵衛(平井)	3430	1.35%	■
権左衛門(平井)	3003	1.18%	■
七郎左衛門(横沢)	4398	1.73%	■
孫兵衛(新町)	2420	0.95%	■
平右衛門(上村)	1502	0.59%	■
三郎右衛門(原口)	3223	1.27%	■
兵左衛門(石川)	641	0.25%	■
藤右衛門(新町)	4077	1.60%	■
不明	2252	0.89%	■

⑥下々田の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	74	0.03%	■
与右衛門(北イナ)	108	0.04%	■
六郎右衛門(松岩寺)	60	0.02%	■
五郎左衛門(上村)	0	0.00%	
甚左衛門(上村)	42	0.02%	■
市郎兵衛(本町)	522	0.21%	■
清左衛門(大福)	36	0.01%	■
新左衛門(本町)	138	0.05%	■
利右衛門(清水)	144	0.06%	■
四郎左衛門(野崎)	96	0.04%	■
半右衛門(本町)	228	0.09%	■
三郎左衛門(本町)	0	0.00%	
七郎兵衛(河野)	0	0.00%	
弥左衛門(原口)	0	0.00%	
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	0	0.00%	
孫兵衛(新町)	0	0.00%	
平右衛門(上村)	0	0.00%	
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	0	0.00%	
藤右衛門(新町)	0	0.00%	
不明	428	0.17%	■

⑪切畑の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	198	0.08%	
与右衛門(北イナ)	96	0.04%	
六郎右衛門(松岩寺)	405	0.16% ■	
五郎左衛門(上村)	0	0.00%	
甚左衛門(上村)	0	0.00%	
市郎兵衛(本町)	0	0.00%	
清左衛門(大福)	0	0.00%	
新左衛門(本町)	0	0.00%	
利右衛門(清水)	0	0.00%	
四郎左衛門(野崎)	0	0.00%	
半右衛門(本町)	50	0.02%	
三郎左衛門(本町)	0	0.00%	
七郎兵衛(河野)	0	0.00%	
弥左衛門(原口)	0	0.00%	
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	0	0.00%	
孫兵衛(新町)	72	0.03%	
平右衛門(上村)	0	0.00%	
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	0	0.00%	
藤右衛門(新町)	24	0.01%	
不明	356	0.14% ■	

⑨下畑の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	945	0.37% ■	
与右衛門(北イナ)	1221	0.48% ■	
六郎右衛門(松岩寺)	2235	0.88% ■	
五郎左衛門(上村)	4756	1.87% ■	
甚左衛門(上村)	1049	0.41% ■	
市郎兵衛(本町)	4720	1.86% ■	
清左衛門(大福)	3969	1.56% ■	
新左衛門(本町)	6675	2.59% ■	
利右衛門(清水)	6770	2.66% ■	
四郎左衛門(野崎)	5625	2.21% ■	
半右衛門(本町)	6517	2.56% ■	
三郎左衛門(本町)	4152	1.63% ■	
七郎兵衛(河野)	5768	2.27% ■	
弥左衛門(原口)	5667	2.23% ■	
四郎兵衛(平井)	260	0.10%	
権左衛門(平井)	144	0.06%	
七郎左衛門(横沢)	555	0.22% ■	
孫兵衛(新町)	4050	1.59% ■	
平右衛門(上村)	3979	1.56% ■	
三郎右衛門(原口)	3895	1.53% ■	
兵左衛門(石川)	2336	0.92% ■	
藤右衛門(新町)	4528	1.78% ■	
不明	4331	1.70% ■	

⑫不明の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	0	0.00%	
与右衛門(北イナ)	0	0.00%	
六郎右衛門(松岩寺)	0	0.00%	
五郎左衛門(上村)	0	0.00%	
甚左衛門(上村)	0	0.00%	
市郎兵衛(本町)	0	0.00%	
清左衛門(大福)	0	0.00%	
新左衛門(本町)	0	0.00%	
利右衛門(清水)	0	0.00%	
四郎左衛門(野崎)	0	0.00%	
半右衛門(本町)	0	0.00%	
三郎左衛門(本町)	0	0.00%	
七郎兵衛(河野)	0	0.00%	
弥左衛門(原口)	0	0.00%	
四郎兵衛(平井)	0	0.00%	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	0	0.00%	
孫兵衛(新町)	0	0.00%	
平右衛門(上村)	0	0.00%	
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	0	0.00%	
藤右衛門(新町)	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑩下々畑の組合別面積グラフ (寛文)

組合	面積	総面積比	グラフ
彦右衛門(砂沼)	0	0.00%	
清左衛門(荻島)	1159	0.46% ■	
与右衛門(北イナ)	223	0.09%	
六郎右衛門(松岩寺)	0	0.00%	
五郎左衛門(上村)	506	0.20% ■	
甚左衛門(上村)	1178	0.70% ■	
市郎兵衛(本町)	75	0.03%	
清左衛門(大福)	3382	1.33% ■	
新左衛門(本町)	482	0.19% ■	
利右衛門(清水)	0	0.00%	
四郎左衛門(野崎)	2462	0.97% ■	
半右衛門(本町)	1057	0.42% ■	
三郎左衛門(本町)	319	0.13%	
七郎兵衛(河野)	547	0.22% ■	
弥左衛門(原口)	492	0.19% ■	
四郎兵衛(平井)	745	0.29% ■	
権左衛門(平井)	0	0.00%	
七郎左衛門(横沢)	1626	0.64% ■	
孫兵衛(新町)	1180	0.46% ■	
平右衛門(上村)	1156	0.45% ■	
三郎右衛門(原口)	0	0.00%	
兵左衛門(石川)	627	0.25% ■	
藤右衛門(新町)	846	0.33% ■	
不明	868	0.34% ■	

【図17 宝暦11年貢租組別土地等級内訳】

④八郎兵衛(松岩寺)の等級別面積グラフ(宝暦)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	896	0.35%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	374	0.15%	■
下田	201	0.08%	■
下々田	60	0.02%	■
上畑	3344	1.32%	■
中畑	2604	1.02%	■
下畑	2235	0.88%	■
下々畑	144	0.06%	■
切畑	405	0.16%	■
不明	0	0.00%	

①惣右衛門の等級別面積グラフ(宝暦)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	892	0.35%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	0	0.10%	
中畑	0	0.00%	
下畑	0	0.00%	
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑤源左衛門(上村)の等級別面積グラフ(宝暦)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	596	0.23%	■
新屋敷	55	0.02%	■
上田	471	0.19%	■
中田	140	0.06%	■
下田	52	0.02%	■
下々田	0	0.00%	
上畑	1465	0.58%	■
中畑	5210	2.05%	■
下畑	4589	1.81%	■
下々畑	506	0.20%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

②清七(荻島)の等級別面積グラフ(宝暦)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	649	0.26%	■
新屋敷	126	0.05%	■
上田	0	0.00%	
中田	21	0.01%	■
下田	58	0.02%	■
下々田	74	0.03%	■
上畑	3401	1.34%	■
中畑	3290	1.29%	■
下畑	907	0.36%	■
下々畑	1015	0.40%	■
切畑	198	0.08%	■
不明	0	0.00%	

⑥市之丞(上村)の等級別面積グラフ(宝暦)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	475	0.19%	■
新屋敷	100	0.04%	■
上田	0	0.00%	
中田	225	0.09%	■
下田	957	0.38%	■
下々田	42	0.02%	■
上畑	1380	0.54%	■
中畑	5242	2.06%	■
下畑	1050	0.41%	■
下々畑	1778	0.70%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

③与兵衛(北イナ)の等級別面積グラフ(宝暦)

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	406	0.16%	■
新屋敷	208	0.08%	■
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	78	0.03%	■
下々田	118	0.05%	■
上畑	3317	1.30%	■
中畑	5071	1.99%	■
下畑	945	0.37%	■
下々畑	75	0.03%	■
切畑	96	0.04%	■
不明	0	0.00%	

⑩孫市（清水）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	1051	0.41%	■
新屋敷	450	0.18%	■
上田	0	0.00%	
中田	25	0.01%	┆
下田	233	0.09%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	960	0.38%	■
中畑	2427	0.95%	■
下畑	6320	2.49%	■
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑦藤次郎（本町）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	493	0.19%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	284	0.11%	┆
下々田	522	0.21%	■
上畑	1296	0.51%	■
中畑	1876	0.74%	■
下畑	4720	1.86%	■
下々畑	75	0.03%	┆
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑪宿ノ与兵衛（野崎）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	867	0.34%	■
新屋敷	157	0.06%	┆
上田	70	0.03%	┆
中田	119	0.05%	┆
下田	165	0.06%	┆
下々田	96	0.04%	┆
上畑	0	0.00%	
中畑	2867	1.13%	■
下畑	5719	2.25%	■
下々畑	2462	0.97%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑧清兵衛（大福）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	708	0.28%	■
新屋敷	200	0.08%	┆
上田	0	0.00%	
中田	60	0.02%	┆
下田	260	0.10%	┆
下々田	36	0.01%	┆
上畑	2034	0.80%	■
中畑	1428	0.56%	■
下畑	3769	1.48%	■
下々畑	3382	1.33%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑫佐五兵衛（本町）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	867	0.34%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	144	0.06%	┆
下々田	228	0.09%	┆
上畑	1355	0.53%	■
中畑	1989	0.78%	■
下畑	6205	2.44%	■
下々畑	1369	0.54%	■
切畑	50	0.02%	┆
不明	0	0.00%	

⑨久七（本町）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	714	0.28%	■
新屋敷	389	0.15%	■
上田	0	0.00%	
中田	140	0.06%	┆
下田	459	0.18%	┆
下々田	138	0.05%	┆
上畑	690	0.27%	■
中畑	2222	0.87%	■
下畑	6370	2.51%	■
下々畑	482	0.19%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑯彦兵衛（中平井）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	5375	2.11%	■
中畑	3430	1.35%	■
下畑	260	0.10%	■
下々畑	745	0.29%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑬藤右衛門（本町）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	860	0.34%	■
新屋敷	144	0.06%	■
上田	164	0.06%	■
中田	21	0.01%	■
下田	413	0.16%	■
下々田	0	0.00%	
上畑	2361	0.93%	■
中畑	2693	1.06%	■
下畑	4226	1.66%	■
下々畑	223	0.09%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑰弥五右衛門（上平井）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	6228	2.45%	■
中畑	2591	1.02%	■
下畑	144	0.06%	■
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑭佐五右衛門（河野）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	1118	0.44%	■
新屋敷	56	0.02%	■
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	224	0.09%	■
下々田	0	0.00%	
上畑	1520	0.60%	■
中畑	2235	0.88%	■
下畑	5712	2.25%	■
下々畑	547	0.22%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑱庄右衛門（横沢）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	519	0.20%	■
下田	89	0.04%	■
下々田	0	0.00%	
上畑	4179	1.64%	■
中畑	4015	1.58%	■
下畑	555	0.22%	■
下々畑	1626	0.64%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑮彦兵衛（原口）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	996	0.39%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	287	0.11%	■
下々田	0	0.00%	
上畑	1819	0.72%	■
中畑	1792	0.70%	■
下畑	5667	2.23%	■
下々畑	492	0.19%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑳庄兵衛（石川）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	5992	2.36%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	1766	0.69%	■
中畑	641	0.25%	■
下畑	2336	0.92%	■
下々畑	627	0.25%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

㉑吉左衛門（新町）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	587	0.23%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	96	0.04%	┆
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	2259	0.89%	■
中畑	3215	1.26%	■
下畑	4050	1.59%	■
下々畑	1180	0.46%	■
切畑	72	0.03%	┆
不明	0	0.00%	

㉒半兵衛（新町）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	36	0.01%	┆
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	130	0.05%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	906	0.36%	■
中畑	5078	2.00%	■
下畑	4528	1.78%	■
下々畑	846	0.33%	■
切畑	24	0.01%	┆
不明	0	0.00%	

㉓半六（上村）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	725	0.29%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	36	0.01%	┆
下田	110	0.04%	┆
下々田	0	0.00%	
上畑	3421	1.35%	■
中畑	1502	0.59%	■
下畑	3979	1.57%	■
下々畑	1156	0.45%	■
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

㉔弥兵衛の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	80	0.03%	┆
上田	0	0.00%	
中田	212	0.08%	┆
下田	352	0.14%	■
下々田	428	0.17%	■
上畑	1481	0.58%	■
中畑	2252	0.89%	■
下畑	4271	1.68%	■
下々畑	868	0.34%	■
切畑	356	0.14%	■
不明	0	0.00%	

㉕六郎左衛門（原口）の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	813	0.32%	■
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	2999	1.18%	■
中畑	2698	1.06%	■
下畑	3897	1.53%	■
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

㊸不明の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	210	0.08%	■
中畑	0	0.00%	
下畑	0	0.00%	
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

㊹その他の等級別面積グラフ（宝暦）

等級	面積	総面積比	グラフ
屋敷	0	0.00%	
新屋敷	0	0.00%	
上田	0	0.00%	
中田	0	0.00%	
下田	0	0.00%	
下々田	0	0.00%	
上畑	203	0.08%	■
中畑	0	0.00%	
下畑	0	0.00%	
下々畑	0	0.00%	
切畑	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

【図18 宝暦11年貢租組別土地面積】

◎組合別総合面積グラフ（宝暦）

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	892	0.35%	■
清七（荻島）	9739	3.83%	■
与兵衛（北イナ）	10314	4.06%	■
八郎兵衛（松岩寺）	10263	4.04%	■
源左衛門（上村）	13084	5.12%	■
市之丞（上村）	11249	4.42%	■
藤次郎（本町）	9266	3.64%	■
清兵衛（大福）	11877	4.67%	■
久七（本町）	11604	4.56%	■
孫市（清水）	11466	4.51%	■
宿ノ与兵衛（野崎）	12522	4.93%	■
佐五兵衛（本町）	12207	4.80%	■
藤右衛門（本町）	11105	4.37%	■
佐五右衛門（河野）	11412	4.49%	■
彦兵衛（原口）	11053	4.35%	■
彦兵衛（中平井）	9810	3.86%	■
弥五右衛門（上平井）	8963	3.53%	■
庄右衛門（横沢）	10983	4.32%	■
吉左衛門（新町）	11459	4.51%	■
半六（上村）	10929	4.30%	■
六郎左衛門（原口）	10407	4.09%	■
庄兵衛（石川）	11362	4.47%	■
半兵衛（新町）	11548	4.54%	■
弥兵衛	10300	4.05%	■
その他	203	0.08%	■
不明	210	0.08%	■

【図19 宝暦11年土地等級別各貢租組土地面積】

③上田の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(荻島)	0	0.00%	
与兵衛(北イナ)	0	0.00%	
八郎兵衛(松岩寺)	0	0.00%	
源左衛門(上村)	471	0.19%	■
市之丞(上村)	0	0.00%	
藤次郎(本町)	0	0.00%	
清兵衛(大福)	0	0.00%	
久七(本町)	0	0.00%	
孫市(清水)	0	0.00%	
宿ノ与兵衛(野崎)	70	0.03%	
佐五兵衛(本町)	0	0.00%	
藤右衛門(本町)	164	0.06%	■
佐五右衛門(河野)	0	0.00%	
彦兵衛(原口)	0	0.00%	
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	0	0.00%	
吉左衛門(新町)	96	0.04%	
半六(上村)	0	0.00%	
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	0	0.00%	
半兵衛(新町)	0	0.00%	
弥兵衛	0	0.00%	
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

①屋敷の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	892	0.35%	■
清七(荻島)	649	0.26%	■
与兵衛(北イナ)	406	0.16%	
八郎兵衛(松岩寺)	896	0.35%	■
源左衛門(上村)	596	0.23%	■
市之丞(上村)	475	0.19%	■
藤次郎(本町)	493	0.19%	■
清兵衛(大福)	708	0.28%	■
久七(本町)	714	0.28%	■
孫市(清水)	1051	0.41%	■
宿ノ与兵衛(野崎)	867	0.34%	■
佐五兵衛(本町)	867	0.34%	■
藤右衛門(本町)	860	0.34%	■
佐五右衛門(河野)	1118	0.44%	■
彦兵衛(原口)	996	0.39%	■
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	0	0.00%	
吉左衛門(新町)	587	0.23%	■
半六(上村)	725	0.29%	■
六郎左衛門(原口)	813	0.32%	■
庄兵衛(石川)	5992	2.36%	■
半兵衛(新町)	36	0.01%	
弥兵衛	0	0.00%	
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

④中田の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(荻島)	21	0.01%	
与兵衛(北イナ)	0	0.00%	
八郎兵衛(松岩寺)	374	0.15%	■
源左衛門(上村)	140	0.06%	
市之丞(上村)	225	0.09%	■
藤次郎(本町)	0	0.00%	
清兵衛(大福)	60	0.02%	
久七(本町)	140	0.06%	
孫市(清水)	25	0.01%	
宿ノ与兵衛(野崎)	119	0.05%	
佐五兵衛(本町)	0	0.00%	
藤右衛門(本町)	21	0.01%	
佐五右衛門(河野)	0	0.00%	
彦兵衛(原口)	0	0.00%	
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	519	0.20%	■
吉左衛門(新町)	0	0.00%	
半六(上村)	36	0.01%	
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	0	0.00%	
半兵衛(新町)	0	0.00%	
弥兵衛	212	0.08%	■
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

②新屋敷の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(荻島)	126	0.05%	
与兵衛(北イナ)	208	0.08%	
八郎兵衛(松岩寺)	0	0.00%	
源左衛門(上村)	55	0.02%	
市之丞(上村)	100	0.04%	
藤次郎(本町)	0	0.00%	
清兵衛(大福)	200	0.08%	
久七(本町)	389	0.15%	■
孫市(清水)	450	0.18%	■
宿ノ与兵衛(野崎)	157	0.06%	
佐五兵衛(本町)	0	0.00%	
藤右衛門(本町)	144	0.06%	
佐五右衛門(河野)	56	0.02%	
彦兵衛(原口)	0	0.00%	
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	0	0.00%	
吉左衛門(新町)	0	0.00%	
半六(上村)	0	0.00%	
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	0	0.00%	
半兵衛(新町)	0	0.00%	
弥兵衛	80	0.03%	
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑦上畑の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(荻島)	3401	1.34%	■
与兵衛(北イナ)	3317	1.30%	■
八郎兵衛(松岩寺)	3344	1.32%	■
源左衛門(上村)	1465	0.58%	■
市之丞(上村)	1380	0.54%	■
藤次郎(本町)	1296	0.51%	■
清兵衛(大福)	2034	0.80%	■
久七(本町)	690	0.27%	■
孫市(清水)	960	0.38%	■
宿ノ与兵衛(野崎)	0	0.00%	
佐五兵衛(本町)	1355	0.53%	■
藤右衛門(本町)	2361	0.93%	■
佐五右衛門(河野)	1520	0.60%	■
彦兵衛(原口)	1819	0.72%	■
彦兵衛(中平井)	5375	2.11%	■
弥五右衛門(上平井)	6228	2.45%	■
庄右衛門(横沢)	4179	1.64%	■
吉左衛門(新町)	2259	0.89%	■
半六(上村)	3421	1.35%	■
六郎左衛門(原口)	2999	1.18%	■
庄兵衛(石川)	1766	0.69%	■
半兵衛(新町)	906	0.36%	■
弥兵衛	1481	0.58%	■
その他	203	0.08%	■
不明	210	0.08%	■

⑤下田の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(荻島)	58	0.02%	■
与兵衛(北イナ)	78	0.03%	■
八郎兵衛(松岩寺)	201	0.08%	■
源左衛門(上村)	52	0.02%	■
市之丞(上村)	957	0.38%	■
藤次郎(本町)	284	0.11%	■
清兵衛(大福)	260	0.10%	■
久七(本町)	459	0.18%	■
孫市(清水)	233	0.09%	■
宿ノ与兵衛(野崎)	165	0.06%	■
佐五兵衛(本町)	144	0.06%	■
藤右衛門(本町)	413	0.16%	■
佐五右衛門(河野)	224	0.09%	■
彦兵衛(原口)	287	0.11%	■
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	89	0.04%	■
吉左衛門(新町)	0	0.00%	
半六(上村)	110	0.04%	■
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	0	0.00%	
半兵衛(新町)	130	0.05%	■
弥兵衛	352	0.14%	■
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑧中畑の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(荻島)	3290	1.29%	■
与兵衛(北イナ)	5071	1.99%	■
八郎兵衛(松岩寺)	2604	1.02%	■
源左衛門(上村)	5210	2.05%	■
市之丞(上村)	5242	2.06%	■
藤次郎(本町)	1876	0.74%	■
清兵衛(大福)	1428	0.56%	■
久七(本町)	2222	0.87%	■
孫市(清水)	2427	0.95%	■
宿ノ与兵衛(野崎)	2867	1.13%	■
佐五兵衛(本町)	1989	0.78%	■
藤右衛門(本町)	2693	1.06%	■
佐五右衛門(河野)	2235	0.88%	■
彦兵衛(原口)	1792	0.70%	■
彦兵衛(中平井)	3430	1.35%	■
弥五右衛門(上平井)	2591	1.02%	■
庄右衛門(横沢)	4015	1.58%	■
吉左衛門(新町)	3215	1.26%	■
半六(上村)	1502	0.59%	■
六郎左衛門(原口)	2698	1.06%	■
庄兵衛(石川)	641	0.25%	■
半兵衛(新町)	5078	2.00%	■
弥兵衛	2252	0.89%	■
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑥下々田の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(荻島)	74	0.03%	■
与兵衛(北イナ)	118	0.05%	■
八郎兵衛(松岩寺)	60	0.02%	■
源左衛門(上村)	0	0.00%	
市之丞(上村)	42	0.02%	■
藤次郎(本町)	522	0.21%	■
清兵衛(大福)	36	0.01%	■
久七(本町)	138	0.05%	■
孫市(清水)	0	0.00%	
宿ノ与兵衛(野崎)	96	0.04%	■
佐五兵衛(本町)	228	0.09%	■
藤右衛門(本町)	0	0.00%	
佐五右衛門(河野)	0	0.00%	
彦兵衛(原口)	0	0.00%	
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	0	0.00%	
吉左衛門(新町)	0	0.00%	
半六(上村)	0	0.00%	
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	0	0.00%	
半兵衛(新町)	0	0.00%	
弥兵衛	428	0.17%	■
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑪切畑の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(萩島)	198	0.08%	■
与兵衛(北イナ)	96	0.04%	■
八郎兵衛(松岩寺)	405	0.16%	■
源左衛門(上村)	0	0.00%	
市之丞(上村)	0	0.00%	
藤次郎(本町)	0	0.00%	
清兵衛(大福)	0	0.00%	
久七(本町)	0	0.00%	
孫市(清水)	0	0.00%	
宿ノ与兵衛(野崎)	0	0.00%	
佐五兵衛(本町)	50	0.02%	■
藤右衛門(本町)	0	0.00%	
佐五右衛門(河野)	0	0.00%	
彦兵衛(原口)	0	0.00%	
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	0	0.00%	
吉左衛門(新町)	72	0.03%	■
半六(上村)	0	0.00%	
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	0	0.00%	
半兵衛(新町)	24	0.01%	■
弥兵衛	356	0.14%	■
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑫不明の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(萩島)	0	0.00%	
与兵衛(北イナ)	0	0.00%	
八郎兵衛(松岩寺)	0	0.00%	
源左衛門(上村)	0	0.00%	
市之丞(上村)	0	0.00%	
藤次郎(本町)	0	0.00%	
清兵衛(大福)	0	0.00%	
久七(本町)	0	0.00%	
孫市(清水)	0	0.00%	
宿ノ与兵衛(野崎)	0	0.00%	
佐五兵衛(本町)	0	0.00%	
藤右衛門(本町)	0	0.00%	
佐五右衛門(河野)	0	0.00%	
彦兵衛(原口)	0	0.00%	
彦兵衛(中平井)	0	0.00%	
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	0	0.00%	
吉左衛門(新町)	0	0.00%	
半六(上村)	0	0.00%	
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	0	0.00%	
半兵衛(新町)	0	0.00%	
弥兵衛	0	0.00%	
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑨下畑の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(萩島)	907	0.36%	■
与兵衛(北イナ)	945	0.37%	■
八郎兵衛(松岩寺)	2235	0.88%	■
源左衛門(上村)	4589	1.81%	■
市之丞(上村)	1050	0.41%	■
藤次郎(本町)	4720	1.86%	■
清兵衛(大福)	3769	1.48%	■
久七(本町)	6370	2.51%	■
孫市(清水)	6320	2.49%	■
宿ノ与兵衛(野崎)	5719	2.25%	■
佐五兵衛(本町)	6205	2.44%	■
藤右衛門(本町)	4226	1.66%	■
佐五右衛門(河野)	5712	2.25%	■
彦兵衛(原口)	5667	2.23%	■
彦兵衛(中平井)	260	0.10%	■
弥五右衛門(上平井)	144	0.06%	■
庄右衛門(横沢)	555	0.22%	■
吉左衛門(新町)	4050	1.59%	■
半六(上村)	3979	1.56%	■
六郎左衛門(原口)	3895	1.53%	■
庄兵衛(石川)	2336	0.92%	■
半兵衛(新町)	4528	1.78%	■
弥兵衛	4271	1.68%	■
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

⑩下々畑の組合別面積グラフ (宝暦)

組合	面積	総面積比	グラフ
惣右衛門	0	0.00%	
清七(萩島)	1015	0.40%	■
与兵衛(北イナ)	75	0.03%	■
八郎兵衛(松岩寺)	144	0.06%	■
源左衛門(上村)	506	0.20%	■
市之丞(上村)	1778	0.70%	■
藤次郎(本町)	75	0.03%	■
清兵衛(大福)	3382	1.33%	■
久七(本町)	482	0.19%	■
孫市(清水)	0	0.00%	
宿ノ与兵衛(野崎)	2462	0.97%	■
佐五兵衛(本町)	1369	0.54%	■
藤右衛門(本町)	223	0.09%	■
佐五右衛門(河野)	547	0.22%	■
彦兵衛(原口)	492	0.19%	■
彦兵衛(中平井)	745	0.29%	■
弥五右衛門(上平井)	0	0.00%	
庄右衛門(横沢)	1626	0.64%	■
吉左衛門(新町)	1180	0.46%	■
半六(上村)	1156	0.45%	■
六郎左衛門(原口)	0	0.00%	
庄兵衛(石川)	627	0.25%	■
半兵衛(新町)	846	0.33%	■
弥兵衛	868	0.34%	■
その他	0	0.00%	
不明	0	0.00%	

おわりに

秋留台地、特に秋留っ原と呼ばれる上位の段丘面は、水の得にくい洪積台地のため長期にわたって人の手の加わったことのない荒野であった。しかし、永禄五年、後北条氏が武蔵国目代大石氏の支配権を奪取し、八王子領支配を確立すると、ただちに伊奈郷及び平井郷に伝馬の宿駅を設けた。さらに両郷の東に広がる荒野・秋留っ原の開発のため伊奈郷に新宿を設け、ここを開発の拠点としたものと想像される。このようにこの荒野に本格的に開発の手が入ったのは十六世紀中葉のことで、以来、近世初頭の十七世紀前半に至るまでの間、およそ半世紀にわたって開発が行われた。

この荒野「秋留っ原」の開発の主体は、伊奈郷慶長辰名寄帳にみえる土豪的百姓達で、すなわち在地小土豪の商人化した者達であったものと思われる。彼らの系譜をたどると、戦国期伊奈郷の在地小土豪と思われる大福但馬、石川和泉、田辺凶書など武士名を有する者達に連なる。彼らは屋敷を、六斎市のたつ街道の両側に構え、問屋商人として炭や薪などの地域生産物の流通を握っていたようである。このような中世の在地小土豪に出自をたどる土豪的百姓・問屋商人の開発申請によって行われた荒野「秋留っ原」の開発によって、開発した耕地の多くが彼らに保有されたのである。特に、近世伊奈村の名主を世襲でつとめた石川家は、伊奈村新宿に屋敷を構え、新宿庭場の屋敷地にかかる年貢の収納に責任をもち、年貢村請制の頂点にたっていたことなどは、同家が開発に積極的に関わった家であったことを想像させる。

戦国末期より始まった荒野「秋留っ原」の開発はその後、天正十八年、

徳川氏の武蔵国入部以降も続いたが、やがて開発は一段落し、寛文七年、幕府による検地の施行を受ける時には村内全ての耕地の開発を終了していた。かつての秋留っ原は台地周辺に散在する村、そして家々で用いる燃料や畑作における肥料の採取源として大変に貴重な存在であったが、永禄期以降、寛文期に至る間に秋留台地が耕地としてくまなく開発されたことよって、これら燃料や肥料の確保を台地周辺の山々にもとめるところとなった。その結果、それらの権益をめぐる山論が大久野村、深沢村などの山間部の村々との間に頻発するものも近世前期である。

伊奈村の寛文期における耕地の保有形態は、前述のとおり、耕地開発に積極的に関わったと思われる土豪的百姓が伊奈村東端の秋留っ原周辺に耕地を保有するというものであった。そして、この土地構造を反映する封建村落の社会構造は、彼ら開発に力のあった土豪的百姓が村落内の社会階層の上部を占め、名主、組頭などの村の役職につくという年貢村請制であった。ところが、この年貢村請制を支える村の役職に限らず、寺院を頂点とする伝統的な村落社会を支えていた家格制も近世初頭にその原型が固定された。例えば、寺院内の檀頭を頂点とする檀家組織や葬送墓制の家格による差別、また、鎮守祭礼のおりに着用する衣服などの差別という形である。

その後、宝暦期に至ると村落内の階層分化が進行し、耕地保有量が六百歩未満の零細な耕地保有者が激増すると同時に伊奈村村外の入作者が増えている。この村外からの耕地保有者は特に、耕地を三千歩以上保有する上部階層に大幅な増加がみられる。これら村外からの耕地保有者で、特に注意を引くのが五日市村の有力商人である。彼らが耕地集積を進め、伊奈村にその多くを保有することとなった要因は、その保有する耕地の

前保有者を知ることによって明らかとなる。なぜならば五日市村の商人たちは、伊奈村の商人たちが保有していた耕地を名請けしているのである。前述のとおり伊奈村は、近世前半には五日市村に流通の権益を奪われ、商業力は下降していった。その結果、伊奈村の商人たちは五日市村の商人達に保有する耕地も譲らざるをえなかつたと理解できよう。

この耕地保有の両極分化は以後ますます激化し、明治初頭には、伊奈村における三百歩未満の零細な耕地保有者が全耕地保有者に対し、五十パーセントをこえているのである。また、明治初頭に三千歩以上の耕地を保有している村内の上部階層は、新宿庭場に屋敷を有している者が多数みられるが、宝暦期に比べ飛躍的に耕地保有量を増大させている。彼らはおそらく近世後期に勃興した商業活動、例えば、生糸売買等に関わって財を成した新興の商人層ではなからうか。

註

(1) 拙稿『福生古文書研究会会報』1号、昭和五九年九月、福生古文書研究会。

(2) 拙稿「近世村落における両墓制の成立と単墓制への移行について」『常民文化研究』8号、一九八四年九月、常民文化研究会。

(3) 北島正元「検地と農民支配体制の完成」『江戸幕府の権力構造』昭和三十九年九月、岩波書店。

(4) 角田清美「多摩川中流・秋留台地の下水処理と環境浄化に関する基礎的研究」とうきゅう環境浄化財団、一九八一、研究助成No.19。

「秋川流域の陸水学的研究」一九八三、同財団、研究助成No.2。

(5) 「伊奈村誌」『皇国地誌・西多摩郡村誌』（青梅市史史料集第二

五号）昭和54年9月、青梅市教育委員会。

(6) 加藤哲「北条氏照による八王子領支配の確立」『國學院大学大学院紀要』8、一九七七年八月、國學院大学。

(7) 【史料1】

虎御印判を以如被仰出、伊那・平井両郷にて伝馬隔番二可致之者也、仍如件

戌六月廿一日

両郷代官

百姓中

(日の出町、田中芳男氏所蔵)

(8) 新宿は荒原開発の拠点としての位置づけがなされ、六斎市の開催も開発主体のための物資供給の役割を果たすものとして設立が図られたとの指摘がある。池上裕子「伝馬役と新宿」『戦国史研究』8、一九八四年、高橋貴「戦国末「原兵庫助訴状」の史料紹介」『地方史研究』35-6、則竹雄一「戦国期における『開発』について」『史海』37、等々。伊奈郷に後北条氏によって新宿が立てられたこと、また、六斎市が設けられたことを示す史料は管見の限り無いが、新宿の東に柴木や前原の地名が伝わり、また、新宿の西、上宿と新宿の間を原口と呼ぶこと、さらにこの地から十六世紀前半以前の紀年銘をもつ石塔が多数出土していること等から十六世紀半ばから後半に至る間に秋留台地の荒野開発が始まったものと思われる。

(9) 【史料2】

平井衆書付写

一 小宮領之内平井之郷高永百拾六貫五百文之所御座候を三拾五年

先之亥年之四月八日に冷雨ふり百姓退伝仕候付五拾五貫文定納仕

候残六拾壹貫五百文不作仕候二付而大窪石見殿へ此由上候へハ則

為之檢見御出被成平井之百姓共被召出被仰付候分ハ如何様にも才

覚致此荒地開申候へと御意被成候間我等共申上候にハ前々より平

井二市三さい立来り申候を寅年百姓退伝之時に伊奈へとられ申候

間此市を被仰付御返し被下候二付而ハ不作開可申候与我等共申上

候へハ則如前々御返し被下候処二午拾月七日より伊奈二新市を立

本市共二六さい立申候へハ小宮領細谷之儀二御座候間平井之市ハ

一圓立不申候二付百姓口恐仕候間此市如前々立申候やうに被仰付

可被下候事

一 右御請申上候ごとく市返し被下候ゆへ開口も仕只今永百拾六貫

五百文定納仕候其外町やしきの儀も去かのへさるのとし御改被成

永式貫八百六拾四文定納申如前々之平井之市退伝不申候やう二被

仰付可被下候事

寛永拾年酉五月十一日

平井半兵衛

次兵衛

弥五衛門

小兵衛

利右衛門

庄兵衛

与三左衛門

二郎左衛門

高室金兵衛様

(10)、(11)【史料3】

案書

一 平井衆市之儀二付御訴訟被申上候今以相違仕候其子細ハ御入国

之寅年山之根筋天野三郎兵衛様 御代官被成候其時に伊奈之者共

罷出市之儀申上候二付而朔日六日此六さいの市申請取候申其後三

郎兵衛殿下総之助崎与□所へ御代官かい被成御移被成候其跡大窪

石見殿御代官所相成候時□所成其時に平井衆石見殿市日を申請別而五日十日此

六さい之市を立被申候へとも□立不申候二付而亥年之冷雨ふりを

かつけ石見殿へ申上伊奈之市を三さいとられ申候惣別市場にかき

らず在郷之者迄も身□御座候へハ相当に新田をひらき作仕候事

一 尚重而伊奈に炭薪之罷出候郷中ハ皆長右衛門殿御代官所二新市

を立可申候哉三□□立申候二付而ハ御代官へ其由申上在々之商人

をもよひ申市まつりをも致其上見せをはり似合之うりかい可仕候

へとも左様なる儀不仕候事

一 小宮谷与申儀ハ不残福村長右衛門殿御代官所二御座候其内二伊

奈斗ハ岡上神右衛門様御代官所二御座候炭薪之罷出候郷中ハ皆長

右衛門殿御代官所二御座候新市を立申候由平井衆御訴訟被申上候

何にて内々二而伊奈ハ江戸筋之順道よく駄ちん次もよく御座候□

山里うり人も相談致毎日日出合取引仕候去時にも平井衆如此御訴訟

被申上候付而長右衛門殿より山中之衆堅被仰付候所以来ハ平井へ

罷出炭少々あきない仕候へと被仰付候順道あしくゆへか□□文□

と不能出候其筋平井衆伊奈へ□罷出山方より罷出候者を□□致

致其うえ炭薪付参候馬をとり平井へ召連□参候かやう□まで□致

(五日市町、石川尚志家所藏)

候へともうり人かい人相談致取引仕候に何にて我等ともおさへ申儀不罷成処伊奈之者にかかり只今作毛仕時再かい半ニ六ヶ敷儀□申上候扱遺申候

寛永拾壹年

戊五月十三日

庄兵衛
孫兵衛
長兵衛
四郎右衛門
三九郎
清左衛門
五右衛門
いし

(五日市町、石川尚志家所蔵)

(12)、(13)、(14)【史料4】

乍恐差上申伊奈市口上書御事

一 武州伊奈村市之儀者先規より壱ヶ月ニ六度宛立来り申御事ニ座候所ニ大久保岩見様山之根中御支配之時節被仰付候村者平井村は湯場之義ニ候得者諸大名様御湯治之時節御用ノため伊奈村之市を絹紬之売買を三度わけ遣わせ申様にと之為仰付候ニ付伊奈村より御訴詔申上候様わ先規より六度宛立来り申古キ市をわけ遣わせ申義□恐ニ奉存候段申上候得者岩見様被仰候わ平井之義わ絹紬之売買計仕り伊奈村ニてハ先規之通炭木売買可仕由被為仰付候御事

一 福村長右衛門様御支配之時節五ヶ市村ニて新市立申二付伊奈村

より御訴詔申上候所ニ 御公儀様より新市御法度之旨被為仰付つふし置申所ニ過し此より又我儘仕日野原谷々之炭□買留致申候御公儀様御證文有之またわ御代官様御下知なと、大分之偽り申古キ伊奈市を一切につぶし申儀ニ御座候御事

一 御入国以後御天守之銅御かわらほど□廿之所ニて伊奈町ニ而御ふかせ被遊候時分も炭指上ヶ申候伊奈村と申わ武州炭之初り之市ニ御座候就夫御吉例として今ニ至迄伊奈炭を御台所へ差上ヶ申幾久御用相動申所ニ而御座候御事

延宝六年ノ歳

岡登次郎兵衛御代官所

伊奈村 名主兵左衛門
同村 惣 百姓
御奉行様

(五日市町、石川尚志家所蔵)

(15) 『五日市町史』昭和五一年、五日市町。

(16) 東京都西多摩郡檜原村、武田静雄家所蔵。村上直「近世における村と組の問題」『多摩郷土研究』22、昭和三二年一二月、多摩郷土研究会。

(17) 東京都秋川市、塩野半十郎家所蔵。「草花郷地詰帳」『秋川市史』

昭和五八年一月、秋川市。

(18) 秋川市小川、森田幸司家所蔵。

(19) 井沢六郎「近世初頭における上給検地について」『多摩郷土研究』

31、昭和三八年三月、多摩郷土研究会。

(20) 神崎彰利「徳川氏の検地」『検地』一九八三年、教育社。

(21) 和泉清司「近世初期関東における永高制について(上)(下)」

『埼玉地方史』11・12号、昭和五六年二月、同年六月、埼玉地方史研究会。

(22) 『伊奈之郷辰名寄帳』は、原本を確認することが出来なかったため、以前に伊藤好一先生が撮影したフィルムをお借りして考察を加えたものである。伊藤先生のご好意に深く感謝申し上げます。

(23) 大館右喜「武蔵国における慶長検地」『幕藩制社会形成過程の研究』一九八七年五月、校倉書房。

(24) 北島正元「検地と農民支配体制の完成」『江戸幕府の権力構造』

昭和三九年九月、岩波書店。

(25) 昭和五一年一月、五日市町。

(26) 慶長一一年三月一九日に道高禪定門俗名大福但馬守が没している『過去霊簿(大悲願寺過去帳)』二四世如環整理、大悲願寺所蔵。

(27) 明治五年十月『田畑反別取調野帳』、石川尚志家所蔵。

(28) 渡辺隆喜「神奈川県地租改正事業の特色」『神奈川県史研究』四、一九六九年、神奈川県。

鈴木芳行「明治初期神奈川県の地価創定事業」『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究(第一次研究報告)』一九八九、一二、多摩川流域史研究会。

(29) 大館右喜「宝暦期田安領における百姓一揆」『埼玉県豊岡高等学校校紀要』第七号、一九七二年、埼玉県豊岡高等学校。

馬場憲一「武州多摩郡の田安家領について」『月刊歴史手帖』

一三卷、一二号、昭和六〇年二月、名著出版。

(30) 【史料5】

乍恐以書付奉願上候。

御領智武州多摩郡

伊奈村惣百姓申上候

一 先達而御増永御運上御免奉願上候処来春再御見分地押可被 仰付旨勿論当十一月晦迄分間絵図仕指上候様二被 仰渡惣連判を以御請書差上候様二被 仰付奉畏候得共先達而御廻村之節田畑居屋敷山林共二銘々立札御改被 仰付候二付去秋中より当春迄右御改二相懸り夥敷方□相懸り村中夫人足等も大勢相掛り殊之外困窮仕候此上再御見分地押被 仰付候而者惣百姓□□と差詰り相潰レ候程二難儀仕候然ル上者本途御年貢御上納も仕兼渡世も難送り末々程敷難儀至極と奉存候間何分二も以御慈悲再御見分地押御免被成下当春中之御増永御運上御勘弁之上御免被成下候様二幾重二も奉願上候偏二御救与惣百姓永相助り難有奉存候以上

宝暦十一月巳八月

右百姓伊右衛門

(他 一七三人)

(31) 寛文九年九月十八日『武州多摩郡伊奈村名寄帳』二冊、五日市町、石川尚志家所蔵。

(32) 『武蔵国多摩郡伊奈村戸籍』五日市町、石川尚志家所蔵。

(33) 『真言宗宗門人別書上帳』五日市町、石川尚志家所蔵。

(34) 五日市町、石川尚志家所蔵。

(35) 「南多摩丘陵村落の生活構造」『近世村落の基礎構造』昭和四七年三月、吉川弘文館。

(36) 図表D―三、D―四―一、二、三、四『五日市町史』昭和五十一年、五日市町。

(37) 大悲願寺所蔵の過去帳『過去靈簿』に「華月妙柳信女彦右衛門妻 同(正保三年) 丙戌十月十九日○伊奈大福清左衛門母」とある。

『福生市史資料編中世寺社』昭和六十二年三月、福生市。

(38) 大悲願寺所蔵の過去帳『過去靈簿』に「本空徹源居士俗名善右衛門 同(寛文八年) 戊申二月廿九日○伊奈新町石川兵左衛門舎兄」とある。『福生市史資料編中世寺社』昭和六十二年八月、福生市。但し、石川家に伝わる過去帳(註40参照)の記載と人名において異なる。

(39)、(42) 伊奈村の寺檀関係、宗教支配の実態については別稿(「近世の村の寺の役割について」『西垣晴次先生退官記念宗教史地方史論纂』一九九四年、刀水書房)に記してあるので参照いただきたい。

(40) 立川愛雄「武州多摩郡伊奈村石川家について」(私家版)

(41) 【史料6】

差上申證文之事

一 苳木四百四拾九束四分九厘 但 長わり 三尺繩□

金巻両二付拾六束かへ

右者武州多摩郡山根村々当年苳木御新前々より私儀御請負御上納仕来候二付跡々請負直段御尋被遊候平岡三郎右衛門様御代官所之節金巻両二付式拾六束買より拾八束かへ□□御吟味之上御請負申候比企長左衛門様御代官所二罷成金巻両二式拾束買より拾八束かへ四年以前巳年より去未年迄諸物高直二付跡々直段二而ハ御用相勤不申候故右之段奉願上金巻両二付拾五束かへ二御請負仕候二付当申年分御吟味之上書付之通被仰付候御公儀様より苳木巻束二付鑿四拾五文つゝ被下置候御酒

代之義三拾年以前迄ハ村々直納二仕候間村方江請取候□□後村々二苳木払底二付岡上次郎兵衛様御代官所之節請負納二被仰付被下候様二奉願候二付被下置候御酒代鑿四拾五文請負人方江請取申上候二村々と相對仕候私苳木請負仕候而も御賄方へ時々奉□□苳木相納申候へハ遠方二罷在御用間違も如何二奉存芝田町七丁目久太郎儀相頼御賄方相勤申候依之被下置候御酒代之義久太郎方江請取申候此度跡々より苳木請負上納申候わけ御吟味二付申伝候通證文差上ケ申候少も相違無御座候仍如件

正徳六年申五月廿一日

武州多摩郡伊奈村

苳木納人 庄兵衛

□田□右衛門様

御役所

(五日市町、石川尚志家所蔵)

近世の村における庭場と組

桜井昭男

はじめに

近世における村落史研究の最近の基本的な動向は、村を領主による搾取の対象としての存在から解放し、支配の末端の単位であるという位置づけを確認しつつも、これまで必ずしも正当に評価されてはこなかった「農民の村」としての自治的・自立的側面に光をあて、支配と被支配という関係を単なる対立関係としてのみ見るのではなく、これを両者による相互的な関係のあり方として捉えていくことによって、そこに新たな村落像をつくりあげようとしている方向にあるといつてよいだろう。

このような視点のもと、「領主の村」と「農民の村」といった概念の設定によるその連関構造の究明など、近世村落それ自体の持っている運動様式や社会構造が徐々に明らかにされてきている⁽¹⁾。近世村落に対する最近のこのような研究動向は、支配と被支配との相対的な連関構造の問題という視点の設定によって、新たな息吹を与えられたといつても過言ではないのである。

以上のような研究動向をふまえて、筆者はこれまで近世村落の内部に存在するさまざまな社会組織に注目し、若干ながらそれぞれの組織の連関性を明らかにする作業をおこなってきた⁽²⁾。このうち西多摩地方を中心として存在する「庭場」と呼ばれる組織(組)については、先に小川村

(現秋川市)を対象として、この庭場の組と年貢収納を基本的な目的とする組との二種類の組の関係として検討をおこなった⁽³⁾。ここでは、庭場が農民生活の日常性に根ざす共同体的なものであるのに対し、年貢収納の組は行政的に領主によって設定されたことを特徴とするものであること。さらに二種類の組は、前者は地縁的にまとまっているが、後者は地域的なものではないという違いがあり、従つてその人的構成は一つの系統としてまとめられるのではなく錯綜していたこと。しかしこのような錯綜性は、二種類の組を統一化する方向にはなく、むしろ共同体的なまとまりである庭場の顕在化という方向に機能したことなどを明らかにすることができた。

本稿では、共同体的な組としての庭場と、行政的な組としての年貢徴収の組という二種類の組について先稿で明らかにした点をふまえ、さらに相給および分郷との関係も視野にいれながら、秋川・多摩川流域の他の村の史料を含めてさらに検討を加えることで、近世村落に関する前述の論点にせまっていくことを目的とする。村の中に性質の異なる多くの組が存在していたことはあらためて言うまでもないが、これらの組は農民がその日常生活を営んでいく上で無くてはならないものであったと同時に、このような組にかかわる論点は、まさしく支配と被支配の接点におけるさまざまな問題を内包していると言つことができよう。

ところで、西多摩地方の庭場については、すでにいくつかの研究が出版されている。小川村についてはすでに別稿で検討し、その概要は先述した。滝沢博氏ははやく庭場へ注目し、おもに青梅地域の村々を中心にその機能などについてこまかい事例の検討をおこなっているが、その中で南小曾木村(現青梅市)には五つの庭場が存在し、「行家(ぎょうや)」

と呼ばれる庭場の集会所を持ち、庭場の代表者として組頭が選任されていた。この組頭は、庭場一同の信任によってその職務を遂行することができた⁽⁵⁾という。

このように、ひとくちに庭場といってもその実態は村ごとに微妙な相違を見せているようである。そこで、以下いくつかの村の庭場を取り上げてその共通点と相違点を確認し、先の二種類の組などとの関連を検討しながら、その近世村落における位置づけをしていくことにする。なお、本稿において単に村と表現した場合、これは領主の村切りなどによって行政的に設定されたいわゆる村請制村落を意味している。

一、熊川村⁽⁶⁾の場合

熊川村（現福生市）は、前稿で取り扱った小川村と多摩川を隔てて相対する村である。まず、熊川村の庭場の数を確定するために、熊川村幕領分の名主を勤めていた石川彌八郎家の日記をのぞいてみよう⁽⁷⁾。

一 新左衛門尋之儀、彼是差図いたし所々へ人出ス、夜二人、内出庭場も頼ミ候而、式手ニ而呼候得共、行違相知れ不申候也（文政五年一月二日三三日条）。

一 大般若御礼所々江為三郎を以為配候、并二牛ばま庭場江配り候様乙右衛門方へ遣し候也（天保三年四月一日条）。

一 稲荷様再建入用南庭場寄進の心懸ニ而いたし候（天保四年二月一九日条）。

一 内出江助合可致余存□兵衛殿・直右衛門殿を呼び相談いたす、是は内出庭場病人多分故也（天保八年七月五日条）。

一 村方之もの一同年始相濟、弥七南庭場の年始いたし候（明治三年正月元日条）。

一 弥七父両給名主川原堤駕籠其外渡し二行、堤築手間老坪廿一奴より三拾式刃迄二相渡し、籠巻本二付石入賃拾式刃二而相渡し、巻番ヲ忠八江渡ス、二・三ヲ南庭場渡ス、四番ヲ福生江渡ス、五・六ヲ鍋ヶ谷戸、七・八ヲ内出江渡ス、九ヲ牛浜江渡ス、十森山江渡ス（明治三年四月朔日条）。

以上の引用の中、石川家の日記に姿を表した庭場は「南庭場」「内出庭場」「牛浜庭場」の三つであった。この三つの庭場はみな熊川村の小名であり、このことから熊川村の庭場が地縁的な枠組みとして組織されている様子がうかがえる。

このほかの熊川村の地名としては、鍋ヶ谷戸（北と呼ぶ場合もある）があるが、この鍋ヶ谷戸もひとつの庭場を形成していたことは、先に引用した日記の明治三年（一八七〇）四月朔日条に、籠を渡す対象として南・牛浜・内出の庭場に加えて鍋ヶ谷戸の地名が登場することや、下つて明治二年（一八七九）の字下河原耕地開拓にかかわる史料中、功田として除役される土地の書上の中に、共有地分として鎮守免や村免とともに「鍋ヶ谷戸稲荷免」「牛浜同」「南同」「内出同」、そして「四庭場持同」といった項目が出てくることから確認される。すなわち熊川村には、以上四つの庭場が存在していたのである。

ところでこの熊川村の庭場は、それがそのまま領主支配の枠組みと重なっていた。すなわち、南と牛浜が幕府領、内出が旗本田沢氏の知行地、鍋ヶ谷戸が旗本長塩氏の知行地といった形である。しかし、熊川村における庭場と領主支配のこのような関係は必ずしも一般的ではなく、滝沢

氏が検討した南小曾木村では「古布市庭場の事は相給も有之候⁽⁹⁾」と、小布市庭場がひとりの領主による支配のみを受けているのではないことや、幕府領と旗本青木氏知行の二給である小川村の場合、青木氏知行の百姓三人が幕府領の百姓とともに久保庭場に属していたことなどからも、その状況はそれぞれ村ごとに異なっていた様子がうかがわれる⁽¹⁰⁾。

なお、庭場を構成する人数を嘉永六年（一八五三）時点で見ると、熊川村全体で一七戸のうちおおよそ南庭場が三〇〇四戸、内出庭場が三八戸、鍋ヶ谷戸庭場が三九戸、牛浜庭場が一六〇二戸となっている⁽¹¹⁾。このうち牛浜庭場はかつて南庭場の百姓が移住して組織したものとされており、もともと庭場の戸数はだいたい四〇戸前後に平均されていたことがわかる。この点、熊川村のそれぞれの庭場ごとの地形の相違が少ないことが、庭場自体の規模を平均化している大きな要因と考えられる。山や谷を多く含むような地域では、それぞれの庭場の規模もその地形に大きく規制されるを得ないことは、まず確認しておくことが必要であろう。

ところで熊川村の三給ごとの石高は、寛政二年（一八〇〇）の「村内様子取調帳⁽¹²⁾」によれば、村全体で五一六石四斗五合の内、幕府領が一五三石七斗四升七合（南・牛浜）、田沢領が二四四石六斗五升八合（内出）、長塩領が一八石（鍋ヶ谷戸）となっている。石高ではそれぞれの庭場ごとに規模が異なり、内出と鍋ヶ谷戸では倍以上の差があるが、一方戸数にはほとんど差がないということは、それぞれの知行石高とは関係なく、なによりも庭場としてのまとまりを第一に考慮して分郷をおこなった結果であることを想像させてくれる。石高がまさしく数値としてののみ意味を持つのであれば、実体としての百姓のあり方がまずもつ

て尊重されなければならなかったのである。

二、福生村の場合

つぎに、熊川村の隣村である福生村（現福生市）の場合を見ていくことにする。これも熊川村同様、村の名主を勤めていた田村半十郎家に残された日記の記載から、福生村の庭場の様子を探っていきたいと思う⁽¹³⁾。

一 村方当番参り、きのふ太七参り庭場当番之もの申口、まんどぶの義下郷二而吉ヶ年相休候様いたし度趣二付、利害申聞候処、左候ハ、下郷まんどぶハ庭場限、上郷三庭場ハ俱二もち候様いたし度趣申之候二付、何れも先規之通庭場限もち候様申渡し候（弘化五年七月四日条）。

一 天王祭礼宿庭場てふちん三十こしらへ申候（安政五年六月一四日条）。

一 長沢庭場若者不取締之儀有之（安政四年八月二六日条）。

一 去年色々村方二而世話相成候二付、日待料として四ヶ庭場江金五両つゝ相渡し候（慶応三年六月一四日条）。

以上、抜き出した事例は多くはないが、ここには「宿庭場」「長沢庭場」が見えている。この宿や長沢も福生村の地名であることから、やはりここでも庭場は地域的な結合組織であることが知られる。また、弘化五年七月四日条の記載によると、盆の行事である「まんどぶ（万灯）」をおこなうに当たって上郷と下郷という区別があり、しかも「上郷三庭場」という表現から、いくつかの庭場がまとまって「上郷」および「下郷」が成り立っている様子を知ることができる。このように、庭場自体

も決してそれぞれが独立した組織としてのみばかり存在しているのではなく、場合によっては庭場どうしの連合があり得たことがわかる。しかもそれは「上郷」「下郷」と称されるように、かなり恒常的なまとまりとなっていた場合もあったようである。

ところで、引用史料中に「四ヶ庭場」という記述があるところから、このほかにも庭場が存在していることがうかがわれるので、さらに他の史料から福生村の庭場の検討を続けていくことにする。

(省略) 右者福生村内字馬喰竹庭場与申、百姓拾六軒程有之、平日不平之場所二而何事二よらす六ツヶ敷義計り有之⁽⁴⁾。

この史料の記述から「馬喰竹庭場」の存在を確認することができる。

取替議定証文之事⁽¹⁵⁾

一 当地蔵尊之儀者両庭場持二而有之候、両村境字羽ヶ下地蔵坂二在候処、近年一統相談之上私共持地所之内貸し呉候様二付、当申年より来ル卯年迄式拾ヶ年之間安置被為致可被成候(省略)

嘉永元申年

十一月 日

右地主	道	林
	上	蔵
組合	同	与十郎
同	同	喜代蔵

両牛浜中

組頭中

この史料は、地蔵の臨時の遷座に関するものであるが、ここには「両庭場」という記述が出てくる。地蔵を安置するための土地の借用を依頼した「両庭場」と、依頼された地主の林蔵との間に取り交わされたとい

う史料の内容から、この「両庭場」の意味するところは宛名の「両牛浜」ということになる。「両牛浜」とは、熊川村と福生村の双方の牛浜を指しており、福生村の牛浜もひとつの庭場を組織していたことがわかる。

濟口証文之事⁽¹⁶⁾

一 此度村内字宿・上内出両庭場四拾九人惣代百姓平七より同村年寄市郎右衛門・百姓代半左衛門・百姓佐次右衛門江相掛り、先年両庭場鎮守関神明神江附置候字古布市海道二而切畑六反式拾五歩之処二立置候榎雜木伐荒候段申立今般奉出訴、来月二日御差日御差紙頂戴相附候処、尚又氏子十六人惣代年寄治左衛門より右之段申立御訴訟可申上旨村役人江相届候(省略)

享和二戊年二月

年寄 市郎右衛門

(他十一名省略)

氏子中

鍵取

宝蔵院様

この史料は、「宿庭場」と「上内出庭場」の両庭場の鎮守である関神明社の社地にある雑木を切り払ってしまったことに端を発した訴訟に関するものであるが、この史料から先述の「宿庭場」に加えて「上内出庭場」が存在しており、その戸数が両庭場で四九人であること、さらにこの二つの庭場に共通の鎮守があることなどがわかる。

次に、安永二年(一七七三)八月の日付を持ち、慶応二年(一八六六)に写された「神光仏言夢物語」⁽¹⁷⁾という、福生村の成立などに触れている史料の中から庭場に関する部分を抽出してみよう。

(前略) 当村者清水但嶋開キ初メ先村野惣社氏神両体権現御鎮座本

寺堂耆ケ所御本尊薬師妙来入仏有今長沢に立たまふ(略)宿堰明神者伝へ間に(略)馬喰ケ谷戸二天神社耆ケ所是八庭ばの氏神上屋敷二神明社耆ケ所同庭はの氏神原ケ谷戸二稻荷明神社耆ケ所同庭はの氏神右者五ケ所是八宝蔵院持也中福生西の神明八庄右衛門世話熊野権現耆ケ所牛浜二富士千現耆ケ所かやとに三王の社耆ケ所同庭場の氏神此三ケ所者元より清岩院持(後略)

この文章によると、「馬喰ケ谷戸」(氏神天神社)・「上屋敷」(同神明社)・「原ケ谷戸」(同稻荷明神社)の各庭場があり、これに「長沢」「宿」が加わり、さらに「中福生」(同神明)・「牛浜」(同富士浅間社)・「かやと(萱戸)」(同山王社)といった庭場が存在していることになる。

以上、断片的な史料からではあるが、福生村の庭場の確認作業をおこなってきたが、これまでに「宿」「長沢」「馬喰竹」「牛浜」「上内出」「馬喰ケ谷戸」「上屋敷」「原ケ谷戸」「中福生」「萱戸」の一〇庭場を確認することができた。これらの庭場を『新編武蔵風土記稿』に出てくる福生村の小名と比較してみると、『風土記稿』には「馬喰竹」「原ケ谷戸」がなく、かわりに「新屋敷」が記載されているという違いのほかは一致しており、大方ではあるがここで確認することができた庭場を福生村の庭場として確定することができよう。

ところで、福生村の支配状況は、近世初期には幕府領と旗本領の五給であったが、それ以降は幕府領のみの一給地となっている。旗本領時代の状況を明らかにすることができないため、福生村においては熊川村のように支配領主と庭場の関係を明確にすることはできない。

熊川村の庭場数四つにくらべて福生村の庭場数は確認されただけでも

一〇とかなりの数になっているが、これは福生村の石高が幕末段階で九三六石余と、熊川村の五六九石余をはるかに上回っており、戸数も九〇戸近い差があるという事情もあるが、各庭場を構成する戸数が、熊川村の四〇戸程度を基本とする規模に対して、福生村が二〇戸程度を基本とした規模であるという違いによっている。

福生村の庭場と領主支配の関係は不明であったが、次に庭場と他の村組との関係について若干考えてみることにする。

江戸時代の福生村では、金右衛門組と文左衛門組という二つの組によって年貢の納入がおこなわれていた。しかし、享保九年(一七二七)に川崎村(現羽村市)の越石分からんだ不正が問題となったことで文左衛門組から川崎村越石分が独立し、それ以来福生村の年貢は基本的に三つの組に分かれて納入されることとなった。⁽¹⁹⁾ ちなみにこの件に関しては、明治二年(一八六九)になって文左衛門組と川崎村越石分が合併し、新たに半十郎組と名乗っている。⁽²⁰⁾

この他の組としては、文久元年では勘次郎組・忠左衛門組・伴蔵組・権兵衛組・由兵衛組・明治元年では長兵衛組・清左衛門組が確認できるが、これらの組は金右衛門組や文左衛門組といった年貢納入組織の下部組織として存在していたようである。では、これらの組と庭場の関係はどのようなものであったのか、ここでは長兵衛組と清左衛門組を取り上げて考えてみることにする。

表1と表2は、この関係を整理してみたものである。所属していると見られる庭場が確定できない場合は、所属の可能性のある庭場をすべて列挙しておいた。この二つの表からまず最初に指摘できるのは、福生村の長兵衛組に属している百姓の多くが牛浜庭場に属しているということ

三、大久野村の場合

大久野村（現日の出町）は、上大久野村・下大久野村・北大久野村の三村に分かれているが、支配状況は複雑である。その具体的な様相については本報告書に掲載されている池田論文を参照していただきたいが、

大まかな概略を述べておくと、⁽²²⁾近世初期は幕府領であったが、延享三年（一七四六）にその一部が田安領となり、天保三年（一八三二）に再び幕府領に復帰する。その後天保一四年（一八四三）に本多対馬守の領地が誕生し、嘉永元年（一八四八）には残りの幕府領の内に松平大和守領分（川越藩）が設定され、これらの領地の設定は上大久野・下大久野・北大久野それぞれについておこなわれているため、大久野村は都合九分されたことになる。なお、松平大和守領は翌年幕府領に戻っている。

大久野村の石高は三村合計で九四四石七斗九升七合であるが、ちょうど九分された時期のそれぞれの領地の石高と戸数は表3の通りである。また、大久野村の小字を示した地図が図1である。このうち落合は下大久野村と北大久野村の双方にかかわっており、細尾は他の下大久野村の小字とは離れた飛地になっている。

これらの小字は、そのすべてにおいては確認されないが、史料的には庭場と呼ばれており、大久野村にも地域的な結合による庭場組織が存在していたことがわかる。以下、史料的情况からおもに上大久野村について、庭場にまつわる問題を検討していくことにする。

先述のように、大久野村は数度にわたって分郷がおこなわれたが、この分郷に際しては大久野村の庭場も大きな影響を受けることになった。まず史料を引用しよう。

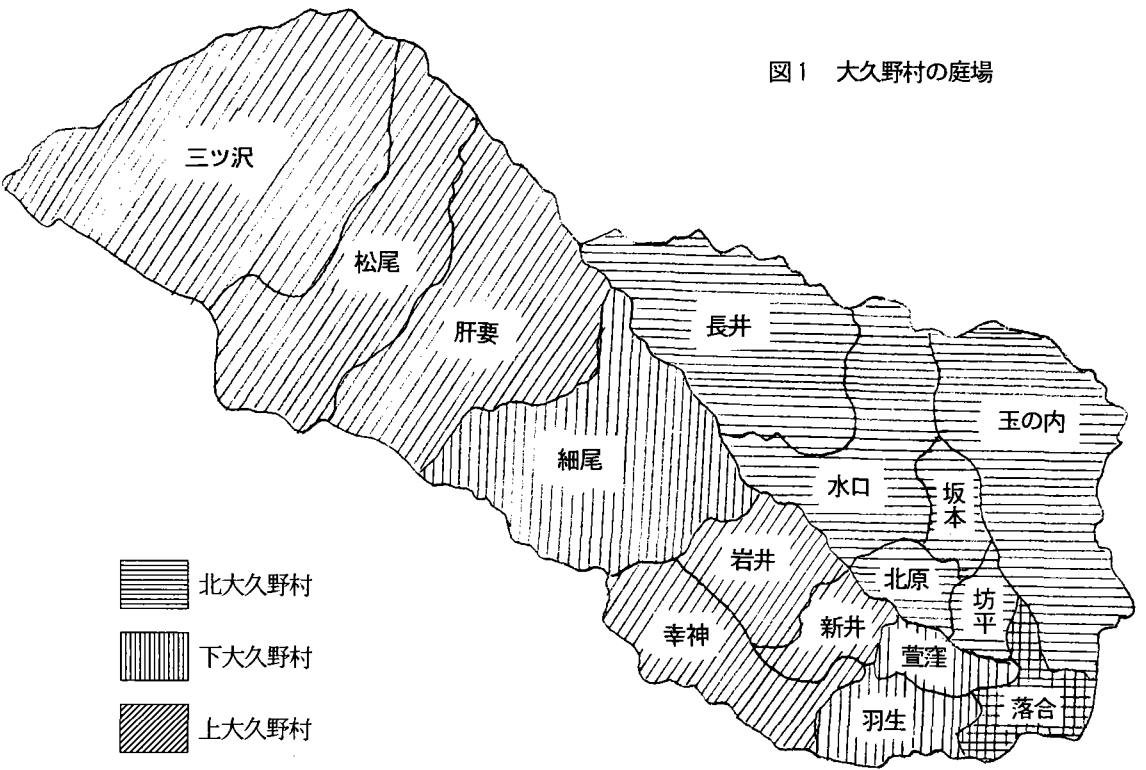
表3 大久野村の支配別石高及び家数

村名	支配	石高	軒数
上大久野村	本多領	136石9斗9升4合1勺7才	68軒
	川越領	75石3斗4升9合4勺6才	38軒
	御料	36石7斗7升4勺7才	19軒
下大久野村	本多領	121石6斗8升4合1勺9才	46軒
	川越領	66石9斗2升8合6勺8才	25軒
	御料	44石2斗6升3合1勺3才	13軒
北大久野村	本多領	254石4斗9合1勺9才	97軒
	川越領	139石9斗3升	53軒
	御料	68石4斗6升7合7勺1才	26軒

（日の出町 青木安由家文書 戸籍20）

差出し申一札之事⁽²³⁾
 今般当村高式百四拾九石壹斗壹升四合壹勺、家数百廿四軒之内、高百三拾六石九斗九升四合壹勺七才、家数六拾八軒本多対馬守様江御知行代地御引渡二相成、然処右六拾八軒之内当庭場之儀廿三軒、入

図1 大久野村の庭場



四組之四拾五軒与者道法巷里余も相隔、殊二下大久野村細尾入合居、尚又当庭場廿八軒之内村役人式人・小前三人御料残二相成甚難敷、往々庭場治り方ニも抱り可申与存候間、私共儀御知行所ニ相成候得共御料所江談合之上、諸事前々之通り御取計被下、何卒名主役之儀者是迄相勤来り候御料所名主方江兼帯相頼申度此段御頼申上候、依而之小前一同連印差出し申処如件

天保十五年

上大久の村岩井庭場

三月 日

小前

勇右衛門

印

重右衛門

印

伊 八

印

久右衛門

印

長 兵衛

印

伊 兵衛

印

丈右衛門

印

彦右衛門

印

新 兵衛

印

長 藏

印

徳 次郎

印

安 兵衛

印

栄 吉

印

岩 藏

印

伊左衛門

印

喜 与 八

印

七郎右衛門

印

作右衛門 ㊦

林之介 ㊦

百姓代 久兵衛 ㊦

同 伝左衛門 ㊦

同庭場

組頭 又左衛門 殿

同 栄次良 殿

この史料は、天保十四年に大久野村に本多対馬守領が設定されたとき
の、上大久野村の百姓の対応を知ることができるものである。この史料
によると、上大久野村の内一三六石余・六八軒が本多対馬守領に組み込
まれたのだが、その内訳は岩井庭場の二三軒と入四組の四五軒であった。
入四組とは図一にある三ツ沢・松尾・肝要（上と下に分かれていた）の
各庭場のことで、弘化二年（一八四五）の「平形御獅子祭入用」という
史料⁽²⁴⁾によると、この入四組の家数は三ツ沢一〇軒・松尾一二軒・肝要二
三軒となっている。すなわち、上大久野村では入四組全部と岩井庭場の
二三軒が本多領となつたわけである。

ところが、図一を見ても分かるように、入四組と岩井との間には細尾
が横たわっており、その道のりも一里余もあるということでは何かと不便
であった。さらに、岩井庭場全体の家数は二八軒であり、五軒が幕府領
としてそのまま残ることになってしまった。この五軒とは村役人二人と
小前百姓三人であり、岩井庭場は完全に分断されてしまったのである。

このような状況では庭場としてのまとまりも弱くならざるを得ず、いろ
いろと難渋するということで、本多領として新たに立てる名主をこれま
での御料の時の名主に兼帯させ、諸事の取り計らいも御料・私領一統で

おこなえるようにねがったのである。

これによると、御料名主は岩井庭場の人間であったことがうかがわれ
るが、この史料作成の意図は、分郷によって分断された庭場の実質的な
機能維持を求めたことであつたのである。なお、この史料には小前一九
人・百姓代二人・組頭二人の計三十三人と岩井庭場の者全員が登場してお
り、その意図の固いことを見取ることができる。

岩井庭場内のこのような動きはどのような方向に進むのであろうか。

関連史料を次に引用する。

差出シ申願一札之事⁽²⁵⁾

今般当村之内高百三拾六石余、家数六拾八軒本多対馬守様御知行代
地二御引渡二御分郷被 仰付、然ル処右之内岩井庭場高三拾六石余、
家数廿三軒之儀者人四組庭場与者道法隔、其上入合いも有之候二付、
此度貴殿江名主役内兼帯頼入候処、御承知被下忝存候、然ル上者御
年貢取立方の儀者勿論、村方諸入用共其時々割合書付御渡可申候間
御取立被下、一村同様之心得ヲ以諸事万端我等二成□御世話之儀を
頼入候、依之願一札差出シ申処如件

御私領所

天保十五年

上大久の村

辰四月

名主 儀左衛門

加印

御料所

百姓代組頭 宇兵衛

同村 伝兵衛殿

これは、先の史料と同様の内容を持つ史料であるが、ここでは先の岩

井庭場内の動きに従って、上大久野村の私領名主から御料名主伝兵衛に名主の兼帯を願ひ出ている。差出人に名前を連ねている儀左衛門と宇兵衛はともに入四組の百姓と考えられる。この結果、伝兵衛は上大久野村の御料名主と私領名主を兼帯することになったわけであるが、それでは私領名主儀左衛門との関係はどうなるのであろうか。さらに関連史料の引用を続けよう。

対談書之事⁽²⁶⁾

此度当村高之内百三拾六石九斗九升余本多对馬守様御地行代地渡分郷被仰渡承伏仕、旧冬新見益三郎様御出役之節、熟談之上新井最寄老本・岩井組老本・入四組老本三本圖ニ仕度段申上候処、村繪圖可差出旨被仰聞、則繪圖面差出候処、上下ヲ分ケ中之分者最寄附之事故分組ニいたし可申旨御利解有之、納得之上圖引致候処、新井最寄者は迄之通り御料残、入四組者御私領渡ニ引当候ニ付、入四組高凡百石其余、三拾六石余岩井組ニ二分、都合御私領渡右高二相成候、然処入合郷茂有之相談之上入組名主役之儀ハ儀左衛門相心得、岩井組之儀者御料所名主伝兵衛江兼帯相頼、都而御上納物者勿論差出書面等茂兼而被仰渡候通り一纏いたし、御用向大切ニ相勤可申候、尤村方御年貢其外金銀取集之儀、入四組者四組ニ而取立、岩井組者岩井ニ而取立候上、一束ニいたし御上納可仕筈、人足・歩役・村人用定式物之儀者都而高割ニいたし可申旨、臨時用向等出来致候節者相談之上取計可申筈、右申合行届候上者は迄之通万端実意ニ因詰御用向大切ニ相勤、村方納り専一二相心掛可申候、為後日為取替一札依而如件

御私領渡

大久の村

百姓代

善兵衛判

宇兵衛判

組頭

伊之吉判

源右衛門判

佐次右衛門判

弥左衛門判

儀左衛門判

岩井

御役入中

この史料もこれまでの史料と同様のもので、岩井庭場と入四組の間で取り決められた議定であるが、これによると、上大久野村の分郷は新井・岩井・入四組の三本の圖でおこなわれ、その結果は先にも触れたが、新井はこれまで通り御料のまま残り、入四組百石余と岩井の内三六石余は私領に移り、岩井の残りは御料として存続することになっている。上大久野村の中では幸神の動向が不明であるが、岩井が他とは異なつて分断されてしまった様子を見て取ることができる。

さて、その結果問題となつている名主の取扱いについては、「入組名主役」すなわち入四組を担当する名主には儀左衛門がなつて私領名主としての役を果たし、岩井については御料名主の伝兵衛が兼帯することとし、「村方御年貢其外金銀取集」は入四組の四庭場で取り立て、岩井は岩井だけで取り立てるといふことにしている。

天保一五年に作成した分郷に際しての村方の諸事取り計らいに関する議定書の連印⁽²⁷⁾には、御料名主として伝兵衛が、私領名主として儀左衛門がそれぞれ名を連ねているところから、公的には伝兵衛は御料名主、儀

左衛門が私領名主であったことがわかる。とすれば、伝兵衛の御料私領兼帯名主とは、一つには御料名主そのものとしての役割と、これに加え私領分の岩井庭場に対する名主としての役割を課せられたと考えることができる。伝兵衛に行政的な村の長としての役割とともに、共同体的な庭場の長としての役割も期待されたのである。すなわち、分郷というまさに行政的な村の改編にあたって、村方ではこれまでの共同体としての地域的そして生活的な結合の中心であった庭場の機能を何とか維持しようとの努力を重ねていたことを、これらの史料は示しているといえる。このことは、先に言及した天保一五年の分郷に際しての上・下・北大久野三村による議定中に「神事祭礼并婚葬其外諸普請、御料・私領入交り候共是迄仕来り通可致事」との一条が加わっていることにも表れていると言えよう。

最後に、上大久野村の他の組の問題について触れておくことにする。上大久野村には文久三年（一八六三）段階で一四の百姓の名前のついた組があった²⁸⁾。この内訳は、私領である本多領の組が八組で、御料及び松平上知分の組が六組ということになっているが、元治二年（一八六五）三月の「田畑御成箇小物成漆諸運上勘定帳」という史料を見てみると、それぞれの組高は表4のように「御料分」と「私領分」に分けて記載されている。しかし、各組の御料・私領別の高を見ると、御料の組は御料分の高が多く、私領の組は私領分の高が多くなっているという傾向をうかがうことができる。

このことから、各組は一応御料・私領ごとにそれぞれ設定されたものの、おそらく土地移動などの過程で御料・私領の土地が錯綜したものと考えることができる。一四組の内甚兵衛組と伝左衛門組には御料・私領

間での土地の移動がなかったため、御料分のみは組高に留まっていたであろう。これら百姓名の組は、たとえば私領の儀左衛門組の儀左衛門が上大久野村の私領名主を勤めていたように、御料・私領ごとにそれぞれ組織され、表を作成した史料のごとく年貢諸役の収納を基本とした役割を果たしていたと考えられる。

表4 上大久野村の組高

組名	組高	御領分	私領分
儀左衛門組私領	13石99015	3石65133	10石33882
紋兵衛組私領	10石93548	0石82933	10石10615
清兵衛組私領	23石0506	3石258	19石7926
源右衛門組私領	25石08516	2石68466	22石4005
年番藤兵衛組私領	26石9804	5石29334	21石68697
清太夫組私領	9石66424	1石81166	7石85258
年番龜吉組私領	15石63425	4石105	11石52925
年番八郎左衛門組私領	11石6552	0石3717	11石28367
甚兵衛組御料	13石98493	13石98493	
弥五左衛門組御料	25石49436	14石53047	10石96389
伝治郎組御料	26石32887	24石03188	2石29699
年番甚右衛門組御料	25石26428	19石85665	5石40763
三右衛門組御料	17石84894	14石51428	3石33466
伝左衛門組御料	3石19859	3石19859	
合計	249石11545	112石12182	136石99371

- ・元治2年3月「田畑御成箇小物成漆諸運上勘定帳」（森田一郎家追加文書）
- ・多摩川流域史研究会池田報告レジュメをもとに作成

以上、上大久野村の庭場をめぐる問題を取り上げてきたが、ここでは分郷という事態の中で分断の危機にさらされた庭場としてのまとまりをいかに維持するかという点に重点が置かれていたことを知る事ができた。一方で領主支配を基本とした百姓名の組も存在していたわけだが、これらの組はその村高の内に私領分や御料分が入り交じろうともそれを問題にすることはなく、それが百姓名の組のまとまりの性格を示唆していると言っている。これは、これまで述べてきたような庭場としてのまとまりのあり方とはまったく異なっていた。そしてそれは、百姓にとつて庭場が生活におけるさまざまな基盤として何よりも重要な位置を占めていたことを逆に証明することにもなるのである。

四、平井村の場合

次は、大久野村の隣村で、現在では大久野村と同じ日の出町に属する平井村を取り上げてみることにする。この平井村も大久野村と同様上平井・中平井・下平井の三つの村に分かれているが、ここでは中平井村と上平井村との間に起こった争論から本稿の関心に迫っていくことにする。

乍恐以書付御訴訟奉申上候

川村為次郎知行所

武州多摩郡中平井村

名主 良 助

組頭 藤右衛門

百姓三拾八人

右三拾八人惣代

右

訴訟人 藤右衛門

不正之勘定致候出入

田安御領知

同州同郡上平井村

名主

相手

弥惣右衛門

右訴訟人藤右衛門奉申上候、当村方之儀者元彦ヶ村ニ而高千石余之村方ニ御座候処、御三給分郷ニ候節上中下与相分、上平井村之儀ハ高五百石余、中下之儀者式百石余宛ニ而、居屋鋪・田畑・山林共ニ悉入交り居候ニ付、夫々出作所持致百姓相統罷在候処、相手村方之儀者拾式組ニ高分け致置、相手名主弥惣右衛門儀者定役ニ而旧来相勤、小前百姓共之内ニ而年番ニ組頭役老組限り老人宛拾式人ニ而村用向取計、御年貢・諸夫錢之儀者右弥惣右衛門割出シ組限り組頭共江相渡為取請(省略)

川村為次郎知行所

名主 良 助

文政十一子正月

外三拾七人惣代

組頭

訴訟人 藤右衛門

御奉行所様

(後略)

この史料は、中平井村と上平井村との間における年貢・諸夫錢の徴収方法の違いをめぐる争いが本題であり、田畑などの錯綜した入り組み状

況がこの問題を深刻化させているのであるが、ここではとりあえず本稿に關係する限りにおいて史料を引用してみた。

この引用によると、平井村はもとは一村であったが、三給の分郷によって上・中・下の三村に分かれたため、居屋敷・田畑・山林は入り交じりの状態にあり、出作なども多かつたようである。また上平井村については村内を一二の組に分け、名主は弥惣右衛門が定役となり、組頭は小前百姓の内から年番でそれぞれの組から一人ずつ出し、年貢や諸夫錢も名主が割り渡して組ごとに徴収していた。

上平井村のこの一二の組は表5の通りであるが、これらの組の中には後述するように、庭場として機能しているものがあることから、庭場の組織でもあったと考えることができる。すなわち、上平井村の庭場は、年貢・諸役徴収の単位など行政的な枠組みの中に位置づけられるものだったのである。

では次に、上平井村の庭場の機能について若干触れておくことにする。

表5 上平井村の組

組名	軒数	組名	軒数
上本宿組	14軒	中宿組	15軒
下本宿組	18軒	上宿組	10軒
狩宿組	8軒	谷戸組	18軒
塩田組	10軒	石原組	8軒
浦宿組	10軒	足下田組	10軒
堀之内組	13軒	中野組	13軒

・文久2年7月6日「雨乞諸入用控帳」（日の出町 野口定一家 文書 村政・行政63）

日の出町の三宅茂家には、慶応元年の「庭場定式年中行事」という、庭場がおこなう一年間の行事を書き上げた史料が存在している⁽³⁰⁾。その表紙には「塩田組」と記されていることから、上平井村では庭場は別に組とも称されていたことが知られるが、これによって庭場の活動の子細を把握することができるのである。ところで、この史料は滝沢博氏によってすでに紹介されているので⁽³¹⁾、詳細は滝沢論文に譲ることにするが、これまで本稿で述べてきたことと関連させてこの史料を見るために、行事の項目だけを抜き出してみよう。

正月四日 道祖神祭
 正月七日 朝焼
 正月一日 組頭交代二付寄合、前日寄合触
 正月一日 組頭交代二付跡役入人名前名主方江届
 正月一三日 名主宅二而初寄合、其節組頭罷出
 正月二四日 愛宕山御酒
 二月初午 稻荷講御酒
 二月彼岸 念仏講
 同夜 日待
 二月内 電祭初日待
 三月二日 榛名山講金集
 三月一日頃 榛名山より代参者帰り候ハ、日待人別触、其前取調
 八十八夜前夜 三日正月咄
 道造り触、芝かり同断
 虫送り

六月 定式六日限御年貢触

六月一五日頃 日待、小麦集

六月二三日 地藏堂二而日待

雨こゑ

八月 風祭初日待

同二番日待

同三番日待

二百十日

前夜三日正月咄

八月彼岸

念仏講

同夜

念仏日待

九月

御年貢触

九月

秋葉山日待

十一月

嫁簀三ツ目

寒念仏

十一月三日

大割勘定、同日昼頃組頭罷出

十一月

御年貢割日待

念仏講

新規家作普請吹籠り

臨時御用別断取計

以上、抜き出した庭場行事の大半は、さまざまな講を中心に、まさしく百姓の日常的な農作業に関わるまとまりとしての庭場の性格を如実に物語るものであると言ってよい。しかし、ここで見落としてならないのは、このような庭場の機能の中に、組頭の交代や年貢の割付に関係する項目が明確に組み込まれている点である。先述のように上平井村では一

二の組それぞれから一人ずつ組頭が選出されていたのであるが、この組頭を中心に、行政的な組と共同体的な庭場が重複することによってその機能を完全なものとしていたのである。

五、伊奈村の場合

伊奈村は現在五日市町に含まれている。伊奈村は五日市とともに中世末より定期市が開かれていたが、近世にはいると江戸を出荷先とする炭市が開かれるようになった。五日市と伊奈はこの炭荷を争い、五日市が炭荷を独占することで伊奈は徐々に衰えていったのである。

ところで、この伊奈村にも庭場の組織が存在していたので、この庭場が出てくる史料を掲げることになろう。

乍恐以書付御訴奉申上候⁽³³⁾

一 御領知多摩郡伊奈村名主組頭奉申上候、当村方小前百姓内二而村役人江相隠連印仕候趣之由及承候二付、組頭藤右衛門儀隣家并五人組相呼詮議仕候得者、印形致候段申候二付、誰方を申来候而印形致候哉与相尋候得者、孫八世話仕候而印形致候様申之二付、村役人江無沙汰二連印等致候儀不埒至極成儀御座候間、連印貫キ候様申聞候得者、五人組其外二三人印形抜候而藤右衛門方江持参仕候、然所二右之者共江庭場計二候哉、又者外二茂不殘連印致候哉与相尋候得者、新宿下分計之由申二付、若我等方二申分茂有之候、而右様之儀致候哉と相尋候得者、左様之事二者無之候段申之候、尤庭場違本宿・上村・北郷等二茂印形致候者有之由申候二付、何

様之儀ニ連印仕候哉相知不申候ニ付(省略)孫八申候者北郷嘉七
方ハ帳面差遣候、其帳面ハ其儘ニ而上村丈右衛門方江差遣シ、新
宿分之儀者私手前紙式三枚ニ而帳面拵候而名前計書認印形取候趣
申候(省略)

多摩郡伊奈村

寛政十年

名主 新右衛門

午二月

同 勘兵衛

山口彦三郎様

御役所

(他組頭十八名・百姓代二名連名省略)

この史料は、伊奈村の小前百姓たちが何の理由によってかは不明であるが、村役人に隠れて帳面に連印をしたという問題に関し、村役人がその吟味を領主に願ったものである。本史料は、村役人による実態の解明のための村内捜査のあり方が事細かに綴られており興味深い史料であるが、かなりの長文なのでここでは本稿に關係する限りでの抄出をおこなった。

引用分の史料についての簡単な概要を示しておく、小前百姓の連印事件の捜査のために組頭の藤右衛門が隣家と五人組を取り調べたところ、孫八がこの一件に深く関わっていることが判明した。また、この連印は庭場(新宿庭場)だけでおこなわれたものなのか、それとも他の庭場の者も連印したのかを糾したところ、新宿下分だけであるとのことであったが、庭場違いの本宿・上村・北郷の各庭場でも印形した者がいることもわかった。このため、孫八を取り調べたところ、帳面については北郷庭場の嘉七から受け取ってそのまま上村庭場の丈右衛門に渡し、新宿庭

場分については孫八自身が帳面をつくって名前だけを書いて印形させたということであったが、印を捺させた理由については不明のままであった。

引用の範囲での概要は以上の通りである。この後捜査の過程で名前の上がった者を順に取り調べるのだが、各人の証言に食い違いがあったりと結局明確なことはわからずじまいで、領主への訴訟ということになるわけである。

これらのことから、伊奈村には新宿・本宿(上宿)・北郷・上村の四つの庭場が存在していること、またこれらの庭場は「新宿下分」といったように、さらに小さな単位に分かれている場合があること、さらに「新宿分之儀者私手前紙式三枚ニ而帳面拵」といったように、これらの庭場が連印などの単位ともなっていたらしいことなどがわかる。

次に、庭場における共同規制とでも言うべきものを知ることのできる事件を追ってみたいと思う。この一件は、史料的には弘化二年から万延元年にわたっているが、まず内容のよくわかる史料を掲げることにする。

議定一札之事⁽³⁴⁾

一今般鎮守祭礼之砌り例年立来り候職及大破候二付、庭場一同相談之上修復出来致し候二付、猶亦庭場中立会右諸懸り相談之上、相当之割合ヲ以夫々出金致し候処、新左衛門義右割合不承知ヲ申出金無之、何様懸合候而茂相拒、就而者一同評議之上無余義附合相除キ候様取極、尤百姓之好身ヲ以公用之儀者勿論婚礼・葬式之儀者庭場之勘弁ニ而取計ひ可申、其余懇意之交り者勿論之事、正月五節句之礼迄茂相除キ候様二一同取極、若シ無拋義ニ而出入い

たし候節者其年之当番江其度毎相断り之上可參筈、万一断無之出入致し候者誰ニよらず見届次第早々相談之上、右新左衛門同様ニ附合相除キ可申、併子分之義者一端世話被致候儀理合故、妻子とも正・七月計門札ニ可致、其外之義者右取極通相互ニ可被致筈、且亦新左衛門ハ一統江相懸り及出訴ニ返答致候節者不及申、向後何様之義出来致し候共、諸人用者一同ニ而無滞差出し可申、若其節ニ至り入用否哉申者有之候ハ、是又新左衛門同様ニ取計ひ可申筈ニ耽与取極、依之左之通議定連印致し置候処如件

嘉永二年

庭場四拾七人連印

西七月

鎮守の祭祀の時に使用していた幟が大破したために、庭場（新宿庭場）の相談でこの幟を修復することとし、その費用を庭場一同で割り合うということに決定したのだが、新左衛門ばかりはこれに従わず、費用を負担しなかったために、新左衛門を庭場のつきあいから排除する、すなわち村八分（庭場八分）にすることにしたわけである。その内容は「公用之儀」および婚礼・葬式のみは別とし、その他のつきあいは一切おこなわないというものであった。もしよんどころない理由で新左衛門と接触する場合は、その年の当番へ届けてからつきあい、連絡をせずに新左衛門のところに入入りしたものは新左衛門同様に処分するというきびしいものであった。しかし、新左衛門の妻子たちについては、正月と七月のお盆に限り門札を許すということにしている。

この一件は、翌嘉永三年八月に内済となり、新左衛門は隠居、俸の小太郎が家督を相続、そして何事につけ村役人や年番の指図に従うこととなった。また新左衛門は、幟の費用を拒んだ件以前に村の者たち六人を

謂われなく訴えるということをしてしたが、この件についても自分の非を認めている。この内済の際に新左衛門が差し出した詫書は、「私事年来庭場御仲間江対し我意申募」として「新宿庭場御仲間衆中」を宛所にしており、その扱人には伊奈村の他の庭場である上村と上宿の惣代が入っていることは注目される。

この内済で新左衛門の一件はすべて落着したかに思えたが、万延元年（一八六〇）になって再び新左衛門（小太郎が改名したものか）をめぐる争論が勃発した。これも結局新左衛門が詫書を出して決着しているが、この争論の内容についてまず史料の語るところに耳を傾けてみよう。

差出申詫書一札之事⁽³⁵⁾

当春中甲州道中小仏・駒木野両宿御伝馬増助郷被仰付候ニ付而者、人馬買主賃錢多分相懸り候廉ヲ以私所持畑小作金直増いたし候段御間二人、今般各方々御願立被成候ニ付、私被 召出嚴重之御吟味奉請、右者全私欲之致方ニ陥奉恐入、依之畑小作金直増不致前々之通ニ相直、村方一同江も厚詫入可申旨御利解之儀逐一承伏相弁、此度勝手儘之及所業始末今更先非後悔ニ付改心、都而私所持畑小作金之義者畑反別ニ応し外畑持並合通早速引直可申旨ヲ以折入御詫申入候処、格別之御勘弁ヲ以御間届被下（省略）

万延元年閏三月

伊奈村

百姓 新左衛門

組合惣代

同 徳次郎

同村

新宿惣代

佐五兵衛 殿

上宿惣代

平右衛門 殿

上村惣代

源右衛門 殿

北郷惣代

伴 蔵 殿

新左衛門は、甲州道中小仏・駒木野両宿の伝馬増助郷のための出金が嵩んだために、自分が小作に出しての畑の小作金を値上げしてこれを補填しようとしたのであるが、このことが大きな問題となったわけである。

ところで、新左衛門が再び差し出したこの詫書の宛先は伊奈村の四つの庭場になっており、新左衛門の小作人が新宿庭場に限らず伊奈村全体に及んでいたことを推測させるが、ここで注目しなければならぬのは、そのことよりも、詫書の宛名に明確に表現されているように、このような争論の内済に際して、伊奈村としてのまとまりよりも、新宿・上村・上宿・北郷のそれぞれの庭場としてのまとまりが重要な役割を演じているということである。これは、この一件への対応策として新宿庭場⁽³⁶⁾一同の協議により、新左衛門を再び村八分にする⁽³⁶⁾ことを取り決めた議定書に「他庭場江対し氣之毒」と、他の庭場にいろいろ迷惑をかけたことを気にしている様子からも見て取ることができぬ。

領主あるいは他村に対しては伊奈村という行政村を経由しなければならぬのは当然であるが、村八分など村内のさまざまな問題については、庭場が常にその機能を發揮していたことがうかがわれるのである。

ま と め

以上、多摩川・秋川流域の五つの村について、庭場のあり方や、他の村組との関係などを検討してきた。本稿ではおもに庭場としての組織が近世村落の中でどのような位置を占めるのかという点を主眼としたため、庭場の発生の問題や具体的な機能の問題については先行研究などに譲るかたちで、直接には取り上げてこなかったが、以下これまでの行論をふまえて、近世村落における庭場の位置づけおよび村組の問題に関する整理をおこなっていくことにする。

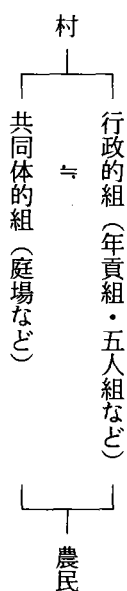
まずこれまで取り上げてきた庭場について振り返ってみると、熊川村には領主支配を基礎とした四つの庭場が存在していた。福生村の庭場は合計一〇を確認することができ、支配領主との関係については不明とせざるを得ないが、年貢収納の組との関係については庭場を基礎に設定されているだろうことがうかがわれた。上大久野村の庭場は、分郷による庭場の分断という事態に対して、庭場としてのまとまりを維持するための努力が払われていたことが知られた。一方上平井村では、庭場と年貢収納の組は基本的には一致しており、それぞれの機能は庭場の中で共存している様子を見ることができた。最後に伊奈村では、庭場が行政村としての伊奈村に優先して、村内のさまざまな問題を解決する役割を持っていたことを明らかにすることができた。

本稿で取り上げた庭場について簡単にまとめてみたが、そこでは「はじめに」でも述べたように、村ごとに多様な庭場のかたちがあったことが確認された。この中で特筆されなければならないのは、庭場の近世村落における位置ということである。福生村では支配領主の組と庭場が一

致し、上平井村では年貢収納の組と庭場が一致していた一方で、上大久野村および前稿で取り上げた小川村⁽³⁷⁾では庭場と領主支配とは一致していなかった。

これらの相違は、支配領主による村支配のあり方の問題を含めて考えなければならぬ。本稿でこの問題について具体的に触れることは断念せざるを得ないが、基本的に領主側が村を支配するに際しては、旧来から機能している村の組織に依存するか、それとも新たな支配の枠組みを村に持ち込むかという両者の間を揺れ動きながら展開していたと言える。

この観点を本稿の行論の中で読み直すと、庭場と他の組との関係はまさしくそれぞれの具体的な村落状況を前提としたこの領主支配のあり方に規定されているということになる。すなわち、場合によっては庭場と行政的な組は一致するし、またこの二つは一致しない、あるいは微妙にずれあいながら存在するという場合もあるといった多様性が見られるということである。そして、このような領主側の意図とは別に、農民の側では農業生産をはじめとする日常的な農民の共同体的組織である庭場に依りながらこれに対応していたということになり、その双方のせめぎあいを実際の村を形づくることになるのである。滝沢博氏は、村における庭場の位置を「村―庭場―五人組」と表現されたが、⁽³⁸⁾庭場はこのように直列的に位置づけられるのではなく、むしろ



といったように相互的な関係として位置づけなければならないだろう。

近世村落の中の組を考えていく手順としては、この二系統の組を論理的にまず最初に分別し、その後でその関連を明らかにしていくという作業が必要と思われる。

もちろん、村のいたるところに支配のさまざまな網が、程度の差こそあれ大きな重みを持って覆いかぶさっているという事実を忘れてはならない。基本的にその網の外側に村が存在していたわけではないが、またここで支配権力を否定しようとするものでも決してないが、しかし、支配と被支配の相対的な連関構造を究明していくためには、抜かすことのできない手続きであると言つてよいだろう。

これまで村の中のさまざまな組織を表わすために利用されてきた表現方法は、村切りによって行政的に設定された村に対してその中の小組織をムラとしたり、もしくは前者を村、後者を「村」とすることが一般的であった。ここには、村をまさしく行政的に設定されたものとして捉え、ムラまたは「村」を農民による自立的な組織として捉えるという意図があったわけであるが、本稿の論点から言えばこれではまだ不十分ということになる。ムラまたは「村」の内実を一つの表現で統一することは不可能であるということ、本稿において追求してきたことでもある。その点、これまでムラまたは「村」とのみ表現されてきた内容をさらに詳しく検討していかなければならない⁽³⁹⁾、その上であらためて村との関係を問いつめることによって、より明確な村落構造を明らかにすることができるようになるのである。

註

(1) ここでは、水本邦彦『近世の村社会と国家』（一九八七年、東京大学出版会）をあげておく。

(2) 「近世坂浜村の村組編成について」（『稲城市史だより』第一〇号、一九八七年）、『稲城市史通史編』第四編第五章第一節「村・組・家」（一九九一年）、「近世後期五人組の組替え事例について——武蔵国多摩郡柴崎村——」（『新立川市史研究』第七集、一九九一年）など。

(3) 「近世期小川村の組をめぐる問題について」（多摩川流域史研究会『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究』、一九八九年）。

(4) 滝沢博『庭場について——村の中の小さな共同体——』（青梅市史史料集第四十二号、一九九二年）。これは、滝沢氏のこれまでの庭場に関する論考をまとめ、さらに発展させたものである。

(5) 滝沢博「庭場の問題——南小曾木村・市川家日記より——」（『多摩郷土研究』第四十六号、一九七五年）。

(6) 熊川村と次に取り上げる福生村の庭場の詳細については、筆者が執筆を担当した『福生市史通史編』第三編第八章第二節「庭場と組の構造と機能」（一九九三年）を参照していただきたい。

(7) 多仁照廣編『多満自慢石川酒造文書』第二巻～第五巻（一九八六年～一九九〇年、霞出版社）。

(8) 同右 第五巻、四〇一頁。

(9) 「市川家日記」慶応二年九月一四日条（『日本庶民生活史料集成』第十二巻、一九七二年、三一書房）。

(10) 註(3) 参照。

(11) 『福生市史資料編』民俗下、二八頁（一九九一年）。

(12) 同右 近世一、五八頁（一九八九年）。

(13) 田村半十郎家文書。

(14) 同右 天保三年「横田左市次郎右衛門一件書留」。

(15) 『福生市史資料編』近世三、三三三頁（一九九一年）。

(16) 同右 近世三、二九五頁。

(17) 同右 近世一、一頁。

(18) 北原進「近世村落としての福生・熊川」（『みずくらいど』第三号、一九八六年）。

(19) 『福生市史資料編』近世二、解説（一九九〇年）。

(20) 田村半十郎家文書。

(21) 同右。

(22) 「大久野村誌」（『皇国地誌・西多摩郡村誌』四、青梅市史史料集第二十四号、一九七九年）。

(23) 日の出町 森田佑治家文書 村政・行政2。

(24) 日の出町 嶋崎富士男家文書 寺社2。

(25) 日の出町 森田佑治家文書 村政・行政5。

(26) 同右 村政・行政6。

(27) 日の出町 和田家文書 村政・行政14。

(28) 『日の出町史料所在目録』第二集、解説（一九八七年）。

(29) 日の出町 田中芳男家文書 村政・行政6。

(30) 日の出町 三宅茂家文書 村政・行政69。

(31) 註(4) 参照。

(32) 伊奈村の庭場については、宮田満「村のくらし——江戸時代の伊奈

「村」(『郷土あれこれ』第二十一号、一九八八年、五日市町郷土館)に簡単な紹介がある。

(33) 五日市町 石川尚志家文書 村政・行政 125。

(34) 同右 村政・行政 227。

(35) 同右 村政・行政 225。

(36) 註(34) 参照。

(37) 註(3) 参照。

(38) 註(4) 参照。

(39) 関口博巨氏は、村の中の組織としての「耕地」などを基に村と

「村」の問題を検討している(「近世関東の『村』と村運営」、

『地方史研究』第二四一号、一九九三年)が、ここでもいわゆる

「村」の内部構造への視点を強化していく必要があるように思える。

多摩郡大久野村の組について

―幕末・明治初期を中心に―

池田 昇

はじめに

本稿で対象とする時期は幕末・明治初期であるが、近世の村を考察するとき、さかのぼって近世社会の成立期をも念頭におく必要がある。

この点につき、水本邦彦氏は成立期の村として「領主の村」と「農民の村」の二つを設定されている。この両者の矛盾の具体的な現れが出入作争論と分村運動であり、これらを通して寛永から寛文・延宝期に「農民の村」の自立が達成され、これによって支配も「農民の村」に依拠する方式へと転換したとされる。そして、元禄・享保期以降、村が組に分化し、組連合による村の運営とともに、確立した村単位による村の連合化が行われ、庄郷的なまとまりとして、地域秩序の再編、維持がはかられたといわれる。⁽¹⁾

しかし、これは畿内農村を対象とするものであり、若干の批判も出されている。白井哲哉氏は水本氏が素材とした畿内には一村一集落型の村が多く、その他の地域における一村多集落型の村には必ずしも適合的ではないとされる。そして、重層的に小組織の存在する村を考えるために、これを「小名」に求めている。⁽²⁾

本稿で対象とする大久野村は武蔵国多摩郡に位置し、一六の小名から成り立っている。したがって、一村多集落型の村として捉えることができ、小名を前提にして村落をみていく必要がある。大久野村の小名には「組」が存在し、それは小名と組が同一である場合もあったし、小名のなかにいくつかの組をもつ場合もあったようである。そしてまた、大久野村には「庭場」というものも存在した。庭場も、小名と組と庭場が同一であったり、組と庭場が同じであったり、あるいは組と庭場が異なる場合もあった。

多摩地域に限定した庭場の研究には、女性民俗研究会⁽³⁾、滝沢博氏⁽⁴⁾のものがある。大久野村では行政的に設定された組と、共同体的なまとまりとしての庭場が異なる場合があり、また、この庭場の究明はほとんどなされておらず、その実態は捉えにくい。したがって、ここでは、この問題を取りあげて、これを差しひかえ、行政的に設定された組を取りあげることとする。

組の研究について、多摩地域あるいはその周辺では、村上直氏⁽⁵⁾、煎本増夫氏⁽⁶⁾、神崎彰利氏⁽⁷⁾などの論考がある。近年では、庭場との関連から考察したものと、桜井昭男氏⁽⁸⁾のものがある。

本稿では、これらの組の研究に依拠しつつ、多摩郡大久野村の組を年貢徴収の単位として捉え、その実態を究明し、さらにそれにまつわる諸問題について考えていきたい。その場合、時期はとくに最初に分郷がなされた天保十四年（一八四三）以降の幕末・明治初期とし、史的な制約もあるので、管見の史料によりながら考察を進めていくことにする。

一、大久野村の概況と分郷

大久野村は、『新編武蔵風土記稿』によると近世において、つぎのような小名から成り立っていた。⁽⁹⁾

新井 幸神 岩井 肝要 松尾 三ツ沢 羽生 萱窪 落合 細尾
水ノ口 坂本 玉ノ内谷 坊平 北ッ原 長井

これらの小名は、江戸時代（近世）の村を検討する場合、十分に考慮されるべきものであるといわれている。小地域の呼称としての「村」は、江戸時代以前から存在し、小名集落がまずあって、それがいくつか抱括されて村ができるのである。つまり、江戸時代の村の原型はすでに中世後期に成立していたといわれる。⁽¹⁰⁾

近世における小名は、行政村の内部にあって、家並・集落を核にして独自の名称をもち、一つの社会的なまとまりとして村人に認識されている存在であった。⁽¹¹⁾

事実、大久野村の場合も、『新編武蔵風土記稿』にみられる小名を称して「……某村」と呼称しており、このような例は近世の石造遺物に多く見いだされる。これらの石造遺物に刻まれた小名の村々は、近世初頭、徳川政権によって近世の村落が成立する以前から、地勢と生活上の交流・結束の範囲として存在していたのである。⁽¹²⁾

ところで、『新編武蔵風土記稿』にみられる「小名」と「字」は混同して記載されており、小名の厳密性が編集段階で失われていたといわれている。⁽¹³⁾しかし、大久野村の場合はそれが守られており、全部で一六の小名が記載されている。そして、それらは下図のように、平井川およびその支流沿いにひらけていたのである。

日の出町概略図—小字（名）別—



(注) 破線は平井川とおもな支流を表す。

さらに、『新編武蔵風土記稿』によると、大久野村は「土人等私にわかつて三村となし、南によりたる方二区を上・下大久野といひ、のこる一区を北大久野と云、されどその境界は犬牙して弁しがたし」とある。すなわち、支配者による正式なものではないが、大久野村は便宜上、上大久野村・下大久野村・北大久野村に三分化され、すでにこのときから三村には、その境界に錯綜状態がみられたのである。

それでは、この分村化の時期はいつごろかというところ、「大久野村誌」によると「天和・貞享（一六八一〜一六八八）ノ頃」とし、延享三年（一七四六）九月に、三分化された村は三卿の一つ田安右衛門督宗武の領知となっている。この点について、寛政元年（一七八九）十一月に改めを行い以後書き継がれていった「年代控之草稿」をみると、延享四年（一七四七）に大久野村の高札場が上分・下分・北分の三か所に建ったとあり、このときに村の三分化が達成されたといっている。この以前は羽生の清源寺入口の北に「一か所あつただけである」。

分村の状況を平井川の上流から小名集落ごとに見ていくと、

上大久野村：三ツ沢・松尾・肝要・岩井・幸神・新井

下大久野村：細尾・萱窪・羽生・落合

北大久野村：長井・水口・坂本・北原・坊平・玉の内・落合（坊平の

東部分）

と三つにまとめられており、細尾が飛地となっていた。また、落合はほぼ川を隔てて下大久野村と北大久野村に分けられていたのである。

さらに以後の大久野村の支配状況をみるため、つぎの史料を掲げる。

分合 天和・貞享ノ頃、村内三分シ北・上・下ト成シ。延享三丙寅九月十五日三分村、幕府三卿ノ一田安右衛門督宗武ノ領知トナル。天保

三年四月復幕府ニ直隸ス。天保十四年二月本多対馬守ヘ分知ス。嘉永元年二月残高ノ内松平大和守分領都合九分ト成。明年大和守領復幕府ニ還ス。依テ代官ノ所轄ニ併ス。明治元年六月、代官支配所ハ韭山県本多領ハ西端県ト成。同年十一月村内一致シテ神奈川県ノ所轄ト成。これによって、延享三年（一七四六）九月に大久野村が三分とも田安家の領知となったことは前述したとおりであるが、天保三年（一八三二）四月ふたたび幕府領（御料）にもどされている。しかし、その後天保十四年（一八四三）二月、本多対馬守に分知され、さらに嘉永元年（一八四八）二月に松平大和守に分領され、大久野村は一時、九分轄されるのである。ところが、翌嘉永二年（一八四九）大和守分は幕領に復帰し、以降、変わることもなく明治初期に及ぶのであった。

このように、大久野村は幕末期にめまぐるしく支配替えが行われるが、この概況を示すと表1のようになる。上・下・北大久野村はそれぞれが幕領と私領に分かれ、村高が全体で九四四石八斗七升八合あり、ほかに朱印地である寺社領が天正寺六石三斗、西福寺五石三斗を占め、大久野村の支配形態が複雑であったことを一見できるであろう。

これらの内容をさらに細かくみていくと、表2のようになる。これは文久三年（一八六三）十一月の状態をみたものである。前述したように、嘉永元年（一八四八）二月に松平大和守に分知された上・下・北大久野村の領知は、翌嘉永二年に上知されて御料（幕領）にもどされる。おそらく、このとき上大久野村では、はじめから御料であった分と上知された分が合体して一つの支配としてまとまったのであろう。

しかし、下大久野村と北大久野村では上知されて御料にもどった分は、はじめから御料であった分とは別に一つの支配としてのこるのである。

表1 大久野村の支配者

年代	村名	幕領	大名領	旗本領	寺社領	村高合計	出典
天保初期	上大久野村		田安領知			石合 944.8785	町田家文書 (学習院大 学史料館)
	下大久野村		田安領知				
	北大久野村		田安領知				
幕明治初期 末・期	上大久野村	江川太郎左衛門 112石11993才	西端藩 136石99417才		天正寺 6石3斗	956.4789	『旧高旧領 取調帳』
	下大久野村	江川太郎左衛門 111石19181才	西端藩 121石68419才				
	北大久野村	江川太郎左衛門 208石39771才	西端藩 254石49109才		西福寺 5石3斗		

表2 大久野村村高・支配・家数

文久3年11月

村名	村高	家数	支配	支配高	家数
上大久野村	249. 11410	126	本多知行所 上知分	石才 136. 99417	68
				112. 08993	54
下大久野村	232. 87600	84	本多知行所 上知分 御料所	121. 68419	46
				66. 92868	25
				44. 26313	13
北大久野村	462. 80690	176	本多知行所 上知分 御料所	254. 40919	97
				139. 93000	53
				68. 46711	26
合計	944. 79700	386			

(注) ・「心控写」(羽生卓史家文書)により作成。
・数値は史料の記載どおりとした。

すなわち、各々の支配高・家数は、上大久野村が二分、下大久野村が三分、北大久野村は三分となったのである。

以上のように、大久野村は八分化されたといつてよい。このような支配形態にいたったのは、大久野村が分郷された結果によるものである。分郷の経緯とそれに対する農民の対応は、和田家文書(日の出町役場所蔵)の一連の史料に詳しい⁽²⁰⁾。そこで、注目できる部分を抽出して掲げると、以下の年表のようになる⁽²¹⁾。

この年表をみることにより、上大久野村が下大久野村・北大久野村と異なつて二分であつたのは、嘉永二年(一八四九)五月二十六日以降、上大久野村の役人総代・小前百姓総代が幕領と上知になつた分との合体を願ひ、その結果、これが了承されたことによるものであろう。

また、天保十五年(一八四四)四月、上・下・北大久野村では分郷の結果、六分となり村方の平和永統について議定している。嘉永元年(一八四八)八月には分郷によつて九分となり、その結果、ふたたび議定を行つてゐる。

これらの議定は村が分断されたことによつて生じる村政の重層化をいかに克服するかという対応のあり方の問題であり、議定によつて村の一体性の保持をはかろうとしていた点⁽²²⁾では、大久野村の場合も同様であつた。

ところで、年表に再度目をおすと、三点ほどの問題点が浮かびあがつてくるといふてよいであらう。それはつぎのとおりである。

① 「分郷圖引」以前の議定を行つた。

② 上大久野村では、入四組一〇石と岩井組の一部三六石、合わせて一三六石九斗九升が本多対馬守へ分郷されることを承知した。

年 表

(年月日)	(事柄)	(出典)
(1) 天保14年(1843)	上大久野村・下大久野村・北大久野村、944石のうち513石を本多対馬守へ分郷する。	No.25
(2) " 15年(1844) 2.	上大久野村・下大久野村・北大久野村、136石990合(入四組100石、岩井組の一部36石)が本多対馬守へ分郷となることを承知する。	No.12
(3) " 15年(1844) 4.	上大久野村・下大久野村・北大久野村、分郷私領渡しの結果、6分となり、村方の平和永統について議定を行う。	No.14
(4) 弘化4年(1847) 12.	上大久野村・下大久野村・北大久野村、幕領431石のうち282石が松平大和守へ分郷となる。	No.25
(5) " 5年(1848) 1.	上大久野村・下大久野村・北大久野村、分郷圖引以前の議定を行う。	No.25
(6) 嘉永元年(1848) 8.	上大久野村・下大久野村・北大久野村、分郷して9分となり、このため村方の議定を行う。	No.14
(7) " 2年(1849) 3.	上大久野村・下大久野村・北大久野村における松平大和守の分郷が上知となり、幕領にもどる。	No.25
(8) " 2年(1849) 5.	北大久野村の役人総代、分郷が上知となつた水口組・北原組と長井組が合体せず、長井組の一村立てを江川太郎左衛門役所に願う。	No.25
(9) " 2年(1849) 5.26	上大久野村の役人総代、幕領と上知になつた分との合体を江川太郎左衛門役所に願う。	No.25
(10) " 2年(1849) 6.25	上大久野村・下大久野村・北大久野村、幕領と上知になつた分との合体を江川太郎左衛門役所に願う。	No.25
(11) " 2年(1849) 7.2	上大久野村・下大久野村・北大久野村、小前百姓総代、幕領と上知になつた分との合体を江川太郎左衛門役所に願う。	No.25
(12) " 2年(1849) 7.6	上大久野村・下大久野村・北大久野村、江川太郎左衛門役所は適任者が勤めるときに上知になつた分との合体によつて、村役所を江川太郎左衛門役所に答える。	No.25

(注) 出典はナンバーを付したのみであるが、いずれも和田家文書(日の出町役場所蔵)の「村政・行政」の項目によるものである。

③ 北大久野村では、上知された水口組・北原組と長井組が合体しないで、長井組の一村立てを願った。

①は上・下・北大久野村において分郷にさいし、圖引きが行われたことを示している。それは天保十四年（一八四三）か弘化四年（一八四七）のいずれか、あるいは再度にわたって実施されたといつてよい。

分郷のさいに行われる耕地割は、百姓が所持する一筆耕地を配分最少単位とし、ときには村内の耕地の存在状況に応じた配分が圖取りという方法によって実施されたといふ。⁽²³⁾あるいは、分郷にあたり百姓とその保有する田畑を一体のものとして把握し、これを何人分か組み合わせて一グループを作り、これらのグループを圖引きして知行主を定める場合も多かったという。その結果、百姓は保有する耕地ごと知行に組み入れられることになり、出入作は少なくなったのである。⁽²⁴⁾北大久野村における圖引きがどのように行われたか、その実態を明らかにし得ないが、この点に関しては若干後述する。

②の問題は天保十四年（一八四三）の分郷による小名集落の分断である。入四組とは、小名の肝要が肝要上組・肝要下組とに分かれ、これに松尾・三ツ沢を合わせた四組の総称である。⁽²⁵⁾北大久野村では、この入四組に、飛地となった小名の岩井の一部が分断されて合わされ、本多対馬守の知行所となったのである。のこった岩井の一部と幸神・新井は、北大久野村において御料所であったと思われる。

③はいったん分郷された領知が嘉永二年（一八四九）にふたたび上知される問題である。このとき、水口組・北原組は長井組と合体せず、長井組の一村立てを願っている。このことに関し以後の動向をみていくと、嘉永三年八月二十八日、下・北大久野村が五日市村などを扱いとして、

江川太郎左衛門役所へ提出した済口証文写がのこされている。それによるとつぎのようにある。⁽²⁶⁾

（前略）北大久野村古料永井組二では当村之儀は高式百八石余家数七拾九軒有之、永井組・水口・北原組と三組二相成、永井組は家数式拾六軒組頭三人、水口・北原両組八家数五拾三軒組頭五人、都合八人にて年番名主役相勤、御用村用共打混取計来り候得共、当組より水口組へ三拾丁余、北原組へ吉里半余相隔、聊之用向二も三組不寄合候ては不相成、手遠之場所万事雜費のみ相懸り、都て村用共不^(便)并利二付、組訳之儀數願仕度奇々相談罷在候折柄、去々⁽²⁷⁾未年中右高之内百三拾石余松平大和守様へ御分郷二相成候趣被 仰渡候二付、三組一同相談之上永井組より水口・北原両組へ夫々趣意金差出、当組高六拾八石余家数式拾六軒内組頭役之者三人御料取^(所)残り、依之右三人之もの共年番名主役相勤、御用村用聊無御差支相勤無難二相治居候処、猶亦右式組之分御料所戻り被 仰付候所、其以前三組役人共連印議定致置候趣を以、兩組役人共より御分郷以前之通三組一体御割付老本二致し度旨申立候二付被召出（中略）御分郷之姿二居置、古料・新料と引訳り、諸事御用村用共相勤候方并利は勿論、組内治り方宜敷為筋相成候旨申立、當時御吟味之処、扱人立入掛合之上、下・北大久野村之儀は御分郷之儘居置、村役人は勿論万端取計向同様可仕筈、且双方より今般願立一条之儀は御願下ケ仕（後略）

これによると、北大久野村の幕領は長井組・水口組・北原組から構成されており、長井組は組高六八石余り・家数二六軒・組頭三人、水口・北原両組は組高一三〇石余り・家数五三軒・組頭五人であった。名主は組頭が年番で勤めていた。ところが、弘化四年（一八四七）水口組・北

原組は松平大和守へ分郷となり、ふたたび嘉永二年（一八四九）に幕領にもどされる。これを前に掲げた表²の北大久野村の部分に照合してみると、水口組・北原組が上知分の数値に、長井組は御料所の数値にほぼ合致するので、三組の所屬が明確になる。とすると、北大久野村では小名に総称される三組は御料所であった。したがって、のこりの小集落の坂本・坊平・玉の内・落合（一部分）は本多対馬守の知行所であったといつてよい。

以上のように村の概観を述べたが、大久野村は近世中期に三分化されてその境界が錯綜し、幕末期には分郷によって村の支配形態が複雑化していたのである。

二、大久野村の組

(一) 村役人と組

イ、組の概略

大久野村では小名がそれぞれ一つの村落単位を成していたといつてよい。小名はさらに「組」によって細分化されていた。

組は「村組」とも呼ばれ、独自の創始と発展形態をもつ小集落は、独立の条件を欠くため、他と合して村落を形成し、なおその下部機構として「村組」が存続した。小規模集落相互の結合によって村落が形成される場合、その村組は山間に点在する小集落群などに典型的にみられる⁽²⁷⁾という。まさに大久野村の場合も、これに該当するといつてよい。

村とは全国的に支配機構として設定された制度体であり、この支配機

構の内部にいくつかの生活・生産の社会組織が存在する所では、支配単位として村はほとんど民俗象を保持せず、より小さなムラが諸慣行を保持してきたのがふつうである。ムラの内部区分組織としての村組はムラの内部を地域区分する組織であり、村組はムラの運営を分担する役目をもつものであった。⁽²⁸⁾

したがって、大久野村の「村」は支配機構としての制度体・行政村であり、小名がムラにあたり、ムラの内部に組があったといえるのである。それでは、組の設定と性格についてであるが、相模国津久井では、かつて部落が有していた年貢徴収の機能は、寛文検地によって名請化された新本百姓の構成する組に転化したといわれ、⁽²⁹⁾組の発生は寛文期にもとめられている。

また、武蔵国多摩郡中藤村では近世中期以降、五人組と年貢徴収の組と村寄合（村役）のそれぞれの組数が一致し、幕末まで変わらなかった。おそらく近世前期以降、村内にすでにあった「組」がそのまま五人組になったのではないかという指摘がある。⁽³⁰⁾

大久野村の近隣、秋川沿いに位置する小川村では村の共同体的なまとまりとして、かつ村の生活にかかわる単位として「庭場」が存在した。庭場は近世における幕藩体制によって編成されたものではなく、信仰や生産にまつわるものとして、まさに村の内実から湧き出たものとしてとらえることができる。そしてまた、小川村には年貢の取り集め・納入の単位として「組」が存在した。この庭場と組の起源については、共同体的なまとまりとしての庭場のほうが、行政的に設定された組よりも古いという。小川村では、寛保〜寛延期を画期に組が定着・浸透し、二種類⁽³¹⁾の組が錯綜して、明和期に「庭場」間争論が起きたと報告されている。

大久野村においても組が置かれたのは事実であり、隣接する平井村と同様に庭場も存在した⁽³²⁾。しかし、その実態については、ほとんど究明がなされていない⁽³³⁾。したがって、組と庭場が同一である場合が多いと思われるが、同一か錯綜かということは、現時点で明確にならない点もあるので、ここでは庭場の問題を省き、組のみを取りあげることとする。

口、村役人

大久野村の組の起源をいつごろとするかは明確にならないが、共同体的まとまりとしての存在に重なり合うようなかたちで、組は近世前期に行政的に設定されていたであろう。これは幕末期の分郷によって姿を変えるであろうが、その以前と比較してさほど変わりはないものと思われる。

ここでは、まず最初に大久野村の組を知る手がかりとして、表3に村役人表を掲げる。

この表から大久野村の名主・組頭・年番組頭を合わせた数をみていくと、上大久野村では本多領が八名、御料所が六名で合わせて一四名である。下大久野村は本多領が七名、上知分が三名、御料所古料が二名、合わせて一二名である。北大久野村は本多領が一〇名、上知分が六名、御料所古料三名で合わせて一九名となる。

これらの数は上・下・北大久野村のなかをさらに細かくみれば、それぞれの支配内における組数を表しているものとみてよい。名主は世襲ではなく組頭による年番であったと考えることができる。なお、年番組頭とはその所属する組において組頭役が一定しておらず、年番で勤めた組頭を指しているであろう。

つぎに表4を示す。この表は分郷が行われてから以降、明治初期にい

表3 大久野村役人表

村名	支配	名主	組頭	年番組頭	百姓代
上大久野村	本多領	儀左衛門	紋兵衛 清兵衛 八郎兵衛 藤吉 清太夫	三左衛門 八郎右衛門	八郎左衛門 斧右衛門 久兵衛
下大久野村	本多領	勘右衛門	清兵衛 久兵衛 藤重郎 徳左衛門	弥三郎	伝左衛門 九兵衛
北大久野村	御料所古料	角左衛門	市兵衛	仙次郎	甚兵衛 六郎兵衛 重兵衛
	上知分	八左衛門	六郎左衛門		
	本多領	武兵衛	増五郎 忠八 伝蔵 勇次郎	藤右衛門 五郎兵衛 忠左衛門 徳右衛門	源左衛門 幸次郎
	上知分	仁兵衛	恒右衛門 七郎兵衛 平蔵 吉左衛門	巳之助	仙左衛門
	御料所古料	幸左衛門	良左衛門 喜右衛門		金三郎 菊次郎

(注) 「大久野村給々役人寛」(羽生卓史家文書)により作成。

文久3年

たる北大久野村の名主をそれぞれ支配ごとに表したものである。

御料所では、長井の三組の組頭によってたがいに名主が勤められてい

表 4 北大久野村の名主

年	代	御	料	所	本多	対馬	守分	御	料	所	上	知	分
嘉永2年	(一八四九)	長井	良左衛門	北原カ	仁市郎衛門	北原カ	仁市郎衛門	北原カ	仁市郎衛門	仁市郎衛門	仁市郎衛門	仁市郎衛門	仁市郎衛門
弘化4年	(一八四七)	北原	仁右兵衛	北原カ	三郎兵衛	北原カ	三郎兵衛	北原カ	三郎兵衛	三郎兵衛	三郎兵衛	三郎兵衛	三郎兵衛
弘化3年	(一八四五)	北原	恒右兵衛	北原カ	仁市郎衛門	北原カ	仁市郎衛門	北原カ	仁市郎衛門	仁市郎衛門	仁市郎衛門	仁市郎衛門	仁市郎衛門
天保15年	(一八四四)	北原	恒右兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
嘉永3年	(一八五〇)	長井	玉左衛門	北原カ	武兵衛	北原カ	武兵衛	北原カ	武兵衛	武兵衛	武兵衛	武兵衛	武兵衛
嘉永4年	(一八五一)	長井	玉左衛門	北原カ	伝兵衛	北原カ	伝兵衛	北原カ	伝兵衛	伝兵衛	伝兵衛	伝兵衛	伝兵衛
嘉永5年	(一八五二)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
嘉永6年	(一八五三)	長井	玉左衛門	北原カ	武兵衛	北原カ	武兵衛	北原カ	武兵衛	武兵衛	武兵衛	武兵衛	武兵衛
嘉永7年	(一八五四)	長井	玉左衛門	北原カ	大兵衛	北原カ	大兵衛	北原カ	大兵衛	大兵衛	大兵衛	大兵衛	大兵衛
安政2年	(一八五五)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
安政3年	(一八五六)	長井	玉左衛門	北原カ	伝兵衛	北原カ	伝兵衛	北原カ	伝兵衛	伝兵衛	伝兵衛	伝兵衛	伝兵衛
安政4年	(一八五七)	長井	玉左衛門	北原カ	武兵衛	北原カ	武兵衛	北原カ	武兵衛	武兵衛	武兵衛	武兵衛	武兵衛
安政5年	(一八五八)	長井	玉左衛門	北原カ	大兵衛	北原カ	大兵衛	北原カ	大兵衛	大兵衛	大兵衛	大兵衛	大兵衛
安政6年	(一八五九)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
安政7年	(一八六〇)	長井	玉左衛門	北原カ	清兵衛	北原カ	清兵衛	北原カ	清兵衛	清兵衛	清兵衛	清兵衛	清兵衛
文久元年	(一八六一)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
文久2年	(一八六二)	長井	玉左衛門	北原カ	忠兵衛	北原カ	忠兵衛	北原カ	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛	忠兵衛
文久3年	(一八六三)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
文久4年	(一八六四)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
文久5年	(一八六五)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
元治2年	(一八六六)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
慶応2年	(一八六七)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
慶応3年	(一八六八)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
明治元年	(一八六九)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
明治2年	(一八七〇)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
明治3年	(一八七一)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛
明治4年	(一八七二)	長井	玉左衛門	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	北原カ	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛	市郎兵衛

(注) ・「年代控之草稿」(古山洋一家文書)により作成。
 ・小名のなかで「カ」とあるのは、前後関係から判断したためである。
 ・()内は推測してあてはめた。

たが、本多家分では、ほぼ玉の内かあるいは羽生の組頭によって年番で勤められている。

羽生は本来、下大久野村に属するが、この一部は錯綜し北大久野村が入り交じっていた関係から、ここに居住する組頭が北大久野村の名主を勤めていたといつてよいであろう。

御料所上知分では、水口か北原に所属する組頭が名主を勤めていたが、それはだいたい恒右衛門か仁兵衛のうちのいずれかであった。

このように、北大久野村では三つの支配内において名主は年番で勤められており、この勤務形態は上大久野村・下大久野村の場合も同様であつて、名主は組頭による年番であつたと考えて差し支えないであろう。

ハ、上大久野村

上大久野村の組をみるため、表5と表6を掲げる。まず、表5は元治二年（一八六五）三月における上大久野村の私領分すなわち本多家分に属する組名と組高を表したものである。八組から成つており、組高の合計は一三六石余りであり、これを表2の本多知行所に照合してみると一致する。とすると、本多家分の八組には合計して六八軒の百姓が所属していたことになる。

表6は明治四年（一八七二）三月における上大久野村の御料所（幕領）に属する組をみたものである。六組から成り、組高の合計は一二八石余りで、これも表2の御料所と上知分を合わせた分すなわちここでは上知分とした支配高一二石余りにほぼ合致する。したがつて、御料分の六組には合計して五四軒の百姓が所属していたといつてよい。

つぎに、私領八組・御料所六組を確認したうえで、表3の文久三年（一八六三）における上大久野村の名主・組頭・年番組頭の合わせた数

表5 上大久野村私領組名高
元治2年3月

組名	組高
	石合
儀左衛門組	13.99015
紋兵衛組	10.93548
清兵衛組	23.05060
源右衛門組	25.08516
藤兵衛組	26.98004
清太夫組	9.66424
亀吉組	15.63425
八郎左衛門組	11.65520
8組合計	136.99417 (136.99512)

(注)・「私料渡高取調帳」(嶋崎富士男家文書)により作成。
・()内の数値は実数値である。

表6 上大久野村御料組名高
明治4年3月

組名	組高
	石合
森田甚兵衛組	16.98152
和田伝次郎組	28.48486
西殿権左衛門組	26.12561
山崎三右衛門組	22.29727
幸神弥五左衛門組	25.49436
和田伝左衛門組	9.49859
6組合計	128.88225 (128.88221)

(注)「葦山県支配所組々高取調帳」(森田一郎家文書)により作成。

をみていくと、本多領八名・御料所六名となり、組数と名主・組頭の数
が一致する。したがつて、私領も御料所もそれぞれの組には組頭が置か
れ、これらの組頭が年番で名主を勤めていたことはほぼ間違いない事
実である。

二、下大久野村

下大久野村の組を表す史料は、管見ではまったく見いだせない。そこで、少しでも手がかりを得る手段として、議定書の写であるつぎの史料を掲げる。⁽³⁴⁾

(議)
儀定書之事

一 当村方三分二相分居、当組下分御料所之儀は、組頭角左衛門・市兵衛・八郎兵衛・平蔵四人年番二名主役相動來候処、去々々年中 松平大和守様へ分合被 仰付候二付、小前引分方悉く及混雜候得共、素々右角左衛門は重立取計候儀故、兎角私領渡不相成様品々勝手儘之儀のみ相働、一同心外二は候得共、強て彼是申聞候ては出入立難洩二および候二付、無余儀勘弁いたし、角左衛門・市兵衛ハ御料所へ相殘、八郎兵衛・平蔵并私共ハ御私領渡相成候積陥入、漸郷分相成候儀之処、今般御料所へ御引戻シ相成難有仕合ニ奉存候得共、右は元來角左衛門義は自己勝手之取計いたし候、夫にて先前取計中品々不正之義も有之、依ては又候以前之通り、年番ニて手儘之取計被及候ては、一同可及潰外無御座、必至と難洩および候二付、一旦相訳り候ヲ幸ひ、以來御割附・御目錄ハ勿論、都て御上納物等ニ至まで別段取計候筈堅ク取極申処、聊相違無御座候、若万一村役人より体能申立、以前之通り一手ニ相成候様成行候節ハ、惣代衆前頭難洩之始末及出訴相願候筈是又取極、依てはいかほど諸雜用相掛候共、無異失銘々出金いたし、決て違へん不仕候、為後日連印儀定致置申^(議)處、仍如件

嘉永二酉年五月

大久野村下分

百姓

これによると、下大久野村では天保十四年(一八四三)の分郷で御料所としてのこつた分は、組頭の角左衛門・市兵衛・八郎兵衛・平蔵の四名が年番で名主を勤めていた。しかし、弘化四年(一八四七)さらに分郷を仰せつけられるのである。このとき、角左衛門が重立ちとなって勝手ままの振る舞いをなし、私領(松平大和守領)渡しになることを拒んだため、引き分け方が難航した。また、角左衛門には、このとき以前から不正の取り計らいがあつたのである。⁽³⁵⁾

しかし、出入(訴訟)を起すことを避け分郷を幸いとし、八郎兵衛・平蔵ともう一人の組頭は私領分に移り、角左衛門・市兵衛は御料所になるのである。つまり、三組が私領分、二組が御料所となつたのである。ところが、ふたたび私領が上知されて御料所にもどることとなる。そこで、上知されるほうでは御料所どうしが合体することを拒み、二つが別々の支配になることを望んだのである。このとき、もしも合体するようであるならば、前件の不正の始末を出訴してもよいという姿勢をとるほどであつた。このため、両者は合体しなかつたといえよう。

この組頭および組の分かれ方を表3によつてみると、下大久野村の上知分は、史料とは名前が異なるものの、八左衛門・六郎左衛門・仙次郎の三名すなわち三組の組頭が記されている。御料所古料のほうは、角左衛門・市兵衛という二名の組頭が同名で記されている。したがって、前述した経過は間違いない事実として確認されるのであり、それぞれの支配において、名主はそれぞれの組頭たちによつて年番で勤められていたのである。

ホ、北大久野村

北大久野村の組を表すものとして、表7を掲げる。これは天保七年

表7 北大久野村組別面積・高・年貢表

天保7年2月

組名	田畑屋敷面積	高	納米	納永	山反別	永
	町反畝 歩	石 合	石 合	貫 文	町反畝 歩	貫 文
幸左衛門組	4. 71. 06	24. 5603	1. 82452	5. 971. 95	26. 11. 00	1. 784. 55
良左衛門組	5. 98. 26	24. 3164	0. 46517	6. 909. 24	10. 42. 15	0. 736. 67
喜左衛門組	5. 56. 12	24. 8064	1. 40126	6. 748. 2	10. 23. 25	0. 706. 55
常右衛門組	4. 88. 10	24. 473	0. 6587	5. 976. 11	8. 12. 15	0. 560. 83
七兵衛組	5. 00. 26	24. 5041	1. 69644	5. 382. 65	2. 31. 25	0. 160. 06
白倉組	5. 11. 20	24. 236	1. 33151	5. 780. 46	1. 46. 10	0. 100. 99
五郎右衛門組	4. 33. 09	24. 7948	0. 85695	6. 520. 8	4. 61. 20	0. 318. 55
岩崎組	4. 25. 11	24. 7925	1. 13368	6. 178. 41	0. 79. 00	0. 054. 52
坂本組	4. 64. 01	24. 707	2. 46223	6. 282. 88	2. 04. 25	0. 140. 95
仁兵衛組	4. 24. 06	24. 6491	0. 72073	6. 478. 09	1. 17. 20	0. 081. 19
仁左衛門組	4. 09. 27	24. 7215	0. 75749	6. 245. 15	0. 87. 23	0. 060. 75
高三郎兵衛組	4. 17. 03	24. 4761	0. 93385	6. 204. 5	0. 39. 15	0. 027. 3
上ノ久保組	4. 08. 08	24. 7102	2. 05958	5. 225. 24	4. 52. 15	0. 312. 3
源ノ兵衛組	4. 19. 01	24. 6999	1. 92357	4. 793. 79	3. 70. 05	0. 211. 89
市郎兵衛組	4. 08. 11	24. 7571	2. 4212	5. 455. 75	0. 98. 20	0. 067. 77
吉太郎兵衛組	4. 16. 19	24. 5687	2. 68232	4. 733. 95	1. 26. 05	0. 095. 35
太次夫組	3. 77. 06	24. 824	1. 89021	5. 117. 48	0. 71. 20	0. 049. 44
祐太郎組	2. 02. 20	11. 9224	0. 93196	2. 496. 94	1. 24. 00	0. 085. 59
伝蔵組	2. 92. 24	18. 2406	0. 43429	4. 092. 2	0. 35. 10	0. 024. 67
清兵衛組	2. 38. 11	13. 51173	0. 38777	3. 106. 85	-	-

(注) ・「田畑組寄御年貢諸上納物取調帳」(羽生卓史家文書)により作成。
 ・右欄の「永」は山永と考えてよい。

(一八三六)二月の段階を示しており、当時は江川太郎左衛門が支配する幕府領であった。また、この表は大久野村が分郷される以前のときを表しており、二〇の組数が記されている。

この数は当時の北大久野村全体の組を表しているものといつてよい。それぞれの組高を合計すると、四六二石余りとなり、これを表2の北大久野村の村高に照合してみると、四六二石余りが記されており誤りはない。⁽³⁶⁾

それぞれの組に所属する田畑・屋敷の面積は、三つの組を除いてほぼ近接しており、これを組高でみれば、三組を除きいずれも二四石台である。天保三年(一八三三)大久野村は田安領から幕府領に支配替えがなされており、このとき北大久野村の組分けには意図的なものがあったと推測してよいであろう。

つぎに表8を掲げる。これは嘉永四年(一八五二)と文久四年(一八六四)における北大久野村の組名と組高を示したものである。表は横欄ごとに組が対応できるようにしており、それによると組名は時期によって若干呼称の異なるものがある。また、一三年間の隔りがあるので、組高にはわずかながら変動のみられるものもある。

表8に記された組は大久野村が二度の分郷を終えた後の時期のものであり一五組を数え、表7の二〇組には足りない。

そこで、一五組の組高を合計してみると、二五五石余りとなり、これを表2の北大久野村における本多知行所の支配高に照合してみると、表2では二五四石余りが記されている。したがって、一五組は本多家領に所属する組々であったといえるのである。⁽³⁷⁾

表8の組のなかには、水口組・長井組と呼ばれる組がみられる。組高

表8 北大久野村組名・組高（私領分）

嘉永4年（1851）		文久4年（1864）	
組名	組高	組名	組高
石合	22.01359	石合	22.95255
衛保衛衛	28.00511	兵八衛	26.48671
久兵衛	22.65656	源兵衛	23.68256
兵ノ兵	27.92756	源増兵	27.02756
太郎太次	21.10131	吉祐太次	22.26357
坂本	14.80125	坂本	14.80125
岩崎	17.69707	岩崎	17.17713
仁衛	14.49040	仁衛	14.49040
坊平	12.38451	坊平	12.61117
伝蔵	35.42578	伝蔵	34.12578
水口	9.45597	水口	9.45597
長井	18.74384	長井	18.74384
下井	2.85878	下井	2.85878
分兵	4.01180	分兵	4.01180
持	4.24830	持	4.24830
村持	0.19882	村持	0.19882

（注）「永高帳」（羽生卓史家文書）により作成。

はそれぞれ二石余り、四石余りと小高であり、前節で問題とした小名に
 総称される組としての水口組・長井組には該当しないものである。たと
 えば、原タツ子家文書（大久野北原）によれば、小名に総称される組と
 しての北原組は仁左衛門組にあたる。

しかし、表8にみられる仁左衛門組は、ほかの組と比較して大組であ
 るとはいえず、三五石前後の組高であり、小名北原全体の石高を表してい
 るとは思えない。したがって、仁左衛門組は北原のすべてではなく、

水口組も長井組もそれぞれ、水口、長井の一部にしかすぎなかったとい
 える³⁸⁾。

また、表8では仁左衛門組・水口組・長井組は本多家領に属している
 ことになるが、前節で述べたように、本来これらの組が位置する地域は
 幕府領である。

にもかかわらず、これらの組が本多家領として存在したことは、所領
 （支配地）の変更あるいは組名に変更があり、または所領の錯綜により
 組自体に入り交じりがあったからであろうと解釈したい。

別にもう一点、北大久野村の組に関する考察をしておく。表8を表7
 と合わせてみた場合、組名に「地字」と「百姓名」を冠するものがある。
 地名のついた「村組」は地縁的な結合原理に基づくものであり、百姓
 名のついた「村組」において名前として出てくる農民は、村役人や重立
 ちとして、行政的側面あるいはさまざまな生活的側面のなかで中心的な
 立場にいた人間であるという指摘がある³⁹⁾。

北大久野村の場合、表8をみると、一五組のうち名前のついた組は九
 組あり、これを表4の名主変遷表に照合してみると、名主を出している
 組が六を数える。

さらに少しさかのぼった時期を示す表7において、北大久野村全体の
 組数二〇のうち、名前のついた組は一六組である。これを同様に表4に
 照合してみると、名主を出している組は一〇組である。

つまり、表8と表7から、少なくとも六割以上の組が百姓名を冠し、
 このうち六割以上の組が名主を出している。したがって、北大久野村に
 おける組は重立ち百姓を中心にして形成されている場合が多く、彼らに
 よって村政が運営されていたといえる。

また、村内における集団の一つとして、コウチュウと呼ばれる組織が存在し、これはある程度の同族的まとまりを含み込んだ地縁的近隣社会組織であり、かつ農民の日常的な生活にかかわるものである。このコウチュウと地名のついた組との関係に親近性を指摘でき、(百姓名のついた村組と地名のついた村組には関連性があるといわれている。⁴⁰⁾)

大久野村においても、同族的まとまりを含み込んだ地縁的近隣社会組織といつてよいであろう。「庭場」というものが存在し、その地域的まとまりは組と同一であったり、あるいは錯綜するものであったと思われる。しかし、その究明はほとんどなされていない。したがって、両者には関連性があるという指摘のみにとどめ、ここでは庭場について言及しないことにする。

以上、上・下・北大久野村の組について、表5から表8を中心にして考察を進めてみた。ここで、表を作成する礎材となった史料についてふれておきたい。表5は「私料渡高取調帳」、表6は「葦山県支配所組々高取調帳」、表7は「田畑組寄御年貢諸上納物取調帳」、表8は「永高帳」によるものである。これらの史料は、おおかた組々の年貢高の取り調べと年貢徴収について記したものである。この点からするならば、大久野村の組は如実に年貢徴収の単位として存在したのである。

(二) 組の錯綜関係

ふたたび、上大久野村の組についてふれたい。そのため、表9を掲げる。これは「田畑御成箇小物成漆諸運上勘定帳」によって作成したものであり、組が年貢徴収の単位になっていることを明白にしている。時期は元治二年(一八六五)三月であり、御料分・私領分に所属する一四組

元治2年3月

表9 上大久野村組名高

組名	組高	御料分	私領分
儀左衛門組	石合 13.99015	石合 3.65133	石合 10.33882
紋兵衛組	10.93548	0.82933	10.10615
清兵衛組	23.0506	3.258	19.7926
源右衛門組	25.08516	2.68466	22.4005
年番藤兵衛組	26.9804	5.29334	21.68697
清太夫組	9.66424	1.81166	7.85258
年番亀吉組	15.63425	4.105	11.52925
甚兵衛組	13.98493	13.98493	
年番八郎左衛門組	11.6552	0.3717	11.28367
弥五左衛門組	25.49436	14.53047	10.96389
伝治郎組	26.32887	24.03188	2.29699
年番甚右衛門組	25.26428	19.85665	5.40763
三右衛門組	17.84894	14.51428	3.33466
伝左衛門組	3.19859	3.19859	
14組合計	249.11545	112.12182	136.99371

(注)・「田畑御成箇小物成漆諸運上勘定帳」(森田一郎家追加文書)により作成。
 ・合計の数値は計算による。
 ・桜井論文、表4参照。

のすべてが書き載せられている。

これらの組が私領に属する組か御料(幕領)に属する組かについては、表5・表6に照らし合わせてみれば、その区別は歴然とし、私領の組が八、御料の組が六を数える。しかし、これら一四の組は所属する領主が決まっておりながら、どの組も御料分と私領分の土地から成っているの

である。当然のことながら、組を構成する百姓は、その組を支配した領主に属したと考えることができる。

表9には一四組の組高の合計が二四九石余りと記されており、これを表2の上大久野村における村高に照合してみると、二四九石余りとあつて一致するのである。また、私領八組の組高合計は表5に一三六石余りとあり、御料六組の組高合計は表6に二二八石余りとあつて、これらの数値も表2の本多知行所（一三六石余り）と上知分あるいは御料所（一一二石余り）のそれぞれの数値にほぼ近似する。しかし、表9にみられる一四組合計の私領分一三六石余り、御料分一一二石余りの数値もまた、前記の数値に合致する。つまり、私領分も御料分も、領主が支配する組全体の組高合計のそれぞれと、一四組全体の私領分それに御料分のおのの合計数値が一致するのである。

それでは、これはいったいなを意味するのであろうか。つまり、組内の百姓は所属する領主を決定されていたといつてよいが、組内部の土地は組内の百姓、他組の百姓のそれぞれによつて幕領・私領が入り交じつて保有されていたと強く想定することができる。

村落支配における相給形態では、各知行について、知行付農民は個々にそれぞれの農民が所属する領主が決められており、知行の対象である土地も各知行ごとにその各領主への所属が明示されている。しかし、その知行地と知行付農民の土地保有とは交錯している。すなわち、ある領主Aの知行付農民は、領主Aのほか(41)に、他の領主B・C・D……の知行地をも保有している形が一般的である。したがつて、上大久野村においても、知行地と知行付農民の土地保有は交錯していたといえるのであり、この関係は組を中心にしてみるのであつて、以上

ことは大久野村全体にもいえることであらう。

さらに、組々の間における錯綜関係をみていくと、元治二年三月「田畑高反別組々一筆限改帳」(42)を取りあげることができる。この史料には、上大久野村における土地の一筆一筆が組ごとに記され、組別にそれらの合計反別と高石が表示されている。史料は破損が甚だしく貼紙もあつて、その位置が不明確であるという欠陥をもつ。しかし、土地の一筆一筆がどの組に属するかということを知るには充分であるので、これによつて上大久野村の組とそれを構成する土地の状況を把握することができる。ただし、一筆ごとの土地を所持する農民がはたして、その組に所属する百姓であるか、あるいはどの領主に所属するのかということを明確にすることはできない。しかしながら、組はそれぞれの領主に所属し、組内部の土地は組内の百姓、他組の百姓によつて保有され、幕領・私領が入り交じつていたといつてよい事実にもとづき、前記の史料によつて、この関係を少しでも明確にするため、表10を作成した。

この表は元治二年（一八六五）三月の時点のもので、上大久野村における土地一筆一筆の地字を田畑と屋敷地に分けて組ごとに掲げてみた。地字をアイウエオ順に整理し、組のなかの重複する字名は一つにまとめ、漢字・かなづかいの統一をはかった。そして、この統一は村全体をもその対象とした。表の上のほう八組は本多家に所属する組であり、下の六組は幕府代官支配下の組である。

この表によつて、なかが判明するか。それは組々における耕作地の零細錯圃形態が主として判明するのみであり、これ以外の領主―知行付百姓―知行地の関係が明確にならないばかりか、圖引きによる土地保有の実態もまったく明らかにならないという批判もあつて、とりあえず組

表 10 上大久野村組々地字表

元治2年3月

本
多
家
支
配
組

幕
府
支
配
組

組 名	地 字	
儀左衛門組	田 畑	岩下 岩だれ 大日 瀧本 鷹ノ巢 堂ノ入 中丸 日影指 御嶽坂 三ツ沢 やげよふ 柚木平
	屋敷地	瀧本 堂ノ入 中丸 三ツ沢
紋兵衛組	田 畑	大久保 落こや きの久保 京峯 くるミ指 中楚 松ケ尾 三ツ沢
	屋敷地	三ツ沢
清兵衛組	田 畑	穴久保 あらく 石神沢 石上 いたち岩 いで いで上 岩だれ 大久保 柿木久保 くるミ林 権七久保 ざれ久保 三本立 たき 瀧之上 樽久保 中ざす 中沢 中丸 入道指 ほど久保 松尾 松尾沢 松沢 向ノ沢 むじな岩
	屋敷地	い で 樽久保 中沢 松尾 松沢
源右衛門組	田 畑	あかいや あらい 井戸久保 いなぶら いなぶら石 岩本 うば神 瓜指 かいと 上がいと 上がいと入 肝要 肝要入 くねきわ 久保尻 ぐみ久保 木引 木引長久保 坂口 坂本 坂本入 桜久保 下あらい 下平 そね 瀧之沢 田中 との指 西ノ入 はげ下 橋場 日影 日影向 道下 むじな岩 谷光沢 屋敷内 屋敷附 わなば
	屋敷地	いなぶら 瓜指 瓜指ノあらい 坂口 田中 日影 むじな岩
藤兵衛組	田 畑	あらい あらい屋敷附 一ノ尾戸 一ノ宮 出之淵 井戸久保 岩本 岩本上 上ノ久保 馬ころばし 瓜指 大野 かん入 肝要 肝要入 肝要入長久保 肝要小屋たれ出口 肝要小屋出口 肝要龍上 古寺 木引 こやたれ こやたれ出口沢口 坂口 坂尻 坂本入 下あらい 神明 菅ノ尾 瀧之沢 竹ノ上 田ノ入 茶木ノ上 寺向 長久保 中林 西ノ入 日影 日影はげ下 東つま ひろはか 細久保 向 谷光沢 谷光沢そね 屋敷附 屋敷戸 山神戸 わなば
	屋敷地	あらい 岩本 瓜指 肝要 下あらい 日影
清太夫組	田 畑	岩井 風穴 小谷戸 杉平 瀧之沢 早道場 日影 日山路 日山路入 まざき
	屋敷地	岩井 日山路
年番亀吉組	田 畑	大久保 岩井 岩井瀧 かん坊 杉平 瀧 長津 早道場 日影 日山路 まざき
	屋敷地	岩井 下和田 杉平 日山路
八郎左衛門組	田 畑	岩井 大沢 大沢ノ上 萱久保 小谷 下和田 瀧ノ久保 藤田口 長津 早道場 ひだの沢 藤木沢 馬泉 まざき 南沢 和田原
	屋敷地	岩井 和田原
甚兵衛組	田 畑	新井向 岩井 勝峯 川久保 御殿裏 境ノ久保 沢口入 下和田 長津 早道場 ひだの沢 南沢 和田原
	屋敷地	岩井
年番甚右衛門組	田 畑	新井 新井向 あんの入 あん之平 尾崎 勝峯 幸神入 沢口入 瀧之沢 藤田口 田ノ入 天丸岩 栃木入 長久保 長津 西あらい 西萱戸 西殿 西ノ入 西ノ久保 ばんぐわ 東ヶ谷戸 宝鏡寺 堀口上 馬泉 南沢 向戸
	屋敷地	新井 岩井 西殿 東ヶ谷戸 宝鏡寺 向殿
三右衛門組	田 畑	井戸上 稲荷入 大平 尾崎 落合 萱久保 古寺 茶堂 菅谷入 田ノ入 寺山 天神林 中尾ノ下 東ヶ谷戸 平畑
	屋敷地	寺山 東ヶ谷戸 平畑
弥五左衛門組	田 畑	池之入 岩井 岩井ひやまじ 落合 川久保 幸神 幸神入 幸神入前山 幸神登戸 幸神登戸道上 幸神登戸道下 菅口 たいの久保 瀧之沢入 藤田口 栃ノ木入 長津 西ノ久保 登戸 日山路道下 前山 □□向
	屋敷地	幸神 外ヶ谷戸 長津 登戸
伝次郎組	田 畑	新井 あんの入 岩井 大沢 勝峯 川久保 桑原入 御殿裏 幸神 幸神入 沢口入 沢口下 菅口 瀧之沢 田ノ入 塚ヶ谷戸 寺前 天丸岩 藤田口 栃ノ木入 長久保 長津 長津入 西殿 羽生 日影 堀 堀ちんぐわ
	屋敷地	新井 菅口 藤田口 長津入
伝左衛門組	田 畑	新井 勝峯 沢口入 瀧之沢入 田ノ入 藤田口
	屋敷地	新井

(注)「田畑高反別組々一筆限改帳」(和田家文書、日の出町役場所蔵)により作成。

と組との間における幕領・私領の入り交じりの状況をみておきたい。

この論考の初めのほうに掲げた図を参照しながら表10をみていくと、表に記された組の順番すなわち上段から下段への順は、平井川の上流に位置する小名の三ツ沢からはじまって下流へ向かい、新井・幸神に至る順とほぼ一致する。

近世中ごろから、小名の細尾は飛地となって下大久野村に属しており、上大久野村を構成していない。また、天保期の分郷で、同十五年（一八四四）二月に岩井の一部三六石が本多対馬守分へ所属することとなった（本稿の年表を参照）。

このような関係によって、表10の儀左衛門組と藤兵衛組は本多家が支配する組に属し、これらの組は三ツ沢・松尾・肝要の地域にあった。すなわち、入四組である。そして、細尾を飛び越して、岩井あたりの清太夫組・亀吉組・八郎左衛門組は本多家に所属し、のこった甚兵衛組およびほかの一部が幕府代官支配の組となり、さらに新井・幸神地域の甚右衛門組と伝左衛門組は幕府支配の組に属した。したがって、上大久野村の組々は平井川上流で一つのブロックを成し、岩井が割れ、下った地域でまた一つのブロックを成していた。

これらのブロックがあることを考慮しながら、表10をみていくと、組々の屋敷地には地字の重複はさほど目だたない。ただし、「岩井」は割れているので例外であり、平井川下流の「新井」が目につく程度である。しかしながら、組間における田畑（耕作地）と田畑の間にはかなりの重複が目だつのである。

これらのことを考えると、上大久野村の組々は岩井を除いて、家並が分郷によって分断され「碁石交」⁽⁴³⁾になるといったケースはわずかであっ

たろう。しかし、耕作地は組々の間で非常に入り交じっていたといえる。以上、零細錯圃の形態を考慮したとしても、表10によって上大久野村の組々は土地が入り交じり、幕領・私領が交錯していたということを補強するに充分であろう。

三、組をめぐる諸問題

(一) 年貢徴収と組

大久野村が上・下・北に三分化され、それぞれの村には組がおかれ、組々は幕領と私領が入り交じっていたことを、いままでにわたって述べた。それでは、このような状況下において、とくに耕作地に入り交じりの多かつた組々の年貢は、どのように徴収されていたであろうか。

組が年貢徴収の単位になっていたことは、大久野村に限らず近くでは檜原村にもその例がある。檜原村は二三組から成り、年貢取り集めにあつて名主から組頭に対して年貢受取状が出されている。この年貢の各戸への割付は、各組頭（年寄）の下で組単位に行われ、代官所―名主―組頭―小前百姓という図式が成り立つといわれている⁽⁴⁴⁾。

しかし、檜原村は幕領の一給支配であり、大久野村は幕領と私領の相給支配をとっていた。もちろんのことながら、大久野村の場合も年貢取り集めにあたり名主から組頭へ年貢受取状が出されているが、これは檜原村とは異なる形態をとっている。そこで、大久野村が分郷されて以降、現存する年貢受取状のうち、内容が比較的詳しく記されたものを二例掲げるとつぎのとおりである。

皆濟状之事⁽⁴⁵⁾

一米八斗八升七合六勺

御料 御伝馬宿入用
六尺給米

内米六合 酉定免切替増

代永老貫八百五拾老文式分五厘

一米六斗七合九勺三才

私領 本途 口米

代永老貫式百六拾七文九分六厘

本途小物成

一永五貫三百六拾五文七分

御料 鮎運上口永

内永八拾老文六分

漆代永正漆

子本免入寅屋敷成免上増共

御藏前入用

一永百六拾八文四分

私領 本途 口永

外永四百廿老文式分六厘

名主給

外鑑三百文

萱札代

右は当寅御年貢本途其外書面之通皆濟勘定髓受取申候、以上

御料名主

慶応二寅年十一月

弥五左衛門[㊦]

私領名主

儀左衛門[㊦]

組頭

伝次郎殿

皆濟状之事⁽⁴⁶⁾

一米式斗五升四合老勺式才

御料本途

此斗立式斗六升八合六勺六才

代永^(百七)式拾八文八分七厘

一米七合六勺式才

御料 口米

此斗立八合六勺

代永式拾老文八分七厘

一米老石式升八合老勺老才

私領本途

此斗立老石八升六合九勺式才

代永式貫九百四拾八文五分老厘

一米三升八合五才

私領 口米

此斗立三升式合六勺老才

代永八拾八文四分七厘

一永四貫三百拾式文式分八厘

御料 本途小物成

一永老貫四百五拾三文八分四厘

口永漆代永

外二鑑三百文

私領 本途口永

外二鑑三百文

萱札代

右は当巳御年貢本途其外書面之通皆濟勘定髓二受取申候、以上

御料名主

明治式巳年十一月日

甚兵衛[㊦]

私領名主

儀左衛門[㊦]

組頭

弥五左衛門殿

これらの史料をみると、表題は「皆済状之事」というかたちをとり、名主から組頭へ対して出された年貢の受取状であることがわかる。二つの史料に記された宛名人の組頭はいずれも御料（幕領）に所属しているが、年貢を受け取った差出人をみると、二つの史料とも御料名主と私領名主が連名している。

つまり、これはそれぞれの組が御料と私領によって錯綜していたため、組ごとに御料・私領の年貢をまとめて受け取ったことを示している。実際、年貢は御料分・私領分が区別されて記されており、御料名主・私領名主はそれぞれ、組頭から納入された年貢を組ごとに一括すればよかったと考えることができる。したがって、組が年貢の徴収単位となっていたことが歴然とするのである。

ここで対象としている年貢受取状は、前に掲げた二点の史料以外にも数点が現存している。ただし、大久野村が分郷されて以降のものという制約もあり、管見による限り、それらは上大久野村だけのものである。そこで、要点を整理し、これらのすべてを掲げると表11のようになる。

この表には慶応元年（一八六五）十一月から明治四年（一八七二）十一月までの年貢受取状を掲載することができた。どの受取状をみても、差出人は御料名主と私領名主の連名であり、宛名人は御料・私領の別なく組頭である。これによって、上大久野村では組単位に御料と私領の年貢が徴収されていたことが明白であり、それは幕末期から明治初期へと一貫していたのである。

御料名主・私領名主は、組頭が納めた年貢をそれぞれの支配別に取りまとめ、領主に納入すればよかったのであり、これによって、御料・私領の入り交じりによる年貢徴収の困難性は解消されていたといえる。

表11 上大久野村組々年貢受取状

年月	表題	差出人	宛名人	出典
慶応元年二月	皆済状之事	(御料)名主 (私領)名主 儀左衛門	組頭 甚兵衛	森田一郎家文書
慶応二年二月	皆済状之事	(御料)名主 (私領)名主 儀左衛門	組頭 伝次郎	和田一男家文書
慶応三年二月	皆済状之事	私領名主 儀左衛門	組頭 伝次郎	和田一男家文書
慶応三年二月	皆済状	(私領)名主 (御料)名主 儀左衛門	組頭 源右衛門	青木安由家文書
明治元年二月	皆済状	(私領)名主 (御料)名主 三右衛門	組頭 藤吉	青木安由家文書
明治元年二月	皆済状	(私領)名主 (御料)名主 儀左衛門	組頭 藤吉	嶋崎富士男家文書
明治元年二月	皆済状	(私領)名主 (御料)名主 儀左衛門	組頭 龜吉	森田佑治家文書
明治元年二月	皆済状之事	御料名主 三右衛門	組頭 甚兵衛	森田一郎家文書
明治二年二月	皆済状之事	御料立会組頭 私領名主 儀左衛門	組頭 名主 甚兵衛	森田一郎家文書
明治二年二月	皆済状之事	御料名主 儀左衛門	組頭 名主 甚兵衛	森田一郎家文書
明治二年二月	皆済状之事	御料名主 儀左衛門	組頭 名主 甚兵衛	森田一郎家文書
明治四年二月	辛未皆済記	西端県名主 和田伝次郎	組頭 青木八郎平	青木安由家文書
明治四年二月	辛未皆済記	西端県名主 和田伝次郎	組頭 青木八郎平	青木安由家文書
明治四年二月	辛未皆済記	西端県名主 和田伝次郎	組頭 青木八郎平	青木安由家文書
明治四年二月	辛未皆済記	西端県名主 和田伝次郎	組頭 青木八郎平	青木安由家文書

(注) ()内は、ほかの史料によってあてはめた。

上大久野村において、組間の出作・入作および越石の度合はどのくらいであるかは明らかにならない。また、それぞれの領主が自領付農民の持高を把握することによって、自領の土地把握をどの程度成し得ていたかも当然のことながら明らかとはならない。しかし、それぞれの支配の名主が、前述したような組をとおした年貢徴収を行っており、これは相給村落において給地を超えた一村レベルでの村請制が貫かれていたことを示しているものといつてよい。そして、このことは上大久野村だけでなく、大久野村全体についてもいえることであろう。

この組をとおした年貢村請制の問題は、つぎに掲げる明治四年（一八七二）六月の内済証文写によっても理解することができる。⁽⁴⁸⁾

内済証文之事

葦山県御支配所上大久野村和田伝二郎より、西端藩御支配所相給同村岩井檜山路組森田忠七へ相懸り田方租税之義二付、彼是差纏、既二御役頭迄申出候所、双方共同役中立入、右一件篤と承及候所、字長津二下田七畝廿壹歩之所、素々岩井重郎右衛門より新井組内遠藤吉蔵先代へ売渡有之、右吉蔵方より去文久元酉年中伝二郎方へ年季二売渡有之、右田地畝歩違より事起、租税義差纏候二付、此度双方納得いたし、吉蔵方より売渡候元金拾両、其余趣意金として金式両式分、都合金拾式両式分ニて、元方岩井組へ為買戻、其余彼は申違之儀は、立入人賞受熟談内済行届、双方共申分無之、以来右一件二付譬如何様之証書出候共、今般取極候通違犯無之、為後日熟談内済連印証文双方より取置申所、如件

同村岩井

森田忠七

同村幸神

遠藤吉蔵

(以下略)

これによると、上大久野村において葦山県支配所（旧幕領）の伝二郎が西端藩支配所（私領）の忠七を田方の租税納入の件で訴えている。事の起こりは岩井の重郎右衛門が新井組内の吉蔵先代へ字長津の下田を賃地売り渡しにしたことであつた。この土地はさらに文久元年（一八六一）伝二郎に年季に売り渡されたが、畝歩違いがあつて年貢納入に支障が生じたのである。結局、この土地は岩井組の元方へ買戻させて内済となり、事件は決着した。しかし、この一件は単に地所争論としてとらえられるものではなく、年貢納入にあたり組間における土地の保有関係を把握するための措置であつたといえる。すなわち、村請制が明治初年においても維持されている一例を表しているのである。

(二) 分郷と組間出入・年貢

村のなかに組があり、この組が御料・私領によって入り交じっているとき、組間に起きた出入はどのように展開し結末をみたであろうか。つぎにこれを示す史料を掲げる。⁽⁴⁹⁾

差上申渡口一札之事

一今般上大久野村御料所組頭新蔵より、其御村内御私領所百姓惣兵衛へ相掛り候義は、先年字登戸ニて年季山売渡置候処、来卯年年季明ヶ二相成候故、当寅年売木いたし候内、杉木拾四本程境外之趣、右

明治四辛未年六月

上大久野村新井

和田伝二郎

惣兵衛へ申断候処、同人義は右山証文ニ有之境内之ニテ伐木いたし候旨及挨拶、依之新蔵方ニテは難捨置、既ニ御掛り御役頭迄罷出、御支配書御願申候処、私共立入双方事実及承り、行違之廉々、木品とも貫請、事柄相訳り、双方内済之上、相互ニ前々之通り睦敷可致(示)、苦自談行届、依テハ右新蔵御願申上候義は、格別之以御勤弁ヲ、是迄ニテ御下ケ被下候ハ、一同難有奉存候、然ル上は、右山ニ付重テ違争ケ間敷義一切無御座候、為後日差上申濟口一札、依テ如件

上大久野村

御料所組頭

訴人

嘉永七年
八月

組合

新 蔵㊦

親類

長左衛門㊦
孫 六㊦

同村

御私領所百姓

相手

惣 兵 衛㊦

組合

伝左衛門㊦

組頭

長 兵 衛㊦

(立入人三名略)

御掛り

御役頭様

上大久野村では御料に属する組の新蔵(組頭)が、私領に属する組の惣兵衛を訴えている。それは字登戸にあった年季山を新蔵が売り渡したことにじまっている。山を買い入れた惣兵衛は年季明けにさいし、山の木を伐採し売り渡したのであるが、境外の新蔵の山の木にまで手を出したとして争いになったのである。

結局、これは嘉永七年(一八五四)八月に和解をみているが、この一件も御料・私領入り交じりによる組間の問題として顕在化したものと思われる。しかし、争いは簡単に解決されており、この時点で、村内の組における入り交じりはさほどの桎梏にはなっていないかといえよう。このことを念頭におきつつ、つぎに、ふたたび年貢の問題を考えたい。そのため、つぎの史料を掲げる。(50)

覚

一金貳拾両ト

永四拾八文

右は先般両度之御分郷ニ付、諸帳面早速相改可申候、追々等閑ニ相成、今般村役人立合御年貢帳相調候処、右は去ル享和三年より引続元治二年迄六十四年之間、御年貢過納有候ニ付、此度前書之金子村方へ御差戻ニ相成、村役百姓代ニテ儘ニ受取申候、然ル上は小前一同へ割返可申候、為後日受取書差出申候、以上

右村小前惣代

組頭

伝 二 郎

百姓代

長 次 郎

元治二年丑四月日

組頭

弥五左衛門

同

三右衛門

同

甚兵衛

年番組頭

甚右衛門

百姓代

重五郎

同村私領所

組頭

清太夫

同

紋兵衛

同

清兵衛

百姓代

斧右衛門

右村

名主

伝左衛門殿

同村上組

同

儀左衛門殿

この史料は写であり、若干信びよう性に欠けるが、ほかにも同じものを数点見いだすことができるので、疑問をはさむ余地はないであろう。

その内容を見ると、二度の分郷にさいし帳面改めを怠ったため、年貢に納め過ぎがあったとしている。金額は享和三年（一八〇三）から元治二年（一八六五）にいたる期間分を合計して、金二〇両と永錢四八文であった。

史料によると、上大久野村御料所の所屬組頭五名と私領所屬組頭三名が、御料名主・私領名主に対して、この金額を受け取ったと記している。したがって、受け取った組々に納め過ぎがあったのであろう。あるいは納め過ぎは大久野村全体であったかもしれない。いずれにしろ、

年貢の過納分は組をとおして割り返されており、元治二年のころは組において年貢の徴収・返却が遂行されていたといえる。すなわち、返却という逆の意味からいっても、組による年貢徴収は機能していたのである。

しかし、分郷によって組のなかに御料・私領の入り交じりがみられるということは、たとへ年貢の徴収が村内において機能していたとしても、幕末にいたるといよいよ、それが桎梏となってきたようである。つぎに

この史料を掲げる⁽⁵¹⁾。

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡大久野村三分役人共奉申上候、当村高九百四拾四石七斗九升七合、家数三百八拾七軒有之、内高五百拾三石壹斗七升、家数貳百拾壹軒は、去ル天保度本多修理様御領分渡被成、素々山中谷間場広之村方、萱山と唱最寄三拾七ヶ村より入会、菴株刈取御運上永八貫七百

文宛地元ニおゐて年々取集上納罷在候得共（中略）尤場所柄ニより雜木相仕立、成木為致候ハ、村為助潤可相成仕法有之候得共、第一大久野村之内、御料・私領と隔居候ては万端不都合、依之篤と及相談候処、

御私領分御料戻罷成、一手之御支配受候様相成候ハ、御冥加として金五百両献納仕、尚何様ニも丹精を尽、御益筋は勿論、村方助成相成候様仕度奉存候間、何卒以 御慈悲右願之通、本多修理様御領分御料戻罷成、入会萱山御運上場所之義、以来大久野村一手引受、相当之御年貢上納被仰付被成下置度、偏ニ奉願上候、以上

慶応三卯年十二月九日

武州多摩郡大久野村

三分役人惣代

名主

伝次郎

同

恒左衛門(守)

江川太郎左衛門様

御役所

この史料も写であるが、それによると、大久野村は近辺三七か村による入会萱山をもち、運上金を取り集めてきたと述べている。このことについては、前記した御料名主と私領名主が連名している年貢受取状にもありとおりであり、上大久野村では組頭がそれぞれ「萱札代」として運上金を名主に納めていた。

大久野村では、場所柄によってはこの萱山に雑木を仕立て成木にすれば、村の助成になるとしている。おそらく、これは炭焼きによる収益をねらったものであろう。その場合、村内に御料・私領の入り交じりがあつては支障があると述べている。これについて細部を検討すると、村内のみならず組内にも入り交じりがあつたため、萱山の運上金納入とその運営が繁雑であつたからと考へてよいであらう。そこで、大久野村では五〇〇両の献納を提示し、本多家の私領分を御料戻しにしてほしいと懇

願しているのである。はたして、五〇〇両を上納してまでも村の助成となつたかは疑問である。

しかしながら、この史料では私領を上知して入会萱山の運上場所を大久野村の一手引き受けにしたいと述べているとおりであり、この願書は慶応三年（一八六七）十二月、江川太郎左衛門役所に提出されたものと思われる。すなわち、これによって慶応期になると御料・私領による入り交じりが桎梏になつてきたとみてとることができるのである。

このように、大久野村では明治初年まで、組を単位とした村全体にわたる年貢の村請制が維持されていた。そして、天保十四年（一八四三）以降の分郷による御料・私領の入り交じりは、そのはじめ村内および組内において、さほどの桎梏になつてはいなかつたが、慶応期にいたつて桎梏として表れてきたのである。しかし、この解決は大久野村全体が「明治四辛未神奈川県管轄トナ」⁽⁵²⁾つて、これ以降に委ねられていくものといえよう。

(三) 羽生天神社の祭礼入用と氏子の帰属

別の問題として、村のなかに入り交じりが生じているとき、明治初年における氏子の帰属について考えてみる事ができる。まずはその前段階として、文政期の訴状を取りあげる。この史料は写であるが、当時における事件を事実として述べているといつてよい。⁽⁵³⁾

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一 武州多摩郡北大久野村百姓藤兵衛、同郡下大久野村組頭小兵衛相手取、御訴訟奉申上候趣意、左ニ奉申上候

理不尽出入

武州多摩郡北大久野村

二月日

藤兵衛

訴訟人

組合

藤兵衛

差添人 伝 蔵

同郡下大久野村

福忠治郎様

相手方

御役所

小兵衛

右私村方之儀は北大久野・下大久野入交り、字羽生にて家数式拾軒余之者共、少分之村用ハ前々より突合致来候処、此度庭場内天神之^(社脱カ)祭礼入用錢取集、相手方小兵衛より私方へ相渡シ候趣申懸候得共、一向寛も無之候^(申)、此段村方之者へ相断、当月六日親類方へ罷越立掃り候途中にて、村方之者申候ニハ、右出錢全ク請取不申候哉ト相尋候間、此儀は全ク申懸之趣懸合居候所へ、杉山之内より右小兵衛罷出、殊之外打擲いたし候得共、居合セ候者共取押呉候て、漸其場を逃延、早々居宅立掃り家内見廻り候得ハ、何者之仕業ニ御座候哉、先祖之位牌取出し、座敷ニ^(壇)仏禮をかざり、香花・水杯備へ、剩線香之火燒落候て、仏禮之數物ニもへ附候処にて、其儘もみ消シ候得ハ何事も無之候得共、右体不法之致方も前書理不尽致候者故、^(大)応方彼力巧ト為^(安)ふし入候(中略)右体之始末度々有之候てハ後難之程も難計、住居ニも^(安)案心致兼候て、百姓相統も弥相成兼候間、何卒相手小兵衛御召出、右理不尽之始末御吟味被成下、後々百姓相統之妨ニ不相成様被 仰付被 下置候ハ、偏ニ御威光ト難有仕合ニ奉存候、依之御訴訟申上候処、如件

武州多摩郡北大久野村

百姓

文政九戊午

訴訟人

文政九年(一八二六)二月、北大久野村の百姓が下大久野村の組頭を役所に訴えている。訴えの内容は取り集めた天神社の祭礼入用錢を訴人に渡さないことと、先祖の位牌を勝手に取り扱ったということであった。しかし、ここで注目すべき点は、字羽生において北大久野村と下大久野村が入り交じっており、そのようななかで、「少分之村用ハ前々より突合致来」って、庭場内に存在する天神社の祭礼入用錢を取り集めているということである。羽生では「北」と「下」による村の入り交じりがありながら、少分の村用に関しては付き合いをなしてきたのである。さて、この後の事件の経過については知るよしもないが、大久野村では近世中期に村が上・下・北と三分化され、その境界が錯綜していたのである。さらに、天保十四年(一八四三)以降の分郷によって、大久野村は村内ばかりでなく組内もその支配形態が複雑化していくのである。この羽生の地もその例外ではなく、すでに文政期には北大久野村と下大久野村による入り交じりがみられた。そこで、この問題を羽生において、さらに考えていきたい。

明治期に入ると、神仏分離の影響が羽生の天神社にもあらわれてくる。明治二年(一八六九)五月、北大久野村の役人総代六名と下大久野村の檀中総代一名が、本多家郡方役所に提出した願書の内容を掲げるとつき⁽⁵⁴⁾のようにある。

(前略) 私共村内清源寺持御除地天神免之儀は、存外流地ニ相成、猶又相残り居候地所半減同様ニ候処、是迄私寺ニテ持添致来り候得共、今般寺持添不相成御趣意之趣承伏は仕候得共、纒之地所候ても、持添不相叶儀ニ候ては右寺難相立、檀家之者共実々歎ケ敷存、猶此上天神免御引上ケニ相成候上は、右清源寺へ名請被仰付被下置候ハ、御年貢・諸役等右願之通御聞濟被下^(置方)候ハ、寺檀家之者共は勿論、村役人一同難有仕合ニ奉存候(後略)

この史料は清原寺が寺持除地の天神免を名請けするように願うものであり、これは神仏分離によって、寺持除地は寺に帰属するという考えを明確にする点にあつたようである。

また、同じ年の五月に北大久野村の伝蔵など役人総代七名が郡方役所に出した願書をみると、つぎのようにある。⁽⁵⁵⁾

(表紙)

明治二巳年五月

北大久野村

天神宮神主願書写

北
大久野村
下

乍恐以書付奉願上候

御領分武州多摩郡北大久野村役人惣代名主伝蔵義、下大久野村年番名主久兵衛奉申上候、右北大久野村内天神宮之儀は是迄別当無之、祭礼其外ニ差支候ニ付、古来より右久兵衛社守仕居候処、今般 御一新ニ付混淆之儀御廃止、別当社僧之兼者復飾致候様御 布告之儀承知奉畏候、就ては右久兵衛是迄社守仕候儀ニ付、不相替同人悴へ社守為致度、

北大久野村役人一同相談之上、^右同人悴別宅いたし神主ニ罷成、佐久間右内と改社務仕度、此段奉願上候、尤御聞濟候上は、以来神葬祭仕度、且又右願ニ付、右構筋一切無御座候、何卒以 御慈悲右願之通御聞濟可被成下置度奉願上候、以上

明治二年

巳六月三日

明治二年巳五月

右村年番名主

祐次郎^印

同

増五郎^印

同

忠八^印

同

武兵衛^印

同

仁左衛門^印

同

伝蔵^印

下大久野村

同

久兵衛^印

郡方

御役所様

これによると、北大久野村の役人一同が、下大久野村の天神宮社守の悴を神主にして佐久間右内と改名し、社務を執らせようとしていることがわかる。なお、この史料では天神宮（社）の所在を北大久野村としている点に注目しておきたい。この願書は神仏分離によって、別当社僧が神主を兼務できなくなったことをうけて提出されたものといえる。

つぎに、明治五年（一八七二）五月二十八日、戸長の羽生伝蔵と下大久野村元名主の羽生勘右衛門が神奈川県庁へ提出した伺いを掲げる。⁽⁵⁶⁾

以書付奉申上候

武州多摩郡

第五拾八区

下大久野村

旧神宮

佐久間久雄

(明治五)
壬申五月廿八日

役人惣代

元名主

羽生勘右衛門[㊦]

戸長

羽生伝 蔵[㊦]

天神社

氏子四拾三戸

内

拾壹戸

但

上大久野村白山神社元氏子之処

去ル明治二巳年中産子□□

右同村幸神社元氏子之処

右同断

元北大久野村三嶋大神氏子之処^(元脱カ)

右同断

拾三戸

但

右村役人惣代元名主羽生勘右衛門、戸長羽生伝蔵奉申上候、右下大久

野村天神社之義、同村清源寺別当進罷在候処 御一新後明治二巳年

中別当は相離れ、同社守佐久間久兵衛悴右内復飾、元西端県へ願之通

御聞濟之上、神動罷在、其後去未十月中産神は壹ヶ村一社二限り候旨、^(明治四)
御同県より御触達有之、然ルニ右天神社は素より氏子無之、一村鎮守

ニは差支候義と存、同村戸数四拾三軒は、前書白山神社外式ヶ社氏子
ニ有之候処、一同相談之上右三社相離れ、改て天神社氏子と相成居候
処、今般一同此御管下相成候ニ、就ては右四拾三軒之もの并白山神社

外式社旧神官は、元神へ復古氏子相成度旨申之、且佐久間右内事久雄
は、一旦御願濟相成候義ニ付、此儘差置度旨申之、尤双方共御上様よ
り御沙汰ニ御座候得は、何れニ成行候共聊苦精無之間、御伺申上呉候
様双方より相頼候ニ付、無拗此段御伺奉申上候、右は何れ之申分ニ任
セ候て不苦候哉、乍恐御沙汰被成下置度奉願上候、已上

右村

神奈川県

御庁

この史料は、天神社の氏子で、元白山神社氏子一戸・元幸神社一九

戸・元三嶋大神氏子一三戸を旧に復するか、あるいはそのままとするか

の伺いである。文面をみると、清源寺が明治二年（一八六九）に別当

の進退を離れ、社守佐久間久兵衛悴の右内（久雄）が復飾したとある。

しかし、佐久間右内は神主に就任しているのである。また、明治四年

（一八七二）十月に一村一社とする命があり、もとより天神社には氏子

がなく、一村の鎮守に差し支えがあると、四三戸が氏子になったこともわかる。ただし、天神社と清源寺の所在とともに下大久野村としてゐるが、天神社は前掲の史料によると北大久野村とあり、このときから下大久野村に所屬が替わったと考えることができる。しかし、清源寺も下大久野村へうつったとは考えにくい。むしろ、北大久野村の所在であったとしてよいであろう。

べつの史料にも、ほぼ同じ内容が記されており、その文面を掲げるとつぎのとおりである。⁽⁵⁷⁾

乍恐以書付御伺奉申上候

御管下武蔵国多摩郡第五十八区大久野村三分二御座候処、戸長羽生伝藏奉御伺候、北大久野村清源寺元進退天神社、神仏混淆不相成御沙汰二付、下大久野村佐久間久雄社守致居候処、明治二巳年中示談之上、右北大久野村天神社下大久野村へ願之上相渡、右佐久間久雄神職願濟二相成、然ル処、去ル十月中元西端県御役所より一村一社二致シ、産子札可差出趣之御沙汰二付、元西端県御支配下大久野村ニは氏子無之、一村一社と有之(後略)

この史料は、明治五年(一八七二)五月大久野村戸長の羽生伝藏が神奈川県庁へ出した伺いの写である。これによると、清源寺は北大久野村にあって天神社の進退を離れたとしている。とくに注目すべき点は、明治二年に天神社が北大久野村から下大久野村へ所屬替えしたと述べていることである。したがって、その後明治四年十月に一村一社の命があり、天神社には氏子がなかったため、白山神社など三社から氏子の異動の行われたことが成り立ってくるのである。しかし、前掲した文政九年(一八二六)二月の史料によると、羽生はすでにこの時期から北大久野

村と下大久野村による入り交じりの地となっており、天神社の所屬と祭礼の主体をめぐって、氏子の異動にはその当初から問題を抱えていたのである。

明治五年五月に、今後の氏子の帰属について神奈川県庁へ伺いが出されているのであるが、その後の経過について、まったくといってよいほど動きを知ることができない。

ところで、明治政府は氏子改と戸籍編制を実施しているが、氏子改のあり方は、明治四年(一八七一)戸籍法制定過程に引き継がれていく。すなわち、「辛未二月十五日附戸籍改正案及氏子法案共民部省ニテ取調」(『公文録』庚午民部省)とあるように、二月十五日に太政官の弁官に民部省案が提出されるのである。これによって、⁽⁵⁸⁾戸籍法と氏子改とは民部省内で一對のものとして準備されていたのである。

つぎに、戸籍法と氏子取調の具体的関連を考察すると、郷社定則では基本的に戸籍区一区に郷社を一社置き、区内のほかの神社を管理するとされた。この戸籍区と郷社管轄の一致のうえに、氏子取調規則では、戸籍区内の人民のすべてがその管轄範囲内のどこかの神社の氏子であることを、戸籍を管理する戸長が人民に強制したのである。⁽⁵⁹⁾

しかし、この戸籍と結びついた氏子取調は、実施において困難をきわめており、明治六年(一八七三)五月二十九日太政官第一八〇号で中止に追い込まれている。その基本的な理由は、理念的に設定された氏子と神社の関係が社会の現実から乖離していたことにある。⁽⁶⁰⁾

ちょうどこのころ、大久野村の羽生においても氏子の帰属をめぐって争いが生じており、この地は北大久野村と下大久野村の入り交じる所であった。一般に大久野村を全体からみて、そのなかに存在する組はすべ

てが幕領・私領の入り交じる構成体であるともみなしてよい。しかし、羽生においてたとえ組が幕領・私領によって入り交じっていないとしても、北大久野村分と下大久野村分によって分離されていたことは充分に考えられる。そして、これらの錯綜関係は羽生周辺の村および組にひろがっていたのである。字羽生では「少分之村用ハ前々より突合致来」っていったとしても、入り交じりによって組間に分断現象のあったことは否定できない。

羽生天神社の氏子の帰属問題は、この分断現象を考慮しないで実施されたものであり、地域の現実を無視していたものといえる。したがって、大久野村羽生の天神社を中心にした地域においても、明治政府の政策は破綻をきたしたといえるのである。

最終的に羽生天神社の氏子がどの神社に所属するかということとは不明であるが、この帰属問題も大久野村が一村となつて、はじめて解消していくものであろう。しかし、ほかの要因を含め、これも以後の問題として委ねられていくのである。

おわりに

以上にわたつて、大久野村の組の実態とそれにつつる諸問題を、幕末・明治初期を中心にして述べてみた。

大久野村は近世中期に三分化されて、上大久野村・下大久野村・北大久野村となり、その境界が錯綜していた。そして、三村は天保十四年（一八四三）、弘化四年（一八四七）と二度にわたつて分郷される。二

回目の分郷は嘉永二年（一八四九）に上知されて幕領にもどされるが、幕末期におけるこれらの分郷によって、村の支配形態は複雑化したのである。

分郷されて以降、村内の組をみていくと、大久野村全体で組数は四六組を数え、上大久野村は幕領（御料所）が六組、私領（本多家領）が八組であった。下大久野村は御料所が二組、御料所上知分が三組、私領が七組である。北大久野村は全体で二〇組であり、少々疑問ものころが、このうち一五組が私領であった。そして、ほかの組が御料所と御料所上知分を構成していたのである。

これらの組には組頭が置かれ、上・下・北大久野村はそれぞれ御料所・御料所上知分・私領の三支配形態に分かれていた。さらに、それぞれの支配形態では各々、組頭のうち重立った者が年番で名主を勤めた。そして、大久野村の組は年貢徴収の単位として機能したのである。

これらの年貢徴収を単位とする組は、その内部において組内の百姓、他組の百姓によって幕領・私領が入り交じって保有されており、とくに耕作地は組々の間で非常な入り交じりをなしていたのである。このため、年貢徴収には困難をきわめたことが予測される。

しかし、年貢は組単位に幕領分と私領分がまとめて徴収され、幕領の名主、私領の名主は組頭によって納入された年貢をそれぞれ分割して把握した。そして、組々全体の年貢を一括して、各々の領主に納入すればよかつたのである。このように、上大久野村・下大久野村・北大久野村では、組を単位とした村全体における年貢の村請制が幕末から明治初期にわたつて貫徹していたのである。

さて、年貢の村請制が明治初年まで維持されていたいっぽうで、幕領・

私領の入り交じりは、そのはじめ村内および組内において、さほどの桎梏とはなっていないかった。しかし、慶応期にいたって桎梏となって表れ、その解決は、大久野村全体が神奈川県管轄となる明治四年（一八七二）以降をまたねばならなかったのである。

また、明治初年、大久野村羽生において天神社の氏子帰属問題で争いが生じていた。羽生は北大久野村・下大久野村が入り交じる地であり、組間に分断現象のみられる所でもあった。このとき、明治政府は氏子改と戸籍編成を実施していた。それは戸籍区一区に郷社を一社置き、この戸籍区と郷社管轄の一致のうえで、氏子を掌握するという戸籍管理の方法であった。この政策は中止に追い込まれているが、その理由は理念的に設定された氏子と神社の関係が社会の現実から乖離していたことにあった。ここ羽生においても、天神社の氏子に対してもった明治政府の方策は、村と村との入り交じり・組間の分断現象という地域の現実を無視するものであったため、破綻をきたさざるを得なかったのである。そして、これも以後の問題として委ねられていくのである。

註

- (1) 水本邦彦『近世の村社会と国家』第二部第二章「村社会と幕藩体制」
- (2) 白井哲哉「小名に関する一考察」(『明治大学刑事事博物館年報』二〇号)
- (3) 女性民俗研究会「西多摩郡平井村のニハバに就いて」(『民間伝承』第三卷四号)
- (4) 滝沢博「庭場の問題―南小曾木村・市川家日記より―」(『多摩

郷土研究』四六号)、同「市川家日記にみる庭場―村の中の小さな共同体について―」(『多摩のあゆみ』三二号)、同「庭場について(その一)―村の中の小さな共同体―」(『多摩郷土研究』六一号)。これらをまとめたものとして、滝沢博「庭場について―村の中の小さな共同体―」(『青梅市史史料集第四十二号』)がある。

(5) 村上直「近世における村と組の問題―檜原村の場合について―」

(『多摩郷土研究』二二号)

(6) 煎本増夫「五人組と近世村落」(『駿台史学』三二号)、同

「江戸時代農村の『組合』について」(『地方史研究』二七号)

(7) 神崎彰利「近世初期津久井領の構造」(木村礎編『封建村落』

第一章)

(8) 桜井昭男「近世期小川村の組をめぐる問題について」(多摩川流域史研究会編『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究(第一次研究報告)』財団法人とうきゅう環境浄化財団助成報告書)

(9) 『新編武蔵風土記稿』卷之百十上、多摩郡之二十二之上。小名」とに記されている割注は省略した。なお、風土記稿のうち多摩郡が

成稿するのは文政五年(一八二二)である(『桑都日記』卷之十五上編)。

(10) 木村礎『日本村落史』三四九頁・三五〇頁

(11) 白井哲哉、前掲論文、八二頁・八四頁

(12) 『日の出町史』通史編上巻、四九〇頁・四九一頁

(13) 白井哲哉、前掲論文、八〇頁

(14) 『新編武蔵風土記稿』卷之百十上、多摩郡之二十二之上

(15) 「大久野村誌」(『皇国地誌・西多摩郡村誌(四)』青梅市史

料集第二十四号、二四〇頁)

五日市町郷土館マイクログフィルム)

(16) 古山洋一家文書。なお、『新編武蔵風土記稿』によれば、高札場は上大久野村が新井、下大久野村は落合に置かれ、北大久野村は北大久野の内とあるだけである。おそらく、羽生に置かれたのであろう(後述するように羽生は北大久野村分と下大久野村分が入り交じっていた)。

(17) 前掲『新編武蔵風土記稿』

(18) 前掲『大久野村誌』

(19) 九〇〇〇石を知行する旗本であったが、元治元年(一八六四)

本多忠寛が江戸警備の功勞により加増されて、一万五〇〇〇石の大名となった。陣屋は三河国西端（北端）に置かれた(『藩史大辞典』第四巻

中部編Ⅱ—東海、三二八頁)。

(20) 『日の出町史料所在目録』第一集、解説

(21) 松平大和守への分郷の時期が、年表と『大久野村誌』(『皇國地誌・西多摩郡村誌(四)』『青梅市史料集第二十四号』)とでは一年あるいは数か月のズレがみられる。

(22) 西脇康「旗本相給村落の性格—近世中・後期における—」(『関東近世史研究会編『旗本知行と村落』一九六頁)

(23) 土井浩「相給村落における知行付百姓—大住郡の知行割を通して—」(『関東近世史研究会編『旗本知行と村落』一三七頁)

(24) 白川部達夫「旗本相給知行論—石高知行制と村共同体の一視点—」(『関東近世史研究会編『旗本知行と村落』九五頁)

(25) 『日の出町史料所在目録』第二集・第三集、解説を参照した。

(26) 「武州多摩郡下北大久野村一件済口」(萩原家文書・五日市町立

(27) 竹内利美『村落社会と協同慣行』(竹内利美著作集Ⅰ)六三頁

(28) 福田アジオ『日本村落の民俗的構造』一二頁・七一頁

(29) 神崎彰利「近世初期津久井領の構造」(木村礎編『封建村落』第一章、五七頁)。ここでは「部落」という表現を用いているが、

おそらく、これは大久野村でいう「小名」にあたり、ムラに該当するものであろう。部落は生活・生産の組織としてのムラであるとしてはならないし、また逆に生活生産の組織としてのムラを部落としてはならないのであるが、部落という呼称は混乱して使用されたためであろう(福田アジオ、前掲書、一九頁)。

(30) 煎本増夫「五人組と近世村落」(『駿台史学』三二号、七八頁)、同「江戸時代農村の『組合』について」(『地方史研究』二七号)

(31) 桜井昭男「近世期小川村の組をめぐる問題について」(多摩川流域史研究会編『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究(第一次研究報告)』財団法人とうきゅう環境浄化財団助成報告書、一五〇頁・一五三頁・一五六頁・一五七頁)

(32) 女性民俗研究会「西多摩郡平井村のニハバに就いて」(『民間伝承』第一三巻四号)

(33) 『日の出町史』文化財編、六八六頁に若干記述されるのみである。

(34) 青木アサ家文書

(35) これらのことをさらに詳しく述べると、「年番名主角左衛門儀重立、自己勝手儘之取計のみいたし、依怙之引訳方二付、彼是引延候折柄、既二御引渡間近ニ至り、漸一回評決之上、鬮引を以引訳ケ候積り対談行届候処、権左衛門外拾老人之もの共へは鬮引不為致無体

二被引訳、其上夫食代拝借之儀、廿五ヶ年賦返納被 仰付候処、右之内半高下切相成候を小前へ押隠置、辰より未迄四ヶ年分前同様取立取込罷在候段、追て露頭および候二付、取結掛合候得共品能申紛「居」(前掲、萩原家文書・五日市町立五日市町郷土館マイクログフィルム)とあり、角左衛門の勝手ままの振る舞いは、分郷にあたって鬮引きの実施を不完全なものとし、不正については夫食代拝借返納分を不正に徴収したことにあった。

(36) ただし、二〇組を表3の北大久野村における名主・組頭・年番組頭の合計に照合してみると、表3では一九であり、組数に若干疑問がのこる。

(37) 一五組を表3の北大久野村における本多領の名主・組頭数に照合してみると、表3では一〇を数え、五名分の組頭が不足することになり、疑問が生じてくる。これは組ごとの入り交じりによるものであろうか。いずれにしろ、前述のように本多領においても名主は組頭による年番であった。

(38) 前節で述べたように、小名に総称される組としての長井組は組高六八石余り・家数二六軒・組頭三名によって成っている点からしても明らかである。

(39) 『稻城市史』上巻、八六〇頁・八六二頁

(40) 同右書、八六二頁・八六三頁

(41) 菅野則子「旗本支配と世直し」(同著『村と改革』一六五頁)。

ほかに、広瀬隆久「天保期村方騒動と相給村落」(百姓一揆研究会編『天保期の人民闘争と社会変革・上』)、清水美知子「旗本支配」

(『村に生きる人々』)

(42) 和田家文書(日の出町役場所蔵)

(43) 川村優『旗本知行所の研究』二三頁

(44) 村上直「近世における村と組の問題―檜原村の場合について―」

(『多摩郷土研究』二二二号、四四頁・四五頁)

(45) 和田一男家文書

(46) 羽生卓史家文書

(47) 酒井右二「近世中後期相給村落における一村『村請制』と組合村」

(『市原地方史研究』一一号、二二六頁)

(48) 青木安由家文書

(49) 和田一男家文書

(50) 和田一男家文書。ほかに青木安由家文書、嶋崎富士男家文書

(51) 和田一男家文書。ほかに羽生卓史家文書「見聞志」のなかの挿入紙

(52) 「大久野村誌」(『皇国地誌・西多摩郡村誌(四)』青梅市史資料集第二十四号、二四一頁)

(53) 羽生卓史家文書

(54) 同家文書

(55) 同家文書

(56) 同家文書

(57) 同家文書

(58) 奥村弘「近代地方権力と『国民』の形成―明治初年の『公論』を中心に―」(『歴史学研究』一九九二年度大会報告、一〇二頁)、
阪本是丸「氏子調と戸籍法・民法」(『国学院雑誌』第八五巻八号、

三四頁)

(59) 奥村弘、前掲論文、一〇二頁

(60) 奥村弘、前掲論文、一〇三頁

明治期養蚕社会の技術伝播の主体

— 東京府西多摩郡の成進社を中心に —

鈴木芳行

はじめに

東京府西多摩郡羽村の下田伊左衛門については、すでに、西多摩村村長としての伊左衛門に着目し、その策定に深くかかわった「西多摩郡西多摩村農事調査附村是」を分析の基本に据えて、明治後半期の町村制や地方自治が国家の支配体制に資する目的にあった集権化という過程のなかで、西多摩村の村内事業と村落指導者としての伊左衛門の思想と実践とを明らかにする試みがなされている（松本三喜夫「集権化の中の村落—老農・下田伊左衛門を中心に—」（『羽村町郷土博物館紀要』第二号一九八七年所収））。

これに対し、本稿では下田伊左衛門の前半生を取り上げ、その老農としての活躍と、伊左衛門が創立した養蚕伝習所宗寿館と成進社の内実、および宗寿館と成進社の成立を明治中期養蚕社会の展開のなかに位置づけ、さらに農村の養蚕指導者層であった養蚕教師の実態の究明を通して、明治期の養蚕業技術の地方伝播を担った主体とその変容を明らかにするところに目的がある。

成進社の事務所や伝習所の学び舎の一部としても使われた下田家の建

物は、現在、羽村市郷土博物館の中庭に移築され、同家の史料も同郷土博物館が所蔵している。本稿の分析にはこの郷土博物館所蔵の下田家文書を主に用いた。ここにその利用を快く許された郷土博物館にたいしここに記して感謝申し上げたい。

一 老農下田伊左衛門

まず下田伊左衛門の成進社創立前後までの履歴を要約しよう。

一八五五（安政二）年（十一月）武蔵国多摩郡西多摩村大字羽の伊左衛門の長男に生まれる。幼名は宗寿。

一八七六（明治九）年（二月）家督を相続、名を伊左衛門に改める。

一八七七（〃一〇）年（二月）東海道より関西地方を巡遊し、農産を視察。

一八七八（〃一一）年 千葉県を巡遊。

一八七九（〃一二）年（八月）多摩村村会議員に選ばれる。

一八八〇（〃一三）年 父が耕耘、伊左衛門が養蚕と、家業を二分する。

一八八一（〃一四）年 東北地方を巡遊し、養蚕を視察。

一八八二（〃一五）年（三月）東京上野共進会で大表六等賞を授与される。（十一月）群馬県桐生町に開設の七県連合共進会に

臨み神奈川県蚕業の劣等を知る。群馬・栃木・埼玉・福島を巡遊し、良種・良桑を得る。

一八八三（明治一六）年（九月）私費による蚕業集談会を主催、蚕具と飼育の改良を講究。

一八八四（〃一七）年（四月）群馬県の各養蚕家を訪問し、養蚕業を視察。（八月）同志と私費による器械的繭審査会を主催、糸質の改良を唱える。（一〇月）蚕糸改良協会より生糸一等賞状を贈与される。

一八八五（〃一八）年（四月）群馬・長野両県を歴遊、著名の養蚕家を訪問し、研究成果を質疑。（六月）東京上野五品共進会で繭七等賞木杯一個を賜わる。（八月）指田茂十郎・坂本八十吉と私費による私立繭共進会を自村に主催、地方養蚕家を指導。

一八八六（〃一九）年（四月）群馬県島村の田島弥三郎に顕微鏡による微粒子病検査法を学ぶ。帰路諸県を歴遊、東京内山下町農務局蚕業試験場に至り松永技師に微粒子病の講話を聞く。

（六月）指田茂十郎と埼玉・群馬・長野を歴遊し、顕微鏡検査法の必要性を痛感。帰郷後、神奈川県蚕種取締所で顕微鏡検査講習会を開催、取締所頭取代理として少年有志に顕微鏡操作を修業さす。（十一月）八王子繭生糸品評会の繭審査委員を拝命、繭二等賞を賜わる。（同月）大日本農会第一七回農産品評会で繭五等賞を賜わる。（同年）蚕糸業組合の創設により、議員に推挙される。

一八八七（〃二〇）年（一月）農務局試験場習得生八隅清治を招聘し、羽村に私立蚕病検査法講習所を開設、幹事長として同所を総理、五〇余名が習得する。（四月）器械製糸場を開設するも、不熟練・糸価変動などのため失敗。（同月）高崎治平と群

馬県・福島県などを歴遊。（六月）諸氏を伴い、群馬県内で蚕種製造法を学ぶ。（八月）神奈川県知事より川崎・五ノ神・熊川・福生・羽村の五ヶ村勸業委員を拝命。（同月）西多摩郡成木村外十ヶ村繭品評会審査長に推薦される。（同月）養蚕試験場を設立、宗寿館と名付ける。（九月）後進子弟を伴い諸県を歴遊、名養蚕家の実況を見聞させる。（一〇月）八王子の一府九県連合繭生糸織物共進会繭審査委員を囑託され、同会では繭六等賞を授与される。（十一月）蚕糸業組合員と謀り微粒子病検査法講習所を開設、農務局試験場習得生田中文平を招聘して一二四名の後進を養成。

一八八八（明治二一）年（二月）神奈川県蚕糸業組合取締所議員に撰ばれる。（七月）再び田中文平を招聘し、宗寿館試験場に篤志家を集め微粒子病検査法などを学ばせ、農務局の検定試験で二名の合格者を得る。（八月）埼玉県入間郡直竹村外六ヶ村農産品評会審査委員に招聘される。（九月）西多摩郡北多摩郡連合蚕種検査所の設立にあたり、副検査長に推薦される。（同月）有志者と西多摩郡農工会を興し会長となる。（一〇月）洋種大麦矢羽ゴールデンターロンを播種、当地方の嚙矢となる。（同年）養蚕日誌を刊行する。

一八八九（〃二二）年（一月）有志者と謀り西多摩郡繭品評会を熊川村に開催、宗寿館出品二等賞をえ、審査長を務める。（四月）西多摩村会議員に当選、同村勸業員に撰ばれる。（九月）西多摩郡農工品評会で会長兼審査長を務め、宗寿館出品繭一等賞を得る。神奈川県知事より蚕糸業発展の貢献にたいし功労賞

を賜わる。(一〇月) 神奈川県会議員に当選。

一八九〇(明治二三)年(四月)第三回内国勸業博覧会の審査官に任命され、宗寿館出品繭が有功賞牌を得る。(九月) 県会議員を辞す。(同月) 福生村の西多摩郡農工品評会で審査総長を務め、出品繭が一等賞、茶が三等賞となる。(一〇月) 成進社を創設。(同年) 練木技師の講話と農務局蚕業試験場貯蔵器になり摸造貯蔵器を創始し、当地方に流布する。

一八九一(一〇二四)年(四月) 成進社現在社員七百有余名より教授員数十名を選抜し、各地に派遣。(七月) 西多摩郡古里村蚕業奨励会繭品評会の審査員になる。(八月) 県下南多摩郡・相模、静岡・愛知などを巡遊。(九月) 西多摩郡松原村農産品評会の審査長となる。(同月) 成進社繭生糸蚕種共進会を主催。

(同月) 米国シカゴのコロンブス世界博覧会臨時委員を嘱託される。(一〇月) 大日本農畜品評会で繭一等賞となる。(同月) 旧友高山社社長高山長五郎(群馬県緑野郡藤岡町)の功德碑建設に献金。(一二月) 緑綬褒賞を賜わる。

下田伊左衛門は一八七九(明治一二)年に多摩村の村会議員に選ばれ、八九年四月には西多摩村の村会議員となり、さらには同年一〇月に神奈川県会議員に当選するなど、地方政治家としての一面も持つが、県会議員は当選した翌年九月に辞職して一ヶ年間の経験に留まり、履歴により、彼の前半生を顧みたところでは、むしろ蚕糸業に精通し地域の蚕業改良に貢献した、老農としての姿を認めることができるのである。

伊左衛門は一八五五(安政二)年に下田家の長男に生まれ、八〇年に父親と家業を二分し、自らは蚕業に執心することになる。時に二五歳で

あった。八二年一月に群馬県桐生市で行われた七県連合共進会に臨み、「当時本県出品繭陳列場ト恰モ正面相對向スルモノハ福島県出品繭陳列場ナリキ。即チ彼此對照点檢スルニ、本県出品ハ畝ニ数量ニ於テ彼レガ十分一二及バザルノミナラズ、其品位ノ劣等ナル殆ド天淵月籠ノ差違アルヲ見ル。君爰ニ於テ平情然トシテ嘆シテ曰ク、嗚呼蚕業ハ実ニ我國唯一ノ財源ニシテ、国家命脈ノ繁ル所。然シテ今ヤ我県ノ萎靡振ハザルコト洵ニ如此乎ト、惘然之ヲ久ス」と、当該期劣位にあった多摩地域の蚕業改良に覚醒し、蚕業先進地域への度重なる遊学と、先進養蚕業の多摩地域への移植、養蚕技術の練磨に専念することになる。

伊左衛門の遊学は、八一年東北地方、八二年群馬・栃木・埼玉・福島、八四年群馬県、八五年群馬・長野両県、八六年四月群馬県島村と諸県、同年六月埼玉・群馬・長野、八七年一月群馬県・福島県、同年九月諸県、九一年県下南多摩郡・相模、静岡県・愛知県と、連年のように行われた。この過程で、西多摩地方の山岳地域に相応しい飼育法や良桑、蚕具、微粒子病の予防法である顕微鏡使用法を学び取り、これらの多摩地域への移植と技術練磨に腐心した。すなわち、八二年には「終ニ良種良桑ヲ得タル數種、就中市平・柳田・鶴田・高助・島村早桑等尤モ有名ナルモノトス。蓋シ旧来当地方ニ於テ培養セル桑樹ハ某々ニ、三種ニ過ギズシテ、其桑葉ノ萌芽ハ往々蚕兒発生ノ季節ト伴ハズシテ非常ノ不利ヲ蒙リシガ、右早中桑等ノ培植セラル、ニ及ビテ此弊ヲ済フヲ得タリ。是ヨリ地方養蚕家ハ蚕桑撰択ノ忽諸ニ付スベカラザルヲ悟リ、競フテ良桑ノ培植ヲ計リ殆ド桑園ノ面目ヲ一新スルニ至レリ」と、多摩地域の気候に適應する早桑種を移植し、八三年には「殺蛹器ヲ新製シ繭貯蔵ノ方法ヲ設ケ、又繭貯蔵器ヲ改良スル等模範ヲ地方養蚕家ニ示シ大ニ覚悟スル所アラシム」

と、殺蛹器・繭貯蔵器の改良と移植に努力し、九〇年には「農務局蚕業試験場貯蔵器ヲ閲覽シ、練木技師ノ講話ヲ聴キ、其貯蔵器ヲ摸造シテ地方養蚕家ニ勸メ、大ニ良結果ヲ得今尚ホ地方ニ於テ高評ヲ博セリ」と、摸造繭貯蔵器の移植に努めたのである。

伊左衛門は初めは自ら共進会や品評会などを主催したり、のちには多摩地域を中心に各地の共進会などの審査長などを務め、蚕業の情報交換の場を利用した蚕業改良、技術普及にも努めた。つまり、八三年九月の蚕業集談会、八四年八月の器械的繭審査会、八五年八月の繭共進会と続き、これらはいずれも私費を投じた蚕業改良のための会合で、蚕具や飼育法の改良、糸質や繭質の改良と普及を参加した農民に力説した。また八七年以降では、八七年八月の西多摩郡成木村外十ヶ村繭品評会では審査長、同年一〇月の八王子における一府九県連合繭生糸織物共進会の繭審査委員、八八年八月埼玉県人間郡直竹村外六ヶ村農産品評会の審査委員、同年九月西多摩郡農工品評会の会長兼審査長、九〇年九月福生村の西多摩郡農工品評会の審査総長、九一年七月西多摩郡古里村蚕業奨励会繭品評会の審査員、同年九月西多摩郡松原村農産品評会の審査長と、審査者の立場から蚕業改良を主張し、ついには、九〇年四月の第三回内国勸業博覧会の審査官、九一年九月の米国シカゴでのコロンブス世界博覧会臨時委員など、全国的、世界的な規模で開催された博覧会で重要な役職を務めるまでに至った。

伊左衛門は各種品評会に自製繭を出品し、八七年八月に養蚕試験場宗寿館を設立すると、同館製造繭を出品、各種の賞状や賞品を得ている。たとえば、八五年六月には東京上野五品共進会で繭七等賞、木杯一個を獲得し、八六年一月八王子繭生糸品評会で繭二等賞、同年同月大日本

農会第一七回農産品評会で繭五等賞、八七年一〇月八王子での一府九県連合繭生糸織物共進会では繭六等賞、八九年一月西多摩郡繭品評会からは宗寿館製造繭を出品し二等賞、同年九月の西多摩郡農工品評会でも繭一等賞、九〇年四月第三回内国勸業博覧会では有功賞牌、同年九月福生村の西多摩郡農工品評会では一等賞、九一年一〇月大日本農会品評会では繭一等賞を得ている。品評会などへのこのような連続した出品と入賞は、伊左衛門が自己の養蚕技術を練磨するための行為であり、練磨した結果を公表し、参加農民を啓蒙する場でもあった。

伊左衛門は、八六年神奈川県蚕糸業組合の創設に伴い同組合の議員に推挙されたことを手初めに、八七年八月には川崎・五ノ神・熊川・福生・羽村の五ヶ村勸業委員、八八年二月神奈川県蚕糸業組合取締所の議員に選ばれ、同年九月西多摩郡北多摩郡連合蚕種検査所の設立にあたっては副検査長となるなど、次第に、蚕業施策を進める組織の要職を占めるようになっていった。すなわち、地域の蚕業社会のリーダーに成長していったのである。

下田伊左衛門には、八七年の「器械製糸場を設立するも、不熟練・糸価変動などのため失敗」といった、企業家としての一面や、八八年の「洋種大麦矢羽ゴールデントーロンを播種、当地方の嚙矢となる」といった、普通農業での技術移植者としての一面もみ受けられるが、全体としてはすでにみてきたように、豊かな経験と技術の蓄積、養蚕農民への指導といった観点から判断して、老農として高く評価できるし、地域内の蚕業改良のために地域外から多くの技術を移植したことから、技術の普及については求心的な老農と指摘できるであろう。

二 宗寿館の創立背景

顕微鏡を使う蚕病検査の必要性については、すでに一八七五(明治八)年ころから内務省の蚕業技師佐々木長淳が主張していたが、民間では八年ころから群馬県佐波郡島村の田島弥三郎などが中心となつて、微粒子病(黒痣病ともいふ)の顕微鏡検査をはじめていた。島村の島村勸業会社は七八年に日本からの蚕種輸出が途絶えると、翌年、同社頭取田島弥平とともに田島弥三郎らを欧州に派遣し、蚕種の直輸出を試みた。その際、弥三郎は顕微鏡を入手し、島村に持ち帰った。この顕微鏡による弥三郎の微粒子病検査が、民間における顕微鏡検査の濫觴といわれている。⁽⁴⁾

明治中期の微粒子病の蔓延にたいして、農商務省は八四(明治一七)年、東京府麹町区内山下町の農産陳列所内に農務局蚕病試験場を設け、⁽⁵⁾八五年には、蚕種検査規則を制定し、蚕種の検査は蚕種検査員の養成で対処することを公言した。そして同年八月、「今回、蚕種検査規則御制定可相成候ニ付、予メ其検査員ヲ養成可致義必要ト存候」と、蚕種検査員の伝習費予算を計上した。⁽⁶⁾さらに翌年、「各病毒即微粒子検査ノ伝習ヲ出願スル者続々有之」状況に鑑みて、つぎのような微粒子病検査法伝習内規を定めた。⁽⁷⁾

第一条 微粒子病検査法ノ伝習ヲ受ケントスルモノハ、管轄庁ノ添書ヲ得テ本局ニ願出スヘシ。

第二条 微粒子病検査法ハ講受ト実地ト二分チ、毎日各二時間伝習スルモノトス。

但、時宜ニ抛リ時間ヲ伸縮変換スルコトアルヘシ。

第三条 伝習人ハ伝習時間外ニ於テ各自実地演習ヲナスヘシ。

第四条 演習用顕微鏡ハ伝習人数名ニ一個ヲ貸付スルモノトス。

但、室外ニ搬出スルコトヲ許サス。

第五条 演習用解剖具ハ各自ノ自弁タルヘシ。

第六条 検査法習得期限ハ満一ヶ月トス。

伝習の際の講義科目は、動植二物総論、蚕体構造と組織、蚕体生理、蚕体病理総論、蚕体病理各論、バクテリア説、顕微鏡用法、微粒子病検査法、微粒子病予防法、製種改良法、桑樹構造と組織、桑樹生理と栽培法、桑樹病理と予防法、であり、試験科目は、蚕体構造、蚕体生理、蚕体病理、微粒子病検査(実地)、桑樹生理と病理、であつた。

農商務省農務局蚕病試験場は八六年一〇月、東京府北豊島郡西方原村に移転し、翌八七年四月に農務局蚕業試験場と改称したが、西方原蚕業試験場を通称とした。⁽⁸⁾

同試験場の試験に合格して習得証書の交付を受けた者は、八六年二九名、八七年二七二名を数えた。八六年の場合、受講はしても未習得者は六五名であつた。神奈川県出身者は八六年が村田策之助(西多摩郡黒沢村)一名、八七年は坂間三千造、大島正英、榎本尚純、鈴木定次郎、笹野幾太郎、内田佐助、田中文平、八木隆太郎、志茂芳候、宿谷伊喜蔵、村田滝蔵、天野清、川口吉蔵の一三名である。⁽⁹⁾

蚕種検査所は八二・八三兩年農産表に掲載された蚕種枚数を基準に、産額二万枚以下の府県には一カ所、二万枚を増すとに一カ所を増設することにし、八六年六月、蚕種検査規則を定めて、蚕種検査所は府県管

轄庁が管内便宜の地に設置することになり（同規則第四条）、蚕種検査員は府県管轄庁が任命し（同第五条）、原種用検査は八七年から、製糸用種検査は八八年から実施するとした。⁽¹⁰⁾

西方原蚕業試験場の受講者や習得者は蚕種家か蚕種家の子弟、あるいは蚕種製造経験者が多かったとみられる。伝習希望者に「管轄庁ノ添書ヲ得テ本局に願出スヘシ」（微粒子病検査法伝習内規第一条）と規定したのは、府県庁にたいしそうした経験者の推薦を企図したからとみられるし、たとえば栃木県の場合、八六年は同県勸業課雇大國照正が習得し、八七年には同県下都賀郡生井村の渡辺彦四郎、同村荒柄角太郎、同郡延島村添野伝左衛門、安蘇郡馬門村永島礼七、寒川郡網戸村須田治右衛門ら一〇名が受講したが、生井村・延島村・馬門村・網戸村は県下でも有数な蚕種業地であり、渡辺や荒柄、添野、永島、須田などには有数な蚕種家であった。このうち荒柄角太郎は八七年栃木県の蚕種検査員に任命され、九〇年四月、生井村に創立された下野蚕業伝習所の重要な設立メンバーとなり、蚕業指導にもあたった。⁽¹¹⁾

八五年一二月、石川県は養蚕や製糸伝習所の設置希望者にたいして地方税勸業費のうちから補助する旨の準則一〇条と伝習所設立願雛形を告示し、「伝習所ハ一ヶ所ニ専任教師一名以上ヲ置キ、十名以上ノ生徒ヲ募集スルモノトス、但養蚕ハ教師一名ニ生徒三十名、製糸ハ十五名ヲ超ユヘカラス」（第二条）などの原則を明らかにした。⁽¹²⁾翌八六年五月、福井県は県下一四ヶ所に養蚕伝習所を設置し、「教師ヲ聘シテ各所ニ派遣シ、給費自費ノ生徒ヲ募集シ、且各所ニ模範桑園ヲ開」く事業を開始した。この福井県の各養蚕伝習所の教師のうち、今立郡谷口村の今立源太郎、大野郡木本村の望月琢二は八七年西方原蚕業試験場の習得生と

なった。⁽¹³⁾明治一〇年代末に始まるこのような養蚕伝習所の設置とその増加傾向は、石川・福井などの北陸地方のみならず全国的な傾向であった。九〇年の全国的な調査結果は、府県立、郡立、私立の各養蚕伝習所の設立状況を伝えている（表一参照）。こうした養蚕伝習所の全国的な増加傾向は、国による西方原蚕業試験場の設置、同試験場による蚕病検査員という名の技術も知識も有する養蚕教師の養成、同試験場出身養蚕教師を招いた各地の蚕病講習会などの開設という動きを契機にしたものであったといえよう。

下田伊左衛門は、一八八六（明治一九）年四月に、「偶東京上野五品共進会報告書ヲ読ムニ書中云ヘルアリ、養蚕家ノ屢失敗スルハ微粒子病ノ蔓延スルニ因ルト。即チ深ク顕微鏡検査ノ急務ナルヲ感シ、篤志者数輩ヲ勧誘シ群馬県島村ニ至リ田島弥三郎氏ニ就テ親シク微粒子病検査ノ教授ヲ受ケ」と、微粒子病の存在を認識し、群馬県島村の顕微鏡使用の先覚者であった田島弥三郎について微粒子病検査法を学び、島村の帰りに、「東京内山下町農務局蚕業試験場ニ於テ松永技師ノ講話ヲ聞キ、帰郷ノ後同志者ト謀リ蚕種検査ニ奔走シ、微粒子病毒ノ有無ヲ甄別シ、以テ多数ノ養蚕家ヲシテ良結果ヲ得セシメタリ」と、農務局蚕業試験場の松永技師に微粒子病の講話を聞き、帰郷のうえ同郷の養蚕家に微粒子病検査を実施して好結果を得た。さらに、同年六月には出来たばかりの八王子の神奈川県蚕糸業郡部取締所で顕微鏡検査講習会を開催、取締所頭取代理として少年有志に顕微鏡操作を修業させ、翌八七年一月には八隅清治を招聘して羽村に私立蚕病検査法講習所を開設、幹事長として同所を総理し五〇余名に習得させた。この八隅清治は福岡県仲津郡国作村の出身、農務局蚕業試験場の第一回習得生である。八七年一月から半年後

表1 全国の伝習所設置状況(明治23年調)

府県名	伝習所名 (伝習生数)
北海道	札幌蚕業伝習所(36)
山形	蚕業改良会社(11) 大山町私立養蚕伝習所(10)
秋田	秋田養蚕伝習所(10) 蚕桑業研究場(4)
宮城	遠田養蚕伝習所
福島	田村郡山根村夏蚕飼育伝習所(20)
茨城	競進社第一支部茨城伝習所(37)〔養教〕
栃木	下野養蚕伝習所
埼玉	競進社養蚕伝習所(82) 共進会社養蚕伝習所(411) 競進社第二支部足立養蚕伝習所(2) 競進社第三支部高麗養蚕伝習所(15) 公業館(9) 養蚕改良伝習所 養蚕改良実行社(8) 外12
群馬	北甘楽養蚕伝習所(67)〔養教〕 新町養蚕伝習所(15) 長沼養蚕伝習所(35) 茂呂養蚕伝習所(5)〔養教〕 蚕業改良潤国社(70)〔養教〕 大日本蚕業三益社(12) 養蚕改良高山社 外5
千葉	温暖育養蚕及川伝習所 海上匠瑳養蚕伝習所(18) 千葉県山辺武射養蚕伝習所(69) 千葉県千葉町養蚕伝習所(35) 市原郡養蚕伝習所(15) 東葛飾郡養蚕伝習所(6)
新潟	私立養蚕伝習所(3) 三島郡養蚕講習所(20) 村上鮭産育養所養蚕伝習所(24)
長野	南佐久郡野沢村愛蚕社蚕業伝習所(61) 蚕業伝習所(25)
静岡	静岡養蚕伝習所
愛知	西春日井郡平田養蚕伝習所(12) 西春日井郡平手養蚕伝習所(10) 愛知県養蚕伝習場(158) 渥美郡蚕桑養社
岐阜	私立養蚕伝習所 井上養蚕場(7) 公立根尾養蚕伝習所(21) 小山組私立養蚕伝習所
福井	私立養蚕伝習所(23) 滝谷養蚕伝習所(23) 宮谷養蚕伝習所(3) 池上養蚕伝習所(18)
石川	河北郡私立宇野気新養蚕伝習所(10) 私立養蚕伝習所(5)
富山	下新川郡入善町私立町島桑蚕学術講習所(23)
滋賀	安水村大字大堂養蚕伝習所(9) 今津養蚕伝習所(7)
京都	京都府第一区蚕蚕伝習所(21) 同第二区養蚕伝習所(26) 同第三区養蚕伝習所(28) 本庄養蚕組合伝習所(4)〔養教〕 上和知村養蚕伝習所(15) 三ノ宮村山内伍三郎養蚕伝習所(3) 外2
大阪	府立農学校付属養蚕伝習場(45) 私立堺養蚕伝習場(112) 長野養蚕伝習場(150) 共立古市養蚕製糸伝習所(191) 私立八尾養蚕伝習場(99)
奈良	奈良県高等養蚕製糸伝習所(50)
島根	意宇郡湯町養蚕伝習場(23) 島根郡本庄養蚕伝習場(22) 島根郡持田養蚕伝習場(22) 宇意郡寺津養蚕伝習場(22) 宇意郡入江養蚕伝習場(25) 能義郡母里養蚕伝習場(25) 外24
岡山	県立養蚕伝習所
広島	養蚕製糸改良広胖社(17) 郡立蚕業伝習所(30) 能美島私立養蚕伝習所(13) 宮内村私立養蚕伝習所(12) 私立横山養蚕伝習所(13) 福山養蚕伝習所(260) 土族授産養蚕所(99) 外3
山口	都濃郡徳山養蚕伝習所(36) 佐波郡養蚕伝習所(96) 豊浦郡養蚕伝習所(37) 阿武郡小川養蚕伝習所(7) 美弥郡厚保養蚕伝習所(20) 蚕桑原社養蚕伝習場(92) 山口蚕事模範所養蚕部
徳島	板野郡私立蚕業伝習所(21) 阿波郡岩津織養蚕伝習所(10) 阿波郡佐光養蚕伝習所(2) 外1
愛媛	新居周布桑村郡養蚕伝習所 杉山蚕糸会社(41) 私立宇和島養蚕伝習所
福岡	那珂御笠席田郡養蚕伝習所(21)
大分	私立大分県蚕業講習所(18)
長崎	南松浦郡養蚕伝習所(24) 西彼杵郡養蚕伝習所(38) 南高来郡養蚕伝習所(20) 北高来郡養蚕伝習所(23) 北松浦郡養蚕伝習所(12) 壱岐石田郡養蚕伝習所(13) 対馬養蚕伝習所(21)
熊本	熊本市桜井町蚕業会社内養蚕講習所(57)
宮崎	北諸県郡土族授産場養蚕伝習所(6) 養蚕伝習養社(9) 東諸県郡高岡養蚕伝習所(12)
鹿児島	鹿児島県々々立蚕糸講習所(141) 清水組(48) 下方組(56) 西田組(31) 谷山組(18) 喜入組(15) 知覧組(26) 加世田組(38) 川辺組(28) 小港組(14) 東市来組(30) 日置組(12) 外46

(注1) 出典『農商工諸社一覽』(国立公文書館内閣文庫蔵)。

(注2) 同上で「農会其他農事二関スル諸会組織等取調」に伝習機能のある養蚕団体も伝習所に入れた。

(注3) 〔養教〕は養蚕教師の養成を掲げている伝習所である。

の同年八月、伊左衛門は自村に養蚕試験場宗寿館を創立した。伊左衛門のこうした一連の動きから判断すると、宗寿館設立の企図は、農商務省による微粒子病対策とそれを契機とする全国各地の養蚕伝習所の設立増加の影響下にあつて、当面は、蚕病対策には未開な多摩地域に微粒子病対策として顕微鏡操作になれた伝習生を養成するための伝習機関を設立することにあつたと、指摘できるのである。

三 成進社の目的

明治一〇年代後半以降には、全国各地に農事についての各種研究会が族生したが、蚕糸業界でも、蚕糸業の普及、増進、改良などを目的とした研究会や実業団体の結社が相継いだ。これらの結社は集談会や講談会などの会合を開いて知識や経験を交換し、品評会や共進会などの実物展示会を開催して実物教育の場としたり、桑苗貸与や会誌発行などを行うところが多かった。表二は、九〇年代階でみた地方の蚕業結社についての概況である。蚕業結社の増加傾向はさきにもた養蚕伝習所増加動向と踵を接する現象であつたが、当該期に成立した多摩地域の伝習所や結社をみると、九一（明治二四）年三月、南多摩郡加住村では須長八郎、須長健造らを生起人として共和談話会を結成し、養蚕飼育、桑種増殖、農事実業景況、播種、肥料、織物、婦女子の教育などの研究を目的とした。⁽¹⁴⁾ 九六年九月、南多摩郡日野町の谷合弥七と日野義順は扶桑社を興し、養蚕教師の養成と派遣、講話、試験、模範飼育の囑託などを目的とした。⁽¹⁵⁾ さらに九七（明治三〇）年六月、群馬県多野郡日野村出身の町田角次郎

は南多摩郡忠生村に養蚕改良町田社を創立し、養蚕の改良、養蚕教師の派遣などを目的とした。⁽¹⁶⁾

成進社は一八九〇（明治二三）年一〇月二七日に創立され、事務所を下田伊左衛門の自宅である西多摩郡西多摩村羽一七九三番地に置いた。同社は「汎く蚕業上ノ経験知識ヲ交換シ、社員一致団結シテ専ラ斯業ノ改良進歩ヲ企図スルニアリ」（社則第二條）⁽¹⁷⁾と、蚕業改良を目的とし、この目的を実現するために、「本社ハ一定ノ飼育法ヲ定メ、社員ハ総テ此ノ法ニ倣フモノトス」（同第四條）、「本社ハ伝習所ヲ設ケテ生徒ヲ養成ス」（同第五條）、「養蚕改良ノ為メ教授員ノ派遣ヲ乞フモノアレハ、本社ハ其ノ依頼ニ応スルモノトス」（同第六條）とし、この外、共進会や種繭の検査なども実施した。

いま種繭検査について言及すると、成進社が九一年に成立させた種繭検査の制定理由と検査方法はつぎのようであつた。⁽¹⁸⁾ そこには蚕病検査とともに、蚕種の統一が強調されているのである。

今ヤ蚕種ノ種類年々月々雑駁ニ流レ、其数実ニ数十種ナルヤ知ルベカラザルノ現況アリ。此弊ヤ遂ニ生糸ノ声価ヲ墜シ、販路ノ減縮ヲ来スニ至ル。国家ノ不利是ヨリ大ナルハナシ。蓋此弊ヲ来スノ原因ハ一ニシテ足ラズト雖、近來製種家ノ増殖セシモノ尤モ多キニ居ルモノ、如シ。本社此ニ感スル所アリ、此弊ヲ除クト共ニ粗製濫造ナカランコトヲ期シ、茲ニ種繭検査規程ヲ設クルモノナリ。

第一条 本社ハ蚕種飼育者ニ便ヲ与ヘンカ為メ成ルベク種類ヲ一定シ、確實精選ヲ以テ製造スルモノトス
但當分ノ内数種ヲ製造スルモ妨ナシ

表2 全国 蚕業改良団体 (明治23年調)

蚕業団体名	所在地	業務の大要 (創設年)
北海道蚕糸協会	北海道	蚕糸業ノ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス
手稲蚕業改良社	北海道	養蚕事業ノ改良ヲ図リ専ラ無病善良ノ蚕種ヲ製造販売スルニ在リ
雄勝郡蚕業会	秋田県	蚕業ノ得失経験ヲ談話シ業務拡張ヲ図ル
福島県蚕種共改館	福島県伊達郡梁川町	蚕種製造方及桑苗改良ヲ専トシ精美ノ物品ヲ販売スル等
蚕業協進會	保原町	蚕業ニ関スル學術技芸及經濟利害ヲ講談研究シ其美益アリトスルノ要項ハコレヲ雜誌ニ掲ケテ會員ニ頒ツ
蚕業益進社	群馬県	年一回蘭品評會ヲ開キ実業家ヲ勸励シ且毎年四月ヨリ六月マテ三ヶ月間実業者ヲ各国ニ募リ練習セシム
北甘桑蚕業會	群馬県	本会ハ桑園開拓耕耘培養々々蚕実業等ヲ実験シ専ラ飼育ノ改良ヲ図リ説明委員ヲ巡回セシメ以テ改良飼育ノ方法ヲ演説スル等トス
千江田村蚕業組合	群馬県	蚕業上ノ経験知識交換諮詢シ彼此緩急相助クルヲ以テ目的トス
桑樹改良會	埼玉縣様沢郡深谷町	桑樹ノ改良ヲ計ルニ在リ (明治21年)
印旛下垣生南相馬郡蚕業義會	千葉縣	桑苗貸付
蚕業盛會	千葉縣	桑園培養蚕卵紙製造及養蚕改良等
下城生郡北部蚕業振起會	千葉縣	蚕苗蚕種等ノ買入方ニ注意シ専ラ養蚕ノ方法ヲ講究シ且收穫売捌等ハ共同販売ノ法ヲ以テ狡商ノ奸策ヲ防止セントスルニアリ
順氣社	千葉縣	養蚕ノ良改飼育及製糸ノ教授ヲナス
中神村養蚕講話會	神奈川縣北多摩郡	顕微鏡ノ視術ヲ研究シ蚕種ノ善惡ヲ識別スルノ法ヲ講シ又肥料ノ適否ヲ試ムル等トス
山梨蚕糸協會	山梨縣甲府錦町	蚕糸ニ関スル社員ノ講話質疑応答若クハ内外ノ通信大家學士ノ論說ヲ編纂シ毎月一回雜誌ヲ刊行シ會員ニ頒チ或ハ蚕桑ノ學理及実業ヲ教授シ又蘭品評會ヲ開設シ又ハ蚕桑業ニ関スル一切ノ紹介ヲナス等 (明治16年)
新潟縣蚕糸改良協會	新潟縣	毎年2回開會蚕糸業ノ改良進歩ヲ図リ又時々品評會等ヲ開設ス
鶴鳴會社	長野縣小県郡神科村	本会ハ素蚕種商カ蚕種改良ノ為メ設ケタルモノナレハ會員ハ勉メテ蚕種ノ改良ヲ図リ該品製造販売ノ業ニ従事ス
川辺蚕種改良會	長野縣小県郡神科村	蚕種ノ改良選択スルヲ目的トシ蚕種ノ品評會ヲ開設シ養蚕期ニ於テハ巡回委員ヲシテ養蚕術ヲ検査シ又蚕種販売期ニハ會員ノ製造ニ係ル蚕種ヲ検査スル等
蚕卵種改良會	長野縣小県郡神科村	微粒子病ヲ駆除シ益々精撰ノ良種ニ改良スルニアリ
蚕業講習會	長野縣小県郡神科村	蚕種ノ健全及病理學ノ実地應用ヲ講習研究スルニアリ
東塩田蚕種精良會	東塩田村	蚕種ノ製造ヲ改良シ併セテ販売上ノ弊害ヲ矯正スルニアリ
東塩田蚕業組合	東塩田村	実利ヲ主義トシ各自製造ノ蚕種ヲ改良シ養蚕諸般ノ事業ヲ増進セシメントスルニアリ
東塩田蚕業組合	東塩田村	蚕業ノ奨励進歩ヲ計リ各一定ノ業務ヲナス

蚕業団体名	所在地	業務の大要 (創設年)
山本蚕業会	長野県下伊那郡	蚕兒飼育中ハ実地ニ就キ注意ノ当否ヲ研究シ談話会ヲ開キ又時トシテハ繭品評会ヲ開ク
海東西郡蚕業集談会	愛知県海東郡佐衣木村	年四回集會蚕業ヲ研究ス(明治22年)
蚕事集談会	福井県坂井郡柿谷村	栽桑養蚕製種糸等ノ改良ヲ図リ将来ノ実益ヲ奏センコトヲ期ス
蚕糸業集談会	〃 遠敷郡	年4回開會実験センコトヲ談話講究シ以テ郡下ノ養蚕ヲ盛大ナラシメントスルニアリ
河北郡私立蚕糸業研究会	石川県河北郡宇野気新村	栽桑養蚕々種製糸業等ノ経験知識ヲ交換スル等
近江蚕業盛進協会	滋賀県伊香郡	養蚕及成繭製種等ノ良否ヲ審査シ時々蚕業研究会ヲ開設ス
近江蚕業会	〃 犬上郡	各地ノ養蚕家ト氣脈ヲ通シ汎ク蚕業上ノ経験知識ヲ交換シ以テ新業ノ改良ヲ図ル
蚕糸業談話会	島根県飯石郡赤名村	蚕糸業ノ普及増進ヲ謀ル為メ集會以テ実験ヲ談話シ或ハ研究ス
出雲国楯縫郡平田蚕事会	島根県楯縫郡	養蚕製糸ニ保ル利益ヲ増進シ将来ノ幸福ヲ計ラシメテ討論談話会ヲ開ク
石見国鹿足郡津和野普及養蚕会	島根県鹿足郡	栽桑養蚕ノ事業ヲ普及セシメントス
美作蚕業会	岡山県西北条郡津山町	専ラ蚕業ヲ講究シ以テコレカ改良拡張ヲ謀ルヲ以テ目的トス
徳島県那賀郡蚕糸業組合	徳島県那賀郡	蚕糸業ノ改良増進ヲ謀リ販路ヲ内外ニ拡張スルヲ以テ目的トス
讃岐蚕業会	香川県高松市外磨屋町	蚕業ノ経験知識ヲ交換シ専ラ新業ノ改良増進ヲ図ル
愛媛蚕業協会吉田支会	愛媛県北宇和郡吉田町	桑蚕業ノ改良増進ヲ図ルヲ目的トス(明治22年)
喜多蚕業協会	〃 喜多郡	蚕糸業ノ改良増進ヲ計画ス
企救郡蚕桑講話会	福岡県企救郡	養蚕製糸桑樹栽培法等ノ改良ヲ図ル
阿多郡田布施村養蚕講	鹿児島県阿多郡田布施村	養蚕製糸
日南東隅地方蚕業連合会	鹿児島県	養蚕製糸

(注1) 出典は表1に同じ。

第二条 本社員ノ製造スル蚕種ハ予メ蚕繭蛹ノ各期ニ於テ検査ヲナシ、左ノ各項ニ該当スルモノハ製種スルヲ得ズ

一 蚕兒百頭中十頭以上ノ病蚕若クハ虚弱蚕アルモノ

二 同功繭、薄皮繭、汚繭

三 一種類中ノ繭五十顆中斃死セシ蚕蛹五頭以上ノモノ

四 蛆害ニ罹リタル蚕蛹五十顆中二十五頭以上ノモノ

五 微粒子病ニ罹リタル蚕蛹五頭以上ニ渡リタルモノ

六 微粒子外ノ寄生物一割以上ノモノ

第三条 第二条ノ検査ハ一種類中五十顆ヲ切断シ、斃蛹蛆害等ヲ鑑定シ、合格ナルモノハ五十顆中二十顆ヲ頭微鏡ヲ以テ検査シ、合格ナルモノヘ証明書ヲ付与ス

但不合格ナルトキハ検査員、幹事協議ノ上再検査ヲナスコトヲ得ル

第四条 受検人若シ検査ヲ不当トスルトキハ検査員ハ社長ニ報告シ

其処分ヲ請フモノトス

第五条 猶受検人再三不当ヲ訴フルトキハ、社長ハ其理由ヲ社員ニ

報告シ退社セシムルモノトス

日本の蚕種輸出は一八七八（明治一一）年を最後に途絶するが、幕末の開港以来、一貫して輸出の上位を占めていた日本の生糸も、国際的な評価は劣等であった。⁽¹⁹⁾ 生糸の輸出をより伸長するためにはこの劣等な生糸を上質にする必要があるわけだが、糸質を高度にするためにその基底にまで下がって、当時夥しい数にのぼる蚕種類の統一が蚕糸業界で問題にされ始めたのは、八五年の蚕糸業集談会であった。同年六月九日、

一〇日と東京上野の五品共進会終了後に開かれた蚕糸業集談会の席上、政府側が用意した議題のひとつに「製糸、最良ナル蚕種ヲ撰ヒテ成ルヘク之ヲ飼養スルノ手段」があり、各地から出席した六四名の製糸家や養蚕家が糸質改良のために良蚕種に統一する方法をめぐって諸種な意見が交わされた。⁽²⁰⁾

下田伊左衛門が糸質の改良を最初に主張したのは八四年八月に器械的繭審査会を主催した折りであったが、糸質改良のために基底の蚕種を統一することに覚醒したのは九〇年の第三回内国勸業博覧会の審査官を務めたことであつたとみられる。自ら参画した同博覧会蚕種の部の審査報告では、いまだ衰えをみせない微粒子病の蔓延とその根絶を訴えた後に、次のように雑駁な蚕種類の統一を唱えていた。⁽²¹⁾

今回出品ノ蚕種ニシテ其名称ヲ異ニセルモノ二百零五個アリ、何ゾ其雑駁ノ太甚キ。抑蚕ノ種類トシテ從來世ニ顯著ナルモノハ、青熟、赤熟、小石丸、又昔、其他ノ数品ニ過キスシテ、而モ其品位殊ニ善良ナルモノトス。此等ノモノヲ除キテハ、雑種ニアラサレハ、同種異名ノモノ多シ。然ルニ今日ノ如ク名称雑駁ヲ極ムルハ、徒ニ未熟ナル養蚕家ノ惑ヒヲ増サシムルノミニシテ最憂フヘキコト、ス。宜ク二、三ノ正確ナル精良種ヲ撰テ其飼育ヲ図リ、以テ国家ノ福利ヲ進メンコトヲ期スヘシ。

成進社では社員の種繭検査とともにこうした蚕種統一事業を維持するため、当初つぎのような検査員体制を採つた。⁽²²⁾

検査監督 下田伊左衛門

検査幹事 石川国太郎

同 高崎治平

検査長 志茂芳候

同 並木周助

検査員 中里庄五郎 臼井武蔵 島田辰吉 島田久次郎

田中文平 村田滝蔵 雨倉久次郎 八巻善七

清水茂吉

このうち、検査長の志茂芳候、検査員の田中文平と村田滝蔵はさきに見たように農務局蚕業試験場の第二回習得生である。国家が養成した養蚕教師を迎えたところに成進社の種繭検査体制、および蚕種統一事業が同社の重要な蚕業改良方法のひとつであったことが伺えよう。

検査初年の九一（明治二四）年「成進社種繭検査成績表」⁽²³⁾によればこの年成進社が検査した繭種類は、又昔、赤熟、青白、中又、小石丸、新白、均白、朝鮮、調布錦、銀白、白又、白龍、糸奈、中巢、丸又、大又、赤金、糸細、白玉、仏国、青熟、青熟大巢、飛白、白綾、白姫、精白、と計二六種⁽²⁴⁾にもぼった。一方、明治三七年成進社が配布した蚕種類は、⁽²⁵⁾又昔、角又、小石丸、白羽、多摩錦、青熟、の六種類⁽²⁶⁾であった。この両年では対象が種繭と蚕種という違いがあるが、成進社が取り扱う蚕種類は明治中期から後期の間に激減したことは、まちがいなく蚕種統一事業の成果といえるであろう。⁽²⁶⁾

四 成進社の飼育法

さきの九〇年調査のなかから、飼育一般ではなくて養蚕法の伝授、普

及を主な目的としている養蚕伝習所や養蚕結社、およびその育法を指摘するとつぎのようになる。

京都府	京都府第二区養蚕伝習所	温暖育
京都府	京都府第三区養蚕伝習所	温暖育
千葉県	温暖育養蚕及川伝習所	温暖育
秋田県	秋田養蚕伝習所	温暖育
秋田県	蚕桑業研究場	温暖育
山口県	豊浦郡養蚕伝習所	普通温暖育
群馬県	養蚕改良高山社	清温育
群馬県	順気社	順気育

明治期の各地の育法は多種類にのぼったが、ここにもあるように、飼育中高温を保つ温暖育法、温暖育と自然育の両用を合わせもつ清温育など適宜に火力を使う折衷育法と、外に人工的な火力を用いない自然育法と、三大別⁽²⁷⁾される。

成進社では一八九七（明治三〇）年に『養蚕飼育方案』⁽²⁸⁾という養蚕書を編纂しているので、同書から成進社飼育法の特徴を抽出してみよう。

本社養蚕飼育方ノ大要ハ、華氏寒暖計七二、三度ノ温度ヲ以テ蚕体ノ発育ヲ促シ、之ニ新鮮ノ空気ヲ流通セシメ、養桑ノ適否ヲ斟酌シテ乾湿ノ調和ヲナシ、以テ蚕児ノ健康ヲ全フスルニ在リ（中略）。

◎新鮮ノ空気ヲ流通セシムルノ必要ハ、蚕ハ素ト空气中ヨリ有要ノ原素ヲ吸収シ、又不用物ヲ排泄シ生活力ヲ養フノ作用ハ寸時モ止コトナシ。故ニ若シ空気ノ流通ヲ閉塞スルコトアラバ、蚕体有要ノ原素欠乏シ、反ツテ無用ノ原素室内ニ鬱積シ、加ルニ蚕下ノ糞

尿及ヒ残桑等ヨリ悪臭ヲ発シ、甚キニ至テハ吾人人類スラ頭痛ヲ感シ、或ハ眩倒スルニ至ル。故ニ空氣ノ鬱閉ハ空頭蚕、斃蚕、其他種々ノ蚕病ニ起因スルモノナレハ、最モ注意セザルベカラズ。

◎乾湿ノ調和ハ蚕体發育上ニ關係ヲ有スルモノニテ、乾燥ニ失スレバ蚕体疲瘦シ又ハ不揃トナリ、湿潤ニ過レハ食氣振ハズ懦弱トナリ、其他種々ノ病原トナルモノナレハ、桑園及桑葉截方、給桑ノ度数、天氣ノ陰晴、火氣ノ用方、空氣ノ流通等ヲ参酌シ、乾湿ノ適度ヲ得ルヲ必要トス（下略）。

成進社飼育法の特徴のひとつはこのように、「新鮮ノ空氣ヲ流通セシムル」飼育法にある。蚕を飼育する上で、「新鮮ノ空氣ヲ流通セシムル」ことを重視した清涼育を最初に唱えたのは、群馬県佐波郡島村の革新的な老農田島弥平であった。幕末ころから始まった彼の清涼育普及の努力は、『養蚕新論』（明治五年）、『続養蚕新論』（明治一二年）の刊行、栃木県内の蚕業開発、伝習生の養成、など多方面にわたった。田島弥平はこのように地域外に向かつて養蚕技術を伝えようとしたわけで、いわば外向的老農といえよう⁽²⁹⁾。下田伊左衛門が最初に顕微鏡使用法の教えを請うたのは、弥平と同じ村の田島弥三郎であった。この事実から、諸府県を遊学して歩いた伊左衛門は田島弥平らから清涼育の真髓を学んだと判断される。

成進社飼育法のいまひとつの特色は、蚕室内での「火氣ノ用方」であった。さきにみた『養蚕飼育方案』は、つぎのようになっている。

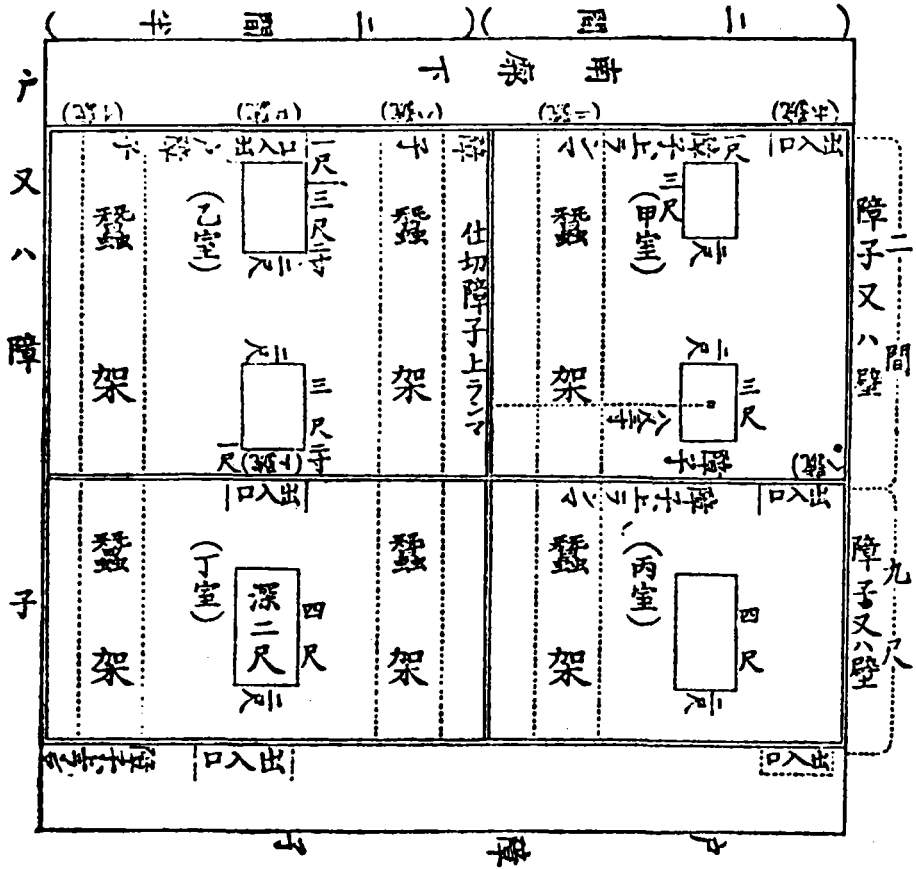
蚕室ハ図ノ如ク構へ、甲室ハ蚕架一側立ナレハ（二）号ノ所、乙室

ハ蚕架両側ナレハ（イ）号（ハ）号ノ二ヶ所ニ二枚宛戸障子ヲ閉チ光線ト外氣ノ直射ヲ遮リ、出入口ハ甲室ハ（ホ）号（ヘ）号、乙室ハ（ロ）号（ト）号等蚕座ニ遠キ所ニ設ケ、障子ヲ開閉シ、蚕座エ出入ノ際風ノ直射セザル様ナスベシ。丙丁ノ二室ハ稚蚕ノ頃ハ空室トナシ置、毎朝掃除ヲナシ、新鮮ノ空氣ヲ流通セシメ、甲乙二室即チ飼育室ノ空氣鬱閉スルカ、又ハ湿氣停滞スルトキハ天井ノ氣抜ヲ常ヨリ多ク開キ、火炉ニテ半握リ程ノ藁ヲ輪トナシテ之ヲ燃シ、空室即チ丙号丁号（ヘ号ト号ヲ開ク）ヨリ空氣ヲ入、藁火ノ烟リ稍々発散シタル時ハ空室ノ間ヲ閉ツベシ（空氣ノ變動ニヨリ湿氣停滞スルトキ又ハ空氣ノ鬱閉スルトキハ幾回モ此手續ヲナスベシ。又常ニ湿氣多キ室ニテハ朝昼夕ノ三回位ハ此法ヲ以テ空氣ヲ代謝セシムルヲ良トス）。

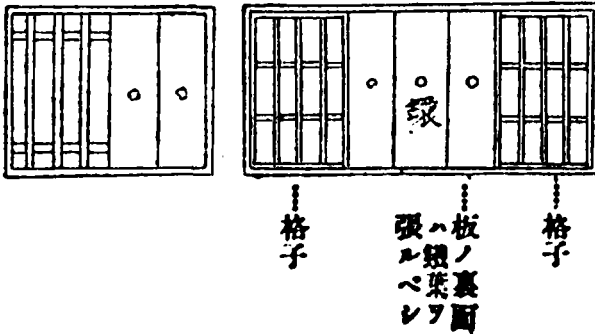
又外氣七十度以上ノ温ニ達スル時ハ、空室即チ丙丁号等ノ間ヲ開キ、火力ヲ減シ、天然ノ温氣ヲ以テ飼育スヘシ。尤モ湿氣多クシテ蒸熱氣アル時ハ、四方ノ囲ハ其俣措キ、天井ノ氣抜ヲ充分ニ開キ、火力ヲ廃スベカラス。又天井ノ氣抜ハ蚕ノ幼長ト氣候ノ寒暖ニヨリ開閉ニ斟酌スベシ（下略）。

つまり、華氏七〇度以下の冷涼な時期と湿氣の多い時には炭火などで火力を用い、普段は新鮮な空氣を充分に取り入れ自然にまかせるわけで、これは折衷育である。九一年一〇月に「旧友高山社々長高山長五郎の功德碑建設に献金」とあることから知られるように、伊左衛門は度重なる遊学の過程で、群馬県緑野郡藤岡町の高山長五郎とも旧知の間柄となつたとみられる。長五郎は七〇（明治三）年藤岡町に養蚕改良高山組を

蠶室第一圖



火爐ノ蓋



○此圖ハ當地方普通構造ノ居室ヲ代用セントスル考案ナレハ欠點ナキヲ保セズ

○蠶室ノ方向ハ辰巳ヨリ正午ヲ最良トス

(注1) 『養蠶飼育方案』 5頁

組織し、少年時から改善に努めた清温育の伝授に努めた。さらに八四年三月には養蚕改良高山社を創立し、清温育法の普及をめざした。高山組時代の長五郎の清温育伝授法の場合は、品評会の開催であった。七九年高山村品評会、八〇年多野郡吉井町品評会、八一年緑野郡鬼石町品評会、八二年多野郡美九里村品評会と、そこでは実物展示による技術の練磨、共励、そして清温育の講評が行われた。この意味では高山長五郎も外向的老農といふことができよう。清温育はその名のごとく清涼育と温暖育の長所を兼ねた折衷育である。伊左衛門は高山長五郎の清温育法を成進社飼育法に取り入れたのである。

明治前期にあつては、田島弥平や高山長五郎、下田伊左衛門のように農村現場にあつて地域の養蚕農民への蚕業指導にあたる老農が多く存在した。養蚕技術の地方伝播を主体的に担つたこのような老農を、老農的養蚕教師と呼ぶことができる。

五 成進社の重役と社員

成進社の社則によると、同社の重役は社長、副社長、監督、幹事長各一名、副幹事長二名、評議員五名とし、このほかの役員として幹事、通信員、書記を若干名ずつ置くことにした。職務については、社長は社務一切を総理し、議案を発し、会議の議長を務め、副社長は社長の補佐、監督は役員協議の顧問、幹事長は正副社長を輔理したり会計を司り、副幹事長を輔け、評議員は社員一般の代表者として社員の入退や社務について評議を決定するとした。

こうした社則の下に就任した創設期成進社の重役をあげれば、つぎのようになる。⁽³¹⁾

社長	下田伊左衛門	西多摩郡西多摩村羽一七九三番地
副社長	石川国太郎	北多摩郡大神村三八番地
監督	中村半左衛門	北多摩郡大神村二六四番地
幹事長	高崎治平	西多摩郡福生村一七八六番地
〃	小作八太郎	西多摩郡西多摩村羽一五〇七番地
検査長	志茂芳候	北多摩郡大神村二四一番地

(通信長を兼務)

〃	並木周助	西多摩郡西多摩村羽一三九五番地
〃	清水茂吉	西多摩郡福生村一〇〇番地
評議員	田中広助	西多摩郡東秋留村二二八一番地
〃	松沢市五郎	西多摩郡西多摩村羽一三八二番地
〃	中里庄五郎	西多摩郡西多摩村四〇八番地
〃	岩田庄右衛門	西多摩郡小曾木村富岡一四六番地
〃	阪本勘十郎	南多摩郡小宮村宇津木

高崎治平は福生・熊川組合村村長、福生村村会議員、有限責任福生信用組合理事長などの公職を務めた反面、二宮尊徳に私淑して報徳思想に終始し、製茶業を営み、養蚕業の改良を志し、下田伊左衛門などと諸府県を遊学して蚕業の研究に従事、宗寿館の創立にも参画し、風穴秋蚕種の製造、荒蕪地を桑園に開墾、幻灯器による蚕業指導など、に努めた多摩地域の精農であった。

また、中村半左衛門も明治初期には学区取締や学務委員を務め、その後半生は神奈川県議員、東京府会議員に当選し、水利組合、多摩農業

銀行、青梅鉄道株式会社など、多摩の民間諸団体の重役としてその創立と運営に重要な役割を果たしたが、蚕業方面でも一八八五（明治一八）年には神奈川県蚕糸業組合創立委員となり、翌八六年には北多摩郡西部蚕糸業組合常務委員に当選するなど、多摩の蚕糸業勃興期に活躍した人物である。それに石川国太郎や志茂芳候は多摩地域を代表する蚕種家であり、志茂芳候はすでにみたように農務局蚕業試験場の第二回習得生であった。

成進社の重役とはならなかったが、下田伊左衛門とともに諸府県を遊学して廻り、成進社の創立にもかかわった指田茂十郎は、玉川上水の水番役の家に育ち、養蚕業に関する新技術の多摩地域への移植に努め、神奈川県会議員に当選したり、一八八六（明治一九）年には大日本蚕業組合中央部議員に選ばれ、やはり同年神奈川県蚕糸業組合郡部取締所の副頭取となり、東海銀行（在八王子）や羽村銀行の取締役、東京府農工銀行相談役、甲武鉄道創立委員や青梅鉄道創立委員長などに務めた、多摩の実業家であった。³²⁾

成進社はこのように、精農や実業家を結集して創立された多摩地域の代表的な蚕業団体であった。

成進社の社則第二章では、同社の社員をつぎのように規定していた。

本社ハ何人ニ限ラス蚕業ニ従事スルモノハ社員タルコトヲ得（第一〇条）

本社ニ加盟セントスルモノハ入社金トシテ拾銭ヲ添へ、幹事又ハ社員ノ紹介ヲ以テ様式第一号ノ届書ヲ本社事務所ニ差出スベシ（第一一条）

前条ノ届出アルトキハ本社ハ様式第二号ノ社員証票ヲ渡スベシ（第二二条）

本社ニ加盟シタルモノニシテ家族ヲ有スルモノハ均シク社員ト見做シ、社則ニ遵フモノトス（第一三条）

このように、成進社では蚕業に従事するものは自由に社員になりえたが、社員は「一致団結シテ専ハ斯業之改良進歩ヲ企図スルニアリ」（社則第二条）、そのためには社員はすべて成進社の飼育法に倣い（同第四条）、社員が養蚕教師の派遣を請うた場合、同社は「其ノ依頼ニ応スルモノトス」（同第六条）とし、社員は「製造スル蚕種ハ予メ蚕繭蛹ノ各期ニ於テ検査ヲナシ」（同社種繭検査規程第二条）と、同社の種繭検査を受ける権利も有した。

成進社設立当初の社員数は三百余名、翌九一年七百余名、一九〇〇年（明治三三）年には、一府六県で五千余名と急激に増加していった。いま、一八九五年の社員名簿を入手しえるから、これから社員の地域的傾向性を指摘したい（表三参照）。社員数は成進社のある西多摩郡西多摩村が一番多く、ついで同村周辺の同郡福生村、北多摩郡拝島村と南多摩郡日野町と多い。また遠隔地の隣県埼玉県高麗郡南高麗村も多いが、社員数の多い地域は同郡から同県秩父郡、東京府西多摩郡、同府南多摩郡の北部にかけての諸村と続く。この地域は従来山の根といわれた地域であり、地理的には狭山丘陵上部方面から多摩丘陵にかけての関東山地西部域の一角である。八二年伊左衛門が多摩地域に適した良桑を移植した際の理由にあるように、多摩地方でも丘陵地域の気候は、「桑葉ノ萌芽ハ往々蚕児発生ノ季節ト伴ハズシテ非常ノ不利ヲ蒙リシ」と、当山の根

表3 「成進社」会員数10人以上の町村と幹事兼通信員（明治28年調）

町 村 名	会員数	幹 事 兼 通 信 員
東京府西多摩郡西多摩村	100	〔並木周助〕 下田糸吉 下田関三郎 並木鹿之助 〔小作八太郎〕 田村庄蔵 石田茂助 雨倉久次郎 中野半次郎 柴田友吉 松沢市五郎 中里庄五郎 島田辰吉 田村繁蔵 坂本八十吉
“ “ 福生村	98	八卷善七 木村熊二郎 田村弥三郎 田村平左衛門 笹本半左衛門 〔清水茂吉〕
“ “ 小曾木村	51	柳田幸助 大越七郎左衛門 水村馬次郎 宿谷磯吉 宿谷倭太郎 島田卯三郎 川鍋重次郎 岩田庄右衛門
“ “ 霞村	34	野崎彦太郎 野崎安太郎 沼田茂三郎 須田今太郎 加藤貞一 奥富米吉 川鍋丈助
“ “ 成木村	33	宮寺 実 山田常吉
“ “ 草花村	33	—
“ “ 調布村	31	玉川新波 村中勝五郎 島田五作 伊藤実三郎 川杉辰五郎
“ “ 西秋留村	31	橋本三右衛門 鈴木忠左衛門 橋本新蔵 志村寅之助
“ “ 熊川村	26	森田退蔵 原島多十郎 須崎吾三郎 芥藤源之助 石川米吉
“ “ 東秋留村	25	杉田弥七 戸田新蔵
“ “ 大久野村	15	川上静江 宮岡百太郎 宮岡房次郎 羽生実之助
“ “ 青梅町	13	荒井太左衛門 田中団蔵 樋口兼三
“ 南多摩郡日野町	65	奥住金蔵 渡辺源吉 河野清吉 渡辺庄太郎
“ “ 小宮町	35	井上治歎 平 一喜 内田濤次郎 阪本勘十郎
“ “ 鶴川村	24	神蔵喜六
“ “ 加住村	17	—
“ “ 柚木村	16	—
“ “ 恩方村	14	—
“ “ 七生村	14	—
“ “ 桑田村	10	—
“ 北多摩郡拜島村	59	榎本亀五郎 谷部金五郎
“ “ 大神村	32	中村勘次郎 大野伝兵衛 石川平吉 〔志茂芳候〕
“ “ 上川原村	20	指田清助
“ “ 田中村	17	村田滝蔵
“ “ 三ツ木村	15	福島和吉 尾高竜蔵
“ “ 谷保村	12	加藤弥左衛門 加藤菊次郎
埼玉県高麗郡南高麗村	86	鈴木吉五郎 宮寺兵右衛門 藤野善吉 中島清右衛門 武本祇直 村木倉之助 村江益甫 吉田恵之助 山崎善五郎 市川米三郎
“ “ 飯能町	22	橋本吉蔵 木村久蔵 間野文倉
“ “ 加治村	10	佐野権平 渋谷定次郎
“ 秩父郡吾野村	11	—
神奈川県高座郡相原村	27	—
その他の町村	128	
(合計)	1124	

注1) 『成進社員名簿』（神奈川県立文書館蔵須長松市家複写文書）による。

注2) { } 中は他の役員を兼務。

地域は春蚕期といえども時折寒気が襲って桑葉の成長と蚕児の成長が不具合となることがある不順な時節であり、折衷育はこうした不純な気候に対応できる的確な飼育法であった。成進社の社員が山の根地域に多いのは、このような同社飼育法と関係が深かったことによる。

なお、成進社の幹事は「各地方ニアリテ本社ノ事務ヲ分担シ、之カ整理ヲナスモノトス」(社則二一条)、通信員は「部内ノ実況ヲ視察シ概要ノ事項ハ時々社長ニ通報シ、及ヒ事務所ヨリ通知ノ件ハ之ヲ社員ニ報告スルモノトス(当分ノ内幹事之ヲ兼任ス)」(同第二二条)とあるように、幹事兼通信員は本社と社員の中間にあって社務の仲介をする職務であった。

六 成進社蚕業講習所

さきにみた西方原蚕業試験場は八八年以降、教育課程の程度を高め学習期間も延長し、専ら地方養蚕教師を養成した。さらに九六年からは蚕業伝習生制度を導入、養蚕期に各府県から伝習生を募集し、九六年の第一回習得生は三九名であった。⁽³³⁾

明治二〇年代前後の地方養蚕伝習所の増加傾向はその後も続いたが、さきの九〇年調査のなかから、養蚕教師の養成を目的のひとつにしていく養蚕伝習所を指摘すると、いづれも群馬県内の伝習所だがつぎのようになる。

群馬県 北甘菜養蚕 養蚕実業ヲ伝習シ専ラ飼育ノ方法桑葉ノ貯

伝習所

蔵等ヲ研究シ且ツ養蚕教師ヲ養成シ精撰蚕種ヲ製シ教員ヲシテ各地ニ巡回セシメ以テ養蚕飼育ノ法ヲ改良スルニ在リ

茂呂養蚕伝

養蚕飼育ノ方法ヲ伝習シ無病蚕種ヲ製造シ傍ハラ教授員ヲ養成シテ同業ノ拡張ヲ計ルニアリ

蚕業改良潤

蚕業ノ拡張ヲ図ランカ為メ毎年伝習生ヲ募集シ養蚕術ヲ教授シ又各地へ教員ヲ派シ且蚕種ヲ製造シ社員又ハ特望者ノ需用ニ応スルモノトス

国社

明治二〇年代前後以降、養蚕教師を養成する伝習所も養蚕教師自体も次第に多くなり、農村現場における養蚕指導は、養蚕伝習所出身の養蚕教師が主体となって行くのである。

宗寿は下田伊左衛門の幼名であるが、当面、微粒子病対策として顕微鏡操作になれた伝習生を養成するために設けられた宗寿館は、九〇年に成進社が創立されると成進社内蚕業教育期間に位置づけられ、成進社蚕業伝習所と呼ぶようになり、一九〇一(明治三四)年に成進社蚕業講習所と改めた。〇八年には北多摩郡大神村石川国太郎家と郷地村紅林七五郎家、西多摩郡福生村高崎治平家に伝習所支所を設けた。伊左衛門は一四(大正三)年に他界したが、講習所は昭和初期まで存続した。しかし、講習所も成進社自体もこの昭和恐慌時に実質的な活動を終えたとみられる。⁽³⁴⁾

ところで講習所初期の入所規定は、つぎのような簡略な内容であった。⁽³⁵⁾

そのうちの「伝習所ニ於テ修業スル者ハ授業料及ヒ食費ヲ要セス」(第二條)とは、伊左衛門の老農的精神の表れであらうか。

第一条 伝習所ニ於テ養蚕ノ教授ヲ受ケントスル者ハ三月十五日迄

ニ本社事務所へ申込ムモノトス

但シ生徒入所日限ハ毎年四月以降トシ、本社事務所ヨリ通知スルモノトス

第二条 伝習所ニ於テ修業スル者ハ授業料及ヒ食費ヲ要セス

第三条 伝習所ニ於テ養蚕法ヲ修業セントスルモノハ、左ノ各項ニ

抵触セサルヲ要ス

第一項 体格強壯ニシテ業務ニ堪ヘ得ルモノ

第二項 男女ヲ問ハス年齢十五歳以上三十歳未満ノモノ

第三項 養蚕中家事ニ係累ナキモノ

第四条 伝習所入所生徒ハ左ノ各項ヲ確守スヘシ

第一項 諸規則ヲ遵守シ苟モ所長及ヒ監督ノ指揮ニ違背スヘカラス

第二項 品行方正ニシテ信義ヲ守リ、礼讓ヲ以テ人ニ接スヘシ

第三項 衣服其ノ他ノ調度勉メテ清潔ヲ要ス

第五条 生徒ハ受持ヲ定メテ従事シ、且ツ養蚕日誌ヲ編製シ所長ノ

査閲ニ供スルモノトス、但シ受持区域ハ所長ノ定ムル所ニ依ル

第六条 伝習所ニ於テ修業スル年限ハ三ヶ年ニシテ、一年一期間日

数凡ソ六十日トシ、各期ニ於テ習得証ヲ授与スルモノトス

第七条 生徒ニシテ品行方正且衆ニ抽ンデ修業セシモノハ、特ニ

賞品ヲ授与スルコトアルヘシ

第八条 生徒ニシテ本社々則ヲ犯シ、又ハ怠慢不品行成業ノ見込ナ

キモノハ退場セシムヘシ

しかしのちに「成進社蚕業講習所規則」を制定し、履修課程も整備した。それによると、入学資格は年齢一八歳以上の体格強壯、品行方正、高等小学校以上の学力あるものとし、伝習科目は正科と実科、正科の定員三〇名、実科の定員一五〇名、正科も実科も一ヶ年の春蚕期を一期とし三ヶ年三期で卒業できた。学費はすべて自弁、「時宜ニヨリ食費ヲ給スルコトアルヘシ」とした。正科は学理と実習、実科は実習のみを履修する決まりであった。学理は一年目が栽桑栽培法、養蚕業論、顕微鏡使用法、土壤学、動物及植物学、二年目桑樹害虫論、蚕体解剖学、蚕体生理論、氣象学、肥料学、三年目は製糸論、生糸繭蚕種審査法、細菌学、蚕体病理及消毒法、理学および化学大意、実習は蚕飼育と顕微鏡使用を三年間、二年目に蚕体解剖、三年目に生糸繭蚕種審査消毒が加わった。⁽³⁶⁾ただし正科も実科も三年連続して履修する必要はなかったらしく、数年おいて履修している場合のみ受けられし、講習と実習はのちに春期と秋期にも行われるようになり、各期の履修が一期とみなされ、早ければ二ヶ年三期で履修を終えることができた。それと実習については指定した他の養蚕伝習所での履修も講習所の履修と同等に扱い、講習所支所での受講も可能であった。実習における秋蚕飼育法と顕微鏡使用はとくに重要な履修科目と位置づけられていたようである。⁽³⁷⁾

成進社講習所の卒業生名簿から、講習所卒業生の出身府県を調べてみた(表四参照)⁽³⁸⁾。鹿児島県や三重県、静岡県など遠隔地からの出身者も

表5 就業調べ

就業先	人数
自宅養蚕	87
東京府蚕業関係吏員	30
出兵	15
商業	5
郡区役所	3
府県職員	2
自宅実業	2
成進社本所勤務	2
その他	6
(合計)	152

注) 東京府蚕業関係吏員は蚕種検査吏員(11)、元蚕病予防吏員(1)、蚕業取締所吏員(1)、原蚕種製造所吏員(2)である。

表4 府県別卒業生数

府県名	卒業生数
東京府	102
埼玉県	86
神奈川県	3
山梨県	2
茨城県	2
千葉県	1
静岡県	1
三重県	1
鹿児島県	1
(合計)	199

注) 下田家文書「卒業生名簿」(羽村市立博物館蔵)による。同家文書の「履歴書」で若干補った。
表4も同じ。

いるが、大部分は関東地方、それも成進社所在地の東京府と隣県埼玉県出身者である。

卒業生の就職先もみてみよう(表五参照)。就職先では自宅養蚕が最も多く、授業員がそれに次ぐが、両者で卒業生の七五%を超えてしまう。これは成進社が養蚕農民子弟への伝習を通じて成進社飼育法を普及し蚕業改良の一助とすることに加えて、さきの群馬県内の養蚕伝習所と同様な、養蚕教師の養成と派遣を目的のひとつにしていたことの反映である。九三(明治二六)年に神奈川県の三多摩郡は東京府に移管されるが、東京府は九七年蚕種検査法の公布にともない蚕種検査所を南多摩郡八王子町、北多摩郡府中町、西多摩郡青梅町、豊多摩郡淀橋町に開設し、微粒子病検査にあたった。ついで一九〇五年に蚕病予防法が公布されると、東京府は翌〇六年、北多摩郡立川村に蚕病予防事務所を設け、蚕病全般の予防に務めた。一二年、蚕病予防法に替えて蚕系業法が施行されると蚕病予防事務所は蚕業取締所と改称された。一四(大正三)年の農商務省令道府県原蚕種製造所規程をうけて、東京府は北多摩郡立川村に原蚕種製造所を設立し、蚕糸業の試験研究と蚕業教育機関とした。表四中の東京府蚕業関係吏員とは、明治中期以降の蚕糸業関係法の改廃にともなうて設立されたこれら蚕業関係機関の検査技師が中心である。原蚕種製造所以外は、いずれも秋蚕期後に雇用される短期間の臨時的な職業であった。このように東京府の蚕病検査技師の給源は、成進社などの私立養蚕伝習所にあったのである。

成進社講習所の講師は、「成進社社長又ハ農商務省蚕業講習所出身者ヲ以テ之ニ充ツ、但シ時宜ニヨリ其筋ヨリ派遣ヲ請フコトアルヘシ」(成進社蚕業講習所規則第五条)と、主に西ガ原蚕業試験場出身の養蚕

教師を招聘する決まりであったが、成進社講習所の修了生に委嘱した場合もみ受けられる。たとえば、のちに日野静進社が深く関った東京府南多摩郡日野町の河野静正は、一八九五（明治二八）年に成進社講習所を修了したが、一九〇八年四月の春蚕期に講習所の講師を務めている⁽⁴¹⁾。

七 成進社の養蚕教師

さきにみた成進社講習所出身の養蚕教師のうち、つぎの一人について履歴書が残っている⁽⁴²⁾。

(氏名)	(出身地)	(生年)	(養蚕教師就業初年)
杉山多三郎	埼玉県人間郡 飯能町小瀬戸	明治一六年	明治三六年
吉野 元一	東京府西多摩郡 桧原村	" 一六年	" 三八年
森田直太郎	東京府西多摩郡 平井村	" 一四年	" 三八年
柳内森太郎	東京府西多摩郡 小曾木村黒沢	" 九年	" 四〇年
横手庄太郎	東京府西多摩郡 小曾木村富岡	" 一七年	" 四三年
石川 源重	埼玉県人間郡 宮寺村	" 一八年	" 四三年

森田 近重 東京府西多摩郡 平井村 明治一五年 明治四三年

山下 武平 東京府西多摩郡 戸倉村 " 一六年 " 四三年

小川竹次郎 東京府西多摩郡 平井村 " 一六年 " 四四年

浅見嘉十郎 埼玉県秩父郡 吾野村南川 " 二二年 " 四四年

斎藤 豊蔵 東京府西多摩郡 熊川村 " 二二年 大正 二年

これを基本にして、つぎの各事項ごとに分析を加えてみた。

〔呼称〕 各地の養蚕現場において養蚕の技術伝習に従事する技術者を呼ぶ呼称については養蚕教師と総称しているが、履歴書では養蚕授業員四人、養蚕教授員三人、養蚕教師三人、養蚕巡回教師一人、の割り合ひであり、養蚕授業員という呼称が一番多かった。成進社の社則では、単に教授員としていた。

〔教師就任初年時の年齢〕 一番若くして養蚕教師となったのは杉山多三郎で二一歳の時、逆に最年長は柳内森太郎三三歳の時であった。就職初年時の平均年齢は二六・一歳である。養蚕教師就職年齢は比較的高齢といえるであろう。

〔学校教育〕 高等小学校以上の学力あるものが成進社蚕業講習所の入学資格のひとつであったが、学校教育最終学歴では、尋常高等小学校卒業八人、同補習科卒業二人、不明一人であり、小学校高等科卒業かそれと同程度の卒業者で占められていた。

〔農会講習会など〕 農会や産業組合などの蚕業や農事などの各種講習会修了経験をみると、東京府農会三人、郡農会一人、と以外と少ない。養蚕技術の習得を、成進社講習所の蚕業講習だけで済ませている者が以外と多い証左である。

〔助手経験〕 小川竹次郎は成進社蚕業講習所修了後に同所の実習助手を一期だけ務め、柳内森太郎も修了後に春期四年連続で実習助手を務めた。森田近重は修了後一ヶ年のうちに春期・秋期両期の実習助手を務めた。成進社内の助手を経験したのはこの三人だけで、外の者には社内教師の経験は認められない。養蚕教師となるのに社内での助手経験は、必ずしも必要ではなかったとみえる。

〔検査吏員〕 東京府蚕病予防事務所や同府蚕業取締所の検査吏員は三ヶ月から半年間の臨時的雇用であったが、この検査吏員経験者は七人と半数以上であった。この時代はまだ養蚕教師になる資格試験などがなかったことから判断すると、こうした公的な職業経験が地方の養蚕教師として認知される、いわば「免許証」であったといえよう。

〔派遣期間〕 春蚕期は約二ヶ月間、秋蚕期は四〇日間ほどが養蚕教師としての派遣期間である。一年間に春蚕期だけ、あるいは春秋の両蚕期を務めるものもあるが、東京府の検査吏員経験者は秋蚕期後の臨時雇用に入るわけで、年間の大半を蚕業方面に従事するものが多かった。

〔派遣先〕 個々の養蚕農家に直接派遣される場合もあるが、履歴書には「何々町村に出張」と記載されている場合が多い。これは町村内の各養蚕農家を巡回指導することを意味しているよう。柳内森太郎は一九〇九（明治四二）年四月に茨城県多賀郡農会養蚕教師として出張し、同郡松原町安良川南部稚蚕共同飼育組合に在動した。この場合、具体的に

は郡農会傘下の一組合に出張したことを指す。翌一〇年七月、柳内森太郎は今度は多賀郡役所に出張したが、郡の蚕業共同組合の養蚕教師に命ぜられ、関本村蚕業共同組合に在動した。この場合は、郡蚕業共同組合傘下の一組合に出張したことを指す。つまり派遣先は個人と、町村、農会、蚕業組合などの団体が主であった。

石川源重は一〇（明治四三）年四月北多摩郡砂川村の宮崎鼎方に出張し、一一年四月は神奈川県愛甲郡高峰村の関根八十八方、一二年四月は北多摩郡東村山村の比留間喜一郎方、同年七月北多摩郡砧村早川馬太郎方、一三年は四月と七月に東村山村の比留間喜一郎方に出張した。このように毎年あるいは蚕期ごとに出張先が異なる養蚕教師もいるが、こうした例は成進社の場合例外的であった。むしろ吉野元一が〇六年四月北多摩郡立川村に出張した以降、〇七年四月、〇八年四月、〇九年四月、一〇年四月、一一年四月、一二年四月と連年立川村に出張したように、毎年の派遣先が固定している養蚕教師が多かった。

〔養蚕教師給〕 森田近重は一一年七月に茨城県多賀郡の郡蚕業共同組合の養蚕教師に任命されたが、一期手当は六〇円であった。秋蚕期従事期間を四〇日とすると、日給は一円五〇銭、月給が四五円の計算になる。森田近重は同年九月から二月まで四ヶ月間東京府の蚕病予防吏員となり、日給六五銭、賞与三円の支給を受けた。四ヶ月を一一〇日、賞与三円も日給に含めると、予防吏員の日給は六七銭五厘、月給は二〇円二五銭の計算となる。養蚕教師として現場にいる間は休日はなく、蚕業取締所にある間は定期的な休日があったが、こうした休日を考慮に入れても、民間にあるほうが手取りははるかに高額であった。

一二（大正元）年東京の大工の手間賃（日給）は一円一八銭、すると

月給は三五円四〇銭となる。同年の巡査の初任給（月俸）は一五円、一一年高等官吏の初任給は五五円、同じく銀行員の初任給は四〇円、日雇い労務者の賃金（全国平均、日給）は六五銭で、月給に直すと一六円八〇銭となった。⁽⁴³⁾単純な比較は避けたいところだが、成進社の養蚕教師の給料はそれほど低いわけではなくむしろ高額の部類に属し、このことから判断して、当該期の一般の養蚕教師に対する社会的評価は高かったといえよう。

むすびに

下田伊左衛門の前半生は農業経験の豊さ、養蚕技術の蓄積、養蚕農民の指導などの諸側面からみて紛れもない老農であり、先進地の養蚕技術を多摩地域に移植することに尽力したことからみて求心的な老農と高く評価できる。

養蚕伝習所宗寿館は、国立の養蚕試験場の成立、同試験場による蚕病検査員という名の実質は技術も知識も持った養蚕教師の養成、同試験場出身養蚕教師を招いた各地蚕病講習会の開設や伝習所の設置という動きを契機にした全国的な養蚕伝習所族生動向を背景に創設され、養蚕改良団体である成進社もこうした動向と並進する全国的な養蚕結果の増加傾向を背景に結成された。しかも成進社は蚕種統一運動の萌芽期にあって養蚕改良のための一手段として蚕種統一に覚醒した下田伊左衛門が、多摩地域の産業界各方面で傑出した活躍をする精農や大蚕種家、実業家などを同社の幹部として結集させ、結成をみた。

養蚕改良のために成進社が採用した方法は、成進社飼育法の普及、共進会の開催、種繭検査の実施、養蚕伝習所の設置、養蚕教師の養成と派遣など多彩であったが、明治後半期には関東山地西部地域に成進社飼育法を基礎にする多くの社員を抱え、蚕種の統一も進むなどの成果を確認できた。

明治初期日本の養蚕社会にあって養蚕技術を地方に伝える主体的な担い手は、下田伊左衛門などのような老農的養蚕教師であった。しかし、明治一〇年末期に始まる全国各地の養蚕伝習所族生動向のなかで、養蚕技術伝播の社会的担い手は変容していった。

養蚕伝習所宗寿館は当面微粒粒子病検査技術員を多摩地域に確保する目的で設立されたが、成進社が結成されると成進社の養蚕伝習機関として養蚕農民の子弟を育成するとともに、養蚕授業員という名の養蚕教師を養成した。成進社では尋常高等小学校卒業程度で比較的高齢なものを入学させ、原則として三年間三期の学理と実習の教育課程を履修させ、養蚕教師を志すものには公的な養蚕機関の検査員などの経験を積ませるとともに、年間の各蚕期に個々の養蚕農民や町村、農会・蚕業組合傘下の養蚕農家に派遣し巡回させ、養蚕の技術指導にあたらせた。明治二〇年代以降、成進社講習所のような養蚕教師の養成と派遣を目的のひとつにする私立の養蚕伝習所が全国各地に設立され、養成される養蚕教師が次第に増加、養蚕教師に対する社会的評価も一般的には高いものがあつたといえよう。つまり、明治後半期の養蚕社会にあって養蚕技術の地方伝播を主体的に担ったのは、こうした養蚕伝習所出身の養蚕教師だったのである。

(1) 『履歷書其他雜書類綴』(羽村市立郷土博物館蔵下田家文書)。

以下、史料引用はとくに断らないかぎり同史料によった。なお、引用にあたってはできるだけ常用漢字を用い、句読点は筆者が付した。(2) 老農を定義して、「農業を職とする者の中の優秀なる人物と解するは狭義の老農であり、直接耕作はしなくとも農事の指導奨励に力め、殖産勸業上の功勞多く、かつ老農的精神を所有するものと解するは広義の老農である」(大西伍一『改定増補日本老農伝』一九八五年刊)とするが、明治期には民間にあつて農業を職とし農事の研究と指導奨励に務め、そのうえ殖産勸業上に功勞多かつた人物は全国各地に輩出したのであり、本稿ではこうした人々も老農とした。

(3) 『農務顛末』第三卷 五四三頁。

(4) 『群馬県蚕糸業史』下 二二二頁。

(5) 『東京高等蚕糸学校五十年史』二五頁。以下、とくに断らないかぎり西ガ原蚕業試験場については同記念誌によった。

(6) 『農務顛末』第三卷 五七二頁。

(7) 同右 五八三、五八四頁。

(8) ここで明治中期まで国の蚕業教育機関に言及しておく、奥国博覧会から帰朝した内務省技師佐々木長淳により、一八七四(明治七)年三月、内務省勸業寮内藤新宿試験場内に蚕業試験掛が置かれ、蚕糸業に関する試験と伝習を始めた。七七年、勸業寮試験場は勸業局試験場と改称したが、七九年二月、同試験場は廢止された。ついで、農商務省は八四(明治一七)年四月、東京府麴町区内山下町に蚕病試験場を設け、微粒子病試験と蚕病検査員の養成にあつた。

八六年一〇月、蚕病試験場は東京府北豊島郡西方原村の旧山林学校跡に移転し、翌八七年四月に農商務省農務局蚕業試験場と改称したが、設置場所の西方原に因んで西方原蚕業試験場と通称された。日清戦争後蚕糸業の急速な進展に対応するため、九六(明治二九)年三月、蚕業試験場を廢止して独立の蚕業講習所を新設し、蚕業教育と蚕業試験の機関とした。九八年に京都蚕業講習所が新設されると、蚕業講習所は東京蚕業講習所と改めた。この東京蚕業講習所は明治期の蚕業に関する高等教育機関であり、蚕業教育機関の最上級の位置を占め続けた。なお一九一四(大正三)年三月、文部省管轄の学校に移され、名称も東京高等蚕糸学校と改めたのである(『東京高等蚕糸学校五十年史』昭和一七年刊)。

(9) 『農務顛末』第三卷 五八五、五九二頁。

(10) 同右 五九三、五九七頁。

(11) 鈴木芳行「明治期における下都賀郡小山地区の養蚕業の位置―生井村蚕種業を中心に―」(『小山市史研究』第二号 一九七九年所収)参照。

(12) 『農務顛末』一〇九四頁。

(13) 同右 五九一、一〇九六頁。

(14) 須長松市家複写文書(神奈川県立文書館蔵)。

(15) 日野市史編さん委員会編『日野市史史料集』近代3産業・経済編(一九八二年刊)参照。

(16) 東京都公文書館蔵『明治三〇年第六課文書類別農商』。

(17) 成進社の社則は、「(明治三八年)東京府管下時局狀況一班」(東京都立大学図書館蔵)による。

(18) 『成進社共進會書類綴』(羽村市立郷土博物館蔵下田家文書)。

(19) たとえば、八一(明治一四)年第二回内国勸業博覧會の事務報告書でも、日本生糸の國際市場における悪評価をつぎのように指摘している。

昨今輸送スル我日本生糸ヲ熟見スルニ、品位ノ進ミシモノ僅ニシテ、却テ品位ノ退歩セシアリ。殊ニ掛田糸ノ如キ中ニハ非常ノ粗製濫造品アリ。其一、ニヲ陳列スレハ、表ニ上糸ヲ置キ中ニ惡糸ヲ入レ、上ニ良繭ヲ挽キ中心ニ惡蛹ヲ挽込ミ、或ハ二本口ヲ同一ニ揚返シ、又ハ切断セシ生糸ヲ包ミ隠シ唯外面ヲ飾ルカ如キ所為、実ニ名状スヘカラス。此ノ如キ濫造アルヲ以テ偶良品アルモ決シテ我生糸ノ当市場ニ信ヲ得難キノミナラス、我商估ヲハ未開ノ人民ト愚視セラレ、自然商權ヲ彼ニ掌握セラルルモ決シテ無理ナラサルヘシ。実ニ貿易上ノ大患害ニシテ、其進張ノ遅キ所以ナリ(明治文献資料刊行會『明治前期産業発達史資料』一五八三四六頁)。

(20) 繭糸織物陶漆共進會『蚕糸集談會記事』一八八五年(明治文献資料刊行會『明治前期産業発達史資料』第8集(4)所収)参照。

(21) 『明治前期産業発達史資料』一一八二六三二二六四頁。

(22) 前出『成進社共進會書類綴』。

(23) 同右。

(24) この蚕種の角又(かくまた)は、栃木県下都賀郡生井村の著名な蚕種家で蚕種会社富基館を経営していた荒柳角太郎が、九四(明治二七)年に東京府西多摩郡東秋留村二宮の石川藤吉郎から譲り受けた在来種の角又(つのまた)と、清白(せいはく)とを掛け合わせ

て製出に成功した新蚕種とみられる(『小山市史』史料編・近現代 I 一九八四年 三七四〜三七七頁参照)

(25) 『明治三七年九月蚕種配付并二代金扣 宗寿館』(羽村市立郷土博物館蔵下田家文書)。

(26) 雑駁な蚕種をできるだけ統一することを通して、繭質を均一にし、生糸の糸質を高度化するという蚕種統一事業は、明治中期ころから蚕糸業先進地域の蚕種家や蚕業団体が始め、一九〇五(明治三八)年には鳥取県が原蚕種製造所を設立、同製造所が製種した原蚕種を県内蚕種業者に配付する方式により、県内の蚕種統一事業を開始した。明治末期から大正前半期にかけては道府県の大部分がこうした鳥取県方式を導入し、地方原蚕種製造所を中心とする道府県単位のいわば蚕種統一体制が成立したのである(鈴木芳行『第二次大戦前府県蚕業試験場と養蚕教師』(『地方史研究』一九八号 一九八五年参照)。このようにみるとさきの一八九一年の成進社による種繭検査規程は、蚕種統一史の上では先駆的な位置を占める規程であったといえよう。

(27) 明治期の各種な飼育法の概略は、松村敏『明治農書全集』第九卷(農文協 一九八三年刊) 解題が参考となる。ただし、各種な飼育法とは各地の伝習所や養蚕結社が異なる蚕種類の各飼育過程における手法の微妙な差異を強調した結果であって、こうした飼育法は次第に淘汰され、つぎのように明治三〇年代後半には、飼育中の気候変化に対応して火気を適宜に用いる折衷育が飼育法の大勢を占めるようになる。

本県に現時行はれつゝある養蚕法は之を細別するときは数十種な

るべしと雖も、要するに折衷育大多數を占め、温暖育、清涼育其間に介在して行はれつゝあり。

大体前記の如くなりと雖も、本県には明治十年頃より飼育法を主眼として團結せる何社何組と称するもの所在に勃興し、其團結員は一時其属する社団名を發揚せんとして頗る活潑の運動をなしたりと雖も、現今は自然に興廃する処ありて氣勢稍定まりたるもの、如し

- (28) 『(明治三十八年)群馬県蚕糸業現況調査書』(国立国会図書館蔵)。
(29) 前出須長松市家複写文書。

(29) 鈴木芳行「明治初期地方蚕業開發と養蚕教師―群馬県佐波郡島村田島弥平の事蹟を中心に―」(『地方史研究』二二二号 一九八八年) 参照。

- (30) 『群馬県蚕糸業史』上 一〇四―一〇八頁。

- (31) 「(明治二八年)成進社員名簿」(前出須長松市家複写文書)。

- (32) 高崎治平、中村半左衛門、指田茂十郎については、武蔵野郷土史刊行会編『多摩の人物史』(一九七七年刊) 参照。

- (33) 『日本農業發達史』第三卷 五五三頁。

- (34) 東京都蚕糸業史編さん委員会編『東京都蚕糸業史』(一九七八年刊) 四八七頁。

- (35) 前出「(明治三八年)東京府管下時局狀況一班」。

- (36) 前出『東京都蚕糸業史』四八六―四八七頁。

- (37) 『履歷書』類(羽村市立郷土博物館蔵下田家文書)の内容による。

- (38) 残されている卒業生名簿(羽村市立郷土博物館蔵下田家文書)が、宗寿館と蚕業伝習所時代を一括し、講習所時代は明治三五年から大正一〇年まで各年ごとの名簿である。しかし、この卒業生名簿は卒

業生全員の分を網羅しているわけではない。恐らくは全卒業生の二割程度しか補足していないとみられる。

- (39) 前出『東京都蚕糸業史』四七一―四七二頁。

- (40) 同右 四八六頁。

- (41) 前出『日野市史史料集』参照。

- (42) 前出『履歷書』類。

- (43) 朝日新聞社『値段の明治大正昭和風俗史』(一九八一年刊)、
『同統』(同年)、『同統』(一九八二年刊)による。

(補注) 村の所在地名は原史料にあるように記載した。したがって「西多摩村」などは時期により村名が異なる。

近世後期における村方騒動の史料論的考察

― 武蔵国多摩郡蓮光寺村を事例として ―

岩橋清美

はじめに

本論文は武蔵国多摩郡蓮光寺村を事例に近世後期の村方騒動について検討を行うものである。

村方騒動については、主として民衆運動史において研究がなされてきた。ここでは、村方騒動は経済矛盾によって引きおこされた村落内部の闘争⁽¹⁾、村役人の特権をめぐる不正を追及する闘争として位置付けられた⁽²⁾。特に後者の見解では、村方騒動と幕末期の一揆との連続関係が指摘された。

その後、水本邦彦氏が畿内村落の分析を通して一七世紀の村方騒動とその固有の意義について論じた。水本氏は近世初期の村方騒動を検討し、前代までの惣村の伝統に基づく年寄集団による村運営から、年寄の中の一人が領主の在地支配の橋頭堡としての庄屋として設定され、それがさらに年寄層に捉え返されることによって庄屋、年寄、百姓の間に委任関係が形成されたことを指摘した⁽³⁾。そして、近世前期村方騒動を経て、村政における「相談」方式が確立し、村構成員の村政関与の拡大化が計られたことが述べられている⁽⁴⁾。

このような水本氏の見解をうけて、藪田貫氏は村方騒動、百姓一揆、国訴の関係について論じている。藪田氏は、そこにおいて、多数派形成に必要であった村社会における三つの委任関係を明らかにした。その委任関係とは、村役人と村人との委任関係、村役人間の委任関係、村の成員同士から形成される関係の三つである⁽⁵⁾。これらの委任関係は近世村落の自律性を前提としており、「惣代庄屋制」などの中間支配機構の分析も同様の視点に立つて行われてきたと言えよう⁽⁶⁾。

本論文では、以上のような研究成果に学びながら、村方騒動の過程で作成された文書群の分析を行い、名主の文書作成・管理機能から名主と村との委任関係について考えるものである。さらに近世後期の村方騒動の特質についても検討したい。

ここで、本論文の分析対象である武蔵国多摩郡蓮光寺村の概要について述べておく。蓮光寺村については、安澤秀一氏をはじめ、多くの研究成果が見られる⁽⁷⁾。武蔵国多摩郡蓮光寺村（東京都多摩市）は多摩丘陵の北限、多摩川の南側に位置する村である。集落は本村・馬引沢・下河原・舟郷の四つに分れていた。村高は『武蔵田園簿』によると約二二一石、『旧高旧領取調帳』によると約三二一石である。支配関係は、近世初期は幕領、寛永一〇年（一六三三）、三河以来の譜代、旗本天野氏の知行地となり明治に至った⁽⁸⁾。

一、蓮光寺村名主富澤本家について

ここでは、村方騒動の中心となる蓮光寺村名主富澤家の概要について

述べ、蓮光寺村の開発者として土豪的性格を有していた富澤家が近世名主へと変客する過程について考えてみたい。

富澤家は「家譜によると、畠山重忠一三代の孫為政が初めて富澤を称し、為政三代の孫丹下政之とその嫡男修理政本は今川義元に属し、永禄三年（一五六〇）に、後北条氏の馬飼場であったこの地を攻略、今川氏滅亡後土着し、逃散の百姓を招いて村を開拓した」と伝えられている。⁽⁹⁾慶長三年（一五九八）には検地の案内役を勤め、近世通じて名主役に就いていた。富澤家は土豪の系譜を引き、前近世においては、蓮光寺郷の事実上の支配者であったと思われるが、次第に土豪的性格を弱め、近世名主へと変化を遂げた。このような変化は近世初期の年貢割付状、年貢皆済目録の宛所の記載にも見ることが出来る。

元和九年（一六二三）二月七日、代官小泉次大夫が発給した年貢割付状は、蓮光寺村においては、最も古い割付状であるが、ここでは、宛所に「名主・百姓中」と記載されている。蓮光寺村が旗本領になった寛永期の年貢割付状では宛所に「名主 忠右衛門との」・「組頭」・「惣百姓」と三行にわたって書かれている。

宛所の記載は、元禄期に至って変化が見られ、元禄五年（一六九二）には「名主」・「組頭」・「惣百姓」、元禄九年（一六九六）には「名主」・「惣百姓」、元禄一一年（一六九八）には「名主」・「年寄」・「惣百姓等」となっている。⁽¹⁴⁾ここに記されている「名主」とは富澤忠右衛門家（本家）、「年寄」とは富澤甚五左衛門家（分家）を指している。さらに元禄一五年（一七〇二）からは発給者が地頭本人から用人野口孝右衛門に変化している。⁽¹⁵⁾このことは、地頭所の機構の変化にも密接に関わっていると思われるが、この点については今後の課題としたい。

蓮光寺村の年貢割付状、年貢皆済目録の宛所の記載から富澤家は近世初期には近世名主としての性格を有していたことが窺われる。旗本天野氏が発給した寛永期の年貢割付状の「名主 忠右衛門との」という記述は、天野氏が財源確保と村落掌握のために富澤家とパーソナルな関係を持つ必要から生じたものである。しかし、「惣百姓」という記述に示されるように、富澤家はすでに土豪的性格・年貢請負人的性格を払拭していたのである。

この時期における富澤家の変容については安澤秀一氏の研究成果がある。氏は慶長期から宝暦期にかけての蓮光寺村の村落構造を名寄帳、持高帳から分析している。中世末期に開発された蓮光寺郷では富澤家と、これに結ぶ土豪的百姓が位置し、逃散の百姓によって小農的経営が行われていた。しかし、万治・延宝期を画期に中世小領主的支配のピラミット型村落からほぼ同規模の名請百姓の村落へと変化を遂げた。このような蓮光寺郷から蓮光寺村への変遷は、自立した小農民の地縁的農業共同体としての結合を可能にし、その結果として、寛永期から正保期にかけて林野の使用をめぐる争論が生じている。⁽¹⁶⁾

また、富澤家は延宝三年（一六七五）、市郎兵衛の子、八郎兵衛宗重の時、弟甚五左衛門に田四反一畝余、畑五反四畝、屋敷地四畝歩合計一町歩を与えて分家を創出した。これ以降、分家は村内において年寄役として本家に継ぐ家格を維持し、本家に替って名主役を勤めることもあった。分家は享保期以降、経済的に発展し、御用金・先納金上納を通じて天野氏に接近し、勝手方賄役を勤め、給人格を得るに至った。

このような分家の台頭に対し、享保一二年（一七二七）本家当主忠右衛門は「村中先祖が順連記録帳」を作成し、村内の農民一軒ごとに先祖

を調べ、村寄合の座順を決定した。この時期より、富澤家内部においては、家意識が顕在化し、本家・分家の家筋の確定を通じて家格を維持しようとしたのである。⁽¹⁸⁾

名主役は本家が世襲していたが、正徳期から享保期にかけて一時的に分家が名主を勤めていた時期があったことが、文書引継目録からわかる。その後、文化年間以降、天野氏の下知により、両家が交代で名主を勤めた時期もあった。

（19）
△史料1▽

一 礼之事

一 正徳四年 年甚五郎名主役請取候節、我等兩人帳面共ニ取扱候処ニ其元水帳中折紙式枚ニ書付有之候由、其水帳相見江不申候ニ付何成歟御尋被成候処ニ我等共見掛ケ不申候、若此以後我等共方へ紛込罷有見出し候者早速差出シ可申候、為後日仍而如件

蓮光寺村

元文三年午九月日

甚五郎 ㊦

源兵衛 ㊦

同村

忠右衛門殿

右の史料は、正徳四年（一七一四）に分家当主甚五郎が名主を勤めるにあたって、本家から引き継いだ水帳を紛失してしまったことに対する取扱いについて決めたものである。この史料から二つのことがわかる。

第一に村の文書管理が名主の重要な職務であったことである。第二に、

正徳期には、本家が名主を世襲していた近世初期の状況とは異なり、分家も名主を勤めるようになっていたことである。なお、富澤家文書中には両家が交代で名主を務めていたことを示す文書引継目録が残されている。詳細な検討は改めて行いたい、年代の明らかなものとしては、明和七年（一七七〇）、天明二年（一七八二）、文化八年（一八一五）、文化九年（一八一三）、文化十二年（一八一五）、文化十三年（一八一六）、文政元年（一八一八）に発給された目録がある。⁽²⁰⁾

年貢割付状、年貢皆済目録の「宛所」の記載、農業経営形態、林野の利用形態から見ると、富澤家は、近世初期には土豪的性格を払拭しつつあった。

そして、その結果富澤本家、分家が交代で名主をつとめ、名主の職務上、必要とされる文書の引き継ぎが行なわれていたこと、さらに天明期に年貢関係の帳簿が作成されるようになったことは、富澤家が近世村落システムにおける名主として定着していったことを示している。このような名主の文書引継目録、年貢取立帳簿の作成は、近世村落における文書主義の浸透によるものであり、富澤家が年貢請負人的性格を有していたとすれば、作成される必要はなかったのである。後述する寛政期以降の村方騒動は近世村落におけるシステムとしての名主役をめぐる騒動であったのである。

二、村方騒動の経過

ここでは、寛政期以降の村方騒動の経過について簡単にまとめておきた

い。この村方騒動は基本的には名主役就任をめぐる本家と分家の争いである。

寛政期の村方騒動は寛政五年（一七九三）分家当主宗左衛門が名主を勤めていた本家当主富次郎の不正を訴えたことから生じた。当時、本家では当主新平昌典に男子がいなかったため、王禪寺村名主志村家より文平信辰（＝富次郎）を迎えたのであったが、このような本家の動揺に乗じて分家が騒動をおこしたものである。

この騒動の争点については、寛政一〇年（一七九八）、本家富次郎が地頭所へ提出した返答書に詳しい。これによると、村内の立木売払代金・地頭所の御用金の横領など名主としての不正が争点となっている。この一件は、寛政一〇年（一七九八）、本家側に不正がなかったことを村内において確認し、分家を年寄役として本家同様に扱うことを決め、一応、内済した⁽²¹⁾。

しかし、その後も分家は御用金等の上納を通じて天野氏に接近し、その結果、再び村方騒動を引きおこすことになった。

以下では、天保一四年（一八四三）から安政四年（一八五七）まで続く蓮光寺村一件の経過について、本家側が作成した訴状をもとにまとめておきたい⁽²²⁾。

寛政期の騒動の後、天保一二年（一八四一）分家は地頭所の勝手賄役となり、同年八月には、地頭所より本家・分家の相名主が申し付けられた。天保一四年（一八四三）、名主を勤めていた分家当主宗左衛門の年貢二重取立が発見し、小前百姓から名主退役要求が出された⁽²³⁾。同年六月、名主の入札が行われ、名主役は本家当主魯平、名主見習は魯平倅準平（後に忠右衛門と改名）に決定し、地頭所からもその旨の下知状が出さ

れた⁽²⁴⁾。同年十月には、分家より本家へ文書の引き渡しが行われ、年貢の二重取立分は分家より村側へ返済され、この一件は一応終結した。

その後、村側と分家は疎遠になっていたが、弘化二年（一八四五）四月、蓮光寺村本村の菩提寺である高西寺住職秀山の不行跡の後始末をめぐって両者の対立が再び顕在化するに至った。分家は地頭所用人と結び、高西寺一件を、本家側が名主である分家（天保一四年以降、名主は本家が勤めていたのだが文書上では、このように書かれている。）に相談せずに解決したことは不本意であるとして、本家魯平ら百姓を呼び出し、吟味を行い、手鎖・宿預けなどを申し渡した⁽²⁵⁾。この頃、蓮光寺村では百姓団蔵の変死⁽²⁶⁾、村内の土橋修復をめぐる出入などの様々な事件がおり、これらの影響を受けて、騒動は拡大、複雑化した。地頭所の吟味は、関戸村名主学蔵、坂浜村名主伊左衛門の扱いによって、一同帰村を命じられたのであったが、悪天候と騒動の影響で農作業が遅れたことを理由に、小前百姓がついに江戸の地頭屋敷へ門訴を行った。本家は、用人に礼金を渡すなど、地頭所との関係修復に勤めたが、弘化二年（一八四六）八月、地頭所が勘定所に進達したことから、この一件は勘定所の吟味をうけることになった。

勘定所の吟味の結果、分家当主宗左衛門は入牢、用人加藤勝太夫は揚屋人を命じられた。しかし、本家の名主復帰は成らず、新たに用人に取り立てられた山崎弥左衛門が分家当主造酒三郎・下河原に居住する組頭弥五郎に名主代を申しつけ、その上、小前百姓の寄合禁止、村内の組分の改正を申し渡した。これに対して小前百姓の反対運動が続けられたが、嘉永二年（一八四九）、分家当主宗左衛門が死去、嘉永三年（一八五〇）用人加藤勝太夫が死去し、これによって事態は急速に解決へと進み、嘉

永七年（一八五四）、吟味下ヶ願書が出され、安政四年（一八五七）名主役は本家・分家の相名主となることで、天保一四年（一八四三）以来の一連の村方騒動に一応の決着がつけられた。

蓮光寺村一件は基本的には名主役就任をめぐる本家、分家の争いであったが、争点は多岐にわたり、村内の百姓同士のつきあい、祝儀、不祝儀のあり方等も問題化した。⁽²⁸⁾ 逆に考えれば、このような生活レベルの問題こそが村方騒動を生じさせ、拡大させる要因を含んでいたともいえるよう。

以上、村方騒動の経過について述べてきたが、次にこの騒動の過程で作成された文書群の分析を行いたい。

三、村方騒動の史料論的考察

ここでは蓮光寺村一件の過程において作成された文書群の検討を行う。分析対象とする文書は、国立国文学研究資料館史料館所蔵富澤本家文書である。したがって、ここでは本家側から村方騒動を見ていくことにする。

(一) 蓮光寺村一件に関する文書のグループ化

まず蓮光寺村一件の過程で、どのような文書が作成されたのかを簡単に述べておきたい。表1は、村方騒動の過程で作成された文書を機能によって分類したものである。

蓮光寺村一件は、先述したように、名主役をめぐる本家と分家の争い

を中心としながら当時、村内で生じた様々な事件を含みこんで拡大していった。特に弘化二年（一八四五）には高西寺一件、組頭秀治郎一件、弘化三年（一八四六）には、百姓団蔵変死一件、宗門人別帳一件が生じているが、ここでは蓮光寺一件の中心である名主役をめぐる騒動、勝手方賄名主宗左衛門一件にかかわる文書のみを対象とし、関連一件の文書は対象外とした。

表1では、文書群を村方騒動の過程における文書の機能から①願書、②調書、③下知状、④請書、⑤託状、⑥議定書、⑦村方一件入用書上、⑧村方一件入用帳、⑨借金証文、⑩用状、⑪書状、⑫日記・記録、⑬その他に分類した。この文書群の分類については、争論の過程（①訴状の提出↓②奉行所・地頭所における吟味（口書・願書の作成）↓③吟味下ヶ願の提出↓④内済）を配慮した。

願書は村側から地頭所、勘定所に出されたものと百姓から村役人へ出されたものとの二つからなる。さらに、村側から地頭所、勘定所に出された願書は、訴状、口書、吟味下ヶ願等に分けることができる。訴状は訴訟をおこすにあたり提出されたものである。⁽²⁹⁾ 内容は主として、分家当主、名主宗左衛門、用人加藤勝太郎の不正追及である。口書は奉行所・地頭所の吟味に際して、村側が作成した文書である。弘化二年（一八四五）、天野氏が一件を勘定所へ進達したことから、勘定所の吟味が行われたが、この時、名主魯平をはじめ、関係者から村方一件の始末に関する口書が出された。口書とは勘定所・地頭所が事実の確認を行うためのものである。その他、願書としては、吟味下ヶ願などがある。

調書とは勘定所における吟味の様子をまとめた文書である。

下知状はこの場合、地頭所から村方に対して出された文書で、名主役

表1 村方騒動の過程において作成された文書の分類

番号	表 題	年 代	差出人 → 受取人 (作成者)	形態	備 考
	①願 書 ②訴 状				
1	乍恐以書付奉願上候（名主宗左衛門年貢金二重取立ニ付）	天保14. 6	蓮光寺村百姓代秀治郎 他1名→地頭所役人中	状1	512 - 1
2	乍恐以書付奉願上候（名主宗左衛門年貢金不正取立分割返ニ付）	天保14. 8	蓮光寺村百姓勘藏他71名 →地頭所役人中	状1	512 - 2
3	乍恐以書付奉申上候（宗左衛門名主退役ニ付）	天保14. 8. 24	蓮光寺村小前惣代太郎吉 他4名→地頭所役人中	状1	512 - 4
4	乍恐以書付奉申上候（宗左衛門名主退役ニ付）	天保14. 8. 24	蓮光寺村小前惣代太郎吉 他4名→地頭所役人中	状1	512-5、512-4 と同一内容
5	乍恐以書付奉申上候（用人加藤勝太夫不法の条々ニ付）	弘化2. 2	蓮光寺村 ——— → —	状1	531 - 4、下書
6	乍恐以書付御愁訴奉申上候（宗左衛門御吟味願ニ付）	弘化2. 3	小前惣代太郎吉→上	状1	531 - 5
7	書付を以奉申上候（組頭仙治郎、村持馬草場江冬木其外植出ニ付）	弘化2. 4. 16	本村馬引沢右百姓一同→奉行所	状1	502
8	乍恐以書付奉申上候（造酒三郎名主役ニ相成候ては難渋ニ付）	弘化3. 3	蓮光寺村百姓勝右衛門→奉行所	状1	531 - 3、下書 1097-①と同一内容
9	乍恐以書付御愁訴奉申上候（造酒三郎名主役ニ相成候ては難渋ニ付）	弘化3. 3	蓮光寺村百姓勝右衛門→奉行所	綴1	1097-①、下書
10	乍恐以書付御愁訴奉申上候（造酒三郎名主役ニ相成候ては難渋ニ付）	弘化3. 3. 22	蓮光寺村小前惣代百姓幸右衛門→奉行所	状1	481 - 1 1097-②と同一内容
11	乍恐以書付御愁訴奉申上候（造酒三郎名主役ニ相成候ては難渋ニ付）	弘化3. 3. 22	蓮光寺村百姓勝右衛門→奉行所	状1	481 - 2 1097-①と同一内容
12	乍恐以書付御愁訴奉申上候（用人加藤勝太夫不法にて村方難渋ニ付）	（弘化2）	訴人百姓惣代太郎吉→奉行所	状1	524 - 3、下書
13	（蓮光寺村一件之始末及び用人加藤勝太夫・名主宗左衛門父子役儀取放願ニ付訴状）	午(弘化2)・12	—————	状1	524 - 2、下書
14	乍恐以書付御歎願奉申上候（用人山崎弥左衛門・新規村役人不正ニ付）	嘉永5年	魯平、平八代兼七蔵、武兵衛→	状1	524 - 5、下書
15	乍恐以書付御訴奉申上候（土橋修覆ニ付）	未. 11. 7	百姓太郎吉→奉行所	状1	531 - 9
16	乍恐以書付御愁訴奉申上候（宗左衛門御吟味願ニ付）	——	（太郎吉）→	状1	531 - 8、下書 531 - 5と同一内容

番号	表 題	年 代	差出人 (作成者) → 受取人	形態	備 考
17	乍恐以書付御訴訟奉申上候 (用人加藤勝太夫不法之条々訴ニ付)	——	——	状1	531-12、下書 531-5と関連
18	乍恐以書付奉申上候 (村方一件雑用金のため伐木売買ニ付)	——	武兵衛他2名 →	状1	532-13 後欠
19	乍恐以書付奉申上候 (御救米割渡ニ付)	——	秀治郎 →	状1	532-16、下書
20	乍恐以書付御歎願奉申上候 (勝太夫及び一同之者取調願ニ付)	——	小前一同 →	状1	1104-3
21	乍恐以書付奉申上候 (右一件雑用金のため雑木売買ニ付)	——	百姓武兵衛他2名 →	状1	532-9、下書
22	乍恐以書付御愁訴奉申上候 (造酒三郎名主役ニ相成候ては難波ニ付)	——	蓮光寺村小前惣代百姓誰 (幸右衛門) →	綴1	1097-②、下書 481-1と同一内容
23	乍恐以書付御愁訴奉申上候 (造酒三郎名主役ニ相成候ては難波ニ付)	——	蓮光寺村小前40人惣代百姓太郎吉	綴1	1097-③、下書
24	乍恐以書付奉申上候 (名宗左衛門方取計方糺被下度ニ付)	——	蓮光寺村小前惣代百姓太郎吉他1名→地頭所役人中	状1	512-3
25	乍恐以書付御歎願奉申上候 (新規村役人忌避ニ付)	——	蓮光寺村小前惣代 →	状1	505、下書
	①願 書 ⑥口 書				
1	乍恐以書付奉申上候 (天保7年御引方米・天保3年御払米之義御尋ニ付)	弘化2.6.20	蓮光寺村宗左衛門 →	状1	473、写
2	乍恐以書付奉申上候 (天保7年御救米取計方ノ件御尋ニ付)	弘化2.6.20	蓮光寺村百姓代増五郎⑥→地頭所役人中	状1	477-2
3	乍恐以書付奉申上候 (吟味中地頭所江差出候始末御尋ニ付)	弘化2.9	蓮光寺村百姓太郎吉→奉行所	状1	515-4
4	乍恐以書付奉申上候 (今般差紙ニ相成候始末御尋ニ付)	弘化2.9.19	蓮光寺村名主魯平→奉行所	状1	515-5
5	乍恐以書付奉申上候 (地頭所において糺請候御引方米之始末ニ付)	弘化2.9	蓮光寺村名主魯平→奉行所	状1	515-3
6	乍恐以書付奉申上候 (今般差紙ニ相成候始末御尋ニ付)	弘化2.9	組頭武兵衛他3名代兼百姓太郎吉他2名→奉行所	状1	515-1
7	乍恐以書付奉申上候 (今般差紙ニ相成候始末御尋ニ付)	弘化2.9	組頭武兵衛他3名代兼百姓太郎吉他2名→奉行所	状1	515-6 515-1と同一内容
8	乍恐以書付奉申上候 (蓮光寺村一件始末御尋ニ付)	弘化2.9	関戸村名主学蔵他1名→奉行所	状1	531-2

番号	表 題	年 代	差出人 (作成者) → 受取人	形態	備 考
9	乍恐以書付を以奉申上候 (魯平御救米横領無之ニ付)	弘化2.11.27	蓮光寺村名主魯平他2名 代兼太郎吉→奉行所他	状1	532-3、下書
10	(村方一件始末、天保4年田方納辻之儀ニ付返答書)	巳(弘化2)・8	—————	状1	515-2、下書
11	乍恐以書付奉申上候 (村方一件雑用金ニ付返答書)	丑・3	組頭武兵衛他1名代兼七蔵 →	状1	532-8、下書
12	乍恐以返答書申上候 (村方一件雑用金ニ付)	—————	魯平他4名代兼七蔵→奉行所	状1	532-17
13	乍恐以書付奉申上候 (天保4・7年御用捨米之始末御尋ニ付)	—————	(魯平) →	状1	531-10、下書 515-3と関連
14	乍恐以書付奉申上候 (今般差紙ニ相成候始末御尋ニ付)	—————	(魯平) →	状1	531-11、下書 515-5と関連
15	乍恐以書付奉申上候 (魯平御救米横領ニ付返答書)	—————	(組頭專治郎) →	状1	532-4、下書 532-3と関連
①願 書 ㊦吟味下ケ願					
1	乍恐以書付御吟味下奉願上候 (宗左衛門不正之件吟味下ケ願ニ付)	天保14.8.24	小前惣代太郎吉他4名→地頭所役所	状1	513-3
2	乍恐以書付御吟味下奉願上候 (宗左衛門不正之件吟味下ケ願ニ付)	天保14.8.24	小前惣代太郎吉他5名→地頭所役所	状1	512-6、下書
3	乍恐以書付奉申上候 (人別帳作成ノ件吟味下ケ願ニ付)	弘化3.11.25	名主魯平他2名→奉行所	状1	531-6、下書
4	乍恐以書付奉歎願候 (異国船来航のため、村方一件吟味下ケ願ニ付)	嘉永7.3	蓮光寺村元名主魯平他4名→地頭所役所	状1	526、下書
5	乍恐以書付奉申上候 (村方一件吟味下ケ願ニ付)	嘉永7.7	元名主魯平他13名→地頭所	状1	529-3
6	乍恐以書付御歎願奉申上候 (村方一件吟味下ケ願ニ付)	嘉永7.10	元名主魯平→奉行所	状1	529-4
7	(村方一件吟味下ケ願書)	嘉永7.10.1	名主見習準平代兼名主魯平他5名→奉行所	状1	524-4
8	乍恐以書付奉申上候 (地頭所様御吟味下ケ願上被遊候ニ付)	安政3.10.25	蓮光寺村魯平代兼準平他7名→地頭所役人中	状1	530-1
9	乍恐以書付奉申上候 (度々の御吟味容嚇願ニ付)	—————	(太郎吉) →	綴1	1097-④、 下書
10	乍恐以書付奉申上候 (異国船来航のため吟味下ケ願ニ付)	—————	魯平 →	綴1	532-6、 下書

番号	表 題	年 代	差出人 (作成者) → 受取人	形態	備 考
	①願 書 ②その他				
1	先納金并御貸付金御印証文無御座書付	天保14. 8. 27	蓮光寺村役人惣代仙治郎 →関保右衛門他4名	状1	513 - 1
2	乍恐以書付訳書奉申上候(先納金書上正面御下被成度ニ付)	卯(天保14). 8	役人惣代仙治郎→関保右衛門他4名	状1	513 - 2 513 - 1 と同一内容
3	(暮方出金割合早春の差出候儀差支ニ付月割金江振向被下候様願書)	天保15. 12	五人組惣代幸右衛門他15名→名主魯平	野1	530 - 4
4	入置申一札之事(巳ノ御年貢金皆済請書紛失ニ付)	弘化3. 12	平八他2名→組頭専次郎他1名	状1	529 - 1
5	乍恐以書付奉申上候(一件吟味中出府人宿替願書)	巳(弘化3)・ 8. 16	武右衛門代兼幸右衛門他1名→奉行所	状1	475
6	入置申一札之事(村方一件以来飯料滞金出訴猶予願ニ付)	安政3. 11	→平川尾清兵衛	状1	498 - 1、下書
7	一札之事(村方一件雑用金出金ニ付願書)	安政3. 11	七蔵他2名→	状1	498 - 2、下書
8	一札之事(村方一件雑用金出金ニ付)	安政3. 11	蓮光寺村七蔵他2名→村方一同衆中	状1	498 - 3 498 - 2 同一内容
9	乍恐以書付御歎願奉申上候(村方治り候様願ニ付)	安政5. 3	蓮光寺村百姓忠右衛門他1名→地頭所役人中	状1	494 - 4
10	乍恐以書付奉申上候(徳治郎帰往願ニ付)	安政6. 3	名主富沢忠右衛門→地頭所役人中	状1	493
11	(田方蒞入のため帰村願書)	辰. 10. 7	名主見習準平他3名→奉行所	状1	532 - 10
12	乍恐以書付奉申上候(人別帳作成延引におよび候ニ付)	——	魯平代兼武兵衛他1名→奉行所	状1	529 - 2
13	乍恐以書付御歎願奉申上候(旧慣復旧願ニ付)	安政4	小前惣代→普請組取扱役人中	状1	555、下書
14	乍恐以書付御歎願奉申上候(旧慣復旧願ニ付)	——	小前惣代	状1	505、下書
15	乍恐以書付奉申上候(勘定所江始末書差上候ニ付)	巳. 10. 1	(善右衛門) →	状1	532 - 1、下書
16	乍恐以書付奉申上候(再吟味有之ニ付)	——	(組頭善右衛門) →	状1	532 - 5、下書
17	(名主役不承知の旨儀定作成ニ付願書)	——	(組頭専次郎) →	状1	532 - 7、下書
18	乍恐以書付奉申上候(御吟味受候義相違無之候ニ付)	——	——	状1	532 - 11、下書

番号	表 題	年 代	差出人 (作成者) → 受取人	形態	備 考
19	乍恐以書付奉願上候 (宗左衛門勘定不明のため皆済目録差出候様願ニ付)	——	(組頭武兵衛) →	状 1	532-14、下書
20	乍恐以書付御歎願奉申上候 (蓮光寺村一件無難ニ相済候様願ニ付)	——	日野宿組合44ヶ村惣代 →	状 1	531-7、下書
②調 書					
1	天野源左衛門知行所武州蓮光寺村一件内調書)	(弘化)	——	豎半	499
2	(奉行所取調写)	——	——	状 1	506
3	(宝賀美濃守吟味書)	——	——	躰 1	1104-1
4	(“)	——	——	”	1104-2
5	(“)	——	——	”	1104-4
6	(“)	——	——	”	1104-5
③下知状					
1	下知 (名主魯平江年貢取立方被仰付候ニ付)	天保14.9	役所 [㊟] →蓮光寺村組頭・百姓代・惣百姓	状 1	368
2	下知 (年寄造酒三郎・組頭弥五郎名主代被仰付候ニ付)	弘化3.3.22	地頭用所→蓮光寺村名主代造酒三郎他5名	躰 1	1096 写
3	(御用ニ付呼出状)	弘化3.9	地頭用所→蓮光寺村百姓忠右衛門	状 1	494-2
4	下知書 (宗次郎・準平相名主ニ付)	——	地頭用所→蓮光寺村組頭中	状 1	494-1、写中
④請 書					
1	差上申御請書之事 (年貢取立方被仰付候ニ付)	天保14.9.24	蓮光寺村名主見習準平→地頭所役人	状 1	468-1
2	差上申一札之事 (御上知により宗左衛門を除き上金仕候ニ付)	天保14.8	蓮光寺村百姓惣代太郎吉他5名→地頭所役人中	状 1	512-6 [㊟]
3	差上申御請書之事 (御吟味之節、委細始末書を以可申上旨ニ付)	弘化2.5.18	蓮光寺村百姓代増五郎→地頭所	状 1	477
4	差上申一札之事 (蓮光寺村一件吟味下ヶニ相成候儀承知ニ付)	安政3.10.24	魯平代兼名主見習準平他8名→奉行所	状 1	530-5
5	差上申一札之事 (蓮光寺村一件吟味下ヶニ相成候儀承知ニ付)	安政3	名主見習準平他8名→奉行所	状 1	529-5
6	差上申御請書之事 (苗字帯刀、中小性格、名主見習婦役ニ付)	安政5.3.15	蓮光寺村忠右衛門→地頭所	状 1	494-5
7	御請書之事 (名主見習被仰付候ニ付)	(安政5)	蓮光寺村忠右衛門→	状 1	494-3

番号	表 題	年 代	差出人 (作成者) → 受取人	形態	備 考
8	御請書之事 (忠右衛門名主本役ニ相成候ニ付)	安政 6. 2	武兵衛他78名→	狀 1	1549
9	差上申御請書之事 (吟味中差上候書物請取ニ付)	辰. 10. 25	準平@他 1名→奉行所	狀 1	491
10	差上申御請書之事 (地頭書よりの用捨米取計の始末取調ニ付)	午. 4. 20	名主魯平→	狀 1	532- 2、下書
11	差上申御請書之事 (魯平、名主の肩書、苗字帯刀不相成候ニ付)	——	魯平代兼煩ニ付同人俸準平@他 1名→地頭所役人中	狀 1	530 - 2
12	村方一件 (村方一件之儀、再応吟味之上、口書被仰付候ニ付請書)	——	——	狀 1	530 - 3
13	差上申御請書之事 (村方一件吟味之始末届候ニ付)	——	魯平他 3名→奉行所	狀 1	532-15、下書
⑤ 詫 状					
1	入置申一札之事 (名主入札之際、造酒三郎江入札ニ付)	天保14. 8	蓮光寺村弥兵衛@他 2名→魯平、役人中	狀 1	466
2	入置申詫一札之事 (宗左衛門方江出入故、百姓付合不相成候ニ付)	天保15.12	当人仙太郎他 1名→村方一同	狀 1	531- 1、下書 469と同一内容
3	入置申詫一札之事 (宗左衛門方江出入故、百姓付合不相成候ニ付)	弘化元.12	当人仙太郎@他 4名→村方百姓中	狀 1	469 531 - 1 と同一内容
4	乍恐以書付御歎願奉申上候 (御吟味中偽り申上候儀ニ付、宥免願書)	弘化 4. 11. 5	蓮光寺村百姓武右衛門→奉行所	狀 1	506
5	詫入申一札之事 (忠右衛門名主役被仰付、御請印相拒候ニ付)	安政 6. 9. 11	百姓専次郎他 9名→地頭所役人中	狀 1	496
6	詫一札之事 (村持荒地等江植木植候ニ付)	巳. 4. 23	当人蓮光寺村専次郎@他 1名→当村一統	狀 1	502 - 1
⑥ 議定書					
1	議定連判之事 (宗左衛門不正取付候ニ付)	天保14. 8. 29	蓮光寺村甚五郎@他82名	狀 1	1527
2	議定連判帳 (惣左衛門一件入用ニ付)	弘化 2. 5	藤次郎他77名→	狀 1	1528
3	入置申一札之事 (御進達一件雑用村方高割ニ付)	弘化 2. 8. 4	事次郎他42名→組頭惣代武兵衛他 5名	狀 1	537 - 1
4	” (”)	弘化 2	”	狀 1	537 - 2 537 - 1 と同一内容

番号	表 題	年 代	差出人 → 受取人 (作成者)	形態	備 考
5	一札之事 (宗左衛門伴造酒三郎役儀不帰依ニ付)	弘化2.11	平八 [◎] 他47名	野1	1529
6	連印帳 (一件中宗左衛門方江出這入致候者、江戸飛脚申付ニ付議定書)	(弘化)	平八他50名	野1	1530
1	⑦村方一件入用書付 (村方出入雑用金書付)	弘化4~嘉永2	————	状1	531-14
2	覚 (午年~酉年村方出入雑用金書付)	————	————	状1	531-15
3	覚 (弘化2~嘉永2雑用金書付)	————	————	状1	531-16
4	飯料覚	————	魯平 →	状1	531-17
5	覚 (飯料書付)	————	————	状1	531-18
6	過不足差引覚	————	————	状1	531-19
7	覚 (巳年~酉年迄村方一件雑用金書付)	————	————	状1	531-20
8	覚 (")	————	————	状1	531-21
9	(飯料・雑用金書付)	————	————	状1	531-23
10	(蓮光寺村一件飯料書付)	————	————	状1	531-25
11	(御番入出金之訳書付)	————	————	状1	1104-6
1	⑧村方一件入用帳 一件雑用払方覚帳	天保14	————	横長 半1	1573
2	宗左衛門一件出金控	"	惣村中	"1	1917
3	一件雑用高割取立帳	"	蓮光寺村吉五郎組外	"1	2133
4	雑用積立宿払差引帳	弘化2	————	"4	1574
5	雑用渡方勘定調帳	"	武州蓮光寺村	"2	1575
6	村方一件雑用借入帳	"	蓮光寺郷	"1	1576
7	地頭書御掛り中御進達後共村方一件惣勘定帳	"	武州蓮光寺村七蔵・魯平	"10	1577
8	村方一件雑用元帳	弘化2~4	蓮光寺邑	"3	1578
9	御進達一件雑用勘定帳	弘化2~嘉永2	蓮光寺村	"9	1579
10	村方一件雑用之覚	弘化2~嘉永6	————	"5	1588

番号	表 題	年 代	差出人 (作成者) → 受取人	形態	備 考
11	御腰掛入用宿止宿小遣共払扣帳	弘化 4	—————	” 2	1855
12	御腰掛入用并飛脚貸覚帳	(弘化)	蓮光寺村	” 1	1854
13	一件中内分高割帳	嘉永 2. 3	蓮光寺邨	” 1	1581
14	蓮光寺村一件雑用仕訳帳	嘉永 6	—————	” 1	1582
15	魯平一件ニ付村方月集出金覚書写帳	”	武州蓮光寺村	” 1	1583
16	蓮光寺村一件雑用利足勘定帳	”	—————	” 1	1587
17	村方一件下ヶ願雑用帳	嘉永 7	—————	” 2	1589
18	雑用月集平均勘定帳	安政 4	蓮光寺村	” 1	1585
19	雑用元帳ノ高取調扣	—————	—————	” 1	1590
20	(村方一件雑用扣)	—————	—————	” 19	2128
21	村方一件中雑用金凡割合書上扣	—————	武州蓮光寺村百姓七蔵他 2名→奉行所	” 1	2135
1	⑨借金証文 借用申金子之事(出入雑用金差支ニ付)	弘化 2. 5	蓮光寺村小前惣代平八他 3名→矢口村岡右衛門	状 1	531 - 13
1	⑩用 状 廻状(国役金来15日迄、相納可申ニ付)	已. 10. 13	地頭役所→坂浜村他二ヶ 村名主・組頭	状 1	482 - 1 ①
2	(御飯米代其他上納申付ニ付書状)	8. 16	地頭役所→坂浜村他二ヶ 村名主・組頭	”	482 - 1 ②
1	⑪書 状 舌代(若殿様家督相続のため御用金被仰付候ニ付)	10. 6	増五郎→富沢準平	状 1	482 - 2 ①
2	舌代(新田分御年貢可納旨廻状到来ニ付)	5. 23	増五郎→富沢準平	状 1	482 - 2 ②
3	(柴崎村三右衛門より書状到来ニ付書状)	10. 晦日	増五郎→富沢準平	状 1	482 - 2 ③
4	口上(村入用勘定仕度ニ付)	10.	増五郎→富沢魯平	状 1	482 - 2 ④
5	(地頭所より先御用人勝太夫勤役中不正之節御尋ニ付書状)	—————	増五郎→富沢魯平	状 1	482 - 2 ⑤
6	口上(村方一件雑用金之内左衛門出金分ニ付書状)	7. 29	増五郎→富沢魯平	状 1	482 - 2 ⑥

番号	表 題	年 代	差出人 (作成者) → 受取人	形態	備 考
	⑫日記・記録				
1	御地頭所の御進達一件日記	弘化2.8	武州蓮光寺	群1	1093-1
2	御地頭所御進達一件日記	弘化3.4.15	蓮光寺村	"	1093-2
3	御進達一件日記	弘化3.11	蓮光寺村	"	1093-3
4	御進達一件在府日記	弘化4.8.5	蓮光寺村富澤魯平	"	1093-4
5	御進達一件日記帳	嘉永2.2	富沢魯平	"	1093-5
6	御進達御下願一状出府中日記帳	安政2.2・吉	武州向丘富澤氏平昌徳	"	1093-6
7	弘代二年の酉迄平川屋用留日記写	弘化2.2	武州蓮光寺村富沢魯平	"	1093-7
8	一件實記	——	——	"	1093-8
9	(御進達一件始末書・訴状等写綴)	——	——	"	1093-9
10	(口書其外写綴)	——	——	"	1093-10
	⑬その他				
1	名主役入札名前帳	天保14.6	蓮光寺村百姓惣代平八 [㊟] 他5名→魯平	群1	1499
2	名主入札帳	天保14.6.12	——	横長 半1	467・1499の 下書
3	(用人加藤勝太夫村方江相掛候不法之廉書付)	(弘化2)	——	状1	524-1、下書 523-2・3 と関連
4	(夏成畑高金請取)	弘化3.3.30	専次郎 → 魯平	状1	482-1⑤
5	覚(黒川炭10俵付送りニ付請取書)	正.15	袋二番町後藤→	状1	482-1④
6	断簡	——	——	状1	482-6・7
7	御物成差引仮勘定	——	蓮光寺村役人→	状1	482-1①
8	覚(名寄帳・地押帳・畑方取立帳受取ニ付)	10.22	蓮光寺村名主見習準平→ 宗左衛門	状1	482-②
9	(弘化2年6月26日夜平川屋止宿の者書付)	——	——	状1	531-21
10	(万屋惣次郎方止宿覚)	——	——	状1	531-23
11	(雑用金返済方ニ付書付)	7.15	——	状1	531-25

就任を命じたものが多い。

請書は下知状の発給に対して村側から、その旨を承認したことを示すために発給された文書がほとんどである。請書には発給者が名主就任者一人の場合と村内百姓の場合とがある。蓮光寺村一件は、地頭所が勘定所に吟味下ケ願書を提出し、受理されるという経過を経ているため、村側は最終的に名主任命を地頭所にゆだねている。このため、地頭所からの下知状の発給、それに対する村側からの請書の提出という形で、表面上、決着がつけられており、この場合、請書が内済の意味も含んでいたと思われる。

詫状・議定書は、ここでは村内内部において有効性を持つものが多い。

議定書は村内の意志統一、意志確認の機能を持つ。詫状には村内の百姓が地頭所に提出したものと村内の百姓が村に対して提出したものとがある。前者は地頭所の下知に従わなかったことに対する詫状、後者は騒動の最中に宗左衛門とつきいがあつたことに対する詫状が多く、村内部の取りきめに反した者から村、あるいは村役人に対して出されている。議定書は村方騒動の費用負担に関する取り決めがほとんどである。

村方一件入用書付、村方一件入用帳、借金証文は、村方騒動の費用を村方で負担したことから保存されたものである。特に村方一件入用帳からは村内部における費用負担の状況がわかる。

用状は、地頭所から知行所村々へ出された文書であり、書状は一件中に富澤家が私的に取りかわした文書である。

日記・記録は、これまで述べた文書とは多少、性格を異にするものである。富澤家では、勘定所の吟味が開始されてから、吟味の状況を日記

に記している。富澤家には、このほかに文化期から書き続けられている日記が存在するが、それとは用途を異にしており、「御進達一件日記」として、訴訟に関するものが記されている。また、勘定所の吟味の過程で作成、提出した訴状、口書、願書を浄書し綴じた冊子が存在する。さらに富澤家では、これらの文書をもとに「一件實記」という形で、村方騒動の顛末をまとめた。①から⑫の文書が訴訟を進める過程で必要とされて作成されたのに対し、日記・記録は富澤家が名主を勤める上で、後世への必要性から作成したもので村方騒動の副産物である。これらの日記、記録は名主の職務として後世のために作成されたものであり、富澤本家の正当性を示すものであった。

(二) 文書のグループ化と文書群の現秩序との関係

前項では、村方騒動の過程で作成された文書群を文書の機能によって分類を行った。ここでは、このような文書のグループ化と文書群の現秩序との関係について考えてみたい。

富澤本家文書は、現在、国立国文学研究資料館史料館により、中性紙の封筒におさめられ保管されている。中性紙の封筒には文書番号が付されている。文書番号は文書整理を行った際の文書の保存状況の配列（現秩序）に従ったものである。表1では、この史料館の整理番号を備考欄に記入した。史料館では文書整理を行うにあたって、文書の残存状況（現秩序）を尊重し、文書群のまとまりを崩さず、文書を中性紙の封筒に入れていく。このため、一つの封筒にいくつかの文書が入っている場合がある。そこで、筆者は便宜上、史料館の文書番号に枝番号を付けた。枝番号を付した順序は筆者が閲覧した時の状況にしたがった。枝番号に

は、丸数字を付したものがあがるが、これは、いくつかの文書が綴じられていることを示す。枝番号が丸数字でない場合は、個々の文書が同一の封筒に入っていることを示す。また、ここでは便宜上、史料館の封筒にまとめて入れられている文書を個々の文書の機能によって分類した。文書群の内部構造を考える過程において、同一の封筒に入っている個々の文書の関係を把握する必要があると考えたためである。本来、何らかの意味を持ってまとめられた文書群であるから文書目録の作成等においては、そのまとまりを尊重すべきであることは言うまでもない。

表1の備考欄には個々の文書同士の関係を示すために同一内容の文書が存在する場合にはその旨を記した。また、下書の場合はそのことを記した。

訴状、願書、口書、請書のうち村側から奉行所、地頭所へ提出された文書は基本的には「写」と判断したが、印がある場合は、本書の写であり、村側にとって本書同様の意味を持つものとして「控」とした。議定書および詫状の一部については印のある場合には本書と判断した。詫状は、村内のとりきめに反した際、作成され、宛所が村役人、「村一統」となっている場合が多い。議定書は、村内の意志統一の機能を持つ文書である。議定書、詫状は作成されたのち、村の文書管理者である名主に預けられることで効力を維持することが可能であったと思われる。したがって印のあるものは本書とした。

表1に示した文書のグループ化は、先述のように村方騒動の過程における文書の機能による分類であり、文書群の内部構造把握への一つの方法である。⁽³⁰⁾史料館の整理と文書のグループ化を比較すると以下のような事に気付く。

第五一五号文書は史料館における整理の段階で「宗左衛門不法」付訴状」として七通が一括されて封筒に入れられた。この七通はいずれも勘定所の吟味に際し村側が提出した口書の写である。このうち枝番号1・4・5・6・7は蓮光寺一件の顛末について書いたもので、作成者は、文書に見えるかぎり、魯平（本家当主）あるいは村内農民である。文書の文言の比較から1と6はほぼ同一文書であること、7は5の下書であることがわかる。3は「地頭所」おゐて糺請候扱米并引方之始末」についての勘定所の御尋に対して、魯平が提出した口書の写である。2は表題がなく、受取人・差出人の記載もないが、内容から口書作成の際の下書と思われる。第五一五号文書は発給者は異なるものの、すべて口書である。この場合、文書の機能によるグループ化と残存状況とが一致している。現秩序の尊重が文書群の内部構造を考える上で有効性を持つことが示されていると言えよう。

次に第五三一号文書を取り上げたい。この文書は「御進達一件諸書物」として二五通が一括して史料館の封筒に整理されている。この二五通の内容を検討し、機能によって分類すると（表1参照）、二五通は一通を除き勘定所での吟味の最中に作成されたという点では共通するが、様々な機能を持つ文書がまとめられていると言える。内容は金銭書上・詫状・口書・願書・訴状である。では、なぜこれらの文書が史料館の整理によって同一の封筒にまとめられたのであろうか。これら二五通は「御進達一件諸書入袋 蓮光寺郷」と書かれた和紙の袋に一括されていた。この袋は富澤本家が二五通の文書を御進達一件として整理した際に作成したものである。

富澤本家の文書整理の状況を窺えるものとして文書番号五二二号文書

がある。第五一二号文書は六通あり、史料館によって一つの封筒に整理されている。六通の内容はいずれも天保一四年（一八四三）、名主宗左衛門（分家当主）の年貢二重取立てを本家側が訴えた際に作成されたものである。枝番号一〜五は訴状、枝番号六は吟味下ヶ願である。これらの文書には端裏書があり、枝番号一には「初而訴状天保十四年六月」、枝番号二には「訴訟状」、枝番号三には「追訴状」、枝番号四には「宗左衛門退役訴書下書」、枝番号六には「済口証文」と書かれている。枝番号六は吟味下ヶ願書であるが、これを「済口証文」としているのは興味深い。これらの端裏書は本家当主魯平が文書整理に際して記したものと思われる。これらは、ほんの一例ではあるが、文書整理にあたり残存状況を尊重することによって富澤本家の文書整理の一端を知ることができることを示している。また文書の残存状況とグループ化との関係から、文書群の階層構造を考える上で残存状況の記録は、有効であると思われる。残存状況の記録は、過去の一時点の文書管理の状況と管理者の文書認識を明らかにすることを可能にする。この場合は少なくとも、四つの時点が存在する。つまり、文書が作成された時点、富澤魯平が文書を整理した時点、史料館が文書を整理した時点、筆者が文書を閲覧した時点の四つである。これら四つの時点を考慮に入れつつ、個々の文書と文書群全体との関係を分析していくことが、文書群の階層構造を明らかにするために必要であろう。

文書群の現秩序を明らかにすることは、過去のある時点の文書保存状況を明らかにすることであり、それが文書群の原秩序とは言えないであろう。原秩序とは、その文書群を構成する個々の文書の機能とそれらの関連とを分析することで明らかになる理念上の秩序であると思われる。

原秩序を明らかにするためには現秩序を考慮することは重要ではあるが、個々の文書の関係から文書群を構造的に把握する理念が必要であろう。⁽³¹⁾

(三) 文書の作成

ここでは、村方騒動において、文書がどのように作成されるのかを見ていきたい。

まず、先述の第五一二号文書をとりあげる。この文書は、天保一四年（一八四三）、名主宗左衛門（分家当主）の年貢二重取立てを本家側が訴えた際に作成されたものである。文書の差出人に注目するとこの騒動の微妙な変化が見られる。当初は百姓代李次郎、役人惣代清左衛門の二名が差出人となっているが（枝番号一）、次には百姓勘蔵他七三名が差出人になっている（枝番号四）。吟味下ヶ願書（枝番号六）は小前惣代太郎吉他四名が発給している。このうち、本家当主魯平が差出人として名前を記しているのは吟味下ヶ願書のみである。差出人の記載の変化からこの訴訟が、村内の小前百姓による名主不正追及と発展していったように見うけられるが、果してそうなのであるか。以下では訴状は、どのように作成されるのかを考えてみたい。一例として文書番号第一〇九七号文書と第四八一号文書をとりあげる。第一〇九七号文書は、史料館によって「村方一件訴願一條」という表題が付けられ整理されている。この文書は村側から奉行所へ提出された訴状の下書を綴じたものである。第一〇九七号文書の中に綴じられている文書と同一の内容を持つ文書が第四八一号文書である。

乍恐以書付御愁訴奉申上候

(弘化二年)

武州多摩郡蓮光寺村百姓勝右衛門奉申上候、私共村方去巳八月中御進達ニ相成、御吟味中ニ御座候處、此度地頭所^ニ以差紙村役人共三人呼出ニ相成候處、用役加藤勝太夫申間候者宗左衛門伴造酒三郎并ニ村内字下川原組頭弥五郎右兩人江今般名主役申付候間、其旨相心得請印致候様申間候得共、村役人共儀も宗左衛門伴名主役之請書迷惑之趣申之候得者、右三人之もの共差留置、又候以差紙私共即刻罷出候様宗左衛門宅ニ而申渡候得共、私儀者持病ニ而打臥罷在候故為名代弟岩治郎地頭所江差出候處、名代ニ而者不相成趣遅刻およひ候ハ、帳外無宿ニ可申付由手当之上急度申付候杯勝太夫申間候趣、專治郎・清左衛門・益五郎右三人^ハ以手紙^{飛脚手紙}差^遣候間、病中無是非罷出候處、雨中之泥路故歩行埒明不申遅刻ニ相成候間如何様糺明申付候哉も難計、殊ニ村一同御進達ニ相成候も素々名主役之儀^{兼而村方一同不備依江}事起り、未御吟味中相手同様之宗左衛門伴造酒三郎^{兼而村方一同不備依江}名主役申付候趣同人父子儀者当春中替リニ地頭所江罷出居加藤勝太夫と同意、内談之上如此儀申出シ村方一同取潰シ可申工ニ而相見江、且弥五郎儀も兼而勝太夫・宗左衛門父子と馴合居、村分ケ致度^{所存御座候}存候儀ニ而右兩人卜名主役申付請印致兼候由申之候得者不屈之旨ニ而敵敷糺明可申付趣必至^ニ与難波仕候間、不奉顧恐をも御愁訴奉申上候、何卒格別之以御憐愍を右様無体之儀申掛村方往々難儀不相掛ケ様被仰付被下置候様幾重ニも奉願上候、己上

弘化三年三月

御奉行所様

天野源左衛門知行所

武州多摩郡蓮光寺村

百姓

勝右衛門

乍恐以書付御愁訴奉申上候

武州多摩郡蓮光寺村百姓勝右衛門奉申上候、私共村方去巳八月中御進達ニ相成御吟味中ニ御座候處、此度地頭所^ニ以差紙を以村役人共三人御呼出ニ相成候處、^①用役加藤勝太夫申間候ハ宗左衛門伴造酒三郎并村内字下川原組頭弥五郎右兩人江今般名主役申付候間、其旨相心得請書印形致候様申間候得共、村役人共儀も宗左衛門伴名主之請書迷惑之趣申之候得共、右三人之者共差留置、又候御差紙を以私共即刻罷出候様宗左衛門宅ニ而申渡候得共、私儀ハ持病ニ而取伏罷出候故、弟岩治郎地頭所江差出候處、名代ニ而者不相成趣、遅刻ニおよひ候ハ、帳外無宿ニ可申付由手当之上急度申付候杯勝太夫申間候趣專治郎・清左衛門・増五郎右三人飛脚手紙差遣候間、病中無是非罷出候處、雨^ニ泥路故歩行埒明不申遅刻ニ相成候間、如何様糺明申付候哉も難計、殊ニ村一同御進達ニ相成候も素々名主役之儀^{兼而村方一同不備依江}事起リ未御吟味中相手同様之宗左衛門伴^{兼而村方一同不備依江}而村方一同不帰依之名主役申付候趣、同人父子儀ハ当春中代リ之地頭所江罷出居、勝太夫と同意、内談之上如此儀申出村方一同取潰シ可申巧与相見へ、且弥五郎儀者兼而勝太夫・宗左衛門父子と馴合、居村分ケ致度^{所存御座候}存候儀ニ而右三人名主役之義私共請印致兼候由申之候得ハ不屈之旨ニ而敵敷糺明可申付趣必至^ニ与難波至極仕、不奉顧恐をも御愁訴奉申上候、何卒以御慈悲右様無体之義申掛ケ村方往々難儀不相掛様被仰付被成下置候様幾重ニも奉願上候、以上

弘化三年三月廿三日

御奉行所様

天野源左衛門知行所

武州多摩郡蓮光寺村

百姓

勝右衛門印

△史料2V・△史料3Vは蓮光寺村百姓勝右衛門が勘定所に提出した願書である。内容は、用人加藤勝太夫が分家当主宗左衛門と共謀し、宗左衛門伴造酒三郎と組頭弥五郎を新たに名主役に決める旨の請書に連印させようとしたことに對する本家側の百姓の反論である。右の二つの史料は、ほぼ同文で△史料2Vには文章の訂正がある。△史料3Vの傍線部B・D・Eは△史料2Vの訂正部分であるが、この記述から△史料3Vが△史料2Vをもとに作成されたことがわかる。

第一〇九七号文書には、このほかに蓮光寺村百姓幸右衛門が勘定所へ提出した、造酒三郎ら新規村役人忌避願書が綴られている。この幸右衛門の願書とほぼ同文のものが第四八一号文書の中に存在し、両者を比較すると、先の勝右衛門の願書と同様に、第一〇九七号文書が第四八一号文書の下書であることがわかる。第一〇九七号文書と第四八一号文書は、村側から勘定所へ提示された願書の作成過程を示している。さらに、この二つの文書が、この時期に作成された他の文書と同一の筆蹟であることから、この二つの文書の作成者は本家当主魯平であると思われる。第一〇九七号文書・第八四一号文書は明らかに百姓勝右衛門および幸右衛門の名前で提出された願書の作成過程を示すものである。第一〇九七号文書は下書であり、第八四一号文書は第一〇九七号文書をもとに作成されたもので、実際に奉行所へ出された文書の写とも考えられる。これらの文書が百姓勝右衛門、幸右衛門によって作成され、魯平が控として写しとったものとは理解しがたい。つまり、この文書は百姓勝右衛門、幸右衛門が提出した形をとっているが、魯平によって作成されたのである。同様のことが、第四七七号文書、第八三一号文書にも看取できる。第四七七号文書「百姓代増五郎口書」は二通あるが、一通は抹消、書き替

えがある下書で、一通はこの下書を清書したものである。第八三一号文書は、本家が名主役を勤めるべきであることを主張した願書である。この文書の差出人は「甲州道中日野宿組合四拾四ヶ村村役人惣代」、「誰知行所武州多摩郡何村誰」、「江川太郎左衛門支配所同州同郡日野宿名主組頭誰⁴³」となっている。これは、この文書が下書であることを示すと同時に、魯平が組合村から願書を提出させようと画策したことを明らかにしている。先述の天保一四年（一八四三）に作成された二連の文書（第五一二号文書）も、小前百姓が名主の不正を追及したと見るよりも、魯平が村内の百姓七十四名の連印という形をとって訴訟を自己に有利に導こうとしたと理解する方が妥当であろう。弘化二年（一八四五）、天野氏による勘定所進達後、村側は勘定所へ口書を提出しているが、これらの口書も差出人は魯平ではないが、これらの文書の筆蹟等から実際には魯平が作成したと推測される³⁵。蓮光寺村一件中に本家側から出された文書（主として勘定所・地頭所宛の願書類）は差出人の名前にかかわらず魯平が作成していたのである。勿論、文書作成にあたって魯平は村内の百姓の同意を得ていたではあるが、主導権を把握し、文書作成を通して争論を自己に有利に展開しようとしていたのである。ここでは、名主が村内の百姓にかわって文書を作成すること（村内の百姓の名前で文書を作成すること）を名主の文書代筆機能として位置付けたい。このような名主の文書代筆機能を裏付ける事柄として、村方騒動中に本家側から出された訴状類における事実関係の記述が、魯平が差出人に名前を連ねていない場合においても、一貫していることが上げられよう。記述の同一性は魯平が文書操作を行っていたことによるものであろう。

名主が文書代筆機能を有した背景には、近世社会の文書主義の浸透と

村内における名主と百姓との委任関係の成立とが考えられる。

近世社会の文書主義という点に関しては、訴訟において文書が重要な証拠になり、文書によって訴訟が進められることに示される。このことについては、百姓幸右衛門が弘代二年（一八四五）勘定所に提出した願書に以下のような記述がある。

（36）
ハ史料4V

御呼出之時々巨細書付ニ以御吟味之趣差添人組頭善右衛門より可相届旨、兼而地頭所用役加藤勝太夫申付ニ付、其度ニ相届候処、引合人宗左衛門義者相手同様之者ニ而 同人方引違ひ相届候故、書面向每度六ヶ敷迷惑仕候得共、勝太夫申付ニ而 随ひ穩便ニ認直相調候処、去暮帰村被 仰付、其段相届候得者、吟味之節善右衛門差添罷出、魯平横領之儀不申立候段不埒之趣ニ而 善右衛門儀帰村差留ニ相成

右の史料から、勘定書の吟味に際し、村側が提出する文書を用人加藤勝太夫と分家宗左衛門が証人として内容を検討し、書きかえを命じていたことがわかる。さらにハ史料3V傍線部㉔に示されるように、宗左衛門方は造酒三郎と弥五郎を新たに名主役にする旨の請書へ印形を捺すことを村側に強要し、従わない者に対して帳外・無宿を申し渡した。このような宗左衛門方の動向について、幸右衛門の願書には「兎角右様六ヶ敷申、一件中証拠ニ相成候様之書面押而取候手段与相見」⁽³⁷⁾とあり、宗左衛門方が村側の文書作成に干渉したのは、文書が争論において証拠になりうるからであるとしている。

文書が争論において重要な証拠であったことは、勘定所が吟味中に魯平方に対し主張の証拠となる文書の提出を行わせていることから窺え

る。魯平方は、この時、年貢割付状・宗門人別帳・訴状等の文書を証拠として提出した。⁽³⁸⁾

以上のことから、近世文書主義社会にあつては文書において重要な証拠であり、名主の文書作成・管理機能が不可欠であったことは明らかである。そして、名主の文書作成・管理機能は、名主と村との委任関係とも密接に関係しているのである。村、地域における委任関係については、すでに藪田氏によって指摘されており、村・地域の自律性を前提に論及されている。本論文で指摘した名主の文書代筆機能も、このような村の委任関係の実態を示すものであり、村の自律性を前提としていることに間違いはない。しかし、名主が村内の百姓の名前で文書を作成し、自己に有利に争論を進めようとしているとすれば、惣代として村や地域の意志を代弁するというプラスの側面だけではないであろう。つまり、名主の代筆機能には、村内の百姓の代弁者であるというプラスの側面と自己の利益の追求というマイナスの側面が存在する。そして、この二つの側面は、村、地域における委任関係の矛盾点である。

次に、この騒動の論点について若干の考察を行いたい。

蓮光寺一件の過程において本家側から出された文書は、先述のように差出人の名前にかかわらず魯平が作成していると思われる。これらの文書を比較すると、論点に一貫性があるものの、蓮光寺村一件に対する見解に微妙な差異が見られるのである。ここでは、村内の百姓が差出人となっている願書と魯平が単独で差出人となっている願書をとりあげる。

村内の百姓の蓮光寺村一件についての見解は、先述のハ史料3Vの傍線部㉔に看取できる。百姓勝右衛門の願書には、「殊ニ村内一同御進達ニ相成候も素々々名主役之儀も事起り」⁽³⁹⁾とあり、騒動の原因を富澤本家、

分家の名主役をめぐる争いであるとしている。さらに、弘化三年（一八四六）、組頭武兵衛、百姓平八、仙五郎、武左衛門代兼百姓太郎吉、七蔵、幸右衛門が勘定所に提出した願書にも「宗左衛門帰役相届候事起り候⁽⁴⁰⁾」とあり、宗左衛門が名主に再任したことが一件の原因として述べられている。一件の扱人である関戸村名主学蔵が弘化二年（一八四五）に提出した願書中においても、一件の原因について「魯平、宗左衛門不仲事起候⁽⁴¹⁾ニ付」と書かれており、魯平方から出された文書のうち魯平が差出人となっていない文書では、騒動の原因を富澤本家、分家の名主役をめぐる争いとしているのである。

これに対し、魯平が差出人となっている文書においては、この一件をどのように位置づけているのであろうか。

弘化二年（一八四五）、魯平が勘定所に提出した口書には「宗左衛門義者私未分家ニ御座候處、同人祖父代々身上向宜敷相暮、当五ヶ年己前丑年五月中地頭所を賄名主役被申付候處、度々村方へ出金高割相掛候ニ付差縫、翌々卯ノ五月中私相除村方宗左衛門相手取不正之儀有之由ニ而地頭所江願出候ニ付、私立入内済いたし候様懸合申⁽⁴²⁾」とある。ここでは、騒動の発端について、天保一四年（一八四三）、当時名主を勤めていた分家宗左衛門の不正に対して魯平を除く村内の百姓が訴え出たことに始まり、魯平は騒動の扱人として騒動の内済にあたったと記している。つまり、差出人が村内の百姓あるいは村外者の場合、騒動の原因は両家の名主役をめぐる争いとなっており、差出人が魯平の場合、村内の百姓と分家当主宗左衛門との対立と書かれている。このことから、実際の文書作成者である魯平が文書上の作成者（差出人）によって、文書を書きわけ、巧みに自己の正当化をはかっていることがわかる。文書作成にあ

たっては、文書上の作成者（差出人）の意向を反映しているであろうが、このような点から名主の文書代筆機能は村と名主との委任関係の矛盾を含んでいると考えられる。

最後に、この騒動における本家側の正当化の論理について見てい

い。⁽⁴³⁾
^史料5^

天野左近知行所武州多摩郡蓮光寺村之儀者魯平先祖修理与申もの由緒正敷浪士^三而慶長年中御検地之節、御案内仕候御代官所^二而右子孫代々名主役相勤罷在、其後寛永度当御所江御拝領相成候後引続魯平迄拾代余勤役罷在候

^史料5^は安政四年（一八五七）、蓮光寺村小前惣代から小普請組役人へ提出された願書の下書の一部分である。この願書の内容は新規村役人の不正追及、魯平の名主役再任願である。^史料5^は、この願書の冒頭部分で、富澤本家の由緒が書き上げられている。これによると、本家当主魯平の先祖、修理は、「由緒正敷浪士」であり、慶長三年（一五九八）、蓮光寺村の検地の際、道案内役を勤め、当村が幕府領であった時から十余代にわたり名主を勤めてきたと伝えられている。このような富澤家の由緒に関する記述は寛政期の村方騒動には見られない。本家側が自己の正当化の論理として由緒を記すようになるのは天保期以降である。本家の貴種性は嘉永五年（一八五四）、元名主魯平・元組頭武兵衛・百姓平八代兼百姓平蔵が新規村役人の不正を訴え出た願書⁽⁴⁴⁾、弘化二年（一八四五）、魯平が勘定所に提出した口書にも見られる⁽⁴⁵⁾。いずれの文書にも、その冒頭部分に^史料5^と同様の内容の文言が記されてい

おわりに

る。天保一四年（一八四三）六月、百姓惣代平八ほか五名が魯平に提出した名主人札帳においても、本家を名主役に決めることについて、当家が「当村草創之家柄⁽⁴⁶⁾」であり、「代々御勤役被成、村方治り方も宜敷、他家ニ而相勤候而ハ村為ニ不相成⁽⁴⁷⁾」と書かれている。

さらに、本家側は分家を中心とする新規村役人の不正について、①魯平をはじめ、旧家の者が定めた村法を破り、新百姓を村役人として取り立てたこと、②従来の百姓の家格を直し、戒名を居士号に改めたこと、③往古よりの百姓の座配を破ったこと、④袴の着用など村の古例を乱したことをあげている。⁽⁴⁸⁾この騒動では、年貢の二重取立て、用人加藤勝太夫の不正の追及にとどまらず、村落における従来の慣習の遵守が重要な論点となっている。

先述のように、この村方騒動は、村側の意向をうけて、天野氏から勸定所へ吟味下ヶ願書が提出され、最終的には、富澤本家、分家の相名主という形で終結した。安政六年（一八六〇）には分家当主の死去により、本家当主が名主役に就任し、以後、蓮光寺村は表面上は富澤本家を名主として認め、明治を迎えた。蓮光寺村一件は、名主役就任をめぐる富澤本家、分家の争いであったが、このような村方騒動が生じた背景には富澤家が近世初頭に有した土豪的性格を払拭し、近世村落システムにおける名主へと変質したことがある。その結果、村内において、村落構成員のフラットな関係が形成され、村落システムの公共性を体現した運営者としての名主が必要とされた。しかし、この村方騒動では、由緒・慣習・家意識が争点の一部となり、騒動を生じさせ、拡大させる原因となっており、これは近世村落システムを支える公共性の二面性を表わすものといっていであらう。

本論文では、武蔵国多摩郡蓮光寺村を事例に近世後期の村方騒動について述べてきた。

まず、村方騒動の過程で作成された文書を機能により分類した。次に、願書を中心に、文書の残存状況（史料館の文書整理）、富澤家の文書整理をもとに個々の文書の関連を分析した。個々の文書の関連から、村方騒動中に本家側から提出された訴状・願書は、文書上の差出人に拘わらず、本家当主魯平が作成していたことを指摘し、名主が村内の百姓に変わって文書を作成することを名主の文書代筆機能として位置付けた。このような名主の文書代筆機能は、村と名主との間の委任関係の確立と関連する。特に委任関係の確立は、村落の公共性を保障するものとしての文書の共有化を可能にした。⁽⁴⁹⁾名主の文書代筆機能は小前百姓の意志を代弁するという側面から、村と名主との委任関係のプラスの側面として促えることができる。しかし、本家当主魯平が、小前百姓の意向を反映して代筆したという側面だけではなく、小前百姓、あるいは改革組合村役人の名前で訴状・願書を提出することで訴訟を自己に有利に導こうとした側の側面もある。このことは、この騒動に関する促え方が、文書上の差出人によって微妙に異なることにも示されている。文書上の差出人の意識の差異の反映とも考えられるが、これらの文書が文書上の差出人に拘わらず魯平によって作成されていることから、やはり、争論の展開を考慮したものと言えよう。名主の文書代筆機能には惣代として村や地域の代弁者であるというプラスの側面と自己の利益の追求というマイナスの側面も存在する。このような二つの側面は村と名主との委任関係の矛

盾点である。

以上、述べてきたように、村と名主との委任関係、名主の文書作成、管理機能とを関連させて促えるためには近世村落における文書主義の浸透について考える必要がある。富澤家文書群の特徴として初世初期に作成された文書は少なく、享保期以降、文書の作成量が急激に増加するという点があげられる。これは、単に文書の保存状況の問題にとどまるものではなく、富澤家、および蓮光寺村の変質によるものであろう。富澤家が近世村落システムにおける名主として定着していく過程において、文書主義が村落に浸透していったのである。そして、この文書主義の浸透が名主の文書作成・管理機能の形成を促した。さらに村落における委任関係の形成は村落における史料管理を可能にした。このような状況を背景に、名主は文書代筆機能を有し、小前百姓の名前で文書を作成したのである。文書主義の浸透はそれ以前の村落構造を変質させる大きな要因であったといえる。

本論文では、近世後期の村方騒動を素材に騒動の過程で作成された文書群の分析を行い名主の文書代筆機能について考察を行った、今後は富澤家文書全体を文書群として促え、さらに検討することが必要と思われる。近世村落システムの問題については、ここでは十分述べることができなかつたが、この点は今後の課題としたい。

註

(1) 林基「宝暦・天明期の社会情勢」(『岩波講座日本歴史』近世4 岩波書店、一九六三年)。

(2) 深谷克己「百姓一揆」(『岩波講座日本歴史』近世3 岩波書店、一九七六年)。

(3) 水本邦彦「近世の村社会と国家」(東京大学出版会、一九八七年)、一七頁。

(4) 前掲註(3)一〇一頁。

(5) 藪田貫「近世後期の民衆運動と地域社会・国家」(『日本史研究』三〇七号、一九八八年)、同「村方出入と百姓一揆」(『日本村落

史講座』第五卷、政治II近世・近現代、雄山閣出版、一九九〇年)。

(6) 中間支配機構については、数多くの研究論文があるが、ここでは久留島浩「甲州市川代官所管下の天領における郡中惣代の機能について」(一)・(二)・(三)『信濃』第三〇巻第五・六号、一九七八年)、同「直轄県における組合村・惣代庄屋制について」(一九八二年

度歴史学研究会大会報告『民衆の生活・文化と変革主体』、一九八二年)をあげておく。

(7) 蓮光寺村・富澤家については以下のような研究成果がある。安澤

秀一「近世村落形成の基礎構造」(吉川弘文館、一九七二年)、安

澤みね「元禄・享保期における一旗本の入用金調達仕法」(関東学

院短期大学『短大論集』第一四集、一九五九年)、同「近世後期武

家家計の一考察」(『神戸女学院大学論集』一三二、一九六六年)、

同「近世後期における百姓分散について」(『三田学会雑誌』六四

一八、一九七一年)、同「近世後期における農民金融」(宮本先生

古稀記念論文集『近代経済の歴史的基盤』、ミネルヴァ書房、一九

七七年)、同「近世後期における農民金融の展開」(『神戸女学院

大学論集』二六一三、一九八〇年)、仙石鶴義「近世後期旗本家政

- 改革と御勝手向随名主役の任用をめぐる一特に旗本天野氏と武州多摩郡蓮光寺村富沢分家の関係を中心に」(『法政史学』第二五号、一九七三年)、同「旗本家政の展開と知行所支配の変質について」特に旗本天野氏の場合について」(『法政史論』第五号、一九七七年)、福田アジオ「近世前期南関東における家の成立と地親類」武州多摩郡蓮光寺村」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一集、一九八六年)、紫芝昌子「香奠帳についての一考察」(『地方史研究』二三四、一九九一年)、渡辺尚志「幕末維新期における村と地域」(『歴史学 研究』六三八号、一九九二年)、同「幕末維新期における村と地域」(『史料館研究紀要』第二四号、一九九三年)、森本晋也「横浜・八王子間馬車道新設計画と「地域」開発」地域の対応にみる地域民衆の実像」(『法政史論』第二〇号、一九九三年)、拙稿「近世多摩地域における「旧記」と「郷土」」(『法政大学大学院紀要』第二七号、一九九二年)、同「近世後期における歴史意識の形成過程」武蔵国多摩郡を中心として」(『関東近世史研究』三四号、一九九三年)。
- (8) 多摩市史編集委員会編『多摩市史関係所在文書目録(1)』(多摩市、一九九〇年)。
- (9) 「武蔵国多摩郡蓮光寺村富澤家文書目録解題」(『史料館所蔵史料目録』第六集)九一頁。
- (10) 富澤家文書第一六八号(国立国文学研究資料館史料館所蔵)、以下、本論文で使用する富澤家文書は同館所蔵のものである。
- (11) 富澤家文書第一六七号、蓮光寺村の年貢割付状、皆済目録については、註(7)安澤秀一『近世村落形成の基礎構造』においても述

べられている。

- (12) (15) 富澤家文書第一七九号。
- (16) 安澤前掲書四〇八頁〜四一〇頁
- (17) 富澤分家文書第五三二号(国立国文学研究資料館史料館所蔵)。
- (18) この点については註(7)拙稿参照。
- (19) ・(20) 富澤家文書第四四八号。
- (21) 富澤家文書第四五九号。
- (22) 一件の始終については、富澤家文書第五二四号に詳しい。また、一件について註(7)渡辺、紫芝論文参照。
- (23) 富澤家文書第五一二号。
- (24) 富澤家文書第三六八号。
- (25) 富澤家文書第五二四号。
- (26) 富澤家文書第五一八号。
- (27) 富澤家文書第五二〇号。
- (28) 富澤家文書第五二四号。
- (29) 神崎彰利氏によると、願書は二系統あり、一つが「乍恐…」で始まる村側から領主にあてたものであり、もう一つが「指上申一札之事」に代表される村内部の私的な願書であると位置づけられている。(日本歴史学会編『概説古文書学近世編』吉川弘文館、一九八九年、二四〇頁)。ここでは、「乍恐…」で始まる文書をすべて願書とし、さらに、その文書の機能から訴状、口書等に分類した。
- (30) 文書目録編成に際しては、ここに示したように、まとまりのある文書を崩して、個々に分類することは好ましくない。しかし、文書群の階層構造を把握する上では、まとまりのある文書一つ一つを分

析し、各文書の関係を明らかにする必要がある。

- (31) 「文書群の階層構造」論については大藤修、安藤正人著『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、一九八六年）、史料館編『史料の整理と管理』（岩波書店、一九八八年）などがある。

(32) 富澤家文書第一〇九七号。

(33) 富澤家文書第四八一号。

(34) 富澤家文書第五三一号。

(35) ここでは紙幅の都合上、史料を提示できないが、同家の同時期の文書との比較からこのように推測した。筆蹟鑑定については三鬼清一郎氏が「主観性を伴うもので絶対的な結論は得られない」と述べているが（三鬼清一郎『豊臣秀吉文書』のあるべき姿を求めて『国史学』第一四五号、一九九一年）筆蹟も的確な分析を行うことで重要な史料となると思われる。

(36) ・(37) 富澤家文書第四八一号。

(38) 富澤家文書第四九一号。

このとき、本家が勘定所に証拠書物として提出した文書は「訴状」「吟味下ヶ願書」、「宗左衛門退役願書」、「名主入札連印帳」、「宗左衛門年貢金取立割返帳」、「人別帳」、「村方米割渡帳」、「私親村役人方請取候小手形」、「村方一件雑用金取極連印証文」「皆済目録」、「地頭所用拾米割合帳」、「名主見習江申渡候書付」等である。

(39) 富澤家文書第四八一号。

(40) 富澤家文書第五一五号。

(41) 富澤家文書第五一四号。

(42) 富澤家文書第五一五号。

(43) 富澤家文書第五五五号。

(44) 富澤家文書第五二四号。

(45) 富澤家文書第五一五号。

(46) ・(47) 富澤家文書第一四九九号。

(48) 富澤家文書第五二四号。

(49) 村落における文書の共有化を論じたものに富善一敏「近世村落における文書整理・管理について―信州高島領乙事村の事例から―」（『記録と史料』No.2、一九九一年）、保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム―武蔵国秩父郡上名栗村を事例として―」（『学習院大学史料館紀要』第六号、一九九二年）大友一雄「近世社会における文書管理と文書認識」（『史料館研究紀要』第二三号、一九九二年）などがある。

（一九九三年七月一日脱稿）

〔付記〕 脱稿以来一年以上の歳月が過ぎ、この間に史料管理史に関する研究成果が多く発表されたが、ここでは取り上げることができなかった。なお、史料管理史については拙稿「近世村落における名主の文書管理と「旧記」の作成」（『法政史学』第四六号、一九九四年）を参照されたい。

俳諧から俳句へ

— 東京府西多摩郡西多摩村の

『玉汀』と下田閑聲子 —

多田 仁 一

はじめに

今日の俳句の隆盛⁽¹⁾には目ざましいものがあり、その広がりには驚かされることが多い。週刊誌には投句募集や俳句大会の記事が見られ、製茶会社までが投句を募り、選句をその製品である缶に印刷して発表したりしている。NHKの総合テレビで毎朝放送している連続ドラマ「ひらり」では、ヒロインひらりの母親が句を嗜む場面が度々映し出されていたが、これなどは俳句がいかに一般化しているかを示しているよい例であろう。

現在、俳句は国内ばかりでなく海外にも広がり⁽²⁾、英語圏、独語圏、中国語圏でも嗜まれており、一方このため季語をめぐる論争なども行われている。

このように、俳句の広がりとは一般化は社会現象ともいふべき様相を見せているが、こうした事態に対して

(前略) 俳句ブームとやらで、俳句をとり上げる雑誌が増えたのは喜ばしいが、(中略) 俳句は、いま面白いどころか、質的には後

退し、子規以前の月並みに逆戻りの兆候さえある。黄信号がともっているのだ。俳句革新の子規の精神を継いできた長老方が、つきづきに姿を消していくのが最大の理由で、芭蕉、蕪村没後の俳諧(はいかい)の歴史が今後の俳句の行く手の暗示でなければ幸いと思⁽³⁾う。

という俳人の声があり、これに対して、

○興味本位で俳句を論じてほしくない、面白いなどの表現は俳句をばかにしている(中略) そのようなお気持ちちが「月並みに逆戻りの兆候」ということにつながっているのではないでしようか。⁽⁴⁾

○「いま俳句が面白い」のは、古色蒼然(そうぜん)たる花鳥風詠をぶち破って、現代人の心の中、臍腑(ぞうふ)のすみまで詠みこむ作品が増えたからです。泊葉子氏の言われる「一部の作品が質的に後退」したのは、子規以後の旧態依然たる俳諧から、一歩前を歩きただした「ひと呼吸」の文学への昇華であって、「面白くない俳句」⁽⁵⁾への、それこそ黄信号なのです。

というような反論もなされるなど、俳句には混乱も見られる。

さて、右のように発展と混乱を示している現在の俳句は、正岡子規によって主唱されて生まれたものであり、それを引き継いだ「ホトトギス」の高浜虚子らの力によって発展して来たものと理解されている。また、それ以前の旧来の俳諧は子規らによってそのほとんどが「月並俳諧」として排撃され、彼らの止揚する対象と考えられてきた。しかし、明治時代においても旧来の俳諧の存在は大きな影響力を持ち、特に村々⁽⁶⁾においては依然として宗匠の勢力は根強かったと考えられる。

それではこうした旧派と言われた月並句合に代表される俳諧の大きな

流れは、今日主流となっている子規・虚子らの俳句、近代文学としての俳句にいかにか転換して行ったのであろうか。そして、この転換にはどのような背景があり、またどのような歴史的意義があったのであろうか。

そこでここでは、このような提起にこたえるため、大正期の西多摩郡西多摩村（現・羽村市）に特定し、この村に生れ、後に西多摩地域を代表する俳人となった下田閑聲子と、この閑聲子を育んだ俳句雑誌『玉江』に焦点を当て、その手懸りを得ようと考えたものである。

一、俳諧から俳句へ

西多摩村の後身、現在の羽村市⁽⁸⁾においても俳句は隆盛である。羽村町俳句を習ふ会では『新樹』⁽⁹⁾という俳句誌を出して活動しており、羽村市

俳句会も、後述の指田求我・長沢英楽・下田閑聲子をはじめ俳句会の人々の句を刻んだ「羽村市市制施行記念句碑」⁽¹⁰⁾を建立している。そして、この羽村市内の俳句を嗜む人々の中で最も著名な俳人の一人であったのが下田閑聲子である。閑聲子は明治二十九年に西多摩村に生れ、青年期には農作業に従事し、昭和一四年から府立農林学校（現都立農林高等学校）

職員となった。その一方、大正八年に俳句誌『玉江』の同人として創刊に参画して創作活動に力を注ぎ、昭和一六年には『ホトトギス』に投句するようになり、同一七年山口青邨の『夏草』に入会、三一年『夏草』の同人、同五二年『夏草』功労賞を受けている。この間、昭和四五年には『夏草』の支部を結成し、同五一年には自ら「野彦」という俳句誌を創刊主宰、同五〇年には俳人協会会員にもなり、⁽¹¹⁾また、昭和四四年には

『落葉』⁽¹²⁾、五四年には『菊枕』⁽¹³⁾という句集を出版し、閑聲子の勤務した都立農林高等学校⁽¹⁴⁾と地元の羽村市には句碑が建てられている。閑聲子は昭和六三年に九二歳で没するが、その折には羽村町俳句会・夏草多摩支部の主催によって追悼句会⁽¹⁶⁾が開かれている。その後、『角川版ふるさと大歳時記²、関東ふるさと大歳時記⁽¹⁷⁾』には、「東京ふるさと名句選」の中に「うす墨の多摩の横山流燈会」という句が収められた。こうした活動の軌跡から、閑聲子を羽村市・西多摩地域を代表する俳人の一人と云ってよいだろう。

ここに見たように、羽村市内には俳句を創作する団体があり、実力のある閑聲子のような俳人が存在していたことがわかる。これは冒頭において記した全国的な俳句隆盛の実相の一例であろう。しかし、この俳句の隆盛は忽然として生まれたものではない。俳句という創作活動には、その下地や流れ、いわば俳句を生む環境が存在している。それが俳諧であろう。特に、化政・天保期頃から明治時代中頃までが、村々の俳諧が盛んであった時代であり、この時代は俳諧の中でも発句による「月並句合」が中心となっていたので、これらの句を「月並」と呼び、先にも触れた通り子規はこれを「月並俳諧」とし排撃している。

それではこの「月並み」と言われる時代、羽村市内の俳句の淵源たる俳諧はどのようなものであったのだろうか。現在までのところ、羽村市内の史料から見る江戸期の俳諧については不明であるが、周辺村々の俳人が残した史料からいくつかのことを窺い知ることができる。

化政・天保期、羽村近隣の熊川村（福生市）の御料名主に石川龜三郎（彌八郎）という者がいた。この者の家は名主役を世襲する名望家で、また玉石亭（館）梅里という俳号を持ち俳諧句合を主催する宗匠格の俳

人でもあった⁽¹⁸⁾、また同時期に、下師岡村(青梅市)の名主で俳人でもあった吉野千右衛門⁽¹⁹⁾・俳号南山という者もいた。この両者は多くの俳諧関係史料を残しているが、これらの史料を見ると表1のように羽村地域の村の俳人の号と句が記されていることがわかる。ここに俳人として載っている人々は、当時梅里や南山と交流があり、梅里らとともに青葱堂冬甫・田喜庵護物・別会落柿舎三世雪應という江戸の宗匠によって主催さ

れていた「月並句合」に投句したのであり、また実際にはここに確認される以上の村の俳人がいたのであろう。幕末になると表2のように村の俳人が見られ、明治期に入ると宗匠格の俳人が生まれるようになっていく。この宗匠格の俳人とは蓬中舎壽村と松廼門閑山である。壽村の実名は中村喜三郎で川崎村の人であり、閑山は嶋田源兵衛という羽村の人で、それぞれ次のような人物であった。

表1 川崎村・羽村の俳人(化政・天保期)

村名	俳人名		史	料
	柳調	仲舟		
川崎	多汲・吾遊	福生市熊川・石川彌八郎家文書37-37「(発句点取帖)」・同51-7「(別会落柿舎雪應評月次(返草))」等		
	碧水・浪影	青梅市師岡町・吉野家文書「(青梅)金毘羅月次奉灯納会句合秋冬混題五言言計点録」天保一〇年		
	一種・梅児	石川彌八郎家文書37-50「(青葱堂冬甫評月次句合・巳四月分(返草))」催主・豆人		
	一草	同文書37-50(9)・00「(武陽元八王子八幡宮奉灯句合(返草))」		
	里遊・沖舟	同文書51-8(1)「(田喜庵月次八・九月分)同文書番号2」(返草)		
羽	万友	吉野家文書「(青梅)金毘羅月次奉灯納会句合秋冬混題五言言計点録」		

表2 川崎村・羽村の俳人(幕末期)

村名	川崎	羽									
		一蝶	如風	十寸穂	宮川	玉傍	萬	果嶺	閑嶺		
俳人名	平砂										
存在の確認される年		嘉永元 万延元	文久元	文久元 同二	文久元?		安政六				

(注) 杉仁「近世の社会と文化―西武州の在村俳人史料(1)(2)―」(『早稲田実業学校・研究紀要』二二号一九八六年・二三号一九八七年)

(蓬中舎壽村・中村喜三郎)

君は嘉永元年九月本村川崎に生る。小壯永井江陵師に就き深く漢學を修む。明治六年學務委員に、同九年地租改正掛に擧げらる。同十二年多摩村々會議員に當選す。同十五年多摩村分離後川崎村戸長に、同十七年川崎村宗禪寺に川崎村外四ヶ村戸長役場を設置するに及び其副戸長に、同二十年戸長に就任し、其職務に盡瘁す。同二十二年四月初期西多摩村助役に擧げられ次で同二十五年三月村長に就職す。同二十六年二月管轄變更に際し、他村名譽職と共に連袂辞職す。同年七月村會議員に選舉さる。同二十八年四月再び村長に就職し村治に貢獻する所多大なりしが同三十二年三月病の爲め現職の儘長逝す。享年五十二歳。⁽²⁰⁾

(松廼門閑山・嶋田源兵衛)

君は文政十二年十二月本郡小丹波村に生る。嘉永二年二月二十日島田家を相続し、同五年名主役に命ぜられ他年其職に盡瘁す。安政六年多摩川大洪水に際し防備に努め、其功著大なるの故を以て幕府より賞状を下賜さる。慶應二年拜島村外二十四ヶ村名主大惣代兼務被申付。明治六年一月神奈川縣第十二大區六番組戸長に同七年村用掛に任命さる。同二十二年四月初西多摩村長に就職し村政に盡瘁し、同二十五年三月辞職す。同二十九年羽村郵便局設置に付き村内他有志と共に奔走し、其開設に際し郵便局長に任命され、同三十三年六月辞職す。同三十三年十二月長逝す。享年七十八歳。法名 積徳院 廣道源基大居士⁽²¹⁾

これら宗匠格の俳人は化政・天保期の俳諧の継承者であり、村内外の俳人達に大きな影響を与えていた青梅町の宗匠好々居⁽²²⁾曰左(文政一〇

八一八二七〇年(明治三二八一八九九〇年)や、松原庵友昇との交流のあった福生村の福泉舎友甫⁽²³⁾(文化一四八一八一七〇年(明治三八八一九〇五〇年)と同様豪農層によって支えられた村の文化、即ち「在村文化」の一つであった俳諧の指導者といえるだろう。こうしたことから、狭山根通りで活動していた新久村(入間市)の沙月亭勝良⁽²⁴⁾や恋ヶ窪村(国分寺市)の宗匠宝雪庵可尊⁽²⁵⁾が羽村市域へもやって来て交流があったという。⁽²⁶⁾

またその他、友昇と交流があったと考えられる俳人に松廼門(島田)閑嶺⁽²⁷⁾があり、友昇の記念句集『浅川集』⁽²⁷⁾(明治一三年)に盛車・可尊らとともに入集し、友昇は羽村を訪れている。⁽²⁸⁾更に村山の中藤村(武蔵村山市)で行われた書画会では友昇・福泉舎友甫・好々居⁽²⁹⁾曰左らと共に「臨席揮毫」を務め、その他友昇没後の追福句合⁽³⁰⁾でも選者の一人として名を連ねており、かなりの俳人であったと考えられる。

これら俳人の存在により、幕末から明治のはじめにかけて羽村市域では俳諧が盛んであったことがわかり、この状況は明治時代の半ば過ぎまで続いていたようである。先にも触れた福生村の福泉舎友甫は周辺村々の俳人の宗匠となり次第に影響力を強めて行ったが、そのため各村々の俳人達から句会等の選者を依頼されている。それによると羽村市域の俳諧の催しは表3に示す通りである。

そしてこの俳諧はまた更に受け継がれ、蓬中舎壽村の影響力の強かった川崎(西多摩村の大字・旧川崎村)においては壽村を継いで、雨倉久次郎が二代蓬中舎壽蒼と号し、壽月・壽調・壽表などの「壽」を冠する俳人達を門人として持っていた。羽村では表3にもあるように「玉汀連」もあったが、曰井武蔵が嶋田源兵衛の松廼門を継ぎ、同様に「閑」を冠

表3 羽村市域の俳諧(明治期)

年(明治)	村	俳諧催しの名称	年(明治)	村	俳諧催しの名称
九・一・廿五	川崎	島田楼席聯并懸扇面 (書きぬき)	二一・八・三一	羽村	水神社かけ聯と、一 (凡六五〇章 秀逸)
〇・一・二五	川崎	川崎聯 (秀逸)			(催・喜泉・多賀・玉流)
二・五・一四	川崎	三照稻荷奉額 (川崎催主・秀逸)	二四・七・二八	川崎	八雲祭りかけ聯(二五〇章秀逸)
二・一・二九	川崎	三照稻荷奉額 (川崎催主・秀逸)	二五・一〇・二五	川崎	羽村水神社奉額并川崎蓬中舎師水点式披露(二五〇〇章秀逸)
三・二・一九	川崎	玉汀連月並 (秀逸)	二五・一二・二六	川崎	川崎玉水亭掛聯 (凡一〇〇〇章 秀逸等)
六・七・三〇	川崎	八雲祭奉灯 (秀逸)			(二〇〇〇章 秀逸)
七・七・三〇	川崎	八雲神社掛面 (秀逸)			(催・池廻家)
八・七・三〇	川崎	松本屋席懸聯 (秀逸)			三照神社奉灯 (催・池廻家)
二〇・二・九	川崎	島田楼掛聯 (二五〇〇章秀逸)			祭掛扇(凡一〇〇〇章)
二一・一・一四	羽村	玉井床掛額 (催・寿月・寿悦)	二六・七・二八	川崎	玉川集蓬中舎寿村点式披露軸 (六〇〇〇章 秀逸)
	羽村	と、一 (八〇〇〇章 秀逸)	二六・一一・二七	川崎	川崎 (催)

(注) 福生市・田村半十郎家文書「再考・秀逸手控」には、福泉舎友甫が各村々で行なわれていた俳諧の催し(句合等)の選をした控が記されているが、ここでは羽村市域で行なわれていたものを抜粋した。(「福生市史上巻」)

する俳人達を門人に持っていた。⁽³¹⁾この雨倉久次郎も白井武蔵も表4にある通り村の名望家であり、「在村文化」を象徴する俳諧を継承すべき人物であった。このことにより、村内で彼らが活躍する明治時代の後半から大正時代の初めにかけては、俳諧の系譜が羽村市域で伝えられていたということが出来よう。

以上のように俳諧の流れが確認されるが、しかし俳諧は旧来のまま継承されているのではなかった。それは豪農層による「在村文化」そのものが変わらざるを得ない状況にあったからである。「在村文化」は自由民権期以後、殊に松方デフレによって豪農達の経済的基盤が打撃をうけ、豪農層の力が後退して行くことによって次第に消失して行く方向にあったと考えられ、従って俳諧についても同様に考えざるを得ないからである。

それでは、こうした「在村文化」が下降・消失して行く方向にあった

と考えられる中で、羽村市域における蓬中舎・松廻門ら宗匠を中心に継承されて来た俳諧はその後どのように展開するのであろうか、現在の俳句隆盛にどう続くのであろうか。

この課題に関連して、西多摩新聞社『西多摩人物誌』(昭和二八年)の「展望」の頃には「(前略)俳句は郡《西多摩郡》内あまねく廣まっていた。(中略)大正末期になると鶴澤四丁(青梅)が新派を導入し、ここに西郡の俳壇は一大動揺をした。新派の最も盛んであったのは西多摩村であり、西多摩村の俳句界は一大活気を呈した観があった。指田求我が主幹であり雑誌「玉汀」もこの頃発行されたものである。この時代から活躍した人々が現在には主導者となり西郡内に君臨している。(中略)下田閑聲子、氏の句は非常に圓滿であり氏の人柄を反映しており句作において西郡随一である。(後略)」「(《》は筆者、以下同じ)という記事があるが、ここで下田閑聲子と俳句誌『玉汀』に焦点を当てるこ

表4 雨倉 久次郎(二代蓬中舎寿著)・白井 武蔵(二代松邁門閑山)の役職

職名	雨倉 久次郎		白井 武蔵	
	期	間	期	間
西多摩村 収書役	明治	二二	明治	二二
西多摩村 入長	明治	四五	明治	二五
西多摩村 議	明治	三四	明治	四五
西多摩村 学務委員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 勤業委員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 地押委員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 納税整理委員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 五ヶ村連合村 土木委員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 小学校増築委員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 小学校評議員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 教育評議員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 消防組頭	明治	三四	明治	四五
西多摩村 兵事名譽委員	明治	三四	明治	四五
西多摩村 青年信用利用	明治	三四	明治	四五
西多摩村 購買組合・副組合長理事	明治	三四	明治	四五
西多摩村 無限責任羽村上組購買組合・理事	明治	三四	明治	四五
西多摩村 無責任羽村上組購買組合・理事	明治	三四	明治	四五
西多摩村 養蚕組合評議員顧問	明治	三四	明治	四五

(注) 西多摩村役場「西多摩村誌」昭和三年から作成、「(現在)」とは、「西多摩村誌」の発行された昭和三年現在で当該職を務めていることを示す

とが必要である。

『玉汀』は後述するように大正八年に創刊され、この中で閑聲子は俳人として育まれる。そして、この発行の時期は羽村市域において俳諧から俳句へ転換して行く時期に当り、また村の文化が大きく変わって行く時期でもあったからである。そこで、この解明のための手掛りを『玉汀』と閑聲子に得ようとするものである。

二、俳句誌「玉汀」

俳句誌『玉汀』の内容について記す前に、「玉汀」という名称について触れておきたい。「玉汀」という言葉は、既に明治九年に「玉汀連」として見られる。「玉汀連」⁽³²⁾とは羽村市域の俳人達によってつくられたものであるが、表3の明治二年の頃にも「玉汀連月並」⁽³³⁾（玉汀連が主催している毎月の句会）があり、この場合は福生の福泉舎友甫に選を依頼している。この連は俳諧の時代に各地でつくられており、羽村市域周辺では青梅連⁽³⁴⁾（青梅市域）、二ノ宮連⁽³⁵⁾（秋川市域）、日吉連⁽³⁶⁾（昭島市域）

などがある。また、この「玉汀連」の中心は神奈川県議となり、後に甲武鉄道の設定に参画した羽村の指田茂十郎であろうと推定されている。⁽³⁷⁾

これらのことから、命名の詳細については不明であるが、俳句誌の名称「玉汀」は俳諧の連の名からとったものであり、名称の上で俳諧の系譜を引き継いでいることがわかる。

さて、この名称に俳諧の系譜を引く『玉汀』はどのように俳句誌として創刊されたのだろうか。

『玉汀』創刊号（大正八年五月二〇日刊）は、創刊の経緯が「ある日の事去來庵に句會を催した砌りドーダ此の兎ぶれて一番吟社でも創設してはと誰れ云ふとなく問題がもち上り遂に今日發刊を見るに至り申候天下の諸高雅此の貧弱なる野郎共とを見限りなく御風交と多大の御庇護とを願上候⁽³⁸⁾」と記され、その創刊の目的を次のように記している。

發刊の辭

去來庵閑雲

斯道を研修し俳趣味を鼓吹すべく茲に本紙を發刊す

玉汀は派の新舊を問はず門戸の如何を論せず其總へてを抱擁併有して生まれたる俳誌なり

谷々の水相和して春の川

庶幾くは此蕪詞を以て發刊の辭に代ふ可けん大方の各雅多大の影響あらん事を⁽³⁹⁾（傍点筆者、特に断りのない場合以下同じ）

以前から行われていた句會が發展して吟社がつくられ、その目的は新旧を問わず、それらを総合した新しいものを目指すというのである。新旧というのは俳句會の新派、旧派ということ、新派は子規らの俳句革新派らの流れをいい、旧派とは彼らの排撃した宗匠によって主導された

「月並俳諧」の流れを指している。⁽⁴⁰⁾

『玉汀』の内容は「各大家祝吟（句）、各大家新聲（句）、統我が句作の意義（俳論 甲府・大海堂容汎）、ひとりごと（俳論 柑子）、玉汀吟集發表（句）、課題集（句）、社内より申上候（創刊挨拶）、謝告の他に俳句に関する諸々の論述も行なわれ、短歌も取り扱っている。

その他、創刊の人々は表5に示した通りであり、雑誌を維持経営するために名望家層や俳諧を嗜む村内の俳人を「贊助會員」としたり、寄附を求めたりしている。例えば、大正九年の「贊助會員」・寄附者は表6のようになんが名を連ねている。また、『玉汀』は發刊後次第に広がっていったようであり、同年には東京臨海支局、朝鮮あざみ會支局、武蔵若葉會支部、東京村山支局、同檜南支部、同武蔵野支部、朝鮮曼日會支部、東京西多摩支部が設けられている。

次に、こうして創刊された『玉汀』は羽村地域の俳諧・俳句の展開においてどのような位置を占めているであろうか。同誌の具体的内容を検討してみたい。

先づは顧問について指摘しておきたい。創刊時顧問の筆頭に上っているのは蓬中舎壽蒼と松廼門閑山である。この二人は当時羽村市域を代表する俳人である。また明治時代中頃には、宗匠が自からの俳号の一字を門人に与えて俳号を名乗らせることが行われていたが、⁽⁴¹⁾『玉汀』同人の中にもこうした軌跡が見られ、川崎（西多摩村の大字）の同人原島壽聲・雨倉壽亭・中野壽樂らには「壽蒼」の「壽」の文字を冠し、羽村（西多摩村の大字）の下田閑聲・嶋田閑雲には「閑山」の「閑」の文字が見られる。

表5 『玉汀』の同人と顧問

主幹	同人	顧問	俳号	実名	住地	職等
島田閑雲 (俳禪寺)	歌田巖山 中野壽樂 雨倉壽亭 森田翠山 宮本仙湖	長澤英榮 下田柑子 羽村芦山 柏谷梨花 原島壽聲(子) 羽村郷山 下田閑聲(子)	蓬中舎壽蒼 松廼門閑右 貞齋 臼石 環中居求我 中里庵閑友 蓬中舎壽調 南耕居閑業 露晴庵香山 玉畔舎柏葉	雨倉久次郎 臼井 武蔵 矢ヶ崎 指田茂十郎 中里庄五郎 中野源三郎	(羽) 川崎 箱根ヶ崎 (羽) 東ヶ谷戸 " 川崎 (羽) 間坂	農業(蚕種製造)・村長等 村長等 神官 羽村銀行取締役等 洋品呉服小店・村議 農業(蚕種製造)・村議 農業(製糸)・村議
島田徹頭	中野 佐一 雨倉 佐平 森田喜代松	中澤 英助 下田 孝治 粕谷平三郎 原島 治一 羽村 秋蔵 下田信太郎	羽村 春一	(羽) 間坂 (羽) 小作 (羽) 小作 (羽) 川崎 (羽) 川崎 (羽) 東ヶ谷戸	菓子製造販売 村議 農業 農業 農業 農業 農業・府立農林学校職員 提灯製作 農業 農業 農業・村議 農業・村議 農業・村議 農業・村議	
(羽) 東禪寺						

(注) 『玉汀』創刊号から、なお、実名等は羽村市川崎・雨倉喜三郎(喜扇)氏の
() 教示などによる

次に見ておきたいのが俳句募集の広告である。史料1に上げたのは、
左が『玉汀』のものであり、右が江戸期の句合募集ちらしである。両者
を比較してみるとほぼ同様であり、『玉汀』は句合募集と同じ様に句を
募っていることがわかるのである。

表6 大正九年の『玉汀』賛助者と寄附者

賛助(会)員	寄附者
島木中松坂並島岩加下北島島小土高井田 田崎根原本木田波藤 浦田 澤屋 崎上村 壽壽壽治唯久次郎保太郎角次郎伊左衛門 満峰月一松郎	三〇〇円 一〇〇円 一〇〇円 五〇円 五〇円 二〇円 二〇円 御朱料・染筆料 撰筆者
金生横根征大田塩中 原島志長清島清成 子田川岸田矢中井村半島田村澤水田水嶋 茶如森豊吟容頼梅新閑閑長閑閑月 丸月藏藏兒汎水仙 月里翠樂草雪秀光 (真誠舎) (長耳庵) (北斗星) (大海堂) (翠柳庵) (籟々居)	田中光顯(伯爵) 下田伊左衛門 根岸北斗星 島田久次郎(閑峰) 島田蘇四郎(閑里) 木崎壽峰 選者 花月館宗匠 江面庵宗匠

(注) 『玉汀』一〇号・大正九年三月一日
『玉汀』一〇号・同九年三月二十五日より

右の二つの指摘に、先の『玉汀』という名称の由来を併せ考えると、
『玉汀』はこの時代にも存在していた俳諧の系譜の延長上にあつたとい
える。

しかし、『玉汀』の選者達の記事内容を窺うところから異な
った流れが読み取れる。例えば高浜虚子の下にあつた田田亜浪の掲載文
は次のように記されている。

「まこと」を求めよ

白田 亜浪

いつまでも、いつまでも概念象徴的な季語感想に没頭してゐては
いけない。

もっと、もっと己れの心を空しうして、自然の懷ろに「まこと」
をもとめなくては(42)いけない。(後略)

ここには子規以来の「客観写生」の姿勢が述べられている。また、秋
声会の俳人・鶴澤四丁(43)は大正五年まで青梅町に居住し、西多摩地域の俳
諧に大きな影響を与えていたといわれるが、俳句について次のように記
している。

新らたに俳句を學ばんとする人々に

鶴澤 四丁

本文は實業家にして俳句を學ばんとする人々のために認めたもの
であるが、更に貴誌に差上げることにする(中略)實業と俳句。大
分掛け離れた感を起こされるやにも思はれますが、由來藝術はその
人の人格の反映であらねばならないのですから、苟も人である以上
は實業家であるからといふても、俳句は關係がないとはいはれない
譯です。(中略)所謂實業家が自己を表現し得たものが藝術である
ので、忙中の閑を偷んで表現し得べきものは俳句の如き短詩形のも
のが捷徑であらう。況やこの短詩形の俳句は世界にあらゆる民族の
詩中に類のないものであるに到つては、これを研究するもの、大い
に誇りとすべきではあるまいか。(44)(後略)

四丁はこの文によって俳句への啓蒙を行おうとしており、芸術を身近
かなものにさせようとしている。更に藤澤老水は俳句の芸術性について、
当時俳論のテーマであったろうと考えられる問題に関連させて述べてい
る。

俳句は民衆藝術か

藤澤 老水

或る特殊の人々主としてブルジョア階級若しくは特に古典的俗
趣に長じた人々との間に専有せらるゝのではなくして多數の民衆に
よつて共有せられ鑑賞さるゝが如き外形を有する俳句を以て所謂
民衆藝術と見る事は強ち妥當性を欠いて居るとも云へないし又從來
そう云ふ風に是認されて來た、所謂『風流の道』として藝術的遊
興として考へられた時代は兎も角として(中略)今日荻原井泉水氏
が盛んに民衆藝術若しくは平民藝術と云ふ事を高唱して居るのが決し
て事新しい事ではない。(中略)

抑々俳句が其原始的時代は兎も角として今日に於て藝術であると
二点に於て異論はないのであるが(中略)俳句は最も非民衆的であ
ると云ふのが藝術としての立場からの歸結ではあるまいか、即ち俳
句が放蕩文學である間は民衆藝術であるかも知れないが(中略)こ
の自然に向つてこう感じたと云ふのが俳句であり藝術たる所以であ
る。(45)(後略)

この老水の文では俳句の芸術性・庶民性について論じ、亜浪と同様自
然に向えと言っている。

◆集募大句俳回三第社吟汀玉◆

玉汀吟集 (題四季隨喜)

各卷三句宛十二句一組入花一組拾五錢余拾錢宛

玉の巻 東京 佐藤雪村先生

吟の巻 東京 大崎堂宗匠

集の巻 武蔵 環中房宗匠

客天位(落巻及選者筆色紙一葉宛) 地人位はかき二枚宛 五客課題案一組無料

通巻 十幹 去來庵蘭雪撰

天位落巻三光(大家半切一葉宛) 五客(大家短冊一葉宛)

課題集 (各題三句宛十二句一組)

入花七錢余八錢錢宛

浴衣 東京 根岸北斗星 各三光(多摩川名勝)

紫陽花 筑前 金光正 大繪繪書一組宛五客

清水 三河 松崎錦水 雅繪繪書一組無料

蚊 陸中 山平 水邊優待集一組無料

優待集 題季 三句一組

玉汀集二組出草毎二組無料 句合集三句出草毎二組無料 新出草者一組無料

全人 秀謙庵英樂撰

三光五客へ美景

閩句集 一句參錢宛 (社員要入花)

(題) 雪の家... 納涼... 百合... 汗... 蠅

大關 東京 鶴澤四丁先生記園

關脇 (落巻並ニ全先生自署自撰表装一幅)

小結 (美術置時計一個)

全先生自署自撰半切一葉

短歌集 題意 (何人も十首以内無料)

東京 岸野花泉先生撰(各特撰五首)

全人 羽村 山撰(撰者筆短冊呈)

出草規定

用紙ハ半紙十文字四ツ切リクテ長ノ増ノ入花及社費ハ爲替又ハ參錢以下ノ切手ニテ一割

入式送費ハ貴辨ノ照介返信料

抜句玉汀ニアラハシ期日ニ發表シ社員並入花拾五錢以上ノ出草者ハ呈ス

俳論俳話歡迎取拾ハ全ノ任憑タル

社員規定

特別社員 社費者圓貳拾錢前納シ一ケ年中毎月各集

正社員 二組宛無料出草ノ

副社員 七拾錢前納シ半ケ年中毎月玉汀課題

準社員 各集二組宛無料出草ノ

無料出草ノ事 社費前納シ三ケ月中玉汀課題各集一組宛

社員五名以上アル地へ支部ヲ置ク大特典アリ (照介ヲセ)

大集所 玉汀吟社

東京府西多摩郡羽村

主幹 嶋田 閑雲

▲ 日廿月七表發 日廿月六切 ▲

本所二ツ日 葉研堀不動尊額燈句合 四季掛替

弥勒寺境内 名家口誦

閑月庵先生撰 兩天地人立番外五客迄 褒崇最上

当季混題 詠三句 入式 三十二孔

閑窓庵秋曉 四季順副一評

静月庵真曉 立評丸五點花評

湖月庵曉波 拔萃額面同出板

右 正月 四月 其月之朔日堅切同七日於

閏月庵開卷仕候四方之諸君子披為仰合

沢山御出吟被下候候伏而奉希候

玉汀吟集所 校合 十五夜捷連

東都山町二丁目 閑月庵執筆

深川南六軒堀 不生庵執筆

都鄙正風一列 地比中

突卯とし 企 無 直 庶

(今 米蔵「幕末江戸月並俳諧資料」
 <『中央大学文学部・文学科紀要』39号
 昭和52年>)

こうした様に、『玉汀』は、一方では俳諧の延長上にあり、また一方では選者らの文言にも見られるように、子規以来の近代文学の系譜が導入されており、この二つの流れが混在していたのである。正に創刊号の発刊の辞にある通り、「玉汀は派の新舊を問わず門戸の如何を論せず其總へてを抱擁併有して生まれたる俳誌⁽⁶⁾」であった。このことは『玉汀』が選者として囑託した俳人達を見ると一層はつきりする。表7はその一覽であるが、新派の秋声会や子規・虚子の系流の俳人、旧派の宗匠らの名前が見られ、新旧混合していることがわかる。

この混合・混乱は当時の俳壇全体の動向を反映していたようであり、こうした中で『玉汀』に集まった若き同人達は俳句の新しい方向を探って行くことになり、そのため苦闘するのである。次に示すのは同人らが『玉汀』の中で、新しい句を創造しようと苦惱し、それを発露している文の中から、一部を取り上げて引用したものである。

(同人・下田柑子)

○(前略)徒らに形式の美しいものや、花鳥風月のみを詠嘆するのは、必竟形の上の詩歌であつて力もなければ感銘にも乏しい、所謂『文学の遊戯』となつて仕舞ふのである。詩歌に目覺めたわたくしたちはそうした因習的な境地に安住してはならない、沈倫してはならない。もっとももっと深く内心の感激を力強く高調して眞の意義ある詩歌を作らねばならない。もっとも緊張せる個性の表現……、そうした作品を生み出さねばならない。こしら江⁽⁷⁾ごとは虚偽である、想像それは欺まんである。純一無垢……こうした標語のもとに私たちは努力し精神して最も正しい詩歌の大道を歩みたい(後略)

○翁の糟粕と形骸とを以て我事了れりとなせる俳句に對しては、云

表7 『玉汀』囑託選者・顧問(大正一〇年)

囑託選者		顧問
内藤谷小町 藤井草里 鳴波雪 霧餘子 松城	根岸福子 瀧川愚佛 其角永湖 夜角金羅 矢松雲	中村梅四郎 小澤四郎 鶴田丁
武松 伊藤松 伊藤松 白松 森田黄 森田浪	井松 森松 矢松 夜松 其松	青島軒 齊藤小 齋藤静 佐藤小 指田求 田我
服部牛 出部牛 服部牛 服部牛 服部牛	江田實 江田實 江田實 江田實 江田實	
秋津園 藤澤園 藤澤園 藤澤園 藤澤園	長居 安西 征西 征西 征西	
中村松 中村松 中村松 中村松 中村松	文島 文島 文島 文島 文島	

(注) 『玉汀』二〇号・大正一〇年一月二十五日「賀正挨拶」の項より、庵号のある者は旧派の宗匠である。

ひ知れぬ淋しさと物足らなさと感じます(中略)所謂月並調から離脱せんとするにはどんな方向進んだら良いか?それが第一に起こる疑問であります。季題無用論か、格調打破か、それとも季題のものと心の寫生を計らうかなどと撰擇に苦しみます。層雲(自由律派萩原井泉水主催)に走らうか、ホト、キス(高浜虚子主催)、海紅(自由律派中塚一碧楼主催)にはいろうか、高踏、俳味等に寄らんかなど、取捨に惑ひます。俳句と短歌と長詩をつきませた様なものは中々入り悪くそうに思はれます。藝術的境地がどうの推稿洗練が足りないのと云はれるとあまりに高級的に思はれて手の出し様があ

りません不平……煩悶……向上……とかう俳句の大道を漸進しよふとする私たちは、何を目標としたら良いでしょうか？⁽⁴⁸⁾

柑子は新しい俳句を目指しながらも、混乱している俳壇の中で目標を設定できずに苦悩している。

同じ様に同人・宮本仙湖郎は自らをより研ぎ澄まして歌・句をつくらうとして次のように言う。

(同人・宮本仙湖(郎))

私は普通短歌を読む場合にいつも感じ方が二種類あります。一つは心に喰入って壓迫する様な鋭さ、(中略)今一つは最も穩かにしみじみ心に柔かく溶ける様に感じて来るものとであります。

(中略) 必ずしも前者が劣悪で后者が詩界し權威であるとは決定できない、其の個性を尊重しなければならないからである。(中略)

現代は總てが著しく固定的な傾向を帯びて來た(中略)作者が輝く腫で総てのもの、放射線を凝視して自己に引き入れて統一しそして内証せしめ醗酵し⁽⁴⁹⁾作られた場合でなければいつも醜い失敗が露はになって來るのである。(後略)

また、同人・原島壽聲子は『玉汀』の編纂を担当し、その「編輯だより」の中で、俳諧の系譜を払拭して新しい俳句を目指そうという意志を次のように披瀝している。

(同人・原島壽聲子)

(前略) △主幹《嶋田閑雲》には令嬢御病氣のため、壽亭君と私とが編輯の任に當りました。(中略) △當選の賞品も帳簿の整理上困りますから發表後一ヶ月以内に必ず御請求(送料添附)を願ひます。私たちの主義としては懸賞は廢したいのです。そして眞實の研究に

飛んだ人々の一團にしたいと考へます。⁽⁵⁰⁾

そして、また同人・羽村芦山は次のようにも記している。

(同人・羽村芦山)

○朝の新聞に見入って居ると誰やら訪れた氣配だ、(中略)「原島さん」と云ふ、壽聲子君だ、(中略)一別以來の挨拶入管して二ヶ月に満たぬ君はまだ改まった軍人にもなりきらぬ様だ(中略)互いの事を祝して盃を取る一と盛り俳話に花が咲く盃の數と共に彼が饒舌は益々はげしい、沈黙の君も時に軍隊の壓制を嘆じ、解放を解いた(中略)晝食を共にし散策がてら青山に四丁《鶴澤》先生を訪へ可く打ち連れて出る(中略)先生にも日曜の事とて在庵。(中略)同人壽聲子君を紹介し寛いて雑談に入る⁽⁵¹⁾(後略)

○(前略)何氣なく役所より戻れば二三の友の音ずれに交りて。黒梓の葉書が目についた、(中略)大正の俳聖月の本宗匠の訃を報ぜられたものであった。(中略)只私は一度度聲咳に接した(中略)

それも近々二時間に満たぬ間であった、しかもまだ會て斯くの如く深い深い感激に打たれた事はない、人格の力!!(中略)身は己に明日をも知れぬ重き枕に在り乍ら其語るや舌端炎の如く、目に權門なく黄金なく、現代の濁れる俳壇を冷笑し風流の道にもかかる脊の在るを怪しむと迄語られ而して自らは端然として清く高き趣味の庭に獨り知己を百歳に求めて敢えてかへり見ざる所!(中略)斯くの如き高潔なる人格に接し得たるを茲に状記し併せて親しく御紹介の勞を取られたる中村梅塲氏⁽⁵²⁾に深謝する⁽⁵³⁾(後略)

芦山の言には、同人らの時代に対する鋭い面が見られると共に、旧來の俳諧の伝統をも払拭出來得ない面がみられている。

同人達は右に見たように、古い時代の句の流れと新しい流れとのぶつかりあいの中で創造的な句の潮流をつくろうとしているのである。こうした動きを、鶴澤四丁は「(前略) 私は玉汀は郷土文藝の槽場として側ら郷土の史實をも究めんことを希望したのであった(中略) 玉汀が地方俳壇に盡された努力は實に多とすべきである。翻て中央俳壇は申すまでもなく我が日本全國に於て或は新領地に於てすらも我が俳句の盛觀は非常なるもので(中略) 俳句の亂雜にして統一を缺き頗る混沌たる有様であるのは甚だ悲しむべきである。こゝに於てか俳句の邪道より正道に導くべき使命は實にわが穩健なる玉汀⁽⁵⁴⁾と評価している。顧問の指田求我も「(前略) 私の希望するのは雜誌の經營ではありません。俳句の研究です。(中略) 利益も慾せず野心も抱かず純真なる研究心を以て諸兄と共に、各派各流の眞髓を究め其長所を取り決定的一派を創造し混沌たる現俳壇を統一せんことを理想とします。」と記し、『玉汀』経営に大きく関与していることをうかがわせているが、この中で「一派」を創造しようと思ひ込んでゐる。

そして、俳句界の混乱した中で、『玉汀』ら同人が苦悶の中から創成せんとした俳句が「玉汀調」というものであった。『玉汀』では「玉汀調」という選句の分野を設けるようになるが、同人達は自らの誌名を付けて彼らの主張したい俳句をこのように呼んだものであろう。従つて、『玉汀』の中においても「玉汀調」の欄は優遇されたものとなっており、『玉汀同人募集』の項において「一、同人には句評添削等本社顧問中に無料應ずる事あるべし玉汀調へ三句出吟得⁽⁵⁶⁾」と記されている。

以上のように同人らの動きを中心に『玉汀』の様子を見て来たが、先にも触れた下田閑聲子はこれら同人と交流し、自らも同人として『玉汀』

の参画に加わつて俳人として育まれたのであった。そこで、この下田閑聲子によって同人の姿を更に見ておきたい。

下田閑聲子の「閑」の文字は、先にも記したよう羽村の宗匠松廼門閑山の「閑」の文字を得て号に付けていたのではないかと推測され、俳諧の系譜に連なつた人物と考えられる。その一方、『玉汀』の次の文には近代文学を志向して個の確立を求めている姿が見られる。

朝

下田 閑聲子

吟社の南にいつも變らず流れて□ひて居る多摩川畔の家に住むで居る私は毎朝此清い囁きに接して居る其の靜かなる響よ? 其の清き囁きよ?

其の靜かなる中には黙したる語らざる教訓が含まれて居るのだ、『朝の水の如く清かれ』とは私が最も愛する響だ

『ギリシヤの朝の神が毎朝明けんとする金色の空を飛んで未だ醒めざる人の心の上へ妙技なる音楽をふり注ぐ時初めて醒のざる人々^(ママ)は朝の清きを見出す』と誰か言った。

今日一日清かれと朝の神を祈つて居る。今日一日の努力と今日一日の進路はこうした朝の美妙なる流れより展開せらるゝのだ、赤陽は西して汚れたる空氣になつた夕邊に接した時も朝の如く清くありたい

私は歌なるもの、俳句なるもの、すべての藝術なるもの、其の自分が創造に對する時多摩川の水の朝の流れの靜かなる黙したる語らざる教訓 所謂『朝の水の如く清く』ギリシヤの朝の神が飛むで『朝の清きを見出した時』の如くありたいと思ふ

<p style="text-align: center;">蒙御免</p> <p style="text-align: center;">玉汀調雜詠</p> <p style="text-align: center;">自十一號 至二十號</p> <p style="text-align: center;">抜句多數者番附</p>					<p style="text-align: center;">張出大關</p> <p style="text-align: center;">十八梅香</p>				
					<p style="text-align: center;">同点は順序不同</p>				
西					東				
前頭	小結	關脇	大關	横綱	前頭	小結	關脇	大關	横綱
十二	十四	十六	十八	二六	十三	十四	十五	十八	三六
梧石	忘我	閑郷	芦山	壽聲子	英樂	錦水	もと一	春翠	閑聲子
全	全	全	全	前頭	全	全	全	全	前頭
八	九	十	十一	十一	八	九	十	十一	十二
鹿正	菱花	明聲	花郷	雪の家	渚舟	勇月	翠雨	花泉	天笠
六	六	七	七	八	六	六	七	七	七
寒村	蘇石	一々	和山	微光	牛的	指月	峯月	落水	翠山
五	五	五	六	六	五	五	六	六	六
眠熊	叫天子	喜朝	吟月	其鶴	博堂	棹郎	美友	如月	鳴谿
四點以下略	四清月	四八	五支尹		四點以下略	四月人	四月	四月	四月
勸進元					年寄 鵜澤 四丁				
玉汀吟社					全 齋藤 佛小星				
(俳狂生投)					行司 指田 求我				
					全 島田 閑雲				

かく清かりせば自然とそこに斯道の生きたる進路は見出せるであらう。自らの藝術を尊重する事も出来よう

虚偽の創造でなく眞の力ある現實の創造が出来よう。營養不良なる私しが『小學校生徒の時局を論するに等しき放言』を多謝す

終りに四方の雅詩兄の努力と發展と健康とを祈る

玉汀畔の庵にて⁽⁵⁷⁾

これは閑聲子が二四歳の時に記したものが、他の同人達と同様に真摯に俳句と向き合っており、閑聲子も俳諧を引きずりながらも、このよな姿勢で俳句の新しき創造を推し進めて行つたのである。

この為、相当な努力を傾注して力量を高めていったものと考えられ、史料2に見るように『玉汀』第二〇号(大正一〇年一月二五日)の「玉汀調雜詠」の「抜句多數者番附」⁽⁵⁸⁾では圧倒的高得点で横綱に格付けされ

(『玉汀』20号・大正一〇年一月二五日)

ている。これは『玉汀』における閑聲子の位置が高いことを示していると考えられる。そして、『玉汀』が大正一三年（六月二五日）第六〇号で休刊した後も句作を続け、その後「昭和十七年九月十三日、夏草の吟行会が、多摩川上水、羽村の堰で行はれました。其の日の会場は料亭東屋の二階で、私も地元俳人として参加し、山口青邨先生に始めて御目にかゝり夏草会員となりました。この日の私の先生入選句は『甘藷掘って句会に参じ遅れたる』という句であって（中略）大東亜戦争終結後は、夏草例会に出席し親しく先生の御指導を受ける様になり、昭和三十一年二月夏草同人に推薦され」と虚子の系流の夏草同人となって活動することとなり、多摩地域の中心的な俳人の一人となったのである。

それでは、下田閑聲子やその他の同人達は俳句や近代文学等についての教養等をどこで身につけて行ったのだろうか。また、こうしたものを育む土場は、『玉汀』以前にはどこにあったのだろうか。殊に閑聲子の場合などは、当時の多くの青年同様狭小な農地で困難な農村生活を強いられており、府立農林学校に職員として就職する迄土木工事等に出掛けた家経を補うという苦勞を続けており、俳句を嗜むには厳しい環境であった。⁽⁶⁰⁾閑聲子はこの困難を切り抜け、刻苦勉励して俳人として成長するのであるが、その基礎はどこでつくられたのであろうか。

そこで注目しなければならないのが、青年補習夜学校と青年会（後の青年団）である。

三、西多摩実業補習夜学校と下田閑聲子

下田閑聲子に俳句の知識などを与えたのは、環境以外に、彼の通った実業補習夜学校であったのではないかと考えられる。それは、俳句など文学についてのある程度の知識、基礎的な教養を習得する場を考えた場合、閑聲子にとって最終的な学歴となった実業補習学校以外にはそうした所が考えられないからである。

それでは、実業補習夜学校とはいかなる学校であったのであろうか。この実業補習夜学校は昼間仕事をし、夜間学業を行うという現在の高等学校夜間定時制のような教育機関で、明治二六年の文部省令第一六号実業補習学校規程によって各地に設置され、尋常小学校を卒業した児童などに小学校の補習と、職業に必要な知識技能の簡易な教育を行う所であった。そして、明治三〇年代には急速に普及したといわれる。⁽⁶¹⁾

西多摩村の場合、その淵源は古く学制の時代に遡り、明治六年に創立された西多摩小学校の夜学がその始まりといわれる。その夜学は左に示すようにならかなり自主性の強いものであった。

明治十六年当時西多摩小学校訓導佐々蔚氏の勢烈なる唱導により、小学校卒業生中の有志相謀り同窓会を組織し同時に統一ある夜学会を興し汎く青年有志を糾合して専心學術の研究、精神の修養に努めて之を休みたることなかりき。その組織たるや全く自治的にして會員相互の協約に基きて成立し、幹部は必ず次年度授業開始を見るまでその年度の幹事として一切の事務遂行をなし毫も他の援助を待たずして其の成績を挙げたり⁽⁶²⁾

明治三八年には西多摩村に教育会がつくられ、「青年補習夜学会」と⁽⁶³⁾

いわれるようになった夜学会は⁽⁶⁴⁾その付属事業となつたが、依然として自主性は強く、それは当時の学校の様子からも窺える。当時（明治四二年一〇月一日夜）の様子を生徒の一人であつた者が次のように記している。

（前略）薄暗いランブ兩三箇一室に約百名の會員が壽司詰めにされた、騒がしい事おびたゞしい 先生が来る事と待つて居つた、遂に來ない、やがて幹部と称する先輩が壇上に立つた 橋本現青年會長で有つたと思ふ、今夜より本年度夜學會を開く旨を述べ龍頭蛇尾云云の所感が有つて降壇した それから二三の先輩が同じような事を述べて、さて發會式の議事に移つた 甲が二錢のまんじゅうと云ふ 乙が五錢の壽司を主張する 須らく此會費以て西多摩式を發揮せよと云ふものがある⁽⁶⁵⁾（後略）

その後明治四四年一二月に西多摩実業補習夜学校として設置され、大正七年には西多摩実業補習学校となり併せて女子部を設置、同一三年には西多摩公民学校、同一五年には西多摩村農業公民学校、そして昭和一〇年には西多摩青年訓練所を併せて西多摩青年学校となつた。

この夜学校で学習する内容は、閑聲子の在学していた大正二年には「學科ハ修身、法制、國語、算術、農業、英語、國文學ニシテ細谷、志村、渡邊、澤田、大澤ノ五訓導及び坂本一郎氏⁽⁶⁶⁾（英）宮澤一氏（國文法制）ヲ講ゼラルトイフ。」尚 昨年ト異ナル所ハ談話日ヲ一日十五日ニ變更シタルコト、英語ヲ随意科トシタルコト、唱歌日ヲ一定セサルコト等ナリトイフ。」であり、図書も購入している⁽⁶⁸⁾。

こうした自主性の強い西多摩実業補習夜学校で学習する機会を得た閑聲子は、大変熱心に学習したようである。この頃閑聲子は、後に自ら「下田伊左衛門宅の庭が稽古場で、明治の末から大正へかけて、下田査

一（二代目伊左衛門《明治四五年〜大正五年青年會長》）や下田の塾生の井上富久⁽⁶⁷⁾・宮田長五郎と下田保太郎・下田半三郎・下田佐助・下田伊三郎⁽⁶⁹⁾・下田豊吉・下田信太郎《閑聲子》等の青年が集まつて稽古をした。」と語っているように、剣道にも力を入れ、今日の羽村市剣道玉心会の前身剣道奨励会を、在学していた実業補習夜学校温習科の仲間と共に設立している。そして、この温習科は特に勉学等に熱心であつたように、その様子は「温習科は、夜学校四年までの業を終わつた生徒の希望者が参加して、漢文や社会問題の勉強をした。教師は細谷校長で、教室は応接室を使い、自由なふんい気の中で学習した。大正四年の温習科生十人ほどの中に渡辺大吉・小作莊作・下田信太郎・羽村金十郎（中略）などの剣道愛好仲間がいた。その中で渡辺大吉は二六歳の最年長で、学習にきわめて熱心、また剣道は仲間中最高の腕前をもち、強力なりーダーであつた。」⁽⁷⁰⁾閑聲子はこの温習科で剣道を行い、学習し、学校修了後も勉学などを積み重ねてかなりの知識・能力を身につけていたと考えられる。

なおまた、学校修了後は同校の幹事⁽⁷¹⁾となつて後輩の指導にあたる立場にたち、更に同校の運営に積極的に関わつていった。

四、「玉汀」と青年会

閑聲子は俳諧の系譜である宗匠俳句の環境の下で、俳句もしくは俳句を含めた文学などへの関心及び基礎的教養を実業補習夜学校で身につけて、また同様な他の青年との親密な交流を重ね、これらが『玉汀』において

同人として活動する基礎となつたと考えられる。その後これが『玉汀』へと続いて行くのであるが、『玉汀』以前に存在し、また『玉汀』創刊後においてもその同人らの活動の母体となつていたと考えられるものが青年会（昭和四年からは青年団）である。いわば青年会は俳句・文学等の活動を育んだ場ともいへるであらう。

さて、青年会というのは近世の若者仲間の系譜を引く各地に見られた、若者を会員とする年齢集団である。西多摩地域では明治一〇年代に「青年会」としての組織が見られ⁽⁷²⁾、ここ西多摩村では明治一六年頃西多摩小学校卒業生の有志が計って同好倶楽部という青年の団体を組織し、同時に夜学をおこして青年会の基礎となつたといわれる⁽⁷³⁾。これは恐らく、近世以来の若者仲間が学校の設置・定着に従い、学校を核にした組織に変化しつつあることを示しているものであらう⁽⁷⁴⁾。その後、明治三十一年に西多摩小学校同窓会がつくられて全村的な青年組織となつたとされている⁽⁷⁵⁾。また、「青年会」については、明治四三年までは旧村や字ごとに上組・中組・東・五の神・小作・川崎の六支会に分けられていた⁽⁷⁶⁾。この西多摩村青年会は、演説会の練習・養蚕などの研究や講演会、見学会、幻灯会⁽⁷⁸⁾、農事奨励、防疫などを行事として行い、夜学校の中心母体でもあつた⁽⁷⁹⁾。そのため、このような活動を活性化し、また記録する必要から、西多摩村青年会においても会報を発行するようになり、青年会としての報告事項や主張、それから何よりも「投稿規定」⁽⁸⁰⁾が設けられて、青年会の会員の主体的意見や主張を表明したり、文学作品を発表する場が設けられたのである。そしてこの中には俳句も含まれていた。

大正二年の『西多摩村青年會報』第七号には、寄せられた句とともに次のように俳句の募集が行なわれている。

○俳句募集廣告

西多摩村青年會物産品評會掛扇句集

題 秋季亂に結ぶ

〔田井志世〕の内随意
〔有二根無〕

三句 入花 一ノ三錢 余八一錢

句吟 二ノ五錢

蓬中舎

奥抜落巻

耕餘窓各宗匠撰

合點三光五客美景

環中居

右は來る九月三十一日堅く締切り秀逸以上次號會報に掲載し尚各宗匠染筆にて扇面に表し品評會場に掛飾り其盡返草致す可く候間四海の雅君如山御投吟あらんことを乞ふ

玉句届所 各支會 會報編輯委員

大集所西多摩學校内

西多摩村青年會

この撰者の蓬中舎壽蒼・耕餘窓即ち松廼門閑山・環中居求我はいづれも後に『玉汀』の顧問となる者で、募集の形式は近世以来の俳諧そのものであり、旧来の俳諧の流れによる文芸が会誌で展開されている。

その他会報には毎回俳句が寄せられて掲載されており、当時の青年達がいかに盛んにこれを嗜んでいたかがわかる。しかしながら、会報に見る俳句は在村文化の俳諧の系譜ばかりではなく、閑聲子やその他『玉汀』同人の句など、俳諧の系譜とは異なる新しいものもしばしば見ることができ。次にそれらのものを会報から引用しておこう。

中野露峯は『玉汀』に参加する人物であるが、会報の中で次のように

俳句や『玉汀』について報告・主張している。

蛙 哮 會

中野 露 峯

本會は大正九年霜月數名の有志が集り本村の一隅に呱呱の聲をあげた。(中略)翌年三月玉汀同人の俳禪寺、柑子、閑聲子諸兄の援助を得て玉汀支部となつた時は實に會員十名に達して居つた月を重ねるるに従ひ遠く帝都よりも入會者を迎へ設立以來二ヶ年を経て今日に於ては實に二十名に近い會員を有する様になつた。此處に於て私は云ふ。諸君よ發句、物臭、馬鹿、太鼓を論じた時代は既に十年の昔に葬られた。見よあらゆる雑誌新聞に於いて見ても如何に俳句なるものを歓迎して居るかは今更言を新らしくするまでもなく日毎に諸君の目撃されつゝある事と思ふ。(中略)俳句、他の文藝に關し、諸君と共に研究の歩を讀けたいと思ふて止まないものである。(中略)

祝 發 展

秋雨や他力本願に瘦せし我
秋隣る風あり洲草音立て、
鐵線花柘榴をよづる狹庭かな

(大正十一年十月廿七日投)

俳禪寺

閑聲子

柑 子

ここには、旧來の俳諧の系譜を「発句物臭馬鹿太鼓」と記し、「十年の昔に葬られた」過去のものとして退け、新しい俳句の姿を模索している姿が見られる。

次に下田閑聲子は、いわゆる新派の俳人と『玉汀』同人らとの交流を会報に寄せている。

吉野觀梅吟行記

下 田 閑 聲 子

三月一八日

第三日曜とて觀梅人をのせて満員の車中より柑子君東華君とともに日向和田驛に下車す。

プラットホームを出で、驛前に一同を待つ事寸時、車中の人皆下車し來る。

指田求我氏島田俳禪寺氏を眞先に翠山、壽仙子の兩君とワサビ會の俳士の一郡。東京の芦山、忘我、閑郷の諸君出口叱牛先生を仰ひで下車し來る。

長谷川零余子先生、鶴澤四丁先生のともに事故ありて來らざるは遺憾千万なり。

集る者十八九名皆とりどりに出で立ちし中に求我氏の俳人らしき出で立ち、叱牛先生の可愛らしき令息を従へての洋服姿も又面白し。三々五々相和して吉野村へと向ふ。

神代万年橋渡舟にて梅見人をのせし四五回の舟の往來を待つや一向の者皆石を投げて興ず、水をのむあり顔を洗ふ者あり。

○春の川待つ程もなく舟往來

○春川の舟を待つ間や石投げて

(中略)

梅鶯亭の本宅を借りて俳筵をし、時正に午前十一時、吉野の文子氏來りてよく盡す所あり(中略)もと一君來る、五日市の銀溪君青梅の夢翁君三田の微光君相次いで來る(中略)

自作句

春水に寝足らぬ顔を洗ひけり

糸絞れば藍に濁りぬ春の水(82)(後略)

その他、『玉汀』の「主幹」である島田俳禪寺が短歌を寄せたり、「玉汀集」と称して、『玉汀』誌上をそのまま会報に移したように、指田求我や同人である下田柑子・羽村芦山・下田閑聲子・原島壽聲子・森田翠山・島田俳禪寺それに並木善坊ら一五名の俳人達が三句づつ句を寄せている。(83)

なお、『玉汀』が大正一三年に六〇号を以って休刊した後にも、会誌には俳句が掲載され続け、同人の下田柑子が「途上禮讃」という題で、新潟県から山形・宮城県にかけての紀行と詠吟の俳句を記し(84)、同人・原島壽聲子も句を寄せている。(85)閑聲子も同様に句を寄せ、俳号でなく下田信太郎という実名で句が載せられている会報もある。(87)

これら『青年会報』に見たように、大正初めの句は旧来の俳諧の系譜を引くものであったが、次第に自己を表現する近代文学としての俳句に変化しつつあり、この帰結が「玉汀調」であり『玉汀』であるのだろう。こうした変化には青年達の動き、青年会活動が大きく影響し句の変化を醸成して行ったものと考えられるが、これを窺わせるものが会報に掲載された『玉汀』同人らの主張に見られる。

『玉汀』主幹・島田俳禪寺は言う。

精神の復興

島田 俳禪寺

(前略) 此れ大正十二年九月一日午前十一時五十八分の出来事である。有史以來未曾有の大震災大火(中略)

私は其の今回体見した大震災の事に就いて少々云ふて見たいと思ふのである。私の感じたことは佛教の四却と云ふことと佛教の無常

観である。(中略) 其の四却の世界に此の常無き身を以て尤も安心して働き、安心して立命することが大問題であらうと思ふ。(中略) お互は今精神的大震災に遭遇して居るのである。故に各自が其の欲する處の宗教に依つて、先づ信仰を求め帝都復興よりも精神の復興に力む可き秋であらうと思ふ。(88)

青年達が「精神的大震災」によって大きく動揺していると言ひ、大震災による東京の被害よりもこちらの方がより深刻であると記している。この言葉には、西多摩の青年達の中にも大きな混乱があつたことを示している。

同人・下田柑子は次のように述べる。

三ツの話

下田 柑子

頃日、中里介山先生に御目に掛つた、談はたちまち名著、大菩薩峠に飛ぶ

裏宿七兵衛はまだ生きて居りますか？

まだまだ中々活躍して居るよ、

一体机龍之助と云ふ主人公はニヒリストなんで御座いますか、いや、ニヒリストでもないね、強いて言へば東洋流のニヒリズムかもしれない、

では…老荘に近いものなんですか？

さあ——佛教の菩薩道心かな…

先生、大菩薩峠の結果は如何なるんですね、

それは……わしにも判らんさアハ……

先生は躰をゆすりながら笑ひ化されて仕舞はれた。

Aと云ふひげの生えた男（役場にでも出て居るらしい人）

Bと云ふひげの生えた男（学校の校長らしい人）

ふたりの話

A 明日ね、消防組の検閲に警察廳から消防課長が来るのだがね、

青梅の署の方からは各戸に國旗を掲げると云ふ御達しなんでしょう、如何なものでしょうか、役場と學校だけでも出して御茶を濁

そうと思ひますが……

先生の御考へは……

B いよいよ明日ですか、御目出度いですね、

ソーと消防課長と日章旗、大祭日以外極く意義のある日の外は掲げられない國旗……
フーム教育者の立場として……

今夜一晩よく考へて見まして御返事致しませう

國旗をあげると云ふもの

御茶を濁そうと云ふもの

一晩考へて見ると云ふもの

どれが日の丸旗に對しての正しい理解なんだろう。

甲 いや現在の日本では如何あつてもレーニンが必要だ、見給へ資

本家の横暴振りと、地平線下の俺たちの仲間の虐げられつつあ

る所を、

乙 それよりも、ムットリニが欲しいよ、自由だ、やれ平等だ、か

れなんだで今に御覽、おさまりがつかなるなるよ、血を流して
民権を擴張してまた血を流して専制政治を布く時代がすにぐ來
るよ、青少年の訓練などもそう云ふ時代の暗示でな感じがする
じゃないかね……

丙 おいおい言ふを止めよ、右にムツソリニ、左にレーニンと一度

に二人やって來たら如何するんだい

三人アハハ……アハハ……アハハ……⁽⁸⁹⁾

(一九二六—一〇)

ここで柑子は、当時青年の関心事であつた三つの話をする。前段の話は羽村出身で青年を薰陶した小説家・中里介山の話で、青年達が日常大いに関心を持っていた「大菩薩峠」についての話と、時代の精神的流行の一つであつたニヒリズムを話題にしている。中段は権力に右往左往する小役人などの姿を揶揄しており、後段は社会状況を伐り開こうとする青年の姿と模索の様子が描かれ、特に「青少年の訓練云々」は、この文の書かれた大正一五年に全国的に設けられた青年訓練所に対する反発であろうが、状況の本質を言い当てており、事実後年その指摘の通りの歴史を歩むことになる。

更に同人であつた原島壽聲子は軍隊というものを暗に批判する小文を記している。

火薬庫衛兵より

壽聲子

(前略)とここで俺は先週から泉新田の火薬庫に來て衛兵勤務だ。

月下の歩哨!!とでも言ったら君等は詩的な感興を起すだらう。けれども大違ひ、立哨中誤って居眠りでもしてゐるのを巡察官に見つけられた最後、哨令違犯といふ罪名の下に圜圜の人とならねばならぬ。

(中略) 劔をつけた銃を肩にして草深い土堤の上を、巡視しながら瞬く星を眺めてゐると、『歩哨!!歩哨!!』と人が呼ぶやうな鳥の聲を耳にする。(中略) この鳥には面白い傳説がある。それを書くことにする。日露戦役のころの話、此所に勤務する歩哨兵に美しい啞の戀人があつた。戀の火に燃江た二人はこの恐ろしきまで淋しい土堤の上で果かない逢瀬をば續けてゐたのだ。ところがある時歩哨は交代されて、他の兵卒が此所を巡視してゐたと。何物とも知れぬ人間らしいものを闇の中に發見した。しかもそれが歩哨に接近して來るのではないか。歩哨は『怪しい』と心に叫んで劔のついた銃を構へて、『誰か?』と一聲誰何した。言ふまでもなく、神ならぬ啞の娘が、淋しさも恐ろしさも忘れて、たゞ戀の逢瀬の樂しみに胸をおどらせながら、歩哨に近づいたのである。(中略) 俺たち歩哨の守則の中に『夜間歩哨ニ接近スルモノアレバ、銃ヲ構ヘテ誰何スベシ。誰何三回ニ至ルモ答エザレバ、直チニ捕ヘ又ハ射殺スベシ。』といふ一節がある。今や守則を適用すべき時だ。歩哨は再び誰何した。いよいよ三回目の誰何、『誰か?』と叫んだ。答ふべき道理がない。恐怖の念にかられた歩哨の頭脳は冷靜を欠いたことはいふまでもない。突然、闇の中に劔尖が閃いた。

歩哨の鳴らした警笛に、司令の將校以下控兵が駆けつけた時は、美しい白い胸から眞赤な血がほとばしって、土堤の草を時ならぬ紅葉に染めた。(中略) 美しい啞の娘は戀の犠牲となつて死んだ。この

啞の娘の靈が鳥となつて『歩哨!!歩哨!!』と呼んでこの火藥庫を離れないとのことである。

事眞偽は判らない。けれども、この火藥庫には相應しい傳説である。

(中略)

非番の徒然にこんなものを認めた。この次の日曜には日に焼けた顔をお目にかけることが出来るだらう。それを樂しさに筆を置く。

ものゝ怪に秋冷迫る夜なりけり

夜氣重き外套脱いで執筆かな

秋天に怪禽翔る羽音かな⁽⁹⁰⁾

右は、先に同人・羽村芦山の文を引用した「二」に記した中にある「君(壽聲子)も時に軍隊の壓制を嘆じ」という記事と合せ考えると、軍隊批判の視点が明かになるであらう。

引用が長くなつたが、ここには俳句等につながる同人青年らの社会意識が読み取れる。このような『青年会報』に表明された彼らの意識は、青年会の活動において醸成されていゝのではなからうか。

そこで、この『玉汀』の発行されている時代の青年会において、青年達の社会意識、また俳句などにまで影響を与えるどのような事態があつたのか。更に会報を通じて見ておきたい。

左に引用するのは大正一一年の状況である。当時青年会長であり『玉汀』の顧問も務めた坂本唯一は「巻頭の辭」で言う。

革新の春

會長 坂本唯一

何時如何なる時代でも光明と暗黒の二面は楯の表裏の如く形影相

伴ふて居る。(中略)

歐州大戦後人心は平和を仰望して文化的施設は社會の中心問題となつた、軍閥は呪われた(中略)其反面に於て經濟的戰爭は深刻に襲來した、勞働爭議は頻出した、思想問題は姦しくなつた、政治道徳は腐敗して正義と權力とか衝突した、光明乎、暗黒乎。(中略)却てそこに吾々青年の奮起すべく修養すべき教訓があり未來の大使命があるのではあるまい乎。(中略)純眞な光明な正義によつてのみ進退する青年が徐ろに想を養ひ體を練やがて理想の天地を實現すべく努力するのを時代は待つて居るので、青年の生命は未來に在る。(後略)

坂本は混迷した社會状況を伐り開く存在として青年があることを、青年會員に鼓舞している。

こう会長が鼓舞する中で先鋭な主張をする會員もいる。

閑人語

紅詩郎

社會主義が流行り、過激思想が生れる。どこ迄がよくて、どこ迄が悪いのか、一度も教へられたことがない。唯漠として觸れてはならないと言ふ。無知な私共を喰はず嫌ひにしやうとして居る。(中略)盲目的に恐れ、高壓的に防ぐより、充分に主義思想を理解せしめて、其の批判に、取捨に、聊かも迷ふ事のない様にして貰ひたい。吾々は、或時社會主義者と誤解さられた經驗を持つ松原主事をリーダーに戴いて居る事を喜ぶ。(中略)忠義が軍人の專賣ではない如く、質素も中堅も、我々百姓の専有物ではない。(中略)民力涵養がどうの、青年の修養がどうのと説く人々の金指輪や金鎖を見る度

に、一種の惡寒を感じる。

官選理事を最高幹部に押し戴く青年會もそろそろ時代ものになつて來た。ブルジョアが吾々青年の意志を代表するのは丁度鉄の代を金が勤める様なものである。旨く行くわけがない。そこに不平があり、矛盾があり喜劇がある。目醒めよ青年!!此時代錯誤の一弊風を改造せよ。(92)(後略)

右のような意見とは異なつた視点から青年の自覺を主張する者もいる。

帝國の危機を救へ

渡邊 信太郎

歐州大戦の影響により(中略)月に人心は浮薄となり。社會は攪亂されつつある曰く、何々贖職事件、何々横領事件、又は詐欺取賤と日々新聞の社會記事を賑はしてゐる、是れ何たる醜態ぞや。

噫!!帝國の危機迫る。!(中略)

諸君、吾々は瘦せても枯れても日本男子だ、否世界の最大強國の名譽ある日本男子だ。而して眞面目を以て唯一の特徴とする田舎青年だ。希くは靜かに國家の前途に思を致されよ。多にに國家を愛せよ。(中略)憂國の士、大いに奮へ、立てよ西多摩の青年。(93)

また、第一次大戦後の蠶業の不況に立ち向えという主張なども成されている。

萎微せる本村の蠶業界を救へ

宮川 安信

我が國は押しも押されもしない世界一の養蠶國であり、而して國富の大部分は之によつて寄與せられて居る。然るに歐州大戦後の大

不景氣の襲來に遇つて養蠶界の大恐慌に達着し、(中略) 況んや本村の如き農業の主收入を斯業に仰ぎつゝあるものに於てをやである、然らば今後は如何に方針を立つべきかは、本村にとつては焦眉の急を要する大問題であるかと思ふ。

即ち第一は養蠶業に對して、最早改善の餘地はないか。第二には之に代るべき新なる産業方針を建て得べからざるか、(中略) 愛村の各位よ！靜かに研究を重ねられて、將に破産に近づくの感のある本村の現状を救はんことを希んで止まぬ。⁽⁹⁴⁾更に、思想一新と自重を求めざる者もいる。

祝本會發展

東ヶ谷戸支部翠子郎投

會報の發行、それが俺の多年の希望であつた(中略) 互いに意見を誌上に闘はし、向上の道を踏分ける唯一の機関だ(中略) 現今の青年は懦弱だ、それは誰にもよく見える様だ、そして自己の重い重い大使命を忘れてゐるのではないが。世は刻々と危機に近寄りつゝある吾人、豈奮起せずして可ならんのだ。諸君よ、古く泥れた思想を、一掃して、新しい一の覺悟と發奮とを以て、第二の國民として恥ぢざる様つとめようぢあないか。自重せられよ、會員諸賢⁽⁹⁵⁾(後略)

これら一連の記述から、この西多摩村の青年達、青年會も相當に大きな動搖、特に思想上の動搖を來してゐたことを推察することができる。

西多摩村においては丁度この大正一一年の七月から、青年會の最も大きな収入部分を占めていた電灯料集金手数料⁽⁹⁶⁾に關連して、禪林寺漏電問題⁽⁹⁷⁾が起り、帝國電灯会社を青年會が中心となつて糾弾する事件が発生し、村内の青年會員の意識が昂揚する時期でもあつた。

そこで恐らくこうした村内の青年の動搖に對して、青年會長・坂本唯一は次のように會員達に呼びかける必要があつたのであろう。

地方青年の重責

會長 坂本 唯 一

思想上から見た現代は頗る不安定で所謂新舊の衝突が色々の論議と争動を生んでゐる、(中略) 然し古き者常に惡しく新らしき者必ず善いとは限らない。例へば權勢富貴に倨つて弱者を妨げる專制的思想を排斥すると共に、自己の主義や賣名に急で社會の秩序を破壊するやうな左傾的思想も絶対に退けねばならない。かかる思想が跋扈すれば勢の赴く所人心の平靜が破られて、流血の慘事が行はれ社會の組織は根本から覆がへされるであらう。(中略) 亦彼の軍國萬能主義が不可なる如く、平和人道主義も眉唾者である。(中略) 特に農村が現在の世想を了解するに敏ならず、思想に自覺無く制度に革新無く徒らに富と權力とを都會に汲収されて披弊困憊せるは吾々農村青年の最も考慮と發奮を要する問題ではないか。現代の如き思想動搖生活不安定の時代に於て小にして一村一郷、大にして國家社會の安定は最後に何人の手に確保せらるるであらう。見よ政治家は利權を漁るに急である。宗教家教育家は寺院と學校以外には殆んど其能力が無い。軍人は如何、實業家は如何、何れも其言に美にして行に醜なるもののみではないか。高樓に美酒を飲んで文化精を高唱する如き輩に社會革新を口にする權能はない。(中略) 最後の安定は純真なる地方青年の手に依つて 確證せられなければならないと信ずる。

青年は修養時代に屬する、青年會は其の團躰だ。(中略) 青年も

尋常一様の修養に安ずべき時では無い。捨歩否百歩を進めて思想上にも、經濟上にも、乃至政治上に充分徹底した修養と理解を積んで最も時代に適當した處置を取るべき準備と覺悟が必要である。徒らに繩墨を固守して臨機應變の智無く、或は富貴に叩頭し外来思想に心酔し、乃至政黨に拘泥して社會革新の眞意義を自覺せざるは有爲なる青年の取るべき道で無い。⁽⁹⁸⁾ (傍点原史料)

以上のように、青年達は青年会の中で新しい時代を自らの手で模索していたのである。これが文学的な側面においても影響を与え、青年会の中で従来から盛んであった俳句が発展して、青年会、「青年會報」から独立して『玉汀』となったものである。前代以来の俳諧の系譜を引き継ぎながら、こうした新しい氣運の中で句を換骨奪胎して近代的な創造的な俳句、「玉汀調」を目指していたのがその同人達であり下田閑聲子であったのである。

事実閑聲子自身、青年会の評議員の(99)一員となり、西多摩郡青年会(100)總會や同郡青年連合大運動会(101)に出席・出場し、小作支会幹事などを務め、青年会活動を推進する一人でもあった。⁽¹⁰²⁾

おわりに

俳諧から俳句へ轉換して行く様子を、西多摩村の『玉汀』と、その中心的な俳人の一人であった下田閑聲子を通じて見て来たのであるが、閑聲子ら『玉汀』同人らを生んだこのような村々における文化の流れは、どのような歴史的な流れとして把握できるのであろうか。

既に俳諧については触れておいたが、俳諧というものは、化政期から幕末維新期あたりまでを最盛期とした村々豪農層らによる「在村文化」の象徴であり、指標であった。この「在村文化」は、豪農層が經濟・社會の中心者として存在する自由民権期辺りまで続くことになるが、松方デフレを契機とする豪農層の衰退・変質とともに、こうした文化・俳諧は次第に下降消滅して行くのである。

一方、村々にはこのような豪農による「在村文化」とは異なった、特に下層農民などをも含んだ自律的な若者仲間による地芝居等の文化的な動きがあった。⁽¹⁰⁴⁾

しかし明治五年の学制公布以降村々に小学校が設けられ、強制的に学校教育が各地に施行されていくと、若者仲間もこの学校教育の渦の中に巻き込まれて行くことになる。またこの学校教育は、当初は円滑に進展せず、村における機能はそれほど大きくはなかったが、日清戦争や日露戦争という対外戦争の時期を機に全国的に定着し始め、これにより若者仲間という年齢集団が少年を把握する学校と結びつき、若者仲間から青年会へと変貌し、更には夜学会(校)までも設けてこのような動きが加速するのである。

そして、明治二〇年代頃から次第に消失して行く豪農による「在村文化」に代って、青年会活動の中からいわば「青年文化」と呼ぶべきようなものが生まれ、この中に近代文学としての俳句が俳諧の伝統を素地に広がるようになり、新に文学青年も生み出して来たのではないかと考えるものである。

下田閑聲子のような俳人、文学青年は各地にいたのではないだろうか。今後、各地の同様な俳人・俳句誌などを追究し、右の歴史を検証して

みたい。

(追記) 本稿の作成にあたり、羽村市の雨倉喜三郎氏、関聲子氏の御親族の下田武子様、羽村市郷土博物館の方々に「ご教示賜りました。末筆ながらここに記して感謝申し上げます。」

註

- (1) 「朝日俳壇・俳句時評」(「朝日新聞」一九八九年六月二十五日朝刊) 「俳句人口一〇〇〇万人の百花繚乱」(「アエラ」一九八九年六月二十七日号・朝日新聞)
- (2) 「天声人語」(「朝日新聞」一九八九年六月三〇日朝刊)
- (3) 岡崎泊葉子「俳句がなぜ今「面白い」のか」(「朝日新聞」一九八七年八月一四日朝刊「声」欄より)
- (4) 林 和子「興味本位にも乗便はいかが」(「朝日新聞」一九八七年八月二三日朝刊「声」欄より)
- (5) 遠藤 創「定型の否定はむしろ青信号」(「朝日新聞」一九八七年八月二三日朝刊「声」欄より)
- (6) 東京都台東区では、正岡子規が根岸に住んでいたことと、俳諧の発句が子規により俳句と呼ばれてから一〇〇年経ったことを記念して、本年一月に「俳句百年全国大会」を催し、投句を募るという
- (7) 村山古郷『明治俳諧史』昭和五七年・角川書店
- (8) 明治八年、羽村・五ノ神村・川崎村(以上現・羽村市)と福生村・熊川村(以上現・福生市)合併多摩村成立、一五年同村解散、一七年羽村・五ノ神村・川崎村・福生村・熊川村連合戸長役場制に

より連合村、二二年羽村・五ノ神村・川崎村合併西多摩村(大字旧村名継称)、昭和三一年西多摩村町制施行により羽村町、平成三年羽村町市制施行により羽村市(『角川日本地名大辞典』一三東京都・昭和五三年・角川書店)

- (9) 羽村町俳句を習ふ会『新樹』第六集・昭和五七年
- (10) 「羽村市市制施行記念句碑」平成三年一月一日建立・羽村市俳句会、羽村市郷土博物館の近くに建てられている
- (11) 斎藤一骨・細井逕司編「昭和六三年・物故俳人名彙」(秋山みのる『俳句』三七巻一三号・昭和六三年二月一日)、俳人協会編『俳人協会会員名鑑』昭和五七年
- (12) 下田関聲子・昭和四四年発行。山口青邨の序句があり、昭和二四年〜四〇年に『夏草』・『ほととぎす』の入選句の内から選んだ六〇〇余の句が収められている
- (13) 下田関聲子・昭和五四年九月一日発行、山口青邨の序句がある、昭和四一〜五二年に『夏草』・『ほととぎす』などに発表された句が収められている
- (14) 「襲ひ来し秩父の飛雪落葉掻」の句碑、昭和四〇年秋建立
- (15) 「菊枕多摩の瀬鳴りの通ひ来る」の句碑、傘寿を記念して多摩川の丘中台山に昭和五六年建立
- (16) 羽村町俳句会・夏草多摩支部主催「下田関聲子先生追悼句会録」(於・羽村町小作台西会馆)昭和六三年九月一日、参加者は青梅市・羽村町等の雨倉喜扇・儘田司水ら五九名。
- (17) 平成三年・角川書店・五一九頁
- (18) 拙稿「石川酒造家の俳諧史料について」(『多満自慢石川酒造文

書』第二卷・昭和六一年・霞出版）、同「石川和吉と石川家の経営展開」（『同』第四卷・平成元年）、同「多摩地域の俳諧交流に見る在村文化の広がり」（『地方史研究』二二六号・一九九〇年八月）

(19) 東京都教育委員会『旧武蔵国多摩郡下師岡村名主吉野家文書調査報告』昭和六三年九月、同吉野家文書・G三〇七・金毘羅宮献灯月次納会秋冬混題句会）、G三〇八「銘々評発句集」など

(20) 西多摩村役場『西多摩村誌』昭和三年一月一日・四四二・四四三頁

(21) 『西多摩村誌』四四一頁

(22) 青木正州「青梅蕉風俳諧に就て」（『多摩郷土研究』第三九号・昭和四五年一月一日）、『昭島市史』昭和五年所収「第四章在

村文化の諸相」、青梅市教育委員会『青梅歴史物語』平成元年、拙稿「史料紹介好々居曰左正風蕉門人名録」（東京都立八王子高陵高等学校図書部『研究紀要』平成五年三月）以上参照

(23) 前掲「多摩地域の俳諧交流に見る在村文化の広がり」、『福生市史』上巻・平成五年所収「第三編・第八章第三節 農民文芸の隆盛」

参照

(24) 勝良については「沙月亭勝良。新久村黒米氏。慶応三年七五歳。」

また『新撰俳諧三十六句巻』（弘化三年）には、『武蔵新久の里、

黒米氏、故閑月庵竹妓の門に遊び、沙月亭の号あり、又遠州流及活花を好み偃松齋と云、方位宅相を学ひ益鎌亭と云、北辰を念じて岱山舎辰子の名あり』とある」（『多摩の人物史』武蔵野郷土史刊行

会・昭和五三年）

(25) 「寛政一一年〜明治一九年、坂本八郎右衛門、恋ヶ窪村出身の宗

匠。五世宝雪庵の門人となり、はじめ『草宇』と称す、後、同庵を継承六世可尊となり、江戸の宗匠の一人となる。」（『多摩の人物史』）、前田利治「武蔵野俳諧史稿（一）―宝雪庵可尊―」（『武蔵野女子大学紀要』九号）、『国分寺市史』中巻・平成二年所収の「第十一章第一節在村文化の展開と農民俳人宝雪庵可尊」を参照、なお、可尊の句集『古郷碑』（明治二二年）には壽郎（タマ村）とともに閑旭（ハムラ）という俳号も見られる

(26) 勝良と可尊については、「江戸俳壇で有名な勝良宗匠・宝雪庵可尊宗匠に従って、私達の村へも同好の人が出て来た」と記され、西多摩小学校『伸びゆく村』昭和二四年、また、『羽村町史』にも再録されている

(27) 福生市郷土資料室蔵、盛車は、新撰組副長であった土方歳三の義兄・佐藤彦五郎（日野宿）である

(28) 福泉舎友甫の記述には「明治一二年九月二三日友昇参る羽村泊り」と記されている（『福生市史上巻』）

(29) 明治一三年九月一二日に中藤村真福寺で開催された「大日本書画展観会」、会主は同村の齋藤齋潭、その他自治改進党系の人々がこの会の中心となっている、拙稿「多摩地域の俳諧交流に見る在村文化の広がり」参照

(30) 神奈川県文化資料館蔵『横浜石川町妙法堂永代掛額松原庵友昇・桜庵太麗両居士追福句合（催主・月華）』、選者は他に、月の本春水・南柯舎左舟・福泉舎友甫・臥龍其樸秀・月琴舎獅洞・宝笠庵木冠・左助坊一祐

(31) 『羽村町史』昭和五八年・八一四〜八一七頁

(32) 『伸びゆく村』

(33) 羽村市宗禅寺には蓬中含壽蒼の立机五〇周年を記念して昭和二二年に芭蕉句碑が建立されているが、この建立を「玉汀連」が後援している、このことにより後年まで「玉汀連」が続いていることがわかる

(34) 青梅市師岡町吉野家文書「(青梅) 金毘羅月並奉灯納会句合計點録」天保一〇年

(35) 福生市清水晃家文書「俳諧番付」天保九年までのもの

(36) 「武州拜島向大師奉額句集」明治二二年

(37) 『羽村町史』八一六頁

(38) 故下田閑聲子蔵『玉汀』創刊号・大正八年五月二〇日の「社内より申上候」の項(以後『玉汀』はすべて故下田氏蔵)

(39) 『玉汀』創刊号・大正八年五月二〇日

(40) 村山古郷・山下一海『俳句用語の基礎知識』昭和六一年・角川書店

(41) 福生村の福泉舎友甫は友甫の「友」の文字を俳号に冠する、「友冠連」という結社をつくっており、青梅町の好々居曰左は「好」や「曰」の文字をその門人達に与えている

(42) 『玉汀』二六号・大正一〇年六月二五日

(43) 明治二八〜一八六九〜昭和一九〜一九四四〜年、鶴澤芳松・青山学院・独逸協会に学ぶ、鉄道事務に従事。秋声会に属す、雑誌「俳諧」刊行、「俳諧修辞学」「四丁句集」など著書がある(松井利彦)

(44) 『玉汀』三号・大正八年七月二〇日

(45) 『玉汀』四五号・大正二二年一月二五日

(46) 『玉汀』創刊号・大正八年五月二〇日

(47) 『玉汀』創刊号・柑子「ひとりごと」より

(48) 『玉汀』第二号・大正八年六月二〇日・柑子「雑草をぬきつゝ」より

(49) 『玉汀』第二号・宮本仙湖郎の「作歌の態度」より

(50) 『玉汀』第八号・大正八年二月二〇日

(51) 『玉汀』第二号・大正一〇年二月二五日・羽村芦山「或る日曜」より

(52) 中村半左衛門(明治一三〜明治四〇年)、昭和村大字大神(現・昭島市大神町)、青梅鉄道株式会社重役、多摩農業銀行重役、号を梅塙という(前掲「多摩の人物史」)。なお梅塙は俳句を嗜むが、父・槐堂(半左衛門)(安政三〜大正一三年)、祖父・半左衛門一豊(天保二〜明治三年)、曾祖父・季翠(嘉右衛門)(文化元〜明治三年)、さらに一代前中子へ推定(半左衛門一仲)の数代にわたって俳諧を嗜んでいる家系である(『昭島市史』)

(53) 『玉汀』第五号・大正一〇年五月二五日、「月の本宗匠の計を悼む」より

(54) 『玉汀』第二六号、鶴澤四丁「郷土文藝の壇場として」より

(55) 『玉汀』第四五号、指田求吾「編集便り」より

(56) 『玉汀』第二〇号・大正一〇年一月二五日

(57) 『玉汀』第二号

(58) この番附にある「年寄」欄——「玉汀顧問」の齋藤俳小屋は、閑聲子を指導し、閑聲子に大きな影響を与えている、閑聲子自身自

らの句集の中で、「(前略)末筆ながら大正の頃より私の俳句を育んで下さった、故齋藤俳小屋先生にも感謝の意を表します」(下田閑聲子『句集』落葉』昭和四四年の「あとがき」)

なお俳小屋は次のような人物であった、「明治一六〇昭和三九年、埼玉県所沢。本命徳藏、別号梅仙。家業は農業兼米屋で、昭和初期一時地元所沢町の助役を勤めた。俳句は明治三十三年、十七歳頃から旧派に属して作り始め、二十五歳頃から高浜虚子に師事、大正二年虚子が俳壇に復帰すると同時に「ホトトギス」に拠る。永年の間に同系の「若葉」「天の川」「藍」「牡丹」「かすみ」等多くの雑誌に關係し、特に富安風生、鈴木花蓑、原石鼎らと親交があった。

「ホトトギス」「若葉」同人。「にげみず」「笠等」を主宰したこともあった。埼玉県俳句連盟顧問。その句は土の俳句、農民俳句を提唱して、特異な存在であった。句集に『俳小屋句集』(大13)『第二俳小屋句集』(昭12)『徑草』(昭26)がある。桑の芽は太り田畑に人も殖え」(松井利彦『俳句辞典近代増補版』昭和五七年・桜楓社)

(59) 下田閑聲子『句集』落葉』昭和四四年の「あとがき」

(60) 下田家談

(61) 國史大辞典編集委員会『國史大辞典』第六卷・昭和六〇年・八七九頁

(62) 『西多摩青年学校沿革概要』(『羽村町史』昭和五八年)七四五

頁

(63) 『羽村町史』七四五頁

(64) 羽村(東ヶ谷戸)出身である中里介山は、後年次のように夜学会

の話を「百姓弥之助の話」の中で記しているが、これは当初の夜学の様子を彷彿とさせる。

「(前略)十二、三歳の時分に自分(彌之助)が主宰者となって少年夜学を起した。これはもっぱら、その附近の小学校在級者を集めたもので、年齢は九ツから十四、五歳までであった。

会場としては、村内の然る可き養蚕室を借り受け、そこへ有合せの養蚕具や箱類で机腰掛を作り每晚一定の時刻に集まって夜学をするのであった。時期は秋の末、麦まきの終わった時分から初めて、翌年三・四月学期の変る頃まで続けた。(中略)

会長は選挙したのだが、いつでも弥之助が当選した。第一条何々と云う立派な会則が定められて居た。その中には大いに士気を鼓舞する文字が連ねてあり同時に若衆連則ち青年共の懦弱な氣風に吾吾少年は感染してはならない、淫猥なる行為を為すものは断然退会せしむ可しという(中略)そうして、相撲をやり、居合と劍舞を盛んにやった。(中略)

この夜学会では、会員に週費として一錢ずつ持って来させることにした。それでランプも買い、石油も買い、絵筆の類も買う事にしたが、本や雑誌を買うとなると、中々足りない。そこでこれも弥之助の発案で夜学の時間を裂いて夜業をさせる事にした。(後略)「

(中里介山『中里介山全集』第一九卷・昭和四七年所収の「百姓弥之助の話」)、なお同様の内容が『伸びゆく村』に収められている

(65) 西多摩村青年会『西多摩村青年會報』第九号・大正一三年三月三

一日、芦山陳人「夜學の窓から」

(66) 次の文によれば、この英語もかなり高い内容であったと思われる、

「(前略) かつて渡辺芳郎氏(玉心会ハ羽村市の剣道の団体ノ初代会長渡辺大吉長男)は、『高等女学校在学の妹の英語を父がよくみてやっていたが、貧農の子の父が何処で英語を習ったのか、父について不思議のひとつである』といったことがあるが、この時期の夜学校で英語を学んだものである。英語の教師は坂本市郎(坂本沙都雄氏の父)で長くアメリカへ留学し、当時は西多摩村役場吏員であった」(羽村町剣道玉心会『剣道玉心会六〇年誌』昭和五八年)

(67) 『西多摩村青年會報』第八号・大正二年一月一五日。「夜学校ノ状況」より

(68) 大正三年・六年には次のように図書を購入している

(大正三年) 「新購入圖書 西多摩村實業補習夜學校圖書館にては左の如き新刊圖書を購入せり。

- ・ 維新五人男
- ・ 名将言行録
- ・ 藤公余影
- ・ 致富の鍵
- ・ ヘボ畫集
- ・ 人間學
- ・ 自然と人生
- ・ 新聞記者修行
- ・ 紅葉遺稿
- ・ 碧瑠璃園集
- ・ 新水辯傳
- ・ 紀文長者
- ・ 蛙のはらわた」(『西多摩村青年會報』第九号)

(大正六年) 「七、圖書館備付け圖書の購入 村教育會と合同して圖書を購入し圖書館に備え付け一般に貸與す

(圖書名) 道を求めて、岡田式靜産法・日記から、少尉になるまで、青年修養着手の箇所、大戦に現れたる雄辨、一日一信、金の世の中、噫無情、言行録、根痕、獨逸の膨脹、農村自治の話、兵營生活、瀧口入道日本征服、股が作戦、剣道、戦争と平和、声淵修養百話。」

(『青年會報』第一五号・大正六年五月二五日)

(69) 『剣道玉心会六〇年誌』二三頁

(70) 『剣道玉心会六〇年誌』二五頁

(71) 『青年會報』第一五号・大正六年五月二五日、閉聲子は、大正五年の補習夜学校の幹事となっている、なお、この年の生徒数は第一学年二九名・第二学年一九名・第三学年二二名・第四学年一七名・温習科一〇名であった、『玉汀』同人の雨倉壽亭も大正二年の同幹事を務めている

(72) 『羽村町史』六九九頁

(73) 『羽村町史』六九六頁

(74) 高橋 敏『日本民衆教育史研究』一九八一年・未来社

(75) 『羽村町史』六九六頁

(76) 『羽村町史』六九八頁

(77) 『青年會報』第一六号・大正七年五月一七日

(78) 西多摩村の青年会も、昭和四年には青年団となり次第に官制と圧力が強められていった

(79) 『青年會報』第一六号

(80) 『西多摩村青年會報』第八号の投稿規定は次のようであった

「 投稿規定

(ママ)

- ・ 一、用紙ハ成可原稿用紙ヲ用ヒラシタシ半紙ノ場合ニハ一頁十行トシ二十字詰ヲ標準トシ字体明瞭ヲ要ス

- ・ 一、届ヶ先ハ青年會事務所内(役場)又ハ西多摩小學校内本会係員ト宛ツベシ

- ・ 一、投稿ニ匿名ヲ用ヒラル、際ト雖モ編輯委員迄ハ其ノ氏名ノ分明スル様セラルベキト

- ・ 一、投稿ノ切ハ三月、十月、十二月等の月末マデトス

・一、詩歌俳句説等ニシテ着想微妙ニシテ佳作ト認メタルモノ
ニ慎重考査ノ上特ニ景品ヲ贈與スルコトアルベシ

・一、本會々報ニ投稿セントメ原稿用紙必要ノ者ハ本會専務員
宮澤氏又は各支會ノ編輯員ニ請求セラルベシ

(81) 『青年會報』第一八号・大正一一年一月二日

(82) 『青年會報』第一九号・大正一二年九月一日

(83) 『青年會報』第二〇号・大正一三年六月三〇日

(84) 『青年會報』第二一号・大正一五年一月二〇日

(85) 『青年會報』第二三号・昭和二年二月二五日

(86) 『青年會報』第二二号・大正一五年二月二二五日
閑聲子は

「秋十句」として次のような句を寄せている

秋風や 土を流るゝ 蜘蛛の糸

笹伏て 洪水に人ある 堤かな

独活の實に 夕まけ鳥 去りやらず

秋雷や 雨をおとして 雲高し

秋天に あまねき星の 光かな

爽かに 歌へる朝の 校舎かな

亂れ菊 太竹添て 起しけり

草の実や 足袋をたたけば 土埃り

秋風や このもかもの 葉摺して

いち早く 紅葉の櫛と なりにけり

(87) 『青年團報』第二五号・昭和四年二月二五日、閑聲子は「奥多

摩觀楓日曆」として、次のような句を寄せる

久に逢う 人皆うられ 紅葉宿

最りて 川風寒き 紅葉かな

秋の水 岩打ち打ちて たかふれる

溪風や 一葉舞い下り 舞ひあがり

蔓紅葉 おどろの中に 遠へりけり

(88) 『青年會報』第二〇号

(89) 『青年會報』第二二号

(90) 『青年會報』第二二号

(91) 『青年會報』第一七号、大正一一年五月二五日

(92) 『青年會報』第一七号

(93) 『青年會報』第一七号

(94) 『青年會報』第一七号

(95) 『青年會報』第一七号

(96) 『羽村町史』七〇一頁

(97) 『青年會報』第一八号、大正一一年二月二五日

(98) 『青年會報』第一八号

(99) 『青年會報』第一六号、大正七年五月七日

(100) 『青年會報』第一六号、出席者八名の内の一名であった

(101) 『青年會報』第一六号、出場者三名の内の一名

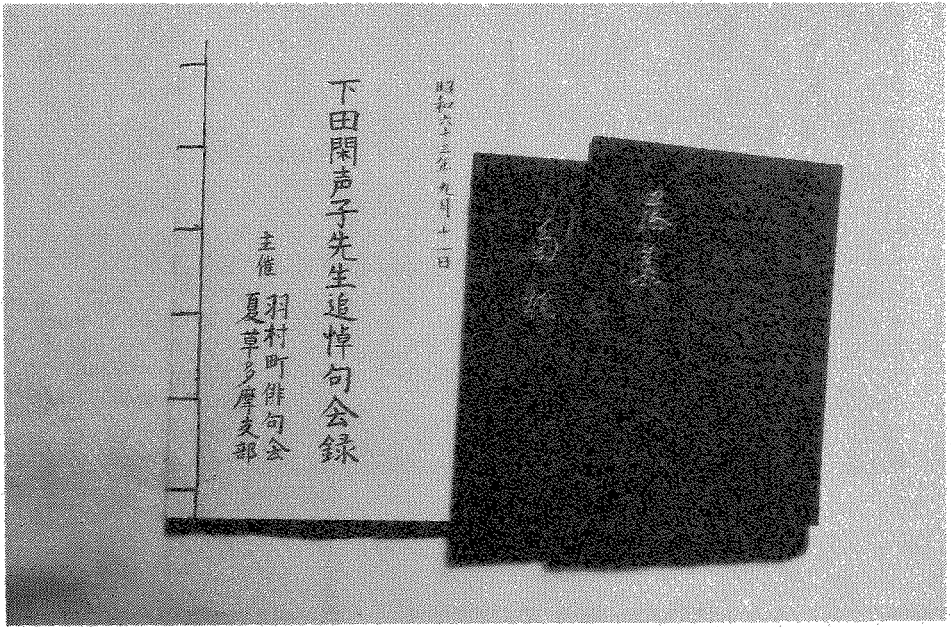
(102) 『青年會報』第一六号、閑聲子は大正一五年に青年會を退會して

いる(『青年會報』第二二号)

(103) 高橋 敏『民衆と豪農』一九八五年五月二〇日・未來者・一頁

(104) 多仁照廣『若者仲間の歴史』昭和五九年・日本青年館、守谷 毅

『村芝居』一九八八年・平凡社



閑声子の句集と追悼句集



閑聲子の句碑（都立農林高等学校）



蓬中舎壽蒼立机50周年記年句碑
（羽村市宗禅寺）

表に芭蕉と其角の句があり裏に壽蒼の句がある、後援は玉汀連、昭和12年建立